

日野市議会会議録

平成4年第3回定例会

第24号～第31号

9月7日 開会

9月30日 閉会

日野市議会

日野市立図書館 81-7354



1793819

平成 4 年 第 3 回 定 例 会 日 程

9 月 7 日	(月曜日)	会期の決定、行政報告、諸般の報告、 議案上程
9 月 8 日	(火曜日)	一般質問
9 月 9 日	(水曜日)	一般質問
9 月 10 日	(木曜日)	一般質問
9 月 11 日	(金曜日)	一般質問
9 月 14 日	(月曜日)	一般質問、議案上程、請願上程
9 月 29 日	(火曜日)	審査報告
9 月 30 日	(水曜日)	審査報告、議案上程、請願上程

平成 4 年
第 3 回定例会 日野市議会会議録目次

○ 9 月 7 日 月曜日（第 1 日）

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	2
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
行政報告	5
諸般の報告	9

（設置・選任）

日野市議会平成 3 年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任について	9
--	---

（議案上程）

議案 第 83 号	平成 3 年度日野市一般会計決算の認定について	10
議案 第 84 号	平成 3 年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について	11
議案 第 85 号	平成 3 年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について	11
議案 第 86 号	平成 3 年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について	11
議案 第 87 号	平成 3 年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について	11
議案 第 88 号	平成 3 年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について	11
議案 第 89 号	平成 3 年度日野市老人保健特別会計決算の認定について	11

議案	第90号	平成3年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について	11
議案	第91号	日野市立教育センター設置条例の制定について	13
議案	第92号	日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例の制定について	25
議案	第93号	平成4年度日野市一般会計補正予算(第2号)	29
議案	第94号	平成4年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	61
議案	第95号	平成4年度日野市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	61
議案	第96号	平成4年度日野市受託水道事業特別会計補正予算(第1号)	64
議案	第97号	日野市公共下水道事業浅川右岸第六処理分区(4-2)工事請負契約の締結について	66
議案	第98号	日野都市計画事業土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について	67
議案	第99号	町区域の設定について	67
(報告)			
報告	第6号	平成3年度日野市土地開発公社決算の報告について	70
報告	第7号	平成3年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について	73
報告	第8号	議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について	74
散会			75
○9月8日 火曜日(第2日)			
出席議員			77
欠席議員			77
出席説明員			78
議事日程			78
開議			79
(一般質問)			

古賀 俊昭議員	
1. 災害は忘れなくてもやってくる	
——突然の災害に常に備える体制づくりを——	79
2. 市役所の完全週休二日制実施によって低下した行政サービスの回復と向上に取組め	95
3. 日野台一丁目の公園(広場)設置計画の現状と見通しを問う	98
田原 茂議員	
1. 一人暮らしの病弱なお年寄りのための「緊急通報システム」の加入条件緩和に向けて	102
2. 精神障害者・身体障害者への更なる福祉の充実を問う!	108
3. 乳歯から永久歯への生え变りの5歳児を対象に個別的検診方法での歯科検診を実施せよ!	120
宮沢 清子議員	
1. うるおいと思いやりのある公園づくりを!(砂場の衛生的管理等について)	122
天野 輝男議員	
1. 都市計画事業の進め方について問う	132
2. 週休二日制にともなう小中学校の児童が意欲を持って学べる施設を建設しよう	144
散会	148
○9月9日 水曜日(第3日)	
出席議員	149
欠席議員	149
出席説明員	150
議事日程	150
開議	151
(一般質問)	
一ノ瀬 隆議員	
1. 日本一の学校図書館をめざして	151
小山 良悟議員	

1. 産業会館の建設を検討せよ（遅れた産業経済振興のために）	151
2. 立ち遅れた道路整備の促進を（高齢者・身障者に十分な配慮を）	153
旗野 行雄議員	
1. 農業用水維持管理事業への対応について	156
福島 敏雄議員	
1. 放置自転車対策に鉄道事業者の協力を求めよ	170
2. 浅川処理区の下水道達成計画を問う	177
沢田 研二議員	
1. 緑地保存について問う	180
内田 勲議員	
1. 庁内に於ける諸施策の進捗状況及び市民からの要望に対する市側の考え方について問う	198
執印真智子議員	
1. 地球に優しい町づくりのために、熱帯材不使用を進めるとともに、トータルな環境施策を実施せよ	215
散 会	228
○ 9 月 10 日 木曜日（第 4 日）	
出 席 議 員	229
欠 席 議 員	229
出 席 説 明 員	230
議 事 日 程	230
開 議	231
（一般質問）	
土方 尚功議員	
1. 文化財保護に係る行政対応について問う	231
2. 市長の行政報告に問う	234
竹ノ上武俊議員	
1. 金権・腐敗政治一掃のために	253
2. 日野市から海外派兵が一人もないようにと問う	261
3. 高幡区画整理事業の進行状況について	267

4. まだ残る緑地を大切に保存するためにと再度問う	271
夏井 明男議員	
1. 小・中学校の通学路の実態調査を実施せよ	275
2. 多摩平下水処理場跡地利用計画について	284
3. 高校入試改革について問う	292
下村 功議員	
1. ごみ減量とリサイクルの促進について	294
2. 多摩平下水処理場跡地利用について再度問う	304
散 会	311
○ 9 月 11 日 金曜日（第 5 日）	
出 席 議 員	313
欠 席 議 員	313
出 席 説 明 員	314
議 事 日 程	314
開 議	315
（一般質問）	
米沢 照男議員	
1. 南平地域の下排水路、道路等の環境整備について	315
2. 学童クラブの週休 2 日制について	321
3. 拡声機規制条例のねらいについて市長の見解を問う	325
奥住日出男議員	
1. 市営球場の建設を基本計画に	330
2. 市内連絡バス（日野駅～日野台二丁目～豊田駅北口系統）の増便について	334
佐藤 洋二議員	
1. 学校週五日制を迎え、校外活動の場“夢の国、子供ランド”の建設を	336
高橋 徹議員	
1. 市民が求めるおいしい水の確保と供給を	350
藤林理一郎議員	
1. 中国と友好姉妹都市早期実現に努力を再度問う	366

2. 日野市体育協会各団体の補助金の増額を考えよう	368
3. 日野駅改良について再度問う	374
散 会	375
○ 9 月 14 日 月 曜 日 (第 6 日)	
出 席 議 員	377
欠 席 議 員	377
出 席 説 明 員	378
議 事 日 程	378
開 議	381
(一般質問)	
馬場 繁夫議員	
1. 南平丘陵公園に野鳥観測と集会施設を備えた展望台の設置を	381
2. 余暇時代における「自由時間都市」の環境整備促進について	385
谷 長一議員	
1. 西平山区画整理と新駅開設について問う	401
鈴木美奈子議員	
1. 多摩平団地の建て替え問題について	410
2. 単身障害者の入れる住宅を建設せよ	422
板垣 正男議員	
1. 老人訪問看護ステーション設置の見通しについて	428
2. 市立総合病院に在宅患者を診る、往診科を新設されたい	437
3. 自治体の非核平和運動の推進について	
——国際非核自治体会議に関して——	446
(議案上程)	
議 案 第 100 号 日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条 例の制定について	449
議 案 第 101 号 平成 4 年度日野市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	455
(請願上程)	
請 願 第 4 - 11 号 学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義	

	務教育費国庫負担制度の堅持と減額措置撤廃、除外 された費用の復元を求める陳情	458
請 願 第 4 - 12 号	日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理と新た な広域処分場建設計画に関する陳情	459
散 会		459
○ 9 月 29 日 火 曜 日 (第 7 日)		
出 席 議 員		461
欠 席 議 員		461
出 席 説 明 員		462
議 事 日 程		462
開 議		467
(訂 正)		
	議案第 92 号 日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例の制定の訂正について	467
(緊急質問)		
	唐突な森田市長の中華人民共和国海淀区との都市提携提案の疑義について	467
(議案審査報告)	(総務委員会)	
議 案 第 100 号	日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条 例の制定について	496
	(総務・文教・厚生・建設)	
議 案 第 93 号	平成 4 年度日野市一般会計補正予算 (第 2 号)	507
	(文教委員会)	
議 案 第 91 号	日野市立教育センター設置条例の制定について	518
議 案 第 92 号	日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例の制定について	518
	(厚生委員会)	
議 案 第 96 号	平成 4 年度日野市受託水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	519
	(建設委員会)	
議 案 第 94 号	平成 4 年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予 算 (第 1 号)	519
議 案 第 95 号	平成 4 年度日野市下水道事業特別会計補正予算 (第	

	1号)	520
議案 第101号	平成4年度日野市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	520
議案 第98号	日野都市計画事業土地地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について	522
議案 第99号	町区域の設定について	522
	(一般会計決算特別委員会)	
議案 第83号	平成3年度日野市一般会計決算の認定について	523
延 会		527
○9月30日 水曜日(第8日)		
出席議員		529
欠席議員		529
出席説明員		530
議事日程		530
開 議		535
(議案審査報告)	(一般会計決算特別委員会)	
議案 第83号	平成3年度日野市一般会計決算の認定について	535
	(特別会計決算特別委員会)	
議案 第84号	平成3年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について	575
議案 第85号	平成3年度日野市土地地区画整理事業特別会計決算の認定について	575
議案 第86号	平成3年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について	575
議案 第87号	平成3年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について	575
議案 第88号	平成3年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について	575
議案 第89号	平成3年度日野市老人保健特別会計決算の認定について	575

議案 第90号	平成3年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について	575
(取り下げ)	(厚生委員会)	
請願 第3-29号	東京都青少年の健全な育成に関する条例の早期改正についての陳情	578
	(建設委員会)	
請願 第3-31号	都住宅供給公社による仮称「コーシャハイム神明三丁目住宅」の建設に反対し計画の撤回を求める請願	578
(継続審査)	(総務委員会)	
請願 第3-11号	日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願	579
請願 第3-12号	拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情	579
請願 第4-1号	米軍横田基地及び米軍関係施設の返還を求める陳情	579
請願 第4-2号	横田基地における米軍空母艦載機飛行訓練の中止を求める陳情	579
請願 第4-3号	労働時間短縮についての陳情	579
請願 第4-7号	請負工事の議会の議決に付すべき金額の引上げについての陳情	579
請願 第4-9号	旭が丘地区に駐在所の設置を求める請願	579
	(文教委員会)	
請願 第4-8号	七ツ塚・日奉氏館址周辺保存の陳情	580
請願 第4-11号	学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と減額措置撤廃、除外された費用の復元を求める陳情	580
	(厚生委員会)	
請願 第2-24号	「(仮称)浅川公会堂建設」に関する請願	580
請願 第2-25号	中ホール建設に関する請願	580
請願 第3-17号	日野市市民多目的ホール新設に関する請願	580
請願 第4-5号	日野市立総合病院を多摩平地域に建て替えることに関する陳情	580

請 願 第 4-12 号	日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理と新たな広域処分場建設計画に関する陳情	580
	(建設委員会)	
請 願 第 2-4 号	京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願	581
請 願 第 2-28 号	大坂上二丁目の「(仮称)日野マンション」の建設計画に関する請願	581
請 願 第 3-4 号	区画整理の諸点についてご配慮下さいの請願	581
請 願 第 3-5 号	まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願	581
請 願 第 3-19 号	高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願	581
請 願 第 3-33 号	山崩れの再発防止ならびに恒久的な水の処置に関する請願	581
請 願 第 3-34 号	団地からの雨水流出防止と隣接山林の樹木についての請願	581
請 願 第 4-10 号	多摩川自治会内の建築許可に関する請願	581
(継続審査議決)		
	議会運営委員会の継続審査議決に関する件	581
	下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件	582
	スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件	582
	交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件	582
	市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件	583
(請願上程)		
請 願 第 4-13 号	義歯診療報酬の引き上げを求める意見書採択に関する請願	583
請 願 第 4-14 号	義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情	583
(議案上程)		
議員提出議案 第13号	看護婦確保法の制定等に関する意見書	583
議員提出議案 第14号	安心して飲める水道水の水質基準見直しについての意見書	584
議員提出議案 第15号	首都高速道路延長に関する意見書	584

議員提出議案 第16号	J R 中央線三鷹～立川間高架化・複々線事業の促進に関する決議	585
議員提出議案 第17号	第11次道路整備 5 箇年計画の拡大に関する意見書	585
議員提出議案 第18号	佐川急便疑惑の全容解明と企業・団体献金の全面禁止を求める意見書	585
議員提出議案 第19号	「国連・障害者の十年」最終年に当たっての意見書	586
(撤回)		
議員提出議案 第20号	健康保険で良い義歯が作れるよう抜本的な改善を求める意見書	586
閉 会		587

9月7日 月曜日 (第1日)

平成4年 日野市議会会議録 (第24号)
第3回定例会

9月7日 月曜日 (第1日)

出席議員 (30名)

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	篠野行雄君	6番	谷長一君
7番	小川友一君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	小山良悟君
25番	高橋徳次君	26番	古賀俊昭君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君	監査委員	星野幸夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	斉藤令吉君	書記	鈴木俊之君

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 保木シゲル君

議事日程

平成4年9月7日(月)
午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 行政報告
日程第4 諸般の報告
(設置・選任)
日程第5 日野市議会平成3年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の

選任について

(議案上程)
日程第6 議案第83号 平成3年度日野市一般会計決算の認定について
日程第7 議案第84号 平成3年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第8 議案第85号 平成3年度日野市土地地区画整理事業特別会計決算の認定について
日程第9 議案第86号 平成3年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について
日程第10 議案第87号 平成3年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について
日程第11 議案第88号 平成3年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について
日程第12 議案第89号 平成3年度日野市老人保健特別会計決算の認定について
日程第13 議案第90号 平成3年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について
日程第14 議案第91号 日野市立教育センター設置条例の制定について
日程第15 議案第92号 日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例の制定について
日程第16 議案第93号 平成4年度日野市一般会計補正予算(第2号)
日程第17 議案第94号 平成4年度日野市土地地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
日程第18 議案第95号 平成4年度日野市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第19 議案第96号 平成4年度日野市受託水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第20 議案第97号 日野市公共下水道事業浅川右岸第六処理分区(4-2)工事請負契約の締結について
日程第21 議案第98号 日野都市計画事業土地地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について

- 日程第 22 議案 第 99 号 町区域の設定について
(報告)
- 日程第 23 報告 第 6 号 平成3年度日野市土地開発公社決算の報告について
- 日程第 24 報告 第 7 号 平成3年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について
- 日程第 25 報告 第 8 号 議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について

本日の会議に付した事件

日程第1から第25まで

午前10時57分 開会

○議長(黒川重憲君) これより平成4年第3回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により議長において

2番 執 印 真 智 子 君

3番 田 原 茂 君

を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長(土方尚功君) 議会運営委員会の様子を発表させていただきます。

議会運営委員会は、9月2日に行いました。

一般質問の取り扱いについて24名、47件の一般質問であります。

議案の取り扱いについては、市長提出議案17件、報告3件、ほかに追加議案ということで様子によっての上程があるという発言がありました。

会期については、本日から9月29日までの23日間と決定をいたしました。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(黒川重憲君) お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒川重憲君) 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日から9月29日まで期日23日間と決定いたしました。

次に日程第3、行政報告を行います。市長から行政報告を求めます。

〔市長 登壇〕

○市長(森田喜美男君) 本日より平成4年第3回定例市議会をお願いいたします。

何とぞよろしくお願いを申し上げます。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な行政事項について私より3件の報告を行い、他は提出資料をもってかえさせていただきます。

1. 流域下水道浅川処理区及び流域下水道秋川処理区の供用開始について。

本市の下水道計画は、流域下水道方式として三つの処理区に区分され、南多摩処理区は昭和60年より供用されております。今般、浅川処理区と秋川処理区につきましても供用開始の日程が決定いたしました。

本年7月15日付、東京都下水道局長より、お手元に配付した写しのとおり「流域下水道浅川処理区の供用開始」と「流域下水道秋川処理区の供用開始」についての二つの公文書を受け取りました。

流域処理場の稼働にあわせ本市が施行する公共下水道と連結することによって、11月以降、本格的な使用が実現することになります。

当面の供用開始区域人口は、約8万2,000人、50%余となっておりますが、本市が目指す下水道100%の達成を見通せる画期的な情報として御報告申し上げる次第であります。

2. 「日野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の全面改正の取組について。

近年、大量生産、大量消費の経済構造が生んだ使い捨て社会を反映して、ごみ量の増加とごみ質の多様化が、廃棄物の最終処分地の事情も絡んで清掃行政の新たな課題を提起しております。

フロンガスによるオゾン層の破壊や酸性雨、地球の温暖化など地球規模の環境問題とあわせ、これからのごみ行政は、処理と処分の清掃行政から資源を有効に活用するごみ減量と再資源化のリサイクルを促進する行政に方向転換が必要となってきております。

そこで、昭和47年制定の「日野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」をこのような情勢と認識に基づき全面改正するよう担当部課に指示しております。国の法律、都の条例にも整合し、理念と実務を能率的に処理できる条例内容を整備して次期定例会に提案できるよう取り組みますので、よろしく御指導をお願いいたします。

3. 本市と北京市海淀区との有効提携について。

国際化時代に当面し、世界平和の願いとともに国際交流の意義が高まりつつある今日、古くより文化交流に関わり深い中国の首都北京近郊の自治体と友好提携のことを発想してまいりました。

本年4月、谷長一本市市議会議員が訪中された機会に託して、かねて本市に来訪されたことがあり日本語が堪能で北京市にも地位のある中国の友人、鞏張金さんに斡旋をお願いしていたところ、先般、北京市海淀区長胡昭廣氏より友好提携を期待する旨の応答がありました。

このたび、海淀区当局の招待により友好提携の具体的要件を協議するため、佐藤智春

収入役と長谷川暢男企画財政部長を派遣いたしました。将来、青少年初め市民交流の実現を期待しているところであります。

以上の行政事項3点につき御報告申し上げ、議会の御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 市長の行政報告がただいま行われたわけですが、ことしに入って行政報告に対する質疑というのが議会改革の一環としてなくなりました。行政報告に対する質疑がありませんし、前回の議会では、市長から行政報告を一方的に読み上げて終わりという形になったわけであります。

そこで、行政報告、特に市長については文書できちんと議会にこれを提出すべきだということで私から提案をいたしました。後日、配付をされたわけですが、今回は私は、議会に対して議案が送付をされ議員に各議案書が届けられたときに、当然この市長の行政報告は同封されているものだというふうに思っておりました。ところが、議案書の封筒を逆さにして幾ら振り回しても出てこないわけです。市長以下の、収入役以下の行政報告はちゃんと議案書と一緒に1週間前に配られている。市長の行政報告も当然我々に議案書と一緒に配られてしかるべきだと思うんですね。

議長の方で、どのようにこの件についてはお考えになっているか、また市長に対して私は、当然12月議会からは行政報告を私どもに議案書と一緒に——収入役以下の行政報告は事前に配られているわけですから、当然市長の行政報告も同時に届けるべきだと思うんですね。この点、執行部はどのように考えているのか、私は非常に疑問に思います。「私より3点の報告を行い、他は提出資料をもってかえさせていただきます」——他の提出資料はとっくに届けられているのに「私より3件の報告は」というところは、きょうにならなければわからないんですね。こんな行政報告はありますか。

議会としても、きちんとこの点、12月議会に向けて執行部、理事者に対して物申すべきではないかと私は考えるんですが、この点、議長の方に特段のお取り計らいをお願いしたいと思いますし、理事者の方から何かこの点についての考えがあれば、この機会に議事の進行ということで承りたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 私も今知らずにおりまして、そのことにつきましては厳重に議長から市長の方に申し述べておきたいと思います。

ただし、この場で市長の方から何か御意見がありましたら、今の古賀議員の質問に対して答えていただきたいと思います。市長。

○市長（森田喜美男君）　これまで報告の題名をもって本会議場で発言をしてきたわけですが、いきなり発言のみということでは確かに議会に対しても手続きに欠ける、こういう御指摘にも考えをそのとおりに理解をいたしました。今回、発言にあわせて文書をお配りをするということで対応したわけですが、なお不十分ということの御指摘であるとすれば、議会並びに議長の御指示に従うように今後取り計らっていきたい、こう考えておるところであります。

○議長（黒川重憲君）　なにか行政報告の質疑がないことをいいことにされたんでは今後とも困りますので、この辺は厳しく市長の方に申し上げたいと思います。

なお、その行政報告の中で一議員の名前が出てくるということも、私はこれは控えるべきだろうと、このように考えておりますので、市長の方に強くこの点は申し述べておきたいと思います。

これをもって行政報告を終わります。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　市川資信君。

○27番（市川資信君）　今、議長からも、また古賀議員からも行政報告の件について指摘があったわけですが、本会議場に配付されます資料に「行政視察研修実施状況報告書」が今手元に配付されているわけですが、無会派に「執行議員」という方がいらっしゃるというんですが、どなたなんですか。

○議長（黒川重憲君）　ちょっと、今、確認しておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

それでは、局長より説明いたさせます。

○議会事務局長（落合　豊君）　ただいまの質問についてお答え申し上げます。

お手元にお配りしております行政視察研修実施状況報告書の中で、平成4年6月26日から9月6日までの間で、「無会派、執印議員」と印刷すべきところ「執行議員」とミスプリントをいたしました。大変申しわけございませんでした。早速、印刷をし直しましてお配り申し上げたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これをもって行政報告を終わります。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　先ほど一緒に古賀議員と手を挙げたんですが、そちらの方で受

けつけていただけなかったのですが、同じように扱っていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　行政報告の場合の、いわゆる議事進行ということをよく考えて、ひとつお願い申し上げます。

○1番（沢田研二君）　1点は、先ほど古賀議員から指摘された分と同じ分がありますので、これは重複しますので割愛いたします。

それから、もう1点は、前回の定例会以降、主要な行政事項についての報告ということであったわけなんです。今回取り上げた3点も、もちろん主要だというふうには思いますが、これまでいろんな形で大変な論議をしてきた、そして確認をされた、例えば庁舎の週休2日制に伴う——まだ1月半ぐらいですけれども、その結果、市民との兼ね合いでどういった影響があったのか、というようなこととか、あるいは直前に迫っております、例えば学校5日制の問題、その準備は十分整っているのかどうか、そういったこともこの中で非常に身近な、しかも市民に多大な影響をもたらす内容であると思いますので、こういう中で取り上げてしかるべきではないかなと思うんです。その内容についての報告は別としまして、ほかについては資料をもってかえさせていただきます、ということになってはいますが、資料を見てもそういったことはどこにも触れてないわけです。これは資料を作成していく日程的なこともあるので、この中に一緒に入れるということは難しいかもしれませんが、別紙でも資料として提出したり、あるいは報告があつてしかるべきだと思うんですが、その点について伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　報告事項を網羅できれば、それに越したことはないわけですが、全部、関心事の課題の多いことは当然でありますし、今までの経過に沿いまして概ねのことは、また報告すべきことは十分選択をして行っておる、そういう気持ちでございますので、あと、いろいろな機会にまた質疑・応答等でお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　これをもって行政報告を終わります。

次に日程第4、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりでありますので、事務局長の報告は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

これより日程第5、日野市議会平成3年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって、日野市議会平成3年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第83号、平成3年度日野市一般会計決算の認定の件を議題いたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 議案第83号、平成3年度日野市一般会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき平成3年度日野市一般会計決算の認定を求めるものであります。

なお、同規定により監査委員の意見書及び主要な施策の成果等の書類を添えて提出いたしますので、よろしく御審議御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 監査委員から審査報告を求めます。

〔監査委員 登壇〕

○監査委員（星野幸夫君） 代表監査委員の星野でございます。

議案第83号、平成3年度日野市一般会計決算審査の結果について御報告を申し上げます。

平成3年度日野市一般会計の決算審査につきましては、市長より依頼を受けました決算書、関係付属書類等について古賀監査委員とともに慎重に実施いたしました。また、部課長を初め関係職員からもその内容について事情聴取を行いました。

審査の結果、決算書を初め関係付属書類の係数は関係諸帳票及び証書類といずれも符号し、また出納閉鎖日における平成3年度歳計剰余金と指定金融機関が発行した証書類と照合、検算した結果、その金額は合致しており当年度における決算を適正に表示しているものと認めました。

また、予算の執行状況についても関係法令の趣旨並びに議会の趣旨に従い、概ね適正に執行されているものと認めました。

以上で決算審査報告を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第83号、平成3年度日野市一般会計決算の認定の件は、一般会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一般会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第84号、平成3年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第85号、平成3年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第86号、平成3年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第87号、平成3年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第88号、平成3年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第89号、平成3年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第90号、平成3年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） ただいま上程されました7議案につきまして、それぞれ提案理由を申し上げます。

議案第84号、平成3年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき平成3年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定をお願いするものであります。

議案第85号、本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき平成3年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定をお願いするものであります。

議案第86号、本議案は、同じく地方自治法第233条第3項の規定に基づき平成3年度日野市下水道事業特別会計決算の認定をお願いするものであります。

議案第87号、本議案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき平成3年度日野

市立総合病院事業会計決算の認定をお願いするものであります。

議案第88号、本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき平成3年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定をお願いするものであります。

議案第89号、本議案は、同様地方自治法第233条第3項の規定に基づき平成3年度日野市老人保健特別会計決算の認定をお願いするものであります。

議案第90号、本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき平成3年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定をお願いするものであります。

以上7議案の詳細につきましては、監査委員の意見書を添えて提出いたしますので、よろしく御審議御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 監査委員から審査報告を求めます。

〔監査委員 登壇〕

○監査委員（星野幸夫君） 決算審査の結果について御報告申し上げます。

議案第84号、平成3年度日野市国民健康保険特別会計決算、議案第85号、平成3年度日野市土地地区画整理事業特別会計決算、議案第86号、平成3年度日野市下水道事業特別会計決算、議案第87号、平成3年度日野市立総合病院事業会計決算、議案第88号、平成3年度日野市受託水道事業特別会計決算、議案第89号、平成3年度日野市老人保健特別会計決算、議案第90号、平成3年度日野市老人入院共済事業特別会計決算、以上7件の特別会計の決算審査につきましても、一般会計と同様、市長より依頼を受けました決算書、関係付属書類等について、古賀監査委員とともに慎重に審査を実施いたしました。また、部課長を初め関係職員からもその内容について事情聴取を行いました。

審査の結果、決算書を初め関係付属書類の係数は関係諸帳票及び証書類といずれも符合し、また年度末及び出納閉鎖日における平成3年度歳計剰余金と指定金融機関が発行した証書類と照合、検算した結果、その金額は合致しており、当年度における決算を適正に表示しているものと認めました。

また、予算の執行状況についても関係法令の趣旨並びに議会の趣旨に従い、概ね適正に執行されているものと認めました。

以上で決算審査報告を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本7件について御意見が承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第84号、平成3年度日野市国民健康保険特別会

計決算の認定、議案第85号、平成3年度日野市土地地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第86号、平成3年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第87号、平成3年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第88号、平成3年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第89号、平成3年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第90号、平成3年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件は、特別会計決算特別委員会に付託をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め特別会計決算特別委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午後1時6分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第91号、日野市立教育センター設置条例の制定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第91号、日野市立教育センター設置条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市における教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき日野市立教育センター設置条例を制定するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（糸川 滋君） それでは、議案第91号、日野市立教育センター設置条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本案は、提案説明にありました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条に掲げられております諸事業を系統的に整備いたしまして、また効率的に推進することに

よりまして、日野市の教育の一層の充実、発展を期していこう、このように議案をお願いするものでございます。

それでは恐れ入りますが、2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。第1条でございます。ここでは「設置」について規定してございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第30条の規定に基づきまして、日野市立教育センターを設置する旨、定めるものでございます。

次、第2条でございますが、「名称及び位置」でございます。名称を日野市立教育センター、位置を日野市高幡402番地とするものでございます。

3条、「管理」をうたっております。日野市教育委員会が管理してまいります。

「事業」でございますが、4条でございます1号から6号まで教育に関する専門的、技術的事項の研究及び調査に関すること。また教育関係職員の研修に関すること。3点目として、教育に関する資料の整備及び活用に関すること。4点、幼児の保育及び心身の発達に関すること。5点としては教育相談に関すること。6点目、ほかに必要な事業といたしまして規定しているものでございます。

第5条は「職員」についてでございます。所長のほかに、その他必要な職員を置いてまいります。お手元にお届け申し上げました議案、参考資料にあります運営規則案の第2条から5号にありますものをもって必要な職員としておるものでございます。

次に第6条「運営審議会」、センターの円滑な運営を図るため日野市立教育センター運営審議会を置くというものでございます。運営審議会につきましては、やはりお手元の議案、参考資料の5ページ以下に掲げてございます。御参照いただきとうございます。

第7条は「委任」でございます。この条例の施行につきまして必要な事項は、教育委員会で規則で定めるというものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、付則にありますように平成5年4月1日から施行するものでございます。

大変簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） 教育センター設置については、別に異論はないんですが、1点だけお聞きしたいんですが、中身は日野市の今の教育の件につきまして、どんな問題があって、どんな課題を抱えているのか、簡潔にわかりやすく御説明をいただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） お答えいたします。

現在日野市で抱えております大きな教育上の問題点といたしましては、これは全国的、または全都的に言えることでありますけれども、不登校の児童・生徒の対応、これらの問題につきましては相当真剣に健全育成室等ともタイアップしながら対応しているというのが現状でございます。

それから、さらに身障教育の問題、この問題等につきましても価値観の多様化の中でいろいろ父兄の方々との対応、その他の問題を通しまして教育相談室の方で常時父兄との懇談を継続している、このような状況でございます。

その他、教育の中身の問題等につきましては、比較的現場の先生方も研究の発表とか、その他積極的に取り組んでいただいている、このように把握しているわけでございまして、そういう面でできるだけ教育委員会としても応援していきたい、このように考えている次第でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） 教育長の今言われるのはよくわかるんですが、具体的に、じゃあ、例えば身障教育ではこういう課題があるとか、こんな悩みがあるんだとか、そこまで突っ込んだ、何か、もっとわかりやすいような感じのお答えを期待しているんですが。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 先ほど価値観の多様化というような内容の中で一括して答弁いたしましたけれど、一応、現在、就学に際しましては就学指導委員会等を通して、いろいろお子様のその発達段階に応じた対応等も含めながら対応している。昔ですと、特にこの障害者の教育というものにつきましては、教育の猶予とか、あるいは免除とか、そういうような規定で切り捨てられていた部分もありますわけでありまして、現在では障害児の方を含めまして、その内容の重度、その他も含めまして、全児童・生徒がこの義務教育の就学の機会均等を得ているという状況の中で、身障学級とか、あるいは都立の養護学校、こういうものが設置されているわけでございますけれども、いわゆる父兄の方々にいたしますと、ぜひ地元の地域の学校で、という要望が大変強いということも現実でございます。

子供さん方の状況に応じまして、極力父兄の方々の意向等も受け入れながら対応しているわけなんですけれども、児童・生徒等につきましては、とても現在の30名、40名とい

うような大きな集団の中での対応が困難であるという子供さん方もいらっしゃるしまして、そういう子供さん等につきましては、いわゆる就学指導委員会等の中でよく父兄の方々と話し合いをして、例えば身障学級とか養護学校というような設備もあるんだというお話等もしながら、そのお子さんの全体的な発達に最も望ましい、そういうところを紹介しているわけですが、現実的には、なかなか、やっぱり父兄の方々のお気持ちとしては自分の子供さんの問題でございますので、やはり健常児と一緒に地域の学校で、というような希望等が非常に強いという、そういう側面もございます、相当多数の、いわゆる心身に障害をお持ちになっていると想定される子供さんも普通学級の中で受け入れているという部分もございます。

そういうお子さんたちの問題等も含めながら教育相談の方では常時、日野のそういう問題点等につきまして、父兄の方々とその話し合いを続けながら、その子供さんに一番望ましい発達の方法に対する助言といえますか、お話をしている。こんなような現状でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） 最後にします。

そうしますと、この教育センターというのはカウンセラー的な業務が主になるようになるのかどうか、日野市の教育の充実ということですから、今、教育長がおっしゃられたようなこともすべて包含して、いろんな悩みをお持ちの方、障害者を含めて、おりますね、そういったものも全部この教育センターでもって相談に乗って、日野市の教育はこの教育センターに任せなさい、うまくやりましょうというようなことで、ここがインシアをとって、教育委員会も全面的に協力するということですから、そういうふうになるんでしょうけれども、一つの拠点になる、こんなふうに理解していいのかどうか。

それと、もう1点は、今、盛んに院内学級のことが取り沙汰されまして、私も過日、武蔵野の方から、東京都の方で何とかしたいというような話を聞きまして、ちょっとお話を伺ったこともあるんですけども、そういうことも含めて教育センターとして解決に努力したい、日野市の要は教育は、どんな悩み——いろんな方がいますけれど、そういうのを全部ひっくるめて、この教育センターが担当する、こんなふうな姿になるのか、そういうふうに理解していいのかどうか、最後ですけども、ちょっとそれ……。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 今、日野市が抱えておるその教育上の問題点について、どん

な問題があるのかという御質問にお答えする形で、不登校児の問題、あるいは身障教育の問題、それらの問題をお話をしたわけですが、当然この教育センターの設置の中におきましては先生方の研修等もやはり活発に行っていきたいと、そういうような大きな目的も持っているわけですが、今、奥住議員さんの方から質問のありました「さやか学級」等の問題につきましても、全体的には教育相談室という中で対応していきたい。この教育相談室という中で対応していくのは、現在でもそういうような方向で対応しているわけですが、障害児の問題といたしましても、いろいろ、とにかく情緒障害、あるいは知恵遅れの問題、あるいは病虚弱の問題、いろいろその内容ごとに違っている部分もありまして、そういう問題を全体的にまとめながら教育相談室というのが常時父兄の方々と連絡をとりながら対応しているという状況でございますので、そういう父兄の悩みごと等につきましても、この教育センターが行われていく中で教育相談室を中心に取組をさらに強化していきたいと、こんなように考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○22番（夏井明男君） 何点かお尋ねします。

この教育センターの問題は、近いところでは日野市の小中PTAの会合での教育等の懇談会でも出ていましたし、議会でもこの構想というのは何回か取り上げられた経緯があると思うんです。

この教育センターの設置条例をつくることによってどこが違ってくるのか、この条例を制定することによって将来的な構想というのは、当然私は持っていると思うんですね。その辺が私はよくわかりませんので、例えば高幡の402番地というところと具体的にはあそこかなというふうにも思うんですが、現在の教育システムというんでしょうか、それも発展的に育て上げて将来的にはこういうふうにしたいんだ、というふうな構想が固まった上で出されたんであって、入れ物は全く同じ、ただ名前だけ変えたというものではないというふうに思うんですが、その辺どういうふうに長期的に考えてこの条例を出されてきているのか、その辺のお話を1点、お伺いしたいと思います。

それから、これは細部的になりますが、例えば教育センターの中では、今問題になっています週5日制の問題等の対応とか、そういうことについても当然取り組むだろうというふうに考えているんですが、今回の一般会計の補正予算にもその取組についての予算が計上されていましたが、それは一体どうなのか、その辺のお話を伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） お答えいたします。

現在、この潤徳小学校に教職員研究資料室というものをセットをいたしまして、その中で先生方の研修を中心として、先ほど申し上げました教育相談の仕事等も当たっていただいている。

教育センターというような形で条例化する時点の中でのメリットはどうか、というような御質問でございますけれど、これは条例化されるとされないでは、公的に議会の認知を受けたセンターという形で上部機関、あるいは区市の教育センターとの機関、そういうものの相互交流、そういうもの等につきましても条例化されているとされていないでは、全くもう根本的に違ってまいりますし、独立した一つの人格を議会の承認を得て与えられたという形で、教職員研究資料室という形で対応しているのとでは全く違った形の他市、あるいは他区との関係の中におきましても、それなりの認知された教育の伝統という形で対応できる。

それから、今、実際問題としては教職員の研究資料室、あるいは不登校の児童等の健全育成等に対しまして、日野二中の方で健全育成室、そういうものを学校の余裕教室を使いながら対応しているわけでございますけれど、そういうものを網羅した形の中で一つの教育センターとしての対応を進めていきたい、こんなように考えております。

それから、5日制の問題等につきましてもどうなんだという御質問でございますけれど、今までもこの教育研究資料室等の中で議会等からも提起されました、例えば老人福祉の問題、あるいは環境教育の問題等に伴う副読本の作成とか、その他いろんな形で対応してきていただいたというような過程もございますし、5日制の問題等につきましても十分また連携をとりながら対応していきたい。将来構想というものにつきましてどうなんだという御質問でございますけれど、将来構想としては、これはもし今の教職員研究資料室、あの施設を当面使って、条例化された中で内容をさらに充実させていきたいと考えておりますけれど、施設その他の問題等につきましても大変大きな問題等でもございますので、第三次の基本計画の中に取り組んでいただけるよう市当局の方にも働きかけていきたい、こういうように考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○22番（夏井明男君） 大体わかりましたけれども、そうしますと、今、条例化することによってどういうふうに違うんだという漠然とした言い方でしましたけれども、具体的

には、いわゆる今おっしゃった潤徳小学校の研究資料室の体制を基盤にして、今、二中というお話がありましたが、分館的な構想というふうにも考えられるのかな、というふうに思いましたが、そうすると、この教育センターの設置条例ができて、対外的には独立体としての法人格というふうに言われたのかどうか聞き漏らしましたが、独立性の非常に強いものになって、対ほかの人の関係でもそれだけ格づけされたというんでしょうか、そういうふうなことで中身について非常にやりやすくなったという話も聞けるんですが、そうすると当面は、今ここに挙げられている項目と、それから実際の今の体制とを比較いたしますと、ここでなぜその「教育センター」という名前を設置したのかが、もう少し不鮮明なのではないか、今よく理解して、あそこの教育相談室といいますか、資料室といいますか、あそこを核にして、各空き教室、余裕教室を分館的なものにして、建物はそういうふうな形をとらないにしても総合的に考えていくんだということも構想的にはあり得ると思いますが、そこら辺もちょっと不鮮明だというふうに思うんです。

今おっしゃった三次計画の中でそれを取り込めるように考えていきたいというお話は、前の議会でも教育長は、そういうふうな希望をお持ちだという話を聞いていましたから、私は、その三次計画の中でゴーサインが出た、ですから暫定的には今の場所を使っているけれども、それは発展的にはもう少し規模を拡大し、人的要素を拡大した形のもものがその計画の中に決定を見た、その前提でこれができ上がったんだというふうに理解をしていましたから今こういうふうな質問をしているわけですが、そこまではまだ至っていない、とりあえず教育センターの名称を掲げるだけにふさわしい実態をそろそろ備えてきたし、それなりの予算をつけても中身の濃いものが具体的にでき上がってきている。それで、この内容に見合うセンターとしての格づけを与えたんだと、こういうふうに理解してよろしいわけですか。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 原則的には今夏井議員さんの方から言われたような方向でございます。日野市の場合、図書館行政の場合もそうですけれど、まず実績といいますか、実績づくりの方にずっと努力が注がれ、教育センターの構想の中でもやっぱりそれぞれの仕事に取り組んでいただいている先生方、いわゆる嘱託員の方々との人的な面での対応、こういうものがある程度やはり教育の場の中では全体に影響を与えてまいりますので、建物等の問題以上に当面、今、それぞれの場面で取り組んでいただいております人的資源の活用といいますか、そういう問題等を通して内容をぜひ、さらに充実したものにしていったらいい、そういう実績の上に立って第三次の基本計画の中に位置づけら

れるようなところまで持っていきたいという状況でございまして、第三次の基本計画全体の中で、この教育センターの問題だけが先に抜き出して対応を処理しているとか何とかという状況ではございませんで、第三次の基本計画そのものは市政全体の立場の上で現在企画の方を中心に取り組んでいるわけでございますので、そういう中で教育としてはぜひ位置づけていただけるような方向での努力をしていきたい。

そういう状況でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○22番（夏井明男君） ちょっと、もう少し具体的にお尋ねしますが、この教育センターの設置条例を設置をして、具体的に事業目標がここに抽象的に並べられていますけれども、教育センターとしての条例ができた以上は、現在の体制の中でもこういうことをやっていきたいんだというふうな明確なものを私は何点かお持ちだと思うんです。要するに從來にない発展的なものを私は企画の段階で持っていらっしゃると思うんですね。そうでなければ、それこそ羊頭狗肉の感が出てきますし、場合によっては「教育センター設置条例」なんていうと、これからつくるのか、箱物を含めてつくるのかというふうな誤解も生みますから、その辺含めて、センターの設置条例をつくる以上は從來にない具体的な新事業をまた強力にやっていくんだらうというふうに思いますので、その何点かを教えていただきたいと思うんです。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 現在、教職員研究資料室というような形の中で、いわゆる潤徳の方の教職員研究資料室の方に10名、それから日野二中の健全育成室の方に8名、合計18名の東京都の嘱託の先生方に勤務していただいている。それ以外に市の方から6名ほど市の嘱託員という方々が配置されて、そういう中で対応しているというのが現状でございます。

この中に示されておりますような、一応新しく教育センターとして出発した暁の中で6研究室を設けながらそれぞれ対応していきたいというような形の中で、教育経営の問題とか、あるいは教育情報の問題、教育方法の問題等を六つほど研究室をその中に掲げているわけですが、それぞれの研究室にそれぞれ嘱託の先生等を配置し、また市の方からの嘱託の方たち等につきましても協力をしながら今回のこの教育センターが条例化されていく中で、さらに機能的な取組をしていきたい。

特に新しくここの中で取り上げておりますのは、教育環境研究室というようなものを取り上げておりますけれども、教育環境研究室等につきましては今までも、先ほど話をし

ました不登校の問題等、やっぱり教育環境というものが児童・生徒に与えるいろんな影響等も分析しながら対応したいということで、どちらかと申しますと教育環境的な形の対応は、今まで日野二中の方にございました健全育成室、この方でいろんな調査等も掲げながら対応してきていただいている。あるいは帰国子女の問題、学校図書館の問題、その他もろもろございますので、そういうものを網羅しながら日野二中の方の——潤徳の方をただ見ますと分室のような形になると思いますけれど、網羅した形の中で教育センターという形で機能させていきたい。このように考えているんですけれど。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○22番（夏井明男君） 少し細部にわたりましたけれども、もう1点だけお願いします。

今、条例化することによってどこが違うかということで、いまいちよくわからないんですが、この設置の第1条の中でも昭和31年の法律162号30条の規定に基づいてつくれというふうになっていますから、法律に基づいてこういうものをわざわざつくれということで、かなり中身が違ってくるんだらうというふうに思うんですが、1点だけお尋ねしますが、今嘱託という形で18名の方をお願いをしているわけですが、この設置条例によって嘱託の身分の研究員の方が、もう少し安心してと言いますか、法的に身分が安定した中でできるという、そういうふうな効果というのはねらっているのでしょうか。出てくるのでしょうか。ちょっと、その辺だけ教えてください。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） どちらかと申しますと、教職員研究指導室等につきましては、事務的な対応の面の中で若干指導室の外局というような形で指導室の方が面倒を見ざるを得ないというような状況がございまして、今の都の方から嘱託という形で一応市の方に配置されております方々につきましては、それぞれ教育の専門的な分野に長く取り組まれてきた有能な方々でございまして、その方々につきましては、東京都の今の嘱託員制度の中で5年間の一応嘱託期間というものが保証されている。その他いろんな意味で東京都に身分を置きながら、市の教育研究行政に貢献していただくという取組をそのまま継続していきたい。

ただ、今までございませんでした教育センターの事務長とか、あるいは経費の面の問題等につきまして、きちっと市の方から派遣された職員によって対応できるような、そんな措置をとっていきたい。そんなところでそういう体制が確立されますと、大分センターそのものをいろんな事業を展開していく上でもやりよくなっていくんじゃないか、そんなふうに考えているわけです。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） 市川資信君。

○27番（市川資信君） 今、夏井議員の質問で概要が、私も質問しようとしたことも教育長の答弁で概ね概略は理解できました。

そこで、私も同じようなやはり質問内容であったわけですが、もう、いまさら申し上げるまでもなく、現在の資料室は潤徳小の空き教室を利用した教育相談資料室ということで、教育長もただいま答弁されましたように校長、あるいは一般教職員のやめられた方々があそこへ入って後任の、あるいは指導の相談に乗って大きな成果を上げていることも私は理解しております。

ただ、冒頭に申し上げましたように、あの空き教室を利用した、それもごく裏の一部のつけ足しの部分を現在使用しているわけで、その1階は御存じのように学童クラブが専有しているという中で、運動場もない。私どもがいわゆる教育センター、教育センターと言いますと、行政視察等で地方の自治体の教育センターというものをつぶさに見てくると、およそ日野市の今回教育センターに格上げしようとする施設と余りにも隔世の感があるので、一体、今、夏井明男議員が指摘されましたように将来構想、三次構想で今後市当局へ働きかけていくということで、まだ何ら具体的なものは具現化される見通しが立ってない中で、今、図らずも「羊頭狗肉」だ、私は「竜頭蛇尾」だというふうに言ってもいいんじゃないかと思うぐらい、ちょっとお粗末過ぎるかな、ただ確かに条例化を伴うことによって一般社会的な認知とその地位の向上、信用度、そして、今後運営にかかわる予算で面では大きく寄与することは確実にございますけれども、これでは余りにも今後こういう三次構想は、青写真はこうなんだ、そして少なくとも教職員を2泊、3泊、宿泊施設等をつくった中で、あるいは運動場がある中でLL教室、あるいはパソコン等の指導も今あることはありますけれども、本当にお粗末な施設で、これで教育センターに格上げして今後すぐ直ちに、いわゆる格だけは認知されたけれども、内容はそれに伴っていないということに対して、大変私は今失望の感をぬぐえなかったわけです。

したがいまして、この教育センターというものを条例化し定めるには、少なくとも青写真というものを議会に提示して、それなりの今後の展望というものを図った上で、そして現在の運営されております教育相談資料室の囑託員、あるいは市の出向の職員についても、こういう規模のもとにやるんだ、こういう将来の展望のもとにやるんだというようなものが私は少なくとも必要ではなからうか、余りにも現状の施設の中でやることについて条例化がちょっとお粗末ではなからうか、こう指摘せざるを得ないんですけれども、その点の見解、これは夏井議員の質問と重複するかもしれませんが、お答

えいただきたい、かように存じます。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 夏井議員、市川議員さんの方から御質問のありました箱物といいますか、入れ物、この問題につきましては相当予算も伴う内容でございますので、先ほど申し上げましたように第三次の基本計画の中で十分構想等も練りながら対応していく努力をしていきたい。

ただ率直に申し上げまして、やっぱり今現在、教職員研究資料室を中心として取り組んでいただいております教育研究活動、これにつきましては、施設はさることながら率直に申し上げまして先生方の努力、大変活発な形で各研修会、あるいはその他の児童・生徒に直接対応するような面での取組、こういうものが進んでいる。確かにやっぱり竜頭蛇尾の感をぬぐい得ないというような御指摘も十分わかるんですけど、私、やっぱり教育の場合、一番先行しなくてはならない問題というのは「教育は人なり」という観点に立ちまして、ぜひ日野市の学校教育に当たっていただいている先生方が十分な研さんを積まれた上での各学校での教育活動、こういうものに専心していただきたい。

そういう面からも、ちょっと先ほども図書館の事例を出しましたがけれども、まず、そういう面での対応、これを何としてでも確立しておきたい。そういう面の確立の上に立っての実績をやはり市当局並びに議会の方で認知していただく中で、将来の教育センターにふさわしい入れ物、そういうものについての構想を固めていきたい、こんなように考えている次第でございます。

ぜひ、よろしく御協力をお願いしたいと思うんです。

○議長（黒川重憲君） 市川資信君。

○27番（市川資信君） 私の質問に対して、夏井明男君議員に答弁された以上の内容の答弁はいただけなかったわけですが、少なくともセンターという名のもとに位置づけて運営するからには、そして、私はたまたま現在ある教育相談資料室は地理的にも近いものですから何回か足を運んだことも普通の議員より多いと思うんですが、中の先生方のおっしゃられていることは私どもの考えていることと大体一致しているんですね。こういったもっと広いところで、こういったこともやりたい、こういう施設も欲しいというようなことは現在大分かけ離れているわけですが、さればといって、現在のような地価が高騰している中で新しい場所を取得してやるということは大変であろうとは存じます。

けれども、現実の日野市の今児童減少等を省みるときに、教育相談資料室がございま

す、今度教育センターになりますという潤徳小にとりまして、かつては千五、六百人いたところが現在は三百何十人というような、もう異変が起きておる児童減少の中で、やがては私は小学校の統廃合等を考えざるを得ない時期も近々来るであろう。そういったことも勘案して、一体、今日、日本の教育界の現状というものを考えてみると、本当に試行錯誤、いろんな面で受験問題一つをとっても塾の問題をとっても、家庭教育、社会教育、学校教育、それぞれが大変親も悩み、また学校も悩みしている中で、この教育センターの占める位置づけというものは大変重要な部分を占めて今後来るであろう。そういうときに、この名前だけではなくて名実ともに市民の期待に応え得る内容のものをぜひ早く議会に提示していただきたい、かように思うわけです。結構です。

○議長（黒川重憲君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。小山良悟君。

○24番（小山良悟君） この教育センター条例の提案でありますけれども、かねてから校長会などにおいてもその要望があったわけですが、基本的に教育というものに対する概念をこれを機に変えていただきたいというふうに思います。

これまでの20世紀の学校教育というのは、いわゆる知育教育一辺倒というふうな形で、それなりに成果を上げてきたことは事実ですが、一方ではその弊害も問われる時代になってきておる。これからの21世紀の時代、情報化時代、国際化時代に適応できる人材を育成ということであれば、知育教育一辺倒では、とてもこれからの時代を担っていくことはできないということは、どなたも感ずるところだと思います。

そういった観点で考えますと、この教育センター構想であります、これが従来の教育委員会に隷属するような位置づけをされていくということでは、余り期待できない。さらには、特に知育教育一辺倒の時代には、教育という、いわゆる教師というか、あるいは学者、そういった人たちがその役を担ってきた。そういう形で押し進められてきたわけですが、これからの時代に幅の広い人材育成ということになりますと、そういう方々だけで構成されていく教育体制では余り期待できないというふうに思うわけがあります。

そういう意味からいいますと、例えばスタッフでもそうありますが、所長がどういう方を想定されているかわかりませんが、単に例えば学校長を経験した方とか、あるいは教育長が退任後、今度は教育センター所長になったとか、そういう教育畑といえますか、一辺倒で歩いてきた人たちがリーダーになるというんでは、従来のパターンから一歩も脱皮をできないというふうに思います。

それから、この審議会の方の役割でありますけれども、これなども、例えば学校教育関係者とか教育行政機関関係者、3番目に学識経験者というこれの定員がはっきりしておりませんので、この辺のところに救いを求めるところでありますけれども、半数以上が、ある意味では半数以上がもう教育には無縁といいますか、他の分野で役割を果たしてきた人、あるいは一芸に秀でた人、そういうような人たちをスタッフにし、半々ぐらいで詰めて構成して、この教育センターというものを機能していくということであるならば大いに期待もできるかと思うんですね。

委員会で審議するに当たっては、そういった観点からひとつ大いに議論をしていただきたいというふうに、委員会付託に当たっては以上のことを注文しておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第91号、日野市立教育センター設置条例の制定の件は文教委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め文教委員会に付託いたします。

これより議案第92号、日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第92号、日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、現在改築中の林間施設大成荘の使用開始に伴い新しい施設内容及び使用形態に適合できる条例内容にするため、「日野市林間施設の設置及び管理に関する条例」を全部改正して、「日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例」を制定するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） ただいま提案されました議案第92号、日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例について御説明申し上げます。

議案書の2ページから6ページまでを順次お開きいただきたいと思います。この条例

は、日野市林間施設の設置及び管理に関する条例、昭和40年条例第13号の全部を改正するものでございます。

第1条は目的でございまして、生涯学習社会に対応し、豊かな人間性を育てる施設として設置する林間施設の管理運営について必要な事項を定めたものでございます。

第2条は施設の名称及び位置を定めたもので、名称を「日野市立ハケ岳高原大成荘」と定め、位置は改正前条例と同じ山梨県北巨摩郡高根町大字清里字念場原3,545番地でございます。

第3条は大成荘が行う業務の内容を定め、第4条で利用できるものの範囲を定めてございます。

第5条は使用の許可について、第6条は管理運営上の使用の制限について定めてございます。

第7条は、別表に定めた使用料と使用料の納入について定めたものでございます。

第8条、使用権の譲渡等の禁止から、第9条、使用の取消等、第10条、原状回復の義務、第11条、損害賠償までは使用上の注意と義務を定めたものでございます。

第12条は管理の委託でございまして、公共的団体に施設の管理運営を委託することができる旨を定めたものでございます。

第13条は、規則への委任規定でございます。

付則では、本条例で施行日が確定できないために施行日を規則に委任することを定めてございます。

次に、6ページの別表の使用料について御説明申し上げます。

一般宿泊施設の使用料については日野山荘の使用料と同額に定め、団体宿泊施設の使用料につきましては、施設やサービスの内容に若干の違いがあることを考慮いたしまして、大人1人1泊につきまして1,000円、小中学生1人1泊につきまして500円と定め、野外施設の使用料については、テント設営1張1泊につきまして1,000円と定めたものでございます。

なお、宿泊に伴います食糧につきましては、参考資料として提出してございます「日野市立ハケ岳高原大成荘設置条例施行規則案」の10ページに定める規則第9条関係の別表に食事料が定めてございます。大人料理及び子供料理の金額につきましては、日野山荘と同額でございますが、団体料理につきましては、使用料と同様に若干のサービスの内容に違い等もございしますために、1人1泊2食で1,500円と定めてございしますので御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。夏井明男君。

○22番（夏井明男君） 大成荘のことは大分前に私も2回ほどお聞きをしました。早く建てかえて使えるようにしたらどうかということで、その中で一つ提案をさせてもらったのが、要するに移動教室の件であります。移動教室に意外にお金がかかる。細かい話もさせてもらいました。運動靴の新しいのを買って、新しい衣服をつくって、と親の心を踏まえてすると以外にお金がかかってしまう。修学旅行も同じですが、そのときに三多摩の各市を比較をいたしまして、移動教室に関する市の補助、この金額から考えて実質的に親の負担というものがかなり高くなるということも数字をもって示したことがございます。

今回、この設置条例の3条の一番冒頭には移動教室ということで、これも一応射程距離において行う。特に大成荘の現在までの沿革から見ると、いわゆる教育関係の施設としての性格は顕示をしているというふうに思いますが、この移動教室等は大いに私も利用してもらいたいと思いますけれども、実際に移動教室として学校の方でぜひその会場として使いたいというふうな形になった場合に、いわゆる補助の問題が一児童・生徒に出ているわけですが、その辺、どういうふうにお考えになっているか、その辺の配慮がどうなっているかという点をちょっとお尋ねをしたい。特に来年の恐らく夏ぐらいには移動教室として使いたいという声も私は上がってくるというふうに思うんです。

また、市の方も目的のトップに移動教室の目的ということも掲げているわけですから、大いに移動教室として使ってもらいたいということが基本的な考えとしてあると思うんですけれども、その辺どういうふうにお考えになっているか、大枠だけで結構ですが、御答弁願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 移動教室関係の問題といたしまして、林間施設ということで来年からぜひ大成荘、これを児童・生徒の林間施設として活用していただきたいという点等につきましてはの学校当局への一応紹介、その他、進められております。今までと違いまして、施設面等につきましても大体小学校の場合ですと、1学年そっくり対応できる、そういうような施設になっておりますし、食堂等も一緒にセットされている。

それから周辺の施設環境等につきましても、近年いろいろ学校教育という教育的な多岐を通して研さんでできる場所が広がっている。そういうことで、ぜひ移動教室としての取組み、これは学校当局と協力しながら進めていきたい。

ただ、この施設ができて上がるのが今年度いっぱいかかりまして、学校当局の行事計画等につきましては小回りがきかない部分がありまして、来年度の行事に果たして対応できるというような状況がどれくらい生じてくるかということは若干不安な面もあるわけなんですけれど、将来的には今回でき上がります大成荘の状況等からしまして、あるいは施設の父母利用の負担の軽減、こういう面から考えましても、現在、油壺等のいわゆるホテル等、民間施設を使って対応しているのとでは比較にならないような形でのサービスができるのではないかと。現在、小学校につきましては、移動教室について6,000円の補助というものが一応市の方から児童1人当たり出されておりますので、そういうものを活用しながら対応していくと家庭での負担というものは、ごく廉価に賄えるのではないかと、こんなように考えております。

細かい点につきましては、まだ未検討の部分もございますので、できるだけ学校当局の方でも父母負担の軽減等も絡めながら利用していただけるような体制、こういうものをつくっていききたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） ちょっと条例というか、項目の見方を確認したいんですが、この施設は当然のことながら教育関係を中心とした施設ということですので、現在ある日野山荘との受付の仕方とか、いろんな面で若干違いがあるわけなんですけど、例えば使用申請をするとか、あるいは許可をする等については、これは教育委員会が窓口になるというような条項になっております。

それから、使用料の納入については現地で納入をするとか、こういうことになっているわけなんですけど、これは大成荘のような形で管理のもとになるところは確かに教育委員会ではあるかと思うんですが、日野山荘と同じような形での受付といいましようか、そういう形態は考えておられないのか、どこかで公的団体に管理を運営するということもありましたけれども、公的団体に委託をするということがありますけれども、これは、例えば今、日野山荘を管理している企業公社のようなところに実際には任せるといことなのか、それとも全くそれとは別な管理をしていこうとしているのか、それをちょっと確認したいと思います。

○議長（黒川重憲君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

申請並びに許可につきましては、日野山荘と同じように当面は社会教育課の方で受けて、なお先ほど言いました「公的団体に委託することができる」ということは、日

野山荘と同じように企業公社を一応予定しております。

したがいまして、教育委員会と、それから企業公社の方の日野山荘と同じような受付の形態を予定しておる、このように考えております。

○議長（黒川重憲君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） わかりました。

それから、使用料の納入なんですけど、これは日野山荘の場合も現地でも受けつけるのかもしれませんが、これは事前には受けつけませんでしたかね、ちょっと私勉強不足なんで申しわけないんですが、むしろ事前に申し込みをびしっとされていくケースが大半であるとするならば、その時点で受けておいて何かの変化があればその追加変更分については現地でということの方が、いろんなお金の出し入れの問題なんで、いいのかなというふうな気もするんですが、その辺ちょっともう1回、確認させてください。

○議長（黒川重憲君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 日野山荘におきましても、当初は申込時点で出納課の方に料金を納入していただく前金制度でございましたが、途中で条例を改正させていただきまして現地で納入というふうに定めて、あくまでも精算払いという形で食事料も含めまして精算払いという形にさせていただき、そのように改正をいたしましたものでございます。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第92号、日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例の制定の件は文教委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め文教委員会に付託いたします。

これより議案第93号、平成4年度日野市一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第93号、平成4年度日野市一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成4年度日野市の一般会計の補正予算第2号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ 8 億 680 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 457 億 1,613 万 9,000 円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 歳入歳出全般及び第 2 表債務負担行為補正の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） それでは、ただいま提案いたしました議案第 93 号、平成 4 年度日野市一般会計補正予算第 2 号につきまして御説明を申し上げます。

説明資料につきましては、お手元に別紙でお配りしておりますのでお願いしたいと思います。

まず提案の内容にもありましたとおり、第 1 条につきましては、補正額 8 億 680 万 6,000 円を追加するものでございます。1 条の 2 項では、第 1 表の歳入歳出の予算補正額を記載したものでございます。

なお、債務負担行為の補正を第 2 条でお願いするものでございます。

それでは、具体的には 2 ページ、3 ページをお開き願いたいと思います。まず総括表の内容でございます。歳入の補正予算の内容を大きなところだけ申し上げます。

まず、款の 14. 繰入金でございます。項の 2 の基金の繰入、この補正につきましては公共施設建設基金から 2 億円を取り崩すものでございます。

なお 1 項の繰越金でございます。前年度の繰越額から 5 億 7,124 万 3,000 円をここで取り崩しをいたしたいと思います。

なお、款の 16. 諸収入でございます。6 の項の雑入につきましては 2,355 万 9,000 円でございます。後ほど細かくは申し上げますが、商店活性化事業、あるいは地域特別賃貸住宅の負担金をここに雑入として入れるものでございます。

なお、3 ページの歳出部分でございます。款の 2 の総務費でございます。1 の総務管理費につきましては補正の主なものにつきましては、市税還付金でございます。

3 款の民生費、2 項の児童福祉費につきましては、保育園関係の 4 週 8 休に関連する賃金が主なるものでございます。

4 款の衛生費、2 の清掃費の補正額につきましては、クリーンセンターに関する諸経費でございます。

なお 8 款の土木費、4 項の都市計画費でございます。3 億 9,535 万 9,000 円の補正でございますが、下水道事業の繰り出し、あるいは駒形公園ハイキングコース南平口との工

事でございます。

なお、その他、そのページにつきましては略させていただきます。

なお、4 ページでございます。

款の 10. 教育費でございます。項の 1. 教育総務費につきましては先ほど条例も提案いたしました、大成荘の落成に関連し、本年度分の管理運営費をここでお願いするものでございます。

なお、12 款の諸支出金でございます。2 項の公営企業費につきましては 1 億 4,800 強でございますが、土地開発公社に対する利子の補助金でございます。

なお下欄部分につきましては、第 2 表の債務負担行為の補正につきましては、追加分として駒形公園の築堤の護岸工事の委託を平成 4 年度から 5 年度までかかりますが、限度額を 7,500 万とお願いするものでございます。全く新たなものでございます。

それでは歳入部分、8 ページ、9 ページをお開きいただきたいと思います。

款の 9. 使用料及び手数料、項の 1 の使用料でございます。6 の教育使用料につきましては、ここに明細を書いてあるとおりでございますが、大成荘のオープンに伴って 1 月の後半という歳入見込みをしております。約 52 日間の使用料を見込んでございます。

なお、その下欄部分、款の 10. 国庫支出金、1 の国庫負担金でございます。1 目の民生費の国庫負担金でございます。記載のとおり平成 3 年度の精算による増額部分でございます。

なお、2 項の国庫補助金、3 目の土木費国庫補助金でございます。2 節の住宅費補助金でございます。197 万 5,000 円、地域特別賃貸住宅家賃収入ということで建築を進めてまいりました。ここで完成を見ますので、高幡の地域でございます。1 戸 3 階建、18 戸ということでございます。記載のとおり 11 月の入居を見込んで 5 カ月分の国の補助金が歳入になるわけでございます。

なお、10 ページ、11 ページにつきましては、特に 1 目の都の負担金、1 の民生費都の負担金でございますが、国で御説明申し上げましたとおり 3 年度分の不足分の増加でございます。

2 項の都の補助金につきましては、5 目の土木費、都の補助金、3 の住宅費補助金、98 万 7,000 円でございますが、これは国庫に関連して 4 分の 1、基本額の都の補助金として歳入になるものでございます。

なお 12 ページ、13 ページでございます。2 目の基金の繰入金でございます。2 の公共施設建設基金の繰入金、ここから 2 億円を取り崩しをさせていただきたいというもので

ございます。公共施設建設基金につきましては、8月末をもちまして現在70億という数字でございます。

なお下欄部分につきましては、1の繰越金でございます。1項の繰越金、1目の繰越金でございます。前年度からこの数字につきまして計数合わせもありますが、取り崩しをさせていただきたいというものでございます。

なお、14ページ、15ページでございます。総括の中で多少御説明申し上げましたが、5目の雑入、1節の雑入、商店街活性化推進事業の助成金ということでございます。これを雑入に入れた理由といたしましては、東京都が東京都中小企業振興公社に総額で出しております。よって中小企業振興公社から日野市に歳入になるものでございます。補助率は、事業費の2分の1ということでございます。

なお、下欄部分の地域特別住宅入居者の負担額でございます。これにつきましては家賃を一定の金額を決めております。よって18戸分の5カ月を掛けた歳入でございます。

なお、16ページ、17ページをお願いしたいと思います。歳出部分に入ります。

1目の一般管理費でございます。7節の賃金でございます。説明欄記載のとおり欠員、あるいは産休の代替職員等の臨時職員の賃金をお願いするものでございます。

14目の諸費でございます。23節、償還金、利子及び割引料でございます。おのおの説明欄記載のとおり前年度の精算による返還金でございます。

なお、18ページ、19ページでございます。2目の賦課徴収額につきましては、ここに記載のとおりで略させていただきます。なお、下欄部分につきましても説明は特にございません。

20ページ、21ページでございます。1目の社会福祉総務費でございます。19節の負担金、補助及び交付金につきましては、おのおのここに新たな事業の補助金として、下から2行、全障連全国交流大会の補助金等が新たに入っているわけでございます。特にこれにつきましては、全国大会が立川市で開催されるということで、近隣市の負担分があるわけでございます。17回大会だということでございます。

なお、8目のコミュニティ費でございます。15節の工事請負費、小額ではございますが、ここに記載のとおりでございます。現在、土地開発公社が持っておりますので、多少の整備をいたしまして早く利用に供したいというものでございます。

なお、13目の女性活動推進費でございます。これも新たな事業でございますが、19節の負担金、補助及び交付金、ここに記載のとおりでございますが、ことしは町田市で開催されます。よって参加料としての6,000円負担でございますので、30名ほどの参加を

させていただきたいというものでございます。

なお、2項以降、児童福祉費の中で20節、7節、7の賃金とあるわけでございますが、上段部分につきましては、民間保育園の7園分の4週8休に伴うもの、以下、7の賃金につきましては市立保育園の関係、7の賃金につきましては児童館の4週8休の体制のすべて賃金に関連する補正でございます。

なお、22ページ、23ページ、1目の清掃総務費でございます。18の備品購入費、ここに記載のとおり新たに資源ごみ回収用のコンテナ、あるいは空缶のプレス機をここに導入するものでございます。特に下欄部分につきましては省略をさせていただきます。

なお、24ページ、25ページ、下欄部分でございます。款の7、商工費、項の1、商工費でございます。2目の商工振興費の中で19の負担金、補助及び交付金でございます。2,585万5,000円、説明欄記載のとおりでございますが、日野台商店街の活性化の事業を促進していきたいというものでございます。すべてをここにあわせて支出するものでございます。中心的には街路灯の整備等を含んで18基の整備を行うものでございます。

26ページ、27ページをお願いしたいと思います。

項の4の都市計画費、中段のところでございます。5目の下水道費でございます。28節の繰出金でございます。補正額の一番大きな額でございますが、特別会計の繰出金でございますが、この主たる理由としては多摩平の処理所の起債を繰上償還する内容が1点、もう1点が管きょ埋設工事の関係も含んでおります。よって、すべて特別会計の繰出しが主たる大きな内容になっております。

7の公園整備費でございます。13の委託料5,000万、これにつきまして説明欄記載のとおり、現在市民プールの工事を一部着手しております。建設省と河川との問題を含んで過去協議をやってきました。プール部分の100メートルにつきましては、築堤の工事を市が負担してやるということになっております。よって、その平成4年度分をここで補正をお願いし、5年度分の7,500万につきましては先ほどお願いしました債務負担でお願いするものでございます。なお、それ以外につきましては、下の部分で15節の工事請負費でございます。説明欄記載のとおり二つの事業を促進するものでございます。

なお、5項の住宅費、1目の住宅管理費でございます。14節の使用料及び賃借料でございますが、先ほど来、歳入部分で説明いたしました地域特別賃貸住宅ということで個人負担は、先ほども申し上げましたが、7万7,100円でございますが、大家さんには12万1,000円を支払う18戸分の5カ月分をここに歳出を計上するものでございます。

なお、28ページ、29ページ、3目の消防施設整備費につきましては19節の負担金、補

助及び交付金でございますが、8分団2部の、その内容につきましての建設資金の補助金でございます。

なお、30ページ、31ページでございます。特に4目の林間施設費でございます。8節の報償費、9の旅費、11の需用費、12の役務費、13の委託料、14の使用料及び賃借料でございますが、大成荘の落成に関連しての落成式、あるいはその後の運営管理に伴う経費でございます。

なお、2項の小学校費、1目の小学校管理費につきましては、一部修繕費を需用費の中で補正をお願いするものでございます。

なお、32ページ、33ページでございます。3項の中学校費、1目の学校管理費、節の中では11の需用費、小学校同様設備関係の需用費を1校50万ということをお願いするものでございます。

なお、18の備品購入費につきましては管理用備品というふうに書いてございますが、青少年育成の場として空き教室の利用を図っていきたいということで、ここに空き教室に使える各地域の備品を中学校に8校部分をお願いするものでございます。

なお、34ページ、35ページでございます。1目の開発公社の助成金でございます。節の19の負担金、補助及び交付金、ここに起債のとおりでございますが、この不足額1億4,846万でございます。当初予算の計上の中で4億計上をさせていただいております。よって、上半期分の不足部分だけをここでお願いするものでございます。現在、借入総額は217億という数字でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。小川友一君。

○7番（小川友一君） 今回の一般会計の補正予算の提案書を見させていただいたわけでありまして、追加補正額が8億600万余りということで、ここ数年の例年の時期の補正額と比べると、多少、額が少ないと思われます。当然、現在の社会状況とか経済状況をかんがみ中での計上だとは思いますが、ほかにこの追加補正額が減少した理由が、ほかにあるようであれば御説明いただきたいと思っております。これが1点でございます。

2点目に、まさにこの補正が要求された中で、各主管課からそれぞれ予算要求があると思っております。現在ここで提示された補正は、あくまでも市長権限の中で市長が認めたものが補正額として出されたわけでありまして、当然行政責任の中、そして、また地域住民の要望等を考えながら各主管課からは、もっとたくさんの予算要求が出されて

いることだと思います。

そこで、それぞれの主管課から予算要求が出された総額はどの程度あったのか、そして、多分財政的にお金があれば、この事業もやりたかった、あの事業もやりたかった、というふうな事業もあると思うんですね。それと同時に市民要望の中で、どういうふうな形でこの優先順位、市長の補正を認める中での優先順位、市長はどのような形で判断基準をもって行っているのか。

それと、私、この数年間、予算計上をする中でしっかりした計画がないままに何となく補正が出されて、事業がうまくいかないから不用で戻したり、いろんな形のケースが多々見受けられたわけでありまして、その辺、今回の補正の中ではないと思うんではありますけれども、この補正に当たっての市長が、私の私見ではありますけれども、職務権限の範囲で市長の独断の決断の中でこの補正予算が執行されているように思うのか、以上3点をお伺いいたします。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） それでは、お答えしたいと思います。

補正予算の1点は、例年になく減少している理由というようなことの内容でございます。これにつきましては、確かに今質問者からお話がありますとおり、平成4年度の現行の財政状況については厳しい状況下でございます。よって、既に庁内の対応といたしまして、8月の24日付で各部長、課長に対して助役名をもちまして依命通達を出してございます。それには、財政の厳しさの理解と今後の対応の問題、特に経常経費の節約を図るべき賃金関係、報償費、旅費、需用費、役務費等を含んでの予算執行の5%の凍結を指示いたしました。

なお2点目につきましては、委託料、工事備品との契約差金につきましては、すべて執行を凍結する。既に契約が終わっている差金でございます。そのような2点につきまして指示をした補正予算の査定前の各部長・課長に対しての内容でございます。そういう状況下もあると思いますが、事業の総体としては要求枠も2点目の中に質問がございますので略しますが、割合と例年になく要求も額としては少なかったということでございます。

2点目の内容の中で、各課の要求、あるいは主管課、補正の総額はどうかということでございます。総額要求額としては16億強でございます。約8億ですから2分の1をここに補正額をお願いするものでございます。ただ、残りの8億の内容につきまして

先ほど提案、あるいは説明の中で申し上げましたが、土地開発公社の要求が1年分の要求でこの補正に出てきております。その総額は約7億円でございます。よって、当初予算とあわせると11億ということでございます。これにつきましては、やはりこういう状況下にあるので上半期だけの補正1億4,000万強ということで、上半期分の不足部分だけを補正をお願いしたということでございます。よって、5億5,000万ほどその中に含まれておりますので、それを合わせると約14億ということでございます。

特にこの順位につきましてはそれが大きな理由で、その他につきましては、ある程度事業の緊急性等を加味した中で99%は予算を査定したつもりでございます。もちろん優先順位もございますが、できるだけ節約、節減に努力する中での厳しい査定は行っております。補正に対応しての考え方としては、もちろんそういう査定をし、おのおの各部に説明をいたしまして理解を求めたというものでございます。

もちろん、こういう査定に当たっては、私の方からすべて要求に伴っての各部署の説明を理事者、市長、助役等にいたしまして、できるだけ緊急性を配慮した中での対応をかなり積極的にはしましたが、査定の厳しさは、先ほど凍結等の財政事情を含んだ問題もありますので、厳しい査定になっているかと思えます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 今、私の質問は2点お答えいただきました。市長の方から答弁いただけてないんですけれども、要するに市長としての職務権限の範囲で最終的には各主管課から上がってきた予算要求をどうするかということは、当然それは執行体制の中で検討すると思うんですけれども、最終判断は市長にあるわけですね。市長がノーと言えばノーなわけですね。その辺で市長の判断基準というものが私見として、もしとらわれていくとしたら、これはあくまでも推測ですけども、私見としてこの事業は市長の判断でカットされているようなことがあるとしたら、市民要望の中でこれだけの財政運営をしていくことに当たっては、すこぶる遺憾ではないかというふうな私の私見ではあるんですけれども、思うわけであります。

そこで、私は市長にお答えをいただいたと思うんですけれども、その辺、どのような判断基準と優先順位をもって予算要求に当たっているのか、市長から御答弁をいただきたい。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今回の補正にかかりまして、全体の庁内部の今回提案に及び

ました経過は、概ね財政部長からお答えをしたとおりであります。なにか小川議員の方から私見、私見とおっしゃいますが、確かに市長として財政運用、あるいは予算編成の見解は持つわけでありまして、個人的な、つまり私見が私という意味ならば、そういう感覚で予算査定を行ったことは一度もない、というふうにお答えをしておきたいと思っております。したがって、緊要度等で概ね適切な補正予算の編成を終えたというふうに感じております。

今、部長からも申しましたとおり、既に国、あるいは都においても報道等で御承知のとおり税収がかなり思惑よりも少なくなっている、こういう傾向がございます。したがって、なるべく緊要度の高いものを優先をする。そういう姿勢は貫いた結果になっておると思っております。一番気を配りましたのは、基金の取り崩しということはこの時期に実際に行っているかどうかということでありましたが、先ほど基金の取り崩しにかかわって——支出の側でありますけれども、多摩平下水処理場がその任務を終えて廃止になります。これまで多摩平の処理場にかかわって起債残があるわけでありまして、起債の残をゼロにするために今回2億余の予算を計上したということでありまして、その点については議会でも御理解をいただけるものだというふうに受けとめて、このような予算編成になっております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 市長の今お答えをいただきました。

それでは、補正予算で表面化された今回提案されたものに対しては、私たちは、これはチェックできるわけですね。主管課から上げられた予算要求というものは、当然行政責任とか地域の住民たちの要望に基づいて、主管課が市長に予算要求をするわけですね。私どもは、そういうふうな経過が一切目に触れないんですね。要するに財政運営上、正確な、丁寧な行政が執行できているのかどうかのチェックは、私たちはできないわけですね。その経過の中で資料を請求させていただきたいと思うんです。

要するに、今、企画財政部長の方からお話がありましたとおり16億円の予算要求があった、金額として……。その内容は、要するにどんな事業の内容で、どのような形で予算要求が主管課から出されているのか、それは当然いろいろな形で、執行体制の中で事務的な処理がされていくわけですから、そういうふうな資料はあると思うんです。その資料を議会に提示していただきたい。これが1点です。

それから、もう1点。市長が「私は独断ではそういうことはしていません」というふ

うなお話でした。それでは一、二点、私もここ何年かの間で不審に思った点がありますので、市長に質問をさせていただきたいと思います。

何件か事業を執行していく中で、行政責任の中で事業を進めなくてはいけない事業が幾つかあると思うんですね。私が平成2年に議会に上がってきたときに、ちょうど多摩川のスポーツグラウンドですか、市民グラウンドの増設をということで増設をしますということで、市長の方で行政サイドから出されていた。予算計上されながら、なかなか事業が進まない。私も大変心配をしていたわけでありすけれども、どうも建設省の方と調整がつかないから、なかなか事業が進捗しないということであった。職員の方も一生懸命建設省と折衝した中で、私たちの特別委員会の中でも建設省との話し合いもつきました、近いうちに実行します、というふうなお話を聞いているわけですが、もう2年が経過するわけですが、一向に当初予算にも補正にも何も顔を出さない。

それから、まだあるんですね。今、日野橋の鉄橋が立日橋の間でサイクリング道路、遊歩道をつくる。ちょうど私が上がってきたところで、私、地元ですから、ああ、あそこも大分きれいになるんだと、こう期待していたわけです。そうしたら、その年の末に不用額で戻しているんですね。これは議会で取り上げようかと思ったんですが、まだ最初のころだったから余り取り上げなかったんですが、状況を聞いてみたら建設省との折衝がまだできてない。堤防だか土手だかを上げなかったら使用することを認めない。予算計上するのにですよ。要するに建設省の管理の土地を建設省と折衝がしてないままに予算計上するなんていうのは、普通は考えられないんですね、これ。当然、事前の折衝があって建設省から借りられる——しっかりした方向も見出さないままに予算計上しておいて、建設省が認めないから不用で戻しちゃった、こんなあれは普通の執行体制の中では考えられないと思うんです。

去年のリサイクルセンターですか、あそこだって、まさにそのとおりでしょう、商店街の。

それで市長、自分の私見でないなんて言えるんですか。自分の思いつきと独断で予算編成とかいろいろなものをしてから、そういうふうなお粗末になるんであって……。何か市長、答弁があったら言ってください。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 事業によりましては、当然、執行可能という判断で予算計上する場合がございます。確かに不手際ではありますが、折衝の過程で執行が可能などころまで協議が進まなかったという場合も、それはごく例外的にはあり得るわけでありま

して、そのあたりは御承知をしておいていただきたいと思います。と思っています。

国との関係で、御指摘の多摩川グラウンド、これはある程度測量もし、拡張もしたんではなかったかというふうには思っておるわけですが、なお、ひとつ内部で調べてみたいと思っています。

また、多摩平の場合も確かに内部の交渉事が思うように進まないために不手際もあったわけでありすけれども、現在は着実に進みつつあるというふうに認識をしておりますので、御理解をお願いしたいと思っています。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 私どもは、それぞれ議員は市民から選ばれて、財政上とか、事業がどの程度どういうふうになっているかということを市民に伝える義務があるわけですね。議会とか委員会とかで、こういうふうな施設はこうなるんです、と市の方から説明に行けば、将来はこうなるんですよ、と話をするわけですね。なかなかできない、どうなっているんだ、と言われるわけです。

まさに事業も予算も一体であると思うんですね。これは国のやることだからとかじゃないんですね。事業を計画したのは行政、市であるわけですから、その事業を執行するためには、どことどこをクリアしなくちゃいけないということは、最低限度の一つの登龍門だと思うんです。人の持ち物を勝手にこうします、ああします、と打ち出して、近い将来あそこにサイクリング道路ができるんですよ、と話しても、ちっともできない。これじゃ余りお粗末だと思うんですね。

ですから、この予算執行する、要するに当初予算にしても補正にしても、しっかりした計画と着実な事業に対してもう少し計画的に予算計上、予算執行していただきたい。

それから、先ほどちょっと資料請求した件は、いつ提示していただけますか。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 資料要求があったわけですが、大変これからの我々の財政としての予算査定の問題、要求の問題、多少あるわけですが、議員さんから質問の中の要旨を伺っていますと、要は、市民要望に対する予算要求が各部署でどう行われているかということだろうと思います。事業の内容の予算要求程度の資料としては提出できるかと思いますが、なお、出すという結論になれば私の方も当然資料があるわけですので、理事者とも協議をしていきたいというふうに思います。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 今の答弁ですと、ちょっとわからないんですが、資料は

出せない。要するに秘密のものだから出せない、とおっしゃるのか、その辺どうなんですか。出せるということなんですか。私は、いつの時期に提示していただけますか、という質問なんですけれども。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 執行機関と議会との関係ですから、なるべく十分、かつ適切に意思疎通ができることは必要であります。しかしながら、内部の予算要求をそのまま資料として議会に提出するということは今まであったためしありません。国会でも同様であります。

したがいまして、具体的にどういう項目がどういう経過を経てということが御質問があれば、それなりの対応はできるだけしたい。我々は情報公開は100%やりたいぐらいに考えておりますけれど、おのずからその限度というものもあるというふうに双方が節度を保っていくのが、これが議会制民主主義のありようだと思っております。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 市長は今国会でも、というふうな話でしたね。要するに執行の体制の中ではそうですけども、要するに行政責任で行う事業と、市民要望の中で行う事業というのは市長はわからないで、各主管課が地域の住民とかいろんな経過の中で、こうします、ああしますということで約束事ができているわけです。この前も私ちょっと一般会計の決算のときに地元の立日橋公園の公園の件も触れさせていただいたんで、ああいうふうなこともあるわけですね。私が言っているのは、そういうふうな事業に対して、要するに主管課の課では、こういうふうなことをということで当然上がってきたものを私たちに示すことは、ちっとも不思議じゃないと思うんです。それが公開——市長はよく市民本位とか、市民の上に立って行政執行していく、という話をされているわけですから、ちっともおかしな話じゃないと思うんですね。

その辺、どうお考えですか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） おかしい、おかしくないは、これはもう一般の常識で理解をすべきことでありまして、なにか市民要望にはずれて予算計上したこともありませんし、また市民要望に応える最大限の意欲を持って予算は編成しておるということで御理解をしていただくのが、これが普通ではないかと思っております。私が一般論として、どなたもそれに特別の御批判はないんじゃないかと思っております。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） そうしますと、要するにこの事業はどうなっていますんですか、というふうな形で単独的に要求した場合には出るということなんですか。それも出ないということですか。今、財政部長の方ではそういうふうに、要するに個別にこういうふうなもので具体的にあれば提示できます、というふうな話だったんで、その辺どうなんですか。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 先ほどお答えいたしました全体的な予算要求の資料は、当然私どもも持っているわけでございますが、それを数字から要求の事業までをおのおの出すということにつきましては、多少検討の余地があるというふうにお答えしました。よって、今、議員さんからありますように、こういうものは予算要求はあったのか、ないのかというような具体的に一、二の例であれば、これは提出できるというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） ちょっと私が言っていることとかけ離れているんですけれども、じゃあ基本的にはマル秘事項だから出せない、こういうことですね。そういうことで理解していいのかな。場合によっては事業の具体的なもので、この事業はこうなっているんですけれども、予算要求はどういうふうに出されているんですか、というふうなことは事業単位にお聞きに行けば資料は出していただけるということですね。そういうふうな理解でいいんですか。

もう1点あったんですけれども、いいです。以上です。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 1点、伺います。

23ページになりますが、清掃費、特段に説明がなかったので求めますが、厚生ホールの解体工事ということで729万5,000円、当初予算で1,691万円という解体工事費を取っております。ですから、もう既に場合によれば解体されたのかなと思っていたところ729万という大きな、当初予算に比べると半分近い数字が出てきたんですが、これはどうしたことなのか、特段の説明がなかったので求めたいと思います。

それから、その下に空缶プレス機1台で710万という大変大きな金額であります。この点についても、どういうふうな機械であるのか、この点について……。

あとは立日橋通りの緑地整備工事ということで、ここのところは2件まとめて説明で

ありましたんで、特にこの立日橋通りの緑地整備というのは、どこら辺のところを指して言っているのか、その点。

教育費は文教委員会で質問しますから……。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） お答えいたします。

1点目の厚生ホールの解体でございますけれども、当初予算で確かに1,691万円計上いたしました。補正をこれだけお願いした理由といたしましては、この厚生ホールの場所に、歴史をさかのぼりますと、かなり埋め立てに使っていた部分がございます、厚生ホールを建設の際にコンクリートパイルが相当の本数、入っております。いかっております。それらにつきましては、私ども当初は、これを抜きますと大変地盤も心配いたしました、そのままの形で下水道の方へという考えでございましたところ、私ども下水道の方と協議をいたしましたところ将来的にここに建設するものがなければ、グラウンドとか、そういう形でいくなればこのままでいいんですけれども、なにか将来三次施設をつくるような計画があるやに出てまいりまして、何とか引き抜いてほしいというお話がございました。そのために今補正をお願いし、引き抜きを行いたい。それで更地にしてお返しをしたい。お売りした部分でございますので、このように考えております。

それから、2点目の空缶プレス機でございますけれども、御案内のとおり現在鉄屑の暴落によりまして空缶類が流通のルールからはずれております。私どもとしては、やはりスチール缶もせっかくの集団回収のルールに乗っているものですから、それらを一堂にクリーンセンターに集約いたしまして、それをプレスしましてストックをしておきたい。ある程度の量がたまれば、これは流通のルートで乗れるわけでございますので、かなり大きな機械でプレスをし、四角のパッケージというんですか、四角に固めましてストックをしていこう、こういうものでございます。

現在、アルミ缶につきましても、アルミ缶だけを選んで集団回収でそれぞれの市民業者の方にお引き取りいただいているわけですが、スチール缶につきましてもはそのまま、そっくりオレンジボックスでしょうか、これに入っているというのが現状でございます。そういう中で空缶だけということで回収のルートにぜひ乗せていただきたいという願いから、私どもの方でこれらの設備をしていきたい。こんなふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 立日橋通り緑地整備の場所でございます。立日橋に向かって左側、旧道と交差するあの付近でございます。

以上です。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時33分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） ひとつ今度の補正予算に、今年度予算で可決をし、既に事業が開始をされておりますリサイクル商店街の件について、先ほどの小川議員の質問とも少しかかわりがあるんですが、お尋ねをいたします。当初、不用品を市民から集めてそれを販売するという形をとってスタートしたというふうに思います。

現在、当初の事業計画がどの程度具体的に進められているのか。商店街が自治体の補助金を受けてリサイクル運動を進める、そして商店街の振興にも資するということがうたわれておりました。券売機のようなもので空缶を入れると、なにか金券のようなものが出されるというような事業も行うということだったんですが、そういった取組が現在行われているのかどうか、その後、補正予算等で見受けることがありませんので、その点、お尋ねいたします。

それから、補正予算の歳入、大成荘使用料、いよいよ大成荘が改築をされて、ここでオープンをする。新装なって新たな利用形態をもって、これから活用が始まるわけですが、これにあわせて先ほど文教委員会に付託がされました条例、あるいは規則が出されておりました。直接、文教委員会に付託をされるということで質疑はいたしませんでしたが、質疑の前提となるということをこの歳入に関連をして、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

まず、この条例の中に目的、第1条に「学校教育活動及び社会教育活動の振興並びに云々」ということで、社会教育活動の振興に資するということがうたわれているわけですが、使用者の範囲の中に「社会教育関係の人が使うことができる」という文言がどこ

にもないんですね。これは目的と使用者の範囲の整合性が欠けるというふうに思うんですが、この点は、どういうふうに理解をすればいいのか。

それから、委員会の中で御答弁をいただいても結構なんですけど、とりあえず問題点だけ指摘をしておきますので……。

第10条は、「大成荘の使用を終了したとき云々」ということで原状回復の義務がうたわれておりますが、この文書には主語がないんですね。それから「消滅したときは」ということで原状回復の義務をうたっているんですが、前の文書との流れの中で、ちょっと不自然な感じがするんですね。この点も指摘をいたします。

それから規則の方で、市立教育センターの運営規則の方には、「第7条の規定に基づいて必要事項を定める」ということで規則の目的がうたわれておりますが、この八ヶ岳高原大成荘の方では条例の規定委任の記述がないんですね。こういう同じ条例と規則のかかわりを述べるに当たって、全く統一した様式になっていない。この点、非常に不思議な気がいたします。事務的な詰めができてないというふうに思うんです。

それから、もう一つ、施行規則の中に第2条で「使用定数を超えて使用することができる」というふうになっていますね、これは条例にありますように宿泊等を伴うサービス業務ということで、日野山荘と同じような形態の宿泊を行うわけですね。ということは、旅館業法や消防法のような関係の諸法規に触れないのか、つまり定数を超えて宿泊することができます、なんていう規則があるということは信じられないですね。旅館やホテルで宿泊定数を超えて泊まってもいいですよ、なんていうことは、恐らく考えられないことですね。これは問題ないのか、旅館業法や消防法などのかかわりで全く問題がないのかどうか。何のための宿泊の定数かわからないものですから、この点をクリアできる根拠があれば示していただきたいというふうに思います。

それから、あと、いろいろ言葉のおかしなところが幾つかあるんですが、もし気づかれたら直されたらいいというところが幾つかありますので、委員会の中で指摘したいと思いますが、例えば規則の第5条の3は、「使用の許可を受けたものは、大成荘を使用するときは」——「は、は、」とこうなっていますね。こういう文章は普通日本語では悪文と言いますね、市長が赤を入れてこういうふうに直したのかどうか、私、知りませんが、日本語として非常におかしい。委員会の中で詳しくやりとりはしたいと思いますが、補正予算との関係でお尋ねいたしました。お答えがあれば、お聞きをいたします。

○議長（黒川重憲君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） リサイクルショップ関係のことについてお答えをいた

します。多摩平の中央マーケットの商店街の空き店舗2戸を住宅都市整備公団からお借りをしていただきまして、日野市消費者運動連絡協議会が中心となりましてリサイクルショップを開設いたしました。

このリサイクルショップでございますけれども、7月開設をいただきまして、多くの方に開設のときには足を運んでいただきまして大変ありがとうございました。当日も大分盛況で、売上の額といたしましては、金額的にはそう上がりませんが、各家庭からの衣類だとか雑貨、また廃品、またそれを利用した再製品等は無償等でもらいまして、それを本当に金額的には500円とか1,000円とか、高くても2,000円ぐらいとか、そういうような状況でございましたが、大変盛況に実施がされています。その後も人の出足は順調で、それからまた、提供していただける方々の品物も非常に豊富で、今ストックヤードにもいっぱい置き切れない状態というような状況でございます。

それから、空缶のプレス機の関係でございますが、今ちょうど取り付けが終わりまして。間もなく使用開始になるかと思いますが、先週、工事が行われました。ちょっと遅れましたのは、公団に申請した場所の関係で、商店の方がうちの前でない方がいいとか、ちょっと事情がありまして少し遅れましたが、ここででき上がりましたので、これから活躍が始まるかと思いますが。

それから、このリサイクルショップのこれからの、さらにイベント等でございますが、いろいろ準備をしておるところでございます。石けんづくりだとかリホーム教室の開催とか、いろいろ予定をしています。

それから、このほかに今回、この補正予算でも25ページをお願いしておりますが、さらに借上げ店舗を、空き店舗が四つあるうちのものをさらに借り出しまして、産直イベントと申しましょうか、沼津市の魚協の協力を得まして、最初、干物等を中心にしてこの11月に今予定していますが、ここで市民に広報等でもお知らせした中で、こういう産直の販売、即売といいますか、こういうふうなことを今計画中でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） お答え申し上げます。

まず目的の関係と、第4条の使用者の範囲の関係でございますが、林間施設ということで、第1号で学校の児童及び生徒ということの特に規定したわけでございますが、社会教育活動、あるいは一般市民のレクリエーション活動等につきましては、2号以下に含まれるというふうに解釈いたしましたわけでございます。

それから、10条の関係でございますが、9条が「取消し」という条項でございますので、前条の規定を受けまして「取り消したとき」というふうに表現をしたわけでございます。

それから、規則の関係につきましては先ほどの「定数を超えて」——消防法との関係でございますが、これは全体の定数を超えてという意味ではなく、例えば5人の定員の部屋に幼児を連れて6人泊まる場合が日野山荘の例でもありますので、そうした場合には5人の部屋の定数を超えて、というような意味でございます。

なお、規則につきまして先ほど御指摘がございました「受けたものは、」あるいは「使用するときは、」の「は、」の関係でございますが、まことに、これは規則の関係にございまして参考資料として提出してございます。この条例の制定を受けまして教育委員会の方で規則を制定するわけでございますが、その際に再度検討をしてみたいというふうに考えます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 先ほどのリサイクル商店街のことなんです、多摩平中央マーケット、私も2日に1回ぐらい前を通るんです。余りたくさん市民の方が見えているという印象は受けないんですよ。もう少しPRは、どんどんおやりになった方がいいと思います。

そこで今後のことを今御説明になったんですが、その企画財政部長の補正予算の説明の折りには、25ページの補正予算の内容は、この多摩平中央マーケットの関連では何もおっしゃらなかったんですが、どれが該当する事業で幾らなのか、そのことをちょっと教えていただきたいと思います。

それから先ほどの部長の説明で、間もなくその機械を設置をして、これが稼働をするということですが、これは空缶を入れるとその金券に当たるようなものが出てくる、そういうシステムのものか、その点、もう一度お答えください。

それから、当初打ち出されておりましたガラス瓶も、市長は記者会見などでガラス瓶も扱うということをおっしゃったと思うんですね。これは、やめたのかどうか、この点、確かめます。

それから先ほどの社会教育部長のお話で——委員会の中でもっと詳しくやりますが、お答えの範囲でもう一度ちょっとたたみかけておきますと、条例はそれぞれの条文が独立して意味が通じなければいけないんです。主語が前の第9条にあるから第10条で省くなんていうことは考えられないですね。第10条の原状回復の義務のところには、だれが

この義務を負うのかという主語がないんですね、この文章には。じゃあ第9条にそれを読み取れるものがあるかという、これもちょっと無理ですね。どなたもお読みになれば、これを——法律の文章と同じですから、きちんとだれがその義務を負うのかというのが最初に主語として来なければ、文章として、やはりこれはおかしいと思います。この点、委員会で修正されるかもわかりませんし、あらかじめ何か訂正されたらどうかと思います。条例の条文としては、ちょっと不適切です。

それから規則の方に、教育センターの方は条例の規則委任の記述がきちんと書かれているわけですが、同じ規則でありながら、市立教育センターの方は「第7条の規定に基づき、この規定がつくられる」と書いてありますが、この大成荘の方には書かれていない。こういうものはワンパターンでいいですよ、きちんと、条例と規則の関係は必ず冒頭にうたうというのがパターンですね。なぜ大成荘の方はそれが入らないのか、これは、やっぱり説明がないと不統一ということになりますね。

それから定数の関係は、そう言われれば1室の使用定数については、やむを得ない場合にはオーバーすることは構わないんだという答弁……。わかりますが、もう一度、委員会の中では旅館業法等の関係でさらにお聞きをいたしますので、よくお調べになっておいていただきたいと思います。

それから、規則の8ページの方は「使用の許可を受けたものは、」「大成荘を使用するときは、」と、こういうふうに「は、は、」と来ているのは、なにか見直すというようなお答えですので、委員会までに何か措置をしていただけるとしますので、それは結構です。

その下の6条も、ちょっと読んでみるとおかしい感じもするんですね。どうもこの文章は、どこかで見たような文章、どこかでよく読むような気もする文章なんですね。市の広報にもこういう文章が時々あるような気がする。ちょっと条例や規則、いわゆる法律や、こういう官庁でつくる文書の用語、あるいは「てにをは」の使い方がちょっと普通のものと違うような気がしますので、ほかもあわせて、もう一度よく調べていただきたいと思います。

規則委任の関係は、何かお答えがあれば聞いておきます。

○議長（黒川重憲君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 生活文化部長の方から、この予算のことについてお答えいたします。

25ページの下欄の方になりますが、款の7、商工費の目の商工費のまず需用費からで

ございますが、需用費につきましては、お借りします——また商店街には空き商店をお借りいたしまして、ここを塗装するとか給排水、電気、ガス等を修繕するものでございます。

それから、さらにこれが75万ですが、2万6,000円は、いすを5脚用意したい。それから、その下に折り畳みテーブルということで備品費が4台ということになっておりますが、これは干物等を並べる机というかテーブルです。これが6万3,000円、こういうものを用意させていただきたいということで予算に計上させていただきました。

それから、空缶のプレス機でございますが、御指摘のとおり1缶入れるごとに1円に該当する券が出てくるものを設置をいたしました。これの取扱等につきまして、またその商店街の担当してくれること等の今協議をしておるところでございます。

それから、ガラスの瓶につきましては環境部の方でドラム缶で分類して集めているという実情でございます。

○議長（黒川重憲君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 規則の方につきましては、さらに、日野山荘の条例を提案した当時の参考資料と提出いたしました規則と同様に考えて提出してあるわけでございますが、なお文教委員会までに詳しくその内容等も調査しておきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） それでは、商店街の今度のリサイクル運動に市もかかわっていくということでの今回の事業は、直接、多摩平の中央マーケットに関してはガラス瓶を単独で扱うということはないんですね。それは結構です。

それから、今の大成荘の件は後でまた詳しくお聞きをいたしますが、私は、使用者の範囲についても先ほどお答えになったのでわかるんですが、学校教育と社会教育活動というものを目的できちんとうたっているわけですから、使用者のところにも学校関係者の使用の範囲ということで1番目に出てきているわけですから、やはり社会教育活動に参加をする団体、あるいは個人という、何かその学校教育と社会教育活動を並列で目的が扱っている以上、そういうものも使用者の範囲に当然書くべきだと思いますね。この点も社会教育、生涯学習時代にまだびんと来てない、市自体が……。用語だけは一人歩きしていますけれども、週休2日制、学校5日制などと大騒ぎする割には社会教育というものがまだよく理解されていない。使用者の範囲に全然出てこない。こういうのもわかりますね、取り組みの姿勢が……。2番目か3番目には、やっぱり当然来るべきだと思います。これもひとつ検討しておいてください。

それから、「この規則に定めるもののほか必要な事項は別に定める」と規則の最後に書かれております。条例があって規則があって、そのほかにも別に定めるものがある、これは何かということです。別に定めるものがまだあるわけですね。これもやっぱり参考資料で出していただかないと、審議の前提が整ったということにはならない。一体これは、別に定めるものとは一体何なのか、しかもそれはどういうものか、一応この場で明らかにしておいていただければありがたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 規則の方の12条の委任でございますが、この規則を施行する際に、この規則では予想できないものがあつた場合の定めでございまして、通常の規則等に規定されているものとの委任と同じように考えたわけでございます。（「あとは委員会でやります」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○22番（夏井明男君） 第1点は、日野台1丁目に広場ができ上がることになります。

予算書を見ますと百何十万のお金をかけますが、当初の説明を聞きますと来年度の予算で整備をしていく、というふうな趣旨のお話であつたかと思ひます。今回の広場の整備は、どういう目的でどの辺までの整備をされるのか、その辺の時期の見通しと内容について、ぜひ御説明願ひたいというふうに思ひます。

第2点目が、ここでこれも説明がございましたが、駒形公園の築堤護岸工事ということで予算が計上されておりますが、前から気になっていることすし、また答弁でも少しわからない部分があるので明快にお答え願ひたいんですが、例の駒形公園のところは東京都の日野区の工区があります。その隣接地が民間のどなたかが占有をしていて、その立ち退きの問題がなかなか難しいという話を聞いたことがあるんですが、これはとっくにもう解決をしてしまつて、今は全く問題がないというお話になっているのか、その辺、直接的には東京都の話になるのかもしれませんが、それほど昔ではない時期に近所の方から、一時ごみ捨て場といひますか、産業廃棄物の捨て場的なことで使われたことがあつて、という話でも正確には間違つてゐるのかもしれませんが、そういう話も聞いたことがあります。この辺、権利関係がどうなつてゐるのか御報告願ひたいと思ひます。

3点目が、これは非常に前から興味があるわけで、いわゆるハイキングコース、南平口連絡路整備工事ということで予算が計上されてゐます。これは場所はどの辺なのか、どの辺までを整備するのか、後でこの箇所についての地図が欲しいところですが、とりあへず口頭でも、ちょっとその辺を詳しく御報告を願ひたいと思ひます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） まず、第1点目の日野台一丁目の広場の件についてお答えいたしたいと思います。

今般、土地開発公社でこの1,406.57平米の用地を買収となりました。将来的には法で認める公園の整備ということを考えているわけですが、当面、即、少しでも早く市民に利用をとということで、今回、8のコミュニティ費の中の地区広場の予算がございします。ここで地区広場的に当面路盤の改良及び排水の設備の工事、要するに砂を引いて転圧するとか、こういうふうなことをいたしまして地域にお貸しをしていきたい、利用していただきたいということで、この137万円の予算を計上させていただいたわけがございします。

この予算がお認めいただけますと、10月からこの工事に入りまして、できるだけ早い時期にということで、できれば12月か1月か、そのころには当然お使いできるようになるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 2点目の駒形公園の関係でございします。この駒形公園の計画につきましては、企画を中心にプロジェクトチームをつくり各関係の部署で過去協議をしてまいりました。今御指摘の部分でございします。

公園の全体的な計画、市民プール等も含んでの問題でございしますが、ここには確かに従来から、建設省から無断でしょうか、民間の、旧には日野市内の建設業者であったわけがございしますが、借りている方がございします。また、その現状も現在においては、所有権というよりは現実使っているのは八王子の方でございします。当然建設省が当時無断で、黙認の形で借用させているという経過等も踏まえて、先般、建設省大丸の事務所の方で業者を呼び、市の方も入りながら対業者との調整を行っているところでございします。

しかし、これは大分長い経過がございしますので、当初のチームの中での協議の中でも、できることであれば建設省がすべてを、これを立ち除いていただいた中で市が占用をしてほしいという協議と、なかなか難しいということで公園の計画の中では一部借りられる場合には、占用できる場合には全体の計画、また、どうしても占用できない場合にはというような条件の中で、そこを除外した一定の計画を今考えているところでございします。

できるだけ、公園の計画があとあるわけがございしますので、建設省を中心に企画課も中に入って業者と三者で現在協議を進めているところでございします。ただ、二十数年来の経過がございしますので、大変難しい状況下にあるということでございします。

以上でございします。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） ハイキングコースの件でございします。

お手元に図面をお渡ししてないのは申しわけないんですが、現在、多摩動物公園のほぼ北西部に多摩テックから鹿島台に向けて、ちょうど動物園の外柵、フェンスがずっとあるわけがございしますが、ほぼその外周を整備することとあわせて、南平丘陵公園と、さらに南平高校の脇の道路、通路へハイキングコースをつくるというのが全体の計画でございします。今年度、補正予算をお願いしているものは、南平丘陵公園から都有地の一部を設置許可を受けまして、外周のハイキングコースへ出まして、鹿島の方へ抜ける方向のハイキングコースを整備する予定になっております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○22番（夏井明男君） 再質問をさせていただきます。

これは日野台一丁目の方の地区広場の件ですが、概要はわかりました。

それで言葉じりをとらえるわけではないんですが、先ほど法的な公園的なものとして、きちっとしていきたい、というお話があったわけがございしますが、その前提として、市民の方に早く使っていただくために地区広場的に使うという話があったわけですね。それで、そのところがまさに問題でして、地域に住んでいる方は、できるだけ年齢層が限られた対象の人だけではなくて、いろんな年齢層の方に使っていただけるようなものにしてもらいたい。こういう要望があるわけがございしますが、そうしますと、いわゆる法律で言う公園的なものというふうな形のものでと、木を植えたりというふうな形になってきますと、あそこはそれほど大きくはありませんから、いわゆるちょっとした運動をするようなものには、だんだん向かなくなってしまう。一番難しいのは、どのくらいの市民の、どういう層の人に広げるかということが、これから難しくなって、あると思うんです。

当初のお話といたしますが、私が今聞いている範囲では、何も余りいろんなものを置かないで、なるべく広々としたものとして使う、いわゆる、むしろ地区広場的なものとして使うという運用を考えていきたい、というふうな答弁を受けていますから、私も一丁

目の方にちょっとお聞きしてみますと、そういうふうな考え方の人が多いようなんですね。ですから、その辺どうなのか。今おっしゃっているのは、最終的には公園に落ち着くような構想で持っていかれるのか、その辺、ちょっと再度、大事なことで御答弁願いたいと思います。

それから、駒形公園のお話なんです、今のお話を企画財政部長の方から伺って、非常に土地の法律問題が難しいんだということがわかるんですが、これ、もう大分たっているわけですね。いつもお話ですと、建設省の黙認、無断でどなたかが借りていて、ずっと来ている。ある意味では既得権的なものがある。土地の無断占有をしている人がだれかにまた貸ししているような経緯が私あったと思うんですね。

あの近くを通ると非常によくわかるんですが、立派な塀みたいなのに囲まれていますね、鉄の素晴らしいやつが……。あれだけがっちりしていると、外から見てみるとまさにそこは自分の所有物だというふうなことが厳然とあるわけです。むしろ、これは建設省の建設委員会で聞くような話かもしれませんが、最終的には、ちょっと今そのお話を聞いていますと時間がかかる。今、三者協議に入っているということですから、最悪の場合はあそこの地域を除いたような形で計画が進行してくる、要するにそこがぼっかりあって、周りだけ、とりあえず法的なことが解決するまではそこを除いてやっていくというふうな手法をとる可能性が、最終的にあるのかどうか、その辺が第1点と、それから長い既得権ということで、最終的に日野市が最終利用者になるということでは何かの費用負担みたいな補償的な要素というんでしょうか、そういうのをかぶる余地なんというのは出てくるのかどうか、その辺は——市の方は覚悟していますとか、ちょっと時期的には言えないのかもしれませんが、普通、要するに国有地ですから時効取得なんてあり得ないわけですね。時効で取得しました、なんていうことは言えないわけですから。権利関係がなければ裁判をやったって私は、ちょっと素人考えかもしれませんが、勝つんじゃないかと思うんですよ。なぜ建設省やなにかも不法占拠された者に対して、なぜこんな弱虫なのか、まして、またそこにも東京都が計画に入っていて、あそこの面整備の河川整備構想までの形で日野市、東京都、建設省が入っていて、どうしてこれがまだ解決をしないのか、その辺の実態をもう少し——難しいというだけではなくて、もうちょっと御説明していただきたいというふうに思うんです。以上です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野台一丁目の、かつて名鉄不動産が所有しておりました土地は、日野市開発公社が取得をして、今、名義的には所有者になっているという状況で

ございます。今後、それを利用形態にかかりましては市が所有を、つまり用地費を払って市の所有にしなければなりません。現状は開発公社が所有する土地を市が借りる形で、当面地元の住民の方に広場として利用していただける状態にいたしたい、こういう考え方であります。

多少、つまり普通財産として所有するにいたしましても、あるいは行政財産として方向づけをするにいたしましても若干の時間をかけた形で——用地費を国から助成を受けるには、近隣公園とか児童公園とか、そういう形をとる必要があるように聞いておりますし、そのあたりの市民要望にあわせた将来の使用形態を、もうしばらく時間をおいて検討いたしたい、地元の御意向も十分反映をさせたい、こういう考えで、公社の所有地だ、市が借りてそれをしばらく使うという形態におきたい、こういうことであります。

それから、駒形公園の問題の用地にかかわりましては過去に長い経過があるわけでありまして、仮に不法占拠といっても法的措置で簡単に解決するというふうには、今までの経過で難しいようであります。権利をまた継承された、民間同士——権利があったわけではないんですが、それを継承されたというような経過の中の事実もあるようでありますし、日野市としては代替地を紹介するというような本格的な方法ではなくて、若干の謝礼で解決を図りたい、こういうことを当面の交渉課題としておる、こういう状況でありまして、できれば早く公園造成に間に合わせたいわけですが、今のところは法的手段よりも、むしろ話し合いで若干の謝礼で終われば幸いではないか、こんなふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） 細かいことで申しわけないんですが、30、31ページの3目の教育指導費について2点ばかりお聞きをしたいと思います。

31ページの説明欄に教育研究経費として、（指導室）として200万余が計上されておるんですが、この中の学校週5日制推進委員報酬、これについてどういう方がこの委員なのか、それと関連しまして、週5日制指導委託料、これはだれがどのようなことを委託するのか、この2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 学校教育部長。

○学校教育部長（糸川 滋君） お答え申し上げます。

31ページの教育指導費の中の13節、学校週5日制指導委託料でございます。これにつきましては、どこへ委託するかということでございます。これについては学校長の方に委託をいたしまして、小回りのきく形の中で指導体制を組んでいきたい。そんなふうな

考え方から委託料という形をとらせていただいております。

したがって、この指導委員の選定に当たりましては学校長の方に一任いたしまして実施してまいりたい、そのように考えます。したがって、学校長としてはPTAの方々、あるいはボランティア等からお願いするというようなことになる、というふうなことでございます。

以上です。（「前段の答弁がないんですが」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） 学校教育部長。

○学校教育部長（糸川 滋君） 大変失礼いたしました。

1節の推進委員でございます。これにつきましては、推進委員の形態といたしまして全市的な立場からの委員会を構成してまいりたい、そのように考えます。推進委員はここで9月12日に既に第1回が始まります。それらの実態を踏まえまして、次年度のことも含めまして対応を図ってまいりたいということで推進してまいっているわけでございます。

委員の内訳でございますが、委員としては15名、想定してございます。そのうち地区の地区育成会といいたしましょうか、中学校区の地区から各1名ずつの代表をいただきまして、それが1点。それから教育関係者といたしまして、小中校長の中から各1ずつ、計2名お願いしてまいりたいというふうに考えております。あと、余す5名でございますが、行政部局の中から関係部署の者をもって推進委員に充ててまいりたい、そのような考えでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） ありがとうございます。

前段の方はそういう形で、地区育成会の委員を中心ということよくわかりました。

実は5日の日に、土曜日ですけども、たしか4時からこの市役所の食堂でもって育成会の役員さんと学校長、あるいは教頭とのたしか懇談会があったはずなんです。その中で若干この件についても触れられると思うんですが、まだ報告は聞いてないんですが、要は、もう12日から5日制がスタートするわけです。日野でも多くの議員が本会議の中で、いろいろこの件については触れられておりますので、行政の方としても、あるいは教育委員会の方としてもいろんな面で御努力されていることはわかるんですが、後段の方の指導委託料ですね、今の御答弁だと校長にお任せして、なにかボランティアをどうのこうのというようなことなんですが、12日から、9月の第2週からこうなる、したがって、こういう指導をすべきである——したがって、その辺の体制もしっかりとでき

上がった形の本来は補正予算であるべきなんですね。ただいまの御答弁だと、何かまだ先が見えないんですよ。校長にお願いしているから多分こんなふうに体制づくりがされるんじゃないのかなというふうな、そんな感じの御答弁にちょっと聞こえたんですが。

といいますのは、それぞれ地区育成会、あるいは地域のいろんなボランティア団体がこの5日制については、かなり真剣に考えて会議等も開いているというような背景があります。

したがって、ただいまの学校教育部長の御答弁だと何か他力本願で、ひとつ任すから頼むよ、というような感じのちょっと消極的な御答弁に聞こえたんですが……。指導を委託するわけですから、予算をこれだけ取るからうまくやってくれというんじゃないくて、こういう指導を頼むよ、というようなことは教育関係の方としては出せないものなんですかね。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） お答えいたします。

この学校週5日制指導委託料という形で172万8,000円ほど計上されているんですが、この積算基礎といたしまして、実は学校週5日制に伴う地方交付税の算定基礎というのがございまして、その中で一応10万規模の市町村を標準団体というふうな形で一つの試案が示されているわけでございますけれど、その中に、いわゆるかぎっ子というような状況で現実的に小学校等で、当日学校が週5日制になった時点で両親ともに勤めに出ているというような子供さんたちが出た場合、それを学校側でどのような形で対応するか、当然学校そのものは一応休業日というふうな形で、授業の行われない日という形になりますので、この地方交付税の算定基礎の中にも、各学校ごとに1名の指導員をあてがってというふうな形で、指導員の午前中におけるところの単価等も示されているわけでございますけれど、日野市でいろいろ検討した段階の中で、1名という状況ですと相談相手もないというようなことで、小学校につきましては各学校に2名ずつ指導員を一応配置しまして、今申し上げたような状況で学校に登校して来るような児童がいた場合に、その児童を一応対応するという方向の中で、地域のボランティア的な活動家の方、あるいは育成会、あるいは父母の方、あるいは学校の職員で対応してくれるような方が出てきた状況の中で、2名は各学校ごとでそういう体制を組んでおきたいということで、6回分の来年の3月まで、第2土曜日の対応に伴う経費を計上した、こんなような状況でございまして、その中でどのような指導が行われているかというような問題、これ等につきましても、これから先、やはり相当長期にわたる対応というものも出てまいります

し、根本的には将来なじんていくといいますが、学校週5日制というものになじんていくという状況もありますけれど、地域の教育力そのものをいろんな角度で高めていくという、そういうような問題等も含めて、この検討委員会の中で将来の地域教育力の問題等も含めながら検討して対応していきたい。

当面は今申し上げたような方向で、とりあえず各学校長に委託料を一応交付いたしまして、その範囲の中で適切な方法を各学校の地域におかれている条件等とも絡んで対応していきたい、こんなように考えているわけなんですけれど……。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） わかりました。

今、教育長がおっしゃられたのは、ことしの2月に文部省が指導員を採用するということなんですよね。これは非常勤の職員として各学校でもって調達しなさいということ、その中身のいま説明があったわけですけども、私が聞きたいのは、それぞれ各学校に指導員を置いてそういう共稼ぎの夫婦の困っている低学年とか障害者、そういう方を指導員が面倒を見る、学校で預かって、言ってみれば休校だけでも学校で預かって遊ばせますよ、と平たく言うとそんな感じになるんです。それはそれでいいですよ、ただ地域との関係がどうなるのかということが気になるんです。そういう共稼ぎだからうちに置いていけない、心配だから、低学年を……。じゃあ、ひとつ第一小学校なら第一小学校で指導員を雇って、ちょっと預かってくれ、じゃあいいよ、預かるよ、というような形でいろいろ面倒を見るんでしょうけれども、そういう形でいいのかということなんです、指導で。文部省が言っているのは教育というよりも地域、家庭にげたを預けるような形で、学校は、もう土・日は休みなんだから学校へ来るな、あとは地域や家庭でうまくやってくださいよ、という、そういう感じのげたの預け方なんです。

ところが、地域は地域なりにいろんな面で、これからどうしようかということをもみなで相談している。ところが一方では、こういう指導員を非常勤職員として雇って、父兄がひとつお願いしますと障害者とかそういうものを託す、何かそこに溝ができないかどうかですね、地域のそういう、いわゆる教育と学校のそういう問題が……。

要は地域として、そういう低学年、共稼ぎの子供たちをどうするのか、あるいは障害者をどうするのかということも含めて、今いろんな面で地区育成会等々では検討をしているところなんです。そういう2本立ての育成指導でいいものかどうか、その辺、教育長どのようにお考えですか。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 今、奥住議員さんの方から御質問のございますその内容につきまして、1番の学校週5日制推進委員報酬というふうな形で、これは大体隔月にそういう各ブロックの代表8名と小中学校の責任者1名ずつを入れまして、それに行政も一緒にして各ブロックごとの調整とか、あるいは交流、うちの方のブロックではこんなような形で地域の教育力をつけるための一応手立てを講じているとか、各ブロックごとに——確かにこの5日制の問題が飛び出したのが半年ほど、期間的に非常に短かったという状況もありまして、相当進んだ方向の中で積極的に、いわゆる育成会等が中心になりながら調整をとられているところもございますし、またそういう面で遅れているところもあるという状況の中で、この1番の方の推進委員というような形で9月に出発いたしましたらば、少なくともその状況に応じて、10月、12月、2月ぐらいに本年度の段階の中では、3回ぐらいは各ブロックの代表等も含めた推進委員会をもって、その中で各地域の実情だとか、あるいは調整、あるいはそれぞれの地区の状況の交流、こんなことをやりながら徐々に地域の教育力をつけていく方向での手立てを講じていきたい、こう考えているわけなんです。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） じゃあ、これで最後にしますが、そうしますと指導員体制で当面面倒を見るというのは、あくまでも暫定の措置であって、恒久的には今教育長がおっしゃられたように、いろいろと地域のそういう問題点等々を把握しながら、市としてそういった教育はどうあるべきなのか、地域のですね、その辺を整理をしていきたい、こんなふうに理解してよろしいんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

結構です。

○議長（黒川重憲君） 宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君） 21ページですけど、女性活動推進費の中で福祉を語る女性の集い全国集会補助金18万ということで、先ほど企画財政部長から町田市が今年度開催されるということで、参加費6,000円の30名分、18万円という御説明をいただいたんですけども、これに関しまして、参加費というのは、ずっとこれは長い歴史がございまして、毎年、それぞれの革新市政を中心にした自治体が受け入れをして開催しているようございまして、そこにまた多くの女性が集いながら、一つ一ついろんなことを確認し合いながら、福祉を語りながら、また女性の地位向上ということも中心にいろいろと討議もされているところでありますし、私も2回ほど枚方市と富士市に出席をさせていただきまして、大変有意義な会合であったというふうに感想を持っている次第なん

ですけれども、こういった中で今年度は、こういうふうに補助金体制として参加費を6,000円計上されておりますけれども、これは毎年、今後も実施されていく予定があれば、また今年度町田市で行われたときには、必ず終了後に次年度の開催地ということが申し合わせ事項の形で、またそこに来年1年ががんばって集っていきこうというような、そういった誓い合うというか、集い合うことも確認をしているわけなんですね。

ですから、こういった予算は、むしろ新年度当初できちっと計上して差し上げるべきではないかと思います。

それから、もう1点、参加費だけをこういうふうに計上されていくのか、今後いろんな自治体を中心にして遠方で開催される場合もありますけれども、そういったことに対してのお考えなんかも、総体的なこのことに対するお考えを伺いたいと思います。

それから、今、大分審議に時間を要しておりますので簡単にお伺いをいたしますけれども、奥住議員からも教育研究経費のことで御質問がありまして、学校週5日制推進委員報酬と指導委託料ということで教育長の御説明で理解をするところではありますけれども、今、社会教育部長がおっしゃっておいりました行政部局からの推進委員5名ということでございますけれども、これはどこから推進委員が、どの部局から出てくるのか、また、この学校週5日制というものは社会教育だけが該当するのではなくて、もっと広く大きな各部局というか課ですか、広域範囲でまたがっていくような問題もあるんじゃないかと思いますが、その点についてどのように検討をされているのかどうか。

それから、今、学校開放に関してですけれども、各小中学校が機械警備になっている状況でございますので、このことについての対応をどのように考えられていらっしゃるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、もう1点、25ページですけれども、商工業助成経費の産業経済課の予算でございますけれども、先ほど生活文化部長からの御説明で理解をいたしますけれども、説明の18のところで折たたみのテーブル4台ということで、これは沼津からの産直の干物等の陳列をする台に活用をするんだ、というふうに御説明を伺ったと思いますけれども、そのようにまた私も受けとめているんですけれども、多分、産直で保冷車で運んで来ると思うんですね。それを暑い夏の時期とか、冬場の寒いときの温度の低温のときだけではなくて高温の時期とか、それから6月とか不順な気候の続くときもあるわけなんですね。こういったときに保冷車で運ばれてきたものをそのまま陳列棚に出していいものかどうか、保健上の問題だとか衛生上の問題とか、こういったものに関して商店で置かれているような冷凍庫みたいなものに入れて陳列をされるようなことを検討していく

べきではないかな、というふうに思うんですけれども、ただ並べればいいという問題ではなくて、その辺がとても主婦というか女性の立場で、細かいことで恐縮でございますけれども、季節柄等も含めて心配をいたすところですので、その辺をどのように受けとめたらいいか教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 女性活動の推進事業費の件でございますが、従来5名前後が、3名または5名とか、他府県の方で開かれたものに参加をしてきておるところでございます。議員さんのおっしゃるとおりでございますが、これにつきましては、参加費プラス旅費をも含めた中で全額にはならない。参加する人によってはこの補助を受けた者の中で80%、90%に該当するか、そういうような形を使ったりしながら今まで行われていた。

今回は町田市で行われるということで、非常に近くであるということから参加をしたいという希望もたくさんございます。それから、また、町田市の方からも近隣の市からできるだけ盛況になるようにという要請もございます。そんなことで今回は負担金だけの6,000円ということで、旅費につきましては一応市の方で車・バス等を用意いたしまして送り迎えをするということの中で、30名分の、6,000円掛ける30名ということで今回はお願いをしたところで。

今後、また、来年どこに決まるかということがあろうかと思いますが、これにつきましてはまた従来と同じような方法で対応していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、テーブルの関連で御質問のありました件ですが、一応沼津市の方と協議いたしまして、当面こちらの方に保冷庫とか、または冷房がついた陳列棚というものを用意してない中でどうするかということをお協議を一応いたしました。私どもの方でも、この備品の要求の中で陳列棚を用意しようかということまで検討したわけですが、向こうと協議の結果、その日のうちに販売できるものをすぐそばに保冷車を持ってきて、その陳列したものは即処分をして帰る、それ以外のものはまた持ち帰るという体制ですということで、この陳列棚については当面要らないという形で、今回はこのようにいたしました。

また、この陳列棚とか、こういうものを設備をするということになりますと、またいろいろと保健所からの注文、いろいろの問題がございます。そんなことを勘案した中で

今回11月には試験的にやってみようというようなことで、基本的にはテーブルだけになるわけですが、干物であっても当然保冷車に入れてありまして、ただ乾燥して一応あるわけですが、その日のうちに扱う分については大丈夫だというふうに伺っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 学校教育部長。

○学校教育部長（糸川 滋君） それでは、31ページの推進委員につきましてでございます。

御質問ですと、行政部局から出る推進委員の内訳でございますが、現在想定しておりますのは、学校教育、社会教育、福祉、生活文化という分野からの代表を得まして想定しておるところでございます。

それから、次に警備の関係でございます。警備につきましては、小中校28校につきまして朝8時から有人警備におきまして行っていくという現在体制になっております。

○議長（黒川重憲君） 宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君） 要望も含めるという形になって恐縮でございますけれども、「福祉を語る女性の集い」ということに関しましては、遠隔地で特に行われる場合なんかは——近隣のところへも、むしろ人数的に少ない方であっても代表として行かれるんじゃないかというふうな視点から、やはり、ことし参加費というか負担金として6,000円おつけするんでしたならば、これはずっと継続的に行っていくべきではないかと思しますので、これは今後の検討としてお願いしておきたいと思します。

今の商工振興費のことでございますけれども、陳列台のことで、とてもおっしゃることもわかるんです。その日に持って来たものはその日のうちに売って帰ることは当然のことだと思します。翌日どこかにまた持って行くなんていうことで、いろいろと食中毒だとか、また別な問題等も発生してきたときに大変なことになると思しますし、ただ私は、今の御答弁の中で試験的にやってみるんだ、という考え方自体をもう少し慎重になさっていただきたいなと思します。

私たちのところでも産直をやっておりますけれども、保冷車で来ていただいて、そのまま保冷車からおろさないで、そのケースの中にきちっと納めたものを見ていただいて購入というか販売をしているという状況なんですね。ですから何か問題等が起きてはいけませんので、この辺はぜひ慎重にお考えをさせていただきたいなというふうに思します。

もう1点の学校開放についての機械警備の件に関してでございますけれども、何名つ

いてどういうふうな形でやっているということは理解をいたしております。ただ、今、休日は現状としては機械警備に夜間とも行っているわけなんですね。その開放に当たっての警備をどうしていくのか、ということをお伺いしておりますので、その点について再度お尋ねしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 学校教育部長。

○学校教育部長（糸川 滋君） お答えいたします。

先ほど申しあげました朝8時から有人で警備いたします、と申しあげましたのは、先ほどの5日制に絡みます当該土曜日についてでございます。通常機械警備は既に先生方御存じのとおり7時以降翌日までしておるわけでございますが、その時間帯におきます学校開放につきましては社会教育部門で行っております学校開放の範疇でとらえておるところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君） それでは時間もあれですので、文教委員会で御審議をお願いすることにして、ぜひ、もっと、もっと学校5日制に関しましては計画的な体制づくりをしっかりと検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（黒川重憲君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第93号、平成4年度日野市一般会計補正予算（第2号）の件は、歳入全般及び歳出のうち総務費、諸支出金、第2表債務負担行為補正を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費、消防費を厚生委員会へ、歳出のうち農業費、商工費、土木費を建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思しますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第94号、平成4年度日野市土地画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第95号、平成4年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を一括議題といたしたいと思しますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第94号、平成4年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算。

本議案は、平成4年度日野市の土地区画整理事業特別会計の補正予算第1号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億1,686万円とするものであります。

議案第95号、本議案は、平成4年度日野市の下水道事業特別会計の補正予算第1号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ4億7,006万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を91億170万円とするものであります。

以上2議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） それでは議案第94号、平成4年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第1号につきまして詳細な御説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ4,000万円を追加するものでございます。詳細につきましては、事項別明細書に基づきまして御説明申し上げたいと思います。

6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。歳入でございます。歳入につきましては国庫補助金、それから東京都の補助金の増額がございました。基本額は4,000万円でございます。国庫補助金につきましては10分の5.5、それから都補助金につきましては、その残りの10分の4.5ということでございます。

次に8ページ、9ページ、歳出でございます。

豊田南土地区画整理費の中のこの4,000万円を建物移転補償料という形で支出するも

のでございます。予定としては、建物1棟を予定しております。

次に、95号でございます。議案第95号、平成4年度日野市下水道事業特別会計補正予算第1号でございます。歳入歳出それぞれ4億7,006万3,000円を追加するものでございます。

事項別明細書によりまして詳細な御説明を申し上げます。

16ページ、17ページをお開き願いたいと思います。使用料でございます。これは下水道使用料ということで、この11月に浅川処理場、それから八王子処理場が稼働いたします。それに伴いまして新たに供用開始される区域に伴う使用料の増額でございます。

それから、一般会計繰入金につきましては記載のとおり一般会計から繰り入れていただくものでございます。

次に18、19ページでございます。繰越金、これは前年度の繰越金でございます。

次に20、21ページでございます。歳出でございます。

まず総務費でございます。説明欄の3. 下水道料金収納事務経費でございます。これは3年度の下水道料の徴収委託料でございますが、これは精算に伴います減額補正でございます。それから4. 水洗化促進経費でございます。12節の郵便料、これは供用開始に伴います関係者へのPR、パンフの配付の郵便料でございます。それから21節でございますが、水洗便所改造資金融資預託金でございますが、現在5戸に預託をしているわけでございますが、さらに17戸を追加するための費用でございます。

次に維持費でございます。説明欄の管渠管理経費のうち19節. 流域下水道維持管理負担金でございます。これは新しく流域下水道に接続になります。これに伴います東京都への負担金の増額でございます。

次に3目の処理場費でございます。処理場経費ということで13節. 処理場清掃業務委託料でございます。これは、11月から八王子処理場の稼働に伴いまして多摩平処理場が接続になります。その多摩平施設の切り替えた後の清掃を委託する費用でございます。

次に建設費でございます。管渠建設事業費でございます。15節でございますが、浅川処理区管渠埋設工事、これはこの供用開始に伴いまして流域本管との接続、それから切り替え、さらには弁の設置を行う費用で増額をお願いするものでございます。なお、豊田排水樋管の埋設工事、これは現在工事を行っておりますその既設の道路のり面の仕上げとか、それから仮設道路の関係で増額を補正をお願いするものでございます。

次に22、23ページでございます。公債費でございます。元金の方でございますが、説明欄1. 市債元金償還経費、これは先ほど23節でございますが、お話に出ておりました

多摩平処理場の廃止に伴う起債の繰上償還でございます。

次に利子でございますが、これは23. 下水道債の償還利子、それから都市下水路債の償還利子でございます。これは3年度の借入れ分が確定に伴いまして、その不用額をここで補正するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第94号、平成4年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第95号、平成4年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第96号、平成4年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第96号、平成4年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第1号について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成4年度日野市受託水道事業特別会計の補正予算第1号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ1億9,681万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億8,381万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。水道部長。

○水道部長（日野義人君） 水道部長、御説明申し上げます。

議案第96号、平成4年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第1号でございます。今回は1億9,681万9,000円、歳入歳出とも増額の補正をお願いするものでございます。内容につきましては事項別明細書の方で御説明申し上げたいと思います。

30ページ、31ページをお開きいただきたいと思います。

まず都の支出金の関係でございますけれど、目で水道事業委託金、2億113万9,000円を補正するものでございまして、説明欄に書いてあるとおりでございます。

それから、下段の受託事業収入の関係につきましては、目、下水道使用料徴収事務委託金でございますけれども、これは都の委託金との調整で補正するものでございます。

引き続きまして、歳出関係について御説明申し上げます。

32、33ページをお開きいただきたいと思います。項の水道管理費でございますけれど、1億9,474万6,000円を補正をお願いするものでございまして、目の1の浄水費の関係で4,830万、これにつきましては委託料、それから工事請負費の関係でモノレールの工事の関連で新井橋が仮設橋になるというふうなことで、現在の新井橋から仮設橋への水道管の移設工事の経費をお願いするものでございます。

それから、2番の配水費でございますけれども、5,000万を増額するものでございますが、15番の工事請負費で——大変失礼しました。1の浄水費の関係につきましては、先ほど新井橋というふうなことで御説明申し上げましたけれど、多摩平4号水源から浄水場までの導水管の布設替えということでお願いするものでございまして、新井橋の関係につきましては、この2番の配水費の工事請負費でお願いを5,000万するものでございます。

それから、3番の給水費の関係につきましては9,470万でございますが、委託料、それから工事請負費の関係でそれぞれ不足を生ずるものをお願いするということでございますけれど、この15番の給水栓の布設替工事につきましては、日野台五丁目、日野本町五丁目の関連の給水栓の布設替工事ということでございます。

それから、4番の受託事業費の関係でございますけれども、81万6,000円、これは5月に行われました人事異動に伴います職員の人件費の不足額を補正するものでございます。

それから、5番の業務費の関係につきましては93万円でございますが、委託料で説明欄に書いてございますような委託料で、不足額を計上するものでございます。

それから、項の2番の建設改良費でございますけれど、目の1の水道改良費で207万3,000円の増額の補正をお願いするものでございますけれど、これは先ほど御説明しました人件費の関係と同様に人事異動に伴います不足額の計上でございます。

以上、御説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結

いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第96号、平成4年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第97号、日野市公共下水道事業浅川右岸第六処理分区（4-2）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第97号、日野市公共下水道事業浅川右岸第六処理分区（4-2）工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市公共下水道事業浅川右岸第六処理分区（4-2）工事請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第五号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

入札の結果、1億3,081万円で世紀東急工業株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林 修君） それでは議案第97号、日野市公共下水道事業浅川右岸第六処理分区（4-2）工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

契約金額は1億3,081万円でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。工期は契約の翌日から平成5年3月17日まででございます。契約の相手方でございますけれども、東京都港区芝公園二丁目9番3号、世紀東急工業株式会社、代表取締役、河野典男でございます。

次に2ページ、3ページをお願いいたします。入札の経過でございますが、現場説明を8月5日に行いまして、入札を8月20日に執行いたしました。入札の結果、世紀東急工業株式会社が1億2,700万円で落札いたしました。

3ページの工事の概要でございます。管布設工250ミリ、延長といたしまして1,323.8

メートル、開削でございます。250ミリ、79.8メートル、これは推進でございます。マンホール設置工50カ所でございます。工事の位置でございます。下段の図面のとおりでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第97号、日野市公共下水道事業浅川右岸第六処理分区（4-2）工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第98号、日野都市計画事業土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結、議案第99号、町区域の設定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第98号、日野都市計画事業土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について。

本議案は、東京都新都市建設公社に業務委託しております。事業地域に西平山地区及び東町地区を新たに追加するため、日野都市計画事業土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更するものであります。

議案第99号、町区域の設定について。

本議案は、字名の三沢、高幡、程久保及び南平の一部地区の町名地番整理に伴い、地方自治法第260条第1項の規定により新たに三沢一丁目から三沢四丁目の町区域を設定するものであります。

以上2議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） それでは議案第98号、日野都市計画事業土地区画整理事業の業務の委託に関する協定の一部を変更する協定の締結につきまして御説明を申し上げます。

2ページをお開き願いたいと思います。

日野市は市施行で土地区画整理事業を実施するに当たりまして、業務の一部を東京都新都市建設公社に委託をいたしております。この委託に対しまして、公社と業務の委託に関する協定をいたしております。そこで、今回のこの協定の中に今月事業認可、今の予定ですと10日前後の予定でございますが、東町地区が認可になる予定でございます。それから、さらに年内に認可を予定しております西平山のこの地区の2事業をこの協定の第2条の中に追加するものでございます。

続きまして、議案第99号でございます。町区域の設定でございます。

今回の町区域の設定でございますが、字名で三沢、高幡、程久保、南平の一部の区域でございます。面積が約83ヘクタールの区域でございます。この区域につきましては、議案の一番最後にございます28ページの図面をひとつ参考にしていただきたいと思いますけれども、この図面の区域で、箇所につきましては図面を参照していただきたいと思います。この区域を町名地番整理によりまして新しい町名を三沢と、それから一丁目から四丁目までに整理をするものでございます。

また、この各丁目に画する地番でございますが、これは3ページから27ページに記載されておる町区域設定調書を参考にしていただきたいと思います。この区域の整理に当たりましては、ことしの6月30日に町名地番整理審議会の同意を得ております。

今後は、この議会の議決をいただきまして東京都に届け出をいたし、そして公告を待ちまして11月の24日に施行する計画を立てております。この区域が整理されますと日野市の市域の約67%が町名地番整理が終わることになるものでございます。

以上2議案の説明をいたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。小川友一君。

○7番（小川友一君） 1点だけ市長に確認をさせていただきたいと思います。

東町の地域が今月の10日には事業認可、西平山地区が年内には事業認可を取る状況になってきました。まさにまちづくりが少しずつ進捗しているわけでございますけれども、西平山地区の件で1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

市民の皆さんは区画整理事業のパンフレット等を見て、ちょうど今、市が集合換地をして新駅をつくらうということで行政努力をしていることは認めます。先ほども言いましたけれども、あくまでも他との交渉経過の中で進める事業であります。最悪、行政努力をして新駅が設置できない状況が仮に起きたとしたら、その腹案等のような考えを持っているのか、JRとの交渉経過は主管課の方が努力をしているようでありますけれども、市長として、この新駅設置が不可能となった場合のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 西平山区画整理事業は御指摘のとおり、また、これまでもいろいろ運動経過も御報告しておりますとおり、仮称西豊田駅の開設を事業の大きな眼目としていることは言うまでもありません。

したがって、今までのいろいろな経過でも申し上げておるわけですが、この日野市の要望が達成できない場合は云々と、こういう御質問であります。必ず達成するという目標で取り組んでおりますので、できないときの対応は考えてない、と言っただけではお答えにならないかもしれませんが、そういう想定はいたしていません。必ずつくる、こういう目標で取り組むというふうに御理解をお願いしておきたいと思います。

またJR当局も事情はよく了承する。現状、またJRとして何かこう權益に相当する事業のことを考えるので、用地の確保について努力ができるかどうかというふうな対応も行っておるわけですので、なるべく希望にかなう形で駅前、あるいは近隣で要望に沿う用地の提供もやっていきたい。それによって大きく日野市の目標を必ず達成していきたい、このように考えておる、また内部でもその意志を決定している状況であります。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 意欲は十分買うところであります。新駅設置に向けて行政努力を一生懸命していただきたい。それに向けては市長みずからもう少し積極的に取り組まないと、とってもできる話ではないと思うんですね。その辺を強く要望して、確認ということで終わります。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第98号、日野都市計画事業土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結、議案第99号、町区域の設定の件は建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより報告第6号、平成3年度日野市土地開発公社決算の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 報告第6号、平成3年度日野市土地開発公社決算の報告について。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき平成3年度日野市土地開発公社決算を報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林 修君） それでは報告第6号、平成3年度日野市土地開発公社決算書の内容について御説明申し上げます。

お手元の平成3年度日野市土地開発公社決算書をごらんいただきたいと思います。

1ページでございます。3年度の事業概要として、この年度に取得しました用地が面積で総体として4万3,422.13平方メートルでございます。そのうち、内訳は記載のとおりでございます。一方、市の方へ用地処分については、面積で1万9,980.71平方メートルでございます。内訳については記載のとおりでございます。これらに要しました事業資金の年度末現在における市中銀行等からの借入額は、167億8,870万1,000円となっております。

次に、4ページから9ページまででございます。3年度の用地取得の明細が記載されております。件数にしまして45件、取得金額は85億8,403万1,135円でございます。

次に、10ページから13ページをお願いいたします。3年度の処分用地の明細が記載さ

れてございます。件数にしまして21件、処分額は40億2,089万6,566円でございます。また処分建物としては1件、処分額は7,215万6,420円であります。

これらの事業にかかる決算であります。14、15ページでございます。収益的収入及び支出として平成3年度で公社の事業活動により発生した収益と、それに対応するすべての使用が計上されております。

まず収入でございますが、事業収益として用地の処分代金が40億9,305万2,986円、事業外収益として受取利息で554万7,861円、この合計が40億9,860万8,847円でございます。

次に支出について、16、17ページでございます。事業経過として44億155万1,912円、これに要しました販売費が、一般管理費は789万937円、そして事業外費用としての支払利息が95万、この支出合計は44億1,039万2,849円となっております。

次に18、19ページをお願いいたします。資金的収入及び支出であります。これは用地取得にかかわる収入及び支出が計上されてございます。まず収入であります。資金的収入として市から運営費補助、市中銀行等から短期及び長期借入金で総額97億9,337万3,201円となっております。

この支出については、資金的支出として用地取得事業費及び借入金の償還金で、総額は129億1,246万5,336円でございます。これらの収入・支出について資金的収入額が資金的支出額に対して不足しておりますが、この差額31億1,909万2,135円は、この年度及び過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

次に20ページでございます。平成3年4月1日から平成4年3月31日までの公社事業会計損益計算書でございます。ここでは平成3年度の公社の営業成績を示してございます。結論的には、この表の一番下に当期純損失として3億179万2,002円となっております。

次に26、27ページでございます。公社の財政状況を明らかにするために平成4年3月31日現在の資産の負債及び資本の現在高が貸借対照表で示されております。表の左側が資産の部、右側が負債及び資本の部で、資産合計と、負債・資本合計はそれぞれ196億1,759万4,323円となっており、その貸借は一致しております。

28ページ以降につきましては、公有用地明細表、短期及び長期借入金明細表となっておりますので御参照いただければと思います。

以上、雑駁でございますが、これをもちまして決算の報告とかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 意見でもいいかなと思ったんですが、この開発公社の監事の意見がここに付されておまして、係数的には問題ないということとあわせて指摘事項で、保有土地の処分の促進ということで「鋭意努力され健全な経営になお一層の努力を望みます」ということでありますが、全くもって、この意見のとおりですね。

今、保有の件数が100件ということで、ちょうど100件ですね。そして平成の時代の前の、要するに昭和の時代に取得をしたものが28件あります。それぞれ事情はあって保有をしているということでは、1件1件に当たればそういうことになるかと思いますが、特にこういう中を見ますと区画整理が始まる東町や西平山の関係の保有も相当あるわけですが、あるいは万願寺の第2というようなことで、これから進むものについては当然とすれば、先行取得ですから。ただ、中には緑地等の関係、それから公園の用地、既に市側に売却してもいいような物件が見受けられるんじゃないかと思いますが、特にそういったことで、今回も上半期の利息の分でも先ほどの話だと8億というような数字が出ていましたね。今回、補正も1億4,000万ほどの利息分ですね。こういったことが出ています。

ぜひ、そこら辺の姿勢を理事者側なり理事長がいるわけですが、姿勢をこの場で示していただければと思います。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） ただいまの御質問についてお答えをします。

ただいま決算審査意見書の中に指摘をされております保有土地の処分促進について鋭意努力せよ、という御指摘についてどう考えているかということでございますが、土地開発公社の性格といたしまして、公共的性格といたしまして、公共事業を円滑に推進するために公共用地を先行取得をするという、そういう基本的な任務を負っておりますので、公共事業を適正に執行するために我々は努力しているわけですが、その時々、事業の進捗状況、あるいは財政状況その他によって、一時的に公社保有の土地が増大をするために金利負担がかなり増大をするという問題がありますが、いずれにしても全体として、公共事業の全体の円滑な推進という中で調整を図りながら、公社自身とすればできるだけ行政目的のはっきりしたものについては市に買い取っていただくという方向を今後追及をしていきたいというふうに思っております。

ただ、いずれにしても公共事業全体が円滑に動くということが大前提でございますので、その中で調整を図っていきたいというふうに考えています。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 利用することでわかります。特に病院の駐車場の拡張なんていうのは当然2件もこれへ入っておりますね。そんなことも、いずれにしたって早く動かすべき物件だと思います。

ぜひ、その辺を精査をしていただいて、極力利息分、そんな膨大な金額になるわけですから、いずれにしても役所のお金を使うわけですから。市のお金を使うということですから、そういったことで節減に努めていただきたい、ということをお願いして終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって報告第6号、平成3年度日野市土地開発公社決算の報告の件を終わります。

これより報告第7号、平成3年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 報告第7号、平成3年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成3年度財団法人日野市環境緑化協会決算を報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 報告第7号、平成3年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について御説明申し上げます。

お手元の平成3年度財団法人日野市環境緑化協会事業報告決算書という御冊をお開きいただきたいと思います。

1ページ、2ページをお開きください。事業概要がございます。当協会の寄附行為に基づいて緑化推進に関する普及啓発事業、緑化推進に関する事業、緑化推進に関する調査研究、そして受託事業の四つを本年度の柱に据えて実施してまいったところでございます。

事業の内容、実績についての詳細は、3ページから6ページに記載のとおりでございます。

13ページ、14ページをお開きいただきたいと思います。収支計算表、総括表でございます。当期の収入合計は6,171万7,062円、同じく当期の支出合計は6,794万9,282円でございます。

います。収支の差額は、当期マイナス622万3,866円でございます。前期繰越収支差額を加えて収入合計は、8,091万4,484円で、次期繰越収支差額は1,297万3,556円となります。

なお、本年度は学校緑化事業特別会計を組み、収支それぞれ500万で、次期繰越収支差額はゼロでございます。これは日野自動車工業のグリーンファンドからの学校緑化への寄附がございまして、それを特別会計に分離して計上したものであります。

15ページから18ページは一般会計収支計算書であります。収入の執行率は104.3%、支出の執行率は87.58%であります。事業費のうち3. 調査研究費の委託料288万9,150円は新規で、緑化マップ「みどりの散歩道」3,000部の分であります。

21ページ以下の関係証票については記載のとおりでございます。説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって報告第7号、平成3年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告の件を終わります。

これより報告第8号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 報告第8号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について。

本報告は、市の義務に属する交通事故に係る相手方との和解の締結及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林 修君） 報告第8号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告についてでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。日野市南平五丁目31番の4、民間駐車場の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定についてでございます。事故名は、日野市南平五丁目31番の4、民間駐車場の事故でございます。和解の相手方は、日野市南平五丁目31番の1、佐々木勝利様でございます。

事故の発生状況でございますが、平成4年5月6日午前11時45分ごろ、老人福祉課職

員がホームヘルプ業務を終え庁用車で帰庁の途中、日野市南平五丁目31番の4、民間駐車場において車両を方向転換する際、ブレーキとアクセルを踏み間違えましてブロック塀に衝突し損害を与えたものでございます。損害賠償額は、27万8,100円で和解が成立いたしました。平成4年6月10日、専決処分いたしましたものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって報告第8号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。

本日の日程は、すべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後5時36分 散会

9月8日 火曜日 (第2日)

平成4年
第3回定例会 日野市議会会議録 (第25号)

9月8日 火曜日 (第2日)

出席議員 (29名)

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
7番	小川友一君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	小山良悟君	25番	高橋徳次君
26番	古賀俊昭君	27番	市川資信君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員 (1名)

18番 一ノ瀬隆君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橋達雄君	書記	山田二郎君
書記	斉藤令吉君	書記	鈴木俊之君

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 山川芳子君

議事日程

平成4年9月8日(火)
午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時13分 開議

○議長(黒川重憲君) 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員22名であります。

○議長(黒川重憲君) これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問1の1、災害は忘れなくてもやってくる——突然の災害に常に備える体制づくりを——の通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔26番議員 登壇〕

○26番(古賀俊昭君) 大正12年9月1日の関東大震災からちょうど69年がたちました。

幸いにその間、大きな地震による被害というのは、この関東地方で起きていないわけでありまして。この大正12年9月の関東大震災を機に、防災に対する啓蒙に自治体あるいはその他の関係機関も大いに力を入れるようになったわけでありまして。今日まで、我が日野市でも総合防災訓練を行ってきているところであります。8月30日から9月5日までの防災週間に、23区でも日野市と同じような防災訓練が行われております。

そこで、この防災訓練、あるいはまた日野市がここで購入をいたしました起震車の件、あるいはこれに対応する市の組織、その他防災訓練に多少工夫を加えた方がいいのではないかと思う点が幾つかありますので、そういった点を中心にお聞きをいたします。できるだけ市長の方からお答えをいただきたいと存じます。

まず、自主防災組織の育成についてお尋ねをいたします。

私どもに配付をされ市民にも要約が配られましたが、日野市の基本計画、これは第二次基本構想を具体的に展開をしたもの、そして、期間は前期3年、後期4年、昭和62年から平成5年までの期間の行政施策について、計画が策定されております。その11節災害に強いまち、この中にこの自主防災組織の件が触れられております。「自分達のまちは自分達の手で守るという防災意識を基本として、自主的な地域防災組織の育成にも努めなければなりません云々」と、こういう現状と課題という項目に記載があります。

さらに、具体的な施策の方向として地域防災体制づくり、ここにはこのように記述してあります。「各地域の実情にあった自主防災組織の育成に努め、行政機関と連携し活動マニュアルを定めて、市民の協力と適切な行動により二次災害による被害の発生を最小限度とどめるようにしていきます」、こうなっているわけです。

先般、日野市でも防災訓練が行われました。私も参加をいたしました。この防災訓練にはそれぞれの防災関係機関、それから地域の自治会を主体とした住民の参加、こういった構成の内容となっております。ここの基本構想にうたわれた自主防災組織という

ものは、いまだ日野市内には存在をしないというふうに私は判断をするわけです。自主的な地域防災組織の育成に努めるということがうたわれ、具体的な地域防災体制づくりの中にも、このことが位置づけられている。新たな基本計画、基本構想が、今作業に入っているところでありますが、まだ前の基本計画の宿題が果たされていない。基本計画を、市長みずから定めておきながら、なぜ、この自主防災組織、地域防災組織の育成を行わなかったのか、この点についてお答えをいただきたいと思います。

それから、次に起震車の名称と運用についてお尋ねをいたします。

私は、ことしの第1回定例議会の中の一般質問で、起震車の愛称をPRを兼ねて公募することを提案をいたしました。これに対して、山口環境部長から検討してまいりたいという答弁がございました。早速、この答弁を受けて平成4年6月15日の広報「ひの」に「起震車に素敵な名前を、名称募集」という記事が掲載をされました。素敵な名前をつけてくださいというわけでありまして。この市民に公募し、愛称をつけてもらいたいということで、記念品も差し上げますということもつけ加えてPRされたわけでありまして、今回登場したこの起震車の名前を防災訓練の会場で見ました。「用心号」という名称が書かれておりました。（「だれが決めたんだよ」と呼ぶ者あり）この名称の件について、私も提案をしましたので、どういう方々が応募をされ、どなたの愛称を採用したのか、何人の方から何件の応募があって、どなたの応募作品を採用したのか、この点を、事の締めくくりとしてお尋ねをいたします。

さらに運用についてであります。総合防災訓練の会場で、日野消防署長から各地域での行事などでは使ってもらいたいと、大いに活用を求めるごあいさつもありました。この起震車は日野市が購入しましたが、運用は日野消防署が当たるというふうに理解をしておりますが、具体的にはどのような形で申し込みあるいは使用方法、使用期間、そういったことについてどのようなことが決められているのか、せっかく2,000万円のお金を投じて購入をした起震車でありますので、その運用についての今後のPRのこともあると思いますので、この点についてお尋ねをいたします。

さらに3番目、市の組織のことについてお尋ねをいたします。

昨年、第1回定例議会に、組織条例の改正案が提案をされました。これは、定例会の中では結論が出ずに継続審査となり、次の議会において可決成立をしたものであります。ここで、清掃部がなくなる、環境部というものが誕生する、あるいは生活文化部という名称の部が生まれ、その他かなり組織の改正が行われたわけでありまして、私は当時、いろいろなやりとりをこの本会議場で提案時に行いました。

災害対策本部が設置をされますと、職員を直接掌握をして、市長のもとで指示あるいは職員の取りまとめ等、中心になって働くのは総務部長ということになるわけでありまして。防災情報センターが完成をする来年の4月になると、あの建物は使用開始するわけですね。となれば、そこに一番市民からの問い合わせも殺到する。あるいはまた、情報も防災情報センターに集中をするわけでありまして、環境防災課の防災係の直接の上司が環境部長ということでは、何かにつけて不都合ではないか。しかも、環境部長は、お聞きをいたしますと当時の砂川助役の答弁にもありましたとおり、クリーンセンターに勤務をするということが、当時から答弁の中で言われております。清掃部門に環境部長はいる。しかし、防災係の職員を、災害対策本部が設置をされれば、総務部長が直接指揮をとることになるわけであり、総務部の管轄下で動く方が、何かにつけて私は防災係、特に環境防災課、何かにつけて好都合ではないかということできいろいろ指摘をしたわけでありまして、とりあえずこれでいくんだということで押し切りました。

その後、先般の臨時議会で緊急通信システムの請負工事契約の案件が処理をされました。ことしの8月の臨時議会であります。ここで、市長はこの組織のことに関連をして「環境防災という言い方にしておりますけれど、これも確かにわかりにくい現状があります。これらを近いうちにもう一遍組織的に、事務分掌的に整備をして、市民に最もわかりいい、また行政機能として迅速に活動機能のできる仕組みは必要だというふうに考えております」、こういう答弁を行いました。当初から私どもが指摘をしたことが、もう既に1年もたたないうちに、新しく防災情報センターがここで稼働をしようというときに、市長みずから不都合があるということを認めているわけであります。

私は、来年の4月からということになりますと、当然残りの定例会は12月と3月でありますし、3月定例会では余りにも直近になり過ぎる。できれば12月議会に、この組織条例の改正案を提案をして、日野市災害対策本部が設置をされた場合、大災害に対応した市の組織が十分に働くためには、この組織条例を一日も早く改正をすることが必要だというふうに思います。この点について、どのように現状取り組んでいるのかをお考えをお聞きをいたします。

またあわせて、この環境防災課という課も余り環境と防災がくっついていることに必然性がないんですね。環境係と防災係に分かれておりますが、これだけの通信システムが今度完成をするわけでありまして、防災係は、場合によっては防災課に昇格をしていいかもわかりません。しかし、まず環境係とは全く業務が異なるわけでありまして、防災係だけでも総務部に移行する、こういう考え方が、一つ基本にあるべきではないか

というふうに思いますが、この点も触れていただきたいと思います。

それから、防災訓練の件について質問をいたします。

8月30日、平山小学校の校庭で、日野市総合防災訓練が行われました。これに参加して私が感じたのは、この実施要綱を見ますと、過去のものも私、全部持っているんですが、内容は全部同じですね。変わっているのは日にちが違うところ、場所が違うということだけです。訓練ですから、毎回同じことを何度も繰り返すということは必要なんです、一つ提案をいたしますが、いつも8月暑い季節に行く。しかし、地震は必ず8月にやってきますということを約束してくれているわけではない。であれば、当然夏に限らず、例えば季節をずらして春に行く、冬に防災訓練を行う、そういった柔軟な考え方もあっていいのではないかというふうに思います。この点はどうか。

また、ことしの東京都の防災訓練の実施状況を見ますと、東京都と世田谷区が合同でやりました。この防災訓練は2日間にわたって行っているんですね。夜間の防災訓練を実施をいたしております。地震の方で、必ずお昼近くに地震を起こしますよという約束をしていていない以上、深夜あるいは夕方、朝方、いろいろな時間帯の地震の発生は、当然考えられるわけであります。何も明るいときに避難誘導を必要とするということは、余り考えられないわけです。むしろ夜間に避難誘導というようなことは、まず行っておくことが大切ではないかというふうに思います。この夜間の防災訓練について、どのようにお考えになるか。私は真夜中というのは無理かも知れませんが、この東京都、世田谷区が実施している避難用のテントで1泊をする。こういうことも夜間訓練にあわせて行うことを考えてはどうかというふうに思います。

それから、自治会の単位での参加ということになっているわけでありますが、実際には、見ておきますと防災関係機関の皆さんの普段の訓練を見せていただくという色合いもかなり強いわけです。一般住民を主体とした防災訓練ということであれば、消防署、警察あるいは日野市の建設協会の業者の皆さんたちの協力ぶり、またNTTの電話復旧、東京ガスの皆さんのガス漏れ対策など、こういう訓練を見ることも確かに有意義だというふうに思いますし、住民の防災思想を啓蒙していく上からも必要だと思います。しかし、まず、みずからが何かを行うという住民中心型の防災訓練ということも考えてみるべきだというふうに考えるわけです。ということであれば、もう少し住民の皆さんがたくさん参加できる工夫というものを行うべきだというふうに思います。

聞くところによりますと、昨年、東光寺小学校で防災訓練が行われました。そのときに、あの東光寺小学校の近隣の自治会の方からお聞きをしたわけでありますが、市から

の連絡が余りにも急で、十分自治会でそのことを検討できない。少なくとも4月か5月に役員が交替をしているわけでありますので、年度初めの行事を考える際に、市から総合防災訓練の参加をあらかじめ打診してもらってれば、自治会としての参加は決定しやすいというお話を聞きました。その自治会は参加しなかったんですね。結局、役員会や自治会の主だった方で相談をしても話がまとまらなかった。急に市から言われても参加できないというお話を、私、昨年聞いたんです。

こういうことをひとつ踏まえて提案であります、現在は各近隣自治会に対して、いつこの防災訓練に対する参加を周知させているのか。少なくとも4月の下旬ないしは5月には連絡、連携をとるべきだと思いますが、この点についてのお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

以上、大きく4点についてお尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君） 大きく4点に御質問をいただきました。私の方からお答えできる部分、まとめましてお答え申し上げます。

まず、1点目の自主防災組織の育成、これは御指摘のように基本計画の中でも明記しております。災害対策基本法の第5条によりますと、やはり市町村の責務といたしまして、消防機関、水防団などの整備、それから区域内の公共的団体等の防災に関する組織、それに並列となりまして、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図る。これが災害対策基本法に基づきます防災に対する市町村の機能を発揮するため努めなければならない。このような規定をしているわけでございます。

自主防災組織につきましては、大地震によります一時的な被害を阻止することは困難であるといいたしましても、身近な二次的被害の発生を阻止することは可能であるというふうに考えております。そこで、つまり発災時には出火防止、初期消火あるいは救出、救護、情報連絡など、また平常時にはその体制づくりや訓練の実施が、その機能となると思います。

市内には二百数十の自治会がございます。五万数千世帯がこの自治会に加盟しております。現段階、幾つかの自治会で自発的に防災組織を結成し活動をしている地域もあるというふうに聞いております。今後も防災訓練などを通じまして、市民に対して防災組織の充実に向け、消防機関とも連携をとりながら指導、助言に努めてまいりたい、このように考えております。

それから、2点目でございますけれども、起震車の名称でございます。

これにつきましては、6月15日広報に名称の募集を行いました。結果、12名の方から18件、18種類の応募がございました。多数になったというのはございません。それで、その18種類あるいはその中を事務局で種々検討いたしました結果、防災は日ごろからの用心が必要であるとの意味合いから、地震体験車「用心号」というふうに決定をいたしました。

次に運用でございますけれども、運用につきましては、私どもとしては日野市の起震車管理要綱を制定いたしまして、さらに起震車の運用管理に関する協定書を日野消防署と締結をいたしまして、これに基づきまして運用をしていくことになります。御質問の中で申し込みはいつまでにどこへということでございますけれども、この要綱の中にもございますが、起震車の使用は、日野市の行う東京都が行う防災訓練あるいは市の認める訓練など、こういうもので使用の対象となっております。したがって、さらに使用計画につきましては、市長は起震車の適正な使用を行うため、毎年使用計画を作成するものとする、このようになっております。したがって、現段階、私の方でこれらの申し込みを受ける。さらに消防署の実際の火災訓練、その他のときにも利用するということでもございますものですから、消防署の方にもお申し込みいただいたものについても十分協議をし、両方で連携をとりながら有効に活用してまいりたい、このように思っております。

それから、次に組織について御質問をいただいております。

災害時におきますところの緊急対応でございますけれども、現在の組織が、災害に対して100%対応できるかどうかということになりますと、これは大変被害状況想定の中で、いろんなケースが出てくると思います。種々議論の分かれるところでございますけれども、現状では、どの部課に所属をさせても、これは何らかの矛盾が生じてまいります。

他市の状況をちょっと調べましたところ、環境部で防災関係を所管している市が3市ございます。それから生活経済部で1市、市民部で1市、それから室として対策室として持たれているのが1市ございます。それ以外の市は総務部ということになります。防災が、建設部に属するのかなというような意見もございますけれども、27市の関係では、今申し上げました残りの市はすべて総務部ということになっております。したがって、私ども今後の状況でございますけれども、新しく建設される防災情報センターの運用にあわせて、より一層充実した組織づくりを検討してまいりたい。このように思っているところでございます。

それから、4点目といたしまして、防災訓練の御提言でございます。

この時期が9月1日、御指摘にございましたように、関東大震災にちなみまして9月1日が、現在、防災の日ということに設定されておまして、この8月30日から9月5日の1週間の間に、この期間を防災週間としております。この期間に関東近圏、市などが防災訓練を実施をしよう、そして広く防災意識を高揚させよう、こういうことで進めているところでございます。

御指摘のまず1点目の季節でございますけれども、確かに災害は9月だけには限らない、冬場も夏場もあろうかと思いますが、これら、それと2点目の夜間はどうか、時間を昼に限らず、今のお話ししている今の時期に来るかもしれませんし、6時という時間もあるでしょうし、さらに夜中ということもあろうかと思いますが、ただ、これらも含めましてお答えさせていただきますと、基本的な避難訓練あるいは消火訓練、こういうものは、やはり基礎になるものでございますから、それらの応用についてどのようにいくのか。私どもとしては、できれば基礎を覚えていただいて、あとはそれぞれの方々が自分の臨機応変の対応で一時的な災害から身を守っていただく、このようなことが基本であらうかというふうに思います。

ただ、御提言ございましたように夜間、これらにつきましても訓練も必要だとは考えておりますので、消防機関等とも調整し検討をしてみたい、かように思います。

それから、自治会単位の参加ということでございますけれども、PRを早め、期間、計画を早めにつくれ、こういう御提言でございますけれども、確かにそのとおりでございますので、十分今後の防災訓練には、御提言を参考に計画的に広く一人でも多くの方が参加していただけるように進めてまいりたい、このように思っております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 自主防災組織の件であります。今の部長の答弁では、今後とも指導、助言を行っていきたいという、あるのかなのか、まずそこをはっきりさせた方がいいんですね。多摩平には防火婦人会という自主防災組織はあります。年に1回、公園で消防署から署員に来てもらって消火訓練、その他、通報訓練を行っております。そのほかに、私はつとに知らないんですね、この自主防災組織を市が育成したという例を知らないんですが、市長、自主防災組織というのは幾つあるんですか、日野市に。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今までの議会から提言あるいは質問等をいただいた際に、あ

る程度のことはお答えをしまいたったと思っております。今、質問者の言われる自主防災組織というのは、自治体を中心とする、ちょうど防災訓練の日に出動をしていただいた各機関こそ自主防災組織そのものである、このようにまず御理解をしておいていただきたいと思ひます。

多分、その次に問われておるのが、住民による自発的防災組織があるのかないのかということだろふと思ひます。これは、法の精神も示しておりますように、努めて自発的ということが原則でありまして、育成をするとか組織を支援するとかそういう関係のものでは、私はないと思ひしております。むしろ、自発的に可能な範囲で普段から心がけていただく。それに対しまして、何か必要な支援があればその支援を行っていく、こういうことが住民による防災の心構えの対応であるというふうに、みづから理解をしておるところであります。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 市長、この基本計画に書かれている自主的な地域防災組織の育成にも努めなければなりません、市長が育成と書いていますよ。育成という言葉は当たらないとおっしゃるんですが、あなたがおっしゃっているんです。

各防災機関そのものが自主防災組織、この基本計画に書かれている自主防災組織というのは、消防署やN T Tや警察、それから東京ガス、こういったところは自主防災組織とは、普通言わないんじゃないですかね。それが自主防災組織そのものだ。この基本計画に書かれている自主防災組織の育成というのは、2カ所に書かれているんですね。では、これはもう終わったんですか、どうなんでしょう。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 一応、形は整っておると思ひしております。そして、法令、条例に基づきまして、いわゆる自主防災組織の原則を定める防災会議あるいは防災本部の形を想定いたしまして、毎年、適切な改定を行ってきておる、こういう状況であります。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 市長、それは恐らくどなたが聞いてもちょっと認識が違ふというふうに思うと、私は信じます。自主防災組織というのは、例えば自治会を中心だとか町内の事業所、企業でも消火訓練なんかやりますね。ちゃんと訓練までやって、その成果を競う大会まであるわけです。ああいったたぐいのものを自主防災組織というんじゃないかと、私はずっと思ひましたけど、市長に言わせると、自主防災組織そのものは各機関だと言われる。公の機関を中心とする組織ということになっているんですが、こ

れは違いますね、全く。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 我々は自治体行政という基本的な立場を持っておるわけでありまして、自治体として基本的な法律や条例に定められた機能を絶えず能力を高めておくということが、自主防災の向上である、このように理解をしてよろしいと思ひしております。

それから、市民の方には自発的にいろいろな形で、特に自治会とかそういう既成の組織体系のものもありましようし、それから事業所やその他、ごく近隣のいろいろな形の日常的な災害に対します心構え、これの実際の像をつくっておくということが、意識の高揚ということに該当するものであるというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 市長、全くそれは違いますね。市長がつくった基本計画に、それは違ふと書いてあるんです。先ほど、私、読みましたように、各地域の実情に合った自主防災組織の育成に努め、行政機関と連携し活動マニュアルを定めると書いてあるんですよ。自主防災組織を育成して、その自主防災組織と行政機関、これは消防署であったり警察であったり東京ガスであったりN T Tであったりするわけですね、と連携するんですよ、自主防災組織が。連携する側が自主防災組織というのは、論理的にあり得ないですね。

砂川助役はどう思ひますか。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） 今、基本計画に書かれております自主防災組織の問題に關しまして御質問があるわけですが、それぞれの地域の自治会なり、それから地域の中にございます事業所に関しては、それぞれ防災組織をつくり防災計画を立てる、それで必要な訓練も実施をするということが、一つ社会的な責任として行われております。これは、市役所の場合も、各事業所単位にそういう組織をつくらせて計画を立てて実行するということが行われているわけございまして、そういった個々の事業所なり地域一地域の場合は自治会、町会、いろいろあろうかと思ひますが、そういったところが、具体的には防災の訓練をするために防災計画を立て、それに必要な組織をつくるというふうな形で、実態は進もうかと思ひますが、そういったものが全体として、今、市長がおっしゃっておりましたように自治体日野市という形で、最終的にはまとまていくということで、市長の先ほどのようなお答えがあったかと思ひますが、その下部では、そ

ういう形で地域の町会なり事業所単位なりでそういったものが個々につくられる。そういったものが、ですから日常防災意識を高揚し、実際に災害時に機動的に機能できるように育成し支援をするというのが、基本計画の考え方だろうというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） ですから、自主防災組織というのは、警察は自主防災組織と言わないんですよ、消防署は自主防災組織とは呼ばないんですよ。市長はそうだとおっしゃるから、全くこの基本計画、内容と実際とが狂ってくるはずですね。しかも、自主防災組織の育成に、では具体的にどういうことをやったかということは、ほとんど報告もなされてないわけですしね、今度の基本計画つくるときに、この件はどうなりますか。では、警察や消防署を育成するんですか、指導、助言するんですか。市長、そんな専門家ですか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 災害対策本部を設置する場合は、消防署長、警察署長は、統率者、市長の幕僚になるという建前であります。そういう地方自治の防災行政の構成になっておりますから、その機能を日常的に有事即応できる体制と心構えを常に持っているということで、防災行政が動くというふうに私は考えております。

それから、市民の方々は、私も日ごろ言うことでありますが「命第一に避難をしてください」ということが、私は第一の防災意識であるというふうに思います。

それから、日野市で既に行っております、いわゆる災害時の一つの救援体制、食糧の調達でありますとか、あるいは医療の出動でありますとか、いろいろとそういった具体的な契約形態も整っておるわけでありまして、それらが総合して、私は自主防災組織と言うべきものだというふうに理解をいたしております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 市長、トータルでとらえれば、それは自治体も、それは区市町村、それから都道府県、これも自主防災組織ですよ、そういう意味で言えば。しかし、行政が用語として使う場合の自主防災組織というのは、お役所じゃないんですよ。役所の中に職員の方だけで、もし火事が起きた場合に、地震で建物が壊れそうになった場合にはどうするかというその組織をつくれば、それは自主防災組織の範疇に入りますけれども、この基本計画で市長が言った自主防災組織というのは、役所のことじゃないんですよ。地域というふうに、みずから書いてますでしょう。まあ驚きましたね、お役所が

自主防災組織。で、その方が災害対策本部の本部長ときているわけですからね。

総務部長は災害対策本部が設置をされますと忙しくなるんですね。総務対策部という部の総括責任者として、全職員を把握して指揮しなければいけない。日野市災害対策本部条例にそう書いてあります。総務部長の考える自主防災組織というのは、警察や消防署やN T Tのことなんですか。大事なことですね、市長に対してもいろいろ助言もしなくちゃいけない立場ですよ。一応、総務部長の見解を聞いて、この質問を終わりにしておきます。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） 私の考えをお答えいたします。

今、古賀議員がおっしゃっております自主防災組織につきましては、官庁そのものが自主防災組織であるとは、私は思っておりません。以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） それが世間の常識というものです。

基本計画の中に自主防災組織を育成するということを書いて、その自主防災組織は行政機関と、つまり官庁と連携をして活動マニュアルをつくって活動するということを書いてあるわけです。連携する相手が自分だということはありません、論理的にこんなことは。次の基本計画が、またまとめられるわけですので、まず自主防災組織とは何を指すのか、どういう定義で基本計画をつくるのか、もうあるから要らないということで抜けるかもわかりませんね、市長の言では。しかし、災害はいつやってくるかわからないわけです。常に万全を期すということであれば、常にこういった検討を行っていくべきですから、私は当然、次の基本計画にもこのことは触れられると思いますが、その際には、自主防災組織とは何なのか、まずそれをよく庁内で市長と話してつくっていただきたい。

つくった本人が全然見当違いなことを本会議でおっしゃる、考えられないことですね。この点、指摘をしておきますし、まず私が言ったことに異論のある方は、恐らく市長だけじゃないかと思います。市民が、なかなか忙しい中で、こういうものをつくるということは、やはり難しい面が非常に大きいと思います。市の方が率先をして育成という言葉を使っているわけですから、訓練あるいはいろいろ啓蒙等して、常に緊張だけをして生活するということではできませんから、役所の方からの働きかけというものもやっていただきたい、自主防災組織の育成に努めてもらいたいというふうに思います。

育成すると書いてて、育成という言葉は当たらないという、今発言もあったんですけ

ど、よく市長読んでもらいたいですね、日野市基本計画の130ページと131ページを。もしお持ちでなかったら図書館にありますから、ひとつ読んでください。

それでは、起震車の件を再質問いたします。

起震車は先般購入をされて、愛称を募集した。12名の方が応募をして18件の愛称が寄せられたということですね。そして、結果「用心号」という名前に落ちついた。私は総合防災訓練の会場で、名前をつけてくださった方に記念品を渡す。市長から報告があって、そして応募者の中から選ばれた方が市民の前で紹介を受けるというふうに、そういう場面を漠然と予想していたんですが、全くそのセレモニーはなかったんですが、この応募作品の中に「用心号」というのはあったのかなかったのか、だれがつけたのか、どなたが命名したのかがよくわからないんですね。起震車の愛称を募集しますということで、広報に載せて応募があったわけですから、その中から選ばれたというふうに思うんですが、この点もう一度教えてください。

○議長（黒川重憲君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） お答えいたします。

12人の方からの応募がございまして、18件ございました。そして、その応募は18種類でございました。こういうお話をいたしました。この18種類の中に「用心」という御提言はございませんでした。事務局で協議をいたしまして、それで決定をさせていただいた、こういうことでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） これは、一つルールの問題ですね、応募してくださいということで愛称を募集したら、その中から決めるのがマナーですね。もし、ふさわしい名前がなければ、該当者がありませんでしたという報告をすべきです。例えば芥川賞でも直木賞でも、その作品に該当するものがなければ、該当者なし、本年度は受賞作品はありませんでしたということで発表がされます。募集した以上は、その中からつけるべきだと思いますが、その募集作品からつけずに事務局でつける。では、募集しなければいいんですね、そんなことするんだったら。事あるごとに、何か市民が主人公だとか市民が参加をするまちづくりとか、言葉は非常に立派です、一人歩きしているけれども。愛称募集すら、一つまともにできない、名称の命名ができない。部長がつけたんですか、部長のアイデア、応募作品ですか、だれがつけたのか、事務局ということではわからないですね。

市長、これだれがつけたんですか。決裁したのは市長だと思いますが。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 名前には、いろいろ愛称ということになりますと、もう既に他市で用いられている名前もありましたし、「ゆらり」とか「ぐらり」とか、そういう感覚的な表現が多かったように思っております。いずれにいたしましても、火の用心というあるいは災害に対する用心という趣旨に総合される、いわゆる表現形式ですし、余りわかりにくい名前でもまずかろうということで、私も提言をし、そういう結果をつくったということでもあります。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 市長は広報を見て応募したんですか。愛称の公募に応募したんですか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 物事の判断に、つまり適当なといひましようか、該当できるものが存在しなかったら、確かに言われたとおり該当がなかったという表現を使うべきだっただろうと思っておりますが、そのことにつきましての手落ちは、今後は是正をする何らかの措置をとろう、こういうふうに今感じておるところでありまして、一番わかりのいい、消防署長とも御相談をした、そういうことで合意ができた、こういうふうに思っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 市長、それはルール違反ですね。市民から募集をして、自分も市民の一人とし応募したならわかりますよ。しかし、12名の方が18件の名前を寄せてるわけですね。中にはまあまあというのでも幾つかあるんですね、「ガタリ君」「マグニくん」「ゆらりちゃん」「グラリ」「ぐらりくん」。他市にも似たような名前はあるんですけど、選ぶとすればこの辺で、せっかく寄せてくださったんだし公募したんだから、この辺でどうかというものはあると思いますけどね。応募もしない市長が、市民に作品を求めておいて、自分の考えた名前をちゃっかりつける。（「いつものパターンだよ」と呼ぶ者あり）記念品を受けられることになってますけど、何かもらったんですか、市長。

私は、これは市長の性格といいますかね、今の市の体質もあらわれていると、大げさに言うわけではありませんけど、そういうもの感じますね。市民の皆さん、愛称をつけてくださいということを公募してなければいいですよ。作品の応募がなかったら、ありませんでしたから市においてつけましたでいいですね。しかし、あったんですから、しかし、市長の気に入るものがなかった、はっきり言えばね。だったら、おれがつけるじゃ

困るんですね。

どんな入選作品を選ぶ大会や展示会などでも審査をして、それにふさわしいというものがなければ、そこは該当、受賞作品がありませんでしたということになるんですよ。市長は、多少そういうまずかったというようなことをおっしゃったんですが、これはいかにも市民をばかにした話ですね。市民も大変、これ用心しなきゃいけない、こういうことだと。その気になって応募したら、全く顧みられることなく、もう最初から市長が用意されてた名前をつける。（「最初からかどうかわかんないじゃない」と呼ぶ者あり）まあ、「赤旗号」とつけなかっただけでもまだというふうに、私は思いますけれども。（「つけたっていいじゃない」と呼ぶ者あり）「用心号」という名前は、スタートからして、大きな汚点を残したということです。

民主的な手続というのは、法律や条例やいろんな要綱に書かれていることをきちんと守るということもそうですが、世間で通っているルールやマナーが、常識が通らないというの、やはり民主的じゃないんですね。

この起震車の名称については、防災訓練の会場で、私は先ほど申しましたような光景を予想してましたから、だれがつけたのだろう、どういう市民の方が応募なさってどういう結果で選ばれたんだろうか、非常に興味があったんですね。後で、事務局で聞きましてもはっきりおっしゃらない。ここで、やっとわかりました。もう少しいろいろな手続、順序、市長はきちんとそういう基本的なルールを踏まえていただきたいというふうに思います。命名者は森田市長だということがはっきりして、しかも応募はしなかった人が採用されたということです。今後の一つ、大きな教訓としていただきたいと思います。

運用については、先ほど説明がありましたのでおおむねわかりましたが、時間の関係もありますので、消防署と十分連携をとって運用していただきたいと思います。毎年、使用計画を作成するということを、先ほどおっしゃったんですが、最初から使用計画をつくるということも大変だと思うんですね。事業所で起震車に来てもらいたい、また小・中学校で起震車の体験を児童・生徒にさせる。1年の計画はきちんとできているところは別ですが、突然そういう計画を作成する経過の中で起震車の採用ということを考えるかもわかりません。柔軟に、私は対応していただきたいというふうに思います。

それから、市の組織のことなんですが、先ほど見直しを行うということは、1年もたたないでこういうことが出てくるというのは、非常にまずいんですね。余り組織というのは、やたらいじって名前がころころ変わるのはいくはない。しかし、ここでもうそうせ

ざるを得ない状態に、今なっているわけです。そこで、最後に私、一つだけ確認をしておきますが、防災係と環境係は分けるべきだということを、先ほど申し上げました。分けてはどうかという提言です。環境係がやっている仕事と防災係がやっている仕事というのは、全く関連性がないんですね。特に防災情報センターができますと、うんと専門的な防災業務がこれから加わるわけですから、これを一緒にの課にまとめておく必要はないと思うんです。そこで、環境係が防災情報センターに入るのかどうか、この点だけ答えていただきたいと思います。防災情報センターに環境係が入るというのは、随分おかしいことになるとは思いますけど、どうですか。

○議長（黒川重憲君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） お答えいたします。

ただいまの御質問でございますけれども、現段階では、環境防災課が総員、センターの方へ入る設計になっております。ただ、御質問でございますけれども、逆に、防災課を単独に仮にした場合でございますけれども、4名あるいは5名の課になります。これが、平常時あるいは緊急時にどの程度の活動ができるのかということになりますと、平常の業務というのは、大変たくさんの多忙な業務がございますし種類もたくさんございます。そういう中で、1課1係という体制もときとしてはとる場合も相当ございます。まず、大雨が降る警戒が出た、このような場合には、やはり防災係だけでは、仮に防災課に昇格いたしましても1課だけの対応というのは、なかなか難しい部分がございます。

そういう中で、初期的な事務処理あるいは連絡体制、このようなものは何といいたしうか、もう少し組織が大きくなった場合には、防災課が10名あるいは15名という体制になるならば、これは単独でもできましようけれども、日野市の場合、面積的にも27平方キロ、被害の想定というものをしましても、大きながけ崩れあるいは大きな溢水、こういうようなものは、過去には余り見えておりません。そういう中で、防災課の体制をつくっておりますもんですから、現在の総員だけで臨時的な応急的な対応ということになりますと、かなり難しい部分もございます。

そういうことで、先ほどもちょっと御答弁で申し上げましたけれども、どちらにつきましてもどっかで矛盾が、今の防災組織としては、各市もその部分についてはいろいろ苦慮している部分だというふうに、私は理解しております。

したがって、それらの別の課ですね、今は環境係でございます。これも、あわせて1課1係の体制も、ときとして必要になってまいりますので、そのような考えで

計画を立てておる、こういうことでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 前回の組織改正に無理があったということなんですよ。市も臨時議会で組織改正を行うことを、もうはっきりとここで答弁してますし、市民にもわかりづらいということ認めてますね。この機会に、他市では、私も前から言っておりますように総務部のケースが多いわけですからね、総務部に属している。総務部長の指揮下に直接いた方が、何かにつけて好都合だということから、組織改正に当たっては、十分この点留意をして進めてもらいたいというふうに思います。

提案についても、4月から防災情報センターが建ち上がり、運用を開始するということになると、早い議会での提出ということが必要になると思いますので、その点もお願いをしておきます。

しかし、環境係が防災情報センターの中にいるというのは、ちょっと何か不自然な気がいたしますので、この点、二度三度検討を加えていただきたいというふうに思います。総務部長もひとつ、組織のことは助役もそうですが、せっかくこれだけの緊急通信システムを完成させるわけですから、組織の、いわゆる機構図ですね、組織の面での見直しも早急にやっていただきたいというふうに思います。

それから、総合防災訓練のあり方ではありますが、先ほど部長の方から、私が提言した件については、今後参考にするというふうな旨のお話がありましたので、十分研究していただきたいというふうに思います。市民が、やはり中心主体となった防災訓練であるべきだというふうに思うんですね。非常食を実際に食べてみたり、つくってみたり、それからそういうものを展示したり、参加者をできるだけ多くする工夫とともに、実際に何かをやってもらう。そういう知恵を今後とも少しでも出していただいて、住民主体の訓練ということに、性格を少し変えていただくことを提案しておきます。

前の一般質問で、「天災は忘れたところにやってくる」という名言を残したのは、寺田寅彦だということを申し上げました。この寺田寅彦という人は、大変な科学者でもあったわけです。先般8月19日の、これは産経新聞なんです、寺田寅彦の東京の火災図、高知県立の資料館に遺族が寄託という記事です。震災がありました大正12年9月1日、もうその日から東京帝国大学理学部物理学科の学生と一緒に半年余りかかって、火元や火の流れを調査をして東京の火災図という立派なものを完成させているんですね。これを見ますと、周りがほとんど消滅しているのに残ったところがあるんです。これは、奇跡的に残りましたのは、神田の佐久間町、和泉町、ここだけは、ほとんど無傷で焼け残っ

たわけです。当時は、運がよかったとか風向きが変わったからだとか防火建物があったからだということがいろいろ言われたんですが、後になってよく調べましたら、これが自主防災組織なんですよ。防災訓練です。現在に比べて非常に貧弱な装備しかなかったんですが、積極的に住民が消火に努め防火活動を行った。そういう活動がここであったということが、後になってわかったんですね。東京は焼け野が原になりましたが、奇跡的にこの神田の佐久間町と和泉町だけは残ったんです。ここには、自主防災組織があったんです。つまり、防災訓練を、なぜいろいろな角度から検討してやらなければならないかといえ、こういうときにあらわれるからなんですね。一つの事例として参考にさせていただきたいと思います。

そのほか、消火訓練をやるのは当然ですが、煙の体験、それから応急救護訓練、避難訓練等いろいろありますので、できるだけたくさんの人たちが参加できる工夫を、これからはしていただきたいということをつけ加えて、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって1の1、災害は忘れなくてもやってくる——突然の災害に常に備える体制づくりを——の質問を終わります。

一般質問1の2、市役所の完全週休二日制実施によって低下した行政サービスの回復と向上に取組めの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○26番（古賀俊昭君） 市役所が7月18日から毎週土曜日をお休みにしました。いわゆる完全週休2日制を実施したわけです。市長は広報などで、行政サービスを低下させない、向上に努めるということを、市民の前に明らかにしているわけですが、実際には、電話による受け付けを市の方で前日までに予約をして行う、そして、土曜日に住民票は交付をするということを、一つ打ち出しました。このことが、唯一住民サービスの後退を防ぐ施策として出されたわけですが、そのほかは全く検討されていないのか、今後どうしているかを考えているか、この点をお尋ねいたします。

なお、市立病院も第1、第3土曜日が休診になりました。この面でも医療サービスが低下、後退をしているわけですが、こういった点での補完を何かお考えになっているのかどうかお尋ねをいたします。

それから、市長に対して、私いろいろ実際の職員の皆さんの労働時間、計算をしました。私も議会報告で市民の方にお知らせをしたところですが、皆さん大体一様に驚いてますね。所定内労働時間は1,650時間、年間ということですので、先ほど発表された労働省の平成3年、賃金労働時間制度総合調査、これでもまだ従業員30人以上の民間企業では、完全週休2日制を実施しているのは14.5%、所定内労働時間は1週間に42時

間23分ということで、市職員の1週間の労働時間37時間30分を、はるかに民間の場合は、まだ超えているという実態があります。

働き過ぎの人が市の職員の中にいるか、総務部長の考え、感想でいいですから、ちょっと聞かせていただきたいと思いますよね。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林 修君） 御質問にお答えしたいと思います。

古賀議員がおっしゃいましたように、8月に入りまして電話による住民票の交付を実施するようになりました。6月の議会でも私も答弁した記憶がありまして、歯切れが悪いと怒られたことを記憶しております。その中で私が答えたのは、もう一つは、電話のサービスで行政サービスが市民の皆さんにできないかということでございます。それで、各市も聞いていろいろ参考にして、私たち内部でも検討しているものもございますけど、テレホンサービスについて今検討して、申しわけないんですけど、最終結論は出ていないでございますけども、近隣では八王子市と多摩市が導入いたしました。それを参考にいろいろ検討してみたわけですが、御承知のとおり、このテレホンサービスに大きく分けて2種類の方法があります。八王子の場合は、個人負担方式でございます。それから多摩市の場合には、フリーダイヤル方式でございます。フリーダイヤル方式というのは、料金着者払いという制度でございます。フリーダイヤル方式は、今私たちが知っているのは、この近辺では多摩市と、それから羽村市が新聞に載ってましたように10月実施するということが報道されておりました。それから、個人負担方式というのを八王子と町田が始めております。

それで、日野市が導入する場合、どちらがいいかということを検討しているわけですが、費用の面等を見ますと、フリーダイヤル方式の方が確かに電話料金が入りますから、約平均しますと月5万円ほど料金がかかります。そうしまして、個人方式ですと、市民の負担になりますので、できれば、内部では日野市が導入する場合、フリーダイヤル方式で導入していったらどうかということまで、今いっているところでございます。最終的には、関係部署、これは一つの広報と同じように行政サービス、ただ単に土曜閉庁のための住民票がどうかこうかというわけではありません。市の概要とか催し物、それから休日診療とかごみの収集、そういうものも網羅したものをNTTに委託して、NTTの方に電話がかかった場合には、そこで向こうの交換手さんがそれに応対してくれるという制度でございますので、もう少し時間をいただいて、これは当市

も取り入れていきたいと、今検討しているところでございます。

それから、働き過ぎでございますけれども、我々職員も7月から土曜日全部ではございません、本庁を中心に約800名の者が土曜閉庁の恩恵にあずかっているものでございますけれども、開庁している職員も、何かの形でその恩恵を受けているわけでございます。ですから、職員もそのようにやっていますので、ひとつ理事者の方もできるだけ夏休み等、また週休2日制をおとりいただくことが一番いいんじゃないかと、総務部長としては思っています。以上です。

○議長（黒川重憲君） 病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君） 病院におきます週休2日制に伴いましての、第1土曜日、第3土曜日の補完の件でございます。

確かに御指摘のとおり、病院の場合については、病院としての使命と役割がありつつ、一方では、労働時間短縮という、また3原則を崩さないという非常に難しい状況の中で、第1土曜日につきましては、一応救急診療体制をとっております。休診でございますけれども、複数の診療体制をとっております。例えば、第1土曜日は小児科、内科、外科、第3は小児科、整形外科。特に小児科だけは必ず置いておくという考えを持って対応しているところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 週休2日制は時代の流れですから、民間でもこれから徐々に完全実施される方向にあると思いますが、行政サービスの点からすれば、市民にとっては明らかにサービスの低下ということが、矛盾する形で、これは発生するのは仕方ないのかもわかりません。しかし、いろいろな工夫を今、各自治体凝らしておりますし、自治省などの通達の文書を見ましても、いろいろなヒントが与えられているわけです。

調布市が、ここで窓口業務を夜の7時まで行うことを、今検討しているということで。これは、毎週火曜から木曜までの3日間、開庁時間を現在の5時15分から1時間45分延長して、午後7時までとするということで新聞にも出ておりました。何か考えれば、いろいろ実施できるアイデアというのは出てくるといいますし、先ほど私申しましたように、平均残業時間を加えても、市の職員の皆さんの年間実際の労働時間は1,737時間ということで、もう2,000時間をはるかに下回っているわけですので、1週間に1回か2回、例えばこの調布市のような夜まで勤務をする。年間、そう出る必要はないと思うんですね、当番でやれば。こういうことも、ひとつ考えれば出てくると思うんです。ほかの自治体でも土曜日、日曜日、市役所の窓口業務をやっているという例も何回か報告

をいたしました。もう実施をされて日数はかなりたつわけですので、早く何かの形で検討結果をまとめて実施をしていただきたい。一つでも二つでも実施できるものから行っていただきたいと思います。

病院については、今、病院事務長おっしゃったんですが、まだ住民の側、市民の側からすれば、十分いつ行けば何が診てもらえるのかよくわからないという方が多いんですね。広報などを使って周知していただくことをお願いをしておきます。

現在の病院の体制では、非常に難しい面も多いと思いますが、この点も病院サイドのひとつ検討をお願いをしておきます。

それから、ほかのこともちょっと触れたかったんですが、時間の関係もありますので、この週休2日制の件はこれで終わりにいたしますが、週休2日制の条例と一緒に審議をいたしました育児休業の関係の給付の件が、ちょっと私、問題があると思っております。次の議会で、その実態をお聞きしたいと思っておりますので、夏休みの是正も行われなかった。育児休業に伴う給付の関係でも、互助会というトンネルを使って、実際には給付を行うという職員組合との合意がなされているということで、法律違反の状態があるのではないかというふうに思いますので、この点は、きょうはここではもうお聞きいたしません、次の議会までに、実態をひとつきちんと掌握しておいていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって1の2、市役所の完全週休二日制実施によって低下した行政サービスの回復と向上に取組めの質問を終わります。

一般質問1の3、日野台一丁目の公園（広場）設置計画の現状と見通しを問うの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○26番（古賀俊昭君） 旧モリタ興産跡地の解体工事が昨日、やっと完了をいたしました。平成4年、ことしの6月23日に工事解体協定書が地元の住民と、それから名鉄不動産株式会社との間で結ばれて、翌6月24日から解体工事に入っておりました。当初、工期は50日間ということでありましたが、掘り返してみますと、いろいろ深い地下部分に基礎がかなり予想を超えて施工されていたということで、実際の工事日数は、夏休みが終わっても続きまして70日間以上ということになってしまいました。きのう、工事が完了したということで、現地をお昼休みに行ってみてきましたが、日野台一丁目に今まで見たこともない広々とした更地が、ここで現出いたしました。我が目が信じられないような光景でありまして、大変ありがたいことであります。

ここで、今議会に補正予算が計上されて、日野台一丁目地区広場整備工事137万円が

提案をされております。いろいろ提案の理由等で、この工事について御説明もありましたが、もう一度改めてこの場でお聞きをいたしておきたいと思っておりますので、御答弁をお願いいたします。

まず一つは、5月28日に日野市土地開発公社と名鉄不動産株式会社との間で売却の契約が締結をされ、その後、解体工事を行い、そして建物を撤去をし更地にして日野市土地開発公社に引き渡し、すべての契約が完了するということになっていたわけでありませう。市の方で、この解体工事の件については、多少時間が経過をしたわけですが、工期を超えたわけですが、解体工事の完了を確認しておられるか、その点についてまず一つお尋ねをし、2番目には、この土地開発公社と名鉄不動産とのこの契約はすべてこれで履行されたというふうに判断しておられるか、この点に触れてお答えをいただきたいと思います。

それから、この補正予算の137万円について工事内容、それから工事期間、それから、当初は、ことし中に利用開始ができるという見通しが述べられておりましたが、この点はどうなのか。使用可能になるのはいつかということをお尋ねをいたします。

それから、今後についてであります。地元ではいろいろ意見が出ております。単なる広場のまま置いた方がいいという意見もありますし、原っぱで寝ころがったり飛びはねたり自由にできる、そういう原っぱがいいという意見もありますし、遊具や噴水やその他のベンチなども置いた公園のようなものもいいという考えもあります。まだ地元でいろいろ意見が百出しているところでありませうが、将来の計画については十分地域の住民の意向に沿って要望にこたえる形で、この広場を完成をさせてもらいたい。公園となるかもわかりませんが、ぜひその点をひとつ十分に踏まえて今後の計画を立てていただきたいと思います。この点についてのお考え方をお聞きをしたいと思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林 修君） 初めの2点について、お答えいたします。

9月7日、昨日、名鉄よりと日野市の開発公社の担当課長、それから担当官が立ち会ひのもとに、正式に開発公社の方に引き渡しを受けました。

ですから、2番目のきのうをもって、市が正式に受け取って、残りの契約金をそれに基づいて支払いをするということになると思っております。そういうふうに、担当課からきのう報告を受けましたので、お答え申し上げておきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 工事の、まず内容でございますが、今回補正予算でお願いしました137万円の工事でございますが、排水、整地、砂等の転圧等を主とした工事でございます。期間につきましては、予算のお認めをいただいた後、管財課を通して契約をしていただき、予定としてはとにかく年度内に使えるということを予定しております。早ければ、年内に完成するんじゃないかというふうに思っております。

使用の形態でございますが、当面、地域の防災避難とか災害の防止、またリクリエーション用のための広場として地区広場に準じた使い方をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 私が、今お聞きをしたことで最後の、今後、当然のことといえば当然のことなんですが、ときどき市民の皆さんのそういう寄せられた声を全く無視をして、市長みずから名前をつけるというようなこともあるんで、私、念のためにお聞きしているんですが、当然、地元の地域の意向を踏まえて、今後の利用については計画を立ててもらいたいということですが、その点、もう一度お答えをいただきたいと思うんです。

それから、6月議会で私、この件をお聞きしましたときに、総務部長に土地開発公社がこれを正式に受け取れば、その後、柵をしたり砂を入れたりする何か予算が必要ではないかというふうにお聞きしましたら、主管課でそのくらいのことはできるから、予算措置は必要ないというふうなお答えがあったんで、私もそういうふうに理解しておりましたが、今回はきちんとこういう予算を目に見える形で提案されましたので、この方がむしろはっきりしてていいと思うんです。こういう見通しをきちんと立てて、御答弁をいただくことをお願いしておきたいと思います。その点は、御答弁は結構です。

土地開発公社から日野市が借りて、当面は使うということで、早ければ年内から利用が可能だということはわかりました。今後の計画策定といいますか、計画を練るに当たっての考え方、いろいろ原っぱだとか、先ほど申しましたように、見るからに公園という形がいい、あるいはまた単なる広場の方がいいといういろんな意見がありますので、その集約をこれから図っていくところであります。住民の地域の意向を十分踏まえた、意向に沿った今後の計画を市の方でも立てていただきたいと思いますので、その点を最後に確認したいと思いますので、お答えをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 今、当面のことを申し上げましたが、今後につきまし

ては、地域の住民の要望、またいろいろのことを考えた中で、どれが一番望ましいかというようなことに庁内でも検討を加えまして、最終的には住民の意思に沿ったもので進めたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 日野台一丁目の多年の宿願がここで達成されるということで、大変地域では喜んで歓迎をいたしております。できるだけ年内に使用ができるような工事の施工に当たっては、十分そういった地元の要望もあるということを踏まえて、早く完成をしていただくようお願いをしておきます。

それから、最後に、私は市長にちょっと申し上げておきたいんですが、質問を通して、本来は一般質問というのは行政機関の長に対して行うものですので、当然のごとく市長の補助職員である部長さん方からお聞きをするというのは、当初は、私は予定していないわけです。本来、一般質問というのはそういうものなんです。しかし、市長のお答えを、今聞いてまして、主義主張が食い違うということは、これはあってもいいし大いにそういう議論はしたいと思うんですが、その前提となる市長の考え方とか姿勢というのが、まず議論の土台に上がることすらできないような感じを、最初の特に自主防災組織云々というときにも私感じたんですね。

一般質問、1時間半という貴重な時間を使ってやるやり取りでありますので、市長が頑として、これは譲れないというものは、それは大いに胸を張って主張していただきたいんですが、どう考えても、これは勘違いしてますよということが指摘されれば、あるいはまた部下の職員の方からもそういう声がもしあれば、ひとつそれはきちんと受けとめていただきたいんですね。そうしなければ議論にならない。質問をしても、全く日本語だから、ある程度の合意はできる、また何か結論を見出すことは可能かなと思いますけど、その前提になることが全く食い違って認識をしているということでは、貴重な時間を使っての一般質問も、何かむだなような気もしないではないんですね。そういうことがわかったというだけでも大変な収穫だという考え方も、これは成り立つわけですが、あくまで一般質問というのは行政機関の長に対して行うものですので、市長が、やはり積極的にお答えいただくということがあっていいと思いますけど、議論にならない議論が、また行われるということになりますと、貴重な時間を使って何をやっているのかということにもなるし、もう少しそういう前提がはっきり整った議論になるように、私は注文をつけておきたい。

終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって1の3、日野台一丁目の公園（広場）設置計画の現状と見通しを問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午後1時5分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問2の1、一人暮らしの病弱なお年寄りのための「緊急通報システム」の加入条件緩和に向けての通告質問者、田原茂君の質問を許します。

〔3番議員 登壇〕

○3番（田原 茂君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

高齢化社会への対応は、いろいろな角度から準備及び充実を図っていかなければならないわけでありますが、今回は病弱なお年寄りのための緊急通報システムについて、その問題点と課題を明らかにし、今後の充実強化をお願いするものでございます。

先日9月3日の敬老大会での市長のあいさつの中にも、ひとり暮らしの老人の数も年々ふえているとのお話がありました。また寝たきり老人ゼロを目指すとの力強いお話も伺い、市長の高齢化社会への対応の意欲をかいま見た思いでしたが、どうかかけ声倒れにならないことを望んでおきたいと思います。

そこで、現在65歳以上のおひとり暮らし及び高齢者のみの世帯がどのくらいいらっしゃるのかということと、そのうち緊急通報システムを利用されている方々がどのくらいいらっしゃるのか。また、それらの協力員、いわゆる3名の協力員が必要と言われているわけですが、その協力員の方々は、現在何名いらっしゃるのか。さらに、市として、この人は緊急通報システムをした方がいいのではないかというような、いわゆる緊急通報システム予備軍的な数も、担当主管課で、もし把握をしていらっしゃるのであれば、そのような方々はどのくらいいらっしゃるのかもあわせてお聞きをしたいと思います。

まず、この辺からお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 田原茂君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたします。

まず、65歳以上のひとり暮らしのお年寄りでございますが、平成4年4月1日現在、1,034名でございます。それから、高齢者の夫婦のみの世帯でございます、1,853世帯でございます。それから、緊急通報システムを利用されている方は、現在17名でございます。このうち、ひとり暮らしが16、世帯が1でございます。それから、このシステムについては、今年度さらに7台を計画しているところでございます。

それから、この緊急通報システムの協力員でございますが、これは東京都の要綱等によりまして3名、協力員3名の確保が義務づけられておりますけれども、現実ではなかなかその辺が一番の問題点でございまして、特に消防庁をお願いいたしまして、特例として2人というような体制をとっている場合もございます。それから、協力員についてはそんなことで43名ということでございます。

それから、この緊急通報システムを受けられる方は、いわゆるひとり暮らしあるいは夫婦のみの世帯ということで、特に慢性疾患等があるということで、日常生活を営む上で常時、注意を要するような状態のある方を対象としておりますが、現在の設置希望者の中には、慢性疾患等がなくても設置されれば安心して生活が送れるというような者を含めると、約81名でございます。この中でも、特に設置が必要と認められる方は4名でございます。このうち4名については、近日中にも設置の登録ができるよう、現在準備を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） どうもありがとうございました。

高齢者のみの世帯が、高齢者の御夫婦ですかね、1,853世帯。単身の高齢者世帯が1,034世帯ということで、2,887世帯というお話が、今ございました。その中でも、特につけたいという希望の方も含めて81名ぐらいいは、そういう希望者というか、該当者に準ずる方もいらっしゃるというお話で、特にそのうち4名が緊急につけた方がいいと、こういうふうなお話であったかなというふうに伺いました。その中で、また協力員を43名ということで、規定は3名ですと51名にならなければいけないんでしょうけども、2名でもよろしいというような特例もあるということで43名、こういう現実が、今、福祉部長の方からお話があったわけでございます。

この数字を見ますと、やはり今後の対応としても、81名の中の希望者、この中には今後お年を召せば、当然体も具合が悪くなってくるということが当然考えられるわけでありまして、需要はますますこれは増大してくるということは間違いのないというふうに感じ取るわけでございます。そういったことを念頭に置きながら、また次の質問に移らせ

ていただきます。

次に、現行の緊急通報システムの利用方法というんでしょうか、条件というんでしょうか、そういったものをここでかいつまんで教えていただければと思います。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） この緊急通報システムでございますけれども、この設置要件につきましては、先ほど申し上げましたとおり、原則として65歳以上のひとり暮らしのお年寄り、あるいは高齢者夫婦のみの世帯、あるいは身体上の慢性疾患があるなどして、日常生活を営む上で常時注意を要する状態のある方、こういう方が条件でございますが、さらにこの設置については、協力員として3名の方を近在から協力員として登録しなければならないような状況になっておりますが、なかなか3名の方の協力員を得ることが非常に困難なケースがございます。地域によっても、多少異にする場合もございますけれども、特に近隣の市町村においても、この辺が非常にネックになっているわけでございます。そういうようなことで、2名体制でも特に消防庁にお願いいたしまして、特例として認められているわけでございます。

また、この協力員の確保の困難性につきましては、非常にプライバシーの問題も絡んでまいります。例えば、鍵をこの3名の方にお預けしなければならないということと、それからもう一つは、協力員のいわゆる責任負担の問題、あるいはこれは実際に鍵をお渡しするわけですので、その設置者と協力員との信頼関係ですか、これが非常に強調されるわけでございます。そういうようなことから、もう少し何とか簡素化できるような方法があればということで、いろいろ東京都等にも要請をしているところでもございます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） ありがとうございます。

現実、ネックになっているのは、協力員を見つけることだというお話がございました。私も、常々それは感じてきたところで、いろいろプライバシーの問題等もあるということで、難しい問題もあるということは当然わかってはいるわけですが、いずれにしても、そういうふうな必要だというふうな方がいらっしゃっても、なかなか即この緊急通報システムが設置をされないというのが、私どもがいろいろ地域のお年寄りを見て回っても、本当に歯がゆい感じがするぐらいに、なかなかスムーズにいかないという部分を、高齢者自身あるいは私ども地域を回っている人間にとっても、強く感じているわけでございます。

そういう中で、最低でも2名体制としても、1名は普通、民生委員さんがなられるというお話も伺っているわけでありまして、どんなことをしても最低1名、そうすると見つけなければならないという現実が、これはもう歴然とあるわけでございます。そういった意味では、せっかく緊急通報システムということで、お年寄りの本当に安心しておひとりあるいは高齢者のみの世帯が、生活をしていける一つの大きな基盤を与えるこの緊急通報システムが、なかなかそれがネックとなって現実的には行われていないというのを、ここでまたはっきりとさせていただいたわけでございます。

一部では、現実ケースワーカー等も、何かこう手伝ってというか、なかなか本人では見つけられないということで、ケースワーカー等も協力して探しているというお話も伺いますけれども、もう当然これはケースワーカーとしても地域に根差しているわけじゃありませんからね、近所の人を見つけるということは、もう本当に至難のわざと言っていいぐらいの難しい一つの方法だなというふうに思っているところであります。

そういった意味で、私は今回、この緊急通報システムでお訴えし、また提案させていただきたいのは、協力員について、いわゆる行政側があらかじめボランティア等を募って委嘱するという、こういうのが行政側の態度としては、筋を通す一つの方法なのではないかということを強く思っているわけでありまして。

さらに、この緊急通報システム事業運営要綱の12条を見ますと、市長は本事業の運営のため、緊急通報協力員（ボランティア）等必要な地域協力者を設置すると、こういうふうにうたわれておるわけでありまして。この条文からしても、市側がボランティア等を募って登録しておきながら、随時必要に応じて委嘱をしていくというようなシステムを、ここにつくっていく必要があるのではないかと強く思うわけでございます。なかなか、現実にはそういったことも難しいということも、当然それはありますけれども、しかし、方法としてはいろんなことを考えて、例えば広報等で募集するということもありますでしょうし、現に福祉関係の仕事に従事をしている、例えば福祉事業団等での在宅老人ケア事業等に携わっている方々の人脈等を通して、そういった方々を募るとか、方法は結構あるんじゃないかなというふうにも思います。

そういった意味で、このような市側、行政側でもってあらかじめ登録制というような形で募っておいて、必要に応じて緊急通報システムが要請されるというか、必要とされるときには時間を置かずに協力員を充てて実施できるという、こういう体制を、やはり今後高齢化社会へ向けての、またひとり暮らしのお年寄りがふえていくという中では、緊急のこの体制づくりとしては必要なのではないかというふうに強く思うわけでありま

す。この御提案については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたします。

ただいま御指摘ございましたとおり、要綱上では市が設置するということになってございます。しかし、現実には、なかなか先ほどから申し上げますように、3名の協力員を設置するのは非常に難しい、そういうことで、現状におきましては、本人の信頼できる、そういう知人方を第一に紹介していただきまして、それに基づきまして私どもその知人等に、この緊急通報システムの制度、そういうものを説明、また理解を求めてやっているところでございます。ただいま御指摘のありましたように、ボランティアを登録しておいて必要に応じて協力員に充てていくということも一つの方法だろうと思いますが、なかなか地域の問題等もございますので、その辺も十分、これから検討していきたいと思っております。

また、現在、協力員がなかなか得られないというようなことで、これ本来民生委員さんの仕事ではございませんけれども、この協力員の実態を見てみますと、43名のうち知人が29名、民生委員が12名、あるいは大家さんが2名というような内訳にもなっております。今後とも、せっかくのシステムでございますので、利用しやすい方策を十分ただいまの御提言をいただきまして、さらに検討を加えていきたい、かように考えております。

○議長（黒川重憲君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） どうもありがとうございました。

いずれにしても、今後の高齢化社会を考えるにつれて、市長も先日前おっしゃっていたように、ひとり暮らし老人はますますふえていくことは間違いありません。それに伴って、当然この緊急通報システムの需要も高まってくることも確実です。そのときのために、協力員が見つからないのでつけられませんかというのでは済みません。今からしっかりとした準備をしていくためにも、この登録、委嘱制度を一日も早く軌道に乗せてほしいと強く要望いたします。

最後に、最近の傾向として独身の息子とか娘さんとかで、いわゆるお年寄りの親と2人暮らしあるいはお年寄りの御両親との3人暮らしとかそういった家族構成というか、そういったパターンがふえております。それも40代、50代の息子や娘と暮らしているという、最近の傾向として結婚しない世代というんでしょうか、そういった現象があるような形で、そういったパターンが非常に多くなっているというような気がいたします。

こういう世帯では、息子なり娘さんが仕事に出かけている昼間などは、お年寄り1人であるとか、御夫婦のお年寄り2人であるということが、当然出てくるわけでありまして、もし病弱であったりしたら、仕事に行ってるその家族の方も心配で仕事も手につかないと、こういったような相談も多々受けるわけでございます。

そこで、このような世帯についても、その病弱の状態にもよってでありますけれども、緊急通報システムの加入資格ということでの一つの条件としては入れても、私はいいのではないかということをおっしゃっているところであります。さらに、このような、いわゆる弾力的な運用というものをお考えになっているかどうか、これについて最後にお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 設置条件といたしましては、あくまでも原則としてひとり暮らしあるいはお年寄りだけの世帯ということでございますが、ただいま御指摘のありましたように、日中は独居老人になってしまうというような方につきましては、設置が必要と認められたときには、これはもう積極的に設置の方向で検討していくということでございます。

○議長（黒川重憲君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） どうもありがとうございます。

結構、弾力的に運用していくというようなお話でした。今後も、ケース・バイ・ケースでニーズに合った運用を心がけていただきたいということを強くお願いしたいと思います。

最後に、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 社会情勢が核家族化というふうな傾向に進んでおります一面と、それに伴って高齢化するというようなことで、不幸なひとり暮らしでありますとか、あるいはそれに障害が伴うというようなことが、現実問題として地域社会にだんだんふえていくことになる一つの傾向がございます。これに対しましても、十分、しっかりした福祉の焦点を当てて、1人といえども漏れるような状況がないように、いわゆる地域の福祉構造を完成させることが必要だという内容の御提言だというふうに伺っております。

一方に、なかなか適当な協力者を近隣に探しがたいということも、また現実の問題としてはあるわけではありますが、基本的には、隣人同士助け合うというふうな風潮をつ

くり上げるということと、それから、特に老人給食のことで近ごろ、話は別でございますけど、感じておるわけではありますが、もっと近隣の相互扶助というようなことで、給食需要が成り立たないものだろうか、そういうことになれば、とりもなおさず緊急な事態を知ることがより可能になるわけでございますので、それらのこととあわせて大切な課題として詰めていきたいと、こう考えております。

○議長（黒川重憲君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） どうもありがとうございました。

以上をもちまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって2の1、一人暮らしの病弱なお年寄りのための「緊急通報システム」の加入条件緩和に向けての質問を終わります。

一般質問2の2、精神障害者・身体障害者への更なる福祉の充実を問う！の通告質問者、田原茂君の質問を許します。

○3番（田原 茂君） それでは、2項目目に移らせていただきます。

昭和59年3月、精神病院内での職員による暴行事件が発覚いたしました。いわゆる報徳会宇都宮病院事件でありました。職員の暴行により2名もの入院患者が死亡するというこの痛ましい事件は、精神障害者に対する医療の問題に始まり、人権の問題等々、さまざまな問題を社会に提起をいたしました。

そして、この事件が大きな発端となって、昭和62年、精神障害者の医療及び保護の確保を主な目的とする精神衛生法が20年ぶりに改正をされて、精神保健法が成立をいたしました。法改正の主な柱は、精神医学の進歩に伴い、従来の入院中心の治療体制からできるだけ居宅生活等を営みながら、地域との連携で治療していくという体制を整えていくというものであり、精神障害者の社会復帰を目指すというものでありました。入院の条件にしても、厳しい医療のチェックが必要となり、臭いものにはふたをしておけ式の社会から隔離させるような、従来のようなやり方は、随分是正をされたようであります。

一方、社会復帰を目指すというもう一方の柱は、遅々として進んでいないのがまた一方の現実であります。

昭和62年の法改正が行われる以前から、他の障害者対策との比較において、対策の立ちおくれが、つとに指摘をされて久しいわけであります。ちょうど福祉の盲点と言っても差し支えないと思います。手当等の面においても、身障手帳とか、あるいは愛の手帳とかもありませんし、障害年金等はあってもなかなか認定は難しく、ほとんど対象にならないというケースが多いわけであります。

さらに、社会復帰を目指す施策として欠かせないのが、通所訓練施設であります。昭和62年の法改正においても、次のような精神障害者の社会復帰の促進のための措置を講じたところであります。一つには、精神障害者のため家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者に対して、日常生活に適応することができるように居室、その他の設備を利用させ、必要な訓練及び指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする、いわゆる精神障害者生活訓練施設であります。二つには、雇用されることが困難な精神障害者に対し、自活することができるように必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする、いわゆる精神障害者授産施設であります。

以上のような通所訓練施設及び授産施設については、地方公共団体等が設置できる旨、法律に明文で規定をされたところでもあります。また、財政的援助もうたわれているところであります。

しかしながら、法改正から5年たっても、精神障害者の置かれている立場、処遇というものは、入院のあり方が変わったぐらいで、ほとんど前進を見ていないといっても過言ではありません。公立の通所訓練施設、授産施設等も一つもありません。

それで、まずお聞きしたいのは、この精神障害者を取り巻く現状を、福祉の観点からどのようにお感じになっているのかどうか。また、精神保健法32条適用者はどのくらいいらっしゃるのかを、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 田原茂君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 精神障害者を取り巻く現状を福祉の観点からどうとらえているかというような御質問でございます。

精神障害者の社会復帰等の対策が非常におくれているというような背景の中には、まず第1点には、精神障害者の場合には障害が固定しておらず、従来の障害の概念から、まずはずれているということでございます。それから、2番目といたしましては、仮に障害の状態がある程度固定いたしたとしても医療と切り離すことができない、この二つの大きな要因ではないかというふうに考えております。さらには、障害者自身が病気に対する認識を持つことやその障害を受け入れることが難しい点が挙げられると思います。加えまして、精神障害者に対しての、現在のさまざまな誤解あるいは偏見が、まだ根深く存在しているということも言えるんじゃないかというふうに考えております。

以上のような点から、今日の精神障害者につきましては、法的にも福祉の概念から除外されているというのが現実でございます。身体障害者や精神薄弱者などの他の障害者

対策に比べましても、福祉施策が立ちおけているというのが、現実の姿ではないのかというふうに考えるところでございます。

また、ただいま御説明がありましたとおり、精神衛生法が改正されまして、63年の7月から精神保健法の施行がなりまして、この改正の内容を見ますと、画期的な点といたしましては社会復帰対策、これが明文化されまして、各自治体にて社会復帰対策施設の設置ができる旨の規定がされております。施設の種類にしましては、他の障害関係の施設と同じように授産寮あるいは福祉ホーム、通所授産施設等が盛り込まれているところでございますけれども、しかし、これらの施策としても、現実には、社会福祉事業法上では他の同種の施設と異なりまして、第2種の社会福祉事業との位置づけがされているにとどまっているのが現状でございます。そのようなことから、非常に法体系の不備が目立っております。

現在、市内における精神障害者の実態につきましては、これは保健所の方で把握しているわけでございますけれども、現在、法32条の適用者となりますと636名ということでございます。なおかつ、今後とも現在のような社会構造から見ましても、さらに増加の一途をたどるということと、これから身近な課題として認識しているところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） どうもありがとうございました。

いろいろ法体系あるいは障害の概念というものからはずれているとか、いろいろ通常の障害者という位置づけからすると、なかなかどこに入れていいのかわからないというのが現実かなというようなお話であったかなと思います。人数的にも636名ということで、精神障害者といえますと、32条といいますが、簡単なノイローゼ的な形でもこの32条は適用になりますので、なかなかどの辺までが実際にこのような訓練施設に通った方がいいというような方がいらっしゃるのか、なかなかつかみにくいと思うんですが、ある程度はこの600名前後ということの中で、いろいろ御自分では病院に行かないという方も、中にはいらっしゃるでしょうから、この数字が大体の線かなとは思いますが、いずれにしても600名前後の方々が、今現在、福祉の谷間に置かれているということは、法体系云々ということはこっちへ置いておきましても、現実的にあるということ、やはり私どもは直視をしなければならないのではないかとということをお訴えをするものでございます。

その中で、今現在、日野市内には、いわゆる公的なものではなくして、市民の運動か

ら始まった精神障害者の通所施設、たんぼぼの家があるわけでございます。現在21名の登録者で常時十四、五名の方々が通所されているというふうに伺っておりますけれども、大変狭い木造のアパートを借りながら運用されている。その中で、大変狭いがゆえに申し込み者、結構待機者も何名かいるわけではございますけれども、全員がまた入れるような余地はないということでの、いわゆる待機者もいる中で、そのような待機者が、今、他市の方の通所訓練施設に通っている、これ民間の形ですけども、日野市内の在住者がわざわざ他市の方にも行かなければいけない、また行かなければそういう訓練施設がもう目いっぱいであるというような現実もあるわけでありまして。

そのような現場を目の当たりにいたしますと、行政側でもう少しバックアップというか、後押しができないのかどうかということを強く、私は感ずるわけでございます。職員の方々もほとんどボランティアに――ボランティアというか、そういう意識で当然いなければ続けられないような、もちろん賃金の保障もありませんし、そういう中では、本当にこの3名の方々の職員が必死になって、地域の精神障害者の方々の社会復帰を目指して努力をされているという、この姿を見るにつけ、行政側の一つの手だてをここで真剣に考えるべき時期に来ているのではないかとということを強くお訴えをするものでございます。

そこで、また次にお聞きしたいのは、このような具体的なたんぼぼの家というのがあるわけでございますけれども、無認可の施設でありますけれども、これについて行政側で、唯一日野市内にあるわけですから、この施設について何か行政側でバックアップということでの、例えばどこか市の土地を貸すとかいう形での提供するとかいうことの具体的な一つの方策というのはないのかどうか、この辺を次にお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 具体的に、たんぼぼの家の対応につきましては、どうすべきかということ、今かなり真剣に考えておる状況でございます。現在、通所訓練施設という一応の形ができておりますので、指導員の方にも、特にお願いをして何か法人格のとれる、そういう進め方はないであろうかということを中心に相談をしているわけですが、その際には、日野市から用地のあっせんといえましょうか、市の所有にある土地を提供してもいい、あるいは区画整理の保留地等でそういう具体的なものを対象に優先的な措置も不可能ではない、このようなことを、今、基本的な状況の中で検討しつつあるということでありまして、一時、そういった法人格といえましょうか、あるいは土地を購入できるような条件があったように聞きましたので、その線になるべく具体化

して用地の提供もすることによって、法人化という社会的な位置づけができないだろうか。具体的に指導しながら、実現を図ってみたい、このよう考えております。

一施設で済むわけではありませんが、一つの端緒をつくり出すことによって、次の施策が導き出せるということではないだろうか、このように思っております。

○議長（黒川重憲君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） どうもありがとうございました。

具体的に行政側としても動き始めているというようなお話を伺いました。また、用地の提供についても考えていらっしゃると、こういうお話を伺いました。さらなる用地としても具体的に場所を本当に定めて、市としての精神障害という形の谷間に置かれている人たちに対して、本年を一つの出発の年と定めて、積極的なバックアップをしていただきたいというように強く要望をさせていただきたいと思っておりますけれども、用地の提供というお話が、今ありました。何か具体的などころを、今考えておられるのかどうか、具体的な面でどこか土地が、ここだということがあるのかどうか再質問をさせていただきます。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 家の方の指導員の方が代表になられて、たまたまその区画整理の保留地を応募——応募といいたししょうか、抽選に当たった、そこまでの話はあったわけなんです、資金計画に達成できない事情が生まれたということで、その契約を解約したいという状況のところまで聞きましたので、解約をしないで、ひとつ何とか実現に努力しましょうというふうなことを提案をいたしまして、場合によったら、何か資金面の支援あるいは市が求めて提供する、そういうことで一つの現実をつくり上げることができないだろうかというようなことがございました。ちょっとその用地につきましては、縁遠くなってまいりましたけど、別の手段も具体的に考えてみたいと思います。

今、ことしの事業といたしまして、いわゆる生活寮というのをつくりました。これは、用地を提供し家を建てて一つの拠点をつくったわけですが、非常に定員4名という小さな施設ではありますが、一つの形を実現したからには、求めがあれば満ち足りるまでやっぱり提供しなければならない、こういう考えに立っておることが現状でございますので、運動の熱意にあわせてルールを敷いていってみたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） ありがとうございました。

さらなるバックアップをお願いしたいと思います。

最後に、たんぼの家とはまた別な角度での、いわゆる公設民営方式等での通所訓練施設あるいは授産施設等、市、行政側としての一つの方針としてつくっていくという、こういうふうな方針というのはあるのかどうか、この辺を最後にお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 現時点では、公設ということについては、その設置については考えてございません。将来的には、他の身体障害者あるいは精神薄弱者、こういうところの施設と同様に、やはり福祉の施策としてこれから取り組んでいかなければならないのではないかというようなことで、今後十分研究していきたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） ありがとうございます。

この点についての、また市長のお考えを、公設民営方式での市としての独自のそういう通所訓練施設等をつくるお考えはどうなのか、その辺を最後にお聞きします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私どもで考えますのは、いわゆる社会福祉法人的性格を、まず確立する。これには土地が要するということがありますから、土地は、その際に提供しなければならない。それから、その際にまた東京都の今の、御承知の特養ホームの施策でありますけど、特養ホームの設置には、民間の法人あるいは自治体で設置を進めます場合に、用地費の民間法人の場合は4分の3方式、それから自治体の場合は2分の1方式というのがありますので、この施策をもっと現実に拡大をしてもらって、必要な社会福祉施設、これらに対しての用地を、まず支援をしてもらうということが、非常に可能性を前進させる第一歩ではないかと思っております。

その際に、両々相まって法人格を持つということが、将来のいろいろな処遇を保障することになりますので、何かそういうことが現実に社会に存在できる。こういう状況を、福祉関係を中心として取り組むべきではなかろうかと、このように考えております。

特に、東京都がそういう施策を端緒をつくっていただくということが、極めて有意義ではないかと思っております。

○議長（黒川重憲君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） どうもありがとうございました。

最後に市長に聞いたのは、端的に公設民営方式はどうかということでお聞きしたんですけれども、ちょっと観点がかみ合わなかったみたいですが、いずれにしても、将来的には、公設民営方式というものの一つ、具体的に考える必要が私はあるのではないかと。先ほどの六百数十名という、この方々も今後ふえてくることは、当然予想されるわけでございます。市内に、二つぐらひは最低必要なのではないかということも、当面考えられます。どうか、ここでそういう公設民営方式も具体的に考えていっていただきたいということを要望して、次の質問に移ります。

次に、身体障害者への福祉の充実ということでの問いかけでございます。ここでは、特に住宅問題に絞ってお尋ねをしたいと思います。

一昨年、市営住宅も初めて向川原市営住宅において二種住宅を設置をして、身体障害者の方も入れるようになったわけではございますけれども、しかし、これも同居親族が必要というか、条件ということでの一つの枠がはめられておりまして、単身の障害者には資格がなかったということでもあります。このように、単身の障害者ということが、結構盲点というんでしょうか、意外と置き去りになっているということでございます。特に住宅問題については、そのことが強く言えるわけでございます。また、単身の身障者は住宅問題で、かなり困窮というか悩んでいる方が多いわけでございます。

そこで、まずお聞きしたいのは、現状では都営住宅あるいは市営住宅において、単身の身体障害者についての取り扱いはどうなっているのかどうか、これのまず現状を教えてくださいたいと思うんですけれども。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答えいたします。

市営住宅関係でございますけれども、ただいま田原議員がおっしゃいましたように、川原付の市営には、向川原ですか、家族同居した障害者は入居しているわけですが、現実、これから建てかえます高幡市営住宅また下田の市営住宅等は、基本設計の中には単身者用の入居は考えておりません。そういう形で進めております。

ただ、法的には、単身者用の建物を建ててはいけないということは、一つも書いてないわけで、要件の中には老人とか障害を持った者は同居しなくても入れるという条項もあるわけですから、たまたま都営にしてもそうでしょうし、まして市営にしましては数が少のうございますから、一般家庭の方で所得の低い方の家庭を第一につくる。また母子家庭とか障害者を持っている家庭を第一にしているだけでございまして、単身者という、私も新しい言葉を聞いたわけですが、現段階では考えておりませんが、将

来に向けて、都営が車いす向けでやったということ、ちょっと耳にしておりますけれども、そういうことを参考にしながら市営住宅の中へできるかどうかを検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） ただいま総務部長の方から、多少都営の問題もありましたが、私の方の担当の中では都営住宅の関係がありますので、お答えしたいと思います。

正確には、単身用、車いす使用者住宅、試験的に供給するための募集を東京都が一度やりました。この制定は、60年の11月に東京都は制定しております。ただ、一度募集した中でも、現在まででも5戸しかございません。現在5戸ということでございます。そういう中で、東京都は今後、改造等に関連して戸数もふやして対応していきたいというような状況もあるわけでございます。もちろん、これに関しては市長会あるいは身体障害者連絡会等からも東京都に対して要望がなされているということで、東京都も前向きで検討中であるというような状況でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） どうもありがとうございました。

いずれにしても、現実では市営住宅あるいは都営住宅でも単身の障害者については、ほとんど門戸は開かれていない、もうほとんど絶望的というような感じに受けとられるわけですね。果たして、私はこれでいいのかどうかということを思うわけですが、当然、何のための住宅政策なのかと。これ、福祉と住宅という形で部署が分かれて、どっちがどっちということもあるんでしょうけれども、私はやっぱり身体障害者の単身の住宅という、即福祉という観点になってしまっていて、住宅政策としての範疇になかなか、むしろ入れたがらないというような方向があるのではないかと、強く思うわけがあります。

先ほどおっしゃられたように、公営住宅法等でも、何らかの単身の身体障害者を入れてはいけないなんてことは一言もないわけでありまして、先ほどの総務部長のお話にもあったごとく、何ら規制はないわけでありまして、あとは行政側の判断でそれをどのくらいつくっていくのかどうかという、こういう判断に、私は絞られてくるのではないと思うわけがあります。

そういった意味では、私は市営住宅、先ほど部長は一般世帯を優先してというお話もありましたが、それはやっぱり観点が違うのではないかなという、今後のやっぱり

住宅政策というのは、福祉的な要素も取り入れていかなければ、絶対私は住宅政策は失敗をすると断言をしておきます。そういった意味では、一見、福祉のように見えますけれども、この住宅問題というのは、もう住宅政策の中で、私は身障、母子、老人という者は、当然福祉の関係とタイアップ、連携をとっていくんですけれども、住宅政策の中でも救っていかなければいけないんですよ、こういう人たちは。それを、市営住宅では、単身の障害者を入れませんなんてという、これでは私は血の通った行政と言えるのかどうかということを、本当に疑問に思いますね。

そういった意味では、私は今後のこの下田市営あるいは高幡市営、東光寺第1、第2という建てかえが予定をされているわけでありまして、私はこの中にきちっと戸数は行政の判断で、それはもうその中のほんの一部ということも、当然考えられますけれども、いずれにしても、そんなに私は数は多くないと思うんですよ、単身の居宅の障害者の方々というのは。数が少ないからじゃいいのか、むしろ一般の人の方が多い、そういう議論じゃなくて、一般の世帯よりもこういう方々はアパート、どこか移るといったって大変なんです。障害者というだけで、不動産屋等は、もう門前払いをするという部分もあるわけですね。

そういった意味では、本当に先ほど精神障害者が福祉の谷間、盲点だというふうに言いましたけれども、身体障害者の単身の方々も盲点になっているんです。意外と欠落をしているんですよ、福祉も政策の中で、また、特に住宅政策の中で。非常にそういった意味では、何ら顧みられないという部分が、現実として出てきているという中で、私は今後やっとなんと昨年、一昨年から向川原市営で二種住宅をつくって、せっかく身体障害者、老人、母子という、こういういわゆる社会的弱者と言われている方々をやっとなんと市でも重い腰を上げてスタートをしたという部分であるならば、今後においては、その単身の方々も当然私は入れていくべきではないかということを強くここでお訴えをしておきたいというふうに思います。

また、これに関連してもう一つお聞きしたいのは、先ほど下田市営住宅というお話が出ましたが、何か聞く話によりますと、下田市営住宅では二種はつくらないというような話を、私伺っております。それが本当なのかどうか。本当だとすれば、なぜ下田市営は二種住宅をつくらないのか、この辺のところと、もう一度この住宅政策の中にそういった福祉要素を取り入れて、特に身体障害者の単身ということをお考え直しをする気持ちがあるかどうかということを含めて、その下田市営の二種をつくるかつからないかということと、下田、高幡、東光寺等で単身の障害者、再度そのお考えをお聞きした

と思います。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） ちょっと私、手元に下田の細かいのを持ってませんので、今の御質問にお答えできない部分があるんですがございますけれども、ただ、先ほどから私、お答えしているのは、たまたま基本計画の中では、高幡にしても下田にしても、単身という形を設定したことは考えていないけれども、法律の中ではきちんとそういうことが、これはだめだとか書いてないわけですから、障害者の人は、また老人の人は同居がなくても入れますよということがうたってあるんだから、何ら差しつかえないだろう。ただ、今、田原議員がおっしゃるのは、特に単身者向けにきちんとした入居の建物を建てるといことになる、また別でしょうけれども、門戸は閉ざしてはいけない制度だろうと、私は思っているとこなんです。ですから、もしか車いす等の人があるなら、それ向けに今後も検討していきたいということでございますので、ひとつ御了承願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） どうもありがとうございました。

まるっきり門戸を閉ざしているんじゃないという話を伺いまして、安心をしたところでありますけれども、いずれにしても、本当にこれからの住宅政策について、いわゆる住宅担当部門の方で、そういった福祉関係も念頭にしっかり入れていただきたいということも、今後の住宅政策の大きな一つの柱にしていきたいということを強く要望をしておきます。

また、ちょっと用意されてないということなんで、この下田市営については二種住宅をつくらないなんてことは、もうとんでもないと私は思います。それは本当かどうか、答弁の中で聞かれなかったんであれですけども、これは実際、担当者からちょっと伺った話ですので、ある程度信憑性があると思いますので、もし下田市営住宅で二種をつくらないというような方向、もし今あるんであれば撤回をしていただきたい。下田市営については、もう必ず二種住宅をつくっていただきたいということを強く要望をしておきます。

次に、単身の障害者ということで、もう一つ今度は福祉の観点からのお話をさせていただきますけれども、身体障害者の方々の単身ということで、特に民間のアパート等に入居されている方々への家賃補助というものも、私は必要なのではないかと。現実に公営住宅に単身の場合は今でも入れないわけですから、現実にはアパートにいるしかないという

部分があるわけですから、将来において門戸を開くにしても、そういった民間に入っている方々も当然ずっと続いていくわけでありますので、そういった方々への特に家賃補助というものを、ここで具体的に私は話を進めていくべきなのではないかということ、次に要望もあわせてお聞きをしたい。特に、これは国立市や武蔵野市でも、既にもう行われているというお話も伺っておりますので、この身体障害者の方々への、民間アパート入居者への家賃補助、これについては実施するお考えがあるのかどうか、この辺をお聞きしたいと思います。

また二つ目に、次に、あわせて現在、単身の高齢者に入居していただいている、いわゆる借り上げ高齢者住宅というのがあるわけであります。本年も35戸予定をされているようでありますけれども、この借り上げ方式においても、先ほどの市営住宅云々という話もありますけれども、この福祉の観点からでは、この借り上げ住宅について、単身の障害者へも少し枠を広げていくとか、35戸あれば、そのうちの5戸ぐらゐは身体障害者の単身を入れていくとか、そういったことは、私は必要なのではないかということをおっしゃっているわけであります。それについての考えはどうか、この2点について福祉担当部局からお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 第1点の家賃助成でございますが、昨年、いわゆるバブル経済といいますか、地価の高騰等によりまして、特にお年寄りを中心とするところの立ち退き、そういうような緊急迫った状況があったわけでございます。そういうような中で、特にお年寄りに対しての家賃助成ということを実施したわけでございます。障害者等に対します家賃助成につきましては、今後実態等、十分調査する中で、検討を加えていきたいというふうに考えております。

それから、いわゆる住宅の借り上げ方式等でございますが、先ほど来から御指摘のとおおり、障害者につきましては、高齢者と同様に所得水準が一般世帯に比べて低いということと、あるいは民間賃貸住宅への入居が家主から敬遠される、あるいは自力での住宅確保が非常に困難であるということから、特に高齢者のみならず障害者も、極めてその生活基盤となるところの住まいのあり方については重要ではないかというふうに認識しているところでございます。それで、借り上げ方式の関係でございますけれども、基本的には、公営住宅なりで住宅の確保を努めていくのがよろしいのではないかというふうに考えておりますが、なかなか単身用ということになりますと、問題もあるし難しい点もございます。高齢者の集合住宅、いわゆるシルパーピア方式でございますけれども、

これについては、今後検討の余地があるのではないかというふうに考えております。

昨年、建設省におきまして導入されました、いわゆる現在募集しておりますファミリー住宅ですか、ああいうような借り上げ方式の適用は受けられるのではないかと。また、家賃助成につきましては地域特別家賃、高齢者住宅の制度もございますので、その辺あわせて、そのような制度の適用が受けられるかどうか、今後勉強していきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、障害者の単身者、これらの実態も現在、十分把握しておりませんので、そういうような実態の把握とあわせて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） どうもありがとうございます。

私、いろんな角度で、身体障害者の方々に対する家賃補助とかあるいは住宅問題についても、事あるごとにお話をさせていただいているわけであります。その都度、答弁が、徐々にでありますけれども、前進しているのかなという感じを受けております。そういった意味では、先ほど来、重要であるとかあるいは必要性を感じるというような御答弁の中で、ハウジング方式等いろいろ考えられる中では、早急に家賃補助及び住宅政策としての、今度は福祉観点でのこのようなもろもろの借り上げ方式等を中心とした住宅問題についても、早急なる実現に向けての一つの軌道を敷いていただきたい。このことを強く要望をしておきたいと思っております。

最後に市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） これまでのいわゆる住宅政策、公営住宅の行政は、建設省が所管をして進められてまいっております。そして、体系の今までの考え方は、生産性の増強といえましょうか、いわゆる勤労市民にその経済情勢に応じた住宅を提供することが主眼になっておりまして、今、田原議員から御指摘の高齢者あるいは障害者、特に精神障害者というような方々に対する政策は、ほとんど無関係で遂行されてきた。我々の市営住宅でも、市が独自に市営住宅を建てたり管理したりという形ではなくて、国の助成という背景のもとに、それぞれの責任分担の形で一応進んできた、こういう経過であります。また、戸数が足りているという状況でもないわけでありまして、今の時代は、今度は建てかえて余裕のある、そして、もう一方には戸数をふやしていこう、こういう政策が主流として進められておるわけでありまして、福祉的な観点からの住宅と

というのは、ややその公営住宅の中に取り組もうという傾向が生まれてまいりましたが、これも高齢者という対象の範囲でありまして、まだ障害者やいわゆる単身、ひとり住まいという方々にまで適切な施策が到達してきたという状況は、全くないわけであります。

今、御指摘のことは、まさに時代に沿った特に福祉という観点からの住宅政策が必要だという御指摘でありますので、私もまさに同感という考え方で伺っておるわけでありまして、現在の市営住宅の改築も、私は例えば、高幡なぞは障害者のあるいは高齢者を対象とするそういう範囲で、何か重点を向けることはできないかということ聞いてみるわけですけど、やはり国の認可政策はそこまで進んでおりません。市の、つまり政策判断によって自由にやれるということでもありません。これから、しかし、いろいろな特に民間活力という、ちょっと言い方が当たらないかもしれませんが、そういう形で公営住宅に代理するものを調達をし、市民に提供していく、こういうことは経済性が保障できさえすれば可能だと思いますので、そういう施策を考え出すことによって切り開いていきたい、このように現状ではお答えをしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） どうもありがとうございました。

いずれにしても、市長もこの問題については、非常に必要なことであるということを感じておられるというお話を伺いました。できるところから一つ一つこの問題についても、いよいよ日野市としても端緒をつけていく、こういう意味での具体的な一つの方策を市民の方々に示していただきたい、このことを強く要望してこの質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって2の2、精神障害者・身体障害者への更なる福祉の充実を問う！の質問を終わります。

一般質問2の3、乳歯から永久歯への生え变りの5歳児を対象に個別的検診方法での歯科検診を実施せよ！の通告質問者、田原茂君の質問を許します。

○3番（田原 茂君） それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

現在、幼児の歯科検診は1歳半、3歳、4歳児において歯科衛生教育指導、保健指導等をあわせて、定期的に市役所や保健所等で行っているわけであります。しかし、歯科検診事業の中で、一番大事な時期は、乳歯から永久歯へ生えかわる5歳半から6歳にかけてが一番重要だというふうにもいろいろな角度から、専門家からも言われております。それは、永久歯の大黒柱とも言われる6歳臼歯が生えてくる時期だからであります。

昭和62年に田無市と保谷市の両保健所と、また両歯科医師会等で4歳児の追跡調査をして、6歳児での歯科検診調査をしたところ、その結果、6歳臼歯が生えている児童の

13.4%が既にもう虫歯になっているという調査報告が出ております。6歳臼歯は永久歯で最初に生えてきて、将来、歯のかむ力や歯並びにも大きな影響を与えるそうであります。しかしながら、先ほど申し上げましたように、検診事業が4歳で終わっているために、6歳になると、非常に間食や甘い物を食べる環境になり、さらに手前に乳歯があるためにブラッシングがやりにくくなっているために、この時期に親も含めた十分な指導が必要であると強くお訴えをするものでございます。

保育園や幼稚園等でも歯科検診がされているようでもあります、また歯科衛生士等による各園への巡回指導等も、現状では行われているようでもありますけれども、この6歳臼歯の問題については、特に親に対しての保健指導が大変大事であります。子供と親に専門的な形でのマンツーマンによる指導、歯科検診等を行う5歳児検診をかりつけの歯科医師等でできる個別的検診方法が実施できないかどうかをお伺いするものでございます。これについての御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 田原茂君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今、御紹介がありましたように、当市では昭和55年度より5歳児を対象に、永久歯を健全に守ることということで、歯ぶらしの習慣づけを目的に、日野市の歯科医師会の協力のもとに事業を開始してきております。各保育園や幼稚園の1クラス単位で赤染め後のチェック、歯ぶらし指導を一つの事業内容として、それを他日に、後の日に歯科医師による保護者への啓蒙を実施しております。また、既にこのことが10年を経過しておるところでございます。平成3年度現在では、当初の目的が達成されたというふうに見ておるわけですが、今後は6歳の臼歯のみがき方を本人にどう指導するかが課題となっております。

平成4年度には永久歯の放出期をねらい、市内の5歳児を対象に習慣づけ、歯科検診、みがき方の習得、母親による仕上げみがきの必要性及び健康教育を含めて実施する予定になっております。時期としては、この冬休み、春休みを利用して母と子の虫歯予防教室を開催するという予定になっております。

○議長（黒川重憲君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） ありがとうございました。

この永久歯に生えかわる時期が大事だということでの主管部局での対応がなされてきていると、こういうお話でありました。具体的には、日野市でも年度内に実施に移していくというお話を伺いました。今後は、かかりつけの歯科医院等で受診ができるような

個別方式を検討していただきたいことを強く要望をしておきます。

ちなみに、保谷市においては、ことしの8月1日より来年、小学校に入学する児童を対象に実施に移されたそうであります。しかも、市内の59カ所の歯科医院等で個別方式で実施されております。電算等で対象者を打ち出して、全対象者に個別的通知書を送ったそうであり、母親たちの関心も非常に高いと言われております。

最後に、市長にこの個別的受診方法についてのお考えも含めて御決意のほどを聞きたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今まで、乳幼児という年齢層を対象にして行ってきたように記憶しておりますが、確かに永久歯に変わるときに、個別指導が行われるということは、まさに効果のある一つの健康行政の施策になるというふうに考えますので、担当者を中心に、また歯科医師会とも相談をして将来方向を目指したい、このようにお伺いしたところです。

○議長（黒川重憲君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） ありがとうございました。

歯の問題は、いずれにしても健康にも影響し一生の問題であります。その最大のポイントである5歳児における検診を、先ほど御答弁にあったごとく、年度内実施に向けて遅滞することなく事業が実施に移されますよう万全の準備をお願いして、この質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって2の3、乳歯から永久歯への生え变りの5歳児を対象に個別的検診方法での歯科検診を実施せよ！の質問を終わります。

一般質問3の1、うるおいと思いやりのある公園づくりを！（砂場の衛生的管理等について）の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔12番議員 登壇〕

○12番（宮沢清子君） 一般質問をさせていただきます。

砂遊びや土いじりが幼児期の心身の発達に大きな役割を果たしていることは、だれもが認識をしておるところであります。都市部の中で、子供たちが土いじりに親しめる唯一の場所が公園の砂場であり、貴重な遊び場であります。

その砂場から多量の生菌類や大腸菌が検出され、砂場の汚染が衛生的にひどい状況にあることが、日本公衆衛生雑誌の1月号にレポートとして掲載されておりました。日本

獣医畜産大学公衆衛生学教室の林助教授らのグループの方々です。タイトルは、「公園の砂場における生菌数および大腸菌（群）数の月別変動」というものです。内容は、1年間にわたって公園の砂場を対象に生菌数、大腸菌群数を調べた細菌学的な調査で、日本においては初めてのことのようです。

同グループは、三鷹市と武蔵野市の5カ所の公園を対象に一昨年1月から12月まで毎月2回、合計24回砂を採取して調査をいたしました。毎回、同一地点の砂場の表層と内層の深さ10センチメートルから、それぞれ10グラムずつ砂を採取します。同時に天候、気温及び採取部位の温度をそれぞれ記録いたしました。採取した砂についてはよく混合した上で、その1グラムを試料として生菌数、大腸菌群数などを検査いたしました。その結果、季節的に見て、4月から6月と9月から10月の期間に大腸菌群数が1グラム中に2万個から3万個、ひどい場合は4万3,000個と多量に検出されることが判明いたしました。

4月から6月と9月から10月に大腸菌数が多くなる理由として考えられるのは、まず第一に、この時期が細菌の生存、発育に適切な環境下にあることです。その証拠に、菌が多くなる季節の砂の温度は十数度Cから30度C未満と適温になっていることがわかります。反対に7月、8月の生菌数、大腸菌数の減少は紫外線による殺菌効果に考えられるようです。第2の理由は、この時期は犬の野外活動が活発になり、戸外での排便機会が多くなることが考えられるそうです。犬、猫の排便による汚染の可能性が高いようです。こうした生菌数や大腸菌の増加は、子供たちの口から菌が入って食中毒を引き起こしたり、傷口から入って化膿する原因となるようです。大腸菌がすべて危険なわけではありませんが、中には病原性のある細菌でありますところのコレラ、腸チフス、赤痢、出血性大腸炎などの菌を含んでいる可能性もあります。

同レポートは、「子供の遊び場として利用度の高い公園の砂場が公衆環境衛生の立場から見て、非衛生的な状態にあるということを示すものであった」と結論づけておるところであります。

また、神戸大学医学部の宇賀昭二助教授も、1989年「人畜共通寄生虫症の疫学——犬、猫、蛔虫について」と題しまして、公園、砂場での犬、猫の回虫卵による汚染状況を調査した結果を報告されておるところであります。

市街地の公園の砂場の68.8%にトキソカラ属線虫卵を検出したと言われている。トキソカラ属線虫は、犬や猫を宿主として病気を引き起こすとともに、その幼虫が人に感染して、病害を起こしていきます。内臓に影響を与えた場合には、発熱、全身倦怠、栄

養障害、せき、肝腫大、筋肉痛などの原因となり、目に影響した場合は、視力障害、硝子体混濁、ブドウ膜炎などを引き起こすとも言われております。同調査は、兵庫県神戸市とその周辺の公園227カ所を対象といたしまして、市街地（市内の住宅や工場の密集地）、住宅地（過去10年以内に開発された郊外の住宅地）、田舎（周りに田畑が隣接している農村部）というように三つの地域に分けて行いました。その結果、トキソカラ属線虫の虫卵が検出されたのは、全体で41.9%ですが、地域別では市街地68.8%、住宅地18.4%、田舎で13.0%の順で、市街地の公園での検出率が圧倒的に高くなっておるところです。

この理由は、市街地では公園以外で犬や猫の排便に敵した場所が限られているためと見られております。犬、猫のふん便を媒介として、人に感染をするのを避けるためには、砂場を管理する対策として、①砂場を管理する立場の者が、公園をフェンスで囲むこと、②砂場を黒いビニールで覆うこと、③散歩の途中で犬や猫のふん便を放置することは慎むこと、④砂場で遊んだ後、よく手を洗うことなどを提案されておりました。

さらには、東京都動物管理事務所で行いました「都内の公園内砂場における犬、猫回虫卵汚染実態調査」によりましても、公園の砂場は慢性的、かつ高率に虫卵によって汚染されていると思われるそうです。

その理由といたしまして、①今回の検査法の虫卵回収率は40%であるにもかかわらず、感染力を有する成熟卵が50%の砂場から検出されました、②肉眼的には、ふん便が全く認められなかった砂場でも、深層部の42.9%から虫卵が検出された、③50%の公園から検出された成熟卵は、排泄されてから9日から28日たっているものである、などが挙げられております。

砂場での虫卵の存在は、犬もしくは猫のふん便がそこにあったことを意味するとのことです。これは、砂場が幼虫移行症以外のふん便由来人畜共通伝染病の感染源になる可能性をも示唆しています。したがって、砂場の汚染を防止する必要があることを報告されております。子供が砂場で遊んだ後、手足をよく洗うことが大切ですが、根本的な解決は、公園の砂場にペット等のふんをさせないことが第一であり、犬などを公園に連れてきて放し排泄されることは、飼い主のモラルとして心得ていただきたいところであります。

以上、申し述べましたことを踏まえまして、日野市が管理いたしておりますところの公園は、120カ所、42.1ヘクタールあり、多くの市民のリクリエーションやふれあいの場として利用されておりますが、このうち、砂場の設置は80カ所あります。

質問の第1点目といたしまして、市内公園の砂場の衛生検査を含めた実態調査をお願いしたいと考えます。また、保育園、幼稚園、学校等の砂場の設置状況と管理状況についてお尋ねをいたします。

第2点目といたしましては、ガラス、石など混入物の撤去を初め、砂の入れかえ期間と時期について、どのように実施されているのでしょうかお尋ねをいたします。

第3点目といたしまして、特に小さい砂場では犬や猫などの動物の毛、涙及びふん便が集積され、子供の遊び場として極めて非衛生的な場所になっており、大腸菌の害については下痢や腹痛が起きたり、傷口の化膿や膀胱炎、尿道炎になったりします。病気に対する抵抗力の弱い幼児や低学年の児童が遊ぶ場所だけに、十分な衛生的管理を行っていただきたいと思います。砂場のある公園に水道の設置をし、手洗い場所等をつくっていただけたらと思いますが、そのお考えをお伺いいたします。

第4点目といたしまして、犬の登録時等において、ふんの処置や害について、どのような啓発活動を飼い主の方に行っておるのでしょうか。このこともお伺いしておきたいと思ひます。

第5点目といたしまして、犬、猫に汚染されない対策として砂場を広くフェンスで囲んでみる等、動物に汚染されない砂場づくりについての対策をお考えになっていらっしゃるかどうかお伺いいたします。

第6点目といたしまして、遊具施設の安全点検はどのように行っておりますかお伺いいたします。

第7点目といたしまして、日野市の公園の新設並びに改造におきましては、高齢者の方やお体の不自由な方々が利用できるよう段差の解消、樹木の剪定、車いすで利用できる遊具、つえを使っている方が使いやすいように高さや傾斜を工夫したベンチの設置、車いすで利用できるトイレの設置、点字ブロックを初め見やすい表示板の設置等です。また、四季折々に小鳥の好む実のなる木の植栽や花咲く木の多い公園等、ヒヨドリなどの野鳥の姿が市内で随所に見られるよう自然の息づくまちづくりを目指し、公園施設の拡充を提案させていただきたいと思ひますが、御見解をお伺いいたします。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 市立の公園の部分について、建設部の所管の部分からお答えさせていただきます。

宮沢議員さんが言われましたように、現在、市内の公園のうち、砂場が設置されてい

るのが80カ所ございます。総面積は1,683平方メートル、1カ所当たり21平方メートルであります。具体的な今、指摘されましたような検査、その他についてはまだ着手はしておりませんが、いろんな新聞報道、その他、調査結果等も踏まえて、まず日野市内の代表的な公園の実態を把握したいと考えております。そのために、なるべく早い時期に試験的に衛生検査を行い、今後の対応をどのような形でしたらいいか。特に公園の場合は、一般市民への開放という形で不特定多数の人が利用するという特性がございます。この不特定多数の人を対象に、どのように衛生面での、特に幼児に対する衛生面の管理があるいは利用ができるかという非常に大きな課題になりますので、各市とも連携をとりながら、またその知恵を活用しながら研究してまいりたいと考えております。

次に、砂の入れかえの件でございます。確かに、常時砂の入れかえによって新しい状態を整えているというのが、非常に望ましいわけですが、先ほど申し上げましたように、非常に面積も広い中で定期的にこの入れかえをするということは、事実上、対応が困難ではなかろうかなと思います。現在の対応としては、不足する部分の砂場の入れかえ作業については実施しております。いずれにしましても、砂の入れかえも含めて、今後いろいろ研究をしていかなければならないと思います。

また、公園設置の際、遊び道具といえますが遊具の施設として、いわゆるブランコ、滑り台、砂場というのは三点セットと言われているわけですが、幼児が活用する施設としては非常に重要な施設であります。これが衛生的に利用できるような工夫は、ぜひしていきたいと考えております。

3点目の水道施設であります。もともと、公園の中に設置する砂場は、割合日当たりのいい場所を選んで設置しているわけですが、やはり以前からその衛生面での対応ということで、水道設置というのは非常に有効な手段としてあるわけですが、一応、現在砂場のある公園については、付近に水道施設は一応整えているという状況であります。

それから、砂場にそういう犬、猫が入り込まないような対応として、その砂場だけフェンスで固めたらどうかという、そういう御提言かと思いますが、これについては、今後検討させていただきたいと思います。

それから、遊具施設の安全点検につきましては、これは毎月初めに全公園について作業員が安全点検のために、約1週間かけて点検を行って万全を期しております。

それから、第7点目でいろいろ御提言がございましたけれども、それらの御提言を踏まえて、今後工夫してまいりたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 福祉部の管轄の現状について、御説明申し上げます。

まず、砂場の設置状況でございます。児童遊園16カ所中、14カ所に砂場がございます。それから、子供広場につきましては13カ所中、8カ所、運動広場については2カ所のうち1カ所、合計いたしまして31カ所中に23カ所の砂場がございます。また、公立の保育園12園につきましては12カ所、そのほか私立の保育園については7カ所でございます。そのほかに、いわゆる民間の遊び場、これらについては砂の補充等に対して助成をしているところでございます。これについては37団体、32カ所でございます。

それから、水道の設置されているところは、児童遊園では、市の管理する水道が1カ所。それから、運動広場については、自治会所有の水道が1カ所というような状況でございます。

それから、保育園の砂場の管理の状況でございます。これについては、各園でそれぞれ方法等、若干の違いはございますけれども、大体消毒については月1回から8回ということで、また随時やっている園もあるということでございます。消毒の内容といたしましては、日光消毒のみの園が5園、日光と薬品消毒、それから日光とパーナー消毒、それから日光と水洗というような方法で、それぞれ各園で独自に清掃、消毒等を行っているところでございます。この特に、公立の保育園におきましては、用務員の作業の標準マニュアル、こういうものをつくりまして砂場の消毒をやるようにということでございます。手順としては太陽によくさらすとか熱湯パーナーで消毒する方法も考えられるということでございます。また、夕方にはカバーをして犬、猫の進入を防ぐというような、そのようなマニュアルに基づいて、各園で管理をしているところでございます。

それから、遊具等につきましては、それぞれの遊び場にブランコ、滑り台あるいは鉄棒等がございます。こういうものについては、31カ所の遊び場等については、ほとんどが各自治会あるいは老人クラブ、子供会、こういうところに管理を委託しているところでございますが、少なくとも最低月1回は、職員が見回って点検をしているというのが実態でございます。

それから、保育園等についてはそういうことで管理ができてはいるんですが、実際、汚染の度合いについては調査してございませんので、一度その辺の調査をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

それから、児童遊園、子供広場等についての管理でございますが、現在のところ、現時点では、なかなか抜本的な対策というのは、ちょっと思い当たらないんですけども、

関係課とも十分検討を加えて、今後善処できるように検討していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 学校教育部長。

○学校教育部長（糸川 滋君） それでは、幼稚園、小学校、中学校に関しましてお答えを申し上げたいと思います。

まず、設置状況でございますが、砂場は小・中学校では、主に体育授業に使用するために設置しておりますし、幼稚園といたしましては造形遊びなどに使用するという目的の中で、幼稚園から中学校を通しまして、全園、全校に設置されておる状況でございます。

衛生検査の点でございますが、現段階といたしましては、特段にその大腸菌等の細菌検査の実施はいたしません、しかし、この施設の特性上、さく等がありまして、とかくこういった動物の出入りのしにくい状況にあります。ただし、そうは言いまして野犬あるいは野良猫等のおることでございますので皆無ということではございません。そんなところから、先ほど申し上げましたとおり、砂場が造形遊びや体育の授業に頻繁に使われているということから、次のような衛生管理を施しております。

まず、朝の見回り時での安全確認ということ、それから、その砂場を使用するときに当たりましての、直前の目視による異物の発見に努めるということ、そのほかには定期的な形ではありますが、大腸菌等の殺菌のため、砂の掘り起こしによる日光消毒というようなことを行っております。また、この点検時に犬あるいは猫などのふんが発見された場合には、その部分の砂の入れかえを行い、衛生状況の保持に努めておるということでございます。あるいは、砂場の状況によりましては、全入れかえを行うこともございます。幼稚園では、使用者が園児でありますので、逆性石けん液をまくということによります手当てといいたしでしょうか、措置もあわせて行っておるのが現状でございます。

一方、今度は園児あるいは児童・生徒の側におきましては、砂遊び等の、いわば砂場を使用した後の手洗い、うがいを徹底する等、衛生上の指導を行っておるところでございます。

先ほども新聞報道を取り上げられたところでございますが、今後さらに石けんによる手洗いなどの徹底を図るなど、衛生管理に努めるよう幼稚園、学校現場にお願いしたところでございます。

それから、最後に遊具の関係でございます。幼稚園、小学校では鉄棒、ブランコ、滑

り台、ジャングルジム、雲梯、上り棒などがございます。いずれも、幼稚園におきましては毎日使用する遊具ですので、毎朝、安全を点検し不具合があれば使用停止するなど、あるいは修理しておる、こういうことでございます。小学校におきましては、朝の見回り、週1回の点検などで安全状況を確認しております。異常があった場合には、軽度であれば用務員等が対応する場合もございますが、原則的には業者に修理を依頼しておるという状況でございます。中学校の遊具につきましては、遊具というものはないわけですが、体育の授業に必要な鉄棒がございます。これについては、授業の前に安全点検を行い使用しておる。以上、現状をお答え申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 5点目の犬、猫の飼い主への注意及び啓発活動の推進という件について、お答えいたします。

これらの件につきましては、年数回、広報に飼い主に対する注意を掲載するとともに、犬につきましては、毎年の登録の際に啓発文書や都衛生局作製のペット用便処理袋を積極的に配付しているところであります。猫につきましては、自宅内の砂場に排泄させるよう習慣づけるべきであるということで、この内容を含む啓発パンフレットを日野保健所と共同で年度内に作成することになっております。このように飼い主への注意及び啓発活動には、さらに努力を重ねて、今後より一層の推進に力を入れていく考えであります。

○議長（黒川重憲君） 宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君） 公共住宅に対してはいかがでしょうか、市営住宅等もございすけれど、遊び場がありましてお砂場があると思うんですけれど。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答えします。

公営住宅、市営住宅関係の中の砂場については、直接的にそういう対応は、今のところしておりません。以上です。

○議長（黒川重憲君） 宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君） ありがとうございました。

今、私も日本公衆衛生雑誌、林助教授が書かれましたリポートをコピーとってきまして、るるそのデータというか内容から御質問をさせていただいているわけなんですけれども、今、建設部長から御答弁をいただいて理解をするところでございますけれども、砂場の衛生検査とか実態調査というものは、ぜひ早期に何カ所かピックアップして、市

内の代表的な公園だけをやるということではなくて、できれば80カ所すべての公園、またやっていただけるくらいの対応をお願いしたいなと思います。これは、本当に申しわけないんですけども、補正予算を組んでまでもやっていただけるような取り組みというか、その姿勢を乳幼児というか幼児のために示していただきたいなというふうに感じています。何か御質問をしますと、必ず恐縮ではございますけれども、代表的なものというのが必ず出てくるんですね。

私たちもこの間、日野市の公園ガイドというこれをいただき見せていただきまして、とても絵入りですばらしいんですね。確かにこの4ページの市民の森スポーツ公園、ここの遊具施設の中に親子で遊んでいる光景、とてもほほ笑ましいというか、この親子のコミュニケーションというか、とても大事な本当に心の通い合うお母さんの愛情のこもったこういった絵が出ていっているわけなんです。それから、もう一つは8ページですけども、多摩平第一公園の地図で示してありまして、この中にやはり遊具施設がありましてお砂場があって、ここにはもう本当に三々五々それぞれが子供を連れて集まってきているわけですね。

今、私はとても大切な子育てというのは、こういうふうに集い合ってお互いの子供の成長を確認し合い、またいろいろと悩んでいることを話し合ったりとか、また問題を提起したりとかして、本当に心を和らげながら、子供の観点というか視点に立って子育てをしていく光景というのは、とても今少なくなっているんですね。この絵を見たときに、本当に前に子育て広場のことを提案させていただきましたけれども、そのミニ版みたいな、何も子育て広場ですよといって、どこかの施設を開放してつくるということではなくて、もうこういったところが、即子育て広場になっていくというような視点を持っていくということが大事になってまいりますし、これがまた小学生、中学生と成長していく中で、学校週休2日制という問題の形にも及んでいくわけなんです。こういったことが、乳幼児の幼児期の大切な感性を育てなければならない時点に、きちっとした施設の対応というか整備をしていくということが、とても大切ではないかなと感じています。

三鷹のディズニーグループという子育てをしている主婦のグループが、7月の16日でしたでしょうか、NHKのニュースで放映をされている光景を見まして、請願を出されて、そしてその対応をお願いをして、三鷹市では即、砂場の定期的な入れかえとか、それから砂場にフェンスをかけたりとか、ビニールシートを覆うとかそういったことは若干困難というか無理な部分もあるので、できることから対応していきましようという

ような、そういった画面を見まして、とても大切なことでありますし、日野市の公園が80カ所あるということで、ぜひ実情はどのようなだろうということでもった次第でございます。

また、旭が丘中央公園にも砂場があるんですけども、近隣の方々が砂場の入れかえの要請をしているようですけれど、補充くらいの形で、なかなか交換というわけじゃないですけど、入れかえが思うようにいっていないというようなことも、市民の皆さんから伺ったこともあります。本当にこういった大切なことを一つ一つ取り組んでいただきたいと思いますので、ぜひ不特定多数の多くの方が使用するところでありますし、今、学校教育部長の方では、幼稚園とか、また福祉部長が保育園の状況、実情等もお話をしてくださっておりますけれども、公共的なもので、特にそういった視点が行き届くところというのは、意外と整備をされていくというのが早いわけなんです。ところが、こういった全体的なものになりますと、大変取り組み方が遅々として進まないんじゃないかなと、本当にこういうことを言うのは申しわけないんですけど、ぜひ取り組んでいただきたいという思いの中からお願いをする次第でございますので、ぜひ砂が、現在補充をしている程度でありますけれども、こういった問題が出てきているわけですし、いろいろな御答弁の中で、日光消毒をやっているということが出てきておりますけれども、それは当然のことなんです。日光消毒というのは、もうしなくても太陽が照ってちゃんとやってくれる問題でありますので、それはもう管理という以前の問題ではないかなと思いますし、砂場の入れかえとか操作もやりながらの日光消毒だと思いますけれども、そういったことも含めて、ぜひ取り組みを実態調査とともに衛生管理ということをお願いをしたいと思いますので、このことを再度御確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 前向きで取り組みたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君） 宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君） それでは、いろいろと今、数点にわたりましてお願いいたします。もちろん自分たちの健康は自分で守るということ、また衛生管理だとか手洗いの励行とか、そういった細かいことも母親自身の問題、またそこにかかわる人、一人一人の問題として習慣づけていかなければならないことだとは思いますが、水道の設置をしていただいて、手洗い所がきちっとできるようにお願いしたいと思います。

9月20日から動物愛護週間が始まってまいりますけれども、もちろん動物愛護という

視点に立っても、きちっと愛護の気持ちも大切にしていかなければならない問題だと思いますけれども、市長さんはこの件についていかがお考えでございますでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 公共の管理する場所は、まず衛生的でなければならないということは、もう言うまでもありません。大腸菌というのは、人や動物の生活の周辺に広く分布しておる、いわゆる微生物であります。よく海水浴場の水質検査とか牛乳の検査などは大腸菌の数によって、衛生的な範囲であるかあるいは非衛生的な範囲であるかということが決められます。砂場に大腸菌が検出されたということは、私も新聞情報で承知しておりますし、先日、庁内で発言に対します検討会を開きました際にも「これぐらいなことは、なぜ直ちにやらなかったか」と言ったような次第でございまして、一番公衆衛生の元締めは、我々の周辺では保健所ですから、保健所に、私も何だったら所長に直接お話をしまして状況判断をし、また対応をやっていかなければいけないというふうに、御質問を通じて感じておるところでございます。

○議長（黒川重憲君） 宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君） どうもありがとうございました。

個々の問題として細かいことも申し上げて大変恐縮ですけれども、ぜひ補正をつけていただいて御検討をお願いしたいと思います。

最後、提案を申し上げました一つ一つのことに對しましても、前向きな御検討を期待をいたしまして、この質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって3の1、うるおいと思いやりのある公園づくりを！（砂場の衛生的管理等について）の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時56分 休憩

午後3時47分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問4の1、都市計画事業の進め方について問うの通告質問者、天野輝男君の質

問を許します。

〔16番議員 登壇〕

○16番（天野輝男君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

都市計画の事業の進め方について問う。

市内の都市計画が進捗する中で、道路や公園は確保できているものの、市民が利用しやすく、市民が有効に、しかも効率よく運用できる施設が市内にないのが、まことに残念でなりません。そこで、今回は法定都市計画法の内容から、どのような方法で作業を進めるならば可能であるか分類いたしまして判断してみたいと思います。

都市計画法7条は、市街化区域、市街化調整区域で整備、開発、保全の方針を定めて開発していく優先順位を決定しております。この趣旨は、各都市において具体的な都市計画法を定めていく際に、都市の将来像を描くことは当然必要なことであり、事実、多くの都市においては行われてまいりました。旧法においては、表現する手段を欠いているために、都市計画にはマスタープランを欠いているという批判が強く、一般市民にとっても都市計画はわからないという非難を受けておりました。新法においては、市街化区域、市街化調整区域を定めるに際し、それぞれの区域の整備、開発、または保全の方針を定めることとし、これらは都市全体をカバーするマスタープランであり、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の指針となることはもちろん、他の都市計画全体の指針となっておるものであります。

都市計画法14条1項では、都市計画によって表示されることになっております。そして、地域・地区、都市施設、市街地開発事業に関する都市計画は、この方針に基づいて定められております。なお、局長通達によって、都市計画の目標、土地利用の方針、交通体系の整備の方針、自然地の保全及び公共空地系統の整備の方針、都市排水施設等の整備の方針、市街地の開発及び再開発の方針を含むものとされております。その後、緑のマスタープラン及び市街地整備基本計画の基本的事項を整備、開発、または保全の方針に定めるよう内容が拡充されてまいりました。

昭和55年9月16日の局長通達及び同課長通達により、整備、開発または保全の方針は次のように定められたものです。この内容は、今述べました六つの方針が具体的にきめ細かに明らかにされております。

そこで、今回は、日野市が有効に利用できる施設を基本計画の中で策定し実施していかなくてはならないと考え、この大きな柱に沿って質問をさせていただきます。

その一つが、交通体系の整備であります。日野市でも、一日も早く交通体系のマスター

プランを策定することが必要になります。この基本方針は、おおむね20年前後の総合的な都市交通体系の確立を図るため、施設整備及び交通管理に関する基本的な考え方を明らかにするものであります。

整備水準の目標、主要な交通施設別のおおむね10年～20年後の整備水準の目標であります。根幹的交通施設等の整備方針、道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナル、交通管理、以上であります。

道路では、自動車専用道路、主な幹線道路、特殊街道及び主要駅、駅前広場について明らかにすることになっております。

昨日、我が会派小川友一議員より、西平山区画整理事業が実施された場合には（仮称）西豊田駅につき、市長の意見を求める発言がありました。私も、これまでにこの地域に駅舎をつくるためには、中央線・立川～高尾間の複々線の工事を国や東京都に働きかけるべきであると申し上げてまいりました。森田市長も、来年度の市長選挙の準備のためか、重い腰を上げて中央線、複々線の決議案を大蔵大臣、建設大臣、運輸大臣、東京都知事、東日本旅客鉄道株式会社に提出することになりました。この地域に駅舎をつくることにおいては、森田市長が幾ら権限があるといっても、一人ではできません。そこで、国会議員や東京都の都議会議員の力添えが必要でありますし、そして市民の要望により、初めて可能になってきます。また、西平山区画整理事業の中から、この（仮称）西豊田駅をつくるということになりますと、大変な費用を捻出しなければなりません。そして、地権者の負担が多くなると思われるわけでありまして。用地は確保しても、駅舎の建築費等については、国や東京都からの補助金を受けることは、当然必要なものであります。そのための作業が必要になってくるわけでありまして。

重点的に整備すべき根幹的交通施設の整備方針は、おおむね5年以内に実施することを予定とする主要な事業を明らかにしております。ぜひとも国や東京都から協力をいただけるよう確約を取りつけていただきたいものであります。

そこで、具体的にはこの駅舎をどのような形で今後進めていく計画であるのか、この点につき、まずお答えを願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 前段の部分につきまして、私の方からお答え申し上げます。

まず、都市計画法の7条の関係でございますけれども、これは市街化区域、市街化調整区域ということでございまして、市街化区域につきましては、おおむね10年以内に優

先的に整備を進めていく、こういう地域を市街化区域という形で定めておるわけでございます。それ以外の地域は、当分市街化を抑制する。これは、言うまでもなくスプロール化を防ぐという、こういう大きな目的があるわけでございます。

そこで、御質問の交通体系の整備、こういうことでございます。御承知のとおり、日野市の道路状況でございますけれども、現在、27路線、日野の都市計画としてももう既に決定されておるわけでございます。距離で言いますと、6万強の延長となっておりますわけでございます。現時点での整備の状況でございますけれども、これは34.7%という形で整備が完了しておるということでございます。ちなみに東京都全体でまいりますと、これは平成2年度末の数字でございますけれども、東京都では全域で約50%強でございます。これに対しまして、多摩の平均が36%でございます。したがって、大体日野市は多摩の平均値に達しているという状況でございます。

また、整備の今後の目標でございますけれども、平成27年度をもちまして、この道路につきましましては、一応100%という形の目標を立てているわけでございます。ただ、前期が平成7年度という形で計画をいたしておりまして、平成7年度では工事を完了、または着工をする路線といたしまして、約70%強の路線を、現在計画をいたしておるところでございます。この整備の方法でございますけれども、これは道路の単独買収の方法、それから、面的な整備とあわせて事業を進める方法、この2通りがございますけれども、これらを含めまして、約70%強の道路に着工または完了させていきたい、7年度を目標ということで現在進めておるところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 後半の（仮称）西豊田駅の問題でございます。

御承知のとおり、企画財政部の中で参事が担当しているわけでございますが、区画整理の推進とともに事前の調査はすべて終わって、財政的な問題あるいは駅利用につきましては、一定の調査表はできております。そういった資料をJR等に提出し、駅舎の問題あるいは駅ができた後の運営の問題の財政負担については、市も積極的に負担するという回答までJR本社にしている経過があるわけでございます。その間、JRとの折衝の中で、一定の面積要望あるいは条件等が提示され、市でも協議した経過がございます。ごく最近におきましては、大変その用地確保の問題が一定のものを確保しましたということを提示したわけでございますが、なかなかその土地の提示だけでは、JR本社が現状変化があって、乗ってこないのが実情でございます。

しかし、やはりこれは積極的に、（仮称）西豊田駅の設置をやるためにはいろんな方

策を考えながら、担当部だけの問題また市だけの問題でなくして、ＪＲに対しても対応し、やはり実現方に努力していきたいというのが現在の考え方で、大崎参事中心にＪＲに再三足を運んでいるのが実情でございます。以上でございます。

○16番（天野輝男君） ありがとうございました。

やはり、これらの問題を解決するためには、私は先ほど申し上げましたように、都市交通体系のマスタープランを一日も早く策定することが必要である、このように思うわけであります。この日野市の中において、道路は多摩と同じぐらいの整備の確率だということですが、一番問題は、私は日野市の中で今後ますます問題になってくるであろうと思われる国道また都道、これらの道路を一日も早く通さないことには、今定例会の中で浅川処理場また八王子処理場の下水道が供用開始になります。そうしますと、市長の行政報告の中にありましたように8万2,000人、約50％の下水道の普及率になるわけであります。この中で、下水道の使える地域と使えない地域、これはもう明らかになってきておるわけであります。そういう面から見て、私はこの日野市の中の道路は整備されているというものの、やはり日野市の中を通り抜けるところの国道、都道の促進ということを一番念頭に置いて事業を進めなければ、日野市のまちづくりは置いていかれてしまうのではないかとということを強く感じておるところであります。

そういう面で、ぜひ私は、何がどのような形で進めなければならない、そしてどういうことを日野市民が要求しているかということを念頭に置いていただいて、これらの作業をぜひ進めていただきたい、このように思うわけであります。

そして、ぜひ今、長谷川企画財政部長から説明がありましたけれども、この西平山の駅舎の問題については、これは複々線に敷かれていないことには、もう不可能です。ということは、私も当然、この地域の駅舎をつくることについては聞いております。そして、この地域の駅舎をつくらうとしておるところは、大変線路のカーブが激しいわけです。この状態では、もう要するに駅舎をつくって電車がとまれるような状態ではないんです。そういう中から、やはり私は立川～高尾間の複々線化をしかけるなば、当然この幅が出てくるわけであります。その中で、作業を進めるということが、私は一番よい方法だと、このように私も思っておるわけです。そういう中で、私はこれらの問題を解決するには、やはりそんな生易しい問題ではない。そして、この地域の皆さんの熱意を感じるならば、そう甘く考えてはしくないなということを感じておるわけです。

ぜひこれらの問題を解決するには、それ相応の努力も必要であるし、そして、通り一遍の格好いいことを言って、これらの問題が解決するわけじゃないのであります。どの

ような方法で話を進めていくなれば、これを置いてくれるか。そして、日野市においても当然、協力しなければならない部分があるでしょう。その部分については、やはり慎重に対応して人間関係ができていかないことには、これらの駅舎はできないということ、私は強く感じておるわけであります。

そういう面で、ぜひ私は市長を初め皆さんの熱意と努力によって、これらのことが解決するためには、どうしても立川～高尾間の複々線をお願いしながら、そして、駅舎をつくることを進めていくなれば、この西平山地域の区画整理事業の中で、地権者たちにもそんなに負担をかけないで、私は済むんではないかということを強く感じておるところであります。ぜひそのような形において、どうぞ日野市民が、地権者が喜んで協力していただけるような、そういう事業にぜひ発展させていただきたい、このように思うわけであります。

きのう、市長は小川友一議員の質問の中でも答えていただきましたけれども、市長も何かございましたら、一言。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市の都市計画の大局に立った、極めて示唆の多い発言をいただきまして、大変その責任の重さと、また支援の大きいことに感謝をしておるわけであります。御指摘のとおり生易しいことではない、あるいは簡単なことではないということは、私どもも肝に銘じて承知をしておるつもりであります。

日野市として、今一番はっきりとした市民並びに当局に対します提言の姿というのが、昨日も申し上げましたとおり、区画整理事業の中で駅の位置を定めて、駅前広場をつくる、こういう区画整理事業の大きな、きのう眼目という言葉を使いました。つまり不転と申しましょうか、日野市民の意思を明確に表明をして、条件をつくる大きい一石を、碁盤に例えますならばあるいは将棋に例えますならば、天目あるいは王手に相当する、そういう一手ではないかと、このように考えております。今後、市民のお力をお借りすることはもちろんでありますし、いろいろな具体的な方策もあわせ訴えまして、御指摘のとおり大きな日野の交通体系あるいは都市計画の体系を整えていきたい、このようにお答えをしておきたいと思っております。

下水道事業も、ようやく半ばというところまで到達をすることになったわけであります。ただ、全市を挙げて、まだお祝いをするという状況にはないわけでありまして、半ばの地域がこれからの、まだ事業の残っている——残っているというよりも半ばの事業を、これから積極的に取り組まなければならないわけでありますから、使用供用開始の

部分をなるべく早く全市民の方に御理解をいただいて使用をしていただく。それから、まだ到達しない部分には、基本的には道路計画を最優先をさせて、そしてその道路敷の中に計画どおりの浅川幹線あるいは多摩川幹線、これらを整えることによって実現を押し進めていく、こういう具体的な状況が見通せるようになったというふうに感じております。

浅川幹線につきましては、今まで区画整理で砂が欠落していた部分を、このたび、東豊田区画整理事業として、地域から組合施行の提案が寄せられております。それからなお、東の方の堀の内地域にも、そのような都市整備上の市民の方々の動きもあるわけがありますので、より積極的にそれらを公的な区画整理事業によって完成をさせていく、こういうことを大きな方式として、状況を開いていくことだというふうに感じております。多摩川に近い方が、やや年次計画等の具体性に欠ける部分もありますけど、大きな幹線の見通しとともに、またなるべく早く暫定手段を用いてでも供用開始が、一応可能になるという状況を早くつくり出すということだというふうに考えております。

東京都当局も、つまり流域下水道の浅川処理場並びに八王子処理場、今1系列が使用できる状況に、工事が完成したということでありまして、第2系列、第3系列、いずれは第3次処理まで、処理場機能が整えられることになるわけでありますから、両々相まって供用率100%、それから、多摩川や浅川の水が、元のように清冽な水になった、こういう状況をつくり出すことが、都市環境を基本的に整える大切な順序だというふうにも言えると思っております。

これまで事務担当の立場にしますと、水洗化100%という言葉を大きなキャッチフレーズにしていたわけですが、水洗化は今、市民感覚で申しますと、個人浄化槽やコミプラ浄化槽によって、いわゆる個々の水洗化はできたというふうに思っておられる方も多いわけでありますから、我々としましては、大きな目標は今度は河川の浄化である。そして、環境の基本的な改善であるという本来の環境行政の理念に立って取り組んでいくということが、市民生活の快適度に合わせて、本格的な進行になっていくというふうに目標を定めておるわけでありますから、事業の達成のために最大限の努力を投じて要望にこたえていきたい、このようにお答えをさせていただきます。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） どうもありがとうございました。

今、市長からの答弁を聞きまして、確かに東豊田地域、それから堀の内の区画整理事業が組合施行で始まるということを聞いておるわけであります。私は、この浅川幹線の

方では、国道が重要な位置を占めておりますから、これらは建設省等に働きかけて、一日も早くこの国道が開通できるように努力するというのが、大きな浅川幹線を解決するためには、必要なことであるということを強く感じておるわけであります。ぜひ、これらのものを解決しないことには、この地域差がますます出てきてしまうわけであります。そして、これらのことを解決することによって、地域は違っても日野市民としての意識は高まってくるものであると、私は確信するところであります。ぜひ努力をしていただきまして、この問題を解決していただきたい、このように思います。

また、駅舎の件であります。私は、この駅舎をつくるということに対しては、もっとJRや建設省等に働きかけて、そして要請して、本当につくる意思があるかどうか、このあたりをもっと問い詰めなければならないと、私は思うんです。この西平山の区画整理事業を通して、これらの地域の皆さんは、もう駅舎ができるものであると期待しておるわけであります。そして、その中で、ことしのうちに区画整理事業が認可になった場合には、当然できるであろうと期待している皆さんが、これは協力してなかなかこの事業が進まないということになった場合には、いろいろなトラブルが出てくるんじゃないかなということを感じるわけであります。

そして、国の方に働きかけて、これらの問題に取り組んでいただかなければ、当然日野市で、これはもう無理してというか、区画整理の中から捻出してつくるということになりますれば、当然負担がかかり過ぎるわけです。

これらのことを考えましたときに、もっともっと市長みずからどういう話し合いなのか、そして、どういうことを国やまた東京都の方へ要望した場合には可能であるかということ、やはり自分で確認をとって、この話し合いを進めないことには、これらの問題は解決つかないんじゃないかなということを感じるわけであります。部課長が行くよりも、やはり市長が行ってじかにお話ししたときに、本音で物を言ってくださる部分があるんじゃないかと、このように思うわけです。ぜひそういう面で、私はこれらの問題を解決するために努力していただきたいということを申し上げまして、この種の質問を終わらせていただきます。

そして、今度は、やはりこの都市計画事業の進め方について、二つ目の質問をさせていただきます。

私はこれまでに幾度となく市民要望の高い公共施設の建設を訴えてまいりました。ところが、どうしても私の質問が悪いのか回答者の質問のとらえ方が悪いのか、納得できないまま参りました。そして、質問の中でだんだんと理解できてきたことは、区画整理

事業は日野市で施行した場合には、国や東京都の補助金が期待できるが、組合施行の区画整理事業については、市からの負担金だけであるということがわかってきたわけです。このような区画整理事業の進め方では、地権者は本当に役に立っているのかということ、私は強く疑問に感じておるところであります。

そして、万願寺の区画整理事業の事業申請などは、日野市の施行として大規模の面積でありました。ところが、小刻みに分割して区画整理事業を進めてまいったわけであり、ます。もしも、申請当時の面積で事業を進めることができますならば、公共施設として、公園、道路だけではなく、市民の期待できる文化施設が可能であったのではないかと、いうことを感じておるわけであります。

そこで、この都市計画法7条の件に先ほど触れましたけれども、この局長通達の中に、その他の公共施設の整備方針というのがありまして、整備水準の目標、主要な公共施設の整備方針、①ごみ処理施設、②卸売市場、③小・中学校、④その他の中核的施設、以上の都市計画の公共施設についても触れておるわけであります。

そして、なお重点的に整備すべき公共施設の整備方針が挙げられております。これら各施設ごとに整備すべき施設のおおよその位置等を明らかにし、また、その他の中核的施設には文化会館とか主要なスポーツ施設等についても明らかにされておるわけであり、ます。この計画は、おおむね5年以内に実施することを予定する主要な事業を明らかに、することになっております。

日野市の将来像を描きながら、基本計画の中にいかに位置づけして、市民の要望の、高い施設から計画していくか、もっと真剣に取り組まなければならないのではないか。今後、日野市では、どのような長期計画の中にこれらの施設を位置づけしていくのか回答、をお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） それでは、私の方からお答えしたいと思います。

これからの長期計画、当然基本計画ということになるわけですが、御承知のとおり平成6年から10年以降、作成するわけですが、よって、現行の時点におき、ましては、現在チームの編成等が終わって、部課長の説明会あるいは担当者の説明会も既に終了しております。よって、各部から一定の市民要望あるいは過去の議会の意見等を踏まえた計画を、各部から挙げてもらう作業を10月までに企画に提出してもらうという、ような設定で進んでおります。もちろん、その内容を精査した中で、財政負担の問題も含んで、実施計画も作成するわけですが、その優先順位につきましては、当

然、過去の議会の意見あるいは行政の市民要望等を踏まえた中で、優先順位をつけるべきだろうというふうに思っております。具体的な作業としては、そういう状況下にありますが、既に区画整理の地域内におきましては請願等も採択され、あるいは事業構想は概要でございますが、発表した経緯もございます。

例えば、西平山の区画整理地域内には、請願が採択されている経過もございますので、そういった部分を含んで優先順位をつけながら、この第三次基本構想をまとめていきたいというふうに、基本的に考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） 今、出てきたのは西平山の請願の件であります、日野市の中にありましては、もうそんなにまとまった用地はないわけです。さらば、私はそういう時期であるからこそ、日野市の中の公共用地として確保できる土地を有効に使うということが必要であるかということ、強く感じておるところであります。そして、少なくともこれだけの財政の豊かな日野市であります。この日野市の財政が有効に生かせないということは、市民にとっても大変不幸なことであります。そういう面から見ても、私は、これらの日野市においても他市と同じように、それ以上の施設を確保するということが、最も市民が要望しているところではないかということをおもうわけであり、ます。

そして、都市計画法11条では都市施設を位置づけしております。都市計画には、当該都市計画区域における次の各号に掲げる施設に必要なものを定めるものとする。この場合において、特に必要があるときには、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。この11条から、日野市で最も今後必要とされる施設につき抜粋してみますと、2項には公園、緑地、広場、墓園、その他の公共空地、5項では学校、図書館、研究施設、その他の教育文化施設、6項では病院、保育所、その他の医療施設、または社会福祉施設が挙げられているわけです。

私は、今後、日野市には最低これだけのものは、やはり確保していくべきであると、私は思うんです。そして、当然、予算を計上していかなければならないわけであり、ます。もっと具体的にするために、この三つの項目の必要な部分を取り上げてみたいと存じ、ます。

2項の公園、緑地、広場については浅川や多摩川の利用計画を具体的に進めてい、くならば可能であります。建設省の意見を踏まえて努力していくならば、このよ、うなことはできるわけであり、ます。また、市民のための施設を考えていくということが、私たちに、とりまして一番必要なことではないかということ、強く感じておるところであり、

す。また、後半の墓園、その他の公共空地については、三鷹市なんか大月の方に土地を買って墓地をつくっているようです。日野市の中で、当然、墓地でもできる場所があるならば、これは理想であると思いますが、なかなか調整区域もないし、日野市の中で、日野市民のための墓地を確保するということは難しいと、私考えます。そういう中で、私はやはり三鷹のように県外に大きな土地を確保できるならば、公園墓地や宿泊できる施設を、日野市民が有効に利用できるようなものを考えることが必要じゃないかということを考えておるところであります。

また、5項の学校、図書館、研究施設、その他の教育文化施設につきましても、学校につきましても、人口20万都市になるでございましょう。そういう場合には、学校が必要である。しかしながら、今、空き教室等を見たときに、学区の変更等を考えながら、空き教室の有効利用を真剣に考えるならば、これらの問題はもっと慎重に考える必要があるのではないかということを感じております。図書館につきましても、かつては全国一番を誇った日野市であります。もう一度、私は都市行政も日野市の中で、森田市長がよく言われていますように、一つの日野市内の三つの核をつくって開発したいというのが、市長の考え方ですから、豊田にも高幡不動にも図書館はあるわけであります。そういう面で、私はこの全国一の規模の図書館を日野駅周辺につくっていただけるならば、これは利用価値が大変あるのではないかと、強く感じておるところであります。

そういう面で、ぜひ私はこれらの今申し上げましたところの、この施設、こういうものが大体どのまちにもできておるわけです。そして、私はこれらの三つの項目については、七つぐらいあったんですけれども、それは大体あるわけです。この3項目については、日野市にはない。こういうものは、私は少なくとも今後、基本計画の中に入れていただいて、これらの問題を解決していただきたいということを強く感じておるところであります。そういう面で、ぜひ私はこれらの問題をもっと専門的に、そして解決するために皆さんの能力を結集して努力していただいて、これらのものを解決していただきたいと思うのであります。

そして6項、病院、保育所、その他の医療施設、または社会福祉施設につきましても、今後、日野市の一般会計予算が繰り入れされることになるでしょう。この福祉ゾーンが完成するときにおいては、やはり300人以上の入居者が入ることになるでしょうから、これらのものを考えた場合には、私はこれらの施設をつくる前に、この一般財源が大幅に繰り入れられてしまうならば、今申し上げたような施設は、全く私は日野市にできな

いと思うのです。そういう中で、今後は福祉とかこういう業種については、人材を育成するとともに、必要以上の人件費がかからないようにボランティアで協力できる体制を今後つくっていかねば、もうこれだけで日野市の財源は食いつぶされてしまうような状況になりかねないわけでありまして。ぜひ私は、福祉については、これはボランティアの組織をつくるということが必要であると思います。

私、東京都の福祉に対するボランティアの統計を見たときがありましたけれども、この分類した中で、あなたボランティアしてみたいですかという中で、ボランティアに興味を持っている人は100人中80%ぐらいいるんです。そして、ボランティアをしたときに、何を要求しますかという中では、自分が働けるときには奉仕をして、そして自分が体を悪くしたり介護を必要としたときには、これを返していただけるような形をとっていただきたいというのが、大体60%ぐらいはいるわけですね。

だから、私はそういう面で、この福祉に対するボランティアをする人の、そのお世話をするお世話の仕方、そしてどういう形でお年寄りに接したらいいかということを訓練するならば、私はこれらのことが日野市の中では十分協力して下さる人が出てくるのではないと思うんです。実際、そういう考え方を持っている人がおりました。ぜひそういう形でやっていただきたいという方が、私のところに来ております。そういう中で、私はボランティアで協力していただけるような人を育てるということが、今後、福祉の事業を拡大していくためには絶対必要である、私はこのように考えておるわけでありまして。そういう面で、何でもお金で解決すればいいというものではないと、私思いますもので、ぜひこういうようなものを取り入れていただきたいなということを強く感じております。福祉社会は、お互いに助け、また助けられていって思いやりを持ったところの事業に発展できるならば、日野市民としても最も喜ばしいことではないかということを、私は感じておるわけです。

そういう面で、私はこれらの福祉ゾーンが完成するまでには、少なくとも箱物はできたけれども、中で働く人、そしてまたそういう中で作業をして下さる人が、皆賃金を払って雇う人であるならば、私はもう大変な事業になってしまうなということを感じております。ぜひそういう面で、私はこういうようなものが完成する前に、ぜひこういうようなものを考えていただいて育成していただきたいということを強く感じておるところであります。ぜひ、これらのものを考えて努力していただきたい、このように思うところでありまして。そして、言いつ放しでありましたけれども、この種の質問については終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君） これをもって4の1、都市計画事業の進め方について問うの質問を終わります。

一般質問4の2、週休二日制にともなう小中学校の児童が意欲を持って学べる施設を建設しようの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○16番（天野輝男君） 今週末の12日より学校5日制がスタートいたします。当面は月1回だけの土曜休みであります。義務教育にも大きな影響となっておると言われているわけであり。将来は、完全5日制になるとの関係から、市議会としても真剣に議論を重ねていくことが必要であります。今回の5日制導入は、公務員の完全週休2日制への対応という側面から出発しておるにもかかわらず、新しい教育のあり方という教育論にすりかわって導入が急がれたとの感触に、戸惑いがあるようです。

東京都のある小学校の校長は、読売新聞論点欄に寄稿され、読まれた方もいらっしゃると思いますが、「児童・生徒に関しては日々授業を行うことがサービスの提供であり、労働者の労働短縮とは質的に異なる問題である」と指摘しております。また、「教育内容的に検討すべき問題が、外的事情に圧迫を受けて、慌ただしく実施されるのは遺憾である」と述べております。

これに対し、学校週5日制を教育論の観点から正当化するため、子供の自由時間がふえ自由性が育つ、親子の触れ合いが蜜になる、地域の活動ができるなどの長所が挙げられ、みずから学ぶ意欲や思考力、判断力などを基本にした新しい学力観への転換を求めるといったような賛成意見もあるようではありますが、この問題は、休みになる土曜日を新しい考え方で使用するならば、親、教師、地域住民などの協力や活動が要求されてまいります。

日本PTA全国協議会の調査によると、学校活動に参加すべきだと考える親、教師は多いが、自分がぜひ参加すると答えた者は3%以下にとどまっております。本音と建前の違いがあらわれた予想どおりの数字でした。都心と違い、三多摩地域では、父親が土曜日休みの家庭は半数であり、母親はパートに出て子供を放任しております。（「放任しているというのは言い過ぎ」と呼ぶ者あり）

また、本日の読売新聞の一面で、塾の実態本格調査へ、無視できぬ現状と文部省は教育行政に位置づけをする考え方を持ったようであります。文部省では、この5月に学習塾の主要団体の代表と初めて公式に協議し、土曜日の授業拡大を自粛するように要請を行うなど、方針転換に向けての環境整備を図ってきました。そして、児童・生徒の自由性を育てるようなゆとりのある教育をしていただけないかというようなことを伝えたよ

うであります。

私は今回の1カ月1回の土曜休みにつきましては、私はもっと子供たちの立場に立って考えることが必要ではないかなということを強く感じておるわけであり。そして、私は子供の長所を生かしながら、短所を修復してあげることが親の役目であり、そして、私たちがしてあげなければならない対応ではないかということを強く感じておるのであります。そして、これからは新しい生徒・児童の教育行政にとりまして、私たちがもっと子供たちを理解するとともに、そして子供たちが住みよい、そして勉学に励めるような施設をつくってあげることが必要ではないかということを強く感じております。

そして、私は、人間は生理的または機能的に分類すると、二つに大体大別することができると言われております。人間は、知性の豊かな特性を持った子供と、そして運動機能の高い子供に分けられるわけであり。その中で、私は少なくともこれらの小・中学生の能力を生かすということになりますと、やはり科学館、博物館、資料室、図書館、プラネタリウム等の総合複合施設等をつくって、そしてこれらのものを子供たちに提供するということが必要ではないかということを強く感じておるわけであり。また、日野市の中には総合体育館もないわけであり。また、これらのものを一日も早くつくることによって、子供たちが利用できる施設、そしてこれを利用しながら、自分の能力を高めることができるならば、私は子供たちのために一番なるのではないかとこのことを強く感じておるわけであり。

そこで、今後、大体近くの市でも科学館やプラネタリウムとかそういうものは持っている市が大分多いようです。ぜひこれらの施設を日野市内においてつくる計画が、今後あるのかどうか。また、私はつくっていただきたいと思うのでありますがいかがですか、この点についてお答え願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 学校週5日制に対します子供たちの対応につきまして、ただいま御質問をいただきました。お答えを申し上げたいと思います。

学校週5日制の対応につきましては、さきに実施いたしました社会教育委員会の市民の意識実態調査におきましても、児童・生徒、または保護者が多く求めている施設は、広場やスポーツ施設、そして科学や文化の施設というような順になっております。さらに、子供が望む活動、親が子供に求める活動ではスポーツ活動を最も多く望んでいるところでございます。特に子供は活動性に富んだ内容を多く望んでいることが、この調査

からもわかるわけでございます。市内には、公民館あるいは博物館、図書館、体育館、そして市民の森スポーツ公園等の学習施設がございますが、さらに一層施設の充実並びに業務の内容充実をいたしまして、子供たちが意欲を持って学べる施設にしていきたいというふうに考えております。

そして、ただいま御質問にございましたように、総合体育館の建設につきましては、学校週5日制の実施とも関連いたしますが、このことにつきましては、広く社会体育の振興のためにも、早期の建設が広く要望されているところでございます。御承知のとおり、総合体育館の建設につきましては、東町の土地区画整理の区域内に予定をされているところでございますが、区画整理等の事業の進捗状況等の関連もございしますので、今後、関係部課と調整を図りながら、第3次基本計画に盛り込んでいただけるように努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、子供の科学館等につきましては、現在、八王子市に子供科学館がございます。そして、さらには平成6年度のオープンを予定いたします北多摩の北部、小平、東村山、田無、保谷、清瀬、東久留米の6市が一部事務組合をつくりまして、子供科学博物館を建設する予定で、現在進められていると聞いております。

日野市におきましても、今後、こうした中で、子供たちが科学的探究心や自発的、創造的实践活動の助長を図るためにも、また未来への夢を持たせる科学施設を子供たちに提供していくことも、今後必要ではないかというふうに考えますので、これらの科学博物館等につきましても、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上、お答え申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） どうもありがとうございました。

スポーツ施設については、東町の区画整理事業の中で、第3次の基本計画の中に取り入れていきたいという考え方であります。特に、科学館についても、努力するというところでありますので、私は、子供たちというのは、今パソコンが大変好きなんですね。そういう面で、そういう施設があるならば、そういうものを通していろいろ学ぶことができると思うんですね。そういう面で、ぜひ私は最低このようなものは日野市内において必要であるということを強く感じておるわけであります。日野市の中においては、このようなものをつくるということになると、やはり難しい部分があるかも知れませんが。しかしながら、努力するならば、私はできる、またつくらなければいけないということを強く感じておるところであります。

きょうの7時のニュースを私見ておりましたら、鳩山邦夫文部大臣が週休2日制完全実施は10年先になると言われておりました。当然、そのぐらいいろいろ議論を重ねながら、そして努力をしないことには、このような問題は、そう簡単には解決しない部分がたくさんあると思うわけです。私は、新聞の中でもよく出ておりますが、もし週休2日制になった場合には、当然、1日の授業時間が長くなるわけです。そういう中で、学習を続けていくことは、子供に相当負担がかかってしまうわけです。そういう中で私は、工夫をするということよりも、子供たちに、いかに負担がかからないで勉強ができるか、そして能力を高めることができるかということが、今後必要になってくるということを強く感じておるところであります。そういう面で、私はもっと私どもがこのような問題を真剣に考えながら、そして現場の声を聞き、そして、これらのものは文部省の方に伝えるところは伝えながら、子供に負担がかからないようなところの学習指導要領等を考えていただくようなことも考えなきゃいけないということを考えているところであります。

私も日本人であります。そして、日本の国が好きです。そういう中で、私は日本人としての誇りを失ってしまったらもう何にもならない、このように思うのです。そして、私たちの次の世代は、国際社会に貢献しなければならない、そして、貢献することが義務づけられてくるわけであります。

私は、よく私の先輩からいろいろお聞きします。そして、日本の教育行政がしかれて120年経過するわけでありますが、鎖国の解禁とともに有能な人材が日本にたくさん参りました。そして、日本の国家の礎を築いていただきました。そして、今があるということ、私は忘れてはならない、このように思うわけであります。そして、今ある私たちの豊かさを、そして、今努力をすることによって、次の世代のためにしっかりしたところの教育行政をつくっていくならば、日野市も安泰ではないかということを強く感じておるところであります。そういう面で、ぜひ私は日野市の教育行政はこういうものであるということを築いていただきたいということを強く感じております。

そういう面で、ぜひ私は、これからの人間教育というのは、そう簡単にはできない、みんな自分勝手な人間が多いわけですから。その中から、人のために尽くそうとか、そういう考え方は本当に今の子供たちは少なくなってきております。そういう面で、私は、先日ソ連のチェルノブイリの子供たちが千葉のある民家の方に来ておったようですが、そういうテレビを見ておまして、被爆をしたそういう子供たちと話すことによって、直接に触れることによって、その子供の体の変調を聞くことによりその痛みがわか

り、そして理解ができるというような、そういうことも今後が必要であるということを強く感じておるわけです。

そういう面で、ぜひ私は今後の日本の教育行政、また日野市の立派な教育行政を築き上げることによって、日本に住んでよかったと思われるような人材をつくっていただきたいということを要望いたしまして、この種の質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって4の2、週休二日制にともなう小中学校の児童が意欲を持って学べる施設を建設しようの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時57分 散会

9月9日 水曜日 （第3日）

平成4年 日野市議会会議録（第26号）
第3回定例会

9月9日 水曜日 （第3日）

出席議員（28名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
7番	小川友一君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
24番	小山良悟君	25番	高橋徳次君
26番	古賀俊昭君	27番	市川資信君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員（2名）

23番	黒川重憲君
28番	名古屋史郎君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君	企画財政部参事	大崎茂男君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	斉藤令吉君	書記	鈴木俊之君

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 山川芳子君

議事日程

平成4年9月9日(水)
午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時7分 開議

○副議長(高橋徳次君) 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員23名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問5の1、日本一の学校図書館をめざしての通告質問者、一ノ瀬隆君より取り下げの申し出がございました。これを取り下げます。

一般質問6の1、産業会館の建設を検討せよ(遅れた産業経済振興のために)の通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

[24番議員 登壇]

○24番(小山良悟君) おはようございます。

産業界のみならず、一般市民の皆さんも多くの方々の期待を持っております産業会館の建設を提案する質問であります。

このことは、私が議長を務めさせていただいたところに、経済界の代表の方々から要望があったテーマであります。当然のことながら、市長に対しても強い要望があったことと思います。おくれた産業経済と言われるのは不本意であろうと思いますが、商工費の推移から見ても、決して積極的であったとは言えない数字であります。一般会計の予算総額に対する商工費の占める割合は、一昨年までは0.4%であり、単に機械的に予算配分をしてきた傾向が見られます。昨年度、今年度は0.5%となっておりますが、他市と比較すると、多摩地区で13位に位置しております。積極的に商工業の振興に取り組んでいる他市では、商工費の構成比は2.1%、1.4%、1.1%と、それぞれ高い数字を示しています。数値の指標もさることながら、だれでも感じている商業活動の実勢から、その立ちおくれを指摘することができます。八王子、立川、多摩市の各市の活発な商業活動に圧倒されていることは、日野市民ならだれでも感じていることであります。

そこで、この劣勢を挽回するきっかけをつくる拠点として商工会あるいは観光協会など、市内の経済団体が入居できる産業会館の建設を真剣に検討していただき、その建設に向けて取り組んでいただきたいと要望する次第であります。その際、大事なことは、一部の行政マンだけで構想を固めるのではなく、幅広く産業活動をされている方々、すなわち商業、農業、建設、大手企業も含む工業界などの各界に呼びかけ、意見を十分に吸収して取り組んでいただきたいと思います。

この件に対する御答弁をお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君） 小山良悟君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

今、御指摘がございましたが、日野市の商工会の活動の拠点となっております日野市商工会館は、昭和48年につくられたものでございまして、19年を経過しております。今現在、会員数も2.5倍となり、当時は予想もしていなかったOA化の進展あるいは自動車の普及など、この間の社会の経済情勢の変化は目覚ましいものがあるわけでございます。このため、駐車場がないとか事務室が狭いとか会議室がない、あるいは落ちついて経営相談に応じられるような個室もなく、会員初め商工業者の要求に応じられない状況になっていることがあります。また、商店経営のノウハウをおさめたビデオライブラリーなどの各種の営業情報の提供も心がけているわけですが、施設的な制約から、十分な活用が図れないでいる面も多々あるようでございます。このような状況を踏まえて、商工会では、本年度商工会長の諮問機関として会館建設検討委員会が設けられ、新たな会館の建設に向けて具体的な検討に入っております。

日野市といたしましても、商工会の事務所設置場所という限定された目的だけではなく、複合的な施設として広く商工業者の利用が図れ、日野市の商工業の発展に効果のある施設として、新たな会館を位置づけ、その建設に向けて前向きに対応をしてまいりたいというふうに、現在考えているところでございます。

○副議長（高橋徳次君） 小山良悟君。

○24番（小山良悟君） この産業会館でありますけれども、私が申し上げているのは、単に商工会の建物云々という、いわば不動産の発想というか、立地が悪いとかいいとこに出して云々ということではなくて、むしろ機能的な部分での役割はスムーズに積極的にいける体制をとってほしいという観点から申し上げているわけでございますので、商工会のみならず、先ほど申し上げた農業団体にしても、建設の団体にしても、工業界の団体にしても、また大手企業もその範疇に入っていて、日野市の商業活動をより活発にしていける相乗効果を出す、そういう拠点としての産業会館というものを、ぜひ検討していただきたいというふうに思うわけであります。

この質問の趣旨であります。ただいま申し上げた点と、もう一つは、日野市の行政を将来展望したときに、高齢者がふえ生産活動に貢献できる人材が少なくなり、財政負担を強いられる行政サービスのニーズがふえる反面、税の徴収が難しくなる傾向にあります。したがって、税収入につながる産業経済が市民生活の基盤である以上、経済振興

の施策を積極的に展開しなければなりません。その観点から、商工業など産業経済活動をより活発にするための役割を積極的に果たすように、この質問を特に担当部長には心して取り組んでいただきたいということを強く求めて、この質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君） これをもって6の1、産業会館の建設を検討せよ（遅れた産業経済振興のために）の質問を終わります。

一般質問6の2、立ち遅れた道路整備の促進を（高齢者・身障者に十分な配慮を）の通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○24番（小山良悟君） 件名は極めて単純なテーマであり、一般質問としては、まことに初歩的であります。しかし、それを百も承知で取り上げました。

人間が未開地に住むとき、まずは、雨露をしのぐ家を構えます。そして、同時に取り組むのは、生活のための道路をつくることであります。このように、道路は毎日の市民生活の基盤となるもので、常に原点に立ち戻り、時代の要請を踏まえながら対応していかなければならない行政課題であります。

日野市の道路整備であります。数値的に見ると、市道の平均的幅員は4メートル92センチであります。多摩地区では13位に位置しています。トップの多摩市では8メートル39センチあります。日野市の道路整備が立ちおくと見ているか、平均的と見ているか、整備されていると思うかは、市長や部長の認識いかんであります。道路のコンセプトが時代とともに変わりつつある今日、整備がおくと自覚している市長や部長は、まだ救いがあると思いますが、どのように認識をされているか御答弁をいただきたいと思ひます。

また、平山地区を初め、市内各所で満足に消防自動車、救急車も通れない狭隘道路をどう解消するか。また、高齢化社会にかんがみ、高齢者や身障者に対する道路整備をどうとらえ対応しようとしているのか、お伺いいたします。

狭隘道路は問題解決できないまま、年を重ねてまいりました。大変難しい行政課題であります。いつの時代にかだれかが問題解決するだろう、そのうちに任期が終わる、行政マンとして定年が来るといふ考えがあるとするならば、許されないことであります。それでは、初めから市長失格、助役失格、行政マン失格であります。収入役とて例外ではありません。時の市長が、時の担当行政マンが、抜本的な解決に具体的に取り組む大きな責任があります。問題解決の意欲をお伺いしたいと思ひます。

以上、御答弁をお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君） 小山良悟君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 現在、本市の約半分が区画整理事業等の面的整備によって、市街化は形成されております。このような面的整備がされている地域については、生活関連施設あるいは污水排水、道路等が整備された状態になっておるのは当然であります。穀倉地帯と言われたこの日野市の中に、農業用道路あるいは里道という形で、昔から縦横に走っていた道路があるわけです。これは、先ほど言われましたように、時代の変化とともに車利用の増高であるとか、それぞれ時代のニーズに従ってその対応が、あるいはニーズに対応できない要素というのはふえてきております。市内の狹隘道路と呼ばれている道路は、全延長、市道と呼ばれて管理している道路が約400キロ余りあるわけです。そのうち約4分の1が、いわゆる4メートル未満の道路と言われております。この中には、現況廃滅であるとか認定のみの道路、実質上管理できないで、将来的には財産処理によって解決しなきゃならない要素もあるわけですが、実質的には100キロ前後は存在しております。

私どもが道路の問題で、日々市民の苦情あるいはニーズを把握する窓口になっているわけですが、やはり新たなモータリゼーションの進展とともに、車のすれ違いができないとかあるいは安全上の問題であるとか、日々その苦情が舞い込んできて、対症療法的な形で、私ども道路管理者が日々の対応をしているということも現実でありますし、深刻に受けとめている分野でもあります。先ほどのこの現状についての認識ということについては、やはりいろんな各市、それぞれ悩みは持ちながらも、現状で満足しているということは、決してございません。何とか、解決に向けての努力というのは、必要であるということはもちろんであります。

これから解決するのに、いわゆる昔から縦横に走っている道路、あるいは土地価格の変動等によって、昔であれば、みんなの通る道だからどうぞという形で供用された道路も、実は境界確定がされていなかったり、あるいは名義が変更されてなくて、そのまま相続等で名義がかわっていたり、そういうようないろんな要素があって、これから整備をする場合には、それらの境界確定ということが、現実の問題として非常に困難な問題として起こってきております。それから、境界確定をされた後の道路の処理をどうするのか、このあたりも非常に重要な問題となっております。

現在、建設部を中心に関係各部署の課長補佐、係長クラスを中心に、この問題をどのように将来とも解決していくか。面的整備が計画されているところについては、解決の方法というのは手段があるわけですが、面的な整備の計画のないところで、整備済みのところとをそれぞれ結ぶ生活道路の処理をどうしようか。これが非常に困難であ

り重要な問題であろうと思います。道路事業としての整備をどうするかということでございます。この場合には、買収か寄附かというどちらかの方法で確保しなければならない。面的な整備と違って補償の問題なんかもなかなか交渉は難しいんですけども、しかし、いわゆるその中で4メートル未満の道路が非常に多いわけですが、その道路をどのように解決するかということが一つのポイントになってきております。

本議会でも、再三その点について、御指摘があるわけですが、この庁内チームによって、どのようにしたらこの問題が解決できるのか、その道筋を一応実務レベルで詰めている段階であります。具体的には、建築を確認する際の、いわゆる42条2項道路の扱いであるとか、その帰属の問題であるとか、それをどのように市の建築指導の所管と連携をしながら対応していくか、そして、それをどのように取得していくか、このあたりがポイントになってきております。この道路と道路を結ぶ路線で、どこが重要なのか、そのあたりの計画も体系的に進めなければなりません。したがって、その計画を体系的に立てた中で、時間がかかるかもしれませんが、順次、重要度の高い路線から整備を進めていきたい、今、そのように考えております。以上です。

○副議長（高橋徳次君） 小山良悟君。

○24番（小山良悟君） 部長の答弁を伺っていて、さすが官僚でありますから、何が問題点であるかという把握は十分にできているというふうに感じております。しかし、私はこの問題をあえて初歩的なテーマだという前提で取り上げましたけれども、そういう問題点は、もうある程度把握できているということは、もう何年も前からであります。問題は、実際にそれを問題解決するための行動をいかに起こすかという行動力を求めているわけでありまして、その奮起を促す意味で、あえてこの問題を取り上げたというわけであります。

対症療法的な対応できゅうきゅうとしている間に、時代の変化とともに道路に対する概念も変わってきている。これまでは、道路というのは車が通れて人が通れば、とりあえずよかったわけであります。そして、できれば舗装されれば、なおいいという形で、舗装されれば、一応道路の要件を満たしてきたというのが、今日までの道路に対する概念でありますけれども、しかし、これからはもうそれだけじゃとてもじゃないけど、時代おくれの概念ですよというふうに、市民から指摘されるようになってしまう。つまり、高齢化社会に伴って身障者や高齢者に対する、弱者に優しい道路をつくらなければならない。それから、道路というのは、今日では車が通る殺風景な場所、位置づけにあるわけですが、道路が、これからの時代は都市空間の潤いを感じる景観にしてい

かなければならない。そういうふうに道路に対する概念といいますか、とらえ方も変わってきているわけでありますから、優秀な行政マン、優秀な市長ということであるならば、そこら辺のところも先取りした形で、もう取り組んでいかなければならない時代に入ってきているということを申し上げたいわけです。

そうしますと、今のような問題点把握は卓越しているけれども、問題は、その問題解決が困難だということでもってぶつかっていない、相手に対してぶつかっていないという、その実行力欠如を私は感じているわけでありまして、その意味で、ぜひとも今までの道路整備が十分じゃないということだけで、とりあえず対症療法的な対応だけでも何とかというふうな気持ちじゃ、これからの時代にはとてもじゃないけど、乗りおくれますよということを強く指摘しておきたいと思います。

最後に、職員の皆さんに申し上げたいと思いますが、来年4月、すなわち7カ月後に市長選挙があります。だれが立候補するだろうか、現職市長がまた立候補するだろうか、もう勇退されるだろうかなど、市民のみならず行政マンにとって重大関心事であるかもしれせん。この時期は、仕事に取り組む姿勢がエアポケットに入ってしまう懸念があります。いわば、消化試合みたいな部分が感ずるところがあるわけであります。しかし、ここではっきり申し上げておきたいことは、時の市長がだれであろうと、行政の課題は永遠であり行政マンの役割は永遠であります。いつの時代にも、どんな苦難のときでも、仕事にビジョンを持ち、夢を持ち、情熱を持ていただきたいことを職員一同にお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君） これをもって6の2、立ち遅れた道路整備の促進を（高齢者・身障者に十分な配慮を）の質問を終わります。

一般質問7の1、農業用水維持管理事業への対応についての通告質問者、篠野行雄君の質問を許します。

〔5番議員 登壇〕

○5番（篠野行雄君） 今、日本の経済は、バブル経済の破綻、その後始末ということが大きな問題になっております。企業の業績も悪化の一途をたどっているというのが実情であろうと思います。新聞報道等によると、市内の有力な大企業も経常収支が赤字に転落したというようなことも聞いているわけであります。

バブル経済というのはどういうことだろうか。要するに、高度経済成長が続くと生産に消費が追いついていかない。したがって貯蓄がふえる、余剰資金ができる。それが、

投機に向かう。投機の対象は言うまでもなく株式であり、日本においては土地であったわけであります。これは、世界にも先例が幾つもあるわけであります。遠く1845年とか言っておりましたけれども、英国でも発生した。1910年といいますと、第1次世界大戦の前ですが、ドイツでもあった。ごく最近の例は、昭和初頭1929年といいますから、昭和4年ですね、世界恐慌という事態があったわけであります。このときに、これは米国の例でありますけれども、第1次世界大戦以後、米国が好況を謳歌していたわけでありすけれども、やはり、バブル経済が発生した。その結果、破綻を来したわけでありす。今、株価が非常に下落している、地価もまた下落しているということは、皆さん御存じのとおりですけれども、非常に極端な事態が、このときに起こったわけでありす。株価が2カ月で半値に低落した。2年で10分の1になってしまった。こういうような事態があったわけでありす。日本でも、この影響を受け、また世界的に、昭和初期の世界の経済低迷につながったわけでありす。

日本では、89年がバブル経済の最盛期であったわけでありすけれども、ダウ平均、御存じのとおり3万8,000円までいったわけです。そのときの相場株式の時価総額が約610兆円という数字が出ております。今、ダウ平均が1万8,000円以下ですから、約半値になっているわけです。また、地価が最高期には、全国の地価総額が2,300兆円ということが言われております。これが、60年、61年の2年で約平均的に3割ぐらい下落したと言われております。両方合わせると、約時価が1,000兆円ぐらい減価しているという数字が出ております。

バブル経済が破綻すれば、もとに戻ればいいではないかというけれども、事はそう簡単にはおさまらないわけでありす。一番心配されるのは、金融恐慌です。今、銀行を初め、金融界で抱えている不良資産、つまり担保価値が下がって利子も取れない、また元金の回収もままならないという金額がどのぐらいあるかということが、これははっきりした数字は出ないわけですが、約10兆円ぐらいあるんじゃないか、こういうことが言われております。昭和初頭の恐慌のときには、銀行がつぶれたという事態になったことがあるわけですが、今は行政指導も徹底しているし、日本では各業界ごとに、言い方は悪いけれども、護送船団方式でお互いに助け合っていこうという体制ができているので、銀行がつぶれるなんていうことは、恐らくないだろうと思いますけれども、万一の事態も予想しかねないわけでありす。

幸いなことに、まだ諸外国に比べれば、不況だといっても、経済の実情はそんなに悪くないわけでありす。雇用を見ても、この間、新聞に出ておりましたけれども、有効

求人倍率という数字がありますね。これが低下したといえ、まだ完全雇用に近い状態が続いているわけであります。また、インフレもそんなに見られない。あるいは、技術革新も世界に先駆けて進んでいる。企業の国際競争力も非常に強いという実情であるので、当面は、そんなに心配ないかとも思われます。

ただ、ここ幾年かは、東西冷戦体制の崩壊とかいろいろ湾岸戦争とか、大きな世界的に見ると問題が発生しております。第2次世界大戦以後、西側ではガットIMF体制が続いておるわけですが、これも基準通貨であるドルの力が低下したということもありまして、例のウルグアイラウンドの問題もありますね、世界経済の行方がどうなるであろうかということが、非常に心配されております。果たして、今のような自由貿易体制が続いていくであろうか、輸入障壁が発生するのではないか、経済のブロック化が進行するのではないかというような懸念も心配されておるわけであります。

さらに長期的に見ると、今、世間の問題になっております環境破壊の問題もあります。また、人口の急増の問題もあります。また、資源の有限化という問題もあります。

今、世界的に経済の高度経済成長が続いておりますけれども、その引き金となったのが、戦後非常にエネルギー源が安くなった、こういうことが発端なわけですが、今、世界のエネルギーの7割ぐらゐを石油、石炭あるいは天然ガスで占めているわけですが、採算的に引き合いのとれる、あと埋蔵量はどのぐらゐあるであろうか。恐らく、これが100年たつと、きれいになくなってしまふだろうというような見通しのようであります。

また、世界の人口が急激にふえております。この100年間、あと10年で21世紀になるわけですが、西暦2000年に世界の人口が64億になるだろうと、こう言われております。この1世紀に45億人口がふえたということなのです。そして、先進国で人口が逆に減少傾向に向かっておるのに、開発途上国、貧しい国の人口が逆にふえている、逆転現象を起こしているという、これはそんなに昔からのことではないわけです。1900年ですか、20世紀初頭には、開発途上国と先進国との人口比が1対3だったんです。それが、1950年には2対1と、先進国の方が人口が逆にふえていたわけですね。ところが、今は逆転現象を起こしている。先進国の人口が減ってきた。そして、開発途上国の人口が急激にふえてきたわけであります。今、先進国日米を中心とする、いわば豊かな国ですね、この人口が約8億と言われている。それに対して、それ以外の国の人口が五十何億ですから、いわば1対6ぐらゐの比率になってしまった。これから先進国と開発途上国との人口ばかりでない、経済格差もますます拡大するのではないか、こういうことが言

われております。これが、これからの大きな問題ではないかと思ひます。

日本の将来について、一番、最近問題になるのは、出生率の低下ということです。皆さん御記憶にあらうかと思ひますが、特殊出生率という数字があるわけですね。どうして特殊かという、私よく理解できないんです。平均出生率と言う方がわかりやすいんですが、女性が平均して幾人子供を産むかという数字なんですね。これは、もちろん男性は子供を産めるわけでないですから、人口を維持するには、これは2以上でなければならない。これははっきりしていますね。ところが、この数字が一昨年ですから1990年、長く1.57ぐらゐだったんですけれども、1.53になってしまったんですね。この数字が続くとすると、しばらくはまだ高齢化現象が続いて、人口はそう急激には減らないわけですが、あと100年後には、日本の人口は4分の3になってしまう。今、約1億2,000万ですが、9,400万ですか、こうなるであろうということがほぼ間違いない数字として示されております。

いま一つ、労働時間の短縮の問題がありますね。今までの世の中は、物の豊かさを求めて、これが至上価値だと価値観となってきたわけですが、むしろこれからの時代、余暇をどうするか、余暇を活用する、余り働かないで余裕時間を楽しむというのが、世の中の趨勢になってきたようであります。よく昔から「よく学び、よく遊べ、よく働け、よく遊べ」と、こういうことが言われておりますけれども、これは結構な話なんですけれども、これが極端に進むと、労働をすることがさげすむべきことだということ、ちょっと極端な言葉になりますけれども、価値観が変わってくるのではないかと。ヨーロッパ社会では、労働は苦痛だというふうに考えられて、一番みんなが望んでいることは、貴族という有産階級の何もしないでぶらぶら遊んでいる、レジャーを楽しんでいるのが、人間の理想だというふうに考えてきた。日本では、多少今までの労働に対する考え方が違うわけです。むしろ、お金を持ってぶらぶら遊んでいるやつは、これはろくなやつじゃないよと、皆さんそう思うでしょう。今でも、そういうのが支配的だと思うんですが、これが変わってくるのではないかというふうに思ひます。

ごく最近、ある雑誌を読んだところ、こういうことが出ておりました。これは、産業経済新聞に連載したのが集約して出版された本であるそうなんですけれども、よく歴史は繰り返すということが言われておりますけれども、今、産業革命が18世紀初頭、長い暗黒の中世を経て近代社会が成立したわけでありますけれども、はるか以前ですが、西暦初頭に農業革命というのがあったわけであります。人類がこの世に誕生したのが、約300万年前だそうです。そして、農業というのが発生したのが、約1万年前だというのが定説なん

です。長い間停滞していたんですが、農業といっても、昔は土地を耕すわけでもないし、除草するわけでもないし、散水するわけでもない。その生産力というのはたかが知れたものだったんですが、農業革命というか、これが起きたのはBC2000年、今をさかのぼること4000年前だそうです。そして、そこに古代帝国が誕生したわけです。

中国で漢国というのがありましたね。それからローマ帝国、それからエジプト、それからギリシャ、あの時分が古代国家の最盛期だったわけですが、それがどうして滅びたかということなんですが、よく歴史は繰り返すといいますが、やはり生産力が非常に高くなったんだけど、やっぱり資源の有限化ということもありまして、急激に生産力が落ちた、そして人口も、むしろ減ってきた。そして、国民の考え方が、むしろ労働はさげすむべきものだということになってきて、それがよくローマ帝国がどうして滅びたかという、あれはゲルマン民族、外的の進入によって滅びたのではないと、自壊作用を起こしたんだということが言われております。このことは、皆さんお聞きになったことがあるかと思いますが、「パンとサーカス」という言葉をお聞きになったことがありますね。王様の仕事は、皆さんにパンを配給して、そしてレジャーを提供する。これが王様の仕事になってきた。いわば、今の福祉と同じですね。余り福祉も行き過ぎると、そういう現象を起こして、むしろ生産力よりも分配力が、税金をどうするか、福祉をどうするかということが課題になってきた。こういうことで、結局、それが衰亡につながるということが、冒頭申し上げたある雑誌に出ておりました。なるほどなと思って、私感心して読んでいたわけですが、

よく「盛者必滅 会者定離」という仏教の言葉がありますね。これは、国にしたってそうです。人間の家にしたってそうですけど、そんなに繁栄時代が長続きするということとはあり得ないわけです。国家にしても、昔からスペインとか世界国家の時代が、イギリスあるいはオランダの時代があったわけですが、必ずいつか衰亡していったわけでありまして。

日本も将来を考えてみると、もうそういつまでも極盛期が長く続くわけではないわけでありまして、できるだけ今の豊かな平和な体制が続くようにするにはどうしたらいいかというのが基本的な問題ではないかと、私は思うわけでありまして。今、言った古代帝国というのは、日本に例えればどの時代に当たるんだろうかと、これは奈良朝時代だと言われている。約西暦700年から800年の時代です。これ、どうしてその時分日本は古代国家が誕生したかという、これは海を渡って遣唐使というのがありました。これは、大漢帝国の時代から、約1,000年ぐらい時代は下がるわけですが、文明文化が入っ

てきた。仏教の渡来もこの時分でした。そして、いろいろ農耕技術が入ってきた。そして、生産力が高くなってきたという事情があるようであります。それに伴って、いろいろ法制も整備された。その一番わかるのが、奈良の大仏様ですね。あれが、あの時代の、いかに技術が進歩していたかという象徴だと言われているけれども、大仏殿を含め、あのような建造物は珍しいと言われている。

それ以後、平安あるいは鎌倉戦国時代。これ、ヨーロッパで言えば、中世の暗黒時代と言えるわけで、生産も停滞して人口ももちろんふえない、農地もふえない。ようやく人口がふえ、農地がふえてきたのが戦国時代末期、それから徳川初期にかけてだと言われている。非常に農耕地もふえてきて、人口もふえてきたわけですが、五代將軍綱吉の、元禄時代までつながったわけですが、それも、また明治維新まで停滞していたわけですね。

幸い、ヨーロッパを含め中国でもそうですけれども、その時分には、衰亡期に向かうと国土ははげ山だらけになってしまった。この間、谷議員に話を聞いたんですが、「中国では山はどうなってんだ、木は植えてあるのか」と言ったら、「いや、場所によっては植えてはありますけども、場所によっては、それこそ黄土地帯といって国土が真っ黄色だ」と。要するに、木がないわけですね。あの中東地域がそうですね、今は砂漠地帯ですが、昔は木が繁茂していたわけですね。あれみんな切られちゃった。それから、イタリアにしてもエジプトにしてもそうなんです。

幸い、日本はいろいろ風土的な事情で雨が非常に多いという事情もあります。また、水田耕作。で、牧畜というのは日本では発展しなかったわけですね、今まで。それで、傾斜地は利用できなかったわけ。田んぼというのは、もちろん平らじゃなきゃできませんからね。それで、山が残った。緑は今でも豊かな——外国に比べれば豊かなわけですが、

話は本論に戻りますけれども、今、緑と清流というのが、市政の基本的なスローガンになっております。また、市民の意識調査をやっても、日野市で何が一番いいと思いますかという、非常に生活環境がいい緑も残されている、また北には多摩川があり、中央を浅川が流れている、非常に住みよいくだという、よそから来られた方々の率直な印象であると思います。都市計画も、これは大事です。道路整備することも大事です。下水道も大事です。要するに社会資本の充実ということも、これは大きな仕事ですが、この貴重な緑と清流をこれからも守っていかなければならない。生活環境を維持していくのも、これは市政の行政の大きな仕事ではないかと、私は常々思っているわけ

です。

6月議会で生産緑地に関して、私、質問したわけですが、緑というと丘陵部の山ばかり、農地もその大きな一翼を担っていたわけでありましたが、生産緑地法というのは、冒頭申し上げたバブルとも関係あるんですが、要するに、地価騰貴によって、長い間の市街化区域内の農地の税制問題が、あのような形で結末をつけた。形式的には、確かにきのうの天野議員の質問じゃないけど、市街化区域というのはおおむね10年以内に市街化すべき区域だと。農地についても例外を設けなかったわけですが、生産緑地ということで、農地の緑地機能を認めたという形はとっておりますけれども、実質的には、よく市長が言われるように農家の追い出し策ではないか、これが真相だろうと思うわけで、42%の生産緑地は確保できたにしても、これがいつまでも続くという保障はないわけであります。その意味においても残念なことながら、農業は急激に減っていくんじゃないか。これをいかにして長続きさせるかというのが、これが一つの行政の目標であると、私は思っております。

ところで、これから清流、用水事業の関係に入るわけですが、きょうの私の質問は、そんなに難しい質問じゃないので、お願いすることも可能なことなんで、ひとつぜひ色よい答弁をお願いしたい、このように思っております。

日野は、昔東京の穀倉地帯と言われておったほど、水田は多かったわけです。最盛時には、約400ヘクタール、これは昭和30年代かと思われますけれども、400ヘクタールぐらいの水田がありました。そして、この地帯には、用水路が四通八達していたわけです。今でも相当数残されておりますけれども、これが生産調整もありましたね、また宅地化の進行ということも、もちろんありました。区画整理にしても、当初の発端は多摩平、旭が丘、神明上、ここ畑地帯だったわけですね。ところが、最近では万願寺、豊田南あるいは高幡にしても水田地帯です。水田は、どんどんこれは区画整理していけば減少していきます。

そういうことで、今の作付状況はどうかということを、ちょっと私、産業経済課長に調べてもらいました。今、実際に作付されている水田はどのぐらいあるだろうかということです。これは何で調べたかというと、農業共済という制度がありますね。この引き受け面積です。これが、平成3年には36ヘクタールありました。ところが、ことしの引き受け面積は約32ヘクタールだそうです。私も平山地区の用水の責任者をしておりまして、ばかにことしは水田の作付が少ないなと思って気にしていたんですが、非常にここ一、二年でもこのように急激に減ってきております。

水系別に、ついからですから数字を申し上げますと、日野用水が3年度が約12ヘクタール、これが10ヘクタールになってしまった。約2割作付面積が減少しております。上田用水というのは、御存じない方もおられるかもしれませんが、約30%の上減っております。豊田堀の内用水系統ですね、これは割合まだそんなに減っておりません。3年度が約9ヘクタール、4年度が8.5ヘクタールですから、現状を維持しているといっても間違いのないわけです。それから、新井向島用水というのがありますね、南新井です。これは、逆にあそこはまだ相当熱心な農家がおられるところでして、逆に多少ふえております。ところが、私の地域、西平山の地域ですね、あれが川北上村用水というんですが、これも、これが平成3年には3.2ヘクタール、作付されておったのが、ことしはたった1.9ヘクタール、6割になってしまったわけです。4割減っちゃったという数字があります。また、旧七生の東部については3ヘクタールから2.5ヘクタールに減少してしまったというのが、実情であります。ほぼこれは間違いのない数字だと思います。もちろん、用水もこれは水田用ばかりでなく、中に果樹園もありますね、また野菜畑もあります。そこへの乾いたときの給水機能も果たしているわけですが、それは別にして、水田の作付面積というのは、このように急激に減少してきております。

こういうことになると、用水組合の維持管理、これが非常にいろいろ問題が出てくるわけであります。用水の取り入れるについては、水田が減ったから少し簡単にやろうよと、こういうわけにいかないんですよ。ほぼ同じ工事しないと、用水路へ水は乗っかっていかないわけです。これが、負担が強くなったということにつながる。それから、組合員も後継者もないし、非常に高齢化してきております。何か田んぼの草刈り、堀りさらいといったって、結局兼業化も進んでおります。日曜日じゃないと、人が集まらないというのが実情であります。それから、これは皆さん御存じのとおり、今、宅地化が進行しておりますね。この上流でもそうですが、少し水があると、すぐ急激に浅川は増水するわけです。これは御理解できると思うんですが、したがって、取り入れ口もせっかく負担金かけてやったって、ちょっとふえると、もう壊れてしまうということがあります。また、浅川については建設省で河床を下げるといって工事をあちこちに行っております。これも一つ、取り入れが困難になったということの原因でもあります。いま一つ、こんなことを申し上げてはあれですが、財政的にも非常に苦しくなってきました。これは、今まで放流同意ということをお存じですかね、用水路へ簡易浄化槽をつくって放流するときには、一応用水を汚すからということで、同意料という形で大した金額じゃないんですが、いただいて多少資金の足しにしていたわけですが、最近、宅地も余

りふえない。あるいは下水道ができ上がれば、全然収入の道は閉ざされてしまうということで、財政的にも苦しくなってくるというようなことで、ことはまた、今、雨は少ないんですけれども、非常に出水が多かったわけです。私、滝合橋の上に取り入れ口が一つあるんですけれども、あそこの工事に今までに例を見ないほど何回も何回も取り入れ口を壊されている。ブルなりコンボを頼んでやるわけなんですけれども、1回やると、どうしても100万ぐらいかかるんですね。それで、ちょっと次の日に雨が降ったって、まあそういうこともないんですけれども、もとのもくあみになってしまうわけです。しょうがないから、最終的にはポンプアップでやろうということで、市内のリース会社へ行ってポンプを借り、水中ポンプを使って、今は用水を何とかしているというのが実情であります。

採算的に見て、水田なんていうのは、そんなに収入のある作物じゃないんです。平成3年度の税務署の標準総収入という数字が出ておりますが、これが平均して5万3,500円、10アール当たりですね、それっきり収入が実際にはないわけです。これは総収入ですから、それからまた必要経費を引くわけですから、とても経営的には成り立っていかないわけです。今、日野の農業のメインというか企業の経営という、一つは果樹園がありますね、なしを中心とする。これは確かに何とかやっていけるでしょう。またトマト栽培、ビニールハウスのね、これも採算は、忙しいけどとれるかと思えます。水田については、そういうわけにいかないというのが実情であります。

一つは、幸いなことに、日野でも用水路の改修というのはよくやってくれます。したがって、維持管理は多少は楽にはなってきました。そして、現実的に予算面では農業費のうちの農地費でどういう形で補助していただいているかという、農地費のうちの農業用水維持管理事業の補助金という形で、用水組合の連合会というのがありますけど、それに定額で補助をいただいております。その金額が大した金額じゃないんです、予算面から見ると。535万ということで、幾年か経過してきております。これが、どんな数字かということですが、用水組合の経費という、まず資材費ですね、くいを打つとかあるいはいろいろの材料が要りますね、これが一つある。それから借損費ですね、借損費というのはさっき申し上げたとおり、取り入れ口を工事するのにブルドーザーが必要だ、コンボが必要だということ、それを一々借りるわけですから、その借り上げ料ですね、それからあとは労務費と、こういうことになるわけですが、その大体連合会の各用水組合の事業費を含めた数字が9月末になるとわかりますが、その時点で補助金の申請をするわけです。昨年の例がありますが、その申請額がどのぐらい用水の維持管理にかかっ

たかという数字が1,079万という数字です。これは何というか枠がありますからね、人件費にすれば、用水の費用弁償を余り高く払っているところは、一律に当然するわけですね。例えば、どこも1万円払ったとこだって8,000円きり認めないというような形で処理しております。ブルドーザーにしても、極端に高く借りの場合にでも、市の標準価格というのがありますから、それによって減額された数字がありますから、実数ではありませんけれども、約1,080万、用水の維持管理に要した、1年間。それに対する補助金が535万という数字、約50%、平均すると、の補助金をいただいているわけです。

内訳を申しますと、資材費が大体90%ぐらい補助という形、借損費については約5割補助、人件費について、労務費については44%ということで、平均すると約5割の数字だと、補助率がですね、こういう形です。ただ、定額方式ですから、定率でないですから、年度によって事業費がかかるときには、今度は補助率が下がるわけです。

ことは、うちの方の用水組合は、今申し上げましたように、非常に取り入れ口の工事に多額の資金を要した。ポンプアップするについても1日に、今のところ1万円かかるんですよ。これ60日やると60万円かかるということになって、これは私の方でかかり過ぎると、結局、一般の補助率も下がるわけですから、他の用水組合に迷惑をかけて申しわけないというような気持ちもあるわけなんですけれども、現状はそういうことなんですけれども、結局、今こういう事情で水田の作付面積も減ってきた。むしろ、今、用水路の維持管理の機能ということは、市民へ清流を提供する機能、この方にウエートが大きいんじゃないかと、私判断するわけです。

実際問題として、例えば夏場に、これは10月から3月までは年間通水で、市で面倒を見てくれるわけなんですけれども、夏場もちょっと用水の取り入れ口が壊れたとかいって水が入らないことがたまにまあると、市民からすぐ、うちのわきを流れている水路が臭くてしょうがない、何とか早くしてくれという要望がちょくちょく入ってくるわけです。そういう実情を見ても、むしろ清流を維持するという機能の方が、むしろウエートが大きいんじゃないかと、私そのように思っております。

ひとつぜひ、補助についても検討してもらいたい。これ、市で全面的にひとつやってくれよと言っても、これはなかなか難しい問題があり、維持管理については、やっぱり当事者である耕作者でないとやりにくい面もあるから、それでもできれば、やってもらえば結構な話ですが、なかなか難しい面があります。ひとつ大した金額じゃないんです。これが申し上げているように、あと500万も出してくれれば、大体平均的には全額補助という形に持っていけるかと思えます。あるいは考え方によっては、これは組合員の皆

さんから言われているわけですが、用水の取り入れ口だけは、非常に毎年、年によってかかる経費が違って来るわけです。ですから、それだけでも市で全面的に見てくれないかなということも組合員からは要望を受けてもおります。ひとつ何らかの形で、そういう意味があるのでぜひ再検討していただきたい、このことが質問の趣旨です。よろしくお願いします。

○副議長（高橋徳次君） 旗野行雄君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。農業用水の維持管理事業の補助金関係、またその管理関係の主として2点の件でございます。

今、旗野議員さんがおっしゃられましたように、多摩川、浅川流域を形成された当市の沖積土地帯であります古くからの日野農業が営まれまして、日野町、七生村合併当時につきましては、先ほど申されましたように400ヘクタールございました水田が、その後の著しい都市化によりまして、現在では、水稻栽培面積が32ヘクタール、当時の8%ということになってまいりました。

この間、水田のかんがい用水は、各水系ごとに構成される用水組合、先ほど言われました7組合でございますが、この手で取水、導水管理がされ、市がその維持管理費用として、およそ約50%の補助を行ってきているところでございます。しかし、水田面積の激減や農業者の減少、高齢化等のために、取水経費の負担は各用水組合とも限界状況ということが見受けられます。5月から9月につきましては、農業用水期として用水組合で管理し、そして10月から翌年の4月までは、今言われましたように年間通水ということで、これは環境保全あるいは防火用水、市民のためにということで、市が直接対応することとなっております。

補助金を前年度の場合で、今、議員さんが言われましたとおりでございますが、七つの用水組合系で維持管理費の総額は1,089万1,073円に對しまして535万円ということで、約50%の支弁しているところでございます。河川からの取水施設の状況によりまして、管理経費にいろいろと差異は生じておりますが、例えば、今、旗野議員さんが担当になっておりますところの七生西部連合用水につきましては、水田の作付が5ヘクタールで、市全体の32ヘクタールの13%に当たるわけでございますが、維持管理費は282万4,000円ということで、全体の26%を占めるというようなアンバランスになっていることが見受けられます。また、たまたま私もこの用水の取水の近くに住んでいるということで、この状態を見させていただいているところでございますが、この今年度の補助金につきましては、かんがい期を過ぎました9月が終わった時点で、各用水ごとの取水経費を実態

調査して、補助率の引き上げに向けて対応する考えでございます。それぞれの費用の負担の額に応じたものに合わせて行っていきたいというふうに考えております。それから、この管理、今後の対策でございますが、補助金の取り扱いはもとよりでございますが、今後の市によります1年間を通しての管理化について、この取り扱いについて、できるだけ市でやっていけるように検討に入っているところでございます。ことしに入りまして、南平用水組合の代表者である佐々木さんの方からも、この件の申し出がありました。これを市では建設部が担当して管理をしていこうということで、今、協議をしております。

河川からの取水は、土地改良区、または用水組合が慣行水利権のもとに取入口要するに取水せきといいますか、施設などの工作物を建設省の占用許可により設置しています。水路の公有水面使用同意関係のこと、それから改良区の区域変更や解散整理の問題等の難問が控えていますが、本来的には解決策の見通しが立てるように努力しながら、取水、通水、水路管理の市の直営化の方に努めていきたいというふうに考えております。組合員の総意、そういうことを市の方に移管できる体制を整えていただければ、市の方でもそれに対応していきたい、かように考えています。

○副議長（高橋徳次君） 旗野行雄君。

○5番（旗野行雄君） いま一つ、今、部長の答弁の中にありましたが、南平用水の問題もあります。実は、七生西部連合用水組合ということで、連合といえば、もちろん二つの用水組合が一緒にやるということの意味しているわけですが、今まで平山用水については、南平用水と組んでやってきたわけです。ところが、ことしになって、もう田んぼがなくなっちゃったから解散するんだ、よろしく頼むよという話がありました。考えてみれば、あとの維持管理をどうするかという問題はもちろん残るわけですが、また、市でも対応を考えなければ仕方がないと思うけれども、水田がなくなってしまうと、これは用水組合、これは解散せざるを得ないわけですね。これは、皆さん御理解できると思うんですけども。

私の地域でも、近く西平山区画整理事業が始まるわけですが、恐らく水田はそんなに残らないだろうと思うんです。そういう事態になれば、これは解散せざるを得ないということになるかと思います。後の維持管理をどうするか、南平用水にしても、たしか米沢議員でしたか、一般質問で今回出されておりますね。その辺ですね、今、確かに区画整理もやっておりますけれども、まだ用水の水さらいあるいは草刈りが必要な用水路があるかと思いますが、その辺の対応をどうするか。

いま一つ、これは大分前の問題ですが、新井用水の問題があるわけです。新井用水は事実上、区画整理によって水田がなくなってしまった。用水組合解散だと、南平と同じ。ところが、南平用水は、取り入れ口がないわけですよ。だから、解散についても、そう対市との関係とはありますが、建設省との関係はそんなに発生しないわけです。新井用水の場合には、取り入れ口がありますね、あれは昔のまま、まだ残されております。建設省サイドでは、原因者が復旧しろということですが、取り入れ口を取り払うには相当な費用がかかりますね。約1億ぐらいかかるんじゃないかというようなことも言われております。用水組合員はもちろん、そんな金があるわけじゃないんです。本来ならば、あそこは区画整理に伴って水田がなくなる。それがために用水も解散するということですから、区画整理で持つべきがこれは至当だと思うんですが、当初の予想は、確かに聞いてみるともっと水田が残る予定だった。だから、それまでは区画整理では負担を考えていなかった。結果的に水田がほとんど残らないということになって、用水組合は解散だ。では、建設省の言うとおり、原因者負担で取り入れ口を整備しろといったところで、金の出しようがないというのが実情だと思うんです。

ひとつその辺の対応もあるかと思うんですが、これからの基本的に用水組合に対する助成をどうするかという問題を含めて、市長の答弁をお願いしたいと思います。金の大小を言うわけじゃないんですけれども、市民から、そんなとこへ余計な金を出すことないよという声はないと思います。冒頭申し上げたように、今、用水路というの、むしろ清流を市民に提供するんだという機能の方が、ウェートが高いわけですから、そういう市民の批判はないかと思うので、ひとつぜひ市長の好意的な、前向きのひとつ答弁をお願いしたいと思います。よろしく。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市の都市化に伴いまして、かつて水田地帯として築かれてまいりました、いわゆるかんがい水路が、御指摘のとおり水田の面積の減少によって、大変用途なり性格なりが変わってきたということは、我々もよく認識しているところであります。抽象的に申しますと、かつてかんがい水路として動脈の役割をしたものが、都市化によって排水の静脈と化した。いろんな問題をつくり出しておるわけでありまして。それを再び動脈として、今度は清流の水路に潤いを求めたい。こういうまちづくりは、極めて日野市の特色のあるまちづくりだと言えらると思っております。いろいろこれまで緑と清流というテーマを掲げてそれぞれに取り組んでおるわけでありまして、最近、いわゆるかんがい水路につきましても、用途がほぼ終末に近い状況になってまいりました。

そこで、用水路の維持管理並びに今後の用途というものをどう考えるかという大きな課題に直面をしまっておりま。

たまたま御指摘の南平用水組合、ことしその大きなきっかけとして、市に管理権を移管をしたい、こういう申し出がございました。私どもも、それに対しましてなるべく早く回答をし、権利、義務、これらをそっくり市に移管をしていただくということによって、将来の日野市内のかんがい水路のまちづくりの上の位置づけをしていきたい。このように内部的な意思決定はいたしております。

かつての議会で、七生土地改良区用水組合にかかわりまして、いろいろ財産権とかあるいは公民の境界確定等に多くの支障をもたらして、市民生活そのものにも悪影響があるという状況がありますので、その組合の理事長をされた方に、権利と義務をそっくりひとつ一番身近な市に移管をしていただきたい、こういう申し出はしておるわけですが、まだ民法的な権利があるふうに受けとめておられる状況もあるようであります。このようなことにつきましては、東京都の当局でひとつ整った指導をしていただきたい。そういうことによって、なるべく早く結論をつくりたい、こんなふうに考えております。

特に、御質問の中の一つ肝心な、当面の部分としての各用水組合の維持管理上の経費負担の問題があると思います。なるべく積極的な公費負担の形をつくり出して、今申し上げましたような施策に対しても、各組合に積極的な理解をいただくように努めていきたい、こう考えております。

今、かんがい水路ということのために、産業経済課が所管をしておりますが、日野市の一つの行政の特色でもあります水路清流課が本来は全面的に用水の管理にかかわっていくということが、これからの仕事だろうと思っておりますので、まちの潤いのいろんな意味での役割を水路に託すとともに、従来のいわゆる用水組合、水路の権利義務、それらについて積極的な解決を図っていきたい、このように考えております。

○副議長（高橋徳次君） 旗野行雄君。

○5番（旗野行雄君） 市長の答弁の中で、改良区の問題が出ましたね。確かに、関係市民の間では、とりあえず公共用地の査定、これができないで困ってしまう、何とかしてくれという声は、私にも届いております。何かいろいろ複雑な事情はあるだろうと思えますけれども、ひとつ積極的にこの問題の解決についても、市民が困っていることですから対応してもらいたいと思います。できる範囲内で、私も協力を惜しまないつもりであります。

用水組合の問題については、今、市長から基本的には理解していると前向きの答弁をいただきましたけれども、できるだけ早い機会に具体的に対応していただきたい——ただけだと思っております、今回は。そのことをお願いして、この質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君） これをもって7の1、農業用水維持管理事業への対応についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋徳次君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午後1時9分 再開

○副議長（高橋徳次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問8の1、放置自転車対策に鉄道事業者の協力を求めよの通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔10番議員 登壇〕

○10番（福島敏雄君） それでは、放置自転車対策に鉄道事業者の協力を求めよということで、質問をいたします。

放置自転車につきましては、日野市も大変なお金と人をつぎ込んで努力をしているわけですが、依然として、駅周辺には放置自転車がいっぱいあります。私は、この放置自転車対策をもう一步進めるには、いろんな方法があるかもしれませんが、鉄道事業者の協力を求めるということも有効な方法ではないかというふうに考えておりますので、そうした考えに立って質問をしたいと思います。

先日、豊田駅北口で自転車を管理している人と、ちょっとお話をさせてもらったわけですが、いろいろ話をしている中で印象に残りましたのは、最近、月決めで契約する方に比べて毎日お金を払って預ける人がふえていますと、こういうことでございました。それで、その管理している人は、その理由は、新しく申し込みますと改札口から遠いところにしかあいていないので、そちらの方に置くようになりますと。ところが、毎日お金を払って置きますと、入口のすぐ近くにそれは置いてあるわけですね。したがって、荷札をつけていっぱいそこに当日1日契約のが置いてあるということでございます。私はこれを聞きまして、自転車利用者の心理といえますか、そういうものをかいま見たような気がいたしたわけでございます。放置自転車をなくすには、やっぱり改札口の近

くにまで、できるだけ近いところに駐輪場を設置するということが、理想かなという感じがいたしております。中には、お金を払うのがいやだということで、すぐ近くまで行って路上に置く人もいられるかもしれませんが、そういう人は、またさらにいろいろ対策を講じるといたしまして、一般的には、駅の入り口の近くに駐輪場を設置するという努力をしなければいけないのかなという感じがいたしたわけでございます。

こうした視点に立ちまして、9月1日にオープンをいたしました日野駅西駐輪場を見ますと、市が予定したように利用者が入るかどうか不安に思えてくるわけであります。用地費が3億3,400万、建設費が約1億円、計4億3,400万円ぐらいの巨費を投じて建設いたしました870台収容可能な立派な駐輪場であります。

9月2日に一般質問を通告いたしました後、現地に行きまして中を見せていただきまして、先輩から説明も受けたわけであります。それによりますと、月決めの料金は1階が2,000円、2階が1,800円、屋上というのがありまして、屋上が800円ということだそうでありまして、料金も一番上まで運んでくれる人は800円ということで、非常に政策的に決定されているなあという感じがいたしました。屋上へ上がってみましたら、すぐ下がホームでございました。そうした面でいくと、この駐輪場の建っている場所は、非常にホームに近いということでよろしいような気がしたわけであります。

予約募集というのを何か8月30日から始めたということで、その状況も聞いてきました。8月30日に申し込みに来た人が80人というんですか、80台、8月31日の人が33台、9月1日が15台、9月2日、ちょうどお昼ちょっと前だったですけれども、10台ということでございました。ちょうど9月1日からオープンして140台程度が入っているということであります。利用者の人はどちらが多いですかと聞きましたらば、ほとんどが住所を書いてもらうんですけど、大坂上ということのようであります。大坂上の人がほぼその人たちで140台ということでありました。

先日、私どもに配付されました平成3年度の主要な施策の成果というものをめくって見ますと、日野駅の西駐輪場に関しましては「当施設が完成すると、日野駅周辺の放置自転車のはほとんどが収容でき、歩行者の通行と安全が確保される」、こういうふうに書かれておるわけでございまして、この書いた人の気持ちはよくわかります。駅周辺には800台程度の放置自転車がある。したがって、870台の入れ物をつくらねばなるよ、こういうふうに書いたんだと思うんですけれども、先ほどの自転車利用者の心理というようなことを考えてみますと、そううまくいくのかなという感じがするわけでありまして、やはり幾つか改善をしないと、所期の目的は達成できないんじゃないかというふうに思

います。

あそこで見えてまして、すぐ目の前にホームがある。ながら、ずっと坂を下りて御存じのように、改札口は甲州街道のところでございますから、あそこまで行かなきゃいけないわけで、できれば——できればというか、もう豊田寄りのところに定期ぐらいが通れるような改札口、無人でもできるんじゃないかなあと、自動的に定期を入れれば、さっと向こうへ行けるようなのができれば、かなり入れてもらえるんじゃないかというのが、一つありました。したがって、改札口を豊田寄りに設置をしていただく。このことが、やはり重要なことではないかなというふうに思いました。それから、いま一つ屋上に上がって見てみますと、神明側に坂があるわけですが、そちらにはずっと放置自転車が9月2日のお昼には並んでいました。案内してくれたその先輩に「あれもこっちへ入ればいいね」という話をしましたら、「確かにそうです」ということであります。したがって、神明地区の人が入れやすいような方式を考えるというふうにするすれば、やはり線路をうまくまたぐという必要があるかと思えます。今の状況で、神明の人たちが入ってくるには、七小のあそこの橋を渡って、向こう側へ渡ってから下がってこないといけないということでありますので、もっと下へ下がったところで、うまく入れるようなことを考える必要があるかなという感じがいたしました。

そのほか、いろいろ改善する方途はあるかもしれませんが、いずれにいたしましても、私はこの場合、JRの協力を、ぜひ最大限協力していただく、このことが大変重要なのかなという感じがいたしました。「鉄道事業者」というタイトルをつけましたけれども、これは市内にはやはり京王線の方もありますので、放置自転車対策で、鉄道事業者にちょっと協力をしてもらえば、放置自転車対策に実効が上がるというようなことは、それぞれ各駅であるのではなからうかというふうに考えます。

その後、日野を見て豊田に行きましたら、そういう視点で見ますと、豊田の駅の北口の台地とを結ぶホームの上というのは、スペースがかなり広く感じられます。安全対策上、JRが言うことを聞くかどうか分かりませんが、あの北口の台地の高さで一気にホームの上に何かつくれば、相当の自転車の収容もできるんじゃないかと、大変思いつきで素人考えで、そのことのいい悪いは、美観とかそういうことあるかもしれませんが、そういう感じがいたしました。そういうことであります。

私自身、この自転車対策の中で、昭和58年からでしょうか、日野市の放置自転車の条例ができて、たしかそのとき、審議に加わった一人といたしまして、デパートですとか銀行ですとか、お客が来てもらうところには、駐輪場設置を義務づけよう、こういう条

例の趣旨があろうと思います。

要するに、鉄道の方も自転車に乗っていく人は、ほとんどが電車に乗るために乗っていくわけでございます。鉄道事業者からしてみれば、いや、そんな遠くから来て乗ってもらわなくてもいいんだというふうに、そういう見解もあるかもしれませんが、現実の問題としてはお客さんなわけでありますので、そのお客さんの足というものについては、私自身は、もっと鉄道事業者も中に入っていただく、このことが重要だと思うわけでございます。

そういう観点から3点、質問いたしたいと思います。

今申し上げましたように、放置自転車対策について、鉄道事業者の役割をどのように考えておられるかということとあります。そして、今までこの鉄道事業者に対して、どのような要請をしてこられたか、これを1点目にお聞きをしたいと思います。

2点目は、日野駅駐輪場の、私は9月2日時点の収容台数140台というふうに把握しておりますが、それから1週間たちましたので、ふえているかと思えますので、どの程度現在入っているかということと、この駐輪場が現在のままで、4億4,000万ほどかけた費用に対して、目的とした効果が上げ得られるかどうか、上げ得られるというふうに考えておられるか、この辺のところについても2点目に見解を聞きたいと思えます。

それから、3点目は質問の中でも言いましたように、日野駅の豊田寄りに改札口を設置する、非常に簡単なやつでいいと思えますけれども、このことについて、要請を強力にする考えがあるかどうか、以上3点お聞きをいたします。

○副議長（高橋徳次君） 福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 通勤、通学のための駅利用、したがってその駅の周辺に放置されている状態というのは、日ごろ、この仕事をしている担当部局としては、日々頭を痛めているところであります。

鉄道事業者の役割ということにつきましては、6月の議会で条例で、鉄道事業者の役割について規定をしていただいたところです。しかし、実際には罰則規定を伴わない、強制力を伴うものではないわけですが、それなりの条例で定めたという一つの議会も認め、市民も認める意思を背景に、今後いろいろ鉄道事業者との折衝の際に、大きな力になると信じているところです。鉄道事業者の役割ということについて、条例の中でこういう形で定めているわけですが、まだいわゆる55年の11月に公布された、いわゆる自転車基本法と呼ばれる自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場整備に関する法律というものが制定された際に、鉄道事業者の役割がこの法律から漏れていたとい

うそういうような——漏れていたというよりも、私どもから考えるとはずされているという、そういう実態があるわけです。その後、約10年たった法律の運用に対して総務庁の中に自転車基本問題研究会というのがありまして、この自転車基本法の改正をここで進めているという状況であります。この中で、鉄道事業者の役割というの、論点の一つになっているわけですが、なかなかこの法律改正が近づいてはいますけれども、鉄道事業者の役割についての明記が、なかなか法文の中に組み入れるのが難航しているという情報であるわけです。

それで、私ども自治体の立場から、鉄道事業者の役割をどう考えるかということについては、やはり先ほど申し上げましたように、鉄道を利用する人が、その足として使う自転車、それが駅周辺に放置されている。こういう事実は否定できないわけですから、やはりもっともっと鉄道事業者が、受け身ではなくて主体的な形で、むしろ取り組むべき問題ではなかろうか、こう考えております。多くの自治体もそのような立場に立っております。ことしの2月に発足した全国自治体自転車対策協議会も、百七十余の団体が一致団結して連携して、この法律改正に向けて、自治体としての意向を伝えようということで、一つの運動を繰り広げているわけですが、一致して、この点については切実な意向として持っております。

私ども実務を担当する者としても、鉄道事業者にはもっともっと主体的に役割を果たしてもらいたいという、それでなければ、逆に自転車問題の抜本的な解決というのはできないという実感を持っております。

それから、どのような要請をしたかという点ですが、6月議会が終わりまして条例が施行された後、早速市内の各駅、駅長さんを訪問しまして、この条例の趣旨を説明をして、今現在、具体的にどこをどうしてくれという、そういうような要請ではありませんけれども、条例の趣旨を十分説明した中で、今後の来るべき状況の中では、この条例を踏まえた形で協力をしてほしいということを要請をしているところです。特に、日野駅の西駐輪場ができたことを踏まえて、やはり利用者に、早朝から駅員さんはおられるわけですが、数が限られているということもありますけれども、ぜひ駅の周辺だけでも誘導をして、なるべくそこに放置されない状態をつくってほしいという、そういうようなことの要請もあわせて具体的な要請としてはいたしました。

それから、予約状況でございますけれども、議員さんの調査も比較的新しい情報で140台ということがありますが、9月7日現在の申し込み状況ということで、定期利用が151台、一般利用、日決めということですが、これは延べ119台、収容台数

が800台余り、実態上、屋上の部分は屋根がないということもありますけれども、収容能力というのはまだまだ十分あるわけです。それで、この駐輪場を利用する範囲というのは、今、議員さんが指摘されましたように、大坂上を中心としたものが多いということですが、私どもは、このことによって、少なくとも収容スペースはどんな事態、つまり、日野駅周辺の駐輪場は借地が多いわけですが、返してくれと言われた場合でも何とか独自のものは確保しているという、そういうような条件も整えておくことができたということで喜んでいただいておりますけれども、しかし、この利用状況151台、日決めを入れて約200台ちょっとということでは、利用状況は満足しておりません。

それで、1週間たった中で、二学期も始まり通勤通学者の多くなっている中で、いろいろ警告札だとかいろんなPRなんかを行いながら、何とか協力を求める策をやるのと同時に、駅周辺、あのままで放置状態は非常に望ましくありませんので、移動措置を集約的にやっていくことによって、西駐輪場の利用を促進、高めていきたいと考えております。具体的なPRの方法は、広報の方法もありますけれども、近隣の駅周辺の自転車の無料の利用者に対して、パンフレットあるいは案内なんかを行ったり、いろんな方法、自治会なんかを通して利用案内を配付したり、いろんなあらゆる努力を重ねていきたいと考えております。以上です。

○副議長（高橋徳次君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） それでは、3点目の駐輪場の近くに改札口を開設せよということでございます。

この用地の買収に当たっては、企画が担当したわけでございますが、当然、今、質問者の方からも予算の状況が話されました。大変大きなお金を投資したわけでございます。旧国鉄から清算事業団に移って、市がこの目的を持って買い求めた用地でございます。その時点で、清算事業団に対して、何とか駐輪場は、やはりJRの利用者のためにつくるんだということを前提にして、事業団のためにも改善方の申し入れは口頭でいたしました。もちろん並行して、JRの本社に対してもお願いしてくれということ、あわせて我々も対応した経過はございます。しかし、現実の問題として、過去、日野駅の改良問題については、幾つかの問題を議会から指摘もされております。口頭あるいは文書等も含めて、市長みずから本社に行ってくださいまして要請はしておりますが、なかなかその目的が達成されていないのが、今の実情でございます。

今、御質問者の方からもありましたとおり、当然駐輪場ができ上がって、この利用者に対する利便を図るには、改札口の開設をすることによっての利用は、かなり上がると

いうふうに見ております。

既に先般、大崎参事と私も出向きまして、本社にこのことを伝え、改札口の設置方を口頭ではありますが、要請はした経緯もございます。しかし、なかなか進まないというような実情を踏まえれば、今後何らか手法を考えながら、積極的に一つでも解決する方法を考えるべきだろうというふうに思っております。なお一層努力していきたいというふうに思っております。以上です。

○副議長（高橋徳次君） 福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君） それぞれ答弁をいただきましたけれども、特に3点目につきまして、市長の決意といえますか、お聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 市が行います公共施設等につきましても、受益者負担の原則といいたしでしょうか、そういう経営感覚がほしいということを、日ごろ内部にも言っておるわけであります。あそこの施設の場合、用地代あるいは建物代を投資として考えます場合に、到底採算が見通せるという事情はありませんが、将来に施策として必要な施設を、一応整えたという状況でございます。

また、受益者負担の原則からいいますと、むしろ、今、鉄道経営者は集客ということについて、どの程度経営上の努力が伴っているかよくわかりませんが、本来ならば、鉄道経営者の側がお客に対するサービスとして、そういう施設を整えるというのが、一応の原則でなければならない、こう言ってよろしいと思っております。したがって、その他の領域にも言えることでありますが、ごみの処理等も実際にすべて終末処理が持ち込まれておるといような矛盾も大いに感ずるところであります。しかしながら、市民の利便ということで物を考えるのが、また一つの自治体の原則でもありますので、できるだけ日常生活が機能的に、特に通勤通学の忙しい時間が、自転車が使われるということも当然だと思いますので、自転車置き場につきましては、かなりサービス精神で取り組んでおるとい事情であります。

御指摘の点は、確かに一つの解決の手段だということにも感じますので、鉄道経営当局にいろいろな形で積極的に働きかけをやりたい、こう思っております。

豊田の駅の、つまり駅のホームの上を利用すれば、自転車の収容などは極めて容易なことになるということも言えると思えますし、JR側あるいは日野市内の京王線につきましても、そういう考え方で積極的に協力を要請するというふうに努力をしたいと思えます。

○副議長（高橋徳次君） 福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君） ありがとうございました。

ぜひそういう方向でやっていただきたいと思います。いつも、ちょっと口がしゃべり過ぎになっちゃうかもしれませんけれども、あの1億円の工事費を論議するときに、ああ、あそこじゃ入らないなという感じがいたしました。そのときに、私としては、附帯条件ぐらいのつもりであのホームの開設を意見表明したことがあります。ぜひいろいろ計画を立てる、市民の便宜を図るといいと思いますけれども、民間経営ではありませんから、投資した費用と効果というものが、これ一致する必要もないかもしれませんけれども、多少そういったところには気を配って、事前によく調査をするということも大変重要なことではないかというふうに考えますので、これからの新しい事業の展開に当たっては、そういう観点からも、ぜひ職員の英知を結集していただきたい。

で、最後に市長、それぞれの京王なりJRなりに協力の要請をするということですので、これは鉄道のお客さんのものでありますので、ぜひそういった面で、かなり強力に要請をしてもよろしいのではないかというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で、この質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君） これをもって8の1、放置自転車対策に鉄道事業者の協力を求めよの質問を終わります。

一般質問8の2、浅川処理区の下水道達成計画を問うの通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

○10番（福島敏雄君） 市長の行政報告によりまして、11月1日には浅川処理場、11月16日には八王子処理場が稼働するという報告をいただきました。まことに御同慶の至りであります。そして、ここまで到達するために、御尽力をいただきましたそれぞれの皆さんの御労苦に対しまして、心から感謝の言葉を送りたいと存じます。これで、市民の排水を処理する三つの処理場すべてが稼働するわけでございまして、平成4年、1992年は、日野市にとって記念すべき年になると思います。そして、これからの下水道事業の基本というものは、一日も早く100%達成をするために努力をするということであろうと思います。

南多摩処理区、秋川処理区は順調に推移していると思いますが、心配なのは、浅川処理区の進展についてであります。昨日も天野議員の質問に、市長は答えられておりましたけれども、現在時点で、不確定要素はかなりあるわけでありまして、完成年度

はいつになるのか、端的に1点目はお聞きをしたいと思います。

それから、2点目でありますけれども、それを少しブレイクダウンしたような格好になるわけですが、処理場が稼働したということになれば、管が迎えに来てないところは、うちの前はいつ来るんだという議論が、すぐ出てくるんじゃないかというふうに思います。したがって、日野本町地区四丁目、五丁目、さらに新町、栄町地区、要するに多摩川幹線がいつ迎えにくるのか。それから、今度は浅川幹線の方の豊田南、西平山、これらはいつになったらそこに流せるか、このことについてお聞かせをいただきたいとします。以上です。

○副議長（高橋徳次君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） ただいま、浅川処理区の完成年次ということでございます。結論から言いますと、私どもは、現在の基本計画の中では13年が最終年度となっておりますわけですが、これを10年に完成をしていきたい。こういう目標を立てております。ただ、この場合でございますけれども、現在、浅川処理区の区域の中には、面的な整備が非常に行われております。区画整理事業が何カ所も、数カ所実施されておるわけでございます。こういう区画整理事業と面的な整備が行われている区域は、その事業と同時に施行いたしますので、この10年を目標というのは、こういう面的な地域を除いた区域でございますね。そういう区域を10年までに完成をしていきたい。当然、面的な事業が行われております区域につきましては、同時に施行していきますので、その事業の事業年度と合致してくる、こういうことになるわけでございます。

ただ、2点目でございますけれども、日野本町、それから新町、この区域につきましては、現在区画整理事業が下流からいきますと、万願寺事業、今施行中でございます。この地域は道路がほぼあいております。

それから万願寺第二、これが今、区画整理事業に着手したばかりでございます。

それから、その次に東町、これは明日9月10日認可になるというふうに、都の方から、今連絡が来ている段階でございますので、これも今年度から事業に着手という形になるわけでございます。

それから、その先の方でございますけれども、中央線までは道路がもう既にできて、用地はあいております。

それから、中央線から先でございますけれども、四ツ谷前という区画整理事業、これが現在実施されておまして、今年度中には換地が決まり、道路用地が予定でございます。

その先でございますが、八王子の境まで都市計画道路の3・4・8号線という路線が、これは現在事業を実施しております。用地の買収も相当進んできております。それで、ことしの7月でございますが、そのうち約半分ぐらいでございますけれども四百数十メートルでございますが、事業認可をもう既にとっております。

こういう状況で、この路線に東京都の流域本管、下水の本管が入るわけでございます。この本管が入らないと、その周辺の利用というのは、なかなか現実問題として不可能だということでございます。この事業を促進する意味で、現在東京都と、その具体的な内容につきまして協議を行っております。その協議の内容というのは、道路の位置そのものは、もう既に都市計画決定されて決まっておるわけでございますので、ある程度区画整理事業の進捗に合わせまして、もしその道路の線形の上にある地主さんの了解を得られれば、建物があっても地下を占用させていただきまして先行でできないかどうかと、こういうふうなことで具体的な今検討に入っております。ただ、最終年度としては、この地域も私の方では9年までにはできるだろうという考え方で、その9年に流域本管ができた時点で、その地域が同時にある程度供用できるような方法で、今年度から一部調査に入る予定をいたしております。特に、今年度計画している地域は、日野本町地域を、一応計画を下流から順次やっていきたいというふうに考えております。

それから、一番問題の方は、この浅川中央幹線側、浅川沿いに通りまして一番上流は西平山区画整理区域になるわけでございますけれども、この地域は、区画整理事業がもう既に認可になって着工しておる豊田南でございます。それから、西平山につきましては、年内に認可をとっていきたい。それから、豊田に接して東豊田の区画整理、これが組合施行でございますけれども、準備会が今月の9月3日に設立されております。したがって、今度は事業化に向けてスタートをした。

問題は、その下流の方の川辺堀の内地域でございますけれども、これは今、区画整理のそういう話を進めております。それと、万願寺第三地域ということで、今、事業をしております万願寺に接する区域、この一番問題になるのは、この川辺堀の内地域と万願寺第三地域、これが最終的に一番大きな問題になってくるわけでございますけれども、10年を一つの目安として考えてまいりますと、来年度中あたりには、面的整備を兼ねて可能なかどうか、その最終の決定をしていかざるを得ないのかな、場合によっては、暫定的な管でもって豊田の方へ接続していくということも考えていく必要があるというふうに思っております。

ただ、いずれにいたしましても、下水道事業、非常に資金的に費用もかかりますので、

今後の基本計画の見直しの中でこういうものも十分検討していきたい。担当部局としては、10年を最終の目標としているということで御理解をいただきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君） ありがとうございました。

それでは、浅川処理区も平成10年には迎えに来るよ、一番端っこもそうなるよというふうに、街で質問されれば答えますので、余りずれないように、ひとつよろしく願いしたいと思います。

私は市長の行政報告を読ませていただきましたときに、八王子処理場、浅川処理場が稼働するよと、大変おめでたい話だということの、1行でも、残っている地域は最大限の努力をしたいというのが1行入っていれば、大変これは勇気づけられたんですけども、それが大変残念だとは思ったんですが、きのう天野議員の質問に対して、大変な決意表明を、私の質問通告に答えていただいているのかなというような感じで聞いておまして、これは市長の気持ちが変わりましたので、ぜひ一丸となって、この処理場が稼働を始めたというのは、そのステップにすぎないわけで、市民にくまなく行き渡るということが、行政サービスの基本だと思います。やはり、行政の幾つか基本があるかと思えますけれども、平等あるいは公平、こういったようなところには意を用いる必要があるかと思えます。特に下水道事業というような長期間時間のかかる事業については、多少ずれが生じるのはやむを得ないと思えますけれども、南多摩処理区は60年、供用開始ということであります。ですから、60年からもう7年たっているわけです。あと10年ということは、6年足すと13年、15年ぐらいの南多摩処理区の供用開始と、今の予定で聞いても、浅川処理区の最後の方は15年ずれるということであります。平等、公平、こういったような観点からいっても、取り残されているところも同じように都市計画税も取られてますし、いろんな税負担は同じであります。そういった面からいけば、ぜひ総力を挙げて、この浅川処理区の下水道計画100%達成に向けて努力をしていただきたい旨を、声を高らかに訴えをいたしまして、質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君） これをもって8の2、浅川処理区の下水道達成計画を問うの質問を終わります。

一般質問9の1、緑地保存について問うの通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

〔1番議員 登壇〕

○1番（沢田研二君） それでは、通告に沿いまして質問をさせていただきます。テ-

マにつきましては、緑地保存についてというテーマでございます。

緑地あるいは緑、この言葉は、まさしく日野市をあらわす、または日野市をイメージする言葉といってもいいのではないかと思います。言うまでもなく、日野市の目指す都市像というのは「緑と文化の市民都市」であり、これを形成する三つの要素があるわけですが、そのトップに位置づけられているのが、「緑と清流と太陽の都市」ということであります。このように、「緑」なり「緑地保存」の政策は、日野市の政策では、もちろんありますけれども、というよりはむしろ森田市長の政策の中では、ある意味では自信を持った、また自慢の政策の一つであるのかもしれない。

特にことは6月に国連環境開発会議、言うなれば、地球サミットがブラジルのリオデジャネイロで開催をされたこともありまして、ことさらこの緑地を含めた環境問題が関心事になっているところでございます。地球サミットには、世界中の関心が集まったわけでありすけれども、それは一つには1972年スウェーデンのストックホルムで開かれた「国連人間環境会議」以来、実に20年ぶりの世界規模の環境会議ということも、もちろんあったことかと思えます。また一方、地球温暖化の問題を初めとして、あらゆる面からの環境問題が地球規模で考えるべきときに来ているということで、世界から約110カ国の首脳が参加するということで、活発な話し合いが行われ、まさに文字どおり世界の未来をかけた会議であったということも言われるかもしれません。しかし、一方では、この会議があたかも先進国からいかに多くの援助資金を引き出すかといったことの舞台道具の一つであったとも言われております。とりわけ金持ち国と言われる日本の貢献、これはお金だけの面では、もちろんないと思いますが、公害防止技術という面でも非常に優れているということも、合わせまして大変大きな期待を日本に寄せられたわけでありすけれども、必ずしも、明確にその期待にこたえたとは言いがたいような結果で、終了したとも言われているようでございます。

地球サミットの問題はともかくといたしまして、地球環境問題は大変幅あるいは奥行き、深さ、こういったものは広く、そして深いものだというふうに認識をするところでございます。温暖化の問題、オゾン層破壊の問題、熱帯雨林の減少の問題、あるいはごみ、リサイクルを含めた廃棄物問題、こういったものがお互い相互依存関係にありますので、その解決は非常な困難があるとも言われているところです。また、加えまして、エネルギー問題も極めて大きな環境に影響を持つと言われているところでございます。

さらに、環境問題はそういったものだけではなくて、政治問題にもなり得るというふうに思います。それは、温暖化に伴って広い範囲にわたって、もう現実化しているわけ

ですが、砂漠化をしたりあるいは水没などが発生する、そういうことになりますと、民族の、まさに大移動に伴う国境紛争や場合によっては戦争勃発などということも考えられることかと思えます。

世界情勢が社会主義諸国あるいは共産主義諸国の崩壊によって、東西の冷戦機構が解消方向にある一方において、新たに民族主義あるいは宗教主義に伴う葛藤がもたらす紛争が方々で生じているわけでありますけれども、地球環境の変化に伴う紛争が発生することも十分考えておかなければならないことではないかと思えます。

先ほど少し触れただけで飛ばしましたが、エネルギーとの関係では、セイブ・エナジー運動の展開が極めて重要だというようなことを盛んに言われております。セイブ・エナジー、すなわち省エネは、かつて石油危機のときに国民みんなが関心を持ち努力、工夫をしてまいりました。資源節約としての省エネであったわけですが、環境を守るためのセイブ・エナジーが、今、要求されているということではないかと思えます。

私たちが生活向上を目指せば目指すほど、エネルギーの消費というのはふえることになります。そして、そのことが結果として環境破壊という形態を生むことにもなるわけであります。この対策として、ゼロ成長あるいはマイナス成長でもやむを得ないんだという考え方を示す人が一部おりますけれども、これは、極めて非現実的な論理と言わざるを得ません。セイブ・エナジーは大変重要なことではありますけれども、あわせてもっと重要なことは、技術開発によって課題克服をするということではないかと思えます。すなわち代替エネルギーの開発やあるいは利用方法改善によるエネルギー利用効率の向上、そしてリサイクルシステムの確立が、省エネの現実的課題克服につながる重要事項であるというふうに考えるわけであります。

例えば、原子力発電につきましてもいろいろ論議されるところでありますけれども、現在における代替エネルギーの一つでございますので、重要なものとしての位置づけが得られるというふうに思うところでございます。

さて、地球環境を守ることとの兼ね合いでは、いろんな問題が相互に交錯し合って、対策が困難ということを申し上げたわけですが、しかし、その中でも基本は、やはり緑地の保存ということが、最も大切ではないかなというふうに思います。地球の表面積が約5億平方キロメートルで、これは日本の面積の1,000倍強の大きさということでございます。そういう中で、日野市の面積が27.54平方キロでございますので、そのうちのまたさらに何割かが緑地ということでございますので、果たしてどの程度地球環境保護になるかということを考えますと、多少疑問は感じますけれども、しかし、この

ことは必要なことであるというふうに断言をしたいと思えます。また、個々の範囲ででき得る努力、工夫はすべきであるということも申し上げたいわけであります。

以上のような背景をふまえて、日野市の具体的な緑化政策について伺いたいと思えます。大きくは3点ほどに分けて伺いたいと思えます。

まず、1点目でございますけれども、日野市の現在の緑地規模、これがどういう集計の仕方をされているかということもありますけれども、それについてお伺いをしたいと思います。

その中の1点目は、緑地指定されている市有地の規模、これはいろんな表示の仕方があるかと思いますが、もし集計されていれば何カ所ぐらい、そして面積はどのぐらい、またその主な場所はこんなところというような形で説明いただければ、ありがたいと思えます。それから、登録樹林制度がございまして、この登録樹林の規模、これも先ほど言ったような表現ができれば、より理解しやすいかと思えます。それから、さらに緑地信託、これにつきましてもどの程度の現状規模があるのか。それから4点目に、登録あるいは指定された木という樹木の数ですね、これが日野市としてどの程度把握されているのかということでございます。これは、ことしの春早々だったと思えますが、東京都が樹木の将来にわたっての確保計画が、何千万本ですか何億本でしたか数忘れましたが、そういう形で計画が示されました。当然、各市町村にもそれに関連して、ブレイクダウンされて、その計画みたいなものの案が示されたり、あるいは逆に市町村から提出されたりというようなこともあるのかなというふうなことも思えますので、もしその辺も把握されていれば、お伺いしたい。

まず、4点についてお伺いしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 沢田研二君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 日野市の現在の緑地規模について、お答えいたします。

現在の日野市の緑地といたしましては、いわゆる都市緑地と呼ばれているものが29カ所、25万8,000平方メートルでございます。

それから、登録樹林として98カ所、これは、いわゆる500平方メートルで1団をなすものという決め方ですが、これがトータルで70万7,542平方メートル。

緑地信託によって確保されている面積が20カ所で、累計で7万9,871平方メートル、これが信託されております。この信託されたものの中で、2カ所、1万123平方メートルが既に公有化されて、市の名義になっております。現在、したがって、信託されている面積は18カ所ということで、6万9,748平方メートルとなります。

登録樹林、幹回りが1.5メートル以上のものにつきましては、247本という実態でございます。それから、先ほど東京都の長期基本目標、東京都緑の倍增計画91というものの中で、いわゆる今後21世紀初頭までにこの樹木の本数を目標として定めているわけですが、総本数が2億本と呼ばれております。宅地の樹木が、そのうち1億6,800万本という形で、2億本のうち1億6,800万本は宅地の緑化という形、これはいろんな工場なんかも含めていると思いますけれども、そういう形で、いわゆる街路樹は1,400万本、それから公園の樹木としては1,800万本、こういうような形で、東京都としての計画を立てております。この計画に若干、各市町村の実態等についても反映はされておりますけれども、このうち、何本が日野市に分配されるかという、そういうような決め方はございません。ただ、毎年、秋の緑化月間なんかを中心に、秋の苗木配布というのがされるわけですが、これは毎年、東京都から支給される苗木として500本から1,000本という形、あるいは場合によっては、特別の場合には3,000本とか5,000本規模で支給される場合がありますけれども、これらもこういったような計画の範疇の事業と伺っております。以上です。

○副議長（高橋徳次君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） ありがとうございます。

この項目については、1点だけ確認といいますか再質問したいんですが、最初の緑地指定は、基本的には市有地だけというふうに考えた方がいいのでしょうか。それとも民有地でもこういう指定というのはあり得るのか、そこだけちょっと再確認をしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 民有地の場合は、いわゆる登録樹林という形で管理をしております。以上です。

○副議長（高橋徳次君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） 了解いたしました。

それでは、大きな2番目の質問に入らせていただきたいと思います。同じような、今現状を把握するということでお伺いしたんですが、今度は、今後この緑地保存したりあるいは確保したりあるいは将来の拡大計画、こういったことについてお伺いをしたいと思います。

その中で、今、四つの項目について、それぞれ現状を伺ったわけなんですけど、それぞれ例えば緑地指定の規模を今後、どの程度に考えているのか。

あるいは登録樹林、緑地信託等につきましても、今後計画性を持って拡大、拡張、そういったような計画があるのかないのか。あるとすれば、どんな規模で目標を立てておられるのか伺いたいと思います。

それから、樹木の数につきましても、先ほどの東京都では、緑の倍增計画、主には住宅樹林というようなことが中心になっているようですけれども、日野市独自としてこういった樹木について、積極的に数をふやしていこうというような計画があるのかないのか。あるとすれば、具体的にどんな計画をお持ちなのかということをお伺いしたいと思います。

それから、5点目に緑地として、例えば日野市としてこの場所は非常にいい場所なんですね、残したいとか、また残すために市が購入するようなときがある場合に、まずあるかないかということも前提にあるわけなんですけど、そういうときの基準がどういう基準に基づいて行われるのか。それから、またすぐそういう具体的な購入云々ということとはできないときに、いずれ確保したいというようなことで、つばをつけておくということちょっと表現が悪いんですが、俗に言う言葉で言えば、そういうような場所があったときに、それに対してどういう扱い方をされているのか。これは登録樹林なりあるいは緑地信託といったのが、それだというふうにも予測はつくわけなんですけれども、そういったことについてお伺いをしたいと思います。これについてももしあるとすれば、差し支えない範囲でどういう場所でそういう計画をしているとか、あるいはそこをどういう形で対処しているというような回答がいただければ、なおありがたいかなと思います。

それから、6点目に、これとまさに一致をするわけなんですけど、具体的な事例として、旭が丘の四丁目の西外れといいたし、西平山五丁目との境、この帝人裏から旭が丘小学校に向けた傾斜地なんですけど、ここはもともと非常に緑豊かな地域であったわけですが、最近だんだん開発が進んでしまっております。この辺についての樹木の確保計画みたいなものがないのかどうか。これは、恐らく従来からいろんな人からそういった要望も市長あたりに届いているんじゃないかなと思うんですが、以上6点についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 現在、市内には小規模な緑地や登録樹林を含めると、約135ヘクタールの民有緑地があると推計されております。本年度予算で実施する緑の実態調査において、緑地の現状が把握されるはずで、その上で、今後の具体的な保全の計画を策定していきたいと考えております。都市の緑が潤いと安らぎのあるまちづくりに

とって不可欠という認識から、緑地購入については積極的に取り組んでおりますが、その購入基準については一定面積、つまり、その場所が一定の連檐の状態であるかないか、それから、連檐の状態にある場合には、比較的小規模であっても購入の対象になるんじゃないだろうか、それから、1カ所であっても一定の面積、つまり、登録樹林として一つの目安になっている500平方メートルで1団地をなすものということが一つの基準になって、500平方メートル以上が、一つ独立した樹林地という形で形成されていれば、それも対象になるのではないか、そのように考えております。そのように、一定の面積、規模を念頭に置いて、その緑地があらゆる面から必要欠かすことができない緑地であるかどうか、それを判断した上で確保するというそういうような形になろうかと思えます。

それから、どういう形で対処するか。すべて購入できれば、つまり公有化事業は順調に進めばよろしいんですけれども、なかなか現状、そういかないのも実態でございます。そこで、必要から生まれたのは、いわゆる緑地信託制度というのが日野市にはございます。この制度を活用して、いわゆるつばつけをして、そのとき、可能な限り所有者の意思にもよりますけれども、協議の上、取得するという、公有化を進めるというのは前提になろうかと思えます。

それから、どのような緑地が取得する必要性が高いかという、そういう観点ですけれども、いわゆるがけ地と呼ばれているところ、これが非常に防災上も重要ですし、また景観上からも非常に有効な緑地という認識でおります。このような、いわゆる崖線を形成する緑地については、なるべく取得していきたいという考え方を持っております。

それから、旭が丘の西平山との境の樹林、ここもぜひ確保したい、いわゆる対象にはなるわけですけれども、具体的にここをいつ取得するかというそういうような計画は、まだございません。以上です。

○副議長（高橋徳次君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） 最初の緑地指定の規模だとか登録樹林、緑地信託の規模、これは、今現在は、特に明確な数字での計画はないというふうな理解でよろしいんですかね。

それから、あと樹木の数についても、やはり今は明確な計画、数字ではないということなのか、後でもう一度確認をしたいと思えます。

それで、この樹木の数なんかでは、ある生命保険会社の事例なんです、年間に10万本、10年間で言えば100万本の植樹をしていきたいというような、こういう計画を持っている会社があるんですね。これは、もちろん今、環境問題が非常に大事だということ、そういう方針を立てているわけなんです、これは年間10万本の根拠は何かという

と、その会社として1年間に使う紙の消費料が10万本に相当するというようなことなわけですね。ですから、各自治体としていろんな環境に対する見方があると思いますが、やっぱり緑、清流を標榜する日野市としては、何か具体的な目標、また東京都も当然そういう目標を持っておられるわけですから、そういうものに沿った計画というものはあってしかるべきではないかなと思えます。

それから、同じように木をふやすということからしますと、例えば学校なんかの植樹ですね、これは学校によっては、「やあ議員さん大変なんですよ」「何が大変ですか」と言ったら「木の枝落としが大変なんです」なんていうようなこともあるように、学校によって若干差はあるようなんですが、そういうところのバランスが十分されているかどうか。されてない部分があるようでしたら、そういうところにもまだまだ植樹なりしながら、幹回り、さっき1.5メートル以上といたしましたかね、そういうものに対してだけではなくて、いろんな形での緑化推進ということが必要じゃないかなと思えますので、先ほどの拡大計画について、もう一度、その部分確認をさせていただきたいと思えます。

それから、この3月末で生産緑地制度が施行されているわけですけれども、これとの兼ね合いで、何かこういふところに変化なり影響なりが、具体的にまだ日にちも余りたっていないからあれですが、何か関係したことがあらわれてきているのかどうか1点、確認をさせていただきたいと思えます。

それから、旭が丘の傾斜地の問題なんです、具体的にいつどのような形ということ、は難しいようでありますけれども、これは従来からもそうだったと思いますが、非常に惜しむ声が強いです。惜しみながらだんだん切り崩されていくというのが現状なものですから、これは、後ほど市長にでも、このあたりのことの決意を少しお聞かせいただければありがたいなと思えます。

とりあえず再質問させていただきます。

○副議長（高橋徳次君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 先ほど、回答を漏らしまして申しわけありません。

樹木の目標とする本数というのは、まだ具体的な本数としては持っておりません。これも、先ほどの実態調査を踏まえた形の中で、ある程度全体のことを見渡した中で、設定していきたいと考えております。

それから、あらゆる機会あらゆる場を設けて緑化を進めるべきであるという御意見には、そのとおりだと考えております。

それから、生産緑地との絡みで、何か変化があるかという点ですけれども、まだ私も緑化推進をする立場の部署にとっては、まだ特段の変化はございません。以上です。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市のまちづくりの特徴にもなっております、また将来の世代にどのように自然環境を残していくかという重要な一翼をなす緑の行政があるわけでありまして、御質問の趣旨はよく理解するわけですが、数量的に、本来はもっと計算をして、事業計画をつくり上げるのが当然なんですけど、今のところは、どちらかといいますと、面積で考え方を進めるという状況でございまして、日野市内に今、残存をしている、いわゆる樹林地、いろんな形態があるわけでありまして、しかも民間の所有される一般の雑木林の樹林地、これが73ヘクタールほどあるわけでありまして、できれば、その73ヘクタール全部をいろんな契約の形によりまして、将来の公有化ができる、こういう段取りになっていけば、一番望ましいわけでありまして、所有者はかなり理解は高いわけでありまして、また一方に相続の問題でありますとか、あるいは佳景上の理由があって、なかなか全面的に一挙にそういう系列に確保するということが困難でございます。しかし、よく樹林地の所有者にも日野市の政策は理解をされておまして、しばしばいろんな情報の形で処分の要請も受けておるわけでありまして、処分といいますのは、市が買わないかと、こういうことであります。一時、土地の異常高騰の場合は、本当にこれからどうなるのかというふうな感じはございましたけど、現在ではやや土地事情も鎮静化をして、そして、なかなか今、また大きい規模の開発もそう日野市内にはないわけでありまして、相当面積を、今いろんな契約の段階で持ち得ておりますので、それらを正確に継続していくということも重要でありますし、それから、相当の面積を緑地として維持管理することになっておりますので、つまり、雑木林を萌芽更新の形で維持管理をする。そのことが一つの重要な、また緑地保全の作業でもあります。

そのこととあわせまして、将来の自然林といいたし、林を放っておきますとだんだんと照葉樹林、いわゆるそれが自然の形態であったわけですが、そういう更新の形がだんだん長い年月の間には進んでまいりわけでありまして、将来、いわゆる自然林として残すべきもの、あるいは萌芽更新の雑木林で残すもの、こういうことの管理について、今、専門家からもいろいろ意見をいただいておりますという状況でございます。

御指摘の旭が丘西部、西平山に接する段丘地の緑であります、これはその上の段に道があり、また段丘の下に道路がある。ちょうど造成をするのに便利よくできているものですから、とかくあそこが小規模の開発でねられるわけでありまして、できるだけ

お願いをして、そして少なくとも緑を縦に切りますと3分の1ぐらいは、上でもいい下でもいい、とにかく断絶しないようにつないでいただく、そういう開発を指導しておるという事情もあります。

だんだんと相続のことも発生しておりますので、地元積極的にお願いをして確保のできる交渉も、声をかけておくといいたし、そういうことを積極的にやっていかなければならない、こういうふうに感じております。

それから、生産緑地法に伴いまして、いわゆる宅地化農地と存続をする農地という区分が分かれました。宅地化する農地につきましても、もちろんであります、市民農園という今、考え方を制度化いたしまして、市が直接農地を借りて市民に、いわゆる市民農園として提供する事業、それから入園の方法で、つまり存続する農地は、農家自身が経営をされることとなりますので、入園方式の農園といいたし、そういう形で一定の謝礼もし、何とか経営の成り立つ手だても講じて、いわゆる生産緑地として土に親しむといいたし、そういう人間性を日野市の特色として市民の方に受けてもらえるような、そういう仕組みをつくって生産緑地法には対応したい、こういうことが、今それぞれの主管当局で交渉に入っておる、こういう状況でございます。

不十分だったかもしれませんが、以上のとおりお答えをしておきます。

○副議長（高橋徳次君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） ありがとうございます。

これまでも、区画整理絡みあるいはつい最近の例では、日野台の森田興産跡地のような形で、市がいろんなケースを見ながら、土地を購入することが多いわけですが、どちらかという、みずからが進んで購入するというよりは、相手の摘出を待って確保すると、これは安く買いたたくとかなんとかという手法としてはうまい方法なんですけれども、なかなかそれだけでは自然を確保していく、守っていくという観点で見ると、ちょっと弱いんじゃないのかなという感じがいたします。不滅という言葉がありますけれども、逆な言葉を裏を返せば壊滅ということになるわけです。自然でいきますと絶滅ということになるわけで、自然というのは一回絶滅しますと、それを復旧させるには、もう相当な年月、これはもうお金だけでは解決できないことになるわけですから、やはり先ほども部長の説明の中で、たしか500平米以上の土地を、一応ターゲットにして云々というような説明がありましたけれども、これは一つの目安としてはいいわけですが、それ以下であったとしても、そこにそれなりの樹林があったり、また残すべき価値のある地域であったとすれば、それは何らかの形で確保するという、相手が遺産相続

とかなんとかで手放さなければいけないというタイミングではなくて、やはり必要と思われるところには、積極的なアプローチをぜひしていくべき必要があるんじゃないかなと思います。

それから、もう一方では、何でも緑を残すために確保しておけばいい、開発をとめればいいということではなくて、これはやはり必要なところは開発をし、まちづくりを進める。しかし、緑は緑として必要な場所が残す、そういったはじめも必要ではないかなと思います。

この大きな2番目の項目については、これで終了いたします。

3点目としまして、公園あるいは街路樹等の樹木の管理基準に関することでございます。これは、例えば街路樹の場合、歩行者あるいは自転車の通行に非常に邪魔になる。特に、今時期がそうだと思います。それから、交通標識だとかカーブミラー、こういったものについても、非常に妨げになっているというこんな苦情も、かなり市に寄せられているんじゃないかと思いますが、また、私にも再三そういったことの何とかしてほしいという要望を受けるところでございますけれども、こういったことに対して、どのような管理基準、あるいは体制に沿って対策をされているのか、まず1点目。

それから、植物ですからどんどん伸びるわけですから、1回枝落としすれば、それで済むということではないんですが、対策費等については問題ないのかどうか、その辺もあわせてお伺いをしたい。

それから、そういったこととは別に、枝落としをするということに対してだけ、いろんな意味で別な観点から非常に問題提起される市民もおおいになるわけなんです、そういったことを含めて、どのような障害があるのかどうか。まずこの街路樹に関係したことをお伺いしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 公園及び街路樹につきましては、その樹木をどのように適正に管理するかということは、非常に重要な業務であります。公園は公園管理、街路樹は道路管理上も非常にいろいろ苦情も寄せられている実態があります。公園は日常の管理の中で使用部分については対応しているわけですが、街路樹その他については、日常のパトロール、それから市民からの情報、苦情処理、そのような形で対応していますが、画一的に定期的にパトロールをして対応しているかというと、正直言ってそういう対応はしておりません。隣接地、公園なんかの場合は、隣接地なんかに枝が伸びてしまったとか、あるいは安全施設に枝がかかって安全施設が見えないとか、そうい

うような場合は、最優先して、その枝葉を除去するような対策を講じております。樹木そのもの、街路樹そのものについての苦情もありますし、また切るべきではないという意見とか、あるいは樹木を切るぐらいだったら、安全施設をもっと別の方法がとれないとか、いろんな御意見はありますけれども、それらの現状の現実問題の問題を踏まえての対応というのは、今の姿であります。

それから、対策費といいますが、整枝にかかる費用でありますけれども、これはやはり十分過ぎるということは、いずれにしてもございせん。回数を定期的にパトロールして、それなりに十分対応するには、まだ予算的には十分とは言えないと思います。以上です。

○副議長（高橋徳次君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） 今、街路樹の件、一緒に公園のこともほとんど同じような扱いになろうかと思えます。あわせて公園のことも実情を、ちょっとお話をさせていただいて、一緒に答えていただければありがたいと思うんですが、公園についても同じようなことで、昼間でも内側が見えにくいとか、あるいは夜なども街灯というんでしょうか、照明灯というんでしょうか、そういったものが木の枝の茂りのために、非常に暗い、安全上の問題からも非常に問題意識があって、いろんな方から、もっと明るくしてほしいというような声がよく聞かれるわけなんです、こういう現状に対して、先ほどの街路樹でいえば、定期的なパトロールではないということは、これは市の職員が目が届く範囲、あるいは市民の声に応じて、それに対応するというシステムになっているんですか。それとも、ある一定の地域分けして業者に委託をして、この地域のメンテナンスはどこかがやりなさいというような、そういう形態はとってないのか、それをまずもう一回確認したいと思います。

それから、公園について言えば、例えば大きな公園などの場合は、専門の管理される方がついておられます。例えば、旭が丘で言えば、そういう方がおいでになって管理されているように思うんですが、一般的には、枝落としなどの管理体制というのは、今の日野市の決まりではどういうことになっているのか、公園の場合ですね。それから、公園と一口に言っても、規模の違いもありまじょうし、また、でき上がってからの年数の違いによって、その木の成長の度合いも違いますので、一概に言えないと思うんですが、例えば危険というようなことの観点から言いますと、照明の状態なんかが、明らかにこれはもう暗いと思われるようなところも、現にあるわけですね。そういったことに対しては、公園とは言いながら、どの程度明るくしなければならんだとか、何かそうい

うものがあるのかなのか、そのことについて伺いたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 現在のパトロールの方法について、一定の地区を分けて、一定の業者に委託なりなんなりしているかどうかという、これは現在やっておりません。あくまでも、道路であれば道路パトロールの中で、安全施設に支障があるかどうかそのあたりを見た上で、独自対応ができれば即対応しますし、職員でちょっと手に負えない場合には、専門業者に委託して支障を除去する、そういうような対応をしております。

それから、確かに公園の部分については、かつてそこに緑が存在する公園の存在それだけで、意味があったという時代から、運動広場的なあるいはいろんな形で多目的に利用する要請というのが、市民ニーズとして上がってきているのも事実です。公園の整備の際も、徐々にそういうような方向で、それを反映する形で整備をしているのも事実であります。ただ、古い公園については、一定の照度は保っているものの、現在の利用と比べて必ずしも十分な照度になっていないという指摘は、たびたびあるのは承知しております。公園に一定の照度の基準があるかというお尋ねですけれども、これは、都市公園技術標準というのがございまして、社団法人の日本公園緑地協会というのが発行して、建設省の都市局が監修している基準がございます。この中では、いろいろ公園の種類とかあるいは性格、利用形態を十分把握した上で、照明する場所や対象物によって一定の照度を確保しなさいということで、一定の照度基準というのはございます。これは、日野市の公園を整備する段階、特に大規模公園の場合は、この基準に沿って整備はされております。以上です。

○副議長（高橋徳次君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） ありがとうございます。

どこの公園を基準にして、今最後の部分なんです、照度基準なるものがある。で、一応その基準に合わせて管理をしているということなのですが、例えば私の身近なところの事例を挙げさせていただきますと、旭が丘の中央公園、これなどは御承知かと思いますが、早朝から夜遅くまでいろんな形でいろんな人が利用されています。早朝は体操から、ジョギングから始まって、また夜遅くまでジョギングあるいは散歩だとかいろんな語らいたとか、いろんなありとあらゆる形で利用されております。私も、たまに遅く、夜9時、10時ぐらいにジョギングすることもあるんですが、そういうときに行っても、いろんな人を見かけるわけですね。

そこで感じるのは、やはりそれにしても、少し暗過ぎるなという感じがあります。そ

れから、もっと心配なのは、やはりいろんな年齢の方を含めてベンチに座って話をしたりとかしているそのこと自体はいいわけなんです、何か安全上のことも考えると、やっぱり問題あるなというようなことも感じるわけです。で、また現にそういう声がいろんな方から寄せられますし、もう少し何とか明るくならないものかなというふうな声もありますので、これまでも本会議場あるいは公式、非公式問わず、何度か問題提起をさせていただいているところなんです、もし運悪くそういう問題が起きたとき、市の管理責任のようなことも追及されかねないんじゃないかなという気がするんですね。

そんな観点から、最後にもう一回、照明の見直しについて伺いをしたいと思います。これまでも問題提起をさせていただいておりますので、この照明の見直しについては、市長の方からお答えをいただきたいと思います。

それから、公園の利用あるいは活用ということに対しては、時代の変化とともに随分変わってきているのかなという感じがしています。よく心の豊かさとかゆとりとかというようなことが言われるわけなんですけれども、このゆとりということの中には、時間的なゆとりだとか空間的なゆとりというものが、その中かなり大きな位置づけを持っているのかなというふうに思います。そうなりますと、屋外での広い場所でのんびり一時を過ごす、これはもうまさに時間的、空間的なある意味でのゆとりにもつながるわけですね。もっと現実的な目で見ますと、住宅事情的なことで、むしろそういうところに出てくるということもあり得るかもしれませんけれども、いずれにしても、この時代のニーズに合った公園管理というものを考えていくときに来ているんじゃないかなということも思うんですが、そのあたりのとらえ方とあわせて、その暗い公園、何とか改善する気持ちはないのかあわせて、まず担当部長からお聞きして、それから、最後に簡単に市長に確認をしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） こういう問題は、むしろ具体的な例でお話しした方がよろしいかと思います。今、御指摘の旭が丘中央公園の場合は、確かに樹木の繁茂しているあたりは御指摘のように、非常に夜間は暗くなります。そこを、いろんな方たちがジョギングやらあるいは憩いの場として使っている中で、完全に安全であるか十分な照度があるかということからすれば、確かに御指摘の部分を否定し切れることはできません。ただ、この設立時から大分時間がたつ中でのニーズの変化、これに対する新たな対応というのは、また時代の要請かもしれませんけれども、今現在の施設面からの限界ということも、また一方ではございます。例えば、現在の園内の照明器具を1灯とか2灯とか

ふやすゆとりがあるかどうか、このあたりもちょっと調査してみないとわかりません。もし、1灯か2灯程度の増設への電気容量が対応ができて、なおかつある程度の照度が保たれるとすれば、これは所管としても何らかの対応を考えていきたいと考えますが、それで十分な対応ができないとすれば、これはもう抜本的な施設の改善という形にならざるを得ない状況です。これをやる場合には、やはり他の公園の実態なんかも十分、あるいは住民の声なんかも聞く必要があるかもしれませんが、実態を事務方としても十分把握した中で、全体計画として考えていかざるを得ないんじゃないかなと、そのように考えております。以上です。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 旭が丘中央公園は、造成、植栽を行って30年近くなるわけがあります。土が大変いい土なものですから、成長も旺盛で少し過密という感じがいたしております。とかく成長してみると過密になるというようなこともありますので、今まである程度の枝おろしをする、それから新しい公園に間引いて移植をする、そういうことで公園環境をよくする必要があるというふうには感じております。ある程度計画的に、ひとつ検討してみたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） 今、市長が言われたようなことの策は少しずつとられているようですけれども、やはり、根本的には照明灯の問題がかなり大きなウエートがあると思いますので、その辺をぜひ検討していただいて、明るい公園にしていいただきたいなと思います。これは要望しておきたいと思います。

それからもう1点、登録樹林あるいは緑地信託ですか、というような制度がありますけれども、これには行政側から管理費みたいな名目なんでしょうかね、助成がされているというふうに思うんですけれども、これの金額の問題を若干聞くことがあるわけなんです、この辺、現状どのように認識をされているんでしょうか、確認をしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 今の御質問は、今の補助なりなんの制度が十分かどうかという認識でしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

現在、登録樹林についての補助金というのは、1本当たり3,000円、2本目から2,000円、本数で言えば、そういう形になっております。それで、面積からすれば、樹林地500平方メートルから1,000平方メートルが1万円、以下徐々にふえまして、1万平方メー

トル以上は3万円という形で、各段階ごとに決まっております。

緑地信託については、土地の管理を信託を受けるという形で、これは直接市の支出によって管理をしているというのが実態です。補助額については、現在の段階では、ある程度条件は満たしているのではないかなという感想は持っております。以上です。

○副議長（高橋徳次君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） 地主といひましようか、そういう人は対象的に非常に少なくなっていることは事実なんです、緑地信託や登録樹林だとかそういうことをするのはいいんだけど、道端に残しておくとか、やれ枝がうるさいだとか邪魔になるとかさんざん言われて、それを年間確保していくためには、とても補助の範囲では管理しきれない。結果的に協力したことが負担になっているというようなことの声も聞くもんですから、その辺、もう少し実態を把握していただいて、面倒見れる部分については面倒見ていただければありがたいなと思います。これは、一応要望とさせていただきます。

それで、あともう1点、樹木の保護に関することなんですが、よく排気ガスの問題だとか酸性雨の問題だとかダイオキシソまで関係するかどうかわかりませんが、そういったことの兼ね合いで、木が枯れたりあるいは木がだめになっていくというようなことがいろんなところで聞かれるわけですが、日野市の場合には、そういったような実態があらわれているのかどうか、その点について伺いたい。

それからもう1点、関連しまして、出雲市では木の命を守る、人間にはお医者さんがいますし、動物には獣医さんがいるわけですが、木もやはり生き物である以上、その命を守るということで、樹医制度なるものが考案されて、これは農水省なり林野庁あたりが、その案に乗かって全国に普及していこうというように行われております。これは、厳密に言う樹医は、かなり高度な資格を持った人なんだろうと思いますが、大上段に構えた樹医ではなくて、日野版の樹医さんぐらいを要請して、そういった樹木を守っていく、あるいは市民の相談にも乗るというようにすることも一つの緑、清流を標榜する市として考えてもいいのかなというように気がするんですが、前段の方については、担当部長の方から、木の状態ですね、それから、樹医制度については、もし市長何か考えがたありましたら、簡単に結構でございしますが、お答えいただきたいと思ひます。

○副議長（高橋徳次君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 具体的な大量な樹木が、街路樹なんか枯れたという情報は、まだ私ども把握していませんが、よく最近、樹木が風に弱いという実態があります。

何年か前にも多摩平支所の前のユリの木が倒れて、軽自動車に損害を与えたという事実がありますけれども、あれもほとんど根張りがされてなかったという実態がありますし、何本かは根張りが少ないために、倒れそうになって切らざるを得ないという、そういうような状況があります。これも、やはり歩道等もコンクリート化され舗装されたりという影響が出ているのかなということは、事務方としてはいろいろ話し合っていると思いますが、具体的な枯渇があるということは、まだ聞いておりません。以上です。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 市内で、松の木の枯死の日本全土、赤松が枯死するというひどい広がりがあるわけですが、日野市内も平山の緑地、市が管理しておりますところもあるいは民有地も、かなり松枯れがありました。今回、平山の京王から寄附を受けておる平山緑地につきましては、防災の仕事とあわせて松枯れを全部伐採をしたというか、倒して処分をいたしました。まだ市内に松枯れがないとは言えませんが、だんだんと全国的な松枯れに対しても天敵が生まれたり、一応の成果も生まれつつあるようでありますので、そう大きく心配する状況は、日野市内ではないのではなかろうかと思っております。

それから、樹勢——木の勢いに対しまして、確かに観察をするあるいは対応のできる能力は必要であります。市の職員にも、林学を修めた職員も数名採用しておりますので、なるべくそれを集中的な部署に置いて、事前にいろんな、今後これからは樹木の管理にも積極的な目を注いでいくというふうにやっていきたいと思っております。

一言つけ加えますと、萌芽更新をして、本来ならば20年ぐらいで更新をしなきゃいけないんですが、日野市の所有する樹林地にも、年数がもう経過しておるものが多数ありまして、ようやく西多摩の方の森林組合と協議をいたしまして、椎茸用の柵木として、産地の専門家が萌芽更新まで担当してくれる、こういうような協議も進んでおります。これからは、確かに緑地、緑地と言っている緑地そのものを管理保全をする、そういう対応が整わないといけないと思っておりますので、前向きの将来を見通して早く対応のできる、そういう大きなリサイクルを考えていくべきだというふうに検討しているところでございます。

○副議長（高橋徳次君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） ありがとうございます。

ぜひ管理体制をより強めていただきたいと思います。

今回、地球環境保護という視点で、日野市においての緑地保存ということで、いろい

ろお伺いをいたしました。ことし6月に実施されました「地球サミット」を一つのきっかけとして、広い意味での環境ということに大変関心が集まっていることは事実でございます。今、最もトレンドーなことは、環境問題を語り合うこと、それから環境問題に参加することだということが、一部言われております。これは、特に中年女性——中年女性ばかりではないんですが、若い女性も入っているかもしれませんが、を中心に、それからまたさらに男性間の中でも、この環境問題に対しては、非常に関心が高まっていることも事実かと思えます。

さらに、地方自治体でも地球環境問題への関心の高まりが相当なものだということも言われております。各地で「地球サミットセミナー」なるものが開催されているようなんですが、ある県の事例でいきますと、関連した講座を実施したところ、去年は50名集めるのも大変だった。ところが、ことしは黙っていても、その8倍の400名も応募してきたというようなことも、ある新聞で読みました。

日野市は緑と清流を標榜して、この20年近くを政策の中心に置いてきたわけでございますけれども、結果として、大変評価をされる部分と、それからもう一方では、先ほどの管理の事例ではありませんが、いろんな部分での問題点もあります。また、その他の面で、例えばちょっと触れましたけれども、住宅建設等の面では、緑と清流を標榜するが余り土地の有効活用が不十分であったり、あるいはまたまちづくり等の開発がおくれたりというようなことで、必ずしも人と緑との共存といったものが、しっかりしていない面も感じられることが、ままあるように思います。

地球環境が守られていれば、当然のごとく人間は安心して生きることが出来ます。また、人間が安心して生きていくためには、地球環境をみんなで守る努力、工夫が必要なことは言うまでもないわけでございます。どちらが優先されるべきということではなくて、これからの世の中は、人と環境が共存共栄していく時代といってもいいんじゃないかと思えます。

日野市の行政を執行するに当たりましては、こういった部分につきましてもバランスのとれた行政運営がされますことを、最後に期待しお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君） これをもって9の1、緑地保存について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋徳次君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後 3 時 00 分 休憩

午後 3 時 30 分 開議

○副議長（高橋徳次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問10の1、庁内に於ける諸施策の進捗状況及び市民からの要望に対する市側の考え方について問うの通告質問者、内田勲君の質問を許します。

〔11番議員 登壇〕

○11番（内田 勲君） 現在、日野市においては、中期計画及び年度計画に沿って多くの事業が進められております。これらの事業及び諸施策の中から3点について、お尋ねをいたします。

1点目は、西平山及び豊田南地区区画整理事業について、2点目は市立総合病院の建てかえ計画について、3点目は多摩平処理場跡地利用検討PTについて、以上3点についてでございますが、順次質問をさせていただきます。

本来ですと、この質問は三つに分けての質問事項にするべき内容かもしれませんが、今回は、大きな見出しでくくっております。「庁内における諸施策の進捗状況及び市民からの要望に対する市側の考え方」ということで出してありますけれども、したがいまして、一括して質問すればよろしいんですが、この3点のうち、さらに細部にわたって何項目か質問する予定でございますので、恐縮ですが、1点ずつ区切って質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず1点目の西平山及び豊田南地区区画整理事業について、お尋ねをいたします。5点はでございますので、御答弁の方、よろしくお願いいたします。

西平山及び豊田南地区区画整理事業の進捗状況は、どのようになっているのでしょうか。2点目は、これらの区画整理事業の中での減歩率はどのようにして決まるのか、この辺について、教えていただきたいと思います。3点目、西平山地区、万願寺地区、さらには近隣の他市の事例も含めまして、これらの事業費のうち、公共負担分と個人負担分について、どのような比率になっているのかお尋ねしたいと思います。4点目、換地に移る場合、その方法について考え方をお聞かせ願いたいと思います。特に、いろいろな方法があるんでしょうけれども、引き家の場合、もとどおりに住むのに個人負担がかかるのかどうか、あるいは個人負担がかからないように最後まで保障してくれるのかどうか、この辺について、特にお尋ねしたいと思います。5点目、豊田新駅の見通しについてお

聞きしたいと思います。昨日、小川議員の方からも質問が出ておまして、そこで答弁もされておりますけれども、私は、さらにその答弁にも関係しますが、詳しくお聞きしたいと思います。実現に向けてだれがどのようなことをしてきたのか、具体的にお聞きしたいと思います。

以上、5点よろしくお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君） 内田勲君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） それでは、1点目から4点目までにつきまして、私の方からお答え申し上げます。

まず、各事業、西平山、それから豊田南の事業の進捗状況ということでございます。西平山につきましては、まだ事業認可が得られておりません。現在、ことしの2月21日から3月5日まで、事業認可のための縦覧等を行っております。その中で、意見書が出されておる。これが、今、東京都の方で審査をされておりますので、10月の都計審で審議されるのではないかというふうに、私どもは踏んでおります。この中で、審議されますと、その状況に応じては年内に認可が下りるのではないかと、こういうふうに踏んでおるところでございます。

それから、豊田南でございますけれども、平成3年度末の執行率でございますけれども、予算的なベースで申しますと4.1%という、まだ率は低いわけでございます。ただし、この地区の区画整理の前段の一番大きな事業でございます換地、これはもう86%、一応決定をいたしまして通知を差し上げております。残りの部分につきましては、豊田の駅前の再開発、立体換地、それから、一部まだ意見の出されている方がございます。こういう方との調整等もございまして、一部まだ決定をしていないところがございます。

次に、この減歩率の決め方ということでございます。減歩率につきましては、大きく分けまして公共減歩、それから保留地減歩と、こう二通りあるわけでございます。一般的に減歩率、減歩率といいますのが、これの両方の合算をした減歩率、これを一般的に言っているわけでございます。そこで、この公共減歩率というのは、その地区内に計画されます道路、公園、それから水路、こういう要するに公共施設に必要な面積に相当する部分、これが公共減歩率というふうに言うわけです。したがって、西平山等におきましては、都市計画道路、公園、こういうものがございます。それから、そのほかに保留地減歩という減歩があるわけでございます。この保留地減歩というのは、総体のこの事業を行う上で、仮に西平山で申しますと、389億円の総事業費がかかります。この事業費の一部にその土地を売却した費用を充てていく、これが保留地減歩というふうに言う

わけでございます。この決め方というのは、そのまちをどういうまちに整備していくのかということが前段で決まりますれば、おのずと公共減歩は自動的にある程度決まってまいります。道路の配置、それから公園の配置、こういうものが決まれば公共減歩そのものは、自動的にある程度決まってまいります。問題は、あとの事業費との絡みで、この保留地の減歩が最終的に決まってくるということでございます。

それから、西平山、万願寺、他市との比較、こういうことでございますけれども、他市の状況はちょっとあれですけれども、日野市内の今、事業をしておる地域、それから計画地域等がございます。これをちょっと説明申し上げますと、まず万願寺の現在、事業をしている万願寺地区ですね、これにつきましては、合算の保留地減歩、それから公共減歩、全体を足したものの減歩率が24.55でございます。このうち、公共減歩が19.21％ということになっております。次に、豊田南でございますけれども、合算減歩が26.17でございます。公共減歩が20.91ということでございます。それから、西平山でございますけれども、今の計画でまいりますと、26.90、これが合算減歩率でございます。このうち、公共減歩率が25.7％ということになっております。以下、万願寺第二でございますが、合算減歩率が25.53でございます。公共減歩が20.93でございます。それから、ここで認可になる予定の東町地域でございます。これは合算減歩率が26.5、それから公共減歩が21.28％ということになっております。

それから換地の決め方、それから、特に家の移転、引き家関係のことでございます。換地を決めるには、この審議会ができますと、まず換地の基準をつくります。それで、換地基準をつくと同時に、この審議委員の同意を得まして評価委員さんを選任する。この評価委員さんのもとで、各道路に整理前、整理後おのおの路線価をつけてまいります。これに基づきまして、各1筆ごとの評価が始まってくる。そして、その土地の評価が終わりますと、換地基準に基づいて換地の割り込みが行われる、これが換地基準の流れでございます。そこで、換地が一応そういう基準の中で決まりますと、全権利者を対象といたしまして、その換地を見ていただく。それで、意見のある方は申し出ていただくということになるわけです。それで、それを何回か意見を整理をしながら、最終的に換地を決めていくということになるわけです。

それで、換地が決まりますれば、今度は次は工事に入ってきます。工事の場合に、特にその工事にかかる前に、各換地におのおの家、例えば建物、それから庭の樹木、石とか物置とか、こういうものが各家にあるわけでございます。これは全部すべて調査をいたします。調査をして、換地のその中におさまるような費用を積算をする。これはあ

くまでも基本的には本人が直接移転をしていただく。その費用を市の方で、事業側で出していく、こういうことになるわけです。これは、こういう補償につきましては、原則として双方協議の上で成立するという形になるものでございます。以上です。

○副議長（高橋徳次君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（大崎茂男君） 御質問の5点目、新駅の状況についてお答えいたします。

主にだれがどんなふうにというような御質問だったわけですが、この（仮称）西豊田駅の設置につきましては、区画整理の話が始まりました昭和60年ごろから、当時、都市整備部部长を初め、都市整備部参事、また区画整理課長等で、当時の国鉄に再三お願いに行ってます。もちろん、そのときから毎年、市長も陳情に行っておるところでございます。その後、都市整備部の参事が企画財政部に人事異動で移ったということもありません。企画財政部で、その後引き続き毎年何回も、今度新しくJRになってからも陳情要請に行っておるわけでございます。その間、JR側は、その駅の設置のためのいろいろな調査をしたかどうかとか、あるいは土地を活用できないかとかいろいろな申し出がございまして、市の方といたしましても、そのようなことに沿って調査もし、また土地のあつせんといいますか、工面も考えてきておるところでございます。

ことしに入りまして、市長が東京地域社長にお願いしておりますし、また市だけでなく、別の方面からもJRに働きかけておるところでございます。JR側といたしましては、財政面、それと技術面の点からなかなか困難性を示しております。現状では、まだ十分な回答に至っていないというようなことでございます。

○副議長（高橋徳次君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 大変済みません。1点、補償の中で、本人負担があるのかないのかという御質問だったと思いますけれども、補償は、あくまでも現在あるものを基本的に、そのままそっくり移す、この費用を差し上げるわけでございます。したがって、今あるものに対しての移す、移転をする費用、これに対しての本人の負担はございません。すべて事業費の中で負担をするということになっております。

○副議長（高橋徳次君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） どうもありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目の事業の進捗状況でございますけれども、豊田南地区については、80％ほど進んでいるということですので、わかりました。

西平山地区についてお伺いしたいと思うんですが、現在、西平山地区では事業認可に向けて、地元の方々と行政とお話をしているところだと思いますけれども、先般、地域の方とお話しする機会がございまして、いろんな御意見をお伺いしたわけですが、その中で、私が気になりましたのは、市の方はなかなか私たちの意見を聞いてくれない、こういう意見がございました。私も、この事業を進めるにつきましては、非常に難しいところがございますので、行政としましては、それ相当の努力もされ、また苦勞もしているところだと思いますけれども、やはり地元の人から見ると、自分たちの要求が何度言っても通らなければ、話を聞いてくれないという態度に変わるのではないかと、それがお互いの不信感にもつながるというふうに感じられるわけです。その一番主な原因は、この減歩率だと思うんですね。特に、基本的にはこの区画整理には賛成をしていただいているものと思いますが、やはり貴重な財産の一部を削られるということがございますので、それ相当真剣になるわけでございます。

ですから、行政もそれなりに地権者の方々、あるいはそこに住んでいる人たちには、細々とした説明もし、できれば、いろんな例えば減歩率の決め方あるいは換地の決め方、それから、換地が決まった後の引き家のときの費用負担の問題とか、こういうものをできるだけわかりやすく説明する必要があると思うんです。それが、何回かに分けてやったにしても、なかなかその場に出られない人もいますし、なかなか住民に伝わらないということもございまして、先ほどのような問題も起こるんだろうと思うんです。

特に減歩率につきましては、地権者から見ればもっと減らせないかと、行政からだと、それはできません、こういうやり取りに当然なるわけですが、それを3度、4度繰り返しても解決にはつながらないと思うんですね。やはり角度を変えまして、なぜできないのか。で、地域の方が減らしてくれというのは、もう理由は十分わかると思うんですね。したがって、そういう気持ちを知りながら、減歩を下げるのが難しいということであれば、その仕組みから説明をして、例えば仮に地域の皆さん方の言われるような減歩を下げた場合には、事業計画そのものを変えざるを得ないとか、あるいは事業計画をそのままにして、その減歩をいじるとすれば、事業費そのものを見直さなければいけない。どこをどうしたら、どこがどうなるということを説明をして、それぞれができるかできないかという理由もつければ、やはりそこに気持ちの上で納得はできなくても、なるほどそうかなというふうな理解もできるのではないかと、思うんですね。その点の、まだ御努力が十分に行き届いていないのではないかと、思うので、今後さらに地元の方とお話しする段階におきましては、もう一度地元の意向もよく聞いていた

だきまして、また行政の本当に苦しい面、難しい面をわかりやすく地元の方には説明をしていただきたい。一方的にだめだだめだという話じゃなくて、そこら辺は手とり足とり説明をしていただいて、少しでも理解者をふやしていただきたい、そんなふうに思います。今後もそれに向けて御努力をお願いしたい、こんなふうに思います。

それから、過去にいろいろ進めてこられました区画整理の中で、減歩率を先ほど報告していただきましたけれども、どうもこの順番を見ていると、やはり遅くなれば、これがふえてきちゃうんだなというふうな気がしないでもないわけですが、例えば、この区画整理をやる場合に、その区画整理地域内に公共の土地があるとかあるいは施設があるとか、それから、市道があるとかないとかというような、そういった状況において、この区画整理全体の費用負担が随分違って来るんじゃないかと思うんですね。その場合に、だれが見ても、この西平山地域においては、公共の施設が非常に少ないわけですね。したがって道路も少ない、こういう状況の中で区画整理やるわけですから、今まで同じ日野市に住んで、同じように税金を払っているが、非常に不便を強いられていた地域だろうと思うんです。例えば、市長の住んでいるような旭が丘と比べれば、もう比べものにならないほどの格差があるわけでございます。下水道にしましても、旭が丘地域は、もう今年度中につながるような状況ができているわけですね。それだけ差がある中で、遅くなった中で、負担率も非常に高くなってきていることがありますので、やはり、その辺も十分配慮して住民の方とは話をしていただきたい、こういうことをあわせて申し上げたいと思います。

それから、次に引き家の問題でございますけれども、本人と協議をするということですが、その移す費用は持つということなんですが、その家に移したときに、例えば、壁が壊れたとかいろんな問題が出ると思うんですね。そういった家を移動する以外に出てきた問題の補償といいますか、それも含めて言われているのかどうか。要するに、その換地へ移るときに、あそこもここもよくしちやえというのではなくて、現状に住んでいるような形で、新しい場所へ移ったときに住みたいわけですから、最低その補償はしていただきたいと思うのは当然のことだろうと思うんですね。そういうときに、移すだけの費用だけでは困るわけですから、特にそういったこの際に家を直すとかそういうことがなければ、全く従来どおり住めるような形までは補償していただけるだろうと思うんですが、その辺を再確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、豊田駅の件でございますが、この地域に住んでいる方は、線路をはさんで南側の方も北側の方もそこへ移ってくるときに、将来、ここに駅ができるんだという話

を聞いて移ってきた方が、大変多くおられるんじゃないかと思うんです。この方々は、当初は業者から聞いているんだと思いますが、何年前からか知りませんが、市側からもそういう話が聞こえてくるということで、大変期待をしているわけでございますけれども、なかなかこれが実現しない。で、報告を聞きますと、再三JRなりにかけ合っているということでございますが、再三かけ合うあるいは長い期間かけ合っていて、全然進歩していないわけですから、やはり、その進め方に問題があるんじゃないかと思うんですね。

といいますのは、この中央線に駅をつくるのに、JRが果たしてどんなメリットがあるのか考えた場合に、現在の豊田駅が仮に満杯になってしまって、JRとしてどうしても豊田駅を大きくするか何らかの処置をしなきゃいけないというような状況があれば、必然的に豊田のこの駅を、例えば倍にするということが地域的に難しいということになれば、新しい駅をつくらうかという発想にJR自身がなってくるわけですが、この豊田駅については、現在そういう状況じゃないわけですね。十分、今の駅で間に合っていますし、また新駅をつくったからといって、お客さんがその分ふえるわけでもないわけですね。便利になりますから、今のあいているところに越してくる方もいると思いますけれども、そう期待できないわけです。

ところが、私鉄のように、将来駅をつくる周辺に土地を確保しておいて、自分の鉄道の駅をつくって、その鉄道の関連会社に住宅を建てさせて、それを売り出すということになりますと、新しい駅をつくるメリットが十分あるわけですね。それが、JRにはそういったメリットがほとんどないわけですから、ただ頼みに行っても、おいそれとは受けるわけがないんですね。例えば、土地を用意します、駅舎を用意しますといったって、別にうれしくも何でもありません。駅をつくれば、電車もそこへとめなきゃいけないし、駅員も置かなくちゃいけない、東京まで行くまでの時間がかかるということで、例え駅をつくってもらっても、JRにそれでもメリットが出てこないわけだと思うんですね。ですから、そういう状況の中で、駅をつくらせるというには、ただ単に頼みに行っただけでできないと思うんですね。いろんなところから、昨日も意見で出ましたが、多くの国会議員にも動いていただくとか、いろんな角度からJRにお願いなり圧力をかけていかないと、この駅が完成するということは、まず不可能じゃないかと思うんです。

特に、私が聞いている中では、ある方がJRへ行ったときに、市長さんも来てないということが問題にされたらしいのですが、実際に森田市長は過去に何回ぐらいJRに足

を運んだのか。で、どういうお願いをしてきたのか、その辺について具体的に、これは市長自身からお伺いしたい。

以上、再質問の内容についてお答え願いたいと思います。それから、要望として出しました内容について、何か答弁があれば、お願いしたいと思います。以上です。

○副議長（高橋徳次君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） まず、要望という形で、減歩についてもよくお話をということでございます。それから、これは今日までも一般的な説明会、それから地元の要請による話し合い、それから、さらにそれだけでは不十分でございますので、いろいろと地区センターに臨時のまちづくり事務所をつくりましたり、その都度個別で、大勢の団体でなかなか話しにくい点もあるわけでございますので、個々の意見も十分聞ける、また説明もできる、こういうふうな対応の仕方も今日までしてきておるわけでございます。これからも、当然必要に応じまして、その都度そういう話し合いは積極的にやっていく必要があるというふうに考えております。

それから、現状での公共用地が少ないというふうなお話がございます。確かに豊田と比較しまして、西平山の場合、従前の公共用地でございますけれども、西平山は9%という形で、今、事業を先ほどやっている中では、前の公共用地というのは一番少ないわけです。豊田、高幡におきましては、豊田でも12%、高幡等は約17%程度の前の公共用地があります、こういうものもすべて減歩率に、おのずとはねかえってくる、こういう形のものでございます。

それから、引き家の場合に、物を引くのに、その費用そのものは当然補償するわけでございます。それで、補償のシステムでございますけれども、先ほど協議による移転、こういうふうなお話をさせていただきました。協議による移転というのはどういうことかといいますと、市の方で現在のものをそのままおさめるには、どのくらい金かかるのかという形で、一応積算をして本人と話し合う。本人は、本当にその金でできるのかどうかという、これは引き家専門屋さんじゃないと、なかなかできないということになるわけですから、その権利者の方たちが日野市に入っております引き家業者十数社でございます。こういう中で、よく検討していただきまして、今と全く亀裂とかそういうもののないような形で、全部そういうふうなものもクリアーした形で幾らという形の見積もりをしていただく。それで、その中で合えば、業者に当然基本的には、もう全部その範囲内で合うはずでございますので、その中で、後にそういう亀裂が入ったとかそういう問題はないというふうに、今までそういう問題点というのは出ておりません。状況としては、

そういう状況でございます。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 西平山区画整理事業の中で、西豊田駅の創設ということは、日野市のまちづくり事業として重要な眼目であるということは、きのうも申し上げたとおりでありまして、中央線という、いわゆる都心と多摩地域をつなぐ長い過去の歴史があるわけでありまして、特に我々が西豊田駅のことを発想する意味は、地域の開発、発展ということもありますし、それから、過去にまだ行政の関与しない形でその必要性ということも長い歴史の中でいろいろな情報がつくられてまいったというふうに承知をしております。

区画整理事業を施行するに当たって、このときこそ具体的にこの都市計画の設計もしなければなりませんし、将来像も描かなければならないということでもって、西豊田駅の創設のことを、特に事業の中に位置づけてまいりました。具体的には、現在のところでは、駅の位置に該当させて駅前広場をつくる。そして、道路の配置、構造を将来像の中で描いていくという、そういう設計であります。たまたまこの経過の中で、いわゆる従来の国鉄から株式会社ＪＲという経営形態にも移ったわけであります。国鉄時代から続けてＪＲに今、いろいろな資料も提供し、また検討もいただいて、その必要性は理解できるというところまでまいっております。ＪＲも、もちろん株式会社という企業形態はっておりますが、国民に対する輸送機関としての大きい使命があることも、性格としては変わっていないわけであります。単なる企業の利潤とか採算とかいう面でのみ判断をするということではあってはいけない理由も、また国民の権利と言えるわけがあります。

とりわけ具体的に中央線の駅間で、八王子までの駅間ということになるかもしれませんが、一番距離の長い中間にもう１駅あれば、ちょうど適当だ、こういう状況もございますのと、それから、多摩の地域に人口が大きく都市化の中で移動してきて、将来の地域計画のためにも、ぜひ交通機関としても必要である、こういういろんな意味の合理性があることは、もう言うまでもありません。

国鉄時代、それからＪＲに経営が移行していろいろな姿勢の変化もございます。一番我々が大きく感じますのは、まだＪＲは非常に国鉄時代から、一つの株式会社という企業形態に変わったわけでありまして、投資をどういう形でするかという、いわゆる社当局の基本姿勢が、まだそう積極性があるというふうには言えないと見ております。当然、また監督機関としての運輸省の認可を得る、こういう立場でもありますから、いろいろ

検討を尽くし満を持して社の方針を決めるということも、また理由があるというふうに見ております。一番具体的に我々が感じられますのは、技術的な面は、一応クリアしております。それから、経営の面でも、極端なちょっと調査結果だったかもしれませんが、開設当初から黒字になる、こういうような試算も出されております。将来、中央線の、特に三鷹～立川間の複々線化あるいは高架化、こういう輸送増強のことも考えておりますから、多摩地域にまだまだ人口がふえ、つまり輸送が必要である、また経営側に対しては顧客がふえるということは、もうこれはだれの目にも異論のないところでありまして、いつ踏み切っていただくかというところに、一番の焦点があるというふうに思っております。

市長は何回行ったかということですが、国鉄時代、それから前運行本部長時代、また現在の社長という方にも、行動として必要のある都度お伺いをして、そして直接お話をする機会も持ち得ております。今の特に会社組織の……（「肝心な回数が出てこない」と呼ぶ者あり）社長という立場から、相当慎重に構えておられるということもわかるわけですが、一つには、きのうも申し上げましたが、将来の経営を保障する権益的な意味での用地をあっせんしてほしい、ということは、つまり向こうの別な言葉で言えばギブ・アンド・テイクの一つの要素でありますから、それにこたえるということは可能でもありますし、またその意味もお答えをしておりますので、だんだんと状況が開けてくる、このように受けとめております。必要な時期には、また政治家にもお願いをする、こういうこともありますけど、現段階では行政レベルで極力詰めていこう、こういう状況でありますことも御承知のとおりだと思っております。

実現を期して、いろいろな要請の力を結集して具体化を進めていきたい、このように考えております。

○副議長（高橋徳次君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） この件につきましては、１件だけ再質問させていただきますが、今、市長に十二、三分かけていろいろお話しいただきましたけど、私、具体的に何回ぐらい行っていたかだけ聞きたかったんですよ。今の全般の話は、今までもいろんな議員さんから質問出て、私も聞いておりますので、そういう中で、具体的に市長が何回足を運んだのか、それが一番関心あるんですよ。どのくらい熱を入れているのかというのがはかり切れないんです。再々行ったとか一生懸命やってますとか実現に向けて努力しますという話は聞いているんですが、では、実際問題、市長が何をしたんだろうというのが一番聞きたいもんですから、まずそれには回数が一番わかりやすいと思います

ので聞いたわけですが、何回行ったんでしょうか、もう一度聞きますけれども。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） （「忘れたぐらい行った」と呼ぶ者あり）最高責任者として、市長が行くことももちろん大切でありますし、事務レベルの協議として組織の職員が行くことも、極めてまた重要な意味があります。私も、何回行ったということで何か熱意を評価されるということは適当でないというふうにも思いますが、言えば数は今のところ数えられないぐらい行ったというふうにお答えをしておきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） 市長は、数は幾つまで数えられるんですか。（「81まで」「揚げ足を取るんじゃないわよ」「年の数だけしか数えられないんだよ」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 正確を期する意味では、調べてまたお答えをいたしたいと思えます。

○副議長（高橋徳次君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） では、調べて後ほど教えていただきたいと思います。

それでは、まだまだこの件についてお聞きしたいこと、あるいは述べたいこともあるわけですが、時間の関係で、この質問については打ち切らせていただいて、必要によっては、また次回なりその後に、また質問させていただきたいと思えます。最後に、先ほど言いましたように、地域の方とはもう少しかみ砕いた話し合いをぜひしていただきたい。それから、貴重な財産のことを含めた話し合いですので、通り一遍の話じゃなくて、その個人個人の身になって相談に乗っていただきたいということを、最後にお願ひしておきたいと思えます。

それでは、大きな2点目の質問に入ります。これは、簡単に進めたいと思えます。市立総合病院の建てかえ計画についてでございますが、この建てかえるに当たりまして、ハード面あるいはソフト面でどのようなレベルアップが期待されるのかどうか、それについてお伺いしたいと思えます。

例えば、ハード面では建物に関するもの、医療器具に関するもの、駐車場に関するものについてお尋ねしたいと思えます。

それから、ソフト面では待ち時間に関する問題、例えば診察待ちをしているとか診察を終わって薬をもらうときの待ち時間がどのように改善されるのか、あるいは医師や看護婦の対応、これについてもいろいろ問題が出されておりますけれども、この辺もあわ

せてどんなふうに改善されるのかどうか。それから、救急体制の問題、特に、これでは集中治療室等も考えているのかどうか。それから次に病院内の雰囲気の問題、いろんなところで問題も指摘されているわけですが、そういった問題点について、ぜひ病気をしたときには市立病院に入院をしたいというような雰囲気になるのかどうか、その辺もあわせてお伺いしたい。

もう1点は、経営面で、どんなふうに改善されるか、この大きく3点についてお伺いしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（大崎茂男君） お答えいたします。

市立総合病院の建てかえにつきましては、多摩平四丁目3番地ブロックに建てかえたという一つの案で進めさせていただいております。これまでは、庁内での会議を持ったりあるいは病院内での検討等委員会も持っております。また、最近では、地域保険協議会にも改築について御理解をいただき、また構想についても提案しておるところでございます。御質問の中で、建てかえすることによってのレベルアップということでございます。まだ、具体的に規模とか内容が決まっておるわけではございませんけれども、当然、建てかえるにつきましては、それなりの目的、目標があるわけでございます。その中で、まずハードの面からお答えさせていただきたいと思えます。

まず、ハードの面では、建物が狭隘と老朽化ということでの建てかえが主目的でございますので、まずもちろん新規になるということはあると思いますが、特に面積的なゆとりを持ちたいということでございます。したがって、外来関係の待合室等のスペースをふやすとか、あるいは外来の診察室の数をふやしたり、あるいはプライバシー等の保護のための間取りを改善するとか、そういうようなことがあろうかと思えます。また、医療機械につきましても、日進月歩で変わっております。そういう中で、新しく病院ができたときの状態が、現在の医療機械がまだ十分償却し切っていないような場合は除きまして、一般的には建てかえとともに医療機械の新規取りかえということが予想されるわけでございます。そういう中では、その時点の一番近代的な機械を、一応検討して導入していきたいというふうに思えます。それから、駐車場の面でございますけれども、駐車場につきましても、一つの多摩平四丁目3番地ブロックを想定いたしますと、ここでの駐車場につきましても、建物の立体化を図りながら、地下駐車場あるいは道路、公園の地下駐車場というようなことも考えられるのではないかと思います。いずれにいたしましても、現在の駐車スペースよりは十分プラスしたものになろうかと思えます。

それから、ソフト面でございますけれども、これは、やはり施設設備の整備に伴って、いろいろ病院のあり方を検討しなければいけないと思っておりますが、特に待ち時間につきましては、情報システムを取り入れまして、できるだけ速やかな処理ができ、また患者さんにもいろいろな案内、あなたの順番はあと何番ですとか、そういうようなこともできるようなことを考えております。また、御質問にありました集中治療室ということでございますが、これにつきましては、現状の規模で考えておる中では、果たして集中治療室が確保できるかどうかにつきましては、医療スタッフ等あるいは医療機関等と検討をさせていただかなければ、ちょっとお答えできないかと思っております。（「それができないようじゃ、意味がないよ」と呼ぶ者あり）

それから、特に医療水準の向上ということは、これを機会にいろいろ医師の教育あるいは新しい医療機器を十分操作でき、検査医療といいますか、そういうようなことが機能できるようなことを考えております。また、施設設備が整備されることによりまして、そこで働く者の医師を初め看護婦等の状況も変わることを期待しております。特に看護婦不足等につきましては、施設が新しくなるということにつきましては、看護婦の確保が、現在以上によくなるというふうに期待しておるところでございます。

また、経営面につきましては、設備投資のイニシャルコストがでますけれども、その負債といいますか、負担が後年にわたって返済等も出てくるわけでございますが、この面がかなり大きいわけですが、設備投資を除いた経常的なものにつきましては、現状よりももちろん幅を縮めるというような努力が必要かと思えます。

いずれにいたしましても、ソフト面につきましては、ハードの器の中でどの程度できるかについては、院内を初め、関係医療機関等の協議の中で、病診連携の問題もございしますし、オープンベッドの問題もございしますが、そういうようなものも含めて検討し改善を図っていかねばならないかと思えます。

また、救急医療が一番望まれるところでございますが、これについては最重点的に考えていくつもりでございます。

○副議長（高橋徳次君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） どうもありがとうございます。

いろんな項目についてお答えいただきまして、本当にありがとうございました。

かなりハード、ソフトの面でレベルアップが期待できるというふうに理解をしたわけでございますが、その中で1点、集中管理室につきましては、ぜひこれをつくることで検討を、今後進めていただきたいというふうに思いますので、その辺も十分検討してい

ただきたいことを要望しまして、この質問については打ち切らせていただきたいと思います。

3点目に入ります。多摩平処理場跡地利用検討PTについてお尋ねをいたします。これは、前回、一般質問で取り上げた内容の継続ということになるわけでございますが、前回お聞きした中で、私のひとり合点か、若干不明瞭な点がありましたので、再確認も含めまして、質問をさせていただきます。

1点目は、まず前回もお聞きしたんですが、斎場建設検討PT、市長が庁内に指示をしたというこのPTと、処理場跡地利用検討PT、これとが同じものかどうか。この前、私と同じだというふうに解釈して意見などを申し上げたわけですが、後ほど、ほかの議員さんに聞きましたら、企画財政部長、首を横に振っていたということですので、違ったのかなという疑問も残りましたので、これをはっきり確認をさせていただきたいと思えます。もし、違うというのであれば、具体的にメンバーがどういうふうに違うのか、部署がどういうふうに違うのかを明らかにしていただきたいと思います。

それから、2点目が多摩平処理場跡地利用に向けて、この3カ月間検討が進んできたと思うんですが、その内容はどこまで進んできたのか教えていただきたいと思います。

それから、前回、市長から冠婚葬祭場を考えているという答弁がありましたが、この地にそのような建物を建設するのに当たり、特に問題ないのかどうか。また、実際問題として冠婚葬祭場のようなものができたとして、葬儀に利用する人がいても、結婚式に本当に利用するような人がいるのかどうかですね、ですから、冠婚葬祭場というのはあり得るのかどうか、これについて再度市長にお伺いしたいと思います。

それから、4点目は黒川地区には、跡地利用についての地域の要望を取り入れてほしいということから、現在、地域においてもそれを検討するチームができております。このチームから要請があれば、市長みずから出向いてくる気持ちがあるのかどうか確認をさせていただきたい。

以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） それでは、1点目の多摩平処理場跡地につきましての1点目でございます。斎場あるいは多摩平処理場跡地のプロジェクトチームということでございます。企画財政部の中では、当然、斎場についてのプロジェクトも指示されておりますが、第1段階の中では、多摩平処理場跡地を利用した斎場冠婚葬祭場の計画でございます。よって、この中身につきましては、全く同じものでございます。

2点目につきましては、3カ月後の内容ということでございます。6月の24日に庁内に関係課長8名で構成した公営斎場調査チームを発足した経過がございます。その後、4回ほど協議を進めてまいりましたが、全くその4回の内容につきましては、一定の目的を持っての施設の建設内容、あるいは大きな問題としては、この黒川公園の緑地の一貫性を持った関連を含んでの建設計画を検討してきたわけでございます。よって、そういう中では、一つは斎場の問題がどうかというような問題、あるいは地域住民の要望等を含んで検討をしてまいりました。現在は、もちろん結論に至っているわけでございますが、なかなかこの問題につきましては、公園の一体性を重点に置くわけでございますので、難しい問題が多少ございます。そういう中では、黒川地域の問題等を含んで、これからのプロジェクトの中でも多くの議論があるわけでございますが、現在の一種専用住宅であるというような問題、その辺の問題を含んでの用途地域等の関連も出てくるわけでございますので、なお、引き続いて時間をかけた中で検討を進めていきたいというふうに思っております。（「市長、特にございませんか」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今、お答えをしたとおりでありまして、これから実現を進めたいというふうに考えております。庁内で十分状況を検討し尽くすということとあわせて、地元の要望ということがあれば、それも十分また承るということは、もう言うまでもありません。（「何を言ってんですか」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋徳次君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） それでは、今回は企画財政部長に大分お聞きしましたので、きょうは市長に直接お伺いしたいと思います。どうもこの問題は、企画財政部長にいろいろお願いしても、企画財政部長に御理解をいただいても、そこから先、市長のとこに行くのが非常に難しいような感じがしますので、今後、市長に直接お伺いしたいと思います。

まず、冠婚葬祭場というのは本当にあり得るのかどうか、こういうものが本当にできるというふうに市長は考えているのかどうか。それに今、答弁がなかったと思うんですが、あるいは、今、企画財政部長が答えたとおりでということだと、やはり難しいということなのかどうか、その辺がちょっとクリアでないの、もう一度お伺いしたいと思います。

それから、地域の要望があればという答弁でしたけれども、もうこれ請願にも出てますし、前回の一般質問でも、私があれだけ言ってるわけですよ。地域の要望は、子供広場とかあるいは地区センターをつくることです、斎場をつくることではないんですよと

いうことをあれだけ言ったにもかかわらず、あればとはどういうことなんですか。再度、お伺いしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 言うまでもないことでありますが、私は、発展しつつある今日の日野市の状況の中で、ぜひ必要なもの、あるいは大きく将来を展望していろいろな事業を進めつつあるわけでありましたが、今日の人口規模まで発展をして、公共施設として欠落するものの一つに、斎場という問題があるんじゃないかということを、ここ数年来いろいろ考えておるところでありまして、たまたま多摩平の下水道処理場が……（「2年前にはそのようなことを言っていないでしょう。唐突に出てきたんじゃないの」と呼ぶ者あり）流域下水道処理場の供用に伴って、その任務を終わるという状況があります。本来、黒川の系統に属する緑地帯という地域でもございますし、遊水もありますし、公園としていい環境を持っているというふうに従来考えておりました。そして、ああいう環境の中でもありますから、一番環境を……（「味噌もくそも一緒くたになっている」と呼ぶ者あり）推しはかった中で、日野市の欠けているものは何か、文化施設ということもあり得るかもしれませんが、斎場がつくり得ないだろうかということを、年来考えておりました。現状では、住居専用地域でありますから建物を建てるということは、ちょっと無理があります。したがって、それらの将来の都市計画上のいろいろな調整を行う中で、可能性を追求していきたい、こういう状況に今日あることをお答えをしておきたいと思っております。

それから、日野市のまたいわゆる都市施設といえましょうか、民間施設をあわせ考えて、例えば大きな式の行えるような場所がございません。将来、豊田南口にある程度の規模の民間活力に依存をする施設をつくろということは見通せるわけではありますが、今日直ちにという状況でもございません。したがって、少し時期を検討不十分の中で、たまたま前回の内田議員の御質問の際に、そういう考え方を漏らしたといえましょうか、そういう状況がございます。ですから、十分これは検討をし尽くすということで、つまり庁内に検討チームを設けて、そして検討を進めておるといふ事情でございます。

冠婚葬祭場というものが、現実により得るかどうかということでありますが、私は日野市にそういう場所があっていいのではなかろうかというふうに考えておりますのと、それから、日野市民からもそういう要請は少なくないということを申し上げておきたいと思っております。

○副議長（高橋徳次君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） またまたちょっと気になる発言があったんですけれども、一般質問の質問に対しての答弁の中で、思わず漏らしてしまったという言い方はないと思うんですね。当然、前回には斎場建設検討PTをつくったという話が一方であって、それから、多摩平処理場の跡地利用の検討PTもつくりましたという話があったときに、本来でしたら、そんな言い方をしないで、多摩平処理場の跡地に斎場をつくることでPTをつくりましたということを冒頭に言っただけならば、すべてクリアになったわけですよ。それをいかにも二つのPTがあるような言い方をして、しかもその斎場が跡地利用でないように二つつくったから、まさかそこへつくとは思わないわけですね。ところが、聞いてみたら一緒だった。しかも、それは漏らしてしまったという、聞かれなきゃ、もう当然言わないつもりでいたような答弁をしますけれども、それはもう大変大きな問題だと思うんですね。

やっぱり、もっともっと議会に対しては、前向きに市長の考えていることをどんどん出していただくということをしていただかないと、一般質問の場で根掘り葉掘り聞かないといけないうし、また、先ほどのように、回数まで引き出されるようなことになるわけですよ。実際、伝わってこないからそういうことになるんであって、この冠婚葬祭場という言葉も、恐らくこんな言い方しないで、斎場と言いたかったんだろうと思うんですが、斎場だけじゃもうまともに反対されるということで、お祝い事も使えるようにということで、使った言葉じゃないかと思うんですよ。今、最後にこれについて、こういうこともあり得るようなことを言いましたけれども、その前の話を聞いていれば、やはり市長のねらいは斎場だったわけですね。ですから、ここでもごまかしているわけですよ。やはり、もっともっと市民に対してあるいは議場で本心を出していただきたいということを申し上げたいと思います。

それから、地域の要望は再三言いますけれども、本当に長い間、処理場にはあの地域の方は悩まされてきたわけですね。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）しかし、幾ら苦情を言っても改善されるには限度がありますから、相当我慢してきている部分があると思うんですよ。それが、ようやくなくなるんだということで、それでは地域の人たちの望むような施設をとということで、子供広場なりあるいは地区センター、場合によっては、もっとコミュニケーションのできるような施設をとという希望があるわけですから、ぜひこれに向けて全力を投球していただきたいと思います。

斎場は斎場として、斎場をつくるのは、私も請願に賛成してますから、日野市に斎場をつくることは、決して反対はしていません。今、不足しておりますから、市内の中

に斎場をつくることは必要だと思っております。ただし、それがこの地につくるのが一番いいかどうかは、まだいろいろ問題があると思うんですね。ですから、そこをすりかえないようにしていただきたいと思うんです。斎場をつくるのは結構ですけども、ここしきないという決めつけたやり方はやめていただきたい。

それから、昨日の一般質問の中でも、起震車の名前を一般から公募して、その中から決めるんだということでスタートしたものが、そこから決めないで市長が提案した名前で決めちゃったというような話がありましたけれども、いろんな面で、市長が発言した形で強引に持っていく話が幾らもあるわけですよ。

過去にさかのばれば近いところで、例えば万願寺歩道橋についても、地域からあるいは一般市民から名前を公募したときも「万願寺」という名前を使うのが多かったわけですよ。で、最終的にそれに決めても、それにこだわってあえて今度は愛称「ふれあい橋」と。「ふれあい橋」というのは、非常にいい名前がいいと思うんですけども、その決め方ですよ。市民から応募しておいて、一番多いところに決めたのに、それ気に入らないせいか、もう一つ愛称というのをつけてしまう。

そういうようなやり方が、いろんなところで、見えるわけです。ですから、この問題についても、よっぽど我々が見ていないと、幾ら企画財政部長を中心にPTで検討して、市民の要望に合ったものを提案しても、市長のそこを通らないということがあると思います。それ一番警戒しているわけでございます。ですから、ひとつ市長は企画財政部を中心にした、このPTで検討される内容を十分尊重していただきたい。そうすれば、我々も企画財政部の方をお願いできるわけですけども、そのパイプがうまくいかなければ、こうして市長から直接根掘り葉掘り聞くなり、市長に直接言わざるを得なくなるわけですから、ひとつせっかくPTに任せたわけですから、PTの結論については尊重していただきたいということを最後に申し上げまして、この質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君） これをもって10の1、庁内に於ける諸施策の進捗状況及び市民からの要望に対する市側の考え方について問うの質問を終わります。

一般質問11の1、地球に優しい町づくりのために、熱帯材不使用を進めるとともに、トータルな環境施策を実施せよの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

〔2番議員 登壇〕

○2番（執印真智子君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

この6月、ブラジルでの地球環境サミットが終わりました。日本は、PKO法案に関

する一連の動きで、宮沢首相がビデオによる出席を依頼したが、断られるという失態を演じまして、本当の国際貢献とは何かと、私たちも考えさせられたわけです。

そんな中、地球サミットと同時に開催されておりましたNGOによる'92グローバルフォーラムから、日本はゴールデンベビー賞というのをちょうだいしたということです。この'92グローバルフォーラムは、150カ国以上の国々から8,000人以上の団体が集まり、参加の登録者数は約1万8,000人、日本からはグリーンピース、地球の友、全国自然を守る会、日本弁護士連合会、公明党などが参加されており、NGOから見た各賞が設けられました。

例えば、近視眼賞、これは地球環境に近視眼的にしか対応していないという賞でアメリカに、そして、稚拙で無責任というゴールデンベビー賞が日本に与えられたというわけです。世界の国々の中では、キューバ、ノルウェーなどが地球環境の置かれた状況を正確に把握し、対応しているということで、地球サミットに貢献したでしょうという評価の高い賞を与えられております。NGO、非政府組織の集まりでも、この名誉あるといえますか、ゴールデンベビー賞をちょうだいした日本ですが、政府レベルでも、日本は大変な非難を浴びています。

1989年、地球温暖化をめぐる初めての環境省会議の開かれたオランダでは、世界最大の熱帯木材の輸入国である日本は、環境破壊の犯罪人とまで言われています。御存じのように、熱帯木材が切り出される熱帯雨林は、地球上の酸素をつくり出す機能の50%を持つと言われております。現在の悪化した地球環境から見ると、地球上のすべての国々、すべての人々にとって、熱帯雨林は貴重な財産であります。そのことに気づき、1980年代後半から熱帯材の消費を減らすことを始めてきたヨーロッパやアメリカ、カナダなどの国々から見ますと、世界の熱帯木材の30%を輸入し、安価な使い捨て家具にしたり、コンクリート用パネルにして二、三回工事現場で使用したらごみにしてしまうという日本の暮らし方や物の使い方は、異常にしか見えないでしょうし、非難しても余りある環境破壊の犯罪人ということになるのでしょうか。

欧米では、現在、自治体での熱帯材不使用が進んでおります。オランダでは自治体の6割以上が公共建築に熱帯木材を使用しない条例を制定しているか、熱帯材の不使用政策を採用しています。また、ドイツでは約130の自治体、イギリスでは37の自治体が同様の措置をとっております。アメリカでもサンタモニカ市議会が、熱帯材の使用禁止条例を定め、パークレー市では、自治体だけでなく業者にも熱帯材を使った商品の生産、販売を禁止するなどの強い規制を盛り込んだ条例をつくっております。

この日本では、1992年現在で、約20の自治体が削減への方針や検討の姿勢を打ち出しています。東京都では、昨年10月に型枠について使用削減方法の検討、針葉樹合板、複合合板の施工試験の実施をすると発表しておりますし、大阪市、名古屋市、京都府、大阪府、神戸市などが検討を始めております。

例えば、大阪府では、早急に型枠における使用量を75%以上使用抑制、代替工法、複合合板を用いたモデル工事、針葉樹100%合板使用の検討、市町村日合連など関係団体への協力要請を決定しております。

近隣市では、田無市議会が昨年12月、熱帯材不使用の請願を採択しております。その後の市の対応として、請願が採択された時点で施工中のもの、実施設計完了の施設についての型枠の変更は難しいが、今後計画のあるものについて代替型枠を検討する予定であり、民間の施設についても、田無市建設協力会を通し、ラワン合板削減の努力をお願いしているとのこととす。

日本が、現在主に熱帯材を輸入しておりますマレーシアのサラワク州では、深刻な環境破壊が起こり、先住民が暮らしの場を追われざるを得ないという重大な人権侵害が行われております。日本の輸入熱帯木材の90%がサラワク州のものであることを考えますと、日野市での公共施設建設に使用される熱帯材も、恐らくサラワク州のものが多いと思いますが、市民が豊かな余暇生活やゆとりある暮らしを送るために、他の国の私たちと同じ普通の人々が泣いているのだとしたら、やはり足元から熱帯材の使用を見直していくことが必要だと思います。

1点目の質問といたしまして、市の公共施設での熱帯材コンクリートパネルの使用状況をお教えてください。また、コンクリートパネルの使用回数は、平均2.5回と伺っておりますが、使用済みのコンクリートパネルはどのように処理されているのかも、あわせてお答えください。

2点目といたしまして、現在、日野市が地球環境をどのようにとらえ、公共の事業体として何ができると考えているかをお教えてください。

以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君） お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋徳次君） 御異議ないものと認め、よって会議時間を延長することに決しました。

執印真智子君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 熱帯雨林の急激な減少が、地球環境保全の観点から、大きな問題となっているのは御指摘のとおりです。F A O国連食糧農業機関の調査によりますと、世界の熱帯林の面積は、約17億5,000ヘクタールで、毎年約1,700万ヘクタール、日本の国土に換算しますと45％と言われておりますけれども、これが減少していると言われております。その原因が、いわゆる焼き畑農業等による食糧生産あるいは燃料用木材として使われるもの、及び商業伐採が原因であります。特に、産業用に使われる商業伐採は、大木を伐採するということで、熱帯雨林への影響は大きいと認識しております。御指摘のように、鉄筋コンクリートづくりの建物の型枠材として使用するパネル、いわゆる合板ベニアの大部分は熱帯材を加工しているというのは、お話のとおりです。その使用量は、全国で約200万立方メートル程度と言われております。

本市の公共施設での使用の現状ですが、本年度型枠面積で約2万7,000平方メートル、パネル枚数12ミリで1.8メートルの大きさですけれども、その大きさで1万6,700枚あります。反復使用2.3回という計算で、約7,300枚を使用したことになります。その内訳は、大成荘改築の工事に約5,300枚、防災情報センター新築工事で約1,900枚、そのほかで100枚となっております。この使用後の処理ですが、型枠材は損料として積算しておりますので、請負業者の判断で次の工事に使用できるもの、また焼却処分、廃材として処理するものとして区分しているのが現状であります。以上です。

○副議長（高橋徳次君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） 2点目の御質問に対してお答えいたします。

地球環境問題は、既に御案内のとおり、以下に申し上げます九つに分類されると思います。まず一つには、オゾン層の破壊、それから、二つ目といたしましては地球温暖化、3点目といたしまして酸性雨、4番目有害廃棄物の越境移動、5番目海洋汚染、6番目野性生物の種の減少、7番目ただいま御質問にあります熱帯林の減少、8番目砂漠化、9番目といたしまして開発途上国の公害問題、こういう問題がございます。

この中で、日野市として身近な酸性雨の状況は、今のとどこうなんだということで調査いたしておりますと、特に身近な問題として、酸性雨で御説明申し上げますと、現段階では、環境庁で実施いたしております第二次酸性雨対策調査、これは63年から平成4年までの中間報告によりますと、全国23カ所の地点で降水中のPH年平均値は4.3から5.3でございます。東京都におきますところの年平均値は、同じ年度、63年度で4.7、平成元年度で4.6、平成2年度4.6というふうになっております。以上の結果、第一次調査、

これはその前5年間でございますが、大体同じような数字が出ております。

日野市内の簡易測定による結果を申し上げますと、平成3年12月から平成4年の3月まで、平均5.3という数字が出ております。このように、地球環境を今後保全していく、このためには、やはり地球環境に対する負荷のなるべく小さいものに配慮していくことが求められております。生活様式も含め、あらゆる社会経済活動にかかわっていくことだと思います。このことによりまして、地方自治体において、地球環境保全の視点に立った対応が必要であるということは、言うまでもありません。

地球環境に対する行政側の対応は、国と、それから都、市町村、それぞれ相互の立場で取り組み、推進をしていくことになります。国は国際間の調整及び国内での基本的事項全般、都は公益的に共通した施策などがございます。市町村につきましては、いろいろと論議されるところであります。その地域の実情に合わせた地域性のある対応となるのではないかと思います。その具体例といたしまして、本市では、大気汚染あるいは水質汚濁などの公害防止対策を一層推進するとともに、既に実績のございます緑化の推進、保全、それから水辺環境の整備、今後の課題でございますリサイクルなどの省資源、再利用、さらに酸性雨などの環境調査等が考えられます。今後、これらの情報を集約いたしまして検討させていただき、地域性豊かで永続性のあるものを長期的視野に立って推進していく必要がある、このように考えております。以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 執印真智子君。

○2番（執印真智子君） ありがとうございます。

コンクリートパネルの市内での使用状況についてお教えいただきまして、さすがに日野市であるというふうに関心をしております。使用量を調査しているところは少ないのではないかと思います。問題意識を持って、日々公共施設建設に取り組んでいらっしゃる姿勢が伺われ、市民として大変うれしい限りです。大成荘ですとか防災情報センター建築に使われたコンクリートパネルは7,300枚ということですが、これまでの事業も積み重ねますと、かなりの量が使われているということが想像できます。今後の事業の中で、さらに削減の工夫がされていくことが必要だと思いますが、現在の計画をお教えください。サラワクでは、毎日東京ドーム800個分の森がなくなっておりまして、1年間では東京の1.5倍の面積がなくなっているということがありますので、ぜひ積極的に計画していったらいいと思いますが、いかがでしょうか。また、コンクリートパネルの処理につきましては、業者が行っているということですが、今後はごみの面から見ましても、十分な指導が必要かというふうに思います。

2点目の環境問題につきましては、日野市としてのとらえ方を伺うとともに、緑化事業ですとかリサイクルの推進で、環境保全事業を進めていきたいというお答えであります。緑化につきましては、先ほど沢田議員の質問にもありましたけれども、足元からの環境ということで、大変重要であると考えます。

現在、国では環境基本法の制定が進められております。公害対策基本法を制定して25年、また自然環境保全法の制定から20年ということで、その間の環境問題の変化や国民のニーズに対応し、新たな観点に立った法律が必要であるとの見解です。確かに、環境といえば、公害対策や緑化というような、現在の法体系では、担当していらっしゃる職員の方々から見ても歯がゆいのではないかと思いますし、また担当部署だけが環境問題に取り組んでいるのでは、この地球環境の悪化には追いつかない状況にあるのではないかと思います。

環境基本法は、次期国会に上程されるそうですが、それに先立って、東京都は環境管理計画の改定をし、地球環境計画を打ち出しています。また、それぞれの自治体でも、さまざまな動きがあり、世田谷区では、環境配慮指針を作成しております。

神奈川県川崎市では、環境基本条例が昨年12月に制定され、ことし7月から施行されております。これまでの縦割行政の中では、環境行政に限界があったので、それを打開するため、市の環境政策を明らかにして実現することを目的につくられております。この条例の特徴は、一つ目に、第2条に環境権の実現を入れ、これまでの安全面だけではなく、快適さ——アメニティを取り入れたこと、二つ目に、地球環境を視野に入れたこと、三つ目に行政計画である環境管理計画を条例上に定めたこと、四つ目に環境調整会議を置き、すべての施策を環境面でチェックすること、五つ目として新しい市民参加制度として、政策立案段階、年次報告段階での意見書制度があることです。

前々回の私の一般質問の中で、環境については基本計画の中に入れていくということで、前田助役より御回答がございましたが、縦割の現在の施策をトータルな施策にしていくことが必要だと思いますが、今後の全庁的な環境施策はどのように計画されているか教えてください。

また、日野市は過日、北海道池田町で開催された環境自治体会議に参加され、そこで採択された宣言にも名を連ねられたと伺っておりますが、その会議への参加の感想も含め、今後具体的に何に取り組む、何を变えていこうとしているのかもあわせてお答えください。

○副議長（高橋徳次君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） 全庁的な取り組みということで、御質問でございますが、お答え申し上げます。

先ほど、東京都の環境保全高度計画というお話がございました。これらが5月に策定されまして、それに基づきまして、これから私どもの方にもそれらに対する協力要請あるいは説明会等を含めて、指導また助言があらうかと思えます。この東京都の地球環境保全行動計画そのものの目的といいたし、どういう立場で作成したかと申しますと、第二次東京都長期計画、これを環境面から支援するために作成したものでございまして、これらの資源あるいはエネルギーの消費を極力抑制して環境への負荷を少なくするための行政あるいは事業者、住民、それぞれの立場から配慮すべき事項を体系的に掲げているということでございます。そのようなことで環境部といたしましても、この意味からも東京都のこの行動計画、やはりこれから十分研究いたしまして、大変全庁的に広範囲にわたるものでございますので、よりよい環境づくりを目指しまして、長期第三次総合計画あるいはそれに環境面から支援する意味での検討をしてまいりたい、かように思っております。以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） 過日、北海道の池田町で開催されました環境自治体会議について、御質問でございます。お答えを申し上げます。

ことしの5月20日から22日までの期間、北海道の池田町で第1回環境自治体会議というのが開催をされました。この会議の趣旨と申しますのは、ごく簡単に申し上げますと、地球的規模で広がりつつある環境破壊から、人類の地球を守るには生活に密着し、地域社会の核である市町村の仕組みをエコロジカルに改革することが大切である。そのために、それぞれのテーマについて、自治体間の相互交流を深め、問題の所在と解決の方向を見出そうと、こういう趣旨で開かれた第1回目の会議でございます。

会議では、資源化率が非常に進んでおります、多分日本一ではないかと思えますが、北海道の富良野市の市長さんから、そこでのごみの分別収集の経過について詳しく御報告をいただいたり、それから、三つの分科会が持たれて、それぞれテーマごとに討議をされるということがございました。感想ということでございますが、この会議は1回目の会議ということで、参加者の数は200名弱ぐらいでございましたけれども、全国各地から参加者がございました。名簿から見ただころでも大体20都道府県ぐらいから参加をされておりました。それぞれの置かれている立場や地域の実情をいろいろとございすけれども、報告、討論を通じて感じましたことは、これ以上の環境破壊を防ぐとともに、

人間の生存に必要な環境を再生をしていくあるいは回復をしていくという共通の願いは、日本のどこに住んでいる人々も共通して持っている。どの階層に属する人々でも持っているということを、改めて感じた次第でございます。

しかし、その中で、この会議の後にブラジルで開かれました、いわゆる地球サミットというのがございますけれども、ここの会議も正式には、国連の環境と開発に関する国際会議でございますけれども、この池田町の会議の中でも、私はたまたま自然保護とまちおこしの分科会に属して、そこに参加をさせていただいたわけですが、この分科会の中でも、特に過疎地の町村におけるまちおこしと環境との関連で、原則論では一致できても、方法論では、かなり大きな食い違いが、やはり見られるということ。ちょうど開発先進国と開発途上国との関係に似た問題が、日本の国内で過密都市と過疎町村との間で、やはり見られるということを感じました。

それから、もう1点は、開催地が北海道の池田町でございましたので、その周辺の町村からの参加者が多かったわけですが、たまたま斜里町という知床半島を抱えました町がございますが、大変自然に恵まれたところでございます。人口が1万人ぐらいで、面積が742平方キロメートルという非常に広大な地域を抱えた町でございますけれども、たまたまその町長さんとお話したときに、そうした中で使う車について、ディーゼルエンジン車でございますけれども、排気ガスを少しでもクリーンなものを使いたいということで、今、調査をしているというお話を伺いました。都市部の幹線道路の周辺における大気汚染の状況と比べ、恐らく全く問題にならないほどいい環境にある、我々から見ると大変いい環境にあるところ、そういったところで、我々から見れば大変微量なわずかな汚染というふうに考えられがちですが、そういうところでも、なお環境を、大気汚染を幾らでも汚染を許さないというそういう姿勢を、大変私も感銘を受けたわけでございます。

富良野市の場合も、これは市長さんから再資源化のお話をずっと伺ったわけですが、やはり富良野市なんかの場合でも、我々のところから比べれば、非常に恵まれた自然の中で、そういう努力が非常に行われているということに感銘を受けたわけでございます。常に、世界をマクロに見ながら、我々が存在するミクロな立場で実践をしていくということが、やはりエコロジカルな一つの様式かなというふうなことを感じた次第です。

そこで、最終日には宣言が採択をされたわけですが、宣言はごく基本的な点について、三つほど宣言の中には努力目標を掲げているわけでございますけれども、大変基本的なことでございますので、私どもが今後進めます環境行政の視点と、そういった観点を据えて、私どもとしても今後努力をしていきたいというふうに感じた次第でございます。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） パネルの使用済みのものの処理についての今後の考え方ということにもかかわるわけですが、現在のところ、熱帯材を使用した型枠材パネルにかわるもので、経済性だとか施工性という面から、現在、市場に出回っていないというのも現実であります。したがって、市内業者に直接、市側として指導するというのは、まだ難しいのが現状じゃないかなと思います。ただ、市の施設的设计時においては、その建物の用途によっては、従来からもパネルをしない工法を採用しております。例えば、市営住宅の建てかえ事業には、工場製作による、いわゆる現場で型枠を用いない工法でプレキャストコンクリート工法というのがあるわけですが、それを採用しております。また、日野駅西駐輪場の場合は鉄骨づくりで、これも型枠は必要としないわけです。工夫をすれば、市の施工の範疇である場合には、ある程度建物用途によってそれが可能であろうかと思えます。今後、そのような形なるべく熱帯雨林の破壊につながるコンパネの使用が抑制できるかどうか、市の内部からの努力、地道ではありますが、重ねていきたいと思っています。

なお、今後の課題としては、やはり国の関係省庁、そして東京都もまだ研究検討段階であります。それらの情報を十分把握した中で、いろんな指導があるでしょうし、そんな動きの中でなるべく前向きで、先取りする形でこの対応を図っていききたいと思っています。以上です。

○副議長（高橋徳次君） 執印真智子君。

○2番（執印真智子君） ありがとうございます。

コンパネにつきましては、さまざま使わずに済む工法というのを、まず考えていらっしゃるということで、本当にいいことだというふうに思います。部長さんの方からもお話ありましたけれども、建設省でも「よりよい環境を目指して、環境を創造、保全、再生する住宅、社会資本整備」という題で、環境関連施策が発表されておりまして、その中で、熱帯材を使用したコンパネの使用削減に関する項目が設けられているというふうに伺っております。それから、東京都では、先ほど申し上げましたように、使用削減方法の検討、針葉樹合板、複合合板の施工試験の実施をするということですが、実際に文京区のジビックセンターというところで、複合合板の採用に踏み切るとともに、廃材の面でもごみにしない配慮がされているというふうに伺っております。それから、業界団体でも、日本合板組合連合会というところが、針葉樹減量の比率を5年後に30%、

10年後には過半にするという目標を設定しておりますし、建築業界でも、熱帯材の使用について、5年で35%の削減目標を設定しているということです。また、日合連の調査によりますと、62%まで、今の工場で針葉樹の合板の生産能力があるというような、そのようなお話も伺っております。

ですから、ぜひ、合板を使わなければいけないときには、なるべくこういったものを積極的に使うということと、東京都についてもこちらの方から早く研究を進めるようにということによっていくことが必要かと思えます。また、先ほどお話しいたしました大阪府では、75%以上使用抑制するというはっきりとした目標を出しております。それから、京都市では、市の発注の工事については、熱帯材型枠使用の40%の削減を目指すということで、はっきりとした目標をつくっておりますので、ぜひ日野市としてもこういった数字でもって明らかな目標を出していくことが必要かと思えますが、その点だけでも一度質問させていただきたいと思えます。

それから、助役さんの方から、池田町で開催された環境自治体会議につきましてのさまざまな感想をいただきました。ぜひ、これを宣言は努力目標だというふうにおっしゃったんですけれども、積極的に日野市の環境について生かしていただきたいというふうに思います。その中に、熱帯雨林の開発の問題も述べられておりますようですので、ぜひ積極的な対応をお願いいたします。

では、コンパネの削減目標についてだけ、再度お願いいたします。

○副議長（高橋徳次君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 正直言って、まだこの問題について内部で十分検討、済んでるわけではございませんので、十分内部で検討した上で、やはり実現可能な目標ということで、設定をすべきものと考えます。なお、研究して前向きで取り組みたいと思えます。以上です。

○副議長（高橋徳次君） 執印真智子君。

○2番（執印真智子君） ありがとうございます。

それでは、市長にお尋ねをいたします。

日野市はこれまでも庁舎の省エネルギーですとか、ただいまもいろいろ教えていただきましたように、なるべくコンパネを使わない建築方法ですとか、さまざまな努力を重ねてこられたと思えます。また、水と緑を守るというスローガンのもとに、環境を保全するという立場で、市民のために御尽力いただいたと感じております。しかし、これからは、一歩進んだ環境政策が必要になってくると思えます。なぜならば、今は環境政策

について、自治体に熱い期待が寄せられる時代だからです。

例えば、日本の建設投資額に占める公共事業の割合は、建築が5.9%、土木が23.5%、合計で29.4%にのびます。3,300の自治体の中で、環境に配慮した仕事になされ民間に波及していけば、大変大きな力になると思います。また、さまざまな絡みで、国の法律では腰砕けになってしまうことも、自治体の中でなら実態をつくり上げることができそうです。スパイクタイヤによる粉塵問題では、宮城県や札幌市での条例制定がきっかけとなって、スパイクタイヤ規制法が制定をされ、業者の製造中止が実現しております。

NGOのゴールデンベビー賞をちょうだいし、国際貢献といえ、イコール自衛隊の海外派遣になってしまう政府の姿勢には、環境を考える市民として情けない思いをしますが、この日野市の中で、環境に配慮した仕事をされている職員の皆様には、限らない期待と希望を感じている次第です。そういった職員の方々の力を生かしながら、すべての部署で環境に配慮した仕事が進められることが、今必要になってきていると思えます。そのためには、やはり日野市独自の環境管理計画ですとか環境基本条例が必要になってくると考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

先ほど申し上げました川崎市のほかにも、宝塚市ですとか熊本県熊本市などが独自の環境基本条例をつくっております。ぜひ日野市でも必要だと思えますけれども、いかがでしょうか。

また、熱帯材のコンパネから国内材をしんに使ったコンパネにすると、2割高になるというふうに伺っております。東京都での検討が進めば、日野市でも使っていきたいというふうにも伺っておりますけれども、多少割高になっても、かけるところには早目にお金をかけていただきたいというふうに感じております。事前にお金をかけることが、後々になって財政的にもメリットが大きいという例に水俣病があると思えます。水俣病は早目に対策を立てていけば、住民被害が防げたのはもちろんのこと、今のように巨額な国の財政負担をせずに済んだというふうに伺っております。水俣市が出しております「環境破壊の影響と再生へのシナリオ～水俣病の教訓から～」という冊子によりますと、金銭でははかれない損失があることを念頭に置きながら、これまで水俣病の影響を克服する対策として、原因企業であるチッソ株式会社及び行政、国、熊本県・市が負担してきた費用の主なものだけでも認定患者への賠償金、公害防止事業費、漁業補償費、健康対策費などを中心に約1,500億円にものぼっているということでもあります。

日野市も経費削減を打ち出しているようですけれども、必要なところにはお金をかけることが大切だと思います。後にお金を幾らつぎ込んでも、水俣の方々の健康が戻らな

いのと同様、サラワクの人々に森は戻らなくなりますし、地球の健康も戻らなくなってしまう。これについての市長の考えも、あわせて伺いをいたします。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御指摘の地球規模の環境問題の、我が国と申しましょうか、日本の立場あるいは地方自治体の立場、非常に重要な課題であるというふうに認識をいたしております。人類が20世紀を終えて21世紀に移ろうというこの時期に、1世紀の間のいろんな開発の悪い影響が集中してあらわれてきた。21世紀はこれの克服のできる、そういう時代でなければならないということをつくづく感じるわけでありまして、一自治体として何ができるかということを考えます場合に、極めて微々たるものだというふうには言わざるを得ないと思いますけど、その微々たるそれぞれの組織が可能な努力を尽くすことによって、全体の改善に大きく役立つというふうに考えるべきであるというふうに思っております。

熱帯雨林の乱伐の問題が、将来の地球環境に非常に悪影響を及ぼすということが、ようやく立証をされて、それに対する対策が消費をする立場から徐々に認識が高まりつつある、こういう状況ではなかろうかと思っております。少し遠回しの話になりますが、昨年、私どもの所属いたしております全国革新市長会の総会の場で決議を挙げました。御指摘の、つまりサラワク地域の熱帯雨林の乱伐をどのように自治体が対応すべきか、こういう課題でありました。また、たまたま日野市の市民で東京都の自然保護部の部長をお務めになられた方がおいででございます。定年退職されまして、ある機関に所属されてこの地域の駐在員として、環境問題に取り組んでおられるこういう事情を聞きまして、一遍講演をしていただきたいというお願いを申し上げておるところであります。

この地域も、いわゆるいろんな弊害は伴うことは承知をしながらいいましょうか、つまり大きく民生の問題がかかわっている、木を伐採をしたり搬出をしたり、その後の焼き畑農業をやったり、これがその地域の住民の生活の、また支えにもなっておるといふ経済面のことが伴っているようでありまして、それに対する対応をまず先行させることが、この大きい保護運動のまた前提にもなる、そのようなお話も承りました。

したがって、消費国である資源小国の我が国の立場としては、今日まで築かれておりますいろいろな経済能力を駆使して、そして貢献度を環境問題に集中をさせて取り組んでいくべきではなかろうかと、我々も一般論としては、そのように全く共鳴をいたしております。

最初の話に戻りまして、一自治体の範囲ではありますけど、できるだけ緻密な取り

組みによって環境保護あるいはエコロジカルな視点に立って、地域住民の生活を守るとともに大きく貢献できるあるいはリーダーシップのとれる、こういう市政でありたいというふうに考えております。抽象的ではありますが、そのようなお答えをして、これからの取り組みの姿勢にさせていただきたいと思っております。

○副議長（高橋徳次君） 執印真智子君。

○2番（執印真智子君） ありがとうございます。

お答えをいただいたわけですが、環境保全にかかるお金のかけ方というところ辺を、もうちょっと話していただけるとありがたいと思いますので、ぜひもう一度お願いいたします。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 直接的な経費と間接的な経費があるだろうと思っております。そういう環境保護に役立つ視点に立ちまして、事業計画、財政計画にも取り組んでいきたい、このように思っております。特に、直接的な効果というよりも、むしろ弊害を防ぐということを行政の中でもよく点検をいたしまして、先ほども申し上げましたが、環境保全の視点をもっと強くして、行政組織あるいは行政展開に取り組むべき時代に入ったということをお答えしておきたいと思っております。

○副議長（高橋徳次君） 執印真智子君。

○2番（執印真智子君） ありがとうございます。

蓮の葉のクイズというのがありますので、御紹介したいと思っております。池に蓮の葉が浮かんでいるのを想像してみてください。蓮の葉の面積が日ごとに倍になっていくと考えてください。いずれは蓮の葉が池全体を覆ってしまいます。そうすると、どういうことが起きるか。池に生息している魚や生物が窒息してしまいます。まさに、地球というのは、今そういう状況にあるだろうと思っております。蓮の葉は30日目に池全体を覆うと考えてください。蓮の葉は1日ごとに倍になると考えてください。池の表面が半分覆われるのは何日目かということです。そうです、29日目です。半分覆われるのに29日かかりましたが、あとの1日で全部を覆ってしまうのです。今、地球の環境問題は、その段階に達しているということです。現在の地球環境の破壊の状況は、蓮の葉のクイズに似ているのです。つまり池の面積が半分覆われるのに29日かかった。半分残っているからといって、安心してはダメなのです。全部覆われるのは、あと1日なのです。ということで、私たちが今置かれている状況が大変わかりやすくあらわれているクイズかというふうに思います。

ぜひ日野市におきましても、環境基本条例をつくりまして、川崎などですと、市民参加、そういった部分も十分に入っております。先ほど、市長の方から行政がリーダーシップをとって環境を守っていきたいというお話もありましたけれども、市民とともに環境を守っていく立場に立って、そしてぜひここに日野市ありという環境行政が進められることを強く要望いたしまして、この質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君） これをもって11の1、地球に優しい町づくりのために、熱帯材不使用を進めるとともに、トータルな環境施策を実施せよの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時28分 散会

9月10日 木曜日 （第4日）

平成4年 日野市議会会議録 （第27号）
第3回定例会

9月10日 木曜日 （第4日）

出席議員 （30名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
7番	小川友一君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	小山良悟君
25番	高橋徳次君	26番	古賀俊昭君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 （なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橋達雄君	書記	山田二郎君
書記	斉藤令吉君	書記	鈴木俊之君

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 本間ムツ子君

議事日程

平成4年9月10日(木)
午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時12分 開議

○議長(黒川重憲君) 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員24名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。一般質問12の1、文化財保護に係る行政対応について問うの通告質問者、土方尚功君の質問を許します。

〔15番議員 登壇〕

○15番(土方尚功君) 議長のお許しを得ましたので、文化財保護に係る行政対応について問うということで質問いたします。

御承知のとおり日野には、国の指定文化財やら都の指定文化財やら、また市の指定文化財ということで、相当の点数が指定をされているということについては、十分承知をしております。これについて、これにかかわる行政側の基本的な考え方、こういったことについてお伺いをしてまいりたいというふうに思います。

現在の市で進めているこれらに対する姿勢というもので、まずお答えをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(黒川重憲君) 土方尚功君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長(大谷俊夫君) ただいま、指定文化財に対します行政の対応につきまして御質問をいただきました。お答えを申し上げたいと思います。

現在市内には、5件の国指定文化財、10件の都指定文化財、そして47件の市指定文化財がございまして、指定文化財の数は62件でございます。これらの文化財に対しましては、国民の共有の財産といたしまして、後世に正しく伝えていくために保存、保護していくことや、国民の文化的向上に資するために広く公開、活用していくことが文化財保護法及び都並びに市の文化財保護条例によって定められております。法令の趣旨に基づきまして、さまざまな施策を行っているところでございまして、日野市教育委員会いたしましても、文化財の保存、活用のためにいろいろの事業や活動を行っております。文化財の保存、保護のために必要な指導、助言を所蔵者に対しまして与えるとともに、市指定の文化財につきましては、市文化財保護条例及び市指定文化財補助金交付要綱に基づきまして、修理等の補助を行っておるところでございます。

金剛寺の所有、所蔵の国、都、市の指定文化財に対しまして、保存、修理や、展示、公開に関します指導、助言等を行いまして、それに基づき修復事業を実施していただいたり、特注の展示ケース等もあつらえていただいたりしているところでございます。また、最近では平成2年度に実施されました宝泉寺所蔵の市指定文化財の紙本着色涅槃図

の修復事業に対しましても、寺からの申請に基づきまして、総事業費の80%、約100万円の補助金を交付したところでございます。

文化財の保存、活用を図るための調査活動にも取り組んでおりまして、昭和60年度から62年度にかけましては、都教育委員会と合同で調査団を組織いたしまして、金剛寺の文化財の集中調査も実施いたしました。

また、特に今年度は、今後の文化財の保存、活用等の計画の参考にするために、また新版の「日野市の文化財」の作成の資料にするために、日野文化財保護委員を団長といたしまして、ただいま調査団を組織いたしまして、文化財の現状把握並びに文化財台帳の整備を行っているところでございます。その調査に基づきまして、来年度以降、傷みの激しい文化財の保存、修復等を所蔵者に対しまして実施していただき、それに対し、予算の範囲内で補助金要綱に基づきまして補助金も交付し、指導、助言等も行っておりたいと考えているところでございます。

ただ、保存、修復等に対します補助は、全額補助ではございませんので、その点で、所蔵者にも、文化財保存に対する御理解をいただき、相当の負担もしていただきながら実施していかなければなりませんので、多額の経費を要する事業等につきましては、多少時間がかかるものと思われれます。その他市民に対し、広く文化財の周知をするために、説明看板等の設置を進めているところでございます。

以上お答え申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） ありがとうございます。

文化財保護に対する取り組みの姿勢というものは、今の中である程度わかりました。特に、今の中に、当然指導、助言、あるいは修理に対する補助というようなこと、それから今現在、文化財の状況を把握をして、台帳等の整備を行っている、ということでもあります。それからその中で、大いにこういったことで進めていただきたいと思います。ですが、最後の方にありました、それからまた中段にもありましたけれども、特に今回の主としている内容は、要するに文化財の保護、修繕その他にかかる補助というようなことで、先ほど、一定の総事業費の80%を補助金として出したという最近のお話でありまされども、当然市の文化財条例、こういった中にそのことは十分うたわれております。

ただ、問題となるのは、一番最後の方の発言の中にありました、ある程度高額な費用を要するときの対応ということで、特に相当の負担というものを相手側に強いるといひますか、市の指定であるわけですが、やはりそこら辺には、財政的な問題その他

から、状況はわかりますけれども、そこら辺が果たしてすべて10分の8の補助金が出るのかどうか、とこういったことになるわけですね。過去においては、安養寺の本殿等も、1億の事業に対して500万の補助金、それから成就院についてはもっと率がよかったかなというふうに見るわけですが、特に具体的に質問をちょっと事例として……。

今八坂神社の本殿というものが指定されておりますが、本殿ももともとある程度傷んでいる。そしてその上に覆屋といいますかね、それを囲っている建物もあります。こういったものがやはり相当の費用がかかるということと、要するに都市計画法上のいろいろな規制から、今のままでの建て直しというのは難しい、というようなことも若干聞いております。そんなときの対応で、これからどういう神社側が考え方を持っているかというのは、まだ具体的には聞いておりませんが、やはりそういったものを修理をするとなると、相当な金額になる、とこういふことになるかと思ひます。そのときに、どうなのかなあという一つの疑問がありましたので、今回質問するわけですが、そこら辺について、果たして金額が多い場合にどのような考え方を持っているか、この点について再質問をしたいと思ひます。

それからあわせて、この際ですから簡単に要約していきますと、たまたま9月1日の新聞の切り抜きで私も見ているんですが、地域文化財の保護を支援をするということで、自治省の方が本年度76事業を指定をして、国の文化財、当然のことながら各県と市町村、こういった中に76事業ということで指定をしましたということでもあります。こういったことが当然これから新しい方法が出てくれば、そういったことでの対応ということが十分考えられると思ひますが、そこら辺について、ことしはそういったことの手だてその他が日野市としてもとられていたのかどうか、その状況もあわせてお答えをいただければと思ひます。

○議長（黒川重憲君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 御質問にございました八坂神社の件でございますが、先ほど調査をしております、という中にも調査の対象に含まれておりますので、調査結果を待って考えたいと思ひますが、ただ、議員さんもおっしゃいましたとおり、建築基準法の制約もあるようでございますので、現在の覆屋が改修程度で済むならば、持主でございます八坂神社側との協議の中で修復を行うことができるんじゃないかと思ひますが、大規模事業になりますと、またちょっと時間がかかるような気がいたします。

それに対します補助金でございますが、先ほど一つの例を挙げまして、80%と申し上げましたが、補助金交付要綱では予算の範囲内ということになっておりますので、大き

な事業ですと、当然80%は無理な状況になってまいりますので、それはまた予算の中で考えていく問題というふうに考えております。

それから2点目でございます、地域文化財保護を国が支援していくということが、私も新聞紙上で知ったわけでございますが、国指定文化財につきましては、国が当然今まで費用を出していたわけですが、地方の指定文化財に対しましても国庫補助で対応するということも、制度として決められたようでございますので、今後、これらの事業にも対応する事業が出てくるかどうかということも考えた中で、対応をしていきたい、このように考えます。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） ありがとうございます。

この問題は、それぞれ施行する側といいますか、所有している方、そこら辺の負担は当然考慮しなければいけませんし、極力、市が指定している文化財ということで限っての質問でありますので、積極的に相談その他に応じてあげて、また助言、指導いただくように強く要望するとともに、国の事業の体系がそういうことでできてきたということからすれば、大いに積極的に足を運んで、こちらの費用に充当して、貴重な市税を極力少なく使う、こういう中でよりよい効果を上げていただくように強く要望して、この質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（黒川重憲君） これをもって12の1、文化財保護に係る行政対応について問うの質問を終わります。

一般質問12の2、市長の行政報告に問うの通告質問者、土方尚功君の質問を許します。

○15番（土方尚功君） それでは改めての質問に入らせていただきます。

市長の行政報告についての質問は、前回も私、この場所で申し上げ、それぞれ積極的な姿勢を示してほしいということをお願いをしてまいりました。今回も3点の報告がございまして、流域下水道の処理場の問題、あるいは清掃条例ですか、その関係の取り組み、こういうようなことと、もう一点、本市と北京市海淀区との友好提携について、というように御報告をいただきました。

特に前回も、ある程度質問ができないので、極力詳しく報告をしてほしい、というように申し上げてございました。文書そのものの提出については、古賀議員もその場で、議事進行の中で申し上げましたので、このことについてはまた別途対応していただくとして、特段に3番目の、友好提携ということについて、もうちょっと詳しくお伺

いをしたい、こういう観点で質問を行います。特に最初は、市長が報告されたことそのものに基づいて、事実の確認といえますか、そういった点をさせていただきたいと思えます。

まず、最初に、前段は、市長の個人的な考え方の中に、要するに、友好提携をしていくという発想をしてきましたということで、報告がまず、前段があるわけです。それから2段目としては、一定の議員に依頼をして、橋渡しの関係の調整を図っていただいた。その結果報告が来たということでもあります。3段目として、それに伴って、職員の派遣をした。なお、それに向けて、青少年を初めとして市民交流を期待する、ということでもあります。この中で、事実の確認という形では、あくまで前段私は、市長の個人的考え方に基づいて作業が進んできたということに間違いがないかどうか。我々は、全く間違いがないと思うんですが、議会にも何らの、要するに、こうしますよ、というようなことはないし、予算的にも手だてが、友好都市にかかる問題は、レッドランドの関係とか、青年の海外交流ということでは予算化してありますけれども、ないわけなんで、あくまでこれが個人的発想でそういうことがあった、ということではよろしいなという、これは確認ですね。

それから、「地位のある中国の友人」ということで、これは市長の友人であるのか、また依頼をした人の友人であったのかどうか、そこら辺の確認と、それから、「先般」ということで、先般返事がありましたよ、ということでもあります。この先般というのは、いつごろの時点のことであるのか、また、そこにはどのような趣旨の応答であったのか、これについて若干報告をいただければと思います。

それから、「このたび」ということで報告がありましたが、このたびというのは、いつからいつ、要するにこのたびというのは、全般を指して、協議するためにいろいろやってきましたよ、というのが今回で、どの程度の時期なのかなあ、ということが一つ疑問として残ります。

また、それが当然派遣をしたということであるならば、いつからいつまで派遣をしましたよ、というようにその報告であってもいいんじゃないかなというふうに思いましたので、この点と、それから、海淀区からの招待ということでもあります。我々、招待ということでありましたら、当然相手側の市が、これは友好提携を結ぼうというように考え方に基づくとしたら、一般的な常識では、滞在費、航空費、運賃等相手方の負担というようにことが、一般常識的には我々思うんですが、そこら辺の、当然予算の上でないことですから、そういった対応がされたのかどうか。このような点について、この市長

の報告に基づく中でのとりあえずの確認ということで質問をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 今回の議会冒頭の、今まで慣例になっております市長の行政報告、その項目の中に今御質問の「本市と北京市海淀区との友好提携について」ということを、議会の御理解をお願いするという意味で発言、報告を行っております。御質問の、個人的な発想というふうに、発想という言葉を確認に使っているわけですが、私は個人的ということではなくて、日野市長の公人としての発想という意味で受け取っていただきたいと思っております。

日野市が平和基金条例等を制定をし、また、議会でもその御承認の中で国際平和ということに内容を持たせる、とこういう議会の御意見もいただいているわけでありまして、今日、御承知のとおり平和行事と申しましょうか、あるいは平和行政というものにある程度取り組んでおる状況でございます。そして、今一般的な風潮といたしまして、国内の自治体でも、海外の都市との友好提携、それぞれ似合った形で取り組みが進められている事情を我々も相当数承知をしております。特に近年、中国との関係で友好提携がだんだんと広がりつつあるという情勢もあるわけでありまして。

そういう観点に立ちまして、中国の都市とどのような形の友好提携があり得るだろうかということ、多少他市の事情も調べておりました。たまたまこの北京市が首都であるということにあわせて、日本との航空交通、一番中国との関係では、北京市に到着をし、北京市からまた中国国内の旅行計画があるわけでありまして、北京市は同じく首都ということで、東京都の友好提携が既にあるわけでありまして。何かまた北京市の近郊ということで、つまり日野市にふさわしい首都の近郊という関係の、自治体という言葉が正確であるかどうかは別といたしましても、行政区ということがございますので、その行政区と提携をすることがいかなものだろうか。また国内の、東京都の区部あるいはその他におきましても、中国都市との提携ということの事例もあるようであります。

たまたまそういう発想に立ちまして名前を挙げたわけでありまして、谷長一議員さんが自分の旅行として中国においでになる。そのまた旅行先で一番旅行目的とされておる相手の方に鞆張金さんという方がおられるということでありました。鞆張金さんは、日本の陸軍士官学校の留学生だそうでありまして、日本語が堪能であるということ、それからたまたま御縁がありまして、日野市内に谷さんという谷家の今亡くなられました

けど、御主人がおいででございました。その方の所を頼って日野市に数日の間、滞在をされ、私どもの日野市にもまた訪れられて、お話をしたことがあります。そういう御縁によりまして、鞆張金さんに意向のことを伝えて、文書であいさつ文をお願いしていただきましたら、幸いにその北京市郊外の海淀区という区の名前ですが、海淀区長さんから応答があった、こういうことが端緒であります。

そしてその際に、「招待」という言葉を使ったわけでありまして、これは、公式の招待、つまり行政区としての招待というような趣旨ではなくて、来訪を迎える、とこういう意味の招待であります。それに応じて、御報告しましたとおりの佐藤収入役、長谷川企画財政部長を、私の意を体して行っていただいた、ということでもあります。大体そういう経過でございます。伴っている文書もございますから、御披露することは可能であります。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 私が質問したのに、いつもそうなんですが、各議員さんが質問されても、こっちがこういう点だ、こういう点だということではっきりしているのにかかわらず、ちゃんとした答えが返ってこないということで、ああ、そうですか、ということ、どうも終わっちゃいそうなものですから、よく聞いておりました。

確かに市長が公人として、市長の職として考え方を発想したということは、これは十分わかりました。つまり、私人での発想ではないんだ、市長職に基づいて、今後市としてやっていきたいんだ、という発想の中にこういう形をとった、とこういうことでもあります。

それから、地位ある中国人、友人ということで、この答えについては、市長の友人ではないなというふうに判断をいたしましたから、まあ谷議員という名前が出ましたので、あえて出しますが、最初私は谷議員の名前特に挙げませんでしたけれども、そういったことでありましたので、谷議員の友人である鞆張金さんということ、手だてをしてやっていただいた、とこういうことの確認をいたしました。

それからあと「先般」というのは、いつごろそういう文書が、応答がありましたかと、その応答については、例えば青少年交流を求めているのか、あるいは経済的な援助を求めているのか、観光的な要素としての行き来を求めているのか、こういったことを具体的に私はできれば伺いたかったなあというふうに思っていた、そういう質問だったんですが、質問の仕方悪いわけですからあれなんです、一応そういう応答の内容ということで私は期待をいたします。

あと「このたび」ということでの、いつからいつまで行ったんですか、というような話については、ただ行かせましたよ、というだけで、これについても、いつからいつというような話は具体的にありませんでした。

それから「招待」というのは、中国的な考え方なんだなというふうに思いましたけれども、迎えますよというようなことで、それは要するに、来なければ来てくださいよ、とこういう程度のことだなというふうに今、迎えますよと、行かなきゃ行かないでいいんじゃないか、とこういうことにも逆に言うのとれるような発言の招待でありますけれども、ぜひ、この点もう一度今明らかにできる点は先に明らかにしていただければと思うんですが、どうでしょうか市長。

それからお答え、前段のところは多少時間かかったとしても、余計な部分は省いていただいて、極力もっと核心に突っ込んだところをやりたいと思いますんで、ひとつ簡単に結構ですから、お願いします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 「このたび」というふうに報告をしております文書は、これは8月21日に北京市人民政府外事弁公室というところから文書を受けた、こういう経過でございます。（「それであと、派遣をいたしましたという派遣の日になんかもありますね、要するにこのたびの中に」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） 日程について私の方から御報告申し上げます。

平成4年8月30日、日曜日でございます。それから9月の4日、5泊6日ですか、を訪問したということでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 実は、今のあれからいくと、その先般という方ね、このたびと先般と二つあったですね、時期の問題は。で、先般というのはいつですか、というようなことで、それは相手の区の方から、「提携を期待する」という応答がありました。その応答についての内容もあわせて知らせてください、とこういう質問もあったんですが、この辺は、このたびの方はわかりました。

行政報告、今の姿勢を見て、本当にこういったものをやるときに、何をやってんだ、とそういうことを申し上げたいと思うんですよ。実は先ほど前段の中で、要するに各団体も、取り組みを中国とは、というようなことの発言もありました。確かに、練馬区が

この海淀区と提携を結ぼうと今してます。もう既に交流を始めて、青少年関係も向こうへ行ったりなんかしてます、現実。つまり、その同じ所へ要するに東京都の中から、まあ結んでるからいけないとかいいとかということじゃありませんけれども、そういった現実があるということですね、一つは。

それから、ごく最近の中には、府中が姉妹都市を結びました。それは、この東京速報の9月8日にも載ってます。一面の方には森田市長の記者会見の関係、あるいは「森田市長が再出馬か、日野市が北京と友好、佐藤収入役ら現地派遣」こういった情報が載っている裏に、府中市ウィーンヘルナル——区ですね——と友好都市を要するに結んだ、とこういうことがあります。

府中市の実態は、こういうことなんですよ。友好都市の協議会という組織を発足をさせて、そこに市長が締結についての諮問をいたしました。これは平成の元年の段階なんですね。それで、姉妹都市協議会により市長に答申があったのは、平成元年の4月、そしてその後、議会の文教委員会で検討をしてくださいという依頼を市長がしているわけですね、議会側に対して。それで文教委員会でいろいろ審議検討して、市長側においては議会側と調整を図って、調査団の派遣、要するに結ぶか結ばないか、どんなものだろうという協議を、当然議会側として、当然そうなれば今度予算の手だてをして、そして全員協議会にも検討を図っている。こういう現実を経て、文教委員会が締結をすべきだという結論を出して、その後平成4年8月19日に締結を結んだ、こういうことなんですよ。つまりこれが一般の行政がやる手続なんですよ。（「そうだ、そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

それは、この前段はまあ、今回の場合はあくまで、それはそれでやることに對して、この市と結ぶべきだとかなんだとかいうことは、またこれからどうせ投げかけられることだと思えますよ。だけれども、このことについて、果たしてどういう考え方でどうなんだ、ということを知って、その経過も説明ができないというような状況じゃ、何をやってんだ、とこういうことになると思うんですよ。

先ほど、要するに都の段階、我々市民であり都民であるわけですから、当然北京の市とも友好を結んでますし、平成の2年度までは八つの要するに都市と友好なり姉妹都市なりを結んでいる。そして、平成3年から5年の間にということで、モスクワとこれからまた正式に友好都市の提携を図る、とこういう状況がそれぞれ一定の計画の中に盛り込まれて対応している。これは都の関係ですから。それと練馬区の場合にも、そういったことでいろいろの状況の中に徐々に進んできて、これから結ぼうとしている状況であ

りますから、ぜひ行政の手法を間違えないでほしいというふうに思います。

この行政報告で、もうちょっと——それから事実はそういうことで、ある程度の把握はできました。しからばこのときに、市として実際に実務的にどのように対応されたのか。私は、この提携を結ぶための予算というのは、これは予算がなければ職員を派遣したりなにかすることはできないというふうに思うわけです。我々審議をして、先ほど市長の中に、平和行政については取り組みをしていますよ、それから海外交流やそういったこともしているし、いわばレッドランドの友好団体にも補助金を出している、こういったことは十分我々も認めて、行政的にも対応されている。しかし、今回のこの問題は、一言の話もなく、要するに行ってきた。どういう行き方をしたのかというと、先ほどは、相手方の市からといいますか、要するに行政区ですから、そこから招待を受けました、という最初の報告でありましたが、その招待は、公的には要するに、いわば、どうぞ、来てくださいというような内容であった。まだ先ほどの応答の内容を聞いてみませんから、果たしてじゃあ、何で、どういう分野でやろうかというようなこともまだ今我々わからないんですが、ちょっとそこら辺の考え方を聞きたいと思います。どういう手だてで今回行ったのか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 北京のことを御指摘いただいているわけでありましたが、今つまり、端緒を開こうとしていることでありまして、予算上の計上もまだする段階にはなっておりません。向こうを訪ねて、向こうでも受ける意思がある。それで来年度の青少年の海外派遣に中国コースを開くということが、だんだんと実務として整ってくることは、なるべく実現をしたいというふうには考えておりますが、現状今、端緒を開こうとしているという状況である、というふうに御認識をいただきたいと思います。

それから、今回の派遣とか将来とかいう言葉に、少々具体性が欠けるかもしれませんが、日野市の予算に計上されております職員の海外研修、この研修の費用で、出張する人に対して、そういう意図を託したということで、私は十分（「おかしいよ」と呼ぶ者あり）おかしくないというふうに認識をしております。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 大変問題な発言だと思います。まあ道を開こうとしていることについては、結構です。しかし、現在はその予算はありません。それで、内容的には青少年の中国コースを開くということで、そのことはいいですよ。しかし、海外研修の費用を流用したということでもあります。我々、下村議員が予算の委員会の中で、海外研修

について質問してます。どういう内容ですか、というようなことでありました。これは、そのときの回答者は総務部長であります。「3人で75万円の予算を用意しております」こういうことであります。それ以上の、要するにどういうメンバーを派遣するとか云々とかいうような問題については、「今後検討します」こういうような内容であるというふうに理解をしております。これにもし間違いがないとすれば、今回流用してこういう問題を、議会も何もわからない、予算にとってないもの、本当に新たなこれは事業で、大変な日野市にとっての重要な行事といいますか、事業になるわけですね、友好提携を結ぶということは。そのことを即こういう状況に起こしたという、そこら辺のことの説明をちょっとしてもらいたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） 今回の北京の訪問でございますけれども、この費用関係でございますけれども、今御指摘ありました、ことしですね、海外研修負担金という形で1人75万掛ける3人分、合計225万を予算計上させていただいたわけです。この75万というのは概略でございます、毎年日野市の海外研修実施要綱に基づいて、そこに委員会を設けて、ことしはヨーロッパへ行くかどこへ行くか、また、どういうものを視察するかということを決めて、その上で職員を派遣させるのが手続上なっているわけです。ことしに限りましては、中国ということが出まして、それで、この今言いました実施要綱に基づきまして、とりあえず収入役と企画財政部長を海外研修という位置づけをいたしまして、費用を出した次第でございます。ですから、今回の費用は、負担金及び研修旅費の一部を出して、そこから支出して派遣したという現状でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） それでは伺いますが、今要綱に基づいたということでもあります。それで、方向を変えたという、要するに職員にとっては、海外研修ができて、3人行ける。もしかすると、最初の年は、要するに退職する部長3人が行かしてもらった、言い方悪いかもしれませんが。そして去年は、市長が福祉部長を随行して、そして福祉関係の視察に行ってきた。ここまではいいですよ、結果だから。しかし、ことしの関係は、もう予算委員会でも、どういう手続でやっていくんだ、3人行かせますよ、と言ってるんですよね。結果聞いてみれば、2人だけを中国だと。方向も決めたと。その決め方はどういうふうにしてるんですか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 予算を計上されておるものを、流用でも何でもありません。そのまま正しく支出しておるということでありまして、員数も予算額というものがありますから、現在は2名でその必要な範囲を使っておるわけでありまして、これからの海外出張旅費というのもございますので、今後行動するとすれば、その旅費を執行するというで事業は成り立つというふうに思っております。したがってまた、研修旅費は1名分でしょうか2名分でしょうか、今回支出したのは半額ぐらいですか、負担金から52万を支出している、とこういう状況であります。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） また私の質問が、方向が変わっていったというふうに理解できると思うんですけど、私はどのように今回の研修のあれを決定をしたのか、どういう機関なりを設けたりしたのかという質問したんですね。予算の流用の問題なんか、今の段階では聞いてなかったんですね。

それから今の発言の中ですから、今聞いている範囲では、負担金が52万程度の支出をしましたよ、というようなことが聞こえましたけれども、私はどのように、その要綱に基づいて今回の海外研修を決めたのか、とこういう質問なんですよ。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） 先ほどちょっと申し上げましたけれども、日野市の職員が海外研修するためには、実施要綱というものを設けております。そして毎年実施要綱の中でそれに基づく細部の実施要領というものを設けております。その中に、始めの要綱ですけれども、人員については「毎年度予算の範囲内で」とうたっております。それに基づきまして、あとはこの海外研修委員会というのがございまして、その中で、今年度どこへ行くかということと、それからどういう目的で行くかということと、それからだれを行かせるかということを決めて、そして最終的に、出張命令は市長でございますから、市長の命令によって決定してもらい、という順序で海外研修をおととしから実施しているわけです。ですから、要綱は多少毎年変わって来ますが、大筋はそういう形で行っています。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 我々の手元には「要綱集」というのが配られて来ますが、この要綱は、議員の調査研究費等の補助金、要するに内輪の問題であろうとも、要綱集の中に載っているという現実がありますね。これももう3年前からそういったことで要

綱を決めて、要領も決めている、とこういうことでありますが、そのことには一切例規集にはありませんから、我々今回この場で聞いて初めて、そういうものがあって対応したという事実がここに出てくるわけですが、私はその中に検討委員会なり、そうしてこれは、今その問題がどこにあったのかというのは、今答えにはありませんでしたね。出張命令は市長が出します、このことはだれでもわかりますし、先ほど、どこへ、どのように、だれが行くか、とこういう発言、つまりそのことを検討したりしているのは、市長が単独に決めるのかどうか、とこういうことなんです。その点、再質問。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） 海外研修については、先ほど申しましたように、委員会を設けてます。そのメンバーは、助役、収入役、教育長、総務部長、企画財政部長及び職員課長で構成しているわけです。それで責任者は助役ということがメンバーでございます。その中で、今先ほど申しました事項を検討して、そして市長に推薦するという形をとっているということでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 今幾らか明らかになってきましたけれども、助役は一——当然これは2名というふうに判断をしてよろしいんでしょうけれども、助役ということで。それで教育長と企画財政部長と総務部長と収入役と職員課長、とこういうことですね。ここでじゃあ、責任者は助役ですから、助役に伺いたいと思います。市長に聞いてもあれなんです。今回予算を我々は、海外研修については3名——研修としてですよ、研修として3名、そういったことを我々予算を認めてるんですよ。範囲内だからと。範囲内だ、何を言ってるんだというんです。それをオーバーすれば、その予算を直して、どうしてもこれだけの予算なんで、とこういう事業をどうしてもしたいんだ、足らないからこうしてくれ、とすることは、また議会なり、場合によれば裏で予備費から流用しておいて、とこういうことになるわけですが、少なくともそういうことがあるわけで、そこら辺の事務の流れを十分承知している助役、どのようにいつごろ検討したのか、今回の問題について。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） お答えをします。

この中国の友好訪問の問題に関しましては、先ほど市長の方からお話があったように、中国の適当な自治体と何らかの形で提携が可能かどうか、そういった方向での

検討を進めるということが、話が進んでおりまして、そうした中で日程が具体化をしていったという、これが7月段階でございます。そうしたことで、中国との、市長は先ほど、端緒を開くというふうに申し上げましたけれども、そういう形で中国北京市の海淀区との接触をする機会が具体化をしていったということが一つございます。

そうした中で、どういう形で端緒を開いていくかということで、こちらから職員を派遣をして、事前の調査をしてみるということも一つの方法でございます。先方からの文書とのやりとりも当然、その前提として必要になってきますが、そうした中で、本来、例えば公務としていく場合には出張旅費という形に組んで、それによって出かけるというのが確かに一つの方法でございますが、今回の場合、一応市長が先ほど申し上げましたように、端緒を開いていくということで、一応海外へ行く予算としては研修旅費というのが、研修負担金というのが組まれておりますので、今回一応その端緒を開くということで、研修も兼ねて中国を訪問をし、事前調査その他をしていくということがございましたので、今回研修旅費をもって充てたという経緯でございます。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） そうすると、今の話の中から想像すれば、一定の委員会を先ほどのメンバーで開いたと。それも大体そちらの中国のそういったことの問題が既に動いてたから、こういうことですね。そんなことで物事を簡単に切りかえちゃっていいものですかね。市長も大分話が、出張旅費が云々だというような。先ほどの発言の中にも、出張旅費は海外も含んで実際に四百四十何万要するに旅費は組んでいるわけですから。負担金でどうも出したという話が出てきましたけれども。じゃあ、今回負担金その他旅費、そういったものが、果たして何人で行ってどのくらいかかったのか。負担金だけなのかどうか。旅費も海外のその今あれで、あくまで出張旅費じゃなくて、負担金として、要するに海外研修の費用から出しました、とこういうことですね。そこら辺をちょっととりあえず数字的に明らかにできるんでしたら、してもらいたい。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） 予算の執行について御説明申し上げます。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、今回の2名の派遣につきましての支出内容でございます。負担金から航空運賃、それから宿泊料、2名分で52万2,400円を負担金として出しております。それから研修旅費の方から日当及び支度金ということで、負担金と旅費と両方から出しております。その合計が、日当、支度金全部含めまして65万8,155円でございます。それから、余計なことかもしれませんが、研修等も含まれ

ておりますので、現地で個人負担も1人約8万円ほどの、まだ精算はしておりませんが、約8万の自己負担があったということは聞いております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） またまたおもしろい状況になってきているんですが、いわば海外の研修費から取ったもの、それから旅費で一部出したもの、それから個人負担をさせたということ、これは公務で正式な、要するに我々今判断すれば、公務ということで出たというふうに判断をこれはせざるを得ないと思うんですが、そこら辺に個人負担の問題までさせて行かせる内容なんですかね。今発言、私の方からすれば、本当にこれは、要するにですね、市が一定の計画を立てて、こうですよ。手順は全然踏んでないというふうに見ざるを得ないんですよね。

それから、実際に検討委員会なりを開いたのは、じゃあいつごろ開いて、先ほどもちょっと残っちゃったんですが、いつごろ開いて、極端なことを言えば、検討委員会のメンバーの中から2人行った。それから結果的にいろいろ検討してみたら、3人という頭があって、75万という予算がありながら、1人分にも満たない六十何万の支出をしている。今後まだ2人も十分海外研修等もあるわけですから、果たして検討委員会の中では、じゃあことは中国なら中国というふうにしたけれども、その残りの考え方はどのように持っているんですか、その点伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） 一応先ほど申し上げましたように、今回は研修を兼ねてということで行っていただいたわけですが、この調査で訪問して、訪問した結果によりましては、また年度内に改めて訪問するという機会が生じてくるというふうに考えておりますので、今年度はその研修旅費については、そちらの方に充てたいというふうに現在は考えているところです。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 会議をいつ持ってどうだったんだということも、ちょっとまた漏れていますけれども。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） すみません。会議の件について私の方からお答えいたします。

研修の推薦委員会の最終決定は、7月の27日に会議を持って、委員会を持って決定しました。それまでに、日程はちょっと今持っておりませんけれども、北京行きについてはいろいろ話題になっていたということでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 状況がいろいろわかってくるんですけども、あいた口がふさがらないような状況だなという今思いをしております。——何を言ってんだ、ふざけたことを言うんじゃないよ。こういう実態なんだよ。（「そうだ、そのとおりだ」と呼ぶ者あり）ちっともおかしくないでしょう。議員としてこのことは、十分この実態をやっぱり把握していかなければいけない。我々ばかにされてるんですよ。とにかくまたこれから訪問しようと考えてる。大体それをじゃあ、手順として我々どういうふうに提携をしましょうか。先ほどの府中市の事例でも要するにありましたし、ほかの状況の行政マンとしてやることは、通常だったらこういうことをしますよ、こういう予算を取りたいんですよ。また今後海外の研修費はことしはあくまで中国との提携の問題を、海外の研修費をそれに全部充てちゃうんだ、こういうことでしょうか。そんなばかなことできると思ってるんですか。これからまだ3年度の決算の問題なんかありますけれども、それこそじっくりつついていけば、我々の先鋭的な監査委員以上にまたものが出てくるかもしれない。楽しみです、決算が。まだことしの予算ですよ、これは。これからこういうことで市長は提携を結びたい。それでこれについては公式にこういう形で市長が行きたいなら行きたい、こういうことを我々の前へじゃあ本当なら出してですね、やっていくべき問題ですよ。どう思いますか。余りにも勝手過ぎますよ、やっていることが。行政報告でちょこちょことお話をして済ましちゃうなんていう、全くこれは問題ですよ。

発言を続けます。全くもって、今いろいろの発言が聞こえますけれども、行政として全くやることじゃないようなことを今回やったわけですよ。今回、いろいろ谷議員は最初に4月ごろ、そういった機会をもってやられたことについては、それなりの評価をいたしますけれども、全く行政側の対応たるや、6月の議会だってあったでしょう。7月の27日に会議を持って最終決定した。少なくとも4月あたりから谷議員がそういう調整を図ったということですから、少なくともそれ以前に、発想なり行動を起こしてもらいたいというような予備的な行動はあったと思うし、もしそういう提携を市側がしようとすれば、6月議会あたりに、実はこういうことで海外研修も3人認めていただいてあり

ましたけれども、ぜひ、こういう方向づけでいきたい、結果はまだこれからです、とこういうことがあっても十分間に合う状況だったというふうに思うんですがね。

実は最初に、事実の確認だということでやり始めたことは、この市長の報告の中にある、要するに明らかにする時期というのは、本年4月に云々ということと、あとはもう、先般、あるいはこのたびということで、一切時間的なものは抜けちゃっているんですね。やはり先ほど確認をしないで進めた点がここにきてマイナスだなと、私は今反省をしますけれど、普通ならば、公的な文書も先ほど、8月21日という発言が一つありました。決定を、要するに市側がこういうメンバーで行きますよというようなことを相手側に伝えたからこそ、相手から公式的な文書がこちらへ8月21日ですか、に届いたんだ、とこういうふうに思いますけれども、そこら辺でもし、全体はこうですよ、ともう一度整理してお話がいただければと思うんです。大分こう、いろんな話に飛んでちゃってます。申しわけないんですけども、改めて先ほどの事実確認の中での対応をちょっと図りたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） 細かくはお答えできないかもしれませんが、流れについて簡単に御説明します。

先ほど申しましたように、推薦委員会としては7月の27日ですか、に決定しまして、その中で収入役さんと企画財政部長を主として上海の方へ派遣するということになりました。それに基づきまして、北京の海淀区長さんの方へ2人の派遣を、こういう職員を派遣するということを出しまして、その最終回答をさっき市長が言いました、海淀区の方から招待申し上げます、という文書が来て、それで実現したというふうに私どもはとらえております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 7月にそういうことで決定をして、その後に相手の区長へ派遣の依頼をした。向こうからどうぞという返事があったということですが、これについては、要するに海外研修の関係等も人数が実際に3人とっても、3人にこだわるわけではありませんけれども、3人。それで、委員会の中でも3人という発想がありながら2人にしたということと、それから相手側の市にも、当然収入役と企画財政部長が行きますよということで、市側が公式文書を出した。そこら辺で今回答がありましたけれども、そうしたら、向こうから文書も来た。これは正確に言うとうどうなんですか。メンバーは

そういうことで明らかに役職を持って、普通なら市長ですよ。そこら辺には何かありませんか。

すみません、もう一度続けます。答えが出てきませんので。いわば我々じゃあ、今回の資料、先ほど一番最初に市長が、これにかかわる問題で何かあれば、資料も提供します、というような発言があったというふうに私は記憶しています。そのことには今初めて触れるんですが。これは各議員とも全くわからないなという状況だと思うんで、ぜひ、関係する資料、こういったものを求めたいと思います。これについてはどうですか、そのことだけ確認を先にしておきます。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） 市から向こうへ出した文書、それから向こうから来た文書は、後ほど皆さんの方へ御配布申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） ぜひ、それはお願いをしたいと思います。実はその中にも、私どもは市とすれば、確かに2人だということでもありますけれども、公式な文書をちらっと見たところによれば、3人の名前が書いてありました。中国は今の発言ではありませんけれども、だれだれ、だれのだれべい、いついつ生まれで性別、とそういったものとそれから、公的には役職、こういったものが書いたものが一般的に行われます。当然相手の事業所といいますか、そういった名称も入った文章であります。そこら辺から見ると、どうも3人これは現実には行ったんじゃないかなというふうに想像いたしますけれども、特に中国最近、それぞれ議員の場合でも、福島議員もかつては海外も経験をされてますし、ごく近いところでは高橋徹議員も、ちょうどこの8月の時点では半月ほど、15日、3日、4日程度の視察じゃありません。こういったことで中国に行っていました。（「天野議員だって、中国は造詣が深いぞ」と呼ぶ者あり）天野議員も当然そうですし、それからきのう熱帯雨林の話をしてましたけれども、現地へ去年おとしですか、伐採をして、その後の植林にもこの議員の中から参加をして、そういう実務に携わっている議員もいるわけです。（「本人」と呼ぶ者あり）本人が。そこに携わっているわけですから、だからきのうあたりの話聞いてて、例えば伐採の問題なんかも、インドなんか相当あるわけですが、あるいはそういう黒煙がこう上がっている状況、やはり執印議員も現地を見ていれば、もっと迫力のある話ができたんじゃないかなと思うわけですが、そういうふうに、議員もそれぞれの立場をして個人的な研修、あるいは仕事にかか

わって海外に行ってるわけですよ。

だから、余りにも先ほど、こういった市の海淀区そのものがどうなのかなという、日野市に求めている問題というものがどこにあるのかというようなことも、当然文書としては来ているというふうに想像するんですよ。先ほど、青少年ということでもありますけれども、実際今の中国の状況からすれば、経済的な援助といいますか、そういったものも一つあるでしょう。それから観光として人を求めたい、とこういった部分の分野の切り開きもあるでしょうし、それからすれば、単に青少年の市民交流程度ということじゃなくて、もっと大きなものがそこにはあるというふうに見るのが普通だと思います。やっぱり我々に正式に聞いて、文教委員会なら文教委員会に付託するにしても、やっぱりこの事業のスタートは間違いだったというふうに言わざるを得ないと思うんですよ。

（「聞いてみればいいじゃないですか」と呼ぶ者あり）そうですね。先ほど簡単に、これからまたどうも中国へもう一度、海外研修費が余っているから、もう一度訪問せざるを得ないという状況の発言が助役からありました。今後どういうふうにするのか。我々に対するあれも、要するに研修費のそういう流用を図ったというような問題、これは責任問題ですよ。ひとつきちんとした方向をこの場で示していただければと思うんですが。

○議長（黒川重憲君） 答弁をお願いします。砂川助役。

○助役（砂川雄一君） 今後どうするかという御質問でございますが、今回訪問をさせていただいて、9月の4日にこちらへ帰着をしておりますので、今後詳細にその辺のところについても打ち合わせをした上で、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、今年度必要ならば、さらにその話を詰めるためにまた行くということももちろんあり得るわけですが、そういったことも含めましてこれから検討していきたいというふうに考えてます。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 助役が立ってますから助役、事務手続上、今回の問題どういうふうに考えますか。今まで、要するに今後どうするかという問題も、今助役の言わんとする部分と、要するに私がどうするかと言ったのは、今後予算的にもこういう手だてでいきますと。先ほど考えているように、仮に市長が行くとなれば、その費用なんていうのはこういうふうに明らかになっているわけですよ。だから、少なくとも予算の——今回の場合には、今までのこの問題の処理をどのように考えているか、そして今後もしこういうことになるとすれば、こういう手続を踏みます、このことはすぐ発言できること

だと思うんですが。

○議長（黒川重憲君） 助役。

○助役（砂川雄一君） お答えします。

先ほどもちょっとお話をしましたが、海外研修旅費が予算として持っておりますので、それを出張旅費の方へ組みかえるということも当然内部的には検討いたしました。先ほど市長からもお話ございましたように、視察をした上で端緒を開いていくということもございましたので、今回は研修を兼ねてということで、研修旅費で充当するということが今回はさせていただきます。したがって、そんなところも含めて私どもとしては検討をしたいというふうに考えてます。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 私は、もう極端なことを言えば、減俸ものだということだと思うんですよ、尽きるのは。責任とっていただきましょう、というのが我々だと思うんです。我々の前に3人の海外研修を出しますよというものを、やって予算をとって、それを自分勝手の要するに発想の中から、こういう動きが出てきたから、というようなことで流用してしまった。今後まだ充当してそれに対応していく、という発言でありますよね。我々何のためにチェックをしたり、予算を認めたりするのか、とこういうことになるわけですよ。1億円の基金があって、それは海外研修のことについて、平和事業というようなことを認めないわけじゃなくて、認めて基金もつくり、それから果実、市長は、その果実の3倍程度までは予算の消化の範囲でしょうというようなことが、かつてありましたが、もう既にそれははるかにオーバーするほどの平和事業という形でやっているわけです。我々認めているんですよ。認めないから内々で流用しちゃおうか。こんなことじゃね、とってもじゃない、市長に任せるわけにいかないですよ。

ま、行ってきた人は、大変この問題、こういうことになってきたときには、一面考えれば、心苦しいかなあ、気の毒だというふうに見るのが我々であります。全くもって公的な出張で行かせるのに、そういうふうに自己負担までさせる。我々の考える常識とすれば、招待だったら相手がみんな持ってくれるから、この際出張だけで行ってきたさい、とこういうことならばいいですか、ほとんどこちらの持ち出しということでもあります。

きのうもいろいろ指摘をされておりますように、余りにも市民を愚弄するような、要するに市民に一般の名前を公募しておきながら、市長が自分で決めてしまった、こんなばかにするようなことが、今回の議会なんか幾つもそういうことが指摘されているわけです。余りにも私物化をしているんじゃないですか、行政というものを。それとともに、

助役は助役の立場として、市長、こうですよ、我々はこのようにして予算をこのまま認めてもらいました。ぜひ、こういうことがあるんだったら、手順としては、このものを新たに、若干の時間を置いたとしても、議員のこういう議場に諮って、そして正式に認めてもらいましょう、とそれが手順じゃないですか。今回、8月のこの日に行かなければならない理由というのは一つもないと思うんですよ、まだまだこれからですから。どうですか、私の言ってることが間違ってますかね。（「間違っていないよ、正論だよ」と呼ぶ者あり）

まあ、余りやりとりをしてもあれですから、特にこの問題は、それぞれに関係する書類が配付をされます。つまりいつごろ向こうとの調整を図って、そしていつ相手からこういう招聘といいますか、招待の文書も来て、市側からこういった文書で相手方に出しました。そして予算の手だてはこういうことでした。結果はまだこれから復命の関係、出張ですから、復命がこれからされると思いますけれども、復命の分は後からとしても、とりあえず今までの経過というものは明らかにされると思います。ぜひ、良識ある各議員の判断を仰いで、また次の機会にそういうふうにこれに対する問題は、問題とすれば大きく取り上げるべく必要な一つの事件というふうに思います。

最後でありますけれども、ひとつ、収入役と企画財政部長が行ってこられた。感想を聞くのは失礼であります。状況がどうであったか、収入役なりがそこら辺でもし発言があれば、お伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 収入役。

○収入役（佐藤智春君） それでは、中国の北京の^{はいでん}海淀区、^{かいでん}海淀区と申しますけれども、私は^{うみ}海という字でございますので、上海の^{はい}海という字ですけれども、日本でございますから^{かい}海と申し上げます。^{かいでん}海淀区と申し上げさせていただきます。

8月30日から9月の4日まで、先ほどから話がありますように、5泊6日、長谷川企画財政部長と北京市の海淀区との交流のために視察をしてまいりました。

内容といたしまして、文化、社会、体育、芸術、あるいは経済等を含めまして、文化施設開発途上の様子等を親善友好交流を目的として海淀区の状況を視察してきた、ということでございます。

私が伺いまして区長を初め副区長、あるいは各部局の責任者でございますか、大勢の方とお会いいたしまして、詳しい海淀区の状況等をお話し申し上げ、また意見の交換をしてまいったわけでございます。

簡単に海淀区の概要を説明させていただきますと、海淀区は、北京市の中心からちょ

うど車で30分ぐらいでございましたでしょうか、北西部に位置しております。それで面積は426平方キロ、大変大きな面積でございました。人口は、約144万人だそうでございます。

区の特徴といたしましては、北京大学、あるいは清華大学、そのほかに北京の図書館、中国の代表的な大学や研究機関が数多く集まっている、いわば文教都市であるということでございます。学術、科学等の研究施設が128カ所ございます。いわば知識の密集区というようなことが言われている区だそうでございます。それから、また三山——三つの大きな山ですが、それから五大の大きな公園、五大公園と言ってるそうでございますけれども、景観が非常によいところでございまして、中国でも有数の住宅都市の一つと言われている所だそうでございます。

現在、土地の利用を有効に活用するために、西部地域を新駅、新しい駅を建設する。それから北部の方は、大きな商業地域にしていきたい、このような大きな事業を現在進めているということでございます。

区長初め関係者の皆様から、かなり詳しい話は伺ったわけでございますけれども、先ほどから申し上げておりますように、まだちょっと未整理なところがございますので、結論といたしまして、海淀区側の意向は、日野市との友好親善を各分野で市民相互の交流を強く希望しておる、ということを確認してまいりました。

それから、今後の関係でございすけれども、お互いにどういう方向を展開していこうか、どのようなことをやっていこうか、というようなことをまずお互いに意向を出し合いまして、お互いに意向を確認し合いながらやっていこう、とこういうことで私、帰ってまいりました。

簡単でございすけれども、御報告申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 収入役におかれましては、大変御苦労さまでした。短い中でのちょっとお話をいただきましたけれども、いずれにしても、こういった新しい事業を進める段階では、当然、こういう方法がありますというようなことの打ち出しをしていただくとともに、予算の手だて、特に研修費は研修費として当然独立したものであります。これから友好都市、ほかにも当然考えられる所があるわけですから、そういったものについては、調査研究であれば旅費を組むとか、明らかにして対応を図っていただく。あわせて友好、要するに姉妹都市としてはレッドランド、民間の団体に任せるだけでなく、市長も前に行ってきましてか、というような質問もほかの人にしてましたけれども、こ

ういった中、今あるものも積極的にできないで、新しいものだけに取りついていく、こういったことのないように、足元のふらつかない行政をぜひ進めていただきたい、こういったことを強く申し上げ、また資料の提供があった後に、場合によって続々と出てまいります行政報告に対する質問ということで進めてまいりたいということを申し上げて、この質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって12の2、市長の行政報告に問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午後1時7分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問13の1、金権・腐敗政治一掃のためにの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員 登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君） 今定例会では、四つの一般質問、通告をさせていただきました。ただいまの第1問から順次質問をさせていただきたいと思います。

金権・腐敗政治一掃のために、我々地方自治に関係する者も、今後、その世論喚起のために頑張るときである、こういう立場から質問を申し上げるものでございます。

今回の佐川疑惑、既に金丸氏が、5億円をもらったことを認めました。また昨日は、金子知事が辞職をいたしました。この佐川疑獄事件は、戦後最大と言われております。自民党の副総裁の辞任などで幕引きをするなどということは許されない、これが国民全体の願いであるというふうに思います。市民の間からも、いろいろと憤りの声を毎日聞くきょうこのごろであるわけでございます。ロッキード事件から15年、リクルート事件から3年、共和事件はまだ解明中でもあります。それなのに、佐川事件と続いてきております。仏の顔も三度までということがあります。私たち国民もこの際、この金権・腐敗政治を一掃するために立ち上がらなければならない、そういうときではないかというふうに思うわけでございます。

金丸氏のことをマスコミでは、「実力者」と言っていますが、「多くの国民にはいつも、眠って夢を見ているようにしか見えず、とても実力者には見えない」と言う評論家の方もいます。ところが、これは国民の見えるところの姿であって、専ら陰でこそこそやっている実力者であるというわけであります。立教大学の名誉教授神島先生が、なぜ汚職が起こるのか。どうすれば汚職はなくなるか。このことについておっしゃっていることをちょっとだけ引用したいと思います。

本来、選挙が自分たちの代弁者を選ぶ場であるのに、出世主義的風潮の強い日本では、代議士は偉い人で、そういう偉い人にしてもらい、してやるというシステムに選挙がなっています。物を頼みにいくのに、民間の習俗として、手ぶらでは行けない。みんな、物を持って頼みにいく。

この習慣に迎合してこれを強化していつているのが、今の自民党政治です。選挙民に手みやげを持っていくためには、自民党政治家はどっかからもらわなければならない。

こういう状況を打破するために、過去イギリスでは、議会政治の試練の中で、金権・腐敗事件が日本と同じように続いておりました。そういう中で、企業団体の献金を禁止して、腐敗事件が二度と起きない、こういう風潮がイギリスにはでき上がってきているわけでございます。物をくれる人が偉いという風潮と、選挙とはっきり切り離す、こういう国民意識が大きくなるのが一つは必要であるというふうに思います。

今回の「金権・腐敗大本を絶つ」ということで、赤旗新聞が連載をしております。その中には、佐川の関係者などの談話が次々と飛び出してきておりますが、それも一部紹介したいと思います。

第一部「“飛脚便”が運んだ黒い金」というところでございます。「制度変更には苦労した。政治家も動かして政府や出先機関に工作したり、知事公舎に乗り込んで直談判したりで、ようやく特例をつくらせた」——新潟県黒埼町にある新潟佐川急便トラックターミナル問題で青木太一郎元同町町長はこう本紙に語りました。

この青木証言どおり、新潟佐川のターミナル建設は政府、県、町と行政すべてが佐川急便側に便宜供与し、その裏で動いた政治家、知事に巨額資金が流れたという増収賄の性格を持つものでございました。

また、同じ関連の今裁判が仙台地裁で行われております。裁判の今月ありました記録のはんの一部です。

弁護士——新潟知事選の支援である1,500万円を支出しましたか。

若見氏——領収書はないが支出した。

弁護士——どういう方法でどこに持っていったのですか。

若見氏——東京佐川に持参させて届けました。

弁護士——領収書の残らない支出は政治家や暴力団関係者にもありましたか。

若見氏——ありました。

このような形でヤミ献金が行われております。これは東北佐川急便をめぐる裁判での証言でございます。このような暗闇を追及していく。どうしても大きな国民の世論が必要でございます。そして、こうも関係者言っております。

「やっぱり、暴力団と政治家をがっちりつかまえたら、行政なんて弱いもんですな。佐川急便にこれほど力を持たせてしまった責任は、だれよりも運輸省にある」——佐川急便に会社を乗っ取られた経験を持つ運送業者は、こう吐き捨てるように語りました。

このようにいたしまして、佐川急便グループの元幹部は、「1億円政治家に使っても、それで市街化調整区域の線引きを変えさせたり、農地の用途変更などができ、10億円もうければいい、というのが佐川清前会長の考えだった」こういうふうに赤旗にしゃべっているのが、今回の実態でございます。

それらの結果、新潟県では、知事候補者一本化調整のため、既にきのう辞職した金子氏が副知事だったころから、佐川系列がさまざまな工作をいたしたわけでございます。東京の渡辺被告の証言によりますと、このとき3億円を出した、といひます。そしてこの知事選の前、1989年の4月末には、劣勢と見られていた金子氏が知事候補に一本化成功したわけでございます。そして佐川が新潟県の関係者などに出したお金は、合計すると55億円にも達しているといひます。これは、関係のあった黒崎町長関連の問題、あるいはまた県の観光物産館「新潟ふるさと村」に10億円を無利子で融資する、事実上の寄附をするとか、さまざまな形で55億円もお金を出しているわけでございます。

そして、そういう中心のまた一人でありました金丸氏に5億円を渡した。なぜ金丸氏に5億円を渡したか。これは、金丸氏と渡辺元社長の関係は、自民党総裁選挙のときにさかのぼるそうでございます。竹下氏が総裁に出ようとしたときに、“ほめ倒す”という作戦で右翼が竹下攻撃を街頭宣伝で行いました。これを静めることに力があつたのが金丸氏であつたわけでございます。こうして竹下氏の戦友であり親友という形になった金丸、これを握ろうとして佐川が巨額の違法献金を行ってきたそもその始まりがある、というふうに言われております。

こうして佐川は、自民党を牛耳り、あるいはまた新潟県政を丸ごと買い占めるという大きな疑獄に発展をいたしました。佐川関係のマネーは、日本共産党を除く野党も含め

て数百名の政治家に1,000億円ばらまかれている、というふうに新聞、マスコミ等が報道をいたしているわけでございます。

こういうような国民をばかにした、また国民の期待を裏切る政治のあり方というものを、どういうふうにして清潔なものにしていくか。先ほど不規則発言がございましたが、「日本共産党が何とか」ということでしたけれども、その不規則発言の中にも込められておりましたように、こういう悪い、とことん腐り切った病気にメスを入れて、これを根本的に大本から治していけるのは、企業団体から一円政治献金も受け取っていない日本共産党と、国民の大きな政治改革の世論である、というふうに思います。

そこで、質問を具体的にさせていただきたいと思います。

一つは、日野市の問題でございます。日野市は、御承知のとおり革新市政として全国的にも誇る施策をさまざまな分野で打ち出してまいっております。当然市政の中にも汚職が生み出される、そういう条件はない、このように私たち確信をしておりますし、市民の大多数もそう思っていると思います。

東京新聞に、9月8日は一面を割いてカラーで「日野市の借り上げ公共住宅」というのが出まして、市役所には問い合わせや希望者が殺到しているそうでございます。私も日本共産党にも、全国からこの政策についての問い合わせが次々来て、この返事が大変であるというようなぐらいに、この日野の革新市政の政策はあらゆる面で前進をいたしております。ですからこそ、こういう中で、新潟県のようなことがないように、心してこれからも革新市政を発展させていかなければいけないと思います。その点について、日野市の心づもりを一言聞かせていただきたいと思います。

第2点は、今回の佐川疑獄事件に対する森田市長の見解と、こういう汚職腐敗政治をなくするための市長の世論関係に向けてのお気持ちなどがあれば、聞かせていただきたいと思う次第です。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 思いがけない角度からの質問でございまして、どう回答をすべきだろうかと考えておったところであります。私は日ごろ、私どもの自治体行政は、憲法のすべての理念に沿って、民主主義と、そして平和主義、基本的人権、そして議会制民主主義、これらを誠実に守りながら進めているところだというふうに考えております。

たまたま日本国憲法の前文に、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国

民がこれを享受する。これは人類普遍の原則であり、この憲法はかかる原理に基づくものである」こういう表現が前文に位置づけられておるわけでありまして、私の机の上にもこの部分の写しを絶えず目の前に置きまして、拳々服膺している、とこういつもりでありまして、その個々の内容に書いておりますとおり、「国民が」というところを「市民」に読みかえ、また「国政」というところを「市政」に置きかえて考えても全く同じことでありまして、いわゆる厳粛な信託によるものである。国政の場合は国民の、市政の場合は市民の厳粛な信託によるものである。そしてその権威は、国政の場合は国民に由来し、市政の場合は市民に由来をしておる。そしてその権力は国民の代表者がこれを行行使し、つまり国会とか国務大臣、そういういわゆる権力を執行する立場にある方ということだと思っております。そうしてその福利は、国民がこれを享受する。それを途中で、まあまあどう間違えるものですか、その権力を国民の代表者として行使した権力を私物化する、これがいわゆる金権・腐敗の現実ではなかろうかというふうに受けとめております。

私どもの自治体の中では、特に職員に対しまして、市民の対応が親切であるということと、そして身辺が清潔であるということ、業務は能率的であるということ、親切、清潔、能率ということ、絶えず職員のモットーとして持ち続けようということを基本としております。私どもの立場といたしましても、執行の権限を持つという意味で、ある意味では権力者という役割もあるわけでありまして、その権力はもちろんこれは市民から由来をし、そしてその福利は市民が享受をするということではなければならないことはもう言うまでもありません。極めて簡単明瞭な民主主義の本質的な道徳と言っていいと思っております。

御質問は、腹づもりはということでございますから、そういう腹づもりで市政を担当させていただいておる、とこういうすべての基本姿勢はここから出発をしている、というふうにみずからのわきまえにいたしております。それから、いろいろいわゆる金権・腐敗事件、その権力者による権力の私物化、そしてまた権力ある人に対して、何か利権を金銭によって求めようとする。人間としては一番弱い部分かもしれませんが、それに耐えられる人でなければ、公的な立場に立つ資格もないし、また能力があるというべきではない、こう言ってよかろうと思っております。民主主義が正しく発展するためには、最も基本的に清潔である、すべての発想や手続が清潔であるということが極めて重要であり、そのことが説得力になっていく。金権・腐敗では、まさに国民は政治に対する失望が余り重なりますと、前回の参議院選挙のような投票率の低下という形になって、国

民のいわゆる権力の期待を失うということになりますので、またそのことは非常に、青少年や子供たちのつまり正義感とか、あるいは人生観ということにかかわってまいる危険が非常に多い、というふうに言うべきだろうと思います。日本国が戦争を経験をして、新しい国づくりとして日本国憲法を用いている。このことを我々は最も誇りとし、平和のために、また基本的人権のために、また福祉や教育のために真正面から取り組むのこそ、我々の務めであるというふうに申し上げて、お答えにしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。

自民党の政府と革新日野市政が違う点があります。御承知のとおり今回の佐川汚職では、週刊誌、新聞等に載った記事、つまり佐川側が証言をしている内容だけを見ましても、金丸前副総裁に5億円、竹下元首相に2億円、小沢幹事長に1億円、奥田運輸相に5,000万円。これは毎日新聞でもたたきまして、裁判をするということですので、大いに奥田さんなどがこういうことで裁判をして、白黒の決着をつけていただいたらどうかというふうに思う次第でございます。もちろん国民は新聞紙上の方を信じているんじゃないかと思います。藤尾元文相に8,000万円、安倍元幹事長に3億円、長谷川元法相に3億円、春日民社元委員長に2億円、藤浪さんに1億円、宇野さんに5,000万円、渡辺美智雄さんに1億円、中曽根康弘元首相に2億円、などということが疑惑として公表されております。

こういう問題については東京地検が摘発するまでもなく、疑惑を言われた政治家というものは、みずから名乗って、裏表すっかりさらけ出して国民の前に明らかにする、悪い点があれば、直ちに議員を辞職する、そういうことが必要ではないでしょうか。ところが、金丸さんも新聞社などから以前指摘されたときは、「漫画のようなことを言うな。そんなことはない」としらを切っていたわけでございますし、金子知事なども御承知のとおりテレビで何回も質問を受けましたが、「もらっていない。そういうことを言うやつはだれだ」と怒った表情などを示していらっしゃるわけでございますけれども、現在は認めたり、辞職したりすることになっております。そういう追及がある前に、白は白、黒は黒と明確にするのが、私は政治家の役割であるというふうに思います。

ところが、この自治大臣は、今度政治資金規正法というのができております。この寄附が年間100万を超える寄附者は、指名や金額を記載する、こういうことなどが義務づけられているわけですが、こういう金額をもっとふやさなければいけないということを、この事件の最中に記者会見で発言をするなどの、全く金権政治を反省しない立

場でございます。

また宮沢首相も、この佐川事件について、解明に水を差す発言ばかりが見えるわけでございます。この事件には、判断をしない、司職の手に任せる、こういうことを言ってみたり、国会での追及に消極的であったり、また中には、竹下派の関係者が、「政治資金という従来略式起訴程度で済ませてきた法律違反で政界中枢に手をかけようとするのは許せない。公判が維持できるのか」ということで東京地検や裁判所をおどかして、こういう事件をうやむやにさせよ、こういうような態度をとっているわけでございます。

このような自民党政治に未来があるはずもなく、国民がいつまでもだまっているはずがないのは明らかではないでしょうか。私は今度の国会において、真正面から企業団体献金の禁止、この政治改革が実現できることを期待しているものでございます。

しかし、宮沢首相は、今月のNHKの放送などでも、政治改革については「合意ができてから、これをやる、それだけをやる」ということを言っております。四党合意というのは、日本共産党はこのことに反対を、「これだけではだめだ、真正面から政治改革をせよ」と迫っておりますが、四党合意なるものは、政治資金規正法の網の目をくぐる脱法行為として広がってきた資金集めパーティ、これを条件をつけて合法化する。そして1,000万円以上の資金集めパーティについて、「名称」「開催年月日」「開催場所」「収入金額」「パーティ券購入者の数」の報告を義務づけるということになっただけでございます。そして一パーティにつき一企業・団体、個人の券購入額上限を150万円までとする、こういうことでございます。これではパーティの回数をふやせば、幾らでも今までの資金集めのやり方は実行可能ということになります。四党合意の中には、選挙期間の短縮とか、政治活動へのポスターの規制、国民の知る権利を奪う、そういうことまで合意をされておまして、本来の政治改革については避けていく、こういうことでは困ります。

ちなみに参議院選挙では、日本共産党はもう既にみずから企業・団体献金は受けておりません。実践しておりますけれども、社公民各党も「企業・団体献金を禁止する」と公約をいたしました。例えば民社党などは、「企業・団体献金は3年をめどに廃止」ということになっておりますけれども、こういう公約をした以上、参議院選挙が終わった今日、今度の臨時国会で企業・団体献金をきっぱりとしない、こういうことを国会で決めていただきたい、というふうに市民にかかわって声を大にして私は申し上げる次第でございます。そしてそのためには、やはり地方議会から意見書を上げていくことが必要だと思います。汚職腐敗一掃のために、企業・団体献金を禁止しようじゃないか、こう

いう法律をつくれという意見書を、この日野市議会の名前で今議会では何としても全会一致で決めて、関係政府、国会等に意見書として提出をする、このことを議長初め全議員の皆さんにお願いをする次第です。

今、政党関係についてはいろいろと言われております。例えば、國弘正雄という参議院議員は、最近の雑誌『ダ・カーポ』にこうおっしゃっているそうです。「現在、野党としての原則を貫いているのは共産党だけだということは認めざる得ない」こうおっしゃっているんですね。「最近の野党の与党化は目に余る」。そして公明党、民社党については、「今や完全に自民党のファーム、つまり予備軍です」。そして社会党についても「随分崩れてきている」ということで批判をされております。そういう中で「日本共産党を排除するという動きはよくない」こういう立場を表明されているので、紹介をしたわけです。「これは共産党を仲間に入れると、彼らは必ず青臭い正論を吐いて混乱させ、決まるものも決まらないからだ、などという理屈をつけているけれども、こういう態度というものは、これは共産党に票を入れた有権者を全く無視した考え方だ」というふうにおっしゃっております。こういう見方が民主主義の社会では、だんだんと私は大きくなっていくものだというふうに考えます。

そういう意味から、今市議会におきましても、汚職腐敗防止の意見書などを全議員の皆さんの賛同を得ながら提案をしていきたいと思っておりますので、重ねて御協力をお願いする次第です。先ほどまた不規則発言で「日本共産党の議席が減った」などというふうに聞こえたんですけれども、今度の参議院選挙結果についても、この市議会でも大変長時間にわたる論議がございましたので、簡単にその結果についての私の見方を申し上げておきたいと思っております。

今度の参議院選挙で日本共産党は、1986年の改選議席（選挙区4、比例区5でした）を守ることはできませんでしたけれども、3年前の参議院選挙に比較すると善戦し、前進を勝ち取ることができたわけでございます。比例代表選挙では、得票率で3年前の7.0%から7.9%に前進をいたしました。また、3年前の——正確に表現しておりますので、正確に聞いていただきたいと思っております。そして3年前と同じ4議席を獲得をいたしましたし、選挙区選挙では、3年前1議席でしたけれども、北海道だけでしたけれども、東京、京都で勝利をいたしましたわけでございます。そして、御承知のとおり選挙区選挙ではマスコミ財界の票としては1人か2人だろうということでしたが、これが4人になったという現実、国際的にも大きな波紋を起こしました。また東京で上田耕一郎参議院議員は、4位か5位、こういうのが連日新聞でごらんになったと思っております。しかし、都民

の良識の力によりまして、第2位で見事に当選をされました。これは今議会で、ソ連が潰れたから間もなく共産党もなくなるだろう式の発言が保守側からなされたけれども、事実は逆であるということが国民の支持によって明らかになったと思っております。赤旗に選挙直後発表されました話などもひとつ紹介しておきたいと思っております。

ある大手総合商社の重役が、選挙結果について、「崩壊したソ連東欧の各国共産党や凋落の西洋の共産党と違って日本共産党がなお国民の中で成長する可能性を示した」こういうふうにはちゃんと財界も見ているわけでございます。国際的な外信によるニュースなどもそういう評価がいろいろとございました。

こういう国民の願いをますます一層汚職腐敗がはびこる中で、日本共産党に託するという気持ちは、私は強いと思っております。そういう市民の期待にこたえまして、今後とも市長の努力とともに、私ども日本共産党も地元はもとより、国政においても汚職腐敗がないように全力を尽くすことを表明をいたしたいと思っております。そして、いろいろの野党が遠慮しているような向きもありますけれども、金丸元副総裁の国会での証人喚問、こういうことを断固国民の力で実現をして、政治腐敗の真実を国民の前に国会で明らかにされるように今後とも頑張っていくものでございます。

終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって13の1、金権・腐敗政治一掃のための質問を終わります。

一般質問13の2、日野市から海外派兵が一人もないようにと問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君） 先日、閣議の決定がありました。いよいよPKO法に基づき、小銃、拳銃600丁、補給艦1隻、輸送艦2隻、輸送機6機、こういう自衛隊をカンボジアに派兵強行しようとすることを決めております。今、PKO法を認めるという立場の国民も含めて、それでもなお自衛隊を海外に派兵する。このことはどうしても許されない。この世論は大きく強いものがあるわけでございます。

そのような立場に立って、私たち市民、また日野市でもでき得る限りの努力をして、再び日本軍が外国に出て行って悲劇を繰り返さない、そういうことが起こらないように努力しようではないか、こういう立場からこの質問は取り上げました。

再びインドシナへ日本軍が出ていくというのは、御承知のとおり根拠があるわけでございます。ちょうど51年前の夏、1941年7月、日本軍が「南部仏印進駐」ということを行いました。今度自衛隊が道路修理だとして出動を計画している第2、第3国道という

のは、1941年8月に日本軍がカンボジアに進行した全く同一の場所とくしくも一致しているというのでございます。これはコンポントライという所だそうでございます。カンボジアのタケオ州旧飛行場跡というのがここになるそうでございます。これは51年前、日本軍が侵略をして太平洋戦争に発展をしていったその本元の事件の一つになっている同じ場所に、再び日章旗をなびかせる、こういうことが行われることになります。

当時の新聞記事によりますと、1941年8月3日付の朝日新聞です。「増派された我が精鋭機械化部隊は2日早朝サイゴンを出発……椰子茂るブノンベン街道に日章旗をなびかせつつ……一望を見渡す限りの水田に覆われたカンボジア平原を行進し、安南土民が——昔はあっちの方は、アンナンとかシャムとかいふことで、戦争中の言葉で呼ばれておりました。安南土民が脅威の目を見張る中を、同日正午ごろメコン川を渡河、夕刻になってメコン川に沿うカンボジアの要衝に入ったが、〇〇——場所は国民には知らせなかったんですね。付近住民は初めて見る皇軍のさうそうたる威容に官民一堂感激してこれを迎えている」。こういうことで出兵をしていったわけでございます。

で、この出兵を決めたのは、今のように閣議ではなく、御前会議で密室で、国民には知らずに決定をいたしました。そして当時もちょうどカンボジアはフランスなどが支配をしておりましたが、この支配をめぐる二つの派があったわけでございます。一方の側を日本軍歓迎に仕立てまして、当時シアヌークが括弧つきの独立をして合意を持ちましたけれども、今のような形で歓迎をさせて入っている。歴史は二度繰り返すときですが、ここで発言した議員の方がいらっしゃいましたけれども、二度繰り返してはならないわけでございます。

今回のPKO法の発動は、PKO法そのものにも違反をいたしております。第3条では、①停戦が合意されていること②当時国が受け入れに同意していること③中立が守られていることの三つの条件を示しているわけでございます。ところが、日本から行った現地視察の方々は、危険な場所は見えていない。したがって、国連の報告書と日本の先遣部隊視察団の報告とは、実際が違う。現にボル・ポト派は、パリの和平協定を締結しようとしておりません。毎日、政府軍や国連軍に武力的な攻撃が行われている。そしてこの協定の見通しが無いということを最近国連筋が、あるいはUNTACの代表などが言っているわけでございます。その際にはボルポト派は除外して、戦争状態のまま、戦闘行為も行いながら国連はやっている。PKOの性格をさらに戦闘的に切りかえる。こういう状況が国連でいろいろと言われております。そういう中に自衛隊を派遣するということが……（「派遣じゃない、派兵じゃないのか」と呼ぶ者あり）派遣でも派兵でも

いいんですけれども、するということがいかにPKO法から照らしても、カンボジアの派兵は許されない。このことを事実が示しているわけでございます。そういう中で、自衛隊からは、日本共産党にも直接内部からも、また親戚や両親、そういう方々から、派兵をさせないように日本共産党頑張ってほしいといういろいろのお願いが来ている状況でございます。

また、今度の施設部隊というのが行きますけれども、道路修理だけを任務としているわけではありません。国連の事務総長報告などを見るまでもなく、この施設部隊、昔の軍隊で言えば工兵隊でございます。この工兵隊の任務としては、三つ決めているわけでございます。一つは地雷撤去のため、教育訓練援助。二つ目は不発爆発装置を処理する、武器隠匿場所を破壊する。三つ目は歩兵部隊に対して、編成上の部隊の工兵の能力を超えるあらゆる工兵の諸任務に関する援助を提供する。こういうことが言われているわけでございます。工兵隊というのは、作戦戦争の重要な部隊でございます。

古い市民の皆さんはおわかりのように、私も少年時代よく読んだ話に「肉弾三勇士」というのがあります。この「肉弾三勇士」というのは、大きな爆弾を持って敵軍に乗り込み、後続部隊を導くための役割で手柄を立てたということになっているわけでございますけれども、これをしたのは歩兵部隊ではなく、工兵部隊の3人の将兵でございました。

このように、51年前を思い起こすまでもなく、今回の自衛隊の派兵がいろいろな点でPKO法にも違反をする、憲法にはもう根本から違反をする、そういうものであることが明らかなわけでございます。そういうとき、これを黙視するのではなく、日野市としても、また市議会としても、市民としても、何とかして自衛隊の海外派兵だけはさせない。そしてなканずく私は、太平洋戦争までに犠牲になった市民の方がたくさんいらっしゃいます。二度と今度のことで日本国民から犠牲者を出させない、日野市から自衛隊としてそういう所に行くことを出さない、このことに何らかの努力をすべきではないか、こういう立場から質問を行った次第でございます。

具体的な質問を一、二させていただきたいと思います。一つは、日野市の自衛隊員参加者、こういう者は幾らぐらいいるのか。把握していなければ把握していただいても構いません。調査も大変だと思います。わかれば教えていただきたい。

第2点は、日野市の工場とか市の職員、あるいは病院関係、そういう日野市関係のさまざまな機関においてPKO法関係で海外に派遣をする、そういうような動きがあるかどうか。また、ある際には、どうするのか。私は、そういうことに全力を尽くして犠牲

の出るような戦闘行為に参加するような場所には行かせない、このことが大事であると思いますので、そういうことに対する見解があれば聞かせてもらいたいと思います。

そして市長がPKO法、これが憲法違反という立場から、反対の立場を表明をされてきております。そういう立場から、現状できる平和のための努力、そういうことについては何かお考えであるかどうか。これも突然というふうに聞こえるかもしれませんが、一言答弁をお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 自治体行政に自衛隊員の募集に関する事務が委任されております。日野市もその委任を受ける立場でありますから、窓口を閉ざすというようなことはないわけではありますが、正確に毎年どのような応募なり、あるいは問い合わせ等があるかということについては、全く正確に知る状況にない、というふうに申し上げておきたいと思います。

それから、国際平和に日本の国力、あるいは国民の貢献ということで国連を中心に諸活動のあることは、第2次大戦を経験した国の立場におきましても、特に大切だ、というふうに言えると思っております。ただ、その貢献の手段を、直接自衛隊の力に依存するかどうかということで、国論に大きく分かれるところがあったわけであります。なるべくなら日本国憲法に文字どおり抵触しないことはもちろんでありますし、拡大解釈のない範囲で物事の判断をするのが、我々には一番わかりいいわけであります。

したがって、国力に依拠するというのも、確かに海外から見れば、期待は大きいと思いますから、科学や技術や、あるいは財政力、そのような方法でいろいろな広範囲に貢献をする手段を求め、努力することは、もちろん日本国民の立場として重要だと思っております。日野市からも毎年、海外協力委員といひましようか、団といひましようか、外務省が所管をして海外のいろんな文化や産業や教育に、個人の応募を求めて派遣をする制度があります。こういうことも特に若い人たちに国際感覚を学ばせ、あるいは直接行く先の人たちと接触することによって、いろんな得るところが大きいというふうに思いますので、それらの御出発の際には、予算にも激励の意を込めた、わずかの額ではあります。ま、帰ってみえたら、御報告と、それからお願いする際には、日野市民に現地の実情なりなんなり、資料に基づいた発表会等をお願いをしたいということも、毎年度お願いをしておる状況でございます。

とりわけ今日、今市議会でも大変多くの論議をいただいております地球環境の問題、これこそまさに日本も加害の立場でもあるということもみずから反省をし、積極的に環境問題に進んで貢献をする、とこういう姿勢は、国民として、あるいは国として、あるいは学術や医術の立場からも極めて有意義だ。また、それをもっと拡大して行うことによって、文字どおりの貢献の努力と、それからそれに対する国際的なまた評価ということも十分期待できるんじゃないかということも言うまでもありません。我々もそういう意識に立ちまして環境問題に、特にまた資源をリサイクルする、そういう課題に自治体として大きく市民の運動とともに貢献をできる——貢献と言えば大げさであります、みずからがそれに取り組む努力をするということによって、具体的な成果と、それから国際的な評価を勝ち取る努力をするということは、もう日本国民のだれしも疑問を持たないところでありますので、一層可能な、最大限に向かって勉強させていただきたい、こう考えておるところでございます。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。

PKO法が強行に国会で成立をさせられた中で、その中でも平和を守る立場、その立場から森田市長が市職員ともども平和のために頑張っていただくことを期待をしたいと思っております。

日本共産党は、もちろんPKO法そのものに反対であり、この廃棄を目指しております。しかし、今日の段階では、PKO法の第3条に照らしても、自衛隊派兵は今できない。また、国会で5原則ということが言われましたが、この5原則も満たしていない。そういう立場から、派兵はすべきではない。このことを国民の運動にしようと、各地で頑張っているわけでございます。自衛隊員そのものにもさまざまな形で働きかけをして、少しでも平和への意識、憲法遵守の精神が大きくなるように日本共産党は尽くしているところでございます。PKO法そのものが憲法に違反しているのは、もう子供でもわかる理屈でございます。

私は、中学生のときの憲法の教科書というのを本日持ってまいりました。これは復刻版でございます。戦争の放棄というところが大きく出ているわけです。

みなさんの中には、こんどの戦争に、おとうさんやにさんを送りだされた人も多いでしょう。ごぶじにおかえりになったのでしょうか。それともとうとうおかえりにならなかったのでしょうか。また、くうしゅうで、家やうちの人を、なくされた人も多いでしょう。いまやっとな戦争はおわりました。二度とこんなおそろしい、かなしい思いをしたく

ないと思いませんか。こんな戦争をして、日本の國はどんな利益があったでしょうか。何もありません。たゞ、おそろしい、かなしいことが、たくさんおこっただけではありませんか。戦争は人間をほろぼすことです。世の中のよいものをこわすことです。だから、こんどの戦争をしかけた國には、大きな責任があるといわなければなりません。このまへの世界戦争のあとでも、もう戦争は二度とやるまいと、多くの國々ではいろいろ考えましたが、またこんな大戦争をおこしてしまったのは、まことに残念なことではありませんか。

そこでこんどの憲法では、日本の國が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。「放棄」とは「すててしまう」ということです。しかしみなさんは、けっして心ばそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの國よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。

もう一つは、よその國と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようというのです。なぜならば、いくさをしかけることは、けっきょく、じぶんの國をほろぼすようなはめになるからです。また、戦争とまでゆかずとも、國の力で相手をおどすようなことは、いっさいしないことにきめたのです。これを戦争の放棄というのです。そうしてよその國となかよくして、世界中の國が、よい友だちになってくれるようにすれば、日本の國は、さかえてゆけるのです。

みなさん、あのおそろしい戦争が、二度とおこらないように、また戦争を二度とおこさないようにいしましょう。

ということで、大きなポスターの絵がありまして、すべて武器は捨てるという教科書でございました。これは鈴木議員からお借りしたものですけれども、たまたまきょうお持ちしたわけですが、これが戦後の憲法の理念であり、子供たちにはそういうふうに一貫して教育がされてきましたし、これからもそういう教育をしなければならぬものであると思います。そういう立場から、森田市長も言われましたように、私たちはいろいろと憲法の平和原則に沿って、非軍事の面でやれることは山ほどあります。赤旗はカンボジアに特派員を派遣して、連日報道を「赤旗」紙上で詳しくいたしております。そして現在、戦闘状態についても詳しく報道いたしております。

そういう中で、カンボジアの普通の人たちの気持ちだということは、何か。ともかく

経済援助をしてほしいというのが多いそうです。タイにいる三十万人近いカンボジア難民が戻れるように住宅を建てる仕事、農耕ができるようにする仕事、水を引く仕事、アンコールワットの修復の仕事等々……山ほどの分野があります。教育活動もあります。文化活動もあります。幾らでも日本ができることはあるわけです。ところが日本は、バングラデシュの大洪水のとき、15万人も犠牲者が出ましたが、こっちはたった50人しか派遣をしない。またアルメニアの地震で8万人も死亡者が出ましたが、日本は31人しか応援を出しておりません。ところが、カンボジアには自衛隊を何千人も武器を持たせて派遣をする。制服を着ていけばこれは武力であります。こういうことをしようとしていることがそもそも憲法違反のことでありますので、今後も市民の皆さんとともにPKO法廃棄、これを目指して頑張るとともに、日野市民から今回の事件で一人も犠牲者がいないよう、最低限の努力を私たち市民はしたい、このように考えまして質問をいたしました。

終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって13の2、日野市から海外派兵が一人もないようにと問うの質問を終わります。

一般質問13の3、高幡区画整理事業の進行状況についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君） 3問目、具体的に質問をさせていただきたいと思います。

市当局、あるいは東京都、住民、地権者の御協力によりまして、高幡の区画整理事業が大きく進んでまいっております。この進捗状況につきまして質問を申し上げたいと思います。

この件に関しましては、緑の保存の問題、自然の保存の問題、また工事中も少しでも、一歩ずつでも交通事情が改善するようにいろいろと提案をいたしてまいりました。その中で七生交差点の二車線による交通渋滞の解消、また高幡不動駅入り口の二車線設置による交通渋滞の解消などをしていただいたわけでございます。また最近、区画整理地域に大きなカラーのわかりやすい将来計画の図を出していただきました。こういう中で、こういう点には感謝をするものでございます。

ところで今、市民が心配なのは、一つは商店街にテナントとして入っていらっしゃる方々が、将来の見通しがなかなかまだ読めない、こうおっしゃっている状況がある点でございます。だんだんとビルのオーナーとの話し合いなども今月あたりからまた確かなものが始まるそうでございます。そういう中で、こういう面の見通しもだんだん出てく

るんでしょうけれども、この辺について、発表できる範囲でどういうふうに今後あの駅前が変わっていくのか教えていただきたいと思います。

第2点は、これも交渉中でございますので、どこまで発表いただけるかわかりませんが、道路の名前で言えば3・4・3、3・4・9、3・4・8——3・4・3というのは川崎街道、3・4・9は、今度真ん中に駅前を通る道路の名称、そして多摩動物園通りが3・4・8でございます。これらの開通の見通し、車が通れるようになるのは、大体どの線は何年ぐらい先になるのか、こういうことを教えていただけるかどうか、公表していただけるかどうか、この質問でございます。

また、これが具体的にいえない場合は、パーセントなどでも結構でございますけれども、教えてもらいたい。結局、区画整理事業というのは、地権者が中心になっていろいろと町が動いていくわけでございます。しかし、それよりも圧倒的多数の一般市民、都民が今後どうなるか、この関心が高いわけでございます。こういう方々に対して、もう少しPRをしていただく。例えば、地権者の皆さんには「高幡区画整理だより」というのが時々渡されまして、工事計画が発表されております。しかし、一般市民は、これを知ることができません。もちろん、テナントに入っている借家の皆さんも、そういう立場の方も多いわけでございます。そして仕事上の影響は、例えば忠実屋がなくなる。そうするとあの通りが極端に人通りが少なくなつて、八百屋さんと言うべきでしょうか、あるいは肉屋さんその他ございますけれども、お客さんが減ってしまうとかいろんなことが出てきます。うわさによっては、お客さんが遠のいてしまう。いろんなことがございますので、このPRというのを広報などを通じてわかりやすい形で年に一、二度やっぱりしていただくべきではないか。そういう点を私は期待をしているわけでございます。

以上、若干抽象的であったかもしれませんが、高幡地区の、特に駅前の方面の区画整理の事業の進捗状況についてお答えいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） まず、第1点目の進捗状況でございます。これは、現在今事業を着手しておりますので、今年度の執行を見込んでちょっと申し上げたいと思います。

事業費ベースで申しますと、67.1%ということでございます。それから区画道路でございますけれども、これにつきましては、93%の道路は完成するということでございます。それから、ここには水路関係がございます。こういう水路関係でございますけれども、89%強でございます。それから一番問題の建物でございますけれども、駅前の方に

つきましては、まだ数少ないわけでございますけれども、全体からいきますと、約70.2%くらいの割合ということになっております。それから、駅前の商店街というふうに変わっていくのかということでございますけれども、ちょうど今の駅前広場、道路それからございますけれども、これが約600ちょっとだと思いますが、駅前広場がございます。これが将来的には、駅前広場として3,500平方メートルの用地が確保される。その3,500は範囲といたしましては、ちょうど前に銀行さんと大きなテナントが、ビルがございます、5階建ての。これがちょうど駅前の中にそっくり入るという状況になっております。これらがちょうど後ろの方へ移転をする、とこういう形になるわけでございます。そこで、先ほど議員さんの方からお話ございましたとおり、現在、これらの移転をするために、その裏の方ですね、あいている用地の所に道路を現在つくっている状況でございます。その道路の一部分がもうでき上がっておりますので、現在その道路に沿った形で移転計画を立てまして、移転の交渉に入っているというのが実態でございます。

問題は、そのテナントさんとの関係でございますけれども、御承知のとおりテナントさん方は、一つの会をつくってございます。そういう会を通じてPRもしておりますし、また事業の内容の説明等も行っております。また、当然前段といたしましては、その土地の所有者、建物の所有者、この方たちの御理解が得られないと、なかなか事業が進んでまいりませんものですから、そういう方たちと並行してそういうお話し合いをさせていただいたということでございます。具体的には、どこがどうということはちょっとこの席では御容赦願いたいというふうに思います。

それから、都市計画道路関係でございます。これも基本的には、この建物の移転と並行して事業を進めてまいるものでございますので、今事業側として着工の年度を予定をしておるわけでございますけれども、都市計画道路の3・4・3号線、これは川崎街道でございます。これはできれば来年度より一部着工していきたいという計画でございます。これは特に先ほど、交差点のお話が出ましたが、この交差点の交通渋滞の緩和というのも非常に大きな役割がここには出てくるわけでございます。

次に3・4・9号線、これは駅前広場につながる道路でございますので、年度としては6年度から一部裏の方ですね、順次やっていく。それでこの道路につきましては、ビルを移転をしながら、取り壊しながらやっていくという形になってまいる事業でございますので、6年度から一部着工していきたいというふうに計画をいたしております。

それから3・4・8号線でございますけれども、この路線は、この区画整理事業の中では用地を具体的にはあけるだけでございます。これはモノレール路線という形で、京

王線の立体と同時に、東京都が直接施行するということになっております。現在のところ、モノレール関係でございますけれども、たしか前回の議会の中では、今年度から工事に一部着工ということでございましたけれども、多少今、設計の方がちょっとおくれしているようでございます。それで工事そのものは、5年度から立体に一部かかっていきたい、とこういうふうな東京都の意向でございます。いずれにいたしましても、この3・4・8号線につきましては、モノレールが今の予定で9年度で完成するということの計画になっておりますので、それに合うような形で立体道路の築造がなされるものというふうに思っております。

それから、PRの関係でございますけれども、PRにつきましては、先ほど議員さんの方からお話がございましたとおり、権利者等につきましては、必要に応じてその都度『高幡だより』というものを出示しております。また、看板等で、特に駅を利用される方たちには大変御迷惑をかけるわけでございますので、その状況等を看板等でPRをいたしておるところでございます。さらに一般のそれ以外の方たちに、今後市の広報等を利用しながら、必要に応じてできればPR等もしていきたい、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。

そうしますと、駅前の部分について言うんですけれど、3・4・3、いわゆる川崎街道がだんだん広くなるのは、来年度あたりからと、それから真ん中のでっかい道路、バス進入路などになると思われますけれども、この3・4・9は、あと2年ぐらいたしたら大体工事に入るのではないかと、というふうに見えていいのでしょうか。

一つだけ再質問をいたします。駐車場が200台ほど駅前につく。既に駐車場の入り口も、予定地が明示、市民に公開されております。この地下駐車場については、区画整理が終わる前に先行的にやれ、というような意見などを出したこともあるんですけれども、そういうことはあり得るのか、区画整理が全面的に終わってからなのか、その辺についての見通し、これをお聞かせいただきたいと思います。簡単で結構です。

○議長（黒川重憲君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） この地下駐車場につきましては、ことしの7月でございますけれども、もう既に地下駐車場としての都市計画としての決定はなされております。この地下駐車場をつくるにいたしましても、いずれにせよ、駅前の先ほど申しまし

たビル関係が移転しないと、その下にちょうどできるわけでございますので、工事そのものができない。ただ、入り口、出口、この箇所につきましては、今の道路部分が一部あいております箇所があります。こういうところにつきましては、6年度ごろから着工していきたいという一応予定は持っております。ただ、今はっきり申し上げられないのは、その移転の今交渉中でございますので、6年度から最終年度が一応9年を目途としておりますので、そこら辺で事業化を図っていきたいという考え方でございます。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） それでは、要望して終わります。

ぜひ、市民、あるいは商店街、地権者、こういう方々の意向を尊重しながら、住みよい駅前広場ができるように御努力をお願いしたいと思います。そして、ビルのオーナーなどとの話し合いがついた、見通しがついたときは、可能的速やかに市民にもこの道路開通の見通しなどをPRをしていただく。みんながいろいろ質問がございますので、その点の努力をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって13の3、高幡区画整理事業の進行状況についての質問を終わります。

一般質問13の4、まだ残る緑地を大切に保存するためにと再度問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君） 第4問目の緑地保存の問題でございます。

新生産緑地法、それにかかわる日野市の農地保存、いろいろと要望いたしました。また、それにもいろいろこたえていただいたわけでございます。また、日野市の緑地を残す、このことについても日野市は積極的でございます、御努力の跡が見られます。それは土地開発公社の決算報告書等にも詳しく出ているわけであります。時間の点もございまして、この緑地保存についても場所を限って具体的に質問をいたしたいと思えます。

全市的な要望もしたいのでございますけれども、今回3カ所ほど場所を指定をいたしますので、その後この地域の緑の状態はどうなっているのか、このことをお答えをいただきたいと思います。

一つは、丸紅が買収をいたしまして西松建設がつくっている百草台小下のマンション建設でございます。これが業者、市が合意になりまして、工事が再開され、今進んでおります。これに対して緑地を残すように指導するように要望しておいたのでございます。

けれども、この工事の進行ぐあいの中で、その約束を守りながら業者はやっているかどうか、確認のため質問をいたしたいと思います。このマンションを境といたしまして、その上、下と言えはわかると思いますので、坂道の上下、これらの斜面について緑地を購入既にした所があれば、その面積を紹介していただきたいし、今後あの緑地を残していただきたい、このように思いますので、そこらの状況について簡潔に御報告をいただければと思います。

もう一つは、三中の周り七生福祉園の周辺でございますけれども、この緑地も残したいところであるわけでございますが、ここの緑地買収を日野市がしたか、あるいは東京都、公団等との話し合いで緑地が保存できるかどうか、その現状、今後についてお聞かせをいただきたいと思います。

もう一つは、百草園周辺でございますが、そこらの土地に多くの緑地が残されております。また、既にフジタ、あるいは丸紅がどんどん用地を買収をいたしております。そういう中で、残されている山林、緑地、これは貴重なものでございますので、やはりこれは市として積極的に買って、日野市民に緑地を残すべきである、こういうふうに思いますので、ここいらについてもお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 第1点目の箇所でございますけれども、開発行為の指導に従って事業が進められております。

以上です。（「答弁は番地でおっしゃってもわかりますので、そちらの資料に基づいてお答えをお願いします。」）

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 百草台小学校の付近には、非常によい樹林地帯があるわけですが、この中で平成3年、公社の方で3,856平方メートルほど確保しております。

それから、七生福祉園の近くでは、東京都との絡みもありますけれども、幼稚園の近くでありますけれど、ちょっとお待ちください。（「面積だけで、大体わかりますから」と呼ぶ者あり）6,267平方メートル。失礼しました。9,000平方メートルほどの土地が確保されております。

それから、三中の近くということで公団との絡みでは、公団からの移管の問題がございます。外周道路の周辺を中心とした主のり地の確保でございますけれども、これはそれぞれ公団との協議の中で、安全対策その他が確保される段階、あるいは一部地図混

乱等の問題があつて、それらの問題を絡めながら移管の準備がされております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。

地図を見ないと市民の皆さんにわかりにくいと思います。けれども、今この七生地域、多摩丘陵に隣接する緑地というのは、大変重要な緑地でございます。多摩動物園周辺も、東京都と日野市がいろいろな形で緑地を残す努力を続けておられますし、本日の回答でも、相当の面積の緑地を日野市が地主さんから買いまして、公の土地とした。このことによって、緑の保存がさらに続いていくというふうに思うわけでございます。

この地球ができて生物が誕生いたしまして、そしていろいろの生態系ができております。こういう中で今、きのう来、地球を守る発言などが多いわけでございます。また、日本でもやっと20年にして国連の世界遺産条約に参加いたしまして、屋久島などの自然を残そうという努力などがまいてございます。そういうこととともに、一番大切な私どものこの地元の緑、これをもっともっと保存をしていくことが大事だというふうに思います。何せこの自然を知るといことは、実際そのものがなければ知ることができないわけであります。今現在、環境教育ということもだんだん高校、中学、小学校等も行われてまいてございます。こういう中で、私の近くですと百草台小、三沢台小、三中、八小、こういうところでも身近な自然を生かして自然の学習、実践学習、それから動植物の学習、地球を大切に作る教育、こういうことがいろいろ今手探りの状態で行われております。

しかし、これがすべてつぶされて開発をされるということになりますと、本当に教育上も困る状態が出るわけであります。さきに例を挙げました不動産業者等も次々とこれらの斜面地を買収にかかっておりますので、今後またいつこのそういう開発会社がいにくるとも限りません。いろいろ地主さんの条件はあろうかと思いますが、やはり日野市でいろいろ話し合いをされて、先に先にとこの緑地を保存をしていただくようお願いをいたしたいわけでございます。私たち人間のために、また子供たちの教育のために、その努力をさらに一層続けていただきたいと思います。その点で、市長から答弁があればお願いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 正確な数字のことは担当の方からお答えをできると思っておりますが、百草台小学校の隣接地の開発企業の建築につきましては、公共下水道が使用

できる時点に間に合わせて着工してください、というふうな御指導をしまいたうに記憶しております。

それから今、御質問の地域では、平成3年は昨年ということになるわけでありすけれど、市が取得したもの、3,856平米、あるいは都にかわって取得をしているものが9,310平米、こういった緑地を確保しているという状況はあるわけでありまして、なお、相談と申しましょうか、市に対する問い合わせ、あるいは開発の計画等につきましては、極力緑地の基準内はもちろんでありますし、基準以上に存続できるようなそういう行政指導をやってまいっております。今後もその姿勢を十分堅持いたしまして、なるべく緑地がこれからの開発に余り大きく破壊をされない、そういう取り組みで進みたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。

ぜひ、積極的に緑地保存の方向で御努力をいただきたいと申します。若干の要望を述べまして質問を終わりたいと申します。

生態系というこのことを考えますとき、私も日野市に移り住みまして二十数年間になります。前は確かに百草団地周辺にもタヌキ、イタチ、キジ、こういうものが見られたわけですが、だんだんと減ってまいりましたし、ウグイスも減ってまいりましたし、最近ではノウサギが見られなくなてまいりましたし、蛇も減ってまいりましたし、それからトンボ、チョウチョの種類がいろいろと減ってまいっております。これはやはり自然というものが狭くなっていくと、生物の死というものが、私が住んでいる地域だけでも減っていく。これはやはり人間として、あるいは子供たちの心にとって、いろんな生活条件にとって悲しいものと言わざるを得ません。やはり面積として、1平米でも多くその緑地を確保するということは非常に重要なことだと思ひます。

例えば、今市民の方がたくさんいらっしゃる百草台自然公園、これもわずか1万2,000平米ぐらいの土地でありますけれども、立派な自然公園になっております。こういうことから見まして、1,000平米、あるいは500平米であっても、貴重な緑でありますので、ぜひ今後さらなる努力をしていただきたいと願う次第です。

それからもう一つ、財政の面でございすけれども、土地開発公社がいろいろ銀行や市などからお金を借りまして土地を取得する。そうすると当然利子がつきまして、この利子だけでも年間8億円、というような話がきのうございました。今、大企業に対しては優遇税制が発動されまして、このバブル経済の後の企業のいろいろの点を助けようと

しております。大企業の場合は、土地、不動産などを取得したのは商売のためであります。私はむしろ、こういうところの税制を優遇するのではなく、やっぱり地方自治体などが緑地などを先行取得する、こういうことには国家、東京都などがもっともっと力を割くべきであるし、そういうことで動いたために利子をつけるというのは、市民として余り納得ができません。そういう点でぜひ、市でもそういう点の税制も改革をするように政府などに意見を上げていただいたらどうか、というふうに思ひわけです。そして今後、そういう緑地などの取得が財政上も楽にと申しますか、スムーズに事が進んでいくように願ひたいものでございす。

以上をもちまして終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって13の4、まだ残る緑地を大切に保存するためにと再度問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時35分 休憩

午後3時5分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問14の1、小・中学校の通学路の実態調査を実施せよの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔22番議員 登壇〕

○22番（夏井明男君） それでは、1問目について質問させていただきます。

通学路の実態調査を実施せよということなんです、このきっかけは地域の方から、ここは通学路なので、子供の安全を確保するような対策を立ててほしい。一つの場所は、市道の脇に資材置き場がありまして、そこの鉄骨が崩れそうだという、こういう地域があります。もう1カ所は、早朝営業関係の車がちょうど8時前後の時間帯に道路の歩行側へずらっと車が止まってしまて、子供が要するに道路の中央を歩くような形になってしまう。朝の通勤通学帯ですから、非常に車も急いでいるということもありまして、何とかしてほしい、と申す話であります。

もう一つは、二中のそばですが、通学路になっていて、いわゆる路側帯があるわけですが、そこにやはり営業用の車が乗り上げてしまて、実質的には歩行者が歩けない。

特に中学生の生徒たちが歩けない。結果的には、道路を歩いている。こういう話でありました。何回かその場所も見ましたし、市の方とも相談をさせていただきましたが、その前提として、一体通学路というのはどういうふうな位置づけでされているのか、どういうふうに設定をされて現在に至っているのか、その辺のお話が非常にあいまいのまま来ておりますので、ここで明確にさせていただいて、安全対策の確保を図っていただきたい。その前提として、ぜひ通学路として指定された場所については、全部歩っていただきたい。要するに児童の目線から、要するに大人の目線とか車の目線ではなくて、その児童の目線から見てどうなのかという観点から、実際の通学路の指定になっている場所、それが現状にふさわしいのかどうか、そういう点についての総点検をしていただきたいというのが問題の趣旨であります。

で、特に教育委員会の方から大分前ですが、中学校と小学校の通学路の路線図をお借りしまして地図に落としたわけであります。そうしますと、非常にはっきりしているんですが、中学生の場合と、いわゆる小学生の場合では、かなり交通事故に対する防衛的な力が違いますから、その差で中学の方が雑にできているといっは語弊がありますが、非常に簡略にでき上がっている、というふうに言えるかと思います。さらに、各学校によって、その通学路が非常に、小学校の中でも非常に簡単にできている所もありますし、非常に詳しくできている所も、違いもあります。恐らくそれは、まちの地形によって結果的にはそういう形になったんだらうかと思いますが、つぶさに歩いて見てまいりますと、必ずしもそうは言えないというのが私の感想であります。特にここでは、小学校が児童の方が問題になりますので、それを中心にして御質問したいと思います。

一つは、この通学路がどのように指定をされてくるのか、この辺の仕組みをぜひ教えていただきたい。

それから、小学生として入学をして、それから6年間通うわけですが、その初めの出発点で私の見聞したところですが、要するに年長の生徒が小学生の家へ行って誘って一緒に登校する。それをしばらく続けた後で、一人で通うようにするという形がとられているように思いますが、その辺どういうふうな配慮をしながらやっているのか、その辺の現状をお話ししていただきたいと思います。

それから、これはかなりデータ的には少ないと思いますが、いわゆる通学路における通学途中の事故、過去にさかのぼりましてありましたら、教えていただきたいと思います。

それから、これは法的な問題ですが、いわゆる通学路の通学途中の事故があっ

た場合に、いわゆる学校ではさまざまな事故の対策として学校保険の加入がありまして、保険適用を認められる場合があるんですが、いわゆる通学途中の通学路を使っているかどうかでそういうような違いが出てくるのかどうか、どの辺に通学路の意味があるのか。特に、日野市の職員の場合ですと、通勤をされる途中の労災適用の問題が生ずるわけですが、その場合にも労災適用の条件として、こういうふうな形にしてくださいとか、具体的に言えば自動車、電車というふうな形になるでしょうが、労災適用の範囲でもこれはやかましく議論されるところですが、通学路の途中の場合のことについては、どういうふうな扱いをされるのか、その辺を聞きたいと思います。

それから、3点目になりますが、日野市の交通安全計画ということで、第1次計画があるかと思います。その中で恐らく児童の交通安全対策、通学路の対策がやはり指摘をされて、今日に至っていると思いますが、その具体的な主な成果を参考までに示していただきたいと思います。

さらに、第2次日野市交通安全計画が、日野市交通安全対策協議会でまとめられています。平成3年から平成7年度までの計画案であります。その11ページであります。施設整備の7項目目ですが、特に通学路の安全対策という項目があります。「通学路は、児童・生徒が日々登下校する経路であることから、その交通安全には特に留意しなければならない。児童・生徒一人ひとりが交通社会の一員であることを自覚し、登下校経路の道路状況を把握する指導が必要なことはもちろんのこと——これは指導面であります——さらに交通安全施設の面においても、基本的な施設整備にとどまらず、通学路としての特性を踏まえた安全対策を進める」というふうにあります。具体的に平成7年までの間に、どのような対策を基本的に立てておられるのか、その辺のお話を承りたいと思います。

現状、少し申し上げますと、玄関を出てから学校へ着くまでが通学路、というふうには私も思いませんから、ある程度幹線、通学路といいますか、そこを通らざるを得ないというふうな形のところが特に問題だらうかと思いますが、その中でも交通安全対策として、いわゆる一般市民から見ても危険度の高いような所についての対策というものは、なされてきているかと思います。例えば、スクールゾーンの塗装カラーの対策でありますとか、これは小さなことですが、電柱に「通学道路」というふうな表示をして、いわゆる自動車ドライバーに注意を促す、とこういうふうなこともあるかと思いますが、それが必ずしも統一的な観点からなされているのかな、というふうな疑問があります。市によりましては、お隣の多摩市では、交通安全標識のいわゆる一時停止のような丸い交通標

識ですけれども、いわゆる幹線道路の危険箇所の所には「交通安全通学路」というふうな標示をされている場合もありますし、また地方へ行きますと、かなりその辺が明確にわかるような形でなされております。そういう点は2次計画の中ではどの辺の程度まで考えておられるのか、その内容もお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、かなり具体的な話としては、現在の通学路の指定された場所として、どの辺が問題なのか、このところはこういうふうな対策を立てる必要がある、というふうな現状把握を私はしなければいけないのではないかと思います、その辺の課題をしていただき、その対策についてのお話を承りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（糸川 滋君） 御質問に逐次お答え申し上げたいと思います。

まず、通学路の指定の仕方でございます。通学路の設定に当たりましては、現状次のような考え方で児童・生徒の通学の安全を確保しているところでございます。

第1点としましては、歩道と車道が区別されていること、第2としましては、その区別がない場合は、交通量が少なく、幅員が歩行者の安全を確保できること、3点目といたしましては、遮断機のない無人踏切や見通しの悪い危険箇所がないこと、4点目として、横断箇所は横断歩道や信号機がある、こういった所を基準といたしまして、指定に当たっているわけでございます。しかし、今申し上げました条件を満たす道路ばかりでない現状がございます。したがって小学校では、新一年生に通学路を指導する際や家庭訪問、あるいは集団下校の機会を通じて、教職員が通学路を歩いたり、保護者に実際に通学してもらうことによりまして、危険箇所がないかを調査いたしております。中学校では年度当初、書類を通じて通学路を周知しているところでございます。また、学校では、新年度初めに当たりまして、保護者に通学経路の提出を求めています。もし通学路でないその通学路で通学していることがわかった場合には、PTA等の校外担当と協議いたしました上で、通学路を通るように指導したり、そこを通学路と指定するようにいわば追加といいたしでしょうか、通学路と認定するようにしているところでございます。

次に、小学校へ入りまして奥さん方当初は、年長のお子さん方と声をかけ合っていくという一定期間がございます。これらにつきまして触れますれば、学校によりまして、その対応は若干異なるところがございますが、年度当初、地区別に高学年の児童が低学年の児童と一緒に登校する、いわば集団登校を実施しております。下校には、安全指導

といたしまして、地区別に生活指導の先生、担任が付き添って下校しておるところでございます。そういった状況の期間といいたしでしょうか、でございますが、学校によりまして、これも異なりますけれども、大体、二、三週間ほど実施しております、5月の連休明けごろまでといいたしでしょうか、その辺までしております。その後は保護者に対しまして、学年だより、あるいはクラスだよりで下校時間の状況等をお伝えするとともに、児童に対しましては、友達同士で下校するよう指導しておりますところでございます。児童・生徒全体に対しての指導といたしましては、交通安全週間、あるいは学級活動、朝会など、教育活動全体を通じて指導しておりますのが現状でございます。今後も計画的、組織的に適切な指導を行い、交通安全教育の徹底を一層図りたいと考えておる次第でございます。

次に、過去におきます事故件数ということでございます。3年ほどの記録で恐縮でございます。平成2年度におきましては4件、これは下校時のことでございました。それから、3年度では5件でございます。登校時が2件、下校時3件。4年度では現在2件、登下校各1件というような内訳になっております。

それでは、そういった事故の場合の保険適用という点につきまして申し上げますれば、現在日野市では、学校管理下で発生しました事故による負傷時の医療費、障害見舞金、死亡見舞金の保護者への支給のために、公立幼稚園、小・中学校の園児、児童・生徒全体に対しまして、日本体育学校センターの災害共済給付に加入しております。それで、その適用でございますが、先ほど申しましたとおり、学校管理下の発生ということでございまして、その管理下といえますれば、4点でございます。

第1点としましては、学校が編成しました教育課程に基づく授業を受けているとき、第2としまして、学校の教育計画に基づいて行われる、いわば課外指導を受けているとき、第3としましては、休憩時間中に学校にあるとき、最後に、児童・生徒が通常の経路、いわば指定通学路及びその方法によって通学するとき、ということになっております。災害発生場所が登下校中の場合は、普通の通学路及び通学方法と災害発生当日の通学路及び方法、いわば自宅から学校までと発生現場と、そういったものを記入した通学路の略図を添付いたしまして申請をする、とこういう扱いでございます。

なお、見舞金の給付は、加害者から損害賠償を受けた場合は、受けた価額の限度において制限されます。このほかに、全国市長会の学校災害賠償保障保険に加入してもおります。学校管理下の範囲は、先ほど申し上げました日本体育学校センターと同様でございます。

次に、2次交通安全計画の点につきましてでございますが、第1次交通安全計画では、教育施設の周辺道路の安全施設整備を図る旨指定され、実施してきているところでございます。今日の交通状況から、通学路全体の安全確保を図る必要があるといたしまして、警戒標識、立て看板、それから街路灯、防護さく、それから視線誘導、いわば目線といましようか、その誘導と、それから信号機設置等につきまして積極的に設置してまいったところでございます。

で、第2次日野市の交通安全計画の策定に当たっては、このような状況を踏まえまして、交通安全施設面の基本的施設整備にとどまらず、通学路としての特性を踏まえた安全対策を進める旨、規定しているところでございます。今後も、路面標示、あるいは学校周辺通学路の色塗りとその安全対策に向けて努力してまいりたいと考えておるところでございます。

次に標示、あるいは標識通学路としての形態の区々にわたっていることにつきまして触れますれば、現在基本的には、電柱に通学路を標示いたします標識を日野市としては採用いたしまして、設置いたしております。年次計画で標識の取りかえを行ったりというようなこともしておるわけでございます。ちなみに、標識の仮設、これは学校によりまして、区々にわたっておるところではございますが、総戸数といたしましては1,125カ所といましようか、電柱の数で1,125本にわたって標示をしておるところでございます。これらは先ほども触れましたとおり、大体4年経過によりまして更新をしての管理をしておるところでございます。そのほか、運転士に注意を喚起いたします看板、それから児童に注意を喚起する看板を設置しているケースもございます。特にその危険があると思われまます箇所では、通学ゾーンであることがわかるように、主要道路からの入り口路面をグリーンに塗る、あるいは交通量が多く、その横断の頻繁な横断歩道の前の路面を茶色に塗るというようなことをいたしまして、視覚的に運転手に注意を喚起するようにしておるところでございます。したがいまして、そういう交通頻度と道路状況によりまして、区々にわたっているということになるわけでございます。

次に、通学路についての改良、見直しといましようか、あるいはそういったものの把握ということについて触れますれば、学校では家庭訪問や集団下校の機会を通じて教職員が歩いたり、あるいは保護者に実際に通学してもらうことにより、通学路の状況を把握しておりますので、これらの状況とあわせまして、学務課といたしましては、学校からの改善要望ということとは別に、通学路の状況把握とあわせて、危険と思われる箇所を調査いたします。これらの調査結果をまとめ、必要に応じまして案内標識の整備を

する、あるいは横断歩道の設置、信号機の設置、時間帯の車両通行禁止など、交通安全施設の改善並びに交通規制を早急に具体化するよう、関係機関等に働きかけを行っているところでございます。また、抜本的対処が必要な狹隘道路の拡幅、道路改良、あるいは歩道の設置などの改善につきましては、長期的な対策を講じなければならないので、日野市交通安全計画や道路改修計画の実施に当たって対処できるよう関係部課へ要望していきたい考えでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○22番（夏井明男君） 今、抽象的な努力目標的な話も承りましたが、具体的な話としては、事故の状況、私は平成2年に4件、平成3年に5件、平成4年に2件ということで、その前にさかのぼれば、このような数字ですとまだあるというふうに思いますが、一般的には、歩行者の安全確保ということで、特に通学路に限らず、その都度対策を立て、問題点について仕事をされているということは、具体的にわかるわけですが、特に通学途上における交通事故というのは、親としてはやりきれない思いですし、また先ほどの学校管理下のお話でも、通学路及び普通道路ですか、普通通学方法、特異な方法をとらなければ、保険適用になりますよというお話だと思いますが、その辺は保険の対象としては弾力性を持っていると思いますが、それにしても、登下校でこういうような事故があるということは、やはり考えなければいけない。今のお話ですと、学校はかなり努力をしているような形に見えますが、例えば、具体的に指摘をさせていただきます。

これは、これからの実態調査をされて報告をしていただきたいということで、課題として答弁は結構ですが、例えば、日野市立第二中学校があります。これは中学校の学区の通学路としては非常に雑にでき上がっております。これは前から私指摘しておりますが、この通学路の幹線のところが、いわゆる前から話ししております黒川踏切のここが幹線通学路になっております。この前後は非常に交通事故の危険性が高い所ということで、私は指摘をさせていただいておりますが、いわゆる黒川踏切を下って50メートルぐらいの所から、この通学路の指定の線が引かれていますが、それ以外の例えば東豊田三丁目ですとか、その下の方の東豊田二丁目地域についてのものは全くありません。ここはやはり問題のところは、都道159号線、ここは非常に曲がりくねった道ですが、まさにこの辺あたりが問題でありまして、二小の通学路としては、ここを通らないような通学指定になっております。また、七生中学に通う方ですね、いわゆる浅川の左岸の方

ですが、いわゆる駒形公園の一带から七生中学に通う方ですが、ここでは中学においては、この159号線を使われる。しかし、いわゆる浅川の土手ですね、ここが通学路の指定になっております。私の記憶ですと、いわゆる一番橋の下流、くるみ団地の手前でいわゆる樋門がことし7月ですか、完成をしました。これは樋門が完成しませんが、要するにこの土手は、通学路として使えないわけですね。いわゆる1回川底へおりてまたはい上がるという、一般の人では到底歩けないような所が、それ以後指定されたというふうに理解をしますが、そういう実情です。実際、この土手を歩いてみるとわかるとおり、いわゆる夜が早く来るような季節にはどうかな、というふうな対策もあります。

もう少し指摘させていただきますと、一番橋のそばにいわゆる玉川そば屋さんがあります。前にもこれは指摘をさせてもらいましたが、途中で歩道が切れております。何メートルかにわたって切れている。これはもう前からそういうふうな状況になっているわけですが、今土木課の方で東京都の方と接触をして年度内中というふうな対策を立てておりますが、今日までその状態が続いております。

さらに指摘をさせていただきますと、高幡橋を背にしまして、いわゆる川崎街道ですが、日野駅へ向かういわゆる川崎街道があります。ここは第一小学校の方へ通うお子さんのところですが、川崎街道を歩いていただければわかると思いますが、高幡橋を背にして右側の方は、なるべく歩行者がスムーズに渡れるような工夫がされておりますが、左側にも歩道があるんですが、そこも全部切れたような形になっています。何カ所もあります。これは都道の管理下ですから、日野市ではありません、というふうには言えないと思いますが、それがずっと続いております。これがやはり途中まで通学路として指定をされています。指定せざるを得ないわけですが、この辺についても、現在まであいうふうな状態にいるということ自体の方が、私は特異性があると思うんです。1回例えば担任の先生がそこを歩いてみれば、これはとんでもないことだ、一人二人の生徒かもしれないけれども、ここを通学路として指定している以上は、早く対策を立てなければいけない、という声が当然上がってくるべき話だと思います。

今、部長のお話ですと、非常に優等生の学校の中身についての紹介だった、というふうに私は思います。そういう意味で、実際に通学路として指定をされた中身を先ほど申し上げましたとおり、児童・生徒の視点からもう一度歩き直してもらいたい。要するに大人の判断の視点からではなくて、してもらいたい。それを前提にしますと、平成7年度までの交通安全計画の中身が実質あるものに私はならない、というふうに思います。

さらにつけ加えさせていただきますと、いわゆる歩行者の道路を要するに車が侵食を

している現象が見られます。いわゆる歩道に全部乗り上げてしまうという形があります。身近なところでは市立病院の救急車両が入ってくるあそこの道路は、もう御承知のとおり長期間にわたって歩道に全部車が乗り上げていて、歩く人が迷惑をしているという事実があります。これは市の公共物で申し上げましたけれども、いわゆる車が歩行者の所まで進入してしまうという現象が年々ひどくなっているように思います。この辺の調和の問題をどこにとるかということが、担当としては悩みだと思えますけれども、こういうふうな現象もありますから、ぜひ基本線をきちっと立てていただいて、進めていただきたい。その前に、ぜひ実態調査をしていただきたい、というふうに要望をいたします。

最後に、市長の方からお話を承りたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 交通安全につきましては、いろいろと現実には即した努力を進めておるわけですが、特に小・中学校の通学路ということになりますと、通学そのことが義務教育ということで子供の責任にもなるわけでありまして、どのように安全面の配慮を整えて、客観的には事故が起らない。起こる要素は極めて例外であるというふうな状況まで到達できれば、一応の目的達成だ、と一般論としては言えるように思います。

ただいま具体的に各小・中学校の通学路、指定されているまた、毎日子供たちが日常生活として用いておる道にいろいろな支障、あるいは安全に対して欠陥といえましょうか、不安な事情もある、という具体的な御指摘でありまして、今日の日野市も都市化の中で、交通安全に対します視点ということの重要なポイントであった、というふうに質問をお伺いしておる状況であります。よく車いすでありますとか、その目の不自由な方とかいうことにつきまして、やはり交通安全の道路構造や、施設についての御指摘のことも伺うわけでありまして、ある程度は整えてはいるわけでありまして、やっぱり具体的には特におっしゃった、子供の目線という視点に立って具体的に現場検証を行って、十分実験を試みるということがまた、より効果的であるということはいふまでもありません。子供たちには、なるべく安全に対する本能的な対応がまた身につくということも、長い人生の上で一つの経験をつくる期間ではありますけれども、行政が特に深くかかわる学校に対する義務という関係でございますので、あらゆる視点から状況を不安なく整えていくということが非常に重要である、という御指摘だと受けとめさせていただいております。特に現場の実踏といいますか、実態調査を行へということでございますので、早速学校もともども、教育委員会の当局と各校の状況について点検をし、安全確保に一

層の努力をする、このことの御指摘におこたえをしなけりゃならない、とこうお伺いしたところであります。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○22番（夏井明男君） ありがとうございます。

先ほど冒頭に3件の事例を申し上げましたが、二つの事例は、付近のお母さん方は、そこは通学路と思っているわけです。実際に見ると、そこが通学路でなかったという状況のものでした。そのぐらいの程度でありますから、ぜひ、今市長のお話の具体化をお願いをして、この件については質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって14の1、小・中学校の通学路の実態調査を実施せよの質問を終わります。

一般質問14の2、多摩平下水処理場跡地利用計画についての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君） 先般、内田議員から、このお話はされているわけですが、私ももう第何回になりますか、一番初めの請願から3回目ぐらいにかかわっておりますから、もう10年近くなるわけですけど、市長とはちょっと考え方が違いますが、率直なお話を承りたいというふうに思います。

その前に、これは部長の方からお尋ねするわけですが、この黒川地区市民広場の確保並びに地区センター新設に関する請願が平成3年6月の11日に出されております。議会でも、これは委員会におきましても本会議の30人の議員の中におきまして、平成4年の3月の26日に全会一致の採択を見ております。過去の同趣旨の内容の請願につきましても、全会一致の採択を見ているという状況にあります。今回配られております請願処理状況報告書、平成4年9月1日の執行者側の措置ということで報告がなされておりますが、その中で第1点、処理場跡地については平成3年予算で現況図を作成する。作成図がなされたのかどうか、第1点であります。

第2点が、平成4年度では、隣接者立ち会いのもと、境界を確定し、測量図を作成する予定。これはなされたのかどうか。

3番目ですが、利用については一連の作業が終わり次第、検討していきたく考えております。この中身、特にいわゆる検討委員会の中身につきましては、企画財政部長の方からその検討委員会の中身は同一である、いわゆる跡地の検討委員会と、それから斎場建設についての検討委員会というのは同じものである、というふうにお聞きをしているわけですが、その中で、要するに検討委員会としては、あそこに日野市全体から

見て、地元の利用の視点のみではなくて、全体的に見てどうかという、そういうふうな視点から作業を進めるという基本的な態度なのか、市長が、あそこしか斎場をつくらせたらいい、あそこで進めてほしい、という出発点に立っての検討委員会なのか、はっきりしておりませんので、その辺の御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、第1問と関連するわけですが、あそこの面積ですね、利用可能面積、これは第1種、第2種で異なる部分があるのかもしれませんが、利用する面積の範囲ですね、どのぐらいの平米なのか、お答え願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 1点目の関係でございます。その前段の中に、3年度、4年度の下水道跡地の利用についての予算計上がなされ、実施されているわけですが、これは当然面積の確定をするために、都市整備部の中で予算計上が出されております。私も、3年度も既に終わっていると。4年度につきましては、その境界を確定するに当たって、近隣との調整も必要だということは承知しております。また、細部にわたっては部長の方からお願いしたいと思っております。

なお、その後段の中で、検討委員会がという問題でございます。多摩平処理場跡地の利用計画ということでございます。昨日、内田議員さんからも質問いただきました、一つは6月の議会の中で、斎場チームの庁内プロジェクトの問題、あるいは冠婚葬祭的な施設の建設という問題が市長から本会議場の中でお話があったとおりでございます。よって、6月の26日、庁内のプロジェクトチームを発足し、4回の検討を行ってきましてということをお願いいたします。

その内容としては、この場所を第1に、当然地元の請願の問題、あるいは全体的な市の市民から求められている施設、もちろん斎場の問題も請願が採択されている経過もあるわけでございます。この両面からこの利用計画をプロジェクトの中では現在検討している段階でございます。当然検討の中では、一つはその跡地だけの問題でなくして、緑地との連動性の問題、きのうもお答えしております。その問題が大きな問題でございます。また、何を建設するに至っても、現在の場所は1種住宅専用地域でございます。当然それに対する諸施設を建てる場合の問題、用途地域の変更する場合にも、やはり地元住民の理解を求めていかなければならない問題があるわけでございます。そういう中で、現在検討は進めております。しかし、まだ緑地の全体的な問題としては、全く検討チームの中でも議論をしておりません。これから当然検討すべき問題でございます。そのよ

うな状況の中で、現在進んでいるのが実情でございます。

まあ、利用可能な面積という2点目があるわけですが、たしかこの場所につきましては1種の50の100というような、駅に近いということで、そういう基準だというふうに記憶しております。これからそういったものを詰めながら、地元の要望、あるいは御協力をいただかなければ、いずれにしても、実現不可能な場所だろうというふうに思っております。なお一層、きのう市長からもお答えしているように、地元とも十分話し合った中で対応するというふうに考えているわけでございます。

大変失礼しました。今、私は利用面積、可能な面積だけの建ぺい率だけ申し上げましたが、跡地としてはきのうも申し上げましたが、約1万平方メートルでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○22番（夏井明男君） 今、検討委員会の話は明確にお答えになってないわけですね。

要するに、斎場的なものを前提として出発する委員会なのか、そういうことは一つの参考として考える委員会なのか、初めに斎場ありきという話に今聞こえているんですが、御答弁なすってないので、そういうふうな感じを受けます。私は前に、地元の方も何も、地元だけでそこを抱え込んで利用しようというふうな考え方は持っていないわけです。黒川の緑地全体が日野市の財産である。特に休みのとき、また日中でも非常に暖かい季節には市内の幼稚園児、保育園児がそこに遊びにくる。また、夏場でも親子で散策をするというふうな地域でもあります。また日野市全域のいわゆる緑地の保全の立場から見ても、それから、これは何人もの議員から出るところですが、遊歩道計画として各緑の地域を結ぶ地帯でもある、ある意味では出発地点でもあるということもあります。

この斎場という話が出てきた背景ですが、やはり頭の中には、あそこが下水処理場として機能してきた、その下水処理場との比較の中で斎場という、こういう発想を私は前提としてあると思います。これは非常に地域の方に失礼な話だろうと思います。流域下水道の万願寺地域における処理場の建設についても、大変な努力をされ、また地元の方の理解をいただくのに大変であったというふうにも聞いております。それは既存の施設ですらそうであります。要するに、喜ぶ施設がそこへ来ればいいわけですが、余り喜ばれない施設というのも日野市内の中では抱え込まない場合もあります。ただ、全体の中で、その地域の方が犠牲になるような形の手法というのは私は、もうとれない時代に入ったんじゃないかというふうに思うわけです。これは地域エゴとか、そういう観点ではなくて、むしろ全体でカバーし合うという発想が私は大事になってくる

んじゃないか、というふうに思います。

ですから、第1点とすれば、私の反対する第1の大きな理由は、あそこが要するに子供たちが遊びに来る、また親も遊びに来る、また市の公園のパンフレットでも、あそこがそういうふうな雰囲気、景観の地域である、地帯である、というふうなことが今定着をし始めています。ある意味じゃいわゆる急所になっている部分であります。日野市全域から見ても、あそこに斎場をつくるということは、どう見てもなじまない、これが大きな理由であります。もう一つは、市長があそこに処理場があるということの比較の中で選択をされている考慮というものは非常に感じます。それはやはり、根本的に間違っているんじゃないか。3点目には、日野市全域の中でその犠牲を強いるような形といいますか、そういうふうな発想の延長線にある。これはいわゆる古い昭和20年代、30年代前半の行政であれば、それでよかったのかもしれませんが、昭和50年代以降の中では、もうとり得ない発想ではないかというふうに思うわけです。

具体的に申し上げます。これは要するに1カ所の地域に犠牲を強いてはいけないんじゃないかという発想の観点から申し上げるわけですが、ここに相模原市の調査依頼で、社団法人の地方行財政調査会、これは日比谷公園の中にありますが、ここに相模原市からの依頼があります。その依頼の内容というのは、斎場の施設及び管理運営に関する調べということで、出ております。これは平成2年の5月1日の内容であります。これは類型都市を分けまして、かなり詳しい調査であります。最近の調査ですから、その中で日野市と類型的に同じ都市だけを、時間の関係がありますので紹介をさせていただきますと、これでは3類型都市に当たると思います。いわゆる10万都市から20万都市であります。その中を見ますと、農地山林、墓地山林というのが圧倒的であります。中に住宅地、農地、いわゆる周辺環境はどうなっているかという話であります。

これを見ますと、例えば足利市が住宅地という形がとられております。開設が51年ですが、ここは戦後すぐに民間の直営で運営をしていた地域であります。この地域では、なぜ住宅地という言葉を使ったかということ、市営住宅、県営住宅を高層のものを建てて、その中が見えないような形にしてほしいという地元の考え方が出てきて、できたそうです。その結果、住宅地というふうなものになっている、とこういうお話であります。

それから座間市ですが、これは大和市にある大和斎場ですが、ここは57年に住宅地山林という形をとっております。これは57年になっておりますが、戦前からこの地域に存在をしているということで対応してきた、とこういう実情であります。ちなみにここでは、葬儀式場が150人の地域であります。今住宅地という、いわゆる周辺

環境が住宅地であるということだけを拾ってやっております。

それから津市であります、ここが大正15年からの発祥の地であります。この近くには住宅地ではなくて、清掃工場等のある地域だということでもあります。

それから米子市、これがやはり周辺環境としては、このデータでは住宅地になっておりますが、ここはやはり昭和27年に開設を見た。もっと古いわけではありますが、ここが平米数でいえば6,000平米ぐらいであります。その後に住宅が張りついてきたという状況であります。

それから徳山市、これは昭和20年代からでき上がった、いわゆる住宅地山林ということでもあります。これはいわゆるバイパスの通る地域で、むしろ住宅地というよりも住宅のない地域といった方がいいかと思えます。

さらに成田市であります。ここは住宅地という形になっておりますが、現在成田市は今、建設中であるそうであります。ここは生コン工場とか建設資材置き場ということで、四、五百メートル離れた所にお店が1軒という形だそうで、これは住宅地に記載されているけれども、むしろ山林、雑種地といった方がいいんでないかというお話であります。

伊勢原市が51年の9月に開設を見ておりますが、ここもいわゆる周辺環境として住宅地というふうな形をとっております。ここも戦前からの発祥ということになっております。ですから昭和50年代、四十七、八年のときにいわゆる斎場を、いわゆるお葬式ができるものをつくっているわけですが、そのところはいわゆる平米数がかなり多いのが実情であります。成田の場合でも1万9,000平米ありますね。こういうふうな地域であります。

一番問題なのは、やはり駐車場の問題で、かなりの台数を収容しなければならないという実情があります。ですから、昭和四十五、六年以降からの開設がありますが、歴史をたどりますと、いわゆる大正、明治というふうな形にさかのぼってくる地域であり、現在でも住宅が張りつけないような地域、とこういうふうな所であります。今私が申し上げたのは、周辺環境が住宅地という指摘があるところだけを述べました。あとは全部山林、農地、墓地、変わったところでは工場ですね、工場というふうな形のものがあります。ですから、今あそこの地域を市長は山林というふうに見ておられるのか、いわゆるこのような斎場とか火葬場とかのある所が、地域がものを比較されれば、ぜひこれは検討委員会の方で実際見てもらいたい。見れば、いかに違和感があるものかということが、日野市で今提案されようという話が、いかに外れているかということは、私はもうわかっていくことだろうと思うんです。

これは別に嫌みな質問じゃありませんが、あそこのいわゆるすばらしいいろんな鳥が飛んでくるきれいな緑地帯ですね。あそこを山林というふうに見られていらっしゃるのか、いわゆる住宅地の中というふうに見られているのか。もしかしたら市長は、山林雑種地というふうな発想が私は、木が多いですから、そういう発想が私、あるんじゃないかなというふうに思うんですね。ですから、今市長がおっしゃっている、あそこしかありませんという、そのありませんという中身を、私は行政の専門官の集まりでありますから、そこはやはり徹底的に利用する必要があるんじゃないかというふうに思います。その辺、どういうふうに基本的にあそこをお考えになっているのか、今の話を含めてお話を承りたいというふうに思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 行政上のこの必要施設ということを発想し、議会等に初めて情報を申し上げる。まさに唐突という感じでいろいろまたさらなる御指摘をいただく。私の行政運営のまずい点もあるかもしれないということは、反省をいたしております。しかし、一つの地域社会として、また1個の自治体として、ぜひなくてはならないものも具体的に設けなきゃならない。その一つの大きな例は、下水道処理場であり、あるいはごみの清掃工場もあったということでもあります。そして、今検討の対象に当てております多摩平処理場跡地、これは多摩平団地ができた戦後の都市に人口集中が始まった当初の30年代初期のときであります、そのころは今の多摩平の地域にも家はなく、畑と雑木林であったとか、あるいは今の処理場地域の周辺には全く住宅は皆無であったというよう事情の時代であったわけであります。団地の造成に伴って、あの必要施設ということで現在地に処理場が設けられ、今日ようやく流域下水道の完成といえましょうか、供用によって、いわゆる今まで必要の施設であった処理場が用を終わった、こういう実情がございます。

それから御質問の、発想の動機に、現状の要するに処理場があったということと、何かかわりはないかということではありますが、樹林で囲まれて面積が相当量あって、しかも黒川系統の頭に位置して、今までのごく大きい何といえましょうか、都市計画という観点からは、いわゆる黒川清流公園の一環に位置づけて、それにふさわしい公園らしい条件整備をするということで、跡地利用は一番適當ではないかということで考えてまいりました。（「一方的なんですよ。ある日突然自分が決めて、周りを見ないでいる」と呼ぶ者あり）ちょっと聞いていただきたいわけですが、必要なものはやはり必要でありますので、私としては、何か可能性のある場所ではないかということで、検討してみ

ようというのが今回の検討チームを設けた一つの手順であります。たまたま処理場であったということではありますけれど、多分、設立当時、これは私の承知するところでは、住宅公団から施設として譲り受けた、とこういう日野市の所有になった経過はあったと思っておりますけれど、全体の地域構成といたしましては、御指摘のとりの大きな日野市でも珍しい段丘地と申しましょうか、はけに相当する樹林地であるということでもあります。

それから、地図を広げてというと大げさですが、今度いわゆる吹上区画整理事業ということで、現在の東豊田地域の宅地化が行われまして、それによって住宅ができ、住民が定住をされておる。たまたま中央線で南北に分断をされて、いっぱいではありながら分断の状況がある。したがって、地区センターを設けても、北にはあるけれど、南にはないとか、あるいは北の施設を南では使いにくいとか、いろいろ不便が伴っております。ですから、地域の、本来ならば組合施行でありました吹上の区画整理の中で、公園とか一応のものは配置されておるわけでありまして、地域の一体感としては、共通に使えるそういう施設の配置ということも考えなければならぬ、というふうには思っております。特にこのたび、東豊田陸橋と、一番橋の経路が南北と太い道で将来つながれる状況になってまいります。いろんな意味で可能性のある場所ではないだろうか、ということは今検討しておるという状況でありまして、現状では、地域指定が1種住居専用地域ということですから、現状の中で立てるといことは、周辺の合意が必要であることも言うまでもありません。

それから、近く用途地域の見直しの時期もありますので、そのような具体的な市全体の見直しの中で、一つの該当のできる条件もつくることもこれからいろいろな手順を経ながら、また地域の合意も得ながら、やっていく作業が必要であります。何か基本的に間違っているとかいう御指摘に対しては、十分耳を傾けて日野市民にどうすれば必要施設として設置することができるかということで、全体計画の中で位置づけを行っていくのが適当だろう、このように考えておるところであります。地域に対しましてのいろいろな対応策は、いかなる場合でもいろいろなことを行うわけでありまして、ただ、私は、いわゆる斎場施設ということだけではなかなか理解をいただくということも無理かもしれませんから、冠婚葬祭というそういう施設という考え方が成り立たないだろうか。

きのう内田議員の質問に、ちょっと漏らしたというのは、つまり十分な検討を完成しない状況で、冠婚葬祭ということの社会的な必要な意味を申し上げたというようなこととございました。検討委員会では、3区分に分けて斎場機能、あるいは冠婚葬祭機能、

それから公園的な配置、あるいは必要な駐車場の確保等はいずれも可能だということですが、進入道路のことでもありますとか、これからのいわゆる公園的造成ということを考え、どのような理解の手だてがあるだろうかということを含めていきたい、とこう考えております。まさに全市的な必要施設ということに對しまして、とりわけ火葬場は一応あるわけでありまして、いわゆる公的な葬祭場がないということは、日野市の行政として、市民に一面申しわけない事情もあると思っておりますので、標準的な、また厳粛な式典のできるそういう場所がぜひ必要だということにおこたえをするには、どういう手順が必要であるかということもこれから、いろいろな手だてをとりながら、詰めていきたい、とこう考えております。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○22番（夏井明男君） 時間がかかなりなくなってきましたけれども、根本的に発想からいって間違いではないかという指摘に対しては、謙虚に耳を傾けたいというお話であります。私は、これは斎場をつくってほしいという声も聞いております。それじゃあ代案があるのかということになりますが、これは皆さん、一人として苦しまない人はいないと思いますが、それで私は代案として提案したいのは、これは私は、多摩平団地に住んでいるからということもあるかもしれませんが、団地には集会所が何カ所あります。これは団地のサイズなものですから、自宅では高層ということもあるので、その集会施設はお葬式に使う会場としても使われている。これについては、皆さん理解があって、スムーズにいったるわけですが、一つ提案がありますのは、日野市の公共施設として地区センターがあります。幸いなことにと言ってよろしいのでしょうか、地区センターは各地域、これは半径200メートルとか300メートルとかいうお話ありますが、大体方々網羅するような形でできている実情があります。できてないところもありますけれども。できてないところは自治会館とか集会施設とか、そういうような形であります。今普通のいわゆる1戸住宅でも、そこでお葬式を営むということはなかなか難しい状況で、斎場をつくってほしいという声が強いのだと思います。

で、斎場をつくってほしいという一番大きな理由は、その会場がないということが一番大きいと思います。ですから、その地区センターが、その地域の方が利用している方のところの地域ということで、私は今の条例を改正しなくても、お葬式ができるような運営ということは十分可能ですから、一歩私は踏み出していいというふうに考えております。具体的な例もあるわけですが、これはやはり、皆生まれてから死ぬまでという経緯は、その中で同じ思いでやってくるわけですから、その辺の配慮といいますか、考慮

というのは、市民の方も納得をしていただける、御理解をいただける意識にはなっている、というふうに私は思います。ですから、その方向を私はとらえたらいいんじゃないか。

特にあと、お葬式は高いという話がありますが、この辺については各市でいろいろな工夫をしております。祭壇とかそういう一式を市の方で運搬をしてやるというふうな形もありますから、事前の要望としてはそういうことも私は、可能性としてはあると思うんです。私はそちらの方をとらえた方が、あそこの地域にというよりも、私は常識、非常識という言い方おかしいかもしれませんが、より人間的ではないかというふうに思います。それを提案をさせていただきます。

私の次に下村議員が、市民意識の観点から質問されますので、この質問についてはこの程度で終わりたいと思います。

○議長（黒川重憲君） これをもって14の2、多摩平下水処理場跡地利用計画についての質問を終わります。

一般質問14の3、高校入試改革について問うの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君） これはもう8分しかありませんので、問題提起だけを、提案だけをさせていただいて、御答弁をいただきたいと思います。

東京都の方でも、高校入試が過激な状態に入ってまして、「入試戦争」というふうに言われております。東京都も、都立高校の12年ぶりの入試改革の骨子ということをとまめまして、5月の15日に報告書を提出しております。平成6年ですか、ぐらいから実施していきたいという方向でもあるというお話であります。また、文部省の関係でも、8月の28日に中間報告書が出ております。この違いというものもあると思いますが、賛否両論あると思います。現場の先生方に言わせれば、これは単独選抜ということで、むしろ生徒の受験戦争の激化を招くという声もありますし、そうではなくて、いわゆる内申書、調査書を重視するところ重視しないところ、さまざまにして、むしろ生徒側に立った改革案じゃないかとか、さまざまな議論がこれから大きくなってくると思います。

そこで、提案であります。日野市でも、市民の啓蒙運動ということで、さまざまなことをやっておられます。情報提供されています。私は、今度の16日に、婦人センターの方の関係でフォーラムがあるわけですが、いわゆる賛否両論があるような、こういうふうな重大な関心事については、市の後援といいますか、主催といいますか、費用をもって、賛成の方、反対の方、それから中立の方というふうな形で、会場を設けまして、そ

こで静かな議論をしていただきたい。政治問題化するような以前の段階として、いわゆる一つの改革案が出たときに、長所短所あるわけですから、それを静かに感情論抜きにした形で聞けるような場が私は必要ではないかというふうに思うわけです。今、一つの一方の立場からチラシがまかれて、お母さん方の不安をあおるような形になっている、結果的に。これはやはり、フェアではなくて、やはり賛成論、反対論の立場を聞けるような場でなければ、私は将来に禍根を残してしまうということがあります。ですから、今回の高校入試の改革案、これが出ていますが、市でぜひ、市で予算を持って、フォーラムみたいなものですね、パネルディスカッションになるんでしょうか、そういうふうなものを主催をされたらどうかと思いますが、教育長の方から、4分しかありませんが、この提案についての考え方を聞かしていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君） お答え申し上げます。

ただいま夏井議員さんの方から御質問のありました、この高校入試の改革問題につきましては、実は先ほど夏井議員さんからのお話がありましたように、5月15日ですね、入学者選抜制度検討委員会の方から答申が出されている。私、聞いている限りにおきましては、9月の10日ごろというんですから、きょうあしたぐらいに、東京都の教育委員会の方もこの答申書に基づきまして一応の受験の方法についての決定をするというように聞いているわけでございます。この入学者選抜制度検討委員会の中には、当然検討委員として組合の代表の方も参加しておりますし、PTAの代表の方も参加している。あるいは中学校、高等学校の学校長、あるいは23区26市の教育長の代表、そういう方等も参加してこの検討委員会が持たれてきたというような経過もありまして、一応この内容につきまして、確かに相当抜本的な改革が行われますので、十分父母の方の不安を解消するような方向での説明会なり、取り組みが必要だと思いますけれど、フォーラムのような形でこれからこの内容をいろいろ意見を出していただいて、都教委の方に反映するというような段階ではないというように把握しておりますので、その線に沿ってできるだけ父母の不安を解消するような施策、それはとってまいりたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○22番（夏井明男君） ちょっと誤解があったかと思いますが、私が申し上げているのは、父母の方の意見を集約をしてあげるという形ではなくて、今情報提供がある中で、専門的な分野に詳しい人の話を聞くと、反対意見、賛成意見の話を聞くと、そういうふうな場をつくられると、一方的な意見で理解をしてしまうという弊害がなくなる

と。これは大きく言えば、PKOの問題とか、いろんな問題があるでしょうけれども、教育について一つのきっかけとしておやりになる方法も一つの新しいやり方として必要ではないか、ということで話をさせていただきました。

以上で終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって14の3、高校入試改革について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後4時35分 休憩

午後5時3分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問15の1、ごみ減量とリサイクルの促進についての通告質問者、下村功君の質問を許します。

〔8番議員 登壇〕

○8番（下村 功君） 時間も大分たっておりますので、手短に御答弁の方よろしくお願います。

ごみは私たちの生活のあらゆるところで、局面で望むと望まざるとにかかわらず発生してくるわけですが、例えば、家庭の台所を見ますと、ほんの一握りの生ごみに対して、トレーだとか、あとラップやプラスチックケースなどの包装材が山ほど出てしまうというのが現状だと思います。

昔はお菓子屋に行けば目方売りで、紙袋におせいべいなど入れてもらって、買って帰ったわけですが、今は一枚一枚御丁寧にも包装されておまして、とにかく必要以上としか言いようがないということでもあります。

先ごろ「90年度の多摩地区の資源ごみ分別収集の実態調査報告書」というのが、東京

市町村自治調査会と東京市町村清掃協議会によって出されております。

これは多摩地区の32市町村について、資源ごみのリサイクルの状況を調査してまとめたものですが、この調査によりますと、多摩地区のごみの量は、10年間で46%増加し、90年度すなわち平成2年度では126万トンにも達したそうであります。

このうちリサイクルなどで資源化したごみは13万6,000トン、約10%強、内訳は市民の集団回収などによるものが6万1,000トンで、市町村の手になるものが7万5,000トン、約半々になりますけれども、そういう実績となっておりまして、約10年間では市民サイドで2.9倍もの増加実績を上げたのに比べて、行政側では1.9倍の実績にとどまったという報告がなされています。

日野市の場合、平成3年の収集量の実績は5万7,509トン、有価物として回収されたのが約1割の5,574トン、このうち市民の手になるものが2,805トン、行政側による収集が2,769トンということで、やや市民が集めたリサイクルごみの方が上回っている状況にありますけれども、傾向としては先ほどの調査報告と有為の差はないということが言えると思います。

こうした数字を見る限り、市民のごみリサイクルへの関心が高いことがわかるわけですが、ことし7月に東京新聞が、都民を対象とした世論調査を行いました。その中で、「都に望む政策について」という項目があるわけですが、これについて「ごみ対策の強化」と答えた人がトップで、全体の29.9%、ほぼ30%にも上ったということでもあります。こうしたことでも、市民の中で、日常生活の中でごみに対する関心というのが非常に高いことがわかるわけであります。

本市議会でもごみの減量とリサイクル推進を図る市民の立場から、何人かの議員さんが質問や提言をなさっておられますので、私は今回、具体的な提言というわけではありませんが、もう少しマクロ的な基本的な政策の行政の立場について質問をしてみたいと思っております。

ところで、日野市のごみ問題を語るとき、避けて通れないのが、現在社会問題化しております日の出町の最終処分場問題であります。

既に御承知のとおり、三多摩地域廃棄物広域処分組合の最終処分場であります日の出町谷戸沢処分場が、あと3年ほどの寿命を残すだけとなり、本年1月に日の出町に二つ目の最終処分場計画を申し入れたわけですが、5月に谷戸沢処分場下流の池や井戸水からプラスチック添加剤が検出されたことで、環境保護との関連で反対していた地元住民の声がさらに高まっているという問題であります。

こうした現状の中で、日野市としてこの問題にどういう態度で臨んでいるのか、あるいは臨もうとしているのか、どうしても日野市民としては関心を持たざるを得ないわけであります。

環境を重視してきた日野市としては、日の出町地元住民の主張を理解し、第2処分場については凍結してもやむを得ないと言うのか、現在のごみ処理の状況から、やむを得ず第2処分場をお願いするというのか、まずこの問題から質問をしたいと思いますので、簡単にお答えをお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 下村功君の質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君） ただいま御質問いただきました第2処分場の件につきましてお答え申し上げます。

ただいまお話ございましたように、日野市の平成3年度のごみは、5万7,000トン強ございました。そして最終処分場でございます日の出の方へ処分をお願いしたトン数は、1万1,000トンになります。このこれからの課題ということになるわけでございますけれども、最終処分量をどれだけ減量できるかということにあるわけでございます。ごみは20年前のごみ戦争以降、自区内処理、これが原則と言われておりますけれども、ただいま申し上げましたように、毎年1万トン以上の量を埋め立てられる土地、これが日野市内で確保するということは非常に困難に思われます。そこで第2処分場が開設されたならば、それに頼らざるを得ないというふうに考えているところでございます。日の出町を初め、近隣市町村にはこれからも長い間、大変御迷惑をおかけしなければならないというわけでございますけれども、その意味からも、ごみ減量、リサイクルに最大の努力を注がなければならない、このように考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 下村 功君。

○8番（下村 功君） なお、第2処分場の問題、今御回答があったわけですが、日野市の立場としては理解できるわけですが、本件については日の出町の方から、今議会に請願が出されておりますので、是か非かは厚生委員会の審議に待つとして、今お答えの中にもあった自区内処理の原則、これはごみ問題の基本であります。

あえて環境問題にも抵触する第2処分場建設を他の自治体をお願いする以上は、日野市として、将来の自区内処理を目標とした思い切ったごみ減量対策に本腰で取り組む姿勢がなくては、私たち日野市民としても恥ずかしい思いをしなければならないということになります。

まず何よりも、現在の谷戸沢処分場を一年でも長く使わせていただき、そのためのごみ減量とリサイクルの促進に鋭意取り組んでいくことがまず先決問題だと考えるわけであります。

これに関連して、本年3月に広域処分組合が、谷戸沢処分場へのごみ搬入量を各参加自治体に毎年1割ずつ減らしていく配分案を提示しております。

これへの答えとしては、「達成は可能である」「資源ごみの分別回収の強化などの基本施策を行えば達成できる」あるいは「どうしても達成は不可能である」の三つの回答があるわけですが、日野市としてはどうお答えになっているのかお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（黒川重憲君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） 私どもといたしましては、現在の収集方法、ダストボックス方式でまいりますと、これらの内容の分析、つまり組成分析をいたしました。その結果、日の出の処分場の方へ持ち込んでおります、まず1点といたしましては、焼却の残渣がございます。1万1,000トンのうち約7,000トン、これが残渣でございます。残渣といえますか、残廃ということになります。この残廃の分析をいたしますと、やはりその中には土あるいは缶、それから瓶類、これらが可燃ごみと一緒に入っているという事実もございます。

それから、次に、残りの約3,500トンになるわけでございますけれども、1万1,000トンのうちの不燃ごみがございます。この中身を分析いたしますと、やはり鉄類、あるいはアルミにつきましては資源化しておりますけれども、この3,500トンの中身の分析が、まあ何とかたび重ねまさんと正確な数字が出てまいりませんけれども、特に多いのがカレット類ということになるわけでございます。そこで、私どもこの減量の計画につきましては、今後、まず1点といたしましては、分別の出し方、燃えるごみ、燃やせるごみ、燃やせないごみ、この分別を十分に市民の方にしていただくと同時に、現在検討しておりますのが、まず1点といたしまして、残渣の中に、残廃の中に入っておりますスチール類、これらについての再度の分析、分類ですね、それからそれをさらに内部で資源化をするということが1点、それからいま1点といたしましては、瓶類の分別収集に入りたい、このことで1割ずつの減量計画、目標を達成していきたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 下村 功君。

○8番（下村 功君） ありがとうございます。

お聞きしますと、ごみの現在の日野市の処分の現状から見ますと、非常に希望的観測な答えではなかったかなと思われます。毎年1割ずつというのは、簡単なようでありますけれども、かなり困難な問題、かなり行政が本腰を上げてかからないとできないという感触を得ているわけですが、その場合平成8年、つまりあと3年は谷戸沢は持たないという状況も想定するわけであります。

そうすると、第2処分場が計画どおり平成8年に完成できたとしても、その間は、すなわち谷戸沢の処分場がいっぱいになって第2処分場が稼働するというその間は、組合加入の各市はごみをどこかに積み上げざるを得ないという状況も考えられます。

それではなおさらのこと、このまま漫然として第2、第3の処分場をというのではなくて、いつかは最終処分場に行き詰まりがあるということを前提として、行政も思い切った強力なごみ減量を推進していかなければならないのではないかと思うわけであります。

日野市はごみ行政では進んでいるとの市長の自負の言葉も過去にはあったと記憶しておりますけれども、昨今のごみ減量に対する各自治体の取り組みには目覚ましいものがありまして、ここで日野市がかなり思い切った取り組みをしない限り、日野市はごみの後進地となるということは目に見えているわけであります。

最近の例えを、ほんの最近の例えですけれども幾つか挙げますと、まず町田市では、廃プラスチックを用いた歩道を試験的に設置をいたしました。

松戸市では、家庭の不燃ごみを燃料化するリサイクル・システムを民間業者と共同で開発をすることにいたしました。

また、武蔵野市では、昨年6月から自治体により牛乳パックの回収を進め成果を上げておりますが、小金井市でもこの7月から回収ボックスの設置をしております。

また、青梅市でも、清涼飲料水などのプラスチックボトル、ペットボトルですけれども、この回収の実施を決めております。

といったぐあいになっているわけであります。

もちろんどの施策も市民が一体となって実施していくものですから、こうした施策を行政が主導で行うためには、かなりしっかりとした後ろ楯の組織、行政組織がなくては実効のないものになってしまうと思われます。

23区ではこの春にすべての区にリサイクル担当部署が誕生いたしました。

日野市の場合は、クリーン・センターにかつての「ごみ減量担当主幹」、今は「リサイクル担当」ですか、呼称はどうあれ、部下のない管理職1名という状態では、余りに

もお粗末なのではないでしょうか。

やはりまず、かつて宮沢議員の質問にも出ておりましたけれども、リサイクル課などのリサイクル行政を一元的に企画・管理するセクションの設置が急務と思われますけれども、この件について伺いたいと思います。

また、今議会の市長の行政報告にありましたが、「リサイクル条例」案の作成を指示しているということですが、どのような内容でどのセクションに指示をなさったのか、これは、環境部長に指示したという答えではわからないわけでありまして、どの課あるいはどの係なのかをお聞きしております。

次に、市民側の問題でありますけれども、さまざまな機会に市民に会ってごみの問題を聞いてみますと、日野市民でありながら、自分たちが出したごみが最終的に日の出町の谷戸沢の処分場で埋め立てされているということを知っている人が意外に少ないのには私も驚かされています。これは市民の自覚の問題というよりは、やはり市の広報の不足もあると思わざるを得ません。市の広報や学校では、副読本を利用して市民への周知徹底に努力されていることはわかるわけですが、さらなる周知徹底が必要と思われますので、どうかお考えを、お答えをお願いしたいと思います。

この3点のお答えをお願いします。

○議長（黒川重憲君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） それでは順にお答えいたします。

まず1点目、組織でございますけれども、ごみ減量リサイクルの推進につきましては、たびたびこの本会議でも議題になっておりますように、自治体行政にとりまして確かに優先課題の一つとなつてまいりました。本市におきましても、来年度からガラス瓶の分別収集に取り組む予定であります、先ほど申し上げましたように。これからごみ減量リサイクル事業を本格的に推進するからには、御指摘のように専門組織の設置が必要と思われますので、現在検討を重ねているところでございます。

それから、次に、リサイクル条例の制定につきましてお答え申し上げます。条例の制定事務、改正事務につきましては、現在の一口で言いますところの清掃条例、これの見直しということで、指示を受けました。クリーンセンターサービス課、クリーン課が主体になりまして現在検討しているところでございます。その中でございますけれども、最近各市にさまざまな動きが出てまいりました。この動きの発生源とも言えそうなものは、昨年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正並びに再生資源の利用の促進に関する法律」、いわゆるリサイクル法の制定であります。この二つの法律を受けた形で、本

年6月には東京都清掃条例が「東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に全面改正されまして、来年の4月1日に施行されるということは御承知のとおりでございます。

この条例の基本的な考え方、これはまず1点目といたしましては、廃棄物を総合的に管理する視点に立って、廃棄物の発生を抑制すること、二つ目といたしましては、都民、事業者、行政が一体となって廃棄物の再利用と資源化を図ること、3点目といたしましては、廃棄物の処理を一層適正に進めること、この三つの基本を踏まえまして都市における生産、流通、消費の仕組みを循環的なものに変えまして、人間と環境が調和したリサイクル型都市の実現に努めるというものでございます。実質的にこれはリサイクル条例と言えるかと思われます。この都条例の改正をまちまして、先般、市長会の環境部会から、私ども清掃協議会が条例についての諮問を受けております。その中で、「廃棄物の処理及び再利用促進に関する条例」という形で、モデル案を現在検討しております。このモデル案は、都条例と基本的に同じ視点に立ったものとなろうかと思えます。多摩地区におきましては、これまでのごみ行政やその元となる清掃条例、これはとかく各市ばらばらでございました。問題がありましたら、これからはごみ行政の統一化、広域化がますます重要になっていくということで、その点からも清掃協議会から出されますモデル、検討しておりますモデル、これらを基本にして日野市の清掃条例を全面改正を検討している、こういうことでございます。

それから、3点目の、市民への周知徹底について、こういうことでございますが、ごみの減量とリサイクル社会の実現を図るためには、行政、事業者はもとより、市民の方々によく理解し、行動していただく、これが何よりも必要なことだと考えます。御質問の点に関しまして、私ども全くそのとおりと考えますので、組織の設置などと合わせまして、今後、十分検討し、一層の努力をしまいたい、かように思っております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 下村 功君。

○8番（下村 功君） ありがとうございます。

リサイクル組織については、検討を重ねていくとのお答えでしたけれども、リサイクルが軌道に乗って動き出す、走り出すというまでにはかなりの時間を要するわけですね。したがって、これのリサイクル課ないしはリサイクル組織の設置ということについては、本腰を入れてかからなければならない問題だ。早急かつ適切な人員配置をする必要があると思われます。したがってこれについては、そういう組織的な担当でもあります助役の方からお答えをいただきたい。いつごろできるのか。これはかなり前から他の議員さ

んからも質問され、前向きに検討しますというお答えがあったわけですので、もうこの段に来ては、やはりいつごろまでにその組織をつくるのかは、回答せざるを得ないと思いますので、お答えをお願いしたいと思います。

リサイクル条例については、既に保谷市で議会で議決を見ております。また小金井市や田無市、それから国分寺市、多摩市で制定への動きがありますけれども、これらは市民からの直接請求などによるもので、日野市が行政の主体的にリサイクル条例制定に動くといったことは、評価したいと思いますけれども、やはり条例に盛り込むべき内容につきましては、日野市の特殊性、市民サイドからの要望といったものをよく取り込んで、十分検討できる組織が必要ではないかと思われるので、これについてもリサイクル組織の充実ということを待って、後に条例案の検討に入るのが得策ではないかと思われますが、それについてもお答えをお願いをしておきます。

広報についてはさらに有効的な手段と内容について検討を深めていただいて、実効ある内容で実施していただきたい、これは要望しておきます。

以上2点について、お願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 助役。

○助役（砂川雄一君） リサイクル事業の振興のための組織の問題について御質問でございます。もちろん組織というのは、それぞれの事業の実態に合わせて、時代とともに変化、発展をしなければならないわけでございますので、そうした事業の実態に合わせて組織のあり方なり、そこに所属をする人員の問題なんかも合わせて今後私どもとしては十分に実態に即した形で検討していきたいというふうに考えております。これは市長の方も前に申し上げたことがあろうかと思えますけれども、現在環境部、クリーンセンターという形でごみの処理の問題についてはずっと扱ってきておりますけれども、これをリサイクルセンターという形で心機一転しまして、内容を充実し、実態に即した形で組織を発展をさせていくという形を考えております。これは条例案の検討の問題も、今部長の方から答えたように進めているわけでございますが、そういうものと並行して私どもとしては推進するのが適正ではないかというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 下村 功君。

○8番（下村 功君） 今、助役の方から、クリーンセンターがリサイクルセンターである、といったようなお話がありました。これは宮沢議員が6月に質問されたときの市長の答えと同じであります。その前の3月議会で宮沢議員が質問されたときには、市長はリサイクル課の設置を前向きに検討していくというお話でしたのが、6月に後退した、

と私は受けとめているわけであります。と申しますのは、クリーンセンター自体の機能を考えたときに、これが果たして全体的にかけ声でリサイクルセンターと呼べばすべておさまるんだなんていうことを思う人はまずいないと思うわけですね。これは精神的な、すなわち精神主義的な問題であって、決して名前をどう呼称を変えていっても、実態が伴わなければ何ともならないわけであります。やはりこれについて、いつごろまでにつくっていただけるのか、新しい組織が必要なのでつくっていただけるのかといったことについて、再度市長からお聞きしなければならないと思いますので、お答えをお願いします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問のことにつきましては、今回行政報告で一応の現時点の考え方を申し述べておるつもりでございました。日野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例というのが、現在の条例名でありますけれど、これを全面改正に取り組むということを申し上げておるわけでありまして、「国の法律、都の条例にも整合し、理念と実務を能率的に処理できる条例内容を整備して、次期定例会に提案できるよう取り組みたいと思っておりますので、御指導をお願いいたします」というふうに申し上げておるとおりであります。

それから、予算上では、これまでも地域にリサイクルセンターというふうなものをつくりたいということも考えた時期がございましたが、今のクリーンセンターに隣接する国有地のまず一部を借用して、その場所に作業とそれからストックとできる場所を得たい。もっとそれに先立って場内でも作業のできる場所があれば、そういう作業とストック、それに保管をするのに仮設の建物が必要だという状況に対しても、対応したいというふうに申し上げております。今回、一つの例であります、いわゆる缶類の圧搾梱包機を第1次の対応として予算をお願いをしております。あわせて、どの程度面積を要するかまだ実際にやってみないとわからない点もありますけれど、ストックヤードといえる場所にある程度の集積ができる、こういう状況をみずから維持しながら市民のリサイクルに対する受け入れと、それからこれからの積極的な実務に対しまして用意をしていきたい、とこういう考えでございます。

○議長（黒川重憲君） 下村 功君。

○8番（下村 功君） 市長のお答えになっているリサイクルセンター、今のクリーンセンターの隣に設置されるということですが、そのリサイクルセンターというのは具体的な中身であって、私の言っている組織というのは、そういった今言われたよう

な施策を何が一番有効なのかということを考えていく、市民とともに考えていく組織が必要なんじゃないか。そして今市民運動については、生活文化部の生活課ですか、そちらでバックアップしているという、ある面では変則的な体制を日野市はとっているわけですので、それをやはり一元化して、リサイクルの運動に取り組んでいく、全市的な運動に取り組んでいく、その何をすべきかということについて、やはり考える専門組織というものをつくらなければならないんじゃないか、というふうに提案しているわけであります。それだけでなく、やはり施策そのものが独善的になってしまう。よかれと思ってやったことがむだになってしまうということがかなりあると思われます。

小さなことですが、日野市で購入しております缶踏み機、これについても実際に使っている人から聞きますと、非常に使い勝手が悪いんで、足で踏んだ方が早いとか、そういう声も聞くわけです。一体どうしたら本腰を上げてリサイクルに取り組めるのか、それについては本当に真剣になって考えて、それに対しては人員も惜しみなく投入した形での組織といったものが必要とされるんじゃないかといった考えから、質問をしているわけであります。やはりそれがないと、リサイクル条例を制定しましたよといっても、例えば、実は旧清掃部ですけども、その管轄に日野市清掃問題協議会設置要綱というのがあったわけでありまして、また、日野市清掃モニター設置要綱というのもあったわけでありまして、こういう組織をつくりながらも、かけ声だけで何もしていなかったというのが今までの現状でありますので、今回もリサイクル条例を幾ら制定したところで、それが本当に有効に機能するためには、一体市民としては何をやるのか、行政は何をやるのかといった明確な行動体系、それをつくって合理的な施策を打ち出していくというのが本来の姿じゃないかと思う、そういった立場で私は提言をしているつもりであります。

これを幾ら言ってもなかなかやっていただけない、本当にごく基本的なことなんで、他市では取り組んでいることですので、ぜひ、日野市でもやっていただきたい、当たり前のことだと思いますが、それを強くお願いしておきたいと思います。

ごみ問題は、今や地球環境的な問題なんです。御存じのように、例えば、紙をリサイクルすれば、熱帯雨林の保護になります。瓶や缶のリサイクルをすれば、地下資源の節約になるんです。プラスチック類についても同様であります。そして生ごみは、土に返してやることができます。こうして考えますと、本来私たちがごみだと思っていたものは、ほとんどなくなってくると考えてもいいんじゃないでしょうか。そういった視点で私は行政は取り組んでいただきたいと言っているのであります。

最後に私は、ごみ減量とリサイクルの促進については、次のような考え方を持っていますので、一言言っておきます。

まず、ごみの処分は自分でやろう、そしてリサイクルはみんなでやろう、ということであります。どうか行政も大きな課題に今後も努力され、今まで各議員からもいろいろな提言がありましたけれども、そうしたことを深く踏まえた上で、このごみ減量とリサイクルの促進といった問題については、十分努力されますようお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって15の1、ごみ減量とリサイクルの促進についての質問を終わります。

一般質問15の2、多摩平下水処理場跡地利用について再度問うの通告質問者、下村功君の質問を許します。

○8番（下村 功君） 本件につきましては、昨日内田議員の方から、事の経過等についての質問が出されました。そして私のすぐ前の夏井議員からは、該地が、つまり多摩平の下水処理場跡地ですけれども、それが本当に斎場として適地なのかどうかといったことについても触れた質問が行われております。

市のお考えと申しましょうか、市長のお考えと申しましょうか、それは十分示されてきているわけですので、私としては、まず地元の住民としての市民感情の点について御質問をしてまいりたいと思っておるわけですが、その前にこの問題は、2年前の平成2年の6月議会で私が質問をし、昨年の3月議会では夏井議員が質問をしております。

そこで、そのときの行政側の答弁をもう一度思い起こしていただきたいと思います。

まず、私の質問に対しては、長谷川企画財政部長が答弁に立ち次のように答えています。

「当然請願、要望の内容につきましては承知しております。よって、この市民の要望等も踏まえた中で各部局の調整を図っての計画を策定していきたいということでございます。」

それから、夏井議員への答弁には、市長みずからが答えています。

「あの敷地の中には黒川の清水谷公園、あるいは湧水から集まっております水路も埋没しておるわけであります。そういうものも十分配慮しながら、全市的な施設という意味合いと、それから地域的な対策というような意味合いを含めた、しかるべき活用を図るということが結論となってくると思います。」こう述べておられます。

要約すれば、「地区センターや地区広場といった地元要望には地域対策を踏まえると

した中でこたえていく。また現地の緑と清流を配慮した全市的な施設を考えていく」というお答えになろうかと思えます。

実は私はこうしたお答えと、先の6月議会で内田議員に市長がお答えになった「3年前から葬祭場を考えていた」との答えがどうしても納得できないわけであります。なぜこの議場で議員がいたします一般質問で、3年前から検討していたのであれば、なぜ2年前に私が質問したときに、あるいは昨年夏井議員が質問したときにそうお答えにならないのか。それから、先ほど緑と清流の話が回答の中にありましたけれども、葬祭場と緑や清流がどうマッチするのか、これについても私には理解できないのであります。

この問題をどう理解したらよいのか、まず企画財政部長にお聞きしたいと思います。

次に、葬祭場について、下水処理場跡地を目途として検討されておるということですが、けれども、本来、大きな施設をつくるとき、その用地については日野市の中の市有地を多くの可能性をもって調査して、決定するべきものだろうと考えるわけですが、そうした全市的な調査検討ということをしたのかどうか、その結論が多摩平下水処理場跡地しかないというのであれば、また話は別ですが、そうした検討をなさったのかどうかについて伺いをしたいと思います。

3番目に、法律的な問題について、確認の意味も込めて伺いをしておきたいと思えます。

現地は第1種住居専用地域に当たりますけれども、葬祭場はなじまないと聞いております。この場合には、都市計画法上の用途地域の変更の手続が必要とされるわけですが、用途地域の変更についても、おおむね5年に一度実施されるようですけれども、例えば葬祭場に周辺住民が反対しているような場合、用途地域の見直しができるのかどうか、例えば現地についていえば、第1種住居専用地域を第2種専用地域に変え、容積率や建ぺい率を高めるといったことが可能なのかどうか、この点についてお聞きいたしたいと思えます。

以上3点。最後の問題については、都市整備部長でも結構ですので、お答えをください。

○議長（黒川重憲君） 下村功君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） それでは、2点につきまして私の方からお答えしたいと思います。

今1点目の関係でございます。2年前、下村議員さんあるいは1年前、昨年夏井議員さんということで、内容を話されました。もちろん、私の方もこのチームにつきまして

は、跡地の利用ということを踏まえて、斎場だけを議論してきた、検討してきた経過ではございません。もちろん地域住民の開放ゾーン等を含んでの先ほど市長からも話がありましたとおり、3区分によるゾーンも設定しながら検討しているという内容でございます。もちろんそれを含んでの駐車場の問題もございます。今までのお答えした経過等につきましては、それも含みながら検討を進めているところでございます。

なお、2点目の全市的な調査ということでございます。当面、下水道処理場跡地の利用を考えながら早急にやはり考えるべきだろうということを踏まえて、緑地の一体化の問題を含みながら、まず第1にこの中で検討を進めているのが第1でございます。もちろん、その他の場所につきましては、現行の調査チームの中では全体的な調査はしておりません。今の時点では、当面下水道処理場跡地の利用を含んでの検討をしてきたという経過でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） それでは3点目の、用途地域の変更の件でございます。この用途地域の変更につきましては、流れといたしましては、法律ではこれは東京都知事が用途地域の変更の権限を持っておるということでございます。ただ、原案でございます。この原案は、当然関係市長で作成をしていく。その作成する段階で、当然この関係の権利者等の説明、そういうものを行っていくわけでございます。したがって、その中で意見等が出てまいりますと、その中の調整できる部分につきましては調整していくことになるわけですが、調整ができなかった場合の問題ということがあるわけでございます。基本的には、できるだけ理解をしていただいた上で、東京都に上げる。それで東京都に上がりますと、東京都はその都の原案といたしまして今度法律に基づく縦覧、そういうもの等を行っていく。その中で意見をまたさらに出せる、とこういう形になっていくわけでございます。最終的には、東京都の都市計画地方審議会に付されて決定されてくる、とこういう流れになっておるものでございます。

○議長（黒川重憲君） 下村功君。

○8番（下村 功君） まず、3番目の問題、用途地域の変更の問題ですが、したがって、地元の住民が反対していたといった場合には、市から都にそうした案が上がっていくのかどうか、今のお話ですと、難しいようにも聞こえるわけですが、そういう理解でいいわけでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 基本的には、幾ら市が事務局の方でこれを上げるよと言いましても、都の中に上げて、結果として都の中で意見が出ますと、東京都の方でその意見を踏まえて都計審にかけるということは、現時点ではなかなか難しいのかな、というふうな考え方を持っております。また、都にその原案をじゃあ上げるのかどうかということでございますけれども、これも現実問題としては非常に困難性があるというふうに考えております。できるだけそれは話し合いの中で調整できる範囲内で原案として、市の原案、素案という形で固まっていくものだというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 下村 功君。

○8番（下村 功君） ありがとうございます。

そういうことであれば、葬祭場問題について、用途地域の変更をしようと思っても、まずその前に、地元住民への納得、理解といったもの、ないしは事前協議といったものが必要になるというようなことであったと思います。したがって、私はその観点からも、今のやり方が非常におかしいのではないかと、思わざるを得ないわけであります。

それと企画財政部長からお答えいただきましたが、私にはこの問題何回聞いてもさっぱり理解できません。申しわけありません。これは明らかに答弁内容が変更されたと思は理解をしているわけですが、本来こういうことがあってはならないなと思います。実は市民サイドのこうした問題について、市長の考えや手段が首尾一貫してなかったという問題がほかにもあるわけであります。

昨年多摩平支所廃止案件が上程されましたけれども、上程されるまでの経過には、支所管轄の地域が例えば多摩平団地のみならず、ほかの多摩平、それから旭が丘、それから東豊田三丁目もそうですけれども、そうした支所管轄の地域が多数あるにもかかわらず、多摩平団地自治会のみで事前説明会を開いて、多摩平団地自治会の意向を酌んだ形で集会所を跡地に建てようとしたということがあったと思います。

これは市長の口から直接説明されていることですから、事実だと思います。それを今回に引き直して考えた場合、今回の多摩平下水処理場の問題については、既に何回か地元からの請願が採択されており、市議会の、これも全会一致で採択しているわけですが、そうした事実があった上に、また今まで地元には多摩平下水処理場が迷惑施設として存在していたという、そうした処理場の跡地利用に何とか地元の方たちが、自分たちの要望を少しでも入れてもらおうと思っているのに、市から何の事前説明なしに葬祭場が検討されているということがあつたわけであります。

この二つの市のやり方は明らかに矛盾するやり方であります。同じ日野市の住民であ

りながら、片方の自治会には事前に協議をし、その意向を酌んで施設をつくる。しかし、片方には意向を酌む前から一つの施設をつくることで進めていくといったことは、方法論としては甚だまずいし、もってのほかと言わざるを得ません。

私は議員の立場ですので、地元に住んではおりますけれども、何をつくれとか、何をつくるなどは、自分の意見としては差し控えさせていただきますけれども、地元住民の意思だけはぜひとも尊重していただきたい。強く要望しているわけであります。

そこでもう一度お聞きしますが、いいですか、多摩平下水処理場跡地の利用については、今までの地元住民の忍耐に報いる意味も込めて、一つは請願内容の地区広場と地区センターの建設を実現させ、残余の土地の利用についても多摩平支所廃止に伴い、多摩平団地自治会と事前協議したように……（「地元と協議」と呼ぶ者あり）やったでしょう。地元自治会と十分な事前協議をなすべきと思いますが、いかがでしょうか。これについては、企画財政部長の職責をかけてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） ちょっと、食い違いもあるように聞いて伺っております。私は、日野市民の要望に全市的な立場と地域的な立場で矛盾をするような行政運営をやるつもりもありませんし、またそういうことは内心問うてみてもなかった、というふうに記憶をしております。

確かに地域住民に迷惑施設と思われる、しかもそれも全市的には必要である、ということも現実にあるわけでありまして、例を下水道処理場などにとることが適切だということに思いませんが、いろんな交渉も行い、また理解をお願いをし、対策を御説明をして、そうして何とか納得いただくという努力によって、全市の行政運営、あるいは施設の建設等がすべてできてきておるわけでありまして、たまたま多摩平処理場の跡地が任務を終わってどういう活用が適当であるかということをいろいろ考えております際に、何回も言いますとおり、広いいゆる日野緑地の一環でありますし、湧水もあり、黒川清流公園という地域の一帯でもあるわけでありまして、現在の用地が約1ヘクタールあるわけありますから、その中に1,000平米程度の何か施設をつくるということが、大変な地域に違和感をつくったり、御迷惑をかけたりすることだというふうには、総論的には理解はしていただけるというふうに思っておるわけでありまして、なおいろいろな御意見にはもちろん耳を傾け、要望にもお答えをする手だても当然とるということはもちろん、行政運営の当然のこととございますから、特別におしかりをいただいたり、あるいは特別に何か偏った行政をしている、というふうに指摘されるとすれば、当たってい

ない、というふうにお答えをせざるを得ません。

たまたま多摩平の支所の廃止の際に、何か一自治会だけ特別の説明をしたとかいうようなことも現実には思い当たらないわけでありまして、私も多々まずい点もあるだろうとは思っておりますけれど、決して何か偏見なり、あるいは独断を持って事を行ったということもないと思っております。一応市民の御支持をいただきながら、必要な施設を今日までまちづくりの大きなレールを敷いてきたということについては、ある程度責任も果たしたんではなかろうか、とこんなふうに思っております。

なすべき仕事はまだたくさんあります。それに対しまして一つひとつ丁寧に処理をしながら、また市民の理解と議会の御賛同をいただきながら、事を前進させるということとは当たり前の当たり前でありますから、そのつもりでこれからもやってまいりますし、御理解をお願いをしておきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 下村 功君。

○8番（下村 功君） 私は企画財政部長からお聞きしたかったわけでありまして、丁寧な行政運営ということであるなら、今回の事態は一体何であろうかということも言えるわけでありまして。地元へ行って見ていただければわかりますが、私がそれがいいかどうかというのは、私には判断できかねますけれども、実際「斎場反対」の看板が地元にかかっている。これを実態を市長はごらんになったことありますか。（「承知しております」と呼ぶ者あり）すなわち現地で反対していることを今進めようとしているといった矛盾について、私は何も斎場をつくっちゃいけないとか、私も請願の議員の一人ですから、斎場の必要性については認めているわけですが、いろいろな多方面からの検討といったものが必要とされるのに、そうしたことがおざなりにされて、その上で多摩平下水処理場跡地に斎場だとおっしゃっている。先ほど夏井議員からも、例えば地区センターで葬祭ができるようにしてはどうか、とか、そういった意見も出されているわけです。日野市の市有地についても、まだあちらこちらにあるわけですし、例えばですよ、これは例えの話ですから、どこに斎場を押しつけるなんていう地域エゴをもって言うわけではありませんが、多摩平団地の建てかえが今後10年後あたりに控えているわけですから、10年間の間にそこに必要な土地を設けて日本一のそれこそ斎場をつくるといったようなことだって考えられないではないわけですから、そういった各多方面から考えた上で、ここしかないというんであれば、ぜひ私を説得していただきたいと思うわけです。

市長は私の父親と同年ですから、その同年の父親が私に、当たり前のことでは

れども、「改むることに恥じることなし」と言っているわけです。一度言ってしまったことは、引込められないといった、これは明治生まれの私の父でもそうですけれども、そういうところあるわけですが、そうしたメンツの問題ではなくて、これは市長自身がおっしゃっている、森田市政が主張してきた市民主体の市政の問題です。地元住民の意思の問題を取り上げないで、市政の方向を思う方向に持っていこうとしてもそれはできない問題です。先ほどお聞きしましたが、法律的にもそれはできないわけです。

市長に再度じゃあお聞きしますが、早急に市長がやるべきことは、地元に出て行って、地元住民を、それなら葬祭場をつくりますという形で説得すべきですよ。それをしないで、市のプロジェクトチームで構想を固めていくといったむだな労力とむだな時間、これは本当に財政的にももったいない。それだけの暇があったら、先ほども言いましたが、ごみのリサイクルの一つも考えていく、その方がよっぽど有効だと思います。私は、いろいろなやじも飛んでますけれど、与党会派の議員であるだけに、そして地元にいるだけに、今回の事態では本当に切ない思いをしています。どうか本来の市民主体の市政に立ち戻って、本件の善処、これを強く要望してまいりたいと思いますが、感情論を抜きにして市長、やはり地元説得に早急に当たっていく、ないしは地元との協議に応じていく、みずから出ていく、こうしたことをお約束になりますかどうか、お聞きします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 慎重に取り決めていきたいと思っております。もちろん地元で御納得のいく説明を得るまで努力するということは言うまでもございません。

○議長（黒川重憲君） 下村 功君。

○8番（下村 功君） この問題は実は2年前、私が一般質問して以来、足げく企画財政部に通いまして、それこそ市長が西豊田駅でJRに通ったよりも多分もっともっと多く通って、その後の進捗状況を聞いてきたつもりであります。したがって葬祭場の話が持ち上がっていることも知っておりましたけれども、市民主体の市政こそ森田市政の望むところだということを信じて、まさか地元の意向を無視したこのような計画が進んでいくということは、進めようということは私は考えられなかったわけであります。どうか市長、これは地元エゴの問題じゃなくて、市長の行う市民主体の行政の問題ですから、もっともっと住民とよくコミュニケーションを図って、何を望んでいるのか、それをよく踏まえた上で、もちろん多摩平下水処理場の跡地の利用だけではなくて、今後の市政全般について言えることですが、踏まえた上で望んでもらいたい。

それから余計なことかもしれませんが、各部長さんたちにあえて申し上げたいのは、

私も会社で良い管理職というのは、「下に優しく上に厳しい」ということを教わってまいりました。ただ、漫然と部長職を拝しているのではなくて、場合によっては、これは間違ってますよ市長、というぐらいの気構えでやっていただかなくては、皆さんが行政のプロであるということは市民には見えないわけであります。ぜひともその辺を考えていただいて、今後の業務に邁進していただきたい、それを要望して、この問題はまたやるということで、きょうは時間も遅いので、この辺で終わりたいと思います。

○議長（黒川重憲君） これをもって15の2、多摩平下水処理場跡地利用について再度問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後6時7分 散会

9月11日 金曜日 (第5日)

平成4年
第3回定例会 日野市議会会議録 (第28号)

9月11日 金曜日 (第5日)

出席議員 (29名)

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
7番	小川友一君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
24番	小山良悟君	25番	高橋徳次君
26番	古賀俊昭君	27番	市川資信君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員 (1名)

23番 黒川重憲君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橋達雄君	書記	山田二郎君
書記	斉藤令吉君	書記	鈴木俊之君

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 本間ムツ子君

議事日程

平成4年9月11日（金）
午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時14分 開議

○副議長（高橋徳次君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員21名であります。

本日議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。一般質問16の1、南平地域の下排水路、道路等の環境整備についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員 登壇〕

○30番（米沢照男君） 南平地域の下排水路、道路等の環境整備について質問をいたします。

南平地域のまちづくりに関連して、これまでも何回か一般質問で取り上げてまいりましたが、道路、下排水路、あるいは街路灯、さらには駐車場等々、さまざまな問題が地域全体に山積みされております。

今回の質問は、三つの地域に絞って当面の対策、計画について質問をしたいと思います。地域的には南平の七丁目、それから五丁目の向川原市営住宅の地域、それから南平六丁目の道路の問題、三つの地域であります。

最初に、南平七丁目の地域でありますけれども、一つは、下排水路の整備の問題があります。この下排水路の現状については、地域から既に夏場の悪臭の問題、蚊の発生等々、大変下排水路の汚泥が蓄積をして流れが悪いというところから、大変不衛生な状態にあるということから、訴えが出されております。近い将来、下水道が供用開始ということになれば、こういう問題も解消するわけでありすけれども、当面の問題として、その対策が強く求められているところであります。当面どのように対策をとられようとしているのか、まず1点伺いたいと思います。

2点目の道路の問題、通常、通勤通学路の、いわゆる生活道でありますけれども、これは既に路肩の整備、あるいは舗装の問題、この質問しようとした道路の箇所については、既に解決を見ておりますので、きょうの質問からは省きたいと思います。したがって2点目は、京王線の踏切の際にある鼻どり田公園というんでしょうか、ここが非常に薄暗いということで、対策が求められております。これは街路灯を設置すればいいのか、あるいは樹木等大変生い茂った状況にあります。その剪定ということで解決ができるのか、この辺は主管課で検討されたと思いますけれども、この点について伺いたいと思います。

七丁目地域の諸問題については、この以上2点に絞りたいと思います。

それから、第2の地域、向川原市営住宅の駐車場の問題であります。これはこれまでも市の方は団地の造成と合わせて周辺の駐車場の確保ということで努力されてきた経過があるかと思います。しかしなお、かなりの車が路上に駐車されている状況にあります。これも関係自治会からも要望として既に出されているかと思いますが、当面この対策についてどのように計画されているのか、伺いたいと思います。

それから、3点目は、南平六丁目の霞堤のところの、いわゆるヘアピン状態の道路、平山中学校方面から進行してきた車、それから七生中の方から進行してきた車、北野街道の方から来た車、ここの3方面から来た車がちょうどイズミヤさんという八百屋さんの前でちょうど待ち合わせということ、とりわけ土曜日や日曜日の、混雑というよりもむしろ車の混乱状態がしばしば目撃されるところであります。これは相当目的意識的に対策といえますか、解決に向けて行政側も努力をしないと、いつまでも放置しておけない問題ではないかというふうに思います。これはダイクマの出店や、あるいは南平駅北口のパチンコ店の開店その他若干商店もふえてきていることから来る車の量の増加だと思えます。行政側としても、これに対しての何らかの対策が既に考えられているかと思えますけれども、以上、地域的には3点質問をいたします。

○副議長（高橋徳次君） 米沢照男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 第1点目の、用排水路の改修の件でございます。南平七丁目地域におきましては、御指摘のとおりいろんな地域の問題、環境問題が発生しております。従来からあそこに存在する水路の清掃なんかも、地域の方々が一生懸命やっておられるということをお聞きしているわけですが、そういう形でやっても、結局、水路の勾配の問題がありまして、堆積物が多くなる。それで流れが悪くなり、いろんな蚊が発生したり、昆虫が発生したりという、そういうような状況があるわけですが、付近の住民の要望が非常に高いということで、とりあえずその水路については、この補正予算をお願いしてありますけれども、七丁目水路の水路勾配調査をまず実施して、その水路勾配が工事をすることができる程度のものかどうか、まず調査をしまして、可能であれば、施行要領等を検討して、平成5年度には改修工事をすることによって、少しでも環境整備に役立てたいということを考えております。

なお、この地域につきましては、まだ事業主管理、あるいは私道的な形で道路が市の市道でないために、道路側溝等に堆積しているものについての対処が非常に住民の方も苦慮しているわけですが、基本的には、市道でないために、道路管理者としての

対応はちょっと難しいわけですが、緊急的な対応も必要ですので、土木の方でバキューム車等動員して、道路側溝の清掃のお手伝いはして、少しでも環境がよいような形を、私道の部分についてはお手伝いをした経緯がございます。

それから、2番目の公園の街路等の設置でありますけれども、御指摘のありました公園は、鼻どり田公園と呼ばれている比較的小さい公園で、やはり樹木がこれを整備した当時と比べて、非常に樹木が繁茂しているという状態で、夏にこの苦情処理をする段階で、ある程度一部伐採をすることによって、中の点灯が行き渡るような工夫はしてあります。なお周辺の街路灯がちょっと不足している状況もありますので、これは近隣の方とも迷惑にならないような程度で、街路灯の設置については調査の上検討していきたいと思えます。

もう一つ、南平六丁目22番地先の霞堤の周辺のヘアピン解消の問題でございます。これはかねてからいろいろな機会に指摘もされ、改善をすべきである、ということでもございましたけれども、堤防と一般道等を結ぶ地理的な条件からああいう構造になって、抜本的な解決には、霞堤に樋管を設けるという施策がどうしても必要になってくるわけです。この霞堤は、南平、それから平山地域の一部を加えた約81ヘクタールの雨水が集まるところであります。この施設の解消、ヘアピンカーブの解消、あるいは河川管理上の安全の面からも、樋管設置が長く古くから望まれていたところでもあります。そこでいろいろ協議を進めてきたところですが、ようやく今年度、この樋管設置のための基本調査を下水道課の方で開始して、平成5年度から6年度にかけて建設省に委託という形で施行する運びになったわけでありまして、樋管の上下流の取り付け堤防も同時に施行する形になりますので、この堤防が完成した段階では、何とかヘアピンカーブの解消のための道路整備という形で新たに建設省から占用をとって整備をする考え方で進みたいと思っております。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） 2点目の、向川原市営住宅の駐車場の件について御回答申し上げます。

経過と今後の対策となりますけれども、昨年8月ですか、市営住宅向川原団地東側に隣接します土地を所有なさる川辺堀之内の地主の方から、駐車場用地として公簿上約2,458平米でございますけれども、その土地を市へ貸与するというお話があったわけです。それを受けまして市では、市営住宅向川原団地を、居住者を対象とした有料駐車場とし

て利用するというそのための準備を今日まで進めているところでございます。現状では、土地所有者が当該地の敷地境界を明確にするため、土地測量をことしの初めに実施いたしました、その作業は完了いたしました。まだ若干の問題点が、これは地主段階で残っているわけですが、それらが解決すれば、企業公社と地主さんとの間で賃貸借契約を結んで、有料駐車場にしてみたいと思っております。その一番問題点となっておりますのは、最終的には、農地転用がまだなされていないということなんですね。それがクリアすれば、契約の方向へ進んでいくということになっております。ちなみに向川原住宅、246戸ございます。そして計画しております台数は、普通車とか軽を含めまして約89台の駐車場を一応計画しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 再質問いたします。

再質問の一つは、下排水路の整備の問題、今、水路の勾配の調査をこれからやるという御答弁いただきました。それで、当面やっていただきたいというふうに思っているんですが、この下排水路の下流といいますか、七生中学校の通り、あそこにいろいろごみその他堆積をし、しかもその周りが相当雑草で生い茂っている状況です。一見して蚊の発生やら悪臭やら、さまざまな不衛生な状態が感じられます。この勾配の調査とあわせて、当面の対策として、ちょうどこの地域の一番下流ということになるでしょうか、七生中学の通りに面して、相当ごみや土砂やら堆積した状態にあります。これをぜひひとつ至急に除草やら堆積物の除去などやっていただきたいと思っております。この点について、もう一度お答えいただきたいと思っております。

それから、公園が極めて薄暗いという状況ですが、昨晚ちょっと8時ごろ、どんな状況かと思って行ってみましたけれども、蛍光灯が入り口と中3本立っております。夜中に使用するための公園じゃありませんので、街路灯だけ増設すればいいのかなというふうに私は思うんですが、一つ感じたのは、かなり樹木が生い茂った状態です。枝葉などがその明かりを遮って、余計暗くしているということで、ゆうべ8時の時点で5人ほど高校生らしい、まあハイティーンといいますかね、がたむろをしていました。そういう状況を多分、近所の人には心配されているんだろうと思うんです。私は、まず、生い茂っている状況、そして街路灯の明かりを遮っている、そういう状況をまず剪定作業によって、一つは明かりを取り戻せるんじゃないか、とこう思います。その生い茂っている状況がなお非常にこう薄暗い。そして大人でもちょっと入っていきにくいような雰囲気

あります。ぜひひとつ、現地を点検していただいて、具体的な手を打っていただきたいと思っております。

それから、六丁目の霞堤の問題、過去にも何人かの議員からも指摘のあったところで、行政側としても霞堤ということから、なかなか直接手を出しにくいという、それから地形的に非常に道路の整備がしにくい状況にありますので、その難しさはわかるんですが、いつまでもあのまま放置しておけないというのが率直な感じであります。土曜・日曜など大変車がにっちもさっちもいかない状況で、混乱している状況を目の当たりにしますと、これはいつまでも放置しておけないな、解決を急ぐ必要があるんじゃないかと、つくづく私は思っております。この点については、市長からちょっと答弁いただきたいと思っております。

それから、向川原市営住宅の駐車場の設置については、今御答弁ありましたように、地主の協力を得て、89台分の駐車場を確保するというで計画がされているようであります。その取り組みについては、この努力を大いに多としたいと思いますけれども、実際に今路上駐車されているのは何台あるだろうか、ということでけさ早く起きて、行ってみました。外周道路ではかなり取り締まりも厳しいんだと思いますが、わずか3台の路上駐車でしたけれども、団地の中、鉄さくで車が入れないように一応はガードされているんですが、110台の車が駐車されておりました。そのうち1台は、廃車してタイヤもない状況、つまり廃車の車が1台放置されておりました。こういう状況です。この264戸の戸数といいますとちょうど南平の都営団地と戸数が、南平165戸ですので、団地の戸数としてはちょうど同じですので、帰りがけに南平都営が何台路上駐車されているか、ぐるっと回ってみたら、75台でした。これは市営住宅だけでなく、どこの団地でも共通した悩みであるわけですが、戸数からいってかなり多くの車が向川原市営住宅では路上駐車されているという状況にあるようであります。多分これは、この先へ行ってはつきりすると思いますが、有料の駐車場を設置する。しかし今、けさの場合ですね、110台とめられた車が駐車場の完成と同時に、その有料の駐車場に殺到するかといえば、必ずしもそうならないんじゃないかという懸念があります。過去にもそういう経験があったようでありますけれども、したがって、そういう点では、せっかく市の音頭で企業公社の運営で駐車場を設置しようということですので、効率的にひとつ運用できるように計画していただきたい。

あわせて、その団地の棟と棟との間、相当広いスペースが確保されております。それはもちろん、駐車場じゃありません。車が入れないようにガードはされているわけ

が、一つ気がついたのは、来客用の駐車場、これはもちろん無料の駐車場ですけれども、10台、15台の来客用の駐車場くらいはその一角にきちんとセットされているのではないかと、というふうに私は思います。その点もあわせてひとつ検討していただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

以上再質問いたします。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御指摘の南平地域は、生活環境の面で非常に手遅れの状況がある、ということをつくづく感じております。小規模の宅地住宅がずうっと連檐した形で今の一応の市街地形成ができておるわけですが、総合的に都市計画的な措置をとらなかったという点には、少々手遅れの感じを持っております。今回図らずもといいたく、南平用水組合が、もう水田がなくなったので、用水管理をすべて市に移管をしたい、という申し出がございますので、これを一つの奇貨として大きく取り組んでいくきっかけにしたいと思っております。

先日、私の「市長相談」、これに地域の婦人の方がお見えになって、そういう一つのきっかけをつくっていただきましたが、関係の部課長を伴って現場に出向いて、一応の状況判断と必要な指示を行い、積極的に取り組むという内部の状況であります。たまたまこれも南平区画整理事業の中に水路幹線を動かして、一定の排水機能とそれから今後の下水道機能を整備していこう、とこういう今さなかにある状況でありまして、これもまた途中で多少頓挫をしておりますけれども、伴う課題を解決をして、大きく整備できる前提を整えることができるという見通ししております。

御指摘の七丁目かいわい、特に民間開発のために道路が公道化の手続がなかったり、あるいは二つの開発事業のこの双方の住民の方々の何かこう気持ちが対立のような感じもするところがございます、これをきっかけに必要な手順を経て道路の公道化を図る。水路は市が受け取って積極的に維持管理をする。考えられることは、水路につきましては、水路の中にもう一つ、そこの水路をつくっています。そういう構造物をつくって、高低差が非常にない所でいろいろな弊害が起きておるわけでありまして、工事の計画を十分計画的に整えて、状況を改善をしていきたい、こう考えております。

とりわけあの地域で長い間の問題でありました、いわゆる松風団地の諸問題につきま

しても、一応のめどが立って解決が見通せた、こういう状況でもございます。伴ってまた、御指摘のヘアピン道路になっております所も、平山用水の流末を、樋門を設けて、そしてきちんとした整備をして、それに伴って道路を直結をさせるといいたく、そういう協議を京浜工事事務所にも御理解をいただいて、問題点の解決を図っていきいたく、このように考えております。

それから、御指摘の向川原市営住宅のためのといいたく、駐車場のことも、早くからもう用地の確保もできたんですが、ごく些細なことで大変時間をとっている。私にとってみると、行政の仕事にも手順はありますが、まことに時間がかかる、非効率である、ということをつくづく感じております。一応の見通しもできておりますので、それぞれの部署に指示も行って、なるべく早く用にこたえるという状況をつくり出していきいたく、とこう考えております。具体的には、委員会等の機会、図面やいろいろの調査を用いて回答のできる機会をつくりたい、とこう考えております。それから地域の住民の方にもこの間、広報にも書きました。神明上都市下水が長い間かかって完成いたしました。市内に浸水地点はなくなったわけですが、南平の水路の状況は極めて非衛生的なまだ状況にもあるわけでありまして、用排水の改善とともに、下水道事業を早く急いで地域の都市化に、あるいは生活環境の整備にこたえていきいたく、こういうことを特に今、担当者に特に集中的に指示を行っているという状況であります。

○副議長（高橋徳次君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） あと細かい点については、後日委員会ではっきりさせたいと思いたく、きょうのこの質問は、当面のあれこれの問題について積極的にひとつ取り組んでいただくよう強く要望して、終わりたいと思いたく。ありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君） これをもって16の1、南平地域の下排水路、道路等の環境整備についての質問を終わります。

一般質問16の2、学童クラブの週休2日制についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君） 学童クラブの週休2日制について質問をいたします。

学童クラブの週休2日制につきましては、7月30日の日付をもって福祉部長名をもって日野市学童保育連絡協議会あてに「学校の週5日制に伴う学童クラブの9月からの第2土曜日の閉所について」という通知がされております。この通知が出されるまでに当然のこととして、学童保育連絡協議会と事前の協議がされたと思いたく。そう詳しくなくても結構ですが、それまでに、この通知が出されるまでにどのような話し合いがされ

ていたのか、1点伺いたいと思います。

それから、2点目は、その通知を受けて学童保育連絡協議会から部長そして課長あてに要望書が出されております。具体的に3点にわたって要望が出されておりますけれども、これに対してどう対応されてきたのか、2点目伺いたいと思います。

それから、3点目は、これは最後のあれになりますけれども、土曜日も保育を必要とする学童、約2割というふうに伺っておりますけれども、それに具体的にはどう対応されるのか伺いたいと思います。

まず、3点お伺いいたします。

○副議長（高橋徳次君） 米沢照男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたします。

まず、学童クラブの現状でございます。学童クラブにおける週休2日制についてでございますが、平成3年の7月20日に第1次の試行といたしまして、正職員と嘱託職員が1名ずつ交代で休む、いわゆる土曜日の1人体制の育成を4月22日まで実施してまいりました。それから第2次の試行といたしまして、5月の23日から土曜日が児童の出席率が約20%と少ないとはいえ、第1次試行の1人育成では非常に無理があるのではないかという判断から、この第2次の試行ではできるだけ複数育成可能となるように、ローテーションで土曜日を休むようにいたしました。しかしながら、職員数の関係から、完全複数配置はできません。そのことで20クラブのうち14クラブが週によっては正職1名での育成とならざるを得ませんでした。不安はございましたけれども、試行に続き今日に至っているというのが現状です。また、学童クラブの完全週休制につきましては、職員増が必要となりますが、一般企業におきますこれからの週休2日制の浸透度合い、あるいは土曜日の出席率等の不透明な部分がございますので、現段階即職員増については、若干無理があるのではないか、というふうに判断しているところでございます。

そこで、学校週5制に伴います第2土曜日が休業となりますので、この第2土曜日を閉所することができれば、学童クラブの職員の週休2日制が現体制で可能ともなりますので、庁内関係者でいろいろ検討の結果、閉所の方向で進めることといたしました。したがって、現在父母会と話し合いをしておるところでございます。閉所の主な理由としましては、第2土曜日を閉所することによりまして、学童クラブ職員の週休2日制を現体制で可能とする、ということでございます。それから、先ほど申し上げましたとおり土曜日の児童出席率、これは年度の当初は22%でございますが、徐々に低下していきまして、15%以下ともなるということと、また平成4年度からは、公務員の週休2日

制も実施されまして、さらに出席率は低下するのではないか、というふうに考えられます。現在805名おりますが、そのうちのお勤めが公務員の方は、31%ということで、250名の方が公務員関係でございます。一般企業で働く父母につきましては、317名ということで、これから企業の週休2日制も広がるに連れまして、出席率も低下されるのではないかということも考えられます。また、学校休業日につきましては、地域や家庭に児童を戻すという学童クラブ以外の一般児童との交流を図っていく、あるいは第2土曜日の閉所に伴います学童クラブの児童は、一般児童と交流を図りながら児童館等を利用することもできるのではないか、というふうにも考えられます。

そこで、第1点目の父母会、日野市学童保育連絡協議会との話し合いの経過でございますが、7月の17日に会長さんと事前に数回、話し合いもしております。役員会としては初会合でございましたが、この7月17日に行いました。その席では、現状と問題点を説明いたしまして、第2土曜日を閉所したい旨市の基本的な考え方をお伝えいたしました。もちろん、即結論が出せる問題ではないので、今後とも十分話し合うということで、別れております。この際、父母会の方から、父母会の意見をまとめる必要があるということで、市においては文書で提案を願いたい、というようなことがございました。

また、これを受けまして7月30日、私の名前をもちまして、9月から第2土曜日を閉所したい旨の協力方、申し出を行いました。この申し出に対しまして、8月の3日の日に市の提案に対して要望書が出されております。要望の内容でございますが、一つには、9月12日からの実施は余りにも早急過ぎるのではないか。十分な合意が得られるまで延期してほしい。第2には、この問題は十分話し合って、一方的な閉所をしないほしい。それから三つ目には、正規の職員指導員をふやしてほしい、このような要望書が提出されたわけでございます。

それからこの8月の17日には、要望書について父母会役員と話し合いを行いました。父母の声を無視して土曜閉所は強行しない。幸い10月の第2土曜日は「体育の日」なので、9月と10月を調査検討期間とするということでございます。

それからもう一つは、現在実施中の第2土曜日を閉所した場合の支障状況調査、これはアンケート結果を見て判断したい旨回答いたしました。なお、父母会よりは、9月12日については従来どおり育成してほしい、との要望がございました。職員配置の関係もあり、閉所の方向で後日連絡する旨約束をいたしました。

そして8月の27日には、市の学童部会、いわゆる組合交渉を持ちまして、組合の了解を取りつけております。

8月の28日は、父母会長に9月12日の取り扱いにつきましては、回答といたしましては、9月12日は従来どおり育成をやっていくということと、出欠の調査を行いまして、もし希望者のないクラブがあった場合には、それは閉所するという事で、以上お伝えいたしまして、父母会の方の御了解を得たところでございます。

現在の状況でありますけれども、保護者の意識調査集計値でございます。まだ全部回収されておりませんが、一応回収率71%の段階でございますが、第2土曜日を閉所することにより、「支障あり」という方は61名でございます。その61名の約半数の児童はことしの4月から8月までの土曜日の大体3分の2ぐらいは欠席しているというような児童でもありますので、現実にはもっと支障を来す児童は少ないのではないかな、というふうに一応考えられるわけでございます。

それで実は、けさ一応集計がまとまったんですが、20クラブのうち、明日の土曜日を出席しないという学童クラブは、4クラブでございます。それから1人だけのクラブが3クラブ、2人だけが3クラブ、4人が2クラブ、5人が2クラブ、6人が1クラブ、8人が1クラブというような状況でございますので、したがって、明日の土曜日は、4クラブについては閉所をしていきたい。

それからこうやって各クラブの状況を見ますと、例えばふたば、これについては1名の出席児童でございます。1名の出席、あるいは2名の出席ということになると、これから学童クラブの運営上、かなり支障も出てくるのではないかな。1人2人ぐらいたとえ、なかなか子供同士の遊びも成立してこないし、あるいは児童1人、指導員1人ということになると、双方に相当精神的な負担もかかってくるのではないかな、というようにも考えられますので、今後、その辺十分検討いたしまして、例えば児童館が近くにある所は、児童館の中で一緒にやるとか、あるいは高幡台、程久保ですか、ここは以前は一緒にやっていた。ここを見ても、両方合わせて4名ということなので、近い所では合同したり、あるいは児童館等利用する中でやっていくような方法も検討しなきゃいけないのではないかな、というふうに考えております。いずれにしても、9月、10月に十分検討いたしまして、父母会とも話し合いまして、結論を出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 学童保育連絡協議会から部長、課長にあてて出された要望書の中で、こういうふうに言っております。

週休2日制については、社会的な流れにあることは間違いありません。私たち同じ働く者として、休日の増加、労働時間の減少は、切実な願いであり、今回の公務員が週休2日制に入することは、より週休2日制を定着させるために、歓迎しているところです。

さらに、私たち親が現在安心して学童クラブに子供たちを預けられるのは、指導員の先生方の大変な努力と苦勞の結果だと常日ごろ感じているところです。その指導員の先生方が、その人員不足から、労働強化が強いられ、体をこわしかねない、現にそういう指導員も出ている状況に、親として胸痛む思いです。それに加えて、土曜日の1人勤務の問題もあります。私たち連協としても、指導員の先生方が安心して働ける状況をつくっていくために、本格的に考え、行動していく所存であります——という文面で、先ほどの3点の要望になったわけであります。

私が強調したい点は、今部長の答弁にありましたけれども、あくまでもお互いの話し合いの中で、合意のもとで実施をしていくということが大変大事なことだというふうに思います。これまでの努力を多とし、そしてまた、今後とも精力的にひとつ話し合いを詰めていただいて、よりよい方向で前進が図れるようにしていただきたい、ということ強く要望してこの質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君） これをもって16の2、学童クラブの週休2日制についての質問を終わります。

一般質問16の3、拡声機規制条例のねらいについて市長の見解を問うの通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君） 拡声機規制条例のねらいについて市長の見解を問うについて質問をいたします。

拡声機規制条例は、これまでに御承知のように13県で制定されております。その際の制定理由はすべて、右翼団体の猛烈な妨害宣伝、宣伝というよりも、集会や業務、あるいは市民の平穏な生活を暴力的な騒音や脅迫的な言動で妨害をする、そうした行為を防ぐところにあると説明をされてきております。

市民の平穏な生活を保障されなければならないのは当然であります。言論ではなく、妨害を目的とする右翼団体の宣伝が不法であり、規制されなければならないのは言うまでもありません。しかし、これは多くの場合、現行法で取り締まりが可能であるのに、警察が十分取り締まらず放置しておいて、法律や条例がないから、新たに「規制条例」を制定しようというのが今の動きであります。

9日の日に、一昨日ですが、東京都の拡声機規制の都条例案の要綱が発表されてお

ます。東京都が21日から開会される予定の都議会に上程しようとしている拡声機規制条例案の内容は、警視庁が作成した条例案要綱の内容を一部修正したものの、基本的には警視庁の条例案を受け継いでいるのが特徴となっております。

明らかとなった「拡声機による暴騒音の規制に関する条例案要綱」によりますと、拡声機の使用禁止、解散命令といった防止措置や拡声機の提出命令をそのまま残しております。集会・デモでの拡声機複数使用の取り締まり、令状主義・黙秘権の否定など、他県の条例にはない最悪の条例案となっております。

その内容を二、三ピックアップしてみますと、第3の定義では、「暴騒音」とは、当該音を生じさせる装置から10メートル以上離れた地点において測定したものとした場合における音量が85デシベルを超えることとなる音をいうものとする。

第5として、拡声機により暴騒音を生じさせる行為の禁止。何人も、拡声機により暴騒音を生じさせてはならないものとする。

第7として、暴騒音を生じさせる行為をした者に対する措置等。1として、警察官は、第5の規定に違反する行為をしている者に対し、当該違反行為を中止することを命ずることができるものとする。

この第7の3では、その者が使用し、又は使用しようとしている拡声機の提出を命じ、これを保管することができるものとする——ということで、警察によって、例えば宣伝カー等が強制的に保管させられてしまうという条文まであるわけであります。

第10、立入り等として、警察官に拡声機が所在すると認められる場所に立入り、拡声機その他の必要な物件を検査させ、又は拡声機を使用し、若しくは使用しようとしている者その他の関係者に対し質問させることができるものとする。

第12が罰則規定になっておりまして、命令に違反した者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処するものとする。2として、第10の立入り検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問にたいして陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、10万円以下の罰金に処するものとする——という、例のない最悪の規制案となっております。

ここで、自由法曹団がこういう一連の、既に実施されている13県での拡声機規制条例に対して、見解を述べたものがあります。ちょっと紹介したいと思います。この法律家の集団である自由法曹団が、この一連の拡声機規制条例に対してどう見ているかという、大変参考になりますので、ちょっと紹介しておきたいと思います。

右翼街宣車の暴力的騒音（多くは100デシベルを超える）は、威力業務妨害罪、軽犯

罪法、さらには道路交通法違反で、あるいは内容によっては脅迫、強要、恐喝、名誉棄損、侮辱罪で取り締まることができるのです。それなのに野放しにしているのは、警察と右翼暴力団との癒着、そして、最近の佐川事件・金丸自由民主党副総裁の5億円受取事件などで明らかになったような政権政党中枢と大会社と右翼暴力団との癒着があるからにはかなりません。

「現行法で取り締まれるのに、野放しにしておいて、国民の怒りを利用して、拡声機を使っの言論表現活動を警察が自由自在に規制する、こんな謀略的策動を認めてはならない」「冤罪をつくり、少年まで拷問する人権侵害を繰り返し、しかも巨大な政治警察になっている日本の警察にこんな条例を与えたら大変なことになる」——これが私たちの反対の理由です。こうっております。

そして条例案の正体について、4点にわたって問題点を専門家の立場から指摘しております。

一つは、すべての団体、すべての人々の、ごく日常的な拡声機使用を規制する、ということが問題の第1点だと言っております。

第2点目は、規制のやり方は「すべては警察の思うまま」という仕組みで、言論表現の自由のみならず、罪刑法定主義を踏みにじり、警職法にも反して警察権限を途方もなく拡大するものになっている。

第3に、政党、労働組合、民主団体、市民団体などの活動に対する警察の監視と介入、そして弾圧の仕組みが盛り込まれている。

第4に、以上の結果、情報をみんなに広げ、自分の考えを宣伝する権利が国民から奪われるとともに、私たちの日常生活が網の目のような警察の管理・支配でコントロールされる憲法と民主主義の奪われた社会が実現する。

私たちは、すべての人々がこの条例案の正体を知ったら必ずきっぱりと「ノー」といって反対の声をあげると確信しています。たとえ「右翼騒音の取り締まりのためなら何らかの条例制定はやむを得ない」と思っていた人も、「いくらなんでも、この条例はひどすぎる」「これでは自由のない暗い社会になる」「だから、この条例の成立を許すわけにはいかない」という点で一致できるに違いないと考え、またそのことを心から願うものです。

私たちは、この条例に強く反対するものですが、それは、あれこれの政治的立場やイデオロギーの故ではありません。既に日本最大の弁護士会である東京弁護士会も反対しているように、法律家としてのすべての知識、経験に照らして、この条例が恐るべき人

権侵害の凶器であり、自由と民主主義を奪い、警察管理社会をつくるものであることを確信しているからにはかなりません——ということで、9月1日の日付で自由法曹団が、この拡声機規制条例に対しての見解を文書をもって発表をいたしております。

そしてあわせて、自由法曹団の拡声機規制条例に関する意見書「沈黙の街」というのを発表しておりますけれども、大変現実的に書かれた内容であります。一部をちょっと紹介したいと思います。

集会の主催者の代表の一人として政党の党首があいさつを始めた。

「集会にお集まりの皆さん！政府は、自衛隊を自由に海外に派兵し、米軍とともに外国の紛争に軍事介入するためのPKO法案を、何がなんでも今国会で成立させようとしています！」

そのとき、ハンドマイクを持った私服警官が叫んだ。

「85デシベルを超えている。音量を下げなさい！」

政党党首は、これを聞いて参加者に訴えた。

「皆さん、言論の自由が保障されているこの日本で、このような大きな集会にスピーカーが使えないなどということを許されてよいのでしょうか！」

その途端、ピーッという笛を合図に、私服と制服警官、そして機動隊員が、一斉に飛び出し、政党党首は逮捕され、また先ほどスピーカーの状態等について対応していた民主団体役員ら11名も同時に逮捕された」

これからもわかるように、戦前、悪法と言われた治安警察法と同じことができるのが拡声機規制条例である。この拡声機規制条例が現在、警察の手で急ピッチで全国に制定されようとしている。

拡声機規制条例が制定されて警察がこれを使ってくれば、警察のねらいは、政府・自民党や財界批判の言論の封殺にあるので、街頭からこのような批判言論は、消されることになる。といって街頭の騒音は、現状のまま残されるであろう。騒音自体は、政府・自民党や財界にとって痛くもかゆくもないからである。したがって、拡声機規制条例が警察によって恣意的に使われれば、跡に残されるのは、「沈黙の街」（警察・自民党・財界批判の言論活動の点から見て）であり、民主主義の死である——こう意見書の中で書かれております。

言論・表現の自由は「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は過去幾多の試練にたえ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」（憲法第97条）。これらの基本的人権は、官憲の弾

圧・侵害に抗して歴史的に形成されてきた権利であります。憲法第12条では「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と国民に「保持の義務」を課しております。

拡声機規制条例制定を阻止する闘いは、憲法擁護、基本的人権を守る具体的な闘いでもあります。「憲法を市政に生かそう」のスローガンのもとに、20年間にわたって頑張り通してきた森田市長として、声を大にして「言論・表現の自由を守れ」と叫ぶときではないかと私は思っております。

以上、私は東京都でこの9月議会に提出しようとしている拡声機規制条例案に対しての私どもの見解、あるいは自由法曹団の見解などを紹介しながら、基本的な考え方、立場を明らかにいたしました。これに対して森田市長として見解を伺っておきたいと思えます。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 最近、新聞報道等によって、御質問の東京都条例「拡声機による暴騒音の規制に関する条例」が都議会に警視庁案ということで上程をされる。そういう情報を承知しております。

この市民生活にかかわりのある新しい都条例とか都の施策が行われる場合には、いつも市長会の場に事前に主管部局から一応の説明がある、ということが慣例になっておりますが、この件につきましてはまだ、その説明を受けてないように記憶しております。

言うまでもなく、この日本国憲法が保障をする民主主義社会というのは、権力による官僚統制や、また取り締まりによっての秩序の維持ではなくて、市民、国民の自由意思に基づく、そしてまた積極的なルールやマナーを尊重する社会風潮によって維持されるべきものだろう、というふうに日ごろ思っております。

確かに、右翼と言われる特殊な組織があって、我々もその関係の騒音を耳にすることは不愉快であります。それから選挙活動等の際に、それぞれの主張や政策の発表ということは、これは民主主義に当然保障されるべき事柄だと言えますので、法理論のことももちろんであります。一つの常識としておのずからの社会ルールがあるべきであると思えます。そのために、特に地方自治体が条例を定めて、規制の基準をつくるというようなことは、我が国の民主主義、あるいは憲法の理念に沿わないものだろう、というふうに言えると思っております。

御指摘のとおり、この条例がいわゆる権力構造による材料にされないように、あるい

はまた、玉石混交という、そういう性格の条例にならないように、むしろ社会のみずからの自主的なルールになるべき、その方が民主主義国家としては価値が高いのではないかと、という感想を持っております。

以上の程度でございますが、感想をという求めに対してお答えをいたしておきます。

○副議長（高橋徳次君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 最後に、一言要望申し上げてこの質問を終わりたいと思います。

市長という立場で、今後何らかの機会にこの拡声機の規制条例案に対して物を申す機会がある際には、ぜひひとつ、今の答弁の立場できちっと声を大にして叫んでいただきたい、ということを強く要望してこの質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君） これをもって16の3、拡声機規制条例のねらいについて市長の見解を問うの質問を終わります。

一般質問17の1、市営球場の建設を基本計画にの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔21番議員 登壇〕

○21番（奥住日出男君） 市営球場の建設を基本計画にと題して一般質問いたします。

本件に関する質問は、これまで数回本会議で取り上げられておりますし、昨年も私と沢田議員の方で質問いたしました。したがって、執行部側では「またか」というようなお気持ちでしょうが、ひとつ野球愛好者がそれだけふえて、要望がそれだけ強いというふうに受け取っていただきたい、冒頭お願いいたします。

執行部側には、これまでスポーツ・レクリエーションの活動の場整備のために、いろいろと施策を展開していただきまして、平成3年度も四中のナイター設備の設置、さらには浅川スポーツ広場の開設を実現していただきました。大変関係者、喜んでおるところでございます。また、感謝もされております。しかしながら、多くの市民が希望しております本格的な市営球場、この建設につきましては、執行部側の見解はこれまで具体性に欠けて、市民サイドとしては消化不良的である、とこんな気がいたします。

考え方としては、「今後検討を加え、将来計画をはっきりさせていくことを文化・スポーツ行政推進本部の仕事にする」というようなことは市長から御答弁がございました。しかしながら、具体的な見解は今日まで示されておられません。

そこで、球場の建設について具体的にお聞きをしたいと思います。まず1点は、現在、第3次基本構想並びに基本計画について、各部で策定に着手していると思いますけれども、本件を基本計画に盛り込む考えはお持ちかどうか。もしなかったら、ぜひ計画に入

れていただきたいというふうに思いますけれども、見解をお聞きしたい。

もう1点は、文化・スポーツ行政の積極的推進は、時代の要請でもあります。推進本部としては、本件についてどのように考えておられるかお聞きしたい。回答を求める理事者に助役の指名をしておりますけれども、答弁はどなたでも結構でございます。

それと現代は、余暇時代というふうに言われまして、それぞれプライベートタイムをいかに有意義に活用していくか、市民の生活意識や価値観も多様化が進んでいる。ことしの第1回定例会で、福島敏雄議員の一般質問に対して、市長は「第3次基本構想・基本計画には、市民の情報をたくさんいただく、いわゆる市民意識の反映と同時に、内部的には職員がすべて参加をして提言する。いわゆる職員の参加と英知の結集」、この2点をお答えになっております。

さらに加えて「もちろん時代の変化を正確にとらえて施策を講じることは言うまでもない」、このように御答弁なさっております。

御承知と思いますが、現在、日野市内には軟式野球チームが、大人が112チーム、少年が40チームございます。これは連名に加盟しているということですから、それぞれ友好的なチームはまだ数多くございます。さらに、ソフトボールを加えますと、ソフトボールが80チームございますから、かなりのチーム数でございます。しかも、大人の軟式野球チームというのは年々ふえてきております。

余暇時代の姿としては、大変結構なことですが、グラウンドが少ないために、試合の消化面で新たな悩みも出てきているところでございます。これらは3月から11月、さらには霜のおりる12月に入っても、一部消化をできないというこんなケースもありました。もちろん天候等の関係もございすけれども。

一方では、年々イベントゲームもふえてきておりまして、他市との交流ゲーム、あるいは招待ゲーム、こういうことも盛んになってきております。しかしながら、試合が終わって帰ってきてから選手から耳にする言葉は、なぜ、日野市には本格的な野球場がないのか、こういう訴えでございます。ゲームの中身より施設の話が先に出るというのが実情でございます。

これまでスポーツ施設が計画的に整備され、大変利用者としては評価もし、感謝もしているところでございますけれども、本格的な野球場の建設は、市民に豊かさを実感してもらおうと同時に、人間関係復活の場にもなるんじゃないか、とこんなふうにも受けとめているところでございます。新しい時代の施策としてぜひ、積極的に取り組んでいたきたい、そして早期に実現をお願いしたいというふうに思います。執行部側の御

答弁をいただきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 第1点の御質問についてお答えを申し上げたいと思います。

現在、日野市には一般社会人の野球大会等で使用できる球場といたしましては、多摩川の河川敷に設置されております市民グラウンドの3面のうちの2面がございます。他の1面及び多摩平あるいは旭が丘、東光寺、北川原、浅川スポーツ広場等の野球場は、少年野球及びソフトボールには使用可能であります、大人の野球につきましては、練習はともかく、大会等の使用では広さの面に無理がございます。本年度の第30回の日野市民野球大会には、先ほど議員さんの質問にございましたとおり、108チームの参加がございまして、その数も年々増加している状況でございます。そのために、大会運営等に当たっていただきます軟式野球連盟の役員の方にも、大変御苦勞をかけているところでございます。日野市のスポーツ施設といたしましては、中規模ながら南平体育館もございますし、また市民の森・スポーツ公園には、いつでも公認が得られるような陸上競技場も完成しております。さらには、市民プールの改築も今年度から予定しておりますし、また、待望久しい総合体育館につきましても、構想の中にありますので、残る施設といたしましては、野球場ということになるわけでございます。

近隣の市の野球場の設置状況でございますが、八王子市の規模が一番大きく、収容人員が1万2,696人のスタンドと、それから敷地の面積も2万8,000平米というふうな大規模の球場から、隣の昭島市の市営球場のように、3,000人程度のスタンドで、1万6,000平米程度の総面積を有した野球場まで個々さまざまあるわけでございますが、いずれにいたしましても、野球場の設置につきましては、約2万平米ぐらいの土地が必要となるわけでございます。本格的な野球場の建設となりますと、将来的には、北川原公園内に野球場の建設も予定されているようでございますが、ただいま申し上げましたとおり、約2万平米の土地が必要となりますので、現状では、いつ、どこにという具体的な回答ができないのが実情でございます。

御要望の第3次基本構想並びに基本計画の中に盛り込んでいくかということでございますが、大変用地等の取得の面からも困難な面がございますが、社会教育といたしましては、社会体育を振興する立場から、ぜひ必要な施設と考えておりますので、第3次基本構想、基本計画の中に盛り込んでいただけるような努力はしてまいりたい、とこのよ

うに考えます。

○副議長（高橋徳次君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） 野球場をという御要望でございますが、現在市民の中で非常にいろんなスポーツが行われておりますが、その中で野球人口が非常に多いということは、私どもも十分に承知をしております。これからもその野球を初めいろんなスポーツを積極的に振興していくということは、これからの生涯学習社会に向けて大変重要なことだ、というふうに考えておりますが、それぞれの競技種目ごとに専用のグラウンドなり施設なりということ設けるのが、最終的には一番よろしいというふうに思いますけれども、そこに至るまでの間は、いろいろ多目的なグラウンドをつくったりしながら順次そこに進めていくということで考えておりますので、ただいま社会教育部長の方からお答えがありましたように、私どもとしては、全体としてそういった事業が振興できるように、将来を見通しながら、条件整備は十分に進めていきたいというふうに考えております。

○副議長（高橋徳次君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） ありがとうございます。

社会教育部長の方は、盛り込んでもらえるように努力をするということです。当然今度は、企画の方でそれを集約したときにどういうことになるかということですが、市長のお考えをちょっとお聞きしたいんですが、今までいろいろと、昨年も沢田議員も言われたように、もうくどいようにこの件については言っております。したがって、すべてそういうものを略して、御承知のことと存じますので、市長の御見解、今どんなふうに思っているのか、決意を含めてお聞かせいただきたい、こんなふうに思います。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御期待にこたえて、将来展望の中に位置づけるということは、ぜひやりたい、こう考えております。どこにその場所があり得るかということになりますと、今のところ結論は持ち得ていないわけでありまして、いわゆるいろいろな状況判断、そして市民の御意見、それから庁内の職員の意見、これらを集約をさせて将来の展望を基本計画の中に位置づけていきたい、こう考えております。

○副議長（高橋徳次君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） ありがとうございます。

基本計画の中に盛り込むというような決意をいただきました。市長も少年野球には大変熱意がございまして、必ず大会のときには来てごあいさつをいただいております。学校5日制の問題、こういったことできょうも読売新聞に、部活がなくなるのか、あるい

はなくさないのか。高校野球ですけれども、出ておりまして、どうも土曜日を利用して練習をしたいという学校が多いようでございますけれども、今後の日野市の青少年育成のためにも、そういった立派なグラウンドをつくっていただいて、何か、その本球場でやるのが誇りに思えるようなこんなひとつ計画をぜひ実現していただいて、将来の子供たちのためにお願いをしたいと思います。

基本計画かなり長いことでございますけれども、要望としては、前段の方にぜひ盛り込んでいただいて、実施計画にのせていただくよう要望して、この質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君） これをもって17の1、市営球場の建設を基本計画にの質問を終わります。

一般質問17の2、市内連絡バス（日野駅～日野台二丁目～豊田駅北口系統）の増便についての通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

○21番（奥住日出男君） 市内連絡バスの増便について質問いたします。

当路線が開通して今月の18日でちょうど10カ月が経過をいたします。各便とも乗車率は大変高くなっておりまして、利用者が多く大変喜ばれていることは、当局も十分御承知おきのことと存じます。しかしながら、利用者がふえるに従いまして、出される要望は増便の問題でございます。昼の1時間の12時台の問題、さらには朝・夕の増便、整理をすると朝・夕の増便についての要望がかなり多く占めているわけでございます。

現在、市内を走っている各路線、こういったところとの関連、さらには、バランス等もあると存じますけれども、昨年12月議会で朝・夕の増便につきましては、私と古賀議員が要望したという経緯もございます。したがって、その後の経過並びに現状についてお聞かせいただきたい、このようにお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君） 奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） それでは、日野台のバスの関係につきましての御質問でございます。お答えしたいと思います。

今、御質問の中にもありましたとおり、日野台路線につきましては、昨年の11月の18日にオープンしたわけでございます。現状としても13往復、約15分間で運行しているのが実態でございます。開通当時の状況としては、3カ月間は1日355人程度の状況でございました。よって、それを1便平均しますと13.7というような数字でございます。多少予想よりは下回った状況もあるわけでございますが、最近につきましては、最近の3カ月の平均は、1日452というような数字でございます。1便17.4というような着実に

ふえている経過があるわけでございます。

開通した時点から、今質問者の方からありましたとおり、12月議会にも運行時間の延長、朝・夕の増便の問題が要望として出されていることも十分私の方も承知し、早速京王帝都にも申し入れはしているわけでございます。機会あるごとに要請も重ねてきております。しかし、なかなかそれ以外の問題も含んで質問者の方からありましたように、他の議員さんからも連絡バスの増便、あるいは南北道路の新設に関連してのバス新設、これを中心として現状京王側に要望しております。それ以外につきましても、日野台路線、あるいは百草台路線等を含んでの朝・夕の問題、現実問題としてまだ正式な回答はないわけでございますが、我々企画としてもその都度、機会あるごとに増便等を含んでなお努力していきたいというふうには思っております。

ただ、増便についての京王側の理由も一部過去に申し上げましたが、単純に1時間、2時間の延長だけでなくして、現在、京王のこの日野台の路線につきましても、退職者を雇用しての京王が運行している経過もございます。そういった職員対応の問題等がありますので、すべて日野市内のやはり連絡バス、あるいはミニバスの増発には連動を持ちながらこれから交渉しませんが、なかなか無理がある、というような実態でございます。なお一層、この日野台路線につきましても努力することをお約束したいと思います。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） 今部長の方から、さらに努力をしていきたいということでございます。それで十分だと思いますけれども、確かにこれは、日野駅～日野台二丁目～豊田駅北口系統でございますけれども、八王子の市民の方も大変利用しておりまして、特に石川町の方の方には大変喜ばれているというこんなこともございますので、ひとつ八王子市とも連絡とりながら、さらに御尽力をお願いしたいと思います。

以上でもってこの質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君） これをもって17の2、市内連絡バス（日野駅～日野台二丁目～豊田駅北口系統）の増便についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋徳次君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時10分 再開

○副議長（高橋徳次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問18の1、学校週5日制を迎え、校外活動の場“夢の国、子供ランド”の建設をの通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

〔9番議員 登壇〕

○9番（佐藤洋二君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

1992年9月の第2土曜日から幼稚園、小学校、中学校、高等学校並びに養護学校、聾学校、盲学校のそれぞれの学校は、毎月第2土曜日の授業を休業日とする学校週5日制がいよいよスタートすることになります。我が国の学校制度が明治5年に始まって以来、戦後初期の一時期の学校5日制を一部特例としまして、週6日制がとられてきていましたので、週5日制にかわることは、120年ぶりの大きな改革になるわけであります。

この学校5日制が今日、制度としまして実施されるまでには、いわゆる紆余曲折があるわけであります。最初の動きは日教組が、民主教育確立に位置づけまして、運動方針として学校5日制、週休2日制を打ち立てました。今から20年ほど前の1973年の前橋の大会でありました。その後社会情勢の変化等から、1986年臨教審の第2次答申、翌年1987年の教育課程審議会答申の中で、学校5日制の検討要請が出されまして、文部省もその機運に動かされ、1989年8月、社会の変化に対応した新しい学校運営に関する調査研究協力者会議を発足させ、9都県68校の調査研究協力校を設置しました。今から3年前のことです。その後の経過につきましては本会議、委員会等で何人かの議員の質問、市側の回答で触れられておりますので、御案内のとおりでありますので割愛しますが、日教組が学校週5日制を提唱し、実に20年、20年を経過をした今、21世紀に生きる子供らのために、それぞれの立場の方が持ち場の知恵を出し合って、子供らとともに学校5日制の実現を目指し、努力してきたものがここに実現したわけであります。

この学校週5日制の問題につきましては、先ほども述べましたが、当議会でも審議されておまして、今年度に入ってからでも3月議会、6月議会で他会派議員の方より通告質問をされており、そのことは皆様も御記憶に新しいところであると思います。また、今議会でも2日目の一般質問で、天野議員より発言がありました。この問題がそれだけ関心の高いテーマであるということの証左だと認識するところであります。

きょうは9月11日、その学校週5日制がスタート直前、秒読みの段階になった今、学校、家庭及び地域社会の分野で学校週5日制がスムーズに移行できるのかどうかの立場

で一般質問をいたしたいと思います。御回答をいただきます。なお、今日まで議論されてきていますテーマだけに二番煎じの箇所もあろうかと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

さて、学校週5日制について、なぜ学校週5日制が必要なのか、そして学校週5日制になるための重要なポイントは何かについて若干触れ提言と申しましょうか、問題提起をし、一般質問に入っていきたいと思います。

今、子供たちの日常生活は、学校では授業の後の部活動、家に帰っては宿題・復習・予習そして休む間もなく塾通いにと追われまして、自分で自由に使える時間がほとんどないに等しいぐらいに忙しいと言われております。アンケートによりますと、一日の生活の中で自由に使える時間がありますか、の質問に対し「ほとんどない」と答えた子供は19.2%、「余りない」が61%となっております、その理由として部活動、塾通い、宿題が多いことを挙げております。また子供の85.1%が学校週5日制に賛成しておりますが、賛成理由にしていますのが、自由時間がふえるが断然多く、次に遊びがたくさんできる、家族と出かけたり、触れ合いがふえるから、としています。こうしてみますと、今の子供たちが自由に使える時間が大変少ない実態の中で、自由時間を強く求めていることがわかります。

さらに、学校側の厳しい学校においては、細かい行動まで縛られて、息苦しいまになっています。一方子供のさまざまな発達のゆがみ、体の機能の低下、退化現象もあらわれています。また伸びやかさがなく、感性に欠けることや言葉の貧しさなどなども指摘されています。それらの原因には、個人の事情や、その他の複雑なものがあるかと思いますが、余りにもゆとりがなく、機械人間的に操作をされ、人間として成長するまでに、必要な生活リズムが壊されていることが、大きな要因ではないのでしょうか。仕事の世界、大人の世界にゆとりがないように、教育の世界、子供の世界にもゆとりがありません。さらに日本の学校も社会もすき間がありません。枠組みが固く、はみ出すことが許されない社会であります。

このような状態にある子供たちを解放し、自由に仲間同士で主体的に活動し、遊ぶことのできる日をつくるため、ここに学校を週5日制にする必要があると思います。5日制で休日となった土曜日は、子供たちにとって部活も、校則もない自由な日であり、子供らしさ、人間らしさを取り戻す日であってほしいと思います。もちろん学校5日制によって、子供たちにとって自由になった1日は、家庭において親子で過ごす時間であったり、地域で子供同士で、あるいは大人たちとの交流を深める時間にもなるでしょう。

このことは家族が本来持っている教育的役割を問い直すという大きな意味を持つものであると思います。

さて、学校週5日制の導入は、単に土曜日を休日にするにとどまらせてはいけないと思います。週5日制の学校は、明治以来の日本人が抱いていた「学校とはこういうもの」という既成の学校観を、根底から改めることを求めています。今までの学校観、学校文化の持つイメージの変更であります。それをまず教職員と父母に地域社会に、そして子供たちに求めています。学校の週5日制をスムーズに移行させる、運営していくためには、次の幾つかの事柄が重要なポイントになっていくのではないのでしょうか。

一つは、月曜から金曜日までの5日間で、子供たちに確かな学力を保障することです。そのために教育内容を精選するとともに、教育課程を抜本的に見直す作業をすることです。つまり子供の自主的、自治的な活動を多く取り入れ、ゆとりのある豊かな学校生活が過ごせるような教育課程の編成をしなければならないと思います。

二つ目は、その学力を保障するために、子供の個性に対応した、個々の子供を育てる授業をしなければならないということでもあります。今日までの、知識を集団を対象として伝達する教育から、個別指導をより重視した学習が必要となるのではないのでしょうか。そんな思いがします。

三つ目です。地域社会の文化・スポーツ施設と設備を、より充実させるとともに、子供の指導に当たる専門職員をふやして、施設に配置することです。

4点目です。社会の週休2日制を普及させるとともに、残業の規制など、親の労働時間の短縮と休暇の拡大が必要であると思います。また保育所、学童クラブをふやすとともに、公費で賄えるような予算措置と、子供社会全体で育てるという、子育ての社会化、共同化を図っていくことでもあります。ここでは家庭の教育力を高める方策が求められています。これらのことと関連しまして、学校が抱え込み過ぎています教育分野を、本来の姿、つまり家庭と地域に返すことでもあります。子供の基本的な生活集団や、しつけ、食事のマナー、服装、身だしなみなどなどは、家庭でしっかりと教育することが大切であります。また、地域社会での子供の遊びを初めとした活動の場を豊かにして、社会の教育力を回復することも大切であります。学校、社会、家庭のそれぞれが本来果たすべき役割は何なのかを、社会全体で見直す、考え直すことが必要なのではないのでしょうか。学校に加えて地域社会と家庭の教育力が高まったとき、子供は豊かに育っているはずで。

最後に、塾などの教育産業のあり方を考えるとともに、受験競争を緩和するための入

試制度の改革、中でも高校入試を抜本的に改革する、つまり最終的には高校入試を廃止する運動を、一層大きく盛り上げることが必要ではないのでしょうか。

このように、学校週5日制を導入することは、6日制の学校を5日制にして、休日をふやすことだけにとどまりません。今、日本の教育が抱えています改革課題に、一つひとつ結びつき、その解決に向かっていく引き金となります。もちろん、今挙げました課題が解決しなければ、5日制に移行してはいけないということではありません。それは同時並行的に進行させ、5日制に踏み切ることによって、さまざまな条件整備が飛躍的に進むと思うからであります。

さて、幾つかの問題を提起しましたので、通告に基づいて質問をしたいと思います。

1点目です。女性の高学歴化、家事労働の省力化、あるいはライフサイクルの変化、そして女性の技術意識の向上、などなどを背景にし、女性の社会進出が顕著になってきています。総務庁の労働力調査の統計によりますと、1984年初めて女性の雇用者数が、専業主婦の数を2万人上回って以来、年々その差は拡大し、働いています女性は現在、65%に達していると報告されています。一方時間短縮は現在、民間企業の81%が何らかの形で週2日制を実施し、また、完全週休2日制、いわゆる4週8休導入企業の割合は、48.6%に達していると言われています。しかし、それは100人規模以上の企業、労働組合のあるところであり、中小・零細企業は必ずしも当てはまる数値でなく、時短は末端までには行き届いておりません。さらに離婚、病死、交通事故などの理由で、父子、母子家庭が増加している傾向もあります。また、土曜日、子供たちが自由に遊べる学校外活動の場、青少年の社会教育施設はいまだ不十分であります。相談相手になってくださる指導員の体制も、行政改革の合理化の中で乏しい限りであります。こんな家庭や、地域の受け皿の不十分な中で、学校週5日制は果たして大丈夫なのかどうか、これが最初の質問であります。

2点目の質問です。アンケートは必ずしもその対象に対しまして、適格な数値傾向をあらわさないこともあると思いますが、学校週5日制につきましては、約60%の方が、現在どおり週6日制がよいと回答しております。これに対し完全学校5日制がよいと答えた人は、わずかに10%台で、一部学校5日制と答えた人を含めましても、学校5日制への移行を支持する人は、20%台にとどまっています。

約6割の現在どおり週6日制がよいとしている人々の反対理由は幾つかありますが、大別しますと二つに分けられます。5日制になれば、学力水準が低下するのではないか。塾通いに拍車をかけるのではないか。一つは学習面での心配であります。民間教育振興

協議会は、土曜日は教科の学習はせず、生涯学習の場とするとのアピールを出していますが、しかしこの民間教育振興協議会には、大手の進学予備校、あるいは有名塾が入っておりません。父母の皆様の心配は理解できます。

もう一つの理由は、社会の受け皿が十分でなく、非行が増加するのではないかという危惧を持たれる父母がたくさんおられたということです。ことしの3月議会で、奥住議員より非行少年の実態についての発言もありましたが、平成3年に刑法犯で検挙された少年は、全国で14万9,663人で、刑法犯全検挙人員の50.5%を占めています。また、刑法犯少年の年齢別状況を分析してみますと、15歳が24.5% 3万6,667人、16歳が23.1% 3万4,572人、14歳が20.3%で3万381人、続いて17歳の14.9%、18歳の10.3%、19歳の6.9%となっております。これらの少年に共通して言えることは、ごく普通の家庭の、それも低年齢の少年による非行の増加が目立っているということです。このことは決して人ごとではないと思います。非行は芽のうちに摘み取り、そして非行からの立ち直りには、援助の手を差し伸べ、犯罪がない明るい社会づくりへみんなで力を合わせていかねばなりません。社会の受け皿が十分でなく、「非行が増加するのではないか」の声にどう対応されますかお伺いします。

質問の3点目ですが、学校5日制になったとき、子供たちにとって最も強く求めることは、自立であると思います。休業日をどう過ごすかを親に頼るのでなく、みずからが計画し、みずからの判断で責任ある行動をとり、有意義な生き方ができる力を持つことが求められると思います。行政として休業となる土曜日、子供たちに何を求めますか、考えをお示してください。

最後の質問であります。今、私たちはこれまで体験したことのない大きな社会構造の変化の中で生活をしております。子供たちもまた、産業構造の大きな変動を伴いながら、進展している情報化、成熟化社会に生きていると思います。この子供たちにとって重要な問題の一つに、豊かな人間関係をどこで、だれがつくってやれるかという問題があります。豊かな人間関係を育てる場所は、学校にも家庭にも求められますが、それだけでは不十分であります。広い空間を持った地域社会の中で、子供同士、それも異年齢の幅の広い集団で、あるいは子供と大人の、さまざまな活動を通して、人間関係をつくっていくことが好ましいと思います。そのために地域の中に、子供が学校とは違った人間関係を持てるような場所をつくってやらなければなりません。地域の教育活動のよさというものは、子供が学校とは異なる価値観で受け入れられることだと思います。学業の成績とか序列とか、全く無関係な価値観で、伸び伸びと自由に活動できる場が欲しいもので

あります。

そこで、夢の国、子供ランドの建設であります。自然に恵まれた、できれば山などが大変好ましいのでありますけれども、そんな環境の中で子供たちが集団で、あるいは小集団で宿泊活動をしなが、日ごろ学校や家庭では得られない野外活動、労働活動を伸び伸びとする。そこでは植物や昆虫、野鳥の学習、ハイキング、キャンプ、オリエンテーリング、アスレチック、水遊びなどなど、多彩なプログラムがあって自由に選択ができる。夢の国、子供ランドは、子供たちが自由に使える時間が確保でき、そしてゆとりのある環境の中で生活することにより、豊かな感性や社会性、創造性を培ったりすることが期待されるのではないのでしょうか。ぜひ、夢の国、子供ランドの建設を、検討をお願いいたします。

以上4点の質問に対しての御回答をお願いします。

○副議長（高橋徳次君） 佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） それでは、ただいま4点につきまして御質問をいただきました。第1点と第4点目が社会教育の関係だと思しますので、お答え申し上げたいと思います。

学校週5日制の実施により、休業日となります土曜日の子供たちの活動につきましては、いわゆる受け皿が問題とされております。休業日となる土曜日に保護者が家庭にいない場合でも、子供たちが地域社会におきまして活動ができるように、施設面では図書館、公民館、ふるさと博物館、南平体育館等の施設が用意されております。特に博物館、南平体育館におきましては、当日、小中学生に対しましては、無料で開放いたしますし、行事といたしましては、遺跡の整理保管室と中央公園の復元住居、そして博物館等をリンクさせた遺跡探訪も計画をしております。博物館におきましては、毎月内容を変えまして、土器づくり等を子供たちに体験をさせていく機会を用意しているところでございます。さらには、公民館や南平体育館におきましても、それぞれ子供たちのための行事を用意いたしまして、学校開放の指導員の配置する等の予算措置を含めまして、準備が進んでいるところでございます。

それから、第4点でございますが、子供たちが身近で自然に親しめる場といたしまして、昨年から開設いたしました仲田緑地の自然体験広場がございます。この広場は夏の期間中だけに国から借用いたしまして開設しているものでございますが、ことしも子供会等を中心にいたしまして53団体2,349人が、日帰りまたは宿泊キャンプ等に使用しております。またこの期間中に、映画会や野外劇、石膏づくり等の行事も実施いたしまし

て、この行事の参加者と合わせますと、小中学生を中心に全体で延べ2,547人の利用がございました。この体験広場は夏だけの開設ではございますが、1年を通して子供たちが活動できる場として今後開設できるように努力していきたい、というふうに考えております。また、借用している施設内には、堅固な廃屋2棟がございますが、この建物を利用して、子供たちが自由な考えで体験したり、遊んだり、学んだりができる施設に整備して充実させ、そこで子供たちの諸活動を活性化するための指導者等も配置いたしまして、多彩なプログラムを用意することを考えております。御質問の夢の国、子供ランドまでとは言えないかもしれませんが、子供たちの活動の拠点となるような魅力ある施設として当分の間使用していきたい、とこのように考えております。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 学校教育部長。

○学校教育部長（糸川 滋君） それでは、第2点、第3点の御質問にお答えしたいと思います。

第2点につきまして、学校週2日制の導入は、次の時代に生きる子供の望ましい人間形成を図ることを基本といたし、学校、家庭及び地域社会が一体となって、それぞれの教育機能を発揮する中で、子供がみずから考え、主体的に判断し、行動できる力を身につけることを目標といたしております。こうした学校週5日制の目的を十分踏まえまして、昨年度より市内の各小学校、中学校では、子供の学習負担を配慮しながら、指導内容の改善や指導方法の工夫を行い、教育水準を従来どおり維持するように教育課程を編成し実施しております。また、保護者を初めPTA地区育成会の御理解と協力を得つつ、さまざまな体験などの場や機会の拡充に配慮して、十分準備を進めてまいりました。

御質問にあります、学校週5日制の実施に伴う学習塾通いや、非行の増加ということにつきましては、マスコミ等でも取り上げられておるところでございますが、国と教育委員会においても、学校週5日制導入のため、地域社会の理解と協力を得ながら、子供がさまざまな体験ができるように努めている現状です。学習塾関係者への働きかけということでは、業界の実態が把握し得ない現状からいたしまして、全国レベルでの文部省の呼びかけを行っているだけでございまして、その効果にいたしましても、新聞等マスコミの報道で知る限りでございます。

そこで、市教育委員会といたしましては、保護者の皆さんにこうした学校週5日制の趣旨を理解していただき、あくまでも子供の望ましい人間形成を図ることを第一義に考えまして、行き過ぎた学習塾通いが増加しないように、学校を通じ呼びかけをしてきて

おるところでございます。学習塾通いを抑制するには、まず保護者の方々への啓発が大切であり、これからの生涯学習社会の中で子供が生きていくために、必要な資質や能力は何かということにつきまして、保護者の方々が確固たる教育観を持って子供の成長を助けていくように働きかけることが大切であると考えております。

さらに、学校週5日制の実施に伴い、子供の非行が増加するという懸念に対しましては、次のように考えております。国や教育委員会、学校においては、子供の健全育成のために学校、家庭、地域社会の大人が力を合わせ、子供一人ひとりが自分の持っている力を十分に発揮しながらたくましく、豊かに生きていくことができるようにすることを第一に考えています。そのため、今まで以上に子供や地域社会の協力を得ることが必要であり、地域ぐるみで子供を育成していくことが、子供を非行から守ることである、と考えておる次第でございます。

次に、第3点目の御質問に関しまして、休業日となります土曜日における子供たちの活動について、いわゆる受け皿が問題にされていますが、休業日となる土曜日に保護者が家庭にいない場合にでも、子供たちが地域社会において活動ができるように、先ほど担当部長からお話がありましたとおり、ふるさと博物館や公民館、体育館等幾つかの活動の場が用意されております。また、教育委員会といたしまして、学校施設の開放と指導員の配置等の予算措置も考えておるところでございます。しかし、どんなに活動の場が用意されていても、子供たちがその休業日を受動的に過ごすのでは意味がなく、子供たちが休業日を主体的に活用することができるように、みずからの休業日の過ごし方について計画を立てさせることも必要になっております。市内の中学校では、休業日の過ごし方について事前に計画を立てさせたり、そのヒントになる資料を配布したりして指導に当たってもいるところでございます。ことしの1学期に実施しました市内小学校、中学校の児童・生徒を対象とした調査の結果からは、休業日を楽しみにしている子供たちの様子が読み取れます。今後は、子供の主体性を育てていくことに重点を置いて、各方面からの指導が必要であると考えておる次第でございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君） ありがとうございました。

それぞれの部長さんから御回答いただきました。3番目の質問につきましては、私の考え方と合っておりますので、3番目の問題を除いて1点目、2点目、そして4点目についての再質問をさせていただきたいと思っております。

最初に第1点目の質問、地域と家庭の受け皿づくり、これに対します再質問であります。今の部長の御回答では、「学校週5日制の受け皿づくりとして既存する施設、つまり図書館、公民館、博物館などを利用する方法と、行事面で遺跡探訪、スポーツ、土器づくりなどなど、活動の場、機会を用意しており、また学校施設の開放も、予算措置を含めまして準備を進めている」、こんな答弁でありました。この答弁は、解釈の仕方次第では、行政としては受け皿を十分に用意した、と理解できます。そのように受けとめていいのかなのか、再質問したいと思います。

それから、指導員の配置についても触れられておりました。現段階での具体策といえましょうか、対応について、進行形で結構でありますので、お答えを願いたいと思います。

次に、2点目の質問に対します再質問です。今日を想定しまして、昨年度中より学校、保護者初めPTA、地区協議会の理解と協力を得ながら、その準備を十分に進めてきていらっしゃる、こういう回答でありました。学校週5日制実施に向けての万全を期するという対応に敬意を表したいと思います。また、父母の皆さんの心配されます代表的な二つの問題点、学習塾と非行の対応についても、それなりの取り組みがされていることが、理解できました。あとは若干の質問とお願いを申し上げて、この2問目の再質問にかえます。

今、部長の方から回答の中で、学習塾の関係者にも理解を求めるよう努力しております、とありました。そこで、現在日野市には、大小規模を含めまして学習塾は何塾あるのか。そしてその塾へ理解を求めて行動をとりましたが、どんな方法、どんなことをお願いをしてきたのか、その結果、塾の対応はどうであったのか、このことについての再質問をいたしたいと思います。

それから、非行問題については、それぞれの家庭で、地域で、そして職場の人たちがみんなが力を合わせ、非行を誘発しないよう環境づくりに、今後も行政として真剣に取り組んでいただきたい、これはお願いであります。

それから、最後に4点目の子供ランド建設の再質問であります。回答は私の質問の趣旨に沿って出てきた、というふうに理解をしております。今回、仲田緑地、旧桑園跡地を利用しての自然体験を中心に、約5,000人の子供たちが集まり、利用したことが、回答としてありました。私の求めているのは、もっとスケールの大きい、一つの独立した国のような規模のもの、一つの場所で、つまり子供の国でたくさんの子供同士が、あるいは大人と子供が自然を背景に大いに遊び回る。そこに先ほど質問で述べました、さま

ざまな遊びの諸施設を整備します。御回答の中にあったような野外劇、石膏づくりもぜひ入れてください。子供の遊びには不変のテーマがあり、大きな可能性が秘められております。遊びは、一人ひとりの子供が大人になる過程で、人間性の開花を促すという意味を持った行動であると思います。そういった立場からも、子供ランドの再質問をいたします。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 私の方から、この5日制の問題に絡みまして、ちょっと御回答させていただきたいと思います。

この学校週5日制という問題につきまして、基本的に今佐藤議員さんの方から御質問のあったような状況で、父母の方々、あるいは地域の教育力、そういうものを含めまして、いろんな課題が投げかけられている、とそういうようにとらえております。私、この問題につきまして、当面の対応、この学校週5日制が明日から始まるというその過程の中で、当面の対応とそれから長期的な展望、それからさらに、周辺の市町村と絡めた広域的な形での行政施策、そういうものが必要になってくるのではないかと、そんなように受けとめております。当面の対応という形で先ほど両部長の方から話がございましたように、あらゆる現有の市の持っている施設等を活用しながら、子供さんたちの受け皿づくりというもの、こういうものをやはり準備していく必要があるのではないかと。学校開放ということも含めまして、指導員の配置等につきましても対応しておく必要があるのではないかと、とそういうように考えております。

ただ、これを長期的に見た場合に、いわゆる今までずっと経験してきております日曜日あるいは夏休み、こういうような状況と同じように、一つの生活パターンの中になじんでくるといふそういう場面も必要であるし、それからまた、週5日制という問題をとらえて、今非常に地域の教育力というものが昔と比べて落ち込んでいるという、これを回復するいい機会に持っていく必要があるのではないかと。そんなことを含めまして現実問題としては、この学校週5日制の推進委員会等の中で、各地域の実情等の経験交流、こういうもの等も含めながら、地域の教育力をこの機会に回復していく手だてというものを長期的にわたって、やはり探求していく必要がある。どんな手だてが必要か、というようなことも含めながら取り組んでまいりたい、とこう考えております。

それから最後の、夢の国、子供ランドの問題等につきましても、例えば日野市には、多摩動物園というような施設を抱えている。あるいは立川の方では、昭和公園というよ

うな施設を持っている。さらに八王子の方には、高尾山というようなものを中心として一つの自然の大きな広場というものがある。こういうものをやはり周辺の市町村等とも十分協議をしながら、お互いにそういうものが子供たちのために用意され、あるいは提供できるような連携、こういうものも教育委員会同士、お互いに経験交流しながら取り組んでいきたい。このような形で、何はともあれ、当面の手だてと、さらに先ほどからお話が出ています、子供たちの一応自分たちで考え体験していく、そういう生活の中での子供らしさの回復、こういうものが重要なのではないかと。よく無感動とか、あるいは子供たちがどちらかといいますと最近、非常に感動する心がなくなっているとか、さらに無気力であるとか、あるいはいろいろ働きかけても反応が乏しい。いわゆるそういうような状況を何とか週5制という問題を通して回復していくような手だて、こんなことを考えながら、できるだけ努力を続けていきたい、とこのように考えています。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君） 教育長から御回答いただいたんですが、直接的な僕の再質問に対する回答がありませんので、社会、あるいは学校教育の方からお答え願いたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 学校教育部長。

○学校教育部長（糸川 滋君） それでは、指導員配置でございます。これにつきましては、先ごろ議案上程されました補正予算の中に組み込んでお願いしているところでございます。現在、基本的に小学校各校2名充ての指導員を配置する、ということで対応策を考えておるところでございます。したがって、これも実際、今現在において指導員どうなっているということにつきましては、予算成立直後より対応を済ませて、10月の当該日には十分間に合う形で対応していきたい、というふうに考えているところでございます。

次に、塾の数でございます。先ほども申し上げましたとおり、現在、業界の実態を把握することが非常に困難な状態でございます。国にいたしましても、そのすべてを把握していない状況下と、あるいは各自自治体におきましては、なおさらその実態は把握し得ないものでございます。大きなものに至りましては、まさに企業と言えるようなものから始まりまして、下は個人住宅における家庭教師的な形態に至るまでございます。マスコミ等見ておきますと、一方にはとても月1回の、それも午前中に対しての対応はとても教師陣の手配もつかないし、対応できないというような一面も持っておるようござい

ますし、あるいはまた、カルチャー的な意味合いのものも含めまして見ますと、やはりそういう半日の間をねらってのいわば商業行為的な形の中での動きが出ているところもあるわけでございます。日野市におけます塾という名のつくものにつきましても、大分そういうような状況でございまして、現在教育委員会としての把握はなされておらない状況でございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 第1点の、このただいま申し上げました対応で十分と受けとめているかということでございますが、先ほど教育長からも御答弁いたしましたとおり、現有施設を十分に活用いたしまして、できるだけ対応をしたということで、そのほかにも生活文化部の方の地区育成会等でもスポーツ交流会等も予定しておりますし、また、福祉部関係の社会福祉協議会の児童部会と子供会等が一体となった、伝承文化を学ぶ事業等も計画をされております。社会教育だけの事業で十分とは申しませんが、これから皆さんの協力を得まして、この5日制のあしたの土曜日の対応をしていきたい、とこのように考えているところでございます。

それから、子供ランドのことにつきましても、将来的なことにつきましては、教育長の方からお答えをしていただきました。当面、自然体験広場を当分の間使用していく中で、子供ランド的な自然体験、あるいは生活体験をさらに充実していきたいというようなことを考えております。市民の森・スポーツ公園等も一体といたしまして、あそこでスポーツの活動も含めた、あるいはまた近くにあります中央公民館等もリンクさせまして、そこで芸術的なもの、あるいは文化的なものも学べるような、あの地域を当面の間は子供たちの活動の場の拠点として位置づけてまいりたい、とこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君） ありがとうございます。

学校教育部長の方から塾の問題についてのお答えをいただいたわけでありますけれども、塾の数については、正しく把握していないということであります。僕の方は、その塾の方に教育委員会だと思いますが、お伺いまして、何回もお願いをしてきている、とこのいうふうなことが触れられておりましたので、その内容についてどうなのか。行政が塾へ行きましてどんなことをお願いしてきたのか、そして塾の方がどんな対応、反応を

示したのか、そのことを質問したはずなんです、ひょっとしますと僕が聞き忘れたと
いいでしょうか、まずさがあったかもしれませんので、もう一度その辺の経緯について
お答えを願いたいと思います。

それから、社会教育部長の方の子供ランドの関係でありますけれども、当面は先ほどの
仲田緑地なり、あるいは旧桑園跡地の施設を利用してやっていただくことは結構として、やはり将来的には、夢の国、子供ランド、そういったものの建設に向けて、例えば
けさの奥住議員のお話じゃありませんけれども、基本構想の中に入れていただけるよう
に努力をしていただきたい、こう思っております。それでは学校教育部長、お願いします。

○副議長（高橋徳次君） 学校教育部長。

○学校教育部長（糸川 滋君） 再質問いただきまして、大変申しわけございません。
私の申し上げようが悪いところから御理解に支障を来しておろうかと思ひます。もう一
度繰返し申し上げますと、学習塾関係への働きかけということでは、現在、先ほど再
質問でお話し申し上げたような業界の実態でございます。そんなところで、国自体もそ
のつまびらかな数値と実態を把握していない。都、ましてや市町村におきましては、な
おさらその実情というものはつかめていない、というのが実態でございます。大変申し
わけございませんが、そんなようなところから現在、業界に対しての働きかけというの
は、文部省がその全国レベルにおいて働きかけをしたということでございますし、また
その働きかけも、トップを切るような大きな経営規模を持っております業者には働きか
けていないというようなことでもあるようでございます。

そんなことでございまして、その効果といいましても、やはり、ある程度わかったよ、
というような面もございまして、いや、そんなこと、我々の段階ではそんな事態は起こ
り得ないんだよ、というような反応もありますし、そんなことは関係ないだろう、我々
は我々だ、というような、全く区々にわたる反応を示しておるというのが実情でござい
ます。お答えになりましたかどうか、以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君） 結構でございます。

最後に、市長に夢の国、子供ランドの決意をお伺いしたいと思いますけれども、山や
海、川など、自然の中で生きた体験に乏しい子供は、人間としての体の機能に未発達部
分が多いことが指摘をされています。キャンプへ行ってもマッチをすって火をおこせな
い。川へ出て、燃える木と生で燃えない木の見分けがつかない。木登りのできない子が

いっぱいいます。野山を駆け回っている子供の姿を見ることもできなくなりました。日
常生活でも鉛筆が削れない、あるいはリンゴや柿の皮をナイフでむけない。また、雑巾
が絞れない子供もふえ続けております。これらのことは、今の子供たちが遊びを失った
こととあわせまして、直接体験が不足していることを物語っていると私は思っておりま
す。

そういった意味で、これはぜひ、自然に体験できるような子供の国をつくっていただ
きたい、このことをお願いしまして、最後に市長の方から、この問題に対する総括的な
決意をいただきまして、私の一般質問を終わります。お願いします。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 生きた社会は、時代とともに、それから住民の意識とともに
生々発展をするというところに未来がある、と言えるものだろうと思っております。す
べての大人の行動は、将来の世代のためにいろいろな条件を築いていく、こういうふう
にあれば、未来は大変バラ色ということになるわけですが、現実にはなかなかその
ようには動いてない。むしろ子供は、どちらかというと見落とされた、競争優先の社会
になってしまって、味気のないものになっている、というのが現実の一つの姿だという
ふうに言ってよいかと思ひます。

私は、子供に夢をということとを絶えず教育の主眼にしていきたい。そして一つ
の大きな刺激といいましようか、子供に脳裏に植えつけられるようなきっかけをつくっ
て、そして一人ひとりの人格形成といいましようか、人間性に特徴を持たせ、競争とい
う——まあいい意味もないわけではありませんが、競争のために人間がばらばらにされ
るということであって、いけないわけでありまひす。むしろ思いやりとか、今盛んに言
われておりますゆとりの時代というのは、ちょっととどまって、生産優先、あるいは競
争優先の社会からちょっと考え直したらどうだろうかという、そういう時代の傾向とい
いましようか、あるいは人間の意識傾向が生まれておる、とこういふふうと考えてい
いんではなからうかと思ひます。つまり週休2日制ということは、私は生産性をある程度
落としても、人間性をひとつ尊重しようという大切なきっかけにすることが目的であ
って、これからどのような社会構造、あるいはなじみ方をつくっていくかという、そう
いう変革の時代に遭遇している、ということではないかと思ひます。

特に子供の夢の国といいましようか、こういう発想は大切だと思ひますので、
名前をつけてどうこうということではないにいたしましても、そういういわゆる内容の
ある、また子供たちの喜びのつくり出せる、こういう地域社会、あるいは施設や制度を

整えていくということではないか、というふうに思っております。御発言の趣旨も、よく我々も理解できることでもありますし、できるだけそのように沿えることが、つまり生々発展の目的でなければならぬ、こんなふうに思っておりますので、名前を挙げてという形になるかどうかは別といたしまして、ぜひ、そのような内容に夢のある、そういう子供たちにまた夢を与え得る、そういう地域社会の形成に努めていく必要がある、このように御質問を伺っておるところでございます。

○副議長（高橋徳次君） 佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君） ありがとうございます。

市長の方から力強い決意をいただきました。本当にありがとうございました。ぜひ、実現に向けて努力していただきたい、このことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君） これをもって18の1、学校週五日制を迎え、校外活動の場“夢の国、子供ランド”の建設をの質問を終わります。

一般質問19の1、市民が求めるおいしい水の確保と供給をの通告質問者、高橋徹君の質問を許します。

〔14番議員 登壇〕

○14番（高橋 徹君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。市民一人ひとりが求めるおいしい水の確保と供給をということでございます。

私、個人的なことですが、ことしの8月に中国の新疆ウイグル自治区というところに訪れる機会がございました。この新疆といいますと、人口が1,300万人という自治区でございます。私が訪れました村や町というのが、ウルムチ、トルファン、コルラ、クチャ、アクス、カシュガル、ヤルカンド、ホータン、という皆さんも御存じのように、NHKで放映しておりました「シルクロード」の世界でございました。ある調査のために行ってきたわけでありまして、そのとき、砂漠の中の町や村でありまして、この地にはいろんな国境を接するパミール高原、また天山山脈という5,000メートルを超える山々が連なっておりまして、この山から流れ出るきれいな水を、地下を暗渠に掘って、そして砂漠の中を超えながら、3,000キロぐらいにわたってそれが地下にあるわけです。これがつくられたのが約今から2,000年以上も前にできたということでありまして、日本ですと弥生時代にもう既にこのような考えと技術で、人間の英知でつくられたということでありまして。私もその水の流れる地下のカレーズといいまして、大変きれいな水だったものですから、思わず手ですくって飲んだわけです。ところが、物の

見事にあたりまして、下痢をし、これが数日間続いたわけでございます。どうして下痢になったのかというのは、また後ほどお話をしてみたいと思うわけでありまして、このように砂漠で生産を、作物をつくりながら、住んでいる方たちが2,000年前からいまだに汚染をされず、雨が降って、その雪とか雨になったものが地下に浸透して、飲み続け、そしてそこで生活をしている、大変うらやましい限りであったわけでありまして、そのようなことを私どもの住んでおります日野に置きかえて考えてみたいと思います。

皆さん御存じのように、恐らく昭和35年から7年ぐらいまでの間は、この議場にいらっしゃる皆さんも、日野の水は井戸水にしろ何にしろ、うまかったなあ、というのが事実じゃないかというふうに思うわけでありまして。しかしながら、日野市も人口が年ごとにふえてきて、なかなかそのような水が出なくなったりしてきたために、上水道を今使用しているわけでありまして、この上水道を使用する以前も、日野にはいろんな河川があり、自然が残っておりました。そのような自然の恵みの中からいただいていたわけでありまして。

日野の自己水源として特に地下水、安全でおいしい水を、また最適な水を飲み続けるには、そのためにはどのようにしていったらよいか、ということにつきまして質問をしていきたいと思っております。

一つ目としまして、現在、市内で自家用井戸がある戸数または、保健所の水質検査等で飲用できる、また利用している戸数等々がどのぐらいあるか。

また2点目としまして、市内の深井戸の地下水の水質検査の実施状況は、これは今日野市内にあります都水道に切りかわった部分の検査状況でございます。さらに多摩川、浅川の水質検査の実施状況等についてお知らせいただきたいと思います。

3点目としまして、地下水をくみ上げますと、地盤沈下というものが起こるわけでありまして、揚水による地盤沈下は市内の井戸を中心にとらえてみますと、くみ上げ始めてから現在まで、どのぐらいあったのか。

4点目としまして、雨水の有効利用の一つに、浄水貯留利用中水道システムがあることは皆様既に御存じだと思いますけれども、今後、日野市内における公施設または民間へのそういうシステムの指導をどのようにされていく気構えをお持ちであるのか。また今、大変に問題になっております酸性雨、この酸性雨の測定は、年間どのような実施方法で、またどのぐらいの割合で測定をされているのか。

それから、5点目でありますが、地震災害時の救急用水の管理は現在どのようになっているのか。そしてまた、各家庭への指導はどのようにされているのか。

6 番目としまして、数年前、水路の水質浄化を進める上で、木炭を使用したと思えますけれども、その木炭による効果というものがどのくらいあって、それを現在どのような形で実施をされ続けているのか。

7 点目としまして、この水道管にかつてはいろいろ人体に害のあるそのような原料をもって水道管が使われていたわけですが、今後はその水道管の敷設がえ及び、おいしい水をどのような方法にして確保する方法があるのか、また実施しているのか。現在の水道管の取りかえの進捗状況等についてお伺いしたいと思います。

8 番目でございますけれども、水道週間が現在東京都全体の中で設けられているわけですが、その水道週間にまつわりまして、いろいろ節水器具の展示と相談等が行われていることと思えますけれども、その効果はいかなるものか、お伺いをしたいと思います。

9 点目としまして、雨水の地下浸透についてであります。都市化が進んだ日野の中では、地上に降った雨の多くが、管渠を通ったり、また水路に捨てられております。水的环境はそう断たれてしまうわけでございますけれども、このようなことを踏まえまして、市の指導開発要綱というのが、建築をするときにございます。その指導要綱の見直しまたは追記をすることによって建築物の新築、増築、改築時期には、雨水の浸透施設、これは浸透ますですけれども、これを設置の義務づけ、このようなことが私は可能ではないかと思うんですけれども、その点についてお伺いをしたいと思います。

10 点目でございますけれども、地下水というのは、やはり公の資源として位置づけるならば、飲み水としての利用を最優先とする日野市独自の地下水の保全の条例等をつくることは可能ではないかな、というふうに考えるわけであります。地下水源の保全、涵養と、地下水の適正かつ合理的な利用の推進という意味合いからお尋ねをしたいと思います。

11 点目でございますけれども、最後、水の尊さは子供のころから教えていくことが私は肝要だ、というふうに思うわけであります。子供たちにどのような指導をされているのか、また、学校で節水対策等をどのようにされているか。

以上お伺いをしたと思えますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君） 高橋徹君の質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君） 大変多岐にわたっております。順次お答え申し上げます。思いますが、まず、私ども環境部に関するものにつきましてお答え申し上げます。

まず、1 点目でございます。市内の自家井戸のある戸数ということでございましたけ

れども、保健所で調査、登録されております井戸の件数は、事業所も含めまして444件でございます。そのうち飲用に使用しているもの、これは213件。それから、さらにこのうち主として飲用に使っているもの、これは76件でございます。

次に、2 点目の後段でございます。多摩川、浅川の水質検査ということでございます。これにつきましてお答え申し上げます。私ども、多摩川につきましては1カ所、浅川につきましては2カ所、毎年水質検査を実施いたしております。時期につきましては、7月の雨期ですね、水量の多い時期と、それから3月の大変水の少ない時期、この二度に分けて実施をいたしております。

いろいろ検査はございますけれども、そのうち特に代表的なものでございますBODについてお答え申し上げます。多摩川につきましては日野橋の下、ここで測定をいたしました。その結果、平成3年7月の24日に、それぞれ同じ日に行ったわけですが、7月の24日では1リットル中20.6ミリグラム、それから平成4年の3月の4日に実施いたしております。これが1リットル中に5.3ミリグラムということになります。BODでございます。年平均にいたしますと3.5になります。これは多摩川の水系でございます。

次に、浅川の上流でございます。浅川の上流と申しますと、私どもで上流と申しますと、中央線の鉄橋の下ということになります。ここは同じく7月に調査いたしましたときには、6.7ミリグラムでございます。それから3月の4日、同じ場所で調査いたしましたところ、20ミリグラム、大変多くなっております。それから浅川の下流、新井橋の下、ここで調査をいたしております。これが7月の24日は7.1ミリグラム。それから3月の4日でございます。本年ですね。11ミリグラムとなります。で、環境基準としては、5ミリグラムが環境基準になっております。したがって、両河川とも、多摩川につきましては平均3.5でございますので、環境基準の中になろうかと思いますが、浅川につきましては、環境基準を上回っているという状況でございます。それから、同じく全地域で有害物質につきましての調査をいたしてございますが、これらにつきましてはすべて不検出ということになっております。つまりカドミとか鉛、ひ素、これらにつきましては不検出ということになっております。

それから3 点目、地盤沈下につきましてお答え申し上げます。地盤沈下につきましては、本市では独自の調査はいたしておりません。しかし、東京都の土木技術研究所で観測線、測定線などを設置いたしまして、実施しております。多摩地区全域になるわけでございますけれども、この中につきましては昭和46年から測定が開始されております。この昭和46年というのは、昭和45年に東京都の公害防止条例が改正されまして、地下水の

くみ上げについては新規の禁止、このような制限規定を設けまして、条例を施行しております。したがって、その翌年でございます46年から測定を始めました。その結果、昭和48年には、多摩地区では清瀬市で一番大きな21.65センチメートル、これだけの地盤沈下が測定されました。しかし、その50年から急激に減少を始めまして、昭和54年以降は、1年間に5センチ以上沈下した地域が見られない。それから平成3年では、1センチメートル以上沈下した地域はございません。このような測定の結果になっております。

それから、引き続いて4点目の後段になりますけれども、酸性雨の測定はどうか、このようなことがございました。日野市では市民参加によりまして、PH試験紙を使用した簡易測定を実施いたしております。その結果、平成3年12月、ごく最近のデータでございますけれども、平成3年12月から平成4年の3月、この期間におきます平均値、PH5.3ということになっております。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 4点目の雨水の有効利用の件でございます。水資源の有効活用については、既に御指摘のとおり、雨水利用と浄化槽の処理水による水の再処理、再利用が現在実用化はされております。この庁舎において浄化槽の処理水による中水道システムというのを本庁舎においては採用して、大便器、小便器の洗浄及び植栽への散水に利用しております。今後、公共下水道の普及によって、浄化槽が不用になりますので、特に雨水の有効利用、有効活用ということを、公共施設の建設整備の際には積極的に対応してまいりたいと考えております。

4点目は以上です。

○副議長（高橋徳次君） 水道部長。

○水道部長（日野義人君） 水道部関係に関連する御質問にお答えを申し上げていきたいと思っております。

まず、2番目の深井戸の地下水の水質検査の実施状況というふうなお尋ねでございますけれども、現在、市内で水道水として使用している深井戸は、19本ございます。細かくちょっとお知らせしますと、多摩平浄水場系につきましては9水源、それから大坂上浄水場系につきましては5水源、それから三沢浄水場系でございますが、これは4水源、それから南平配水場は1水源、というふうなことで、合計19本というふうなことでございます。それで、この地下水からくみ上げておる水の量でございますけれども、平成3年

度の市内の年間の総配水量は、1,988万4,000立方メートルでございますが、この深井戸19本の用水量は528万3,000立米というふうなことで、全体の総配水量に占めます地下水の量といたしましては、26.6%の割合になるろうかと思えます。

それで、この深井戸の水質検査でございますけれども、水道法の規定によりまして、東京都で毎月定期と、それから年間の定期——これは年間の定期といいますのは、年に2回実施しております。それでその結果でございますけれども、現状では水質基準、あるいは水質規制値をクリアした安全な水質ということが言えると思えます。ちなみに、検査の結果をちょっとお知らせしますと、大坂上浄水場の関係につきましては、これは1立方当たりでございますけれども、0.003ミリグラム、それから多摩平の浄水場につきましては0.001ミリグラム、それから三沢の浄水場につきましては0.01ミリグラム、それから南平の配水場につきましては0というふうなことで、水道法で規定されているソウトリハロメタンの基準値は0.1ミリグラムというふうなことでございますので、数値といたしましては、基準値を大きく下回った数字になっているというふうなことでございます。

それから、次が5番の、地震災害時の救急用水の管理はどのようになっているかというふうなお尋ねでございますけれども、恐らく地震災害時には、水道管等の被害は避けられないというふうな想定をしておりますが、震災時における飲料水を確保するために、先ほど申しました市内の各浄水場、配水場を給水拠点として活用するため、必要な応急給水用資機材これは自家発電機ですとか、給水車、それからポリタンク等を整備しております。震災時における飲料水の確保は、生命を維持する必要量といたしまして、1人1日3リットルと言われております。したがって、日野市内全体で1日の必要水量といたしましては、約500立方メートルが必要となるわけでございますが、現在市が管理している主な配水池の有効貯水容量は1万3,200立方メートルでございますので、その3分の1に相当する貯水量、4,400立方メートルを確保しますと、災害発生時より約8日間の飲料水の確保となるわけでございます。その間に破損を受けた配水管の復旧作業等を急ぐ、というふうな予定でおります。

それから、各家庭への指導でございますが、広報ですとか、それから市民便利帳等でPRをしておりますが、今後はあらゆる機会に働きかけが必要かというふうと考えております。

それから、7番目のお尋ねでございますけれども、水道管の敷設がえ、それからおいしい水の確保にどのような方策があるかというふうなことでございますが、御案内のよう

に日野市におきます水道事業も、開始されてから三十数年経過しているわけでございますが、その間、昭和45年ごろまでに敷設された石綿管が非常に漏水事故等が多いということで、老朽化しておるわけでございますが、これを昭和62年からライニング交換への敷設がえを行っておりまして、予定といたしましては、平成7年度を目標に敷設がえをしていく、というふうな予定であります。昭和62年にこの石綿管が12万3,838メートルでございましたけれど、平成3年度末では8万3,000メートルがあと敷設がえを残す数量になっているというふうなことでございます。このライニング交換になりますと、配水管の内部がさびどめ処理されておりますので、赤水の発生がなくなりますし、それから配水管の強度が高くなりますので、漏水事故等の発生を防ぐことともなるわけでございます。

それから、次に、おいしい水の確保についてということでございますが、大変残念なことでありますが、先ほどもお話し申し上げましたように、現在市内で使われている水道水の75%は、利根川系の河川水というふうなことでございますが、この水源河川の流域の都市化に伴いまして、年々河川の水質の汚濁が進む傾向にある。したがって、汚濁の進行に伴いまして、水道水がおいしさをなくす傾向にある、というふうな状況にございます。このおいしい水を確保する上では、御質問の中にもございましたように、地下水を利用することによって、河川水よりもおいしい水の確保はできるわけでございますけれど、地下水に頼るというふうなことができませんので、結果的には、水源河川の浄化を行うほかには方法はないわけでございますが、東京都では、都内で最もおいしい強い水道水と言われておりました、江戸川下流から取水しております金町浄水場の活性炭とオゾンによる高度浄水処理施設の設置を行い、ことしの春から稼働を開始し、逐次朝霧、三郷、御園等の各浄水場に年次的にこの高度浄水処理施設を設置していく、というふうな計画であります。

それからもう一つは、水源河川の流域の関係機関、あるいは国に対して、河川水質の保全について強く要望を行うと同時に、東京都自身の水源監視体制の強化ですとか、あるいは近く改定される予定でございます水質基準の動向を踏まえて、水質鑑定機器の整備ですとか、あるいは水質検査技術の向上等を図る予定でおるというふうなことでございまして、いずれにしても、市単独で対応できる問題ではありませんが、都に機会あるごとに強く要望していきたいというふうに考えております。

それから、8番目の節水器具の展示、相談等を行っているかどうか、というふうなことでございますけれど、毎年6月の初めから1週間が「水道週間」ということで、行事

が行われますが、東京都ではこの週間中、テレビですとかラジオ、マスコミを通してPRをしておりますが、それと同時に、厚生省と共催でことしの場合には5月30日に都庁前の会場で都民の皆さんに水の大切さを呼びかけるというふうな行事ですとか、あるいはダム、浄水場の見学会等を行っております。日野市の場合には、この期間中、多摩平浄水場に横断幕を掲示したり、それからポスター、パンフレット等の配布等で節水の呼びかけを行っているわけでございます。また、6月15日号の市の広報には、「上手に使う大切な水」というテーマで、市民の皆さんに呼びかけをするとともに、節水の御協力と意識づけを行い、この窓口の方で節水ごま、これは蛇口の中に入れる栓の一部でございすけれど、無料配布を行って節水の呼びかけをするというふうなことも行いました。それから、そういうふうなことによりまして、市民相談室やあるいは水道部の窓口の方にお客さんからのお尋ね等がございまして、PRに努めたというふうなことがございます。

それから、節水器具の展示並びに水道の相談につきましては、毎年市が開催しております秋の「日野市産業祭り」の会場に日野市の管工事組合の協力を得まして、相談所を設け、器具の展示、節水ごまの説明、配布、それから水道相談等を2日間にわたり実施しております。これは本年も実施する予定であります。以上のような形で節水の呼びかけをしております。

それからもう一つ、10番目でございますけれど、市独自の地下水保全の条例の設置、というふうなお尋ねでございすけれど、御承知のとおり日野市の場合は、日野市の水道事業を昭和49年の6月に東京都水道事業に統合、一元化を行いまして、多摩地区23市3町とともに現在は、都営水道として運営されて現在に至っているというふうなことでございますが、この統合の一元化の理由といたしましては、その当時、人口増加に伴う水需要の増加に対する水源確保の困難性と、それから各市間の水道料金、いわゆる住民負担の格差が大分あるというふうなことで、この格差是正等を予定しまして、水道事業は広域的対応が望まれるというふうなことで、都営水道に一元化された経過がございす。その結果、日野の場合には、おかげさまで現在は水道普及率が100%となっておりますし、それから渇水時以外は都が確保している利根川上流の群馬県等に所在しますダム群と多摩川を水源とした都水が75%を占め、蓄水、これは地下水でございすけれど、が25%前後というふうに安定給水が確保されているというふうなことでございます。で、蓄水、まあ地下水でございすけれど、日野の場合には地下の深度——深さでございすけれど、大体200メートル前後の水脈からくみ上げておりまして、この地下水利用は

東京都の公害防止条例、これは45年の4月に制定されておりますけれど、産業用水と大口の利用は制限を受け、それから水道水においても、毎年用水計画を提出して、地下水利用の調整が図られるなど、都条例によりまして水量、水質とも保全策が講じられているという現状にございますので、現在、特に市独自の保全条例の制定等は考えておりません。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 学校教育部長。

○学校教育部長（糸川 滋君） それでは、11点目の御質問にお答え申し上げたいと思います。

日野市の歌「緑のまち」の3番に次のような歌詞がございます。“脈打つ多摩の水音に 思い出たどるなつかしさ 流れが清くあるように 願いは同じ日野のわれら”と、この歌詞にもありますように、日野市は清める清流のまちでございます。この緑の清流のまちに育つ子供たちには、幼いころより水の尊さを教えていくことが必要であり、こうした学習を通して地域に対するといいまいしょうか、この地に対する愛着を育てていくことが必要であると考えます。

御質問にあります水についての学習は、主に社会科、それに家庭科等の教科において行われており、特別活動においても多摩川、浅川についての学習はさまざまに工夫されて行われております。例えば、小学校4年の社会科の学習では、地域の人々の生活にとって必要な飲料水、電気、ガスなどの確保及び諸事業が計画的、協力的に進められていることを調べたり、地域の健康な生活の維持と向上に役立っていることを学んでおります。また、小学校5年生、社会科の国土に関する学習におきましては、環境教育の立場から、森林資源の保護が国土の保全や水資源の涵養のためにも必要であることを学びます。さらに、小学校5、6年の家庭科の学習では、気持ちのよい家庭生活を維持するための正しい選択の仕方を、また道徳の学習では、全学年を通じて自然を守ることの大切さを学んでおります。日野市においては、こうした学習をさらに充実させ、子供たちに地域に対する愛着を育てることを目指しまして、小学校、中学校とも環境副読本を作成いたしまして、今年度より事業の中で使用し、学習の効果を上げておるところでございます。この環境副読本では、副読本のうちの全体の3分の1を割きまして、日野市の水資源の保護を取り扱っております。清流を取り戻すための学習に、各校とも力を注いでおるところでございます。

また、学校の節水対策はどうかという点につきましては、各学校ともトイレや流しに

は、その節水を喚起する掲示物が張られたり、あるいはプールの使用に際しても、節水と呼びかける努力をしておるところでございます。

最後になりますが、教育委員会としての手だての点につきましては、学校への節水の呼びかけ、「水道週間」等そういった機会を通じましての節水の呼びかけ、これは校長会を通して、あるいはその他の機会を通じて呼びかけをしておる、という点がございまいし、施設的には水洗トイレの水槽、あるいは配水弁といいまいしょうか、その器具におきまして節水型のものを使用している、ということもございます。また、漏水検査を年2回実施することによって、水を守っていこう、とこういようなことをしておる点がございます。

簡単ですが、以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 順番が前後になって申しわけありませんが、6番目の水路における木炭の水質浄化の効果の点でございます。この件につきましては、平成元年に平山東公園前水路において実験を行いました。この結果については、それぞれ流量、流速等によって、その日々成果は違うわけですが、最高では除去率42.5%、すなわち流入は1リットル当たり10.4ミリグラム、流出が5.98ミリグラムという実績がございます。その後実施しておりませんが、これはやはり、本来、この木炭による浄化がしっかりした一定のサイクルを持った上でやりたい、という考え方からでございます。すなわち萌芽更新等で発生したものを炭を製作して、さらに水路に敷設し、その水路で使ったものを一定の粉碎した形で土壌改良等に使う、とそういうような一定のシステムが必要かなという感じで思っているわけです。ただし、木炭浄化をした際に発生した吸着するものがどんな物質が入っているのか、そのような部分の不安、それから粉碎、土壌改良へのシステムがちょっとまだ検討を必要とする段階でありますので、現在行っておりません。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） それでは、第4点目、それから9点目につきましてお答え申し上げます。

4点目の、中水道システムの民間施設への指導でございますが、御承知のとおり日野市では「住みよいまちづくり指導要綱」というのがございます。この指導要綱に該当する施設につきまして、雨水の再利用について民間施設に仮に指導を行うということにな

りますと、現在の上水道、それから下水道、そのほかに別個に新たに中水道施設というものを持てなければなりません。これは非常に費用も膨大にかかる関係もございますので、今後の検討課題として考えていきたい、というふうに思っております。

それから、9点目の雨水の地下浸透についてでございますが、これも先ほど申しました、現在のあります「日野市住みよいまちづくり指導要綱」、この中でもう既に指導いたしております。具体的には、その雨水ますでございますけれども、構造そのものを浸透式の構造とするように指導しているわけです。内容は、ますの底をコンクリート等で打たないで、砂利等を入れて浸透させる方法をとるように指導をいたしております。また、都市計画法の開発行為に該当するもの、これにつきましては、東京都もやはり同じような浸透のますの設置、こういうものを指導を行って現在おります。これは東京都が直接指導するものでございますけれども、そのように現在、指導要綱の中では対応いたしております。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 高橋徹君。

○14番（高橋 徹君） 懇切丁寧に答弁いただきましてありがとうございます。

水にかかわる質問をさせていただいているわけですが、よく水のおいしさの基準といいますか、そういうものがいろいろ、いろいろな資料を見ますと出ているようであります。

例えば、さっき私が冒頭にお話ししました、日本とヨーロッパの水の違いでありますけれども、水1リットル中にミネラルの中に含まれるカルシウム、それからマグネシウムの合計量が50から100ミリグラムありますと、大変これはおいしいわけですが、そしてその50から100ミリ、要するに100ミリ以下ですと軟水、これは日本の私どもがいつも口にしている水です。そしてまた逆に、多ければ硬水、これはヨーロッパ大陸等々の水でありまして、この硬水というのは200から400ミリぐらい、ヨーロッパ大陸の水はあるらしいですね、マグネシウム等々の含まれる量が。そうしますと、このマグネシウムというのは、よく私どもが胃の検診等々受けた後に下剤をいただくわけですが、この下剤の中にはたくさんのマグネシウムが入っているわけですので、この硬水を飲むというのは下剤を飲むのとそれに等しいということでありますので、ことした海外研修に行かれる皆さんは、ぜひこれはお守りいただきたいと思えます。

それから、おいしい水の出る所は、酒もとてもいい酒がつかれる、それから身近なところだと、豆腐をつくってその豆腐を食べてもうまい。豆腐の約90%、85%から90%

が水でつくられているわけですので、そのようなことも当然言われるわけであります。人間にとって水が一番大切だということは、間違いないわけですが、人間のは、大体60キロぐらいの体重の方を平均しますと65%が水でできております。よく生まれたばかりの赤ん坊が、これは水分が80%、大変に肌がつやつやしているというのは、弾力性があるのは水が含まれているからだと言われております。それから、血液も91%が水であります。また脳も80%、それから目の網膜、これも92%が水でできているというふうに言われております。先ほど水道部長がお話ありました、災害時に必要な水が1日3リッターぐらいが必要だろうということでございました。これは飲み水として人間の1日に必要な量が1リッター、食べ物をいろんな食べますのに含まれる量が1リッター、それからあとは、食べ物の中の炭水化物、これが0.5リッターで、約2.5リッターぐらいが平均的には体重によりますけれども、人間が必要ということで、ほぼ一致をしております。

それから、世界でいろんな国々で長寿の国と挙げられる国があります。先ほど私がお話を申し上げましたこのウイグル地方、新疆のウイグル族という少数民族が住んでおります。それから南米のアンデス、ソ連のコーカサス、日本ですと棚原村ですね、これは水が大変きれいで、安全でおいしい水が古来からあるところに、そのように長生きができる方が多いのではないかと、というようなこれは一つの統計でございます。これは先ほどお話ししましたように、人間の体は水でできているという、ほとんど水から、体重の比率ができて上がっているといことで、新陳代謝がおいしい水を飲むことによって、毎日毎日行われているということが一番これは大きな要因ではないかというふうに言われておるわけであります。このように、水の汚れとか大気の大汚染のない山紫水明の地で暮らす方は、これからも長生きができるのではないかなというわけであります。

それから私今、名水100選という、既に6年ぐらいたつわけですが、環境庁が作り出した本があります。ここに静岡県駿東郡清水町柿田川湧水群というのがございます。この水は、富士山に降った水が、頂上に降った雨とか雪が約100年ぐらいかかって浸透して出てくるということですので、私どもが今飲んでいる、また飲むことが可能な水というのは、もう生まれるはるか前の時代から、そして今降った水は、この世の方は飲むことができずに次の代の方が利用できるという、そのようにいろいろ水というのは大変に私は貴重なものであるということをしみじみ感じたわけであります。

先ほどお話をいただきました、東京都において水道事業を現在経営している自治体というのは、三多摩地区において5市でございます。武蔵野市、三鷹市、調布市、昭島市、

あとは羽村市、この5市ですね。この5市のうち、東京の水で一番おいしいのが昭島市の水だそうです。これは100%地下水を使っているということでもあります。このようないろんなデータを少しお話をさせていただいたわけでありすけれども、私が先ほど質問させていただきまして、2点ほど再質問をさせていただきたいと思います。

地下水を公共の資源として位置づけたらどうかということでもありますけれども、この地下水の取り扱いについては、民法の中の207条というところに、土地の所有権は、法令の制限内において上下に及ぶという、そしてそれが帰属するということがありまして、私水という私の水という概念があるわけでありすけれども、地下水というのは、今お話をさせていただいたように、100年かかって遠くの方からずうっと来ているわけですので、一つのエリアは水の通過点であるわけでありすので、その地域の配水または河川を流れる水、これも地下に浸透してきます。それから、現在私どもの住んでいるまちの中で舗装になったりしますと、雨が降って側溝に流れたりして、一時に河川に放出してしまうわけでありすけれども、なるべくそのまち、日野で考えますと日野の中に降った雨は日野のまちの中に、なるべく地面の中に浸透をさせることが私は当然できる、方法によっては幾らでもできるのではないかな、というふうに思うわけです。先ほどのお話ですと、なかなかそういうことは市独自ではできにくいというお話だったわけでありすけれども、市独自でできない場合は、そのエリアを広げて、東京都という枠の中へとらえ直していただきまして、東京都の方にもこのような条例的なものをぜひ提言をしていただきたいわけでありすけれども、その点について再度質問をさせていただきます。

それから、先ほどの日野市のもう1点でございますけれども、指導要綱の中で既に指導をされているということでもあります。これは浸透ますですね。指導しているのと義務づけるのとは、意味合いが違うと思うんですね。千葉県松戸市等は、もう既に義務づけておりまして、松戸も大変に人口がふえて、松戸市内を流れる川、テレビ等によく――きのうは「水路週間」だったんですね。テレビで見ましたけれども、河川が非常に汚れておりました。このようなことからいきまして、指導は今されていると思うんですね。私が今、指導でなくて、それを義務づけるような方向に持っていくことはできないかということなんです。といいますのは、今日野市の水道の蛇口から出る水が、東京都の水道事業の方に移管されているわけでありすけれども、二十何%だったですかね、約27%ですね。27%が市内に19カ所に掘ってある深井戸からの用水を利用できるわけです。用水を利用できるということは、少なくとも、直接浄水場から来る水を100%飲む

よりは、ブレンドされるわけですから、少なからずおいしい水に近づいているわけですね。その近づく方法として、そのような方法をとれば、地上に降った雨というものがむだに水路から河川にどんどん流してしまうんでなくて、何時間また時間をかける中で、深層に行って、それがまた地下水として還元されてくると。要するに自然のリサイクル、これが自然の理であるわけですので、そういうふうな長期的な目で見て、今現在ただ指導しているんじゃなくて、義務づける中を、予算的にしますと、一ますつくるのに約5万円ぐらいのお話を聞いたことがあるんですけれども、一般住宅ですと、それを2カ所ぐらいで足りるでしょうし、または公共施設、さらには事業所等はまたその敷地面積、また屋根の面積等々によっても算出の基準が違うと思うんですけれども、そういう意味での指導要綱の中にそれをつくり加えたらいかかということですので、その2点について再質問をさせていただきたいと思いますので、答弁よろしく願いいたします。

○副議長（高橋徳次君） 水道部長。

○水道部長（日野義人君） 先ほどもお答え、御説明申し上げましたけれど、市の単独による地下水保全等の条例の関係でございますけれども、現在制定されております東京都の「公害防止条例」の中では、水量並びに水質等の保全についての規制等が規定されております。それで、この条例の中を見ますと、これは特に産業用の大口の地下水利用というふうなことが前提になっておりますけれど、とらえ方としましては、やはり地下水につきましましては公共利用が優先で、一般の国民等に害を与えるような使用の仕方を規制している、というふうなことでございますが、御提言は、さらに積極的にいわゆる水の量の保全というふうなことで受けとめておりますので、都の水道の窓口といたしましては、多摩水道本部がございまして、そちらの方と意見の交換をしてみたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） その浸透ますの義務づけでございますけれども、この日野市の住みよいまちづくり指導要綱、これはあくまでも要綱でございますので、この中で義務づけということは、困難であろうかと思っております。ただ、現実には相当、その指導する場所によりますけれども、例えば危険な箇所、規制区域等の中でがけ地に近い所、こういうところに浸透させるというのはかえって危険になりますから、その地理的な条件を踏まえた中では、相当厳密に指導はいたしております。ただ、この中での義務づけ

というのは難しかろう、というふうに思っています。それでただ、今日野市の中で湧水保全の検討チームという形で、この地下資源のこういうものを含めた形での検討を行っております。この中で一つの方向を出していただいて、今後、市全体としてどういうふうにとらえていくか、という方向を出していただければ、というふうにそれを期待しておるところでございます。その中で検討させていただきたい。

○副議長（高橋徳次君） 高橋徹君。

○14番（高橋 徹君） ぜひ、前向きにいろいろ課題をたたいていただきたいというふうに考えます。

それでは、市長にお伺いいたしますが、多くの今回、数点質問をさせていただいたわけでございますけれども、日野市が先ほどお話をさせていただきましたように、都の上水道の一元化を現在なっているわけでありまして、東京都としましても、いろいろ湧水期に備え、ダムを現在も計画している所ありますし、利根川水系でたくさんのダムが既にでき上がっております。いろんな経費がかかっておりますので、浄水、水をいただく各家庭の負担というものはそれなりのものが行われるわけですが、私はできる限りこの日野の今19本ある地下水を将来ともに使い続けていただきたい、というふうに思うわけです。使い続けるといいまして、ただ用水量をどんどんくみ上げるということではなくして、自然の雨の雨水等々含めた涵養、その保つ水とのバランスというものも大切だと思うわけですが、そういうようなことを踏まえまして市長のお考えございましたら、ぜひお願いをしたいと思っております。

そういうようなことを東京都の方にもお願いを私はしていただきたい、というふうに思うわけでありまして。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 水に関係いたします広範な水の博物学というような夢のある言論を伺ってまいりました。水資源といいましょうか、日本列島は位置している所がちょうど水に恵まれた大洋の中であり、しかも海流、あるいは気象状況等で、いわゆる雨資源には、水資源には大変恵まれておるという状況であるわけですが、水もまた一つの人間の生活、あるいは生態系にとってはなくてはならない貴重な資源である、ということでもあります。そこで、都市は水道という方式によって、飲料水を供給しているわけですが、そのまた飲料水を取水する手段としてのダム建設、あるいは地下水のくみ上げということで、自然破壊を伴う一つの課題もあるわけでありまして。

今御指摘の表流水、つまり地球の表面の水をなるべく使った水も地下に浸透させる、

そして水資源の再生、地下水の再生を図っていく、バランスをとっていくということは、自然保護の上からも、それから人の経済活動、あるいは日常活動も極めてこれから必要な視点ではないかというふうに思うわけでありまして、特に水道の観点からといいましょうか、いわゆる地下水を涵養するという意味で、降った雨をなるべく地下に、いったん浸透させる、そして地下水の水位を常に高く維持しておくということは、水道の取水のためにも有益なことだと思いますし、近ごろの自然保護運動として太陽熱のソーラーシステムとともに、雨をなるべく地下に浸透させようという意識運動が生まれてまいっております。近ごろまた、行政もそれに直接積極的に取り組んで、地下浸透の方式を義務づけるということもあるようでありますし、我々も既にそのことの検討を、検討といいましょうか、研究を担当の方にもう指示をしておる状況でありまして、できるだけ雨の水を地表から地下に浸透させる。これは言うまでもなく今日、浸透系数が非常に少なくなっておりますから、舗装するにしても、浸透性の透水性の舗装をするというようなこととあわせて、屋根に受ける雨をなるべく宅地内で個々の家庭といいましょうか、家が地下に浸透できる一定のつまり井戸に透水して、そして地下水として蓄えながら、また自然庄によって地下に浸透する、とそういうことだと思っておりますけれど、今のところは一応の行政指導という範囲であります。条例の制定等についてもひとつぜひ考えてみたい、このように御指摘に対してお答えをしておきたいと思っております。

○副議長（高橋徳次君） 高橋徹君。

○14番（高橋 徹君） ありがとうございます。

一口に水といいまして、今私も、日常使っている水が蛇口から出てきます。その水に対して、安全だろうか、飲めるだろうか、ということにのみ気がいってしまうわけですが、そういうことを私は大事なことであります。しかしながら、自分の家庭に來ている水道水の本当の、どこから来てどういう経路をたどって私も人間を潤してくれているのかなということを、本来のことを知ることもまた大事ではないかな、というふうに思うわけです。

現代の人類は、この30年で私が思いますに、特に日本人ですが、何か大きなものを忘れてきてしまったような気がしてならないわけです。そしてようやくこの数年間、いろいろなさまざまな環境問題、水問題を含めまして、その忘れ物が何かに気づいてきたような気がいたします。それは何かは、また皆さんのおのおのがお考えになられますと、また次の新しい課題が私も含めまして出てくるのではないかと思います。ぜひ、今後とも日野市民が望むおいしい水を提供していただくことをお願いいたしまして、この質問

をおしまいにさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君） これをもって19の1、市民が求めるおいしい水の確保と供給をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋徳次君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時24分 休憩

午後4時 再開

○副議長（高橋徳次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問20の1、中国と友好姉妹都市早期実現に努力を再度問うの通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

〔4番議員 登壇〕

○4番（藤林理一郎君） ただいま議長さんからお許しが出ましたので、中国と友好姉妹都市早期実現に努力を再度問うということで、質問させていただきます。

非常にタイトルは厳しいようでございますけれども、昨日、土方議員が私が質問しようかな、と思っていたことを大分やっていただきました。そこで、私は多少なりと方向を変えて、そして簡単にやらさせていただきます。

日中国交が正常化してより、20年という歳月がたっております。そこで、最近になって田中角栄元首相が、20周年を記念して中国側の招待を受け、7月の27日出発して、約5日間、病状の身でありながら、記念をすべき国交正常化のために訪問されております。また10月には、日本の天皇も中国へ訪問が決まり、そこで交流の歴史を持つ日中関係の中で、戦前の日本の侵略の傷跡が消えない今日であります。中国国民の間にも複雑な表情、一方には日本国内の反発及び慎重派、日本政府は難問題があるようにも聞いております。双方が理解し合って、努力によって日中国交正常化とともに、ということでございます。

昨日土方議員が質問されまして、そこで何人か答弁がなされております。その中で佐藤収入役の答弁の中で、北京市から約車で30分ぐらい行ったところに、^{はいでん}海淀区というところがあるそうでございます。（「^{かいでん}海淀」と呼ぶ者あり）これはですね、^{はいでん}海淀じゃなしに^{かいでん}海淀というふうに収入役が言われております。こういうふうなまちの中で、人口にいたしましても144万人の人口があるところでありまして、その中には、いろいろな文化施

設というような施設がたくさんあるようでございます。そこで私は、ぜひこの海淀という区の方たちとできれば日野市が姉妹都市または日野市独自の友好都市として友好を結んでいただけたらよろしいんじゃないかな、とこういうふうに考えているところでございます。

そうしまして、説明がありましたその説明の中で、海淀区とできるだけ早く議員側と理事者側ともども実現に向かって努力していただくようお願いしたいということでございます。そこで、この今私申し上げました中で、私の要望がぜひ平和を目的とした友好都市にぜひお願いしたいというふうに考えております。そこで、私の要望に対して、市長さんがこのことについて何かお考えがありましたら、一言お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（高橋徳次君） 藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 今回の私の行政報告で御報告をしましたことが、少々唐突ということで、御迷惑をかけたというふうに感じております。本来もっと情報を議会にもお伝えをして、必要な手続を進めるのが当然だというふうには考えておりますが、先日もお話し申しましたとおり、端緒を開くということで今、取り組みを進めておるわけありますので、その点も御理解をお願いしておきたいと思っております。

いい御縁で姉妹都市という言い方よりも、私は友好提携、自治体間の友好提携ということで、余り格式めいた形ではなくても、市民交流、あるいは青少年交流が相互に実現できれば適當ではないか、というふうに考えております。もちろん一番近い民族の関係でもありますし、また文化交流も過去にも今後にも一番発展をさせるべき条件下にある二つの国でありますし、また東京都がたまたま北京市と友好提携をされ、またその範囲の区に相当する当局と話ができれば、一つの発展の基礎をつくることのできるんじゃないか、というふうにも考えるわけでありまして、余り詳しいまだ事情にまで我々も報告を聞いていないわけではあります、これから適切な方法を取り、議会の御理解もいただいて、前進ができれば幸いだというふうに思っております。

○副議長（高橋徳次君） 藤林理一郎君。

○4番（藤林理一郎君） 今市長の方から、できるだけ友好的なところで、できれば姉妹都市じゃなくて、私今、ちょっと市長の答弁で聞いてみますと、かたく考えたことじゃなくて、どなたでもそのまちに行き出入りができるというような意味合いにちょっと私受けとめたということで、そうしますと、これはこれとして私は、いいことじゃないかなと思うんですが、ことしの3月にも一般質問の中で、市長も答弁していた

だいております。そこで、できるだけ早いうちに友好を結んでやっていきたい、という答弁をいただいております。そこで、今答弁の中で、先ほども申し上げましたように、どなたでもかた苦しくなくてやっていけるような友好を結んでいきたい、というふうに私は受けとめました。そういうところで、できましたら昨日収入役の佐藤さんですか、が説明されましたように、どうしても私は、一日も早くこの中国と友好を結んで、そして向こうの子供たち、そしてまた日本の、または日野の青少年育成のために大きな考え方で友好を結んでいただければ交流もできる、というふうに考えていただいてよろしいんじゃないかな、こういうふうに思います。

ぜひ、第一に平和ということを掲げていただきまして、ぜひ一日も早く実現していただきますようお願いをいたしまして、この質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○副議長（高橋徳次君） これをもって20の1、中国と友好姉妹都市早期実現に努力を再度問うの質問を終わります。

一般質問20の2、日野市体育協会各団体の補助金の増額を考えようの通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

○4番（藤林理一郎君） 2番目といたしまして、日野市体育協会各団体の補助金の増額を考えようということで質問をさせていただきます。

過日、この議場で、日野市議会議員の日野市代表といたしまして野球のチームの議員さんたちが、暑い中、どうも御苦勞さまでございました。本当に代表していただきましてありがとうございます。そこで、7月の世界のバルセロナオリンピックも終わりました、そして子供たちは1年に一度の楽しみの夏休み40日間、その間に各自治会、または地域関係の行事が多く、またその中で納涼盆踊り大会、または夏祭り、そして高校野球、サッカー、水泳、ソフトボール、または日野市においても、教育委員会主催の少年野球を行いました。あらゆる分野において行事が行われてまいりました。その中で私が一番感じたことについてちょっと触れさせていただきます。

少年野球が一番選手が、大体小学生といたしましては、3年生から6年生の子供たちが選手として日野市のために、また自治会のためということで、各自治会からも選出されて行われております。その選手または関係者、子供たちが頑張っているところを見ますと、勝負は別として、出場することに意味があるということですね。そしてその中には、各関係者の言葉の中では、体力と精神、気力づくりを育成するんだ、こういうふうな意見の方たちもたくさんおられます。そこで、関係者の方たちから、口をそろえて聞

いておりますと、昨年の8月に、日野市代表として実は西東京オープン選抜少年野球大会、これが実は昭島市のグラウンドで開会式を行いました。その野球場につきましては、立派な野球場で開会式をいたしまして、その後、多摩川周辺のグラウンドでございますけれども、またこれは立派なグラウンドでございました。その中で日野市の代表といたしまして、開会式に出て、そしてまた24ブロックの中で試合が進められました。その出場したチームのことにちょっと触れさせていただきますけれども、一番遠いところは新宿、それから墨田区、世田谷、そのあとは福生とか清瀬とか国立、五日市、立川、昭島、狛江、府中、そして日野市ですね。秋川、瑞穂、田無、羽村、その中に世田谷も入っています。青梅、日の出、小金井、東大和というような順で実は組み合わせを行って試合が進められました。

その中で日野市の代表であります、開会式に出たときのことを考えてみますと、非常に私は、子供さんたちに対して日野市の選手が惨めな思いをなさったんじゃないかな、こう思います。それはなぜかと申し上げますと、立派な球場で開会式、そしてその中で、実は日野の選手のユニホームがまちまちで、非常に見苦しい。気の毒だな、というふうに私は考えました。その後の1チームもございましたけれど、2チームだけですね、24チームの中で。そういうような子供たちに惨めさを感じさせて開会式、そしてまた試合ということでございます。その中で日野市は、第1日目の日には29日、土曜日でございます。30日、31日と3日間でこの24チームは争いをいたします。そこで第1回の1日目は、2試合日野市がやりました。その2試合の中で、本当日野の少年チームが頑張った。2回とも勝ったわけでございます。第3回目、2日目でございますけれども、これがあいにく負けました、1点の差で。8対9でございます。で、日野の少年チームは負けたわけでございます。こういう試合で行かれる中で、惨めさということが子供たち、またその応援する側の、そしてまた監督、コーチ、審判、こういう方たちも参加しているのにもかかわらず、全部自前でございます。お弁当なんかもですね。自前であったということです。

そういうところを私見まして、いかにも日野市であるチームが、このような惨めさの中で、2回やって2回勝ち、3回までで1点差で負けたということなんですね。親たちがみんなが、本当に悔しがった。選手ももちろんでございますけれども、そういう中でやっていくということにつきまして、私は本当に市長さんとかの中におられる関係者の方に見てもらいたかったと思います。

そこへ行きまして、力強いあいさつが昭島市長の伊藤市長、力強いあいさつの中、

私は感動いたしました。そういうことでございますから、できましたら私このタイトルの中で申し上げてます、西東京オープン選抜少年野球に出場した子供さんたちのために、どうかひとつ、来年度もやられることでございますから、立派な日野市の選手として出場できるようにお願いをしたいと思ひます。

これは何ですよ、私実際に見て言ってることですからね。昨年は日野市が優勝しているわけです。（「ユニホームのせいじゃない」と呼ぶ者あり）これは私、笑い事じゃないと思うんですよ。大人なら私こういうこと申し上げません、大人なら。3年生、4年生、5年生、6年生の子供ですよ。そういう子供たちが日野市を代表して出場するんですから、やっぱり考えるべきところは考えてやらなきゃいけない。そういう意味で私ここで申し上げているわけなんです、ちょっと考え方をえまして質問をさせていただきます。

今、ユニホームのことを申し上げました。そこで次に、日野市の中に団体が、日野市体育協会ですか、補助金配布というこういうものをちょっと私資料をいただきましたんですが、これを見ますと、これには、日野市の団体、21団体あるわけですね。その中で、各団体に補助金として1チームに対して1団体、これには2万8,000円という補助金ですね。この補助金なんかも考えますと、本当に皆さんわかるとおひだと思ひます。そこで、これはもう第30回日野市民体育大会をここで行うと思ひますが、それにつきましても、委託料とかそれから参加賞、運営費、これにつきましてもはどういうことでこういう振り分けをなさっているのか。ちょっと私もわからない、腑に落ちないというところがございます。そこで、これは1団体につき2万8,000円。21団体ですね。58万8,000円ということでございます。次にこの市民体育大会、これは委託料は各団体に出している、全体で710万8,000円ですね。その中で参加人員が大体1万1,720名ということでですね。その中で参加賞につきましても、これは152万3,600円。運営費として558万4,400円というふうにこの資料の中でなっているわけですね。こういうところの配分の仕方ですね、これはちょっと私、一つひとつこれは申し上げますと、たしか影響が出てくるんじゃないかなと思ひます。

そこで、概略だけ申し上げました、今。その中で、これは関係者の方が御存じで、これを計画した予算額だと思います。そこで、この件につきましても、ことしはもう予算化をしたものですから、やむを得ないとして、来年度こういう配分の仕方をもう少し検討する必要があるんじゃないか、とこういうふうに私は考えられます。また、考えてよろしいんじゃないかなと。非常にこういうようなところの団体には、もう少し見直しをし

ていただけるかどうかということですね。この3点をお尋ねいたしまして、答弁の中に、また触れさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。答弁おひします。

○副議長（高橋徳次君） 藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） それでは、ただいま御質問をいただきました体育協会の補助金等につきましてもお答え申し上げたいと思ひます。

体育協会の補助金につきましては、御質問にもございましたとおり、21団体加盟しております体育協会への補助金は、160万円を支出してございます。そしてその内訳につきましても、御質問にございましたとおり、2万8,000円掛ける21団体ということで、58万8,000円、その他東京都の体育協会、あるいは市町村の体育協会等の負担金が約13万円、そして日野市体育協会自体が運営しております経費が88万2,000円で、縮めて160万円の予算を使用しているわけでございます。そこで、ちょっと議員さんの方で、市民大会の委託料につきましてもいろいろと御質問いただきましたが、この委託料につきましては、市民大会をそれぞれ委託する各連盟に対しましての委託料でございます、先ほどの御質問の中にございました少年野球等の派遣に要するというふうな意味合いの委託料ではなくて、あくまでも市民大会に要する費用でございます。そしてそのほか、中央大会の派遣委託料というようなことがございまして、これは日野市を代表して東京都、あるいは全国のスポーツレクリエーション大会、あるいは都下市町村の体育大会等に出場いたします中央大会選手派遣委託料といたしまして、本年度163万3,000円がございまして、これにつきましては、先ほど申し上げました体育協会の補助金160万円につきましても、ここ10年ばかり据え置いてございまして、この中央大会選手派遣委託料につきましては、年々少しずつ増額をいたしております。そういうことでございまして、体育協会に対します補助金あるいは委託料、中央大会に対します派遣委託料につきましては、以上申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 藤林理一郎君。

○4番（藤林理一郎君） 今、部長の方から答弁をいただきました。これで委託料にはいろいろと変動の金額がなされておりますけれども、これにつきましても委託料の説明がなされておりますけれども、この委託料について来年度見直しができるかできないかということですね。これをお聞きしたんですが、これは答弁がなされてないと思うんです

が、この見直しをやっていただけるのかどうか、これを、漏れていると思うんですが、この辺のところはどうですか。

○副議長（高橋徳次君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 委託料につきましては、先ほど申し上げましたとおり、市民大会の委託料といたしましては、年々各種目によりまして参加人員等を考慮し、この委託料につきましても少しずつ増額をいたしております。そして中央大会の選手派遣委託料につきましても、先ほど申し上げたとおりでございます。ただいまの委託料の見直しということでございますが、恐らく議員さんの御質問の中には、少年野球等の対外派遣費にこの委託料が使えるかというふうな意味合いかとも思いますが、それは少年野球のチームの対外試合ということにつきましては、所管する各連盟に委ねられておりますので、そういう対外試合等は、例えば少年野球で申しますと、軟式野球連盟傘下の少年野球でございますが、少年野球の方ですべてその試合に要する経費、あるいは代表チームの選定等も委ねているわけでございます。したがって、先ほど私が申し上げました中央大会の派遣選手の委託料にはちょっと当たらないわけでございまして、あくまでもその各所属する連盟に委ねたものでございます。

○副議長（高橋徳次君） 藤林理一郎君。

○4番（藤林理一郎君） どうも何ですね、じゃあその委託料というのは、各チームの団体に委ねてあるということなんですが、これには部長何ですか、この団体の中で日野市は代表していかれるチームが、この24チームの中であるというんですね。そういう団体には、私は見直しする必要があるんじゃないかという……。それと、そしてそういうふうな団体には、企画財政の方から予算を、そういうところには特別な配慮をするような方法が、私はとれるんじゃないかなと思うんですが。日野市の代表ですから、こういう団体の中の委託料から捻出するということは、それはそれなりにいいと思いますけれど、特にこの間のあいう2年間の、去年とことしの、昭島であった少年野球。惨めさを考えているわけですよ、全体が、日野市の市民が。そういうようなところへ向けて何とか、大人ならいいと思うんですよ。子供ですから、その子供たちに対して、やっぱり何らかの形を考えるべきじゃないか、とこういうふうに私は考えて、質問しているわけですよ。部長、結構です。市長をお願いします。いい答弁をお願いします。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） まことに適切な時期に御質問をいただいた、というふうに思っております。いわゆる余暇時代を迎えまして、あるいは子供の青少年の健全育成を課題

とするこの時代に当たりまして、従来の考えのみで進むということでは、事業がなかなか伸びがたい、このように思っております。そこで御承知のとおり、行政の内部で文化・スポーツ行政推進本部という一応の仕組みを持って、それら文化・スポーツレクリエーションのハードな面、あるいはソフトな面、またそれぞれの具体的なメニューの面等でこれから基本的な考え方を持たなければいけない、とこのように感じております。

今、一つの発想で到達しておりますのは、市民の文化活動、それからスポーツ活動、レクリエーション活動を対象といたしまして、教育委員会の社会教育課と、それから体育課を事務局とするそれぞれ名称は仮称でございますけれど、市民文化活動振興協会、あるいは市民スポーツ活動振興協会というような内部の仕組みを設けて、そこに一定の公費で補助を用意をする、とこういう仕組みを今検討しております。砂川助役の手元で今具体化につきまして、あるいは制度的な事項につきまして検討しているわけですが、特別、御承知のと通りの市民会館文化協会というような仕組みを持っておるわけでありまして、つまりこれは、公費の補助金の支出を受ける受け皿であります。そういう同じような性格の協会と言え組織を庁内に設けて、そしてこの振興の施策に積極的に対応できる機能を設けたい、というふうに考えております。なるべく来年度の予算編成に間に合うようにいたしまして、今御指摘のような不自由な事情が生じないように、今まで体育課長から御説明をしておりますのは、いわゆる組織の事務費という程度に考えたいと思っております。相当額の補助金の仕組みを設けまして、有事即応といいたうか、積極的に、つまり共同主催とか共同開催とかいう考え方で市民のそれぞれのスポーツ活動、あるいは文化活動、レクリエーション活動に共同で取り組む、とこういう趣旨の行政内部の組織を設けて、資金にも事欠かないような用意をしていきたい、こう考えておりますので、来年から御指摘のような不自由な状況、あるいは惨めということが当たるかどうかはわかりませんが、日野市民として恥ずかしくない、また市民が大いに活動できる余裕のある仕組みを設けたい、こう考えておりますので、その中で御指摘のことを積極的に消化していく、このようにいたしたいと思っております。

○副議長（高橋徳次君） 藤林理一郎君。

○4番（藤林理一郎君） 今市長の方から、団体は団体として考えて、今まではやってきておる。今後、そういう日野市の代表として出かけるということについては、また庁内内部で考えていきたい、という答弁がございました。これは非常に私、いい答弁じゃないかと思っております。そこでできましたら、こういう今質問私の方でさせていただいた事情でございますから、どうかいい方向に今後取り組んでいっていただきたい、と

こういうふうに考えます。

以上でこの質問を終わらせていただきます。

○副議長（高橋徳次君） これをもって20の2、日野市体育協会各団体の補助金の増額を考えようの質問を終わります。

一般質問20の3、日野駅改良について再度問うの通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

○4番（藤林理一郎君） 私がこの題名のように、この件につきましてはもう4回ばかりこの議場で質問をさせていただいております。こういうことはなかなか日野市の窓口であるJR日野駅、この改良ということは、非常に難しいということは事実私も考えております。ただし、難しいということだけで済まされる問題じゃないと思います。最近、東海地震が起こるんじゃないか、というような学者が、新聞等テレビなんかで、地震が起こることがある、という報道がされております。

そこで、再度質問になるわけですが、今までから見ますと、最近は乗降客が大分ふえたような感じ、人口に伴ってふえたような感じします。学生は当然のことですが、一般の方ですね、非常にふえてきているように思っています。ぜひともこの改良はしていただかなければ、私だけじゃなしに、ほかの議員さんも何人かこのことについて触れていると思うんですが、昼間は、乗降客の少ないときに例えば地震があったとすれば、さほど感じはないと思いますけれども、朝、晩のラッシュ時ですね、これは地震があったら大変だと思いますよ。これははっきり申し上げまして、JRももちろんのことですが、日野市の行政も普通では済まされないような状態があるんじゃないか、とこういうふうに……。それは全面的にはJRの関係になってまいりますけれども、そうかといってJRだけじゃなしに、やっぱり日野市民の方たちにつきましても、行政の方は何してるんだ、とこういうふうに出てくるんじゃないかな、とこういうふうに考えます。

そこで、大きい問題に至らないまでに何らかの形でひとつ対策を講じていただきたい、ということは再度お願いしておりますけれども、このことにつきまして昨年の12月以降、JRの本社とどのような形で接触を理事者の方でしてきたのか、それを1点だけお聞きして、そのあとまた質問させていただきますけれども、その1点だけとりあえず。

○副議長（高橋徳次君） 藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） それでは、日野駅の改良につきまして、私の方から

お答えいたします。

既に質問者の方からお話のありましたとおり、この改良問題につきましては、長い経過があるわけでございます。現在のJRとの要請を長く続けているわけでございますが、残念ながらいまだに計画の段階に至らないというのが現状でございます。しかし、隣接の議長の組織、あるいは当市の特別対策委員会の中、もちろん我々企画の中におきましても、JRに対しましては、最近の駅利用者の増加、あるいは混雑状態等を理解してもらうために再三、JR当局に説明をしております。また、ことし7月には、地元住民の代表の方が、JR当局の企画部長にお会いしたことも、私の方も伺っております。もちろん大崎参事を中心として、企画を中心にして10月以降、私の方も回数はちょっと記憶してませんが、約5回行っております。もちろん、これだけの問題でなくして、議会の中で数多くの要望があるわけでございます。この改良計画が計画できれば、すべてのものが解決できるのではなかろうか、というふうにも考えております。なお一層、このような状況下の中ですが、努力を重ねていくというふうに思っております。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 藤林理一郎君。

○4番（藤林理一郎君） 今、企画財政部長の方から答弁があったように、何回かという事の中で、5回は話し合いを行っている、というふうに聞きました。この問題は非常に私は難しい問題だと思いますけれども、西豊田ですか、駅が区画整理の中で考えている、ということが何回かこの場で聞いております。そういう中で、交渉する中で、ひとつ日野駅の方も忘れないで積極的に取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君） これをもって20の3、日野駅改良について再度問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は9月14日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集をお願いします。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時50分 散会

9月14日 月曜日 (第6日)

平成4年 日野市議会会議録 (第29号)
第3回定例会

9月14日 月曜日 (第6日)

出席議員 (30名)

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	篠野行雄君	6番	谷長一君
7番	小川友一君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	小山良悟君
25番	高橋徳次君	26番	古賀俊昭君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	森 田 喜美男 君	助 役	砂 川 雄 一 君
助 役	前 田 雅 夫 君	収 入 役	佐 藤 智 春 君
企画財政部長	長谷川 暢 男 君	総 務 部 長	小 林 修 君
市 民 部 長	永 瀬 誠 一 君	生活文化部長	藤 本 享 一 君
環 境 部 長	山 口 正 夫 君	都市整備部長	鈴 木 栄 弘 君
建 設 部 長	小 俣 雅 義 君	福 祉 部 長	坂 口 泰 雄 君
水 道 部 長	日 野 義 人 君	病院事務長	須 藤 雄 示 君
教 育 長	長 沢 三 郎 君	学校教育部長	糸 川 滋 君
社会教育部長	大 谷 俊 夫 君	企画財政部参事	大 崎 茂 男 君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	落 合 豊 君	次 長	田 中 正 美 君
書 記	濃 沼 哲 夫 君	書 記	小 林 章 雄 君
書 記	橋 達 雄 君	書 記	山 田 二 郎 君
書 記	斉 藤 令 吉 君	書 記	鈴 木 俊 之 君

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
 立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次
 速記者 小野口 純 子 君

議 事 日 程

平成4年9月14日（月）
 午 前 10 時 開 議

日程第 1 一般質問

（議案上程）

日程第 2 議 案 第 100 号 日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する
 条例の制定について

日程第 3 議 案 第 101 号 平成4年度日野市下水道事業特別会計補正予算
 （第2号）

（請願上程）

日程第 4 請 願 第 4-11 号 学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの
 義務教育費国庫負担制度の堅持と減額措置撤廃、
 除外された費用の復元を求める陳情

日程第 5 請 願 第 4-12 号 日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理と新
 たな広域処分場建設計画に関する陳情

本日の会議に付した事件

日程第1から第5まで

○議長（黒川重憲君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員24名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問21の1、南平丘陵公園に野鳥観測と集会施設を備えた展望台の設置をの通告
質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔13番議員登壇〕

○13番（馬場繁夫君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いま
して一般質問をさせていただきます。

南平丘陵緑地及びみなみが丘緑地、約1万平米を、平成3年7月に5億7,000万円で
日野市土地開発公社が取得いたしました。この用地は、超党派によります、仮称、国際
自然保護センターの建設を予定しているところであります。

まず1点目の質問につきましては、平成6年オープン予定と聞いております国際自然
保護センターの工事の予定並びに地域住民に対しての説明、また協力等について、どの
ような対応をしているかについて、まずお伺いいたします。

質問2点目としましては、南平二丁目の通称南平台団地は、宅地造成規制法以前に造
成をしたものでありまして、集合施設や広場、公園等の生活関連施設は何もない状況で
あります。唯一、国際自然保護センター建設予定地の場所が地域の広場でありまして、
地域住民の盆踊りや自治会の各種催し会場、子供の遊び場となっております。今回の
建設に伴いまして、広場がなくなりました現在、地域住民として一番の念願は、地域の
中で直接、管理、利用できる地区センターの建設であります。南平台団地の造成地の残
地であります872平米を、平成2年6月に日野市土地開発公社が取得しているところで
あります。この用地に、地域住民が念願しております地区センターの建設と、平成元年
3月に完成いたしました日野市南平丘陵公園に隣接しております公園を、東側のほぼ一
望できる高さの位置でありますし、国際センターもできることもありますので、ここに
地区センターと併設いたしまして、野鳥の観察や公園が展望できる施設を強く望むもの
であります。これについて行政の基本的なお考えについて、お伺いいたします。

まず2点について、よろしくお伺いいたします。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。企画財政部参事。

○企画財政部参事（大崎茂男君） お答えいたします。

まず第1点目の、国際自然保護センターの状況でございます。国際自然保護センター

建設につきましては、財団法人日本野鳥の会が計画いたしまして、昨年9月ですか、ちょうど1年前、市の方との下話ができたとこでございす。

御質問にあります南平の土地に自然保護センターを建設したいということで、現在、手続を進めておりますけれども、東京都の手続、つまり都市計画法によります開発行為、並びに同じく都市計画法、建築基準法に基づきます建築許可の手続について、東京都と事前協議を続けておるところでございす。現在では、そこに900平方メートルほどの研究・研修センターをつくりたいということで、図面が先月、8月にでき上がりまして、今月、その図面について詳細な詰めをしておるところでございす。

その建設に当たりましては、また財源等の関係がございすので、野鳥の会としては平成6年オープンを予定しておりますが、資金計画等がまだ十分定まっていないという中では、はっきりした日程は立ててございせんが、年内には建築の許可の方の見通しを立てたいということで、急いでやりたいという気持ちの中では、いろいろな手続、資金計画がございすので、余り拙速にならないように慎重を期して手続をしておるといふようなことが、まず現状でございす。

もう一方、南平地域の地元でございすけれども、このような計画があるということにつきましては、南平台自治会、それからみなみが丘自治会の昨年の平成3年度の自治会長さんにお話し申し上げた後、また平成4年度、今年度の自治会長さんにも一応計画があるということをお話しし、正式な図面等ができ上がって、御説明に上がるような時期を迎えたらまたよろしく願ひしますということで、自治会長さんだけでございすが、一応そのようなお話をしたということでございす。

以上でございす。

○議長（黒川重憲君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 地区センターの件について、お答えいたします。この南平丘陵公園のそばに地区センターができないか、という件でございす。

第2次基本計画に基づきまして、地区センターの整備を進めてまいりまして、平成5年度では60館の予定は、一応完了する予定になっております。南平地域には、現在7館、建設されております。南平一丁目、二丁目、四丁目、六丁目、八丁目、九丁目、それから南平の1564番地にございす7館が、建設されておるところでございす。

地区センター設置の範囲といたしましては、おおむね徒歩による利用可能な距離半径を300メートル目途に建設を進めておるところでございす。この地域につきましては、おおむね私どもの計画範囲を網羅しておりますので、ただいまのところ建設の予定はな

いのが実情でございす。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） ありがとうございます。何点かについて再質問させていただきます。

まず第1点目の件でございすが、平成6年、予定が若干ずれ込むというような趣旨の話もありまして、ただ、今後、早目に地域住民には十分に計画の内容については事前に周知というか、願ひというものを、あわせてこの辺を願ひしたいところでありす。これは要望で終わります。

2点目の地区センターの件ですけれど、先ほど若干触れさせていただきました国際自然保護センターの予定地が、今まで地域の中心拠点として使われておりましたが、この場所が今回の国際自然保護センターの建設に伴いまして、地域住民が使えなくなってしまった。それで地域的には、生活関連のいろんな施設が何もない、非常に住宅環境としては余りよくない、日野市の住宅環境の中でも一番悪い部類に入る地域であります。特に地区センターについては、確かに一つの範囲として300メートルという基準も承知しているところではございすが、ただ、この中で、生活の実態というか、地形とか、また人の流れとか、いろんなふうを考えますと、この300メートルという線がそぐわない地域もあるわけです。平面上の部分においては理解もされるところでございすが、この地域はどちらかといいますと、山の斜面を削りましてできた団地でありまして、一つこの団地だけが独立をしているという状況でありますし、また、この住宅団地の雰囲気としては、市民の皆さんがどちらかというと下町的な雰囲気が漂う地域であります。これに隣接しておりまして、みなみが丘住宅ですか、この一帯は比較的そんなに古くないときに造成されたまちでありますし、環境も非常にいい環境にありますし、この場所に現在、確かに地区センターがあります。しかし、このところはどちらかというと山の手の的な雰囲気の住宅街でありますから、どうも庶民感情的にもなかなか難しいものがありまして、地区センターを使いにくい。使うにしても随分気兼ねをしながら使っていくということで、本来の地区センターの建設の趣旨から見ますと、なかなか十分活用できておりませんので、一つの行政においてはそのような位置づけがあらうかと思いますが、今回の自然保護センターの建設に伴いまして、地域の環境も変わってきますし、地域の遊び場という部分もここでなくなりましたので、何か新しい視点に沿った中で考えていただきたい。

特に、六百八十何平米でしたか、の市の用地が——872平米の用地が南平丘陵公園に

隣接した高台にありますので、この辺をとにかく活用しながら、小さな地区センター的な機能の建物を建てながら、この場所から非常に丘陵公園が展望できますので、この辺から展望しながら野鳥を見たり、その一つの新しい発想の中で何か新しい方向を見出していいただければと思います。

特に、自然保護センターができますと、やはり何かここ、自然保護センターというものを一つの核としながら、多摩動物公園を中心とした丘陵というか、緑多いこの地域を、何か野鳥的なふうに、一つの新しくとらえながらできないものかと思うんであります。特に生態系の面から見ますと、野鳥は植物連鎖の上で上位に達しているといわれているわけです。そのゆえんは、一つは野鳥の成育状況について、昆虫とか、またいろんな動植物が含む生物層の豊かな繁栄をするといわれているわけです。特に樹木の実を食べたり、昆虫を食べたりしますから、鳥がふえていくことは、自然が非常に豊かになっている。そこにはいろんな植物も生えている。また昆虫もいるということで、非常にエコロジ的な部分からも、どういう鳥がどんなにいるかということが、自然をはかるバロメーターとも一つは言われていると思います。また、いろんな野鳥の種類が多いということは、急にその都市において、どれだけの緑の量が多いのか、また、どれだけの緑の質が高いのかという視点も、現在あります。

そういう意味も含みまして、何とかこの国際自然保護センターという位置づけを踏まえながら、少しこの辺を新しい発想に基づいた中で何かできないのか、という気がするのです。ですからそういう施設も利用しながら地域の人たちが利用できるセンター的な要素を含んで、今後の政策の中で一つの方向性を見出していいただければと思いますので、この辺につきましては、市長自身も国際自然保護センター誘致には十分尽力したわけがありますので、ただ、これを誘致だけで終わるんであれば、何らになりませんから、これをどう地域に還元しながら地域と一体になっていくのか。そういう意味では、新しい発想も見出しながら、一つの施策を市長自身も見出していただきたいと思うんです。

先ほども触れましたように、地域としましては、地区センター等の強い願望というか、要望がありますので、何かこの辺とリンクさせながらできないものか。それについての市長自身のお考えをお伺いいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御提言の趣旨には、全く我々も同感でございます。自然保護センターも、将来の活動を日野市に一つの基地を誘致できるという状況に立ちまして、大変、日野市としてもまた国内的に、あるいは国際的に貢献のできる仕事になるに違い

ない、また、そうさせることを目的としなければならない、このように考えておるところでございます。

御指摘の南平台という造成が、今日のような環境について、行政指導の能力を持たない時期に開発されたものですから、非常に不十分な状況がある。公園一つない。あるいは、公共施設といえるものもない。道路は狭く、いろんな意味で下町的な確かに雰囲気はあるわけですが、周辺との何かマッチさせる計画によって、あの地域に大きなまた生活基盤をつくる、こういういいところに仕上げていかなければいけない、こう考えております。

用地の当てが、ちょっと今のところはっきりしないわけですが、南平丘陵公園の、つまり団地から見た北側斜面になる場所ですが、高台で非常に展望の広い、いい場所があるということは確かに承知しておりますので、何らかの方法でこれの確保に努力をし、御指摘のような地区センター的な意味と、あるいはもっと見晴らし台のような意味を兼ね持つ、そういう設計が可能であるかどうか、そのことを調査して、少なくとも地元で喜ばれる、あるいは自然保護センターの誘致に積極的に協力をしてもらう、こういう要件づくりをすることは、ぜひ行いたい、こう考えております。一度、私も現場は見ておりますので、それをもう一遍はっきりと見て、具体的な計画を進めたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） ありがとうございました。

積極的に地域住民の願望と、また新しい視点等を取り入れた方向性の中で、また積極的な対応をひとつよろしくお願いいたします。

これをもって、この質問を終わりにいたします。

○議長（黒川重憲君） これをもって21の1、南平丘陵公園に野鳥観測と集会施設を備えた展望台の設置をの質問を終わります。

一般質問21の2、余暇時代における「自由時間都市」の環境整備促進についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

○13番（馬場繁夫君） 戦後の六・三制確立に継ぐ第三の大きな教育改革であるといわれています学校週5日制が9月12日より、種々の催し物が各地で繰り広げられ、スタートを切りました。この学校5日制につきましては、平成4年第1回定例議会で一般質問をしているところであります。今回は、まず一般質問後の、その後の行政の検討及び対応について、お伺いしていきます。

まず1点目としまして、文化・スポーツ行政推進本部におきまして、学校5日制及び

生涯学習について、どう検討されているか、その検討の状況についてお伺いいたします。

第2点目としまして、ハード面におきます施設の料金の無料化について、その後、どんな検討をされているか、お伺いいたします。

3点目としまして、施設利用のネットワーク化につきましても、その後どのような検討をされているか、その進捗状況についてお伺いします。

以上3点について、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。砂川助役。

○助役（砂川雄一君） それでは、第1点目の問題について、お答えをさせていただきます。

学校週5日制の実施の見通しの中で、文化・スポーツ行政推進本部でどういう検討をしてきたか、という御質問でございます。

この学校週5日制の実施の見通しでの対応策の問題については、既に今までもたびたび御質問等がございまして、教育委員会の方からお答えを申し上げておりますが、中心は教育委員会の学校教育あるいは社会教育面で、その辺の問題についての考え方なり対応策については、整理をしてきております。

ただ、広い意味で見ますと、これは単に学校の1カ月の間に1日、土曜日が、子供たちが授業がなくなるという、そこだけの問題ではなくて、広く地域での文化行政あるいはスポーツ行政にも関係をしてくるということで、文化・スポーツ推進本部の一つの課題、単に学校週5日制の問題だけではありませんが、広い意味でそれを含めた観点で取り扱う必要の出てくる問題だというようなことで、現在、中心的に社会教育関係、あるいは体育関係に従事をしております教育委員会の所管部と、企画等も含めまして、推進本部の中で予備的な討議をしております。

この前、市長の方からも、具体的なスポーツ行政、あるいは文化行政を進めるための一つの組織づくりということで、市長の方からも考え方が表明されておりますが、その前提で、今、具体的なそれぞれの文化行政面でどういうことが可能で、そのためにはどのような手だてが必要かというような点について、検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 2番目の御質問でございます料金の無料化ということでございます。社会教育部関係でのその後の取り組みにつきまして、御回答申し上げます。

学校週5日制との実施の関連等もございますが、毎月第2土曜日は南平体育館あるいはふるさと博物館の無料化を図り、文化財に関する学習や、あるいは公民館、あるいは地域の子供会等の親子触れ合い事業等、子供だけでなく家族で手軽に参加できるような事業を計画をいたしました。

さらに、南平体育館等につきましては、今後、申し込みの簡素化や、個人が自由に使用できる個人貸し出しの時間帯等も多くするような配慮をしてみたい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 同じく施設の無料化、生活課関係でございます。生活保健センター、東部会館、勤労青年会館等でございます。

施設の利用につきましては、施設の整備あるいは設備、あるいはメンテナンスという点で、ある程度、目的に沿った形でよりよい状況を保つ、維持するということで、使用料を無料化するという件につきましては、今のところ従来どおり、公平の面、受益者負担というようなことの面から、従来どおりの考えでございます。

東部会館等につきましては、使用の面につきましては、社交ダンス等にも使用する、きずをつけない工夫をしてやらせる、というような状況でございます。

個人開放の件につきましても、毎週火曜日の午後1時から午後9時半までとか、それぞれ日にちを指定し、時間を指定して開放いたすようにしております。

プールの使用区分の廃止につきましても、従来の2時間単位を、使用区分を区切って使用していただいておりますものを、平成4年7月1日から条例の改正をいたしまして、通日制の切りかえ、要するに正味2時間という形で対応しております。

生活課にレクリエーション係が昨年の10月設置以来、今、余暇対策について取り組みを始めております。身近な余暇資源を活用しながら地域の人々とのコミュニケーションを広げ、ともに生活を共有する場としての地域を実現していくお手伝いという考えから、レクリエーション事業の情報収集、情報提供、相談事業等に取り組んでいるところでございます。

ネットワークサービスの件でございます。当市の市民も、利用する施設も相当な数にのぼっておりますので、そこで催されるイベントが非常に多くなってきております。したがって、そこで開催されるイベントなどについて情報を収集し、提供する手段として、イベントカレンダーの制作の準備に今入っております。

ントカレンダーに情報をまとめまして、各施設の窓口において余暇時代に対応したサービスを提供したい、このように考えておるところでございます。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） ありがとうございます。

それでは、まず、その文化・スポーツ行政推進本部につきまして、これは平成元年の8月30日に施行されていますが、どうも、何度かこの問題については過去に質問もさせてもらっているのですけれど、実質的にはほとんど動いていない、休眠状態になっているんです。先ほど助役の方から答弁いただきましたが、もう少し、本当に機能が動いているのかどうか、もう少し具体的に、いつ、どういうように開いて、どうなっているのか、それをもう少し具体的に答弁をいただきたいと思います。

2点目の施設の無料化につきましては、特にコミュニティ関係については、何らそういう方向性が残念ながら見出されていないんですけれど、まず基本的なことを確認したいと思うんです。

特に社会教育施設、公民館関係については、有名なものに三多摩テーゼというものがあるんですけれど、これは前に一般質問の中でもこの辺については触れたんですけれど、この中に四つの役割と七つの原則という一つの基本的な部分がありまして、その四つの役割というのは、公民館は住民の自由なたまり場です、それで公民館は住民の集団活動の拠点である、公民館は住民にとっての私の大学である、四つ目としては、公民館は住民による文化創造の広場である、このような四つの役割というのが公民館になっています。

七つの原則の中に、無料の原則なんだと。無料というのがあるんです。そして、この無料の施設の中で、四つの役割を果たしていく。これが一つの社会教育施設である公民館の基本的な役割になっているところでございますが、それに比べて、コミュニティにつきましても、基本的にはそれに準ずる点もあるんですけれども、特に都市化が進んでまいりまして、従来の地域社会機能が破壊されまして、新しい地域的な連帯感としてのコミュニティが要請されてきてまして、そういう中で新しい生活形態を行政側が協力しながらつくり上げていく。これが地方自治の課題であり、これが一つの市民自治を高めるという中で、コミュニティ構想という形に発展はしていくんですけど、そのコミュニティにつきましても、地域のものであり、交流のものであり、連帯の場としての機能を果たしていくというのがコミュニティになっていくわけです。

ですから、みずからの地域はみずからの主体的な活動により栄えていく、このような

市民の自治意識を高めていくのがコミュニティなわけです。この施設がコミュニティ施設になってくるわけです。ですから日野市にありますコミュニティの施設については、今、残念ながら有料化なんです。この趣旨から考えた場合、無料化は当然のような気がするんです。この辺について、これは市長の考えをお伺いしたいと思います。

3点目の施設利用のネットワーク化につきましても、過去に質問をさせてもらっているところでございますが、この辺も、もう少し視点を変えていただきまして、現在は、例えば生活保健センターへ行けば生活保健センターのことしかわかりませんし、その部分で申し込むしかありません。東部会館へ行けば、東部会館のことしか情報としてはわかりませんし、東部会館のことしか、ここでは申し込みできません。少なくともこのような関連施設については、どこの場所に行こうと、そこで他の施設の空き状況もわかって、そこで申し込みできる、こんな簡単なことですから、その辺はやはりネットワークのまず初歩的な部分ですから、私が質問して1年以上もう経過しておりますので、具体的なその辺のコミュニティとか、また社会教育とか、そういう大局化に立って、まず学校5日制も最近出てきましたし、生涯学習という視点からもう一度考えまさんと、どうも縦割り行政の中で、非常に市民としては使いづらい施設利用になりますので、あわせてこの辺の一つの方向性をもう一度、検討していただきたいと思います。この辺について、行政の、再度、お考えをお伺いいたします。

以上、お願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 余暇時代に向かいまして、自由時間都市という考え方もよく内容が言い表されているというふうに受け取っておるわけでありまして、計画はきちんとしているということも大切でありますし、またその計画がほとんど空気のごとく、風土のごとくなって、その状態で市民生活に十分受け皿の状況ができているということが、将来のあるべき姿ではないかというふうには思っております。

今日、我々の日野市といたしましては、文化、スポーツ、いずれもハードな面、つまり文化におきましては文化活動の場所、スポーツにおきましてはスポーツ活動の場所、こういうこともまだ整えていかなければならない段階にあります。

ソフトな面では、このような企画と申しましうか、メニューを、意識的にあるいは無意識的に市民生活に提供できる、こういう基本と能力を持たなければいけない。これもまた余り役所的でない形で、市民生活にうまく溶け込んでおるという状況を目指すべきだろうというふうに考えております。その模索を、今いろんな形で進めておる状況に

あるわけでありまして、日野市のいわゆる行政上の実施計画というものは、ほぼそれみな系列するものであるというふうにお考えいただいてもよろしいのではないかと、思うぐらいに思うわけであります。

特に、週休2日制社会、そのことが育ち盛りの学校の子供たちにまで普及をするといえましょうか、その現実に対して、地域社会がどのような受け皿と申しましょうか、子供たちに十分なサービスが、余暇としてのサービスが提供され、またその内容が教育力によくかかっているということになるのが一番望ましい、というふうに思っておるわけでありまして、確かにいろいろな配慮や、それから施策としての実現も図っていかなければなりません、地域全体、あるいは地域社会全体が、日野市の場合は、特にハードなまちづくりにあわせてソフトな面がだんだんと発展をしつつあるというふうに御理解をいただきたいということでありまして、具体的に、いわゆる公民館活動のもちろん理念があります。そして無償の原則という公民館活動の支柱も非常に大切であります。

ただ、縦割り行政ということが支障になりまして、思うように確かにいっていない面も多いわけであります。そこで、公民館活動として年度計画を持って、そうしてその年度計画に必要な活動の場は、その場が有料であればちゃんと予算をとって、そして実質的には公民館活動の範疇にあるものは、実質的には無料であるというふうな現実をつくることは可能でありますから、そういう形をつくることを各行政の範囲で、もっと広く年間の大きな計画をつくっていきこう、こういうことを努力のさなかにある。また、目に見えるものを徹底し得ていない、こういううらみがございしますが、目指すところは御指摘のような地域社会、そして自由時間が十分有効に機能できる、そういう地域社会を形成をしていく、こういうことを余暇時代こそ、より有効な機能ができるように進めるべき行政の役割がある、このように考えておる次第であります。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） ありがとうございます。

残念ながら文化・スポーツ行政推進本部についての具体的な答弁をいただけていませんので、これ、もう一度、実際に機能状況については再度お伺いいたします。

2点目の、施設の無料化につきまして、随分、今までの市長の答弁からは多少流れが一步踏み込んできた、という感じはします。ですけれど、随分まだまだ考え方が違うんです。例えば、目指す都市像、これはもう皆さんの御承知しているところでございしますし、この緑と文化の市民都市、こういう大きな面に対して、三つの要素というものがあ

この三つの要素のうちの一つが「人間尊重、自治参加、連帯の都市」というんです。目指す都市像を大きく推進している3本柱の一つに、自治参加、連帯ということが日野市の森田市長が明確にこれを打ち出しているわけです。この「人間尊重、自治参加、連帯の都市」としていきまして、市民のだれもが大切にされ、深い相互信頼のうちに市民による市政を転換し、日野市を我がまちふるさととして築いていくということも言われているところでありますし、日野市の主権者は日野市民です。市政は市民の意思によって、すべての市民の生活を向上させることを目的として行われております云々ということで出ておりまして、市民みずからがその英知を集め、自主的な地域活動を通して市政に参加することを期待されております、ということで述べられておりますけれど、このような市民自治というのを大きく市政の柱に据えた日野市でありますから、当然この基本計画に基づいた行政運営されることが、これは当たり前のことなんですけれど、そうしますと今の市長の答弁とは随分隔たりがあるような気がしてしょうがないんです。ですから市民自治というものを前面に押し出した以上は、確かに縦割り行政のいろんな難しい部分は当然あります。それを克服していくことが、地方自治の一つの中央に対する新たな物申すという、そういう形になろうかと思います。そうしますと、その辺が随分リンクしないというか、随分市長の言われている目指す都市像とは大きく、この一つの、たったこの一つ施設の無料化についても何かちぐはぐが非常に感じられるんですけれど、これについて、また市長のお考えをお伺いします。

以上、お願いします。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） 先ほど来、御質問いただいていた、お答えできなくて申しわけありません。

今回、文化・スポーツ推進本部の活動が不活発ではないか、という御指摘でございしますが、この推進本部の所掌事項というのは、この設置要綱の中にもございますように、文化・スポーツに関連します事務事業の推進と連絡調整に関する事項という形になって

昨年までは事務局を社会教育の方に置いておりましたけれども、ことしの4月から、やはり全体として進めていくためには、連絡調整ということは一つ大きなポイントになりますので、事務局を企画に置くという形に要綱を変えて、今年度からそういう形で対応するという形で来ているわけですが、今年度は既に事業課、それぞれの所管課でも進んでおりますので、特に連絡調整が必要な部分については、そこで連絡調整

をしなければならないという問題が起こりますが、現在、従来のいろんな関連事業との関係で、来年度に向けて事業化を進めるに当たって、先ほどもちょっと申し上げましたように、特に社会教育課、スポーツ関係で、市民の具体的なニーズに素早く対応していくためには、何らかの組織なり何なりを提供しなければならぬ。そのための事業の中身なり、進め方なりをきちっと検討しなきゃならぬということで、今、その下準備をこの7月に、主に教育委員会の社会教育課と体育課がかかわるわけですが、推進本部の事務局として、その検討に入っているところで、それである程度準備ができましたら、この秋に推進本部の会議を開いてその方向を確認する、というような形をとりたいというふうに思っております。ですから頻繁に推進本部の会議を開いてどうこうという形でなしに、そういう節目、節目で問題になる点について調整をしていくという形で進めているところでございます。

施設利用のネットワーク化ということも、このネットワークを進めていくということも一つ、この推進本部の一つの役割でございまして、今、御指摘いただきましたように、ネットワーク化ということは非常に大事な面でございます。これは国の方でも、今まで情報化社会ということでテレトピア計画だとか、ニューメディア・コミュニティー構想だとか、あるいはインテリジェントシティ整備推進事業とか、いろいろ情報化社会に向けてのいろんな構想が打ち出されて着手をされておりますが、自治省も「地域情報ネットワーク整備構想」、別名「コミュニティーネットワーク構想」と申しますが、それは昨年の6月にそういう考え方を明らかにしております。その中の一つに、今、御指摘をいただいた公共施設案内予約システムというのが、その地域情報ネットワーク整備構想の柱の一つとして位置づけられております。これは御質問の中にございましたように、いろんなスポーツ施設、文化施設、そういったものについて、その利用状況を知ることができて、しかもいつでも手軽に予約なり借用の申し込みができるという、そういうシステムでございます。

ただこれは、やはりコンピュータの技術を使って整備をしていく必要がございますので、こういったことについては、確かに一行政部局だけでできる問題でありませぬので、これはまさに推進本部のやるところで連絡調整を図っていくべき課題でございます。これについては、そういう施設を利用して市民の方からも、既にそういうものをきちっと整備をしてほしいという要求も出ておりますので、これらについては、これからもできるだけ早く手を着けていかなければならない重要な課題ではないか、というふうに考えています。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御提言の趣旨は、我々にもよくわかるわけですが、行政の現実、つまり縦割り行政の中でどのように御指摘のような条件の整備に適合をしていくかというところを、目下いろいろと工夫をしながらやっておる。文化・スポーツ行政推進本部というの、そういう発想に基づいて、縦割りもなるべく薄めて、そうして総合行政として市民要望に行政が新しい時代感覚を持ってこたえられるように、ということを目指しておるわけでありまして、我々は——我々はというと大げさですが、毎週、市長、助役、あるいは総務部長、企画財政部長、教育長、収入役、これらの意見交換のミーティングの場を持つことにいたしております。そこでいろいろな意見交換を行い、また文化・スポーツ行政そのものの一つの、会議形式ではないにいたしましても、行政施策の発想の場、あるいは打ち出しの場というような意味で、機能をさせているつもりでありますので、そのように御理解をいただき、なお足りないところはいろいろ御指導をいただくということで、取り組ませていただいております現状でございます。

よりコミュニティーの意義を具体的に行政の中で発揮できる、そういう能力を持ちたい、またそのための努力をするということで、御質問に不十分ではございますが、お答えとさせていただきますと思います。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） 一つは、助役の答弁に、早く手を着けて借りられるというような、助役自身に答弁をいただきましたけれど、前に一般質問等で触れさせていただいたときも同じ答弁をしているんです。平成3年の第1回定例議会ですか、この中でネットワーク化につきまして質問をさせていただいているところでございますが、この中で助役が「今後、既に既存の施設の持っているいろいろな諸機能を有効に市民生活の場で活用をしていただくために、そのようなシステムをつくっていくため一層努力をしていくことは当然でございます。（中略）今、御指摘箇所がございましたような、その問題も含めて私どもとしては早急に検討をしていく課題ではないかというふうに考えております」と、全く同じなんです。全然、進展がないわけです。実質的には、この文化・スポーツ行政推進本部の名前だけで何も機能していない。再三、具体的な答弁をお願いしたんですけれど、何ら答弁が出てこない。本当に、いいかげんなものですよ。どうするんですか、これから先は。本当に質問する意欲もなくなっちゃいます、余りひどいもので…。

市長自身に、ことしの第4回定例会の中で、特に生涯学習、学校5日制も踏まえて、

この辺も質問をさせていただいたんですけれど、市長自身も「スポーツ行政推進本部という一応の庁内体制は整っておるわけではありますが、これのまた事務局をより明確にして年次計画を定め、また具体的な市民サービスへの展開を図っていく。そういう仕組みを設ける必要があるというふうに感じています」、こういうような答弁もされているところではありますが、やはり今、大事なことは、大きく学校5日制が現実的には踏み込みました。では、この学校5日制が踏み込んだ後、では全体的にどういう次の対応をしていくかということが、非常に大事な時期になってきたわけです。ですからその辺については、関係部局だけではもう対応ができないものでありますから、全庁的にどのような形で今後、学校5日制についてとらえていくかということを、もっと推進本部じゃなくて別な組織でやるべきだということで、前回、生涯学習室とか、生涯学習推進室等の、職員を明確に2人でも3人でも置きまして、しっかり予算を持てる状況にしまして、そこを一つの窓口としまして、全庁的な対応、学校5日制、また生涯学習も含んだ中で各部署の調整も含みながら現実に進めてはどうかということも、前回、平成4年の第1回の中ではお願いもしているところでございますが、いろんな市も学校5日制が踏み込んで、では具体的に今後どういうふうに対応するか、それぞれのいろんな委員会を設けたり、またいろんな対応をしながら次の、例えば学校施設をどういうふうに、対応するといろんな弊害も出てきますから、どういうふうに学校施設の改造なりするか。また、各種いろんな市民の父兄の皆さんとか子供たちの視点から、どういうふうないろんなソフト的な部分を活用したらいいか、そういういろんなことを今それぞれの行政については調査・研究も重ねて、そういうことも発表をしている行政ももう随分出てきております。それを検討で現在やっているところもあります。日野市は、その辺について全庁的な対応はどうなっているのか。もし、では文化・スポーツ行政推進本部で実際に何も動いてやっていないんなら、全庁的な対応をどこの部署で、どう進めているか、それについてお尋ねいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 具体的な説明が、確かに形式的にはできていないわけではありますが、目指すところがどこにあるか、そしてまたスポーツ・文化行政推進本部が何もしないということではないわけでありまして、基本構想、基本計画、その中にもそれに並列すべきものは当然でございますし、行政の各領域でというと、またわかりにくいかもしれませんが、ハードな面、ソフトな面、すべてそういう目指すところに併合せながら、断片的に見えるかもしれませんが、それを総合すれば、とりもお

さず緑と文化の市民都市という、目指す都市像にかなない、またその内容には、スポーツや文化、レクリエーション、これらを市民生活に大きく享受できる、こういう条件整備をしようということでございますので、何か一つ、御意見は御意見として拝聴させていただき、具体的なところについて、また不十分な点があれば御指導いただきたい。

総合的には私は全く何もやっていないなということでも、もちろんございませんし、行政の方向が御指摘と同じ方向を目指しておるということについては何ら相違はない、こんなふうに思っておりますので、そのような御理解をいただき、また欠点のところ、あるいは不十分なところは御指導いただくということで努力させていただきたい、こんなふうに思っております。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） 市長、それ違うんです。行政が目指すことは何ら間違いはないんだ、というような趣旨のお話がありましたけれど、だからこそそれぞれの部局だけでは、やっぱりそれぞれの部局が断片的に進めていけば、いろんな矛盾も出てくるわけです。だからそれを総合的な部署で調整をしていく。で、縦割り行政の中でそれぞれやることが連携をしていく。その中で一つの効果を発揮しまして、市民サービスが日々向上していくわけです。そういうふうな、ばらばらにやっているのであれば重複もあるし、肝心な必要な部分が抜けてくるのもあります。ですから、その連携が非常に大事なわけです。その連携が日野市は抜けているわけです。ですから市長が言っている断片的にやっているものが総合的に都市像につながっていくんだ、そんな機能をしていないから質問しているわけです。それを機能するように、調整機関をしっかり設けてやっていただきたい。その今までの過去の質問から見ますと、その調整機関が文化・スポーツ行政推進本部だというふうな趣旨の発言もあるんですけれど、実際それが十分機能していないわけです。だから再三申し上げているんです。市長が言っていることと現実とは随分隔たりがあるわけです。その辺を十分認識していただきたい。非常に、このままではますます他の行政との差が拡大するだけです。もう少し職員の皆さんの英知を吸収できるように、結集できるような行政の役割というのを十分対応していただきたいんです。

先ほどの質問の中でも、無料化につきましては、少なくとも日野市自身は市民自治というものをメインに出してやっている以上、当然、これ、市民自治が高揚できるようなシステム、ハードとソフトの両面にあるシステムができ上がって当たり前なんですけれど、それができていないわけです。

そういうようなメインにしていない。例えば八王子市の場合、市民センターが何館も

あるんです。市民センターは全部無料なんです。

それから桜が丘、多摩市の施設も、コミュニティーセンター、無料なんです。

それから府中市文化センター、原則的にこれは無料なんです。

日野市みたいに、市民自治をうたってなくても、前面に都市像の3本柱の一つに市民自治のうたわれていない行政においても、既にコミュニティーセンターは無料化しているんです。日野市は有料なんです。こんなばかな話があるわけないでしょう。やはり都市像という一つのメインを決めたら、すべての施策がそこに備わっていくことが、基本計画の基本になるわけです。ところが、その基本計画と実際やっていることがばらばらなんです。そのことについて御指摘をしても、何らそういうものに対しての反省もありませんし、では何とかその辺を変えていこうという、そういうような意欲も出てこない。どうなっているんですか、これは。これは住民にサービスとして、マイナスとしてのサービスが課せられてくるわけです。同じような税金を払い、同じような国民の中で、隣の町田、八王子市や多摩市は、コミュニティーセンターが無料なんです。こんな矛盾していること、ないんじゃないですか。また、日野市が別の政策を掲げて、政策的に有料なんだという、我々も理解できる方向性があるのであれば、これは何も言いません。

ところが、市民自治というものを打ち出しているながら、何ら市民自治が高揚できるような施設整備、また施設整備だけでなくソフトも何も日野市はないんですけれど、その施設整備の基本である無料化さえできていないんですよ。こんなお粗末はないんじゃないですか、市長。それについて市長、何かあれば、なければ次に行きたいと思いますので、何かあれば御答弁をお願いします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） それぞれ大きな矛盾のある行政は、考えてみてやっていないんじゃないか、というふうには思っております。もう一遍、私どもも御指摘のことをよく反芻させていただきまして検討をさせていただきたい、このように思っております。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） 基本計画の基本に戻りまして、もう一度その辺も十分検討していただきたいと思います。そしてそこにコミュニティー、社会教育、それぞれのよさがありますから、それは確かに縦割り行政がありますが、市民にとっては一緒なんです。ですからどう、その縦割り行政の中を行政の知恵の中で、市民が利用しやすいようなリソクさせることも大事だし、それを職員の皆さんの英知の中で新しい施策をつくり上げ

ていただきたいと思います。これを強くお願いをしていきます。

続きまして、人生80年を生活時間から考えてみますと、人生80年は約70万時間に当たります。国が打ち出しています年間1,800時間で40年間働くといいたしますと、生涯学習時間は約7万時間となります。生涯自由時間は、経済企画庁では約21万時間、また大手の労働組合は25万時間と見ているところであります。これは生涯生活時間の約30%ないし35%を占めておるところであります。さらに生理的時間を含めると、生涯生活時間の50%ないし60%が地域社会で使われていることになるわけであります。この自由時間の充実、人生にとって重要なことでもあります。しかも増大する自由時間に対して十分対応できる自由時間環境整備が、現実にはできておらない状況であります。今後、この余暇、レジャー、生涯学習、スポーツ等におきます増大、多岐にわたります自由時間環境整備における行政の取り組みにつきまして、何かまず最初に市長にお考えがあれば、まずその辺について伺いいたします。

以上、1点、お願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 確かに余暇時代という意味を具体的に市政の展開の中でどのように施策化していくかということが課題であることは、大変重く我々も認識しているところでございます。

国の方針もございまして、各自治体もそれぞれに努力をしている状況でございますから、私どものところでまだ先ほどの御指摘を伺う限り、不十分な点が多いというふうに指摘を受けておりますので、もう一遍、内部的によく庁内のいわゆる討議を経て、新しい発想を持って取り組む努力をしなければならない、このように感じたところでございます。その上で、また御指導もいただきたい、このようにお願いをしておきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） 自由時間の充実ということは、今後、行政の市民へのサービスにおきましては、新しい発想を、また今後の大きな課題になってくるんじゃないかと思うんです。今までの縦割り行政の中で、そういう縦割り行政の中の発想的な住民へのサービス形態から、その縦割り行政というものを一つ乗り越えて、そして日野市の市内の中で、個人であったり、家族であったり、友人とであったり、仲間とであったり、そういう人たちがそれぞれの自由時間を、それぞれの市民のそれぞれのニーズ、またいろんなライフスタイルに合わせながら、市民が自由に選択をして、市内の中で自由時間を有意

義に過ぎしていく、そのための環境整備がこれから行政に求められてくる時代になっているんじゃないかという気がするんです。

今までは、それぞれが行政が縦割り組織の中で、それぞれの主観に応じてまちの整備をしてきたわけです。それがもう少しもっと具体的に、では市民が市内の中でどのような施設があり、またどのような環境があり、どのようなそういういろんな自由時間がそこで活用できるような対応をつくったらいのかという、逆の発想というか、市民の側に立った発想の中で、今まである施設をいろんなふうに活用しながら、また新しい施設も大事だろうし、施設と施設、また場所と場所をネットワーク化していく、そういうふうな考えながら市民のニーズに合わせて整備していく、そういう考え方が自由時間の充実につながっていくんじゃないかと思います。

町田市に「自由時間都市町田」ということで、今いろいろと町田も発想しているわけです。町田の発想というのは、市内の中の観光施設がないんだ、ですから観光施設を、新しい町田を観光を通して自由時間構想をしていこうということの中で、観光課がそういう発想の中でとらえてきているんです。非常におもしろい発想であり、なかなかユニークな発想なんです。町田市に行きまして、町田市の職員に会って、いろいろとお話もお伺いしました。そのまた課長がすばらしいんです。話をしていると目が輝いてくるんですよ。本当に私は吸い込まれるように、町田市のいろんなすばらしいところを一生懸命アピールもしますし、また多摩市にコミュニティーに行きましても、多摩市のコミュニティーの担当課長もすごいんですよ。それぞれの他市の課長さんたちも非常に情熱を持って、自分の仕事に誇りと自信と確信と夢があるんです。ですからいろんな発想も出てきますし……。そういう日野市も対応になれば、日野市も他市に負けない何かができるような気がしてならないんです。残念ながら、その先は余り言いません。

例えば、では具体的にどうしたらいいかという形になるのですが、先ほど第1点目の質問をさせていただいたように、例えば多摩動物公園とか南平の丘陵公園とか、南平高校がある周辺については、非常に丘陵地帯で樹木も多いですから、そしてそこに国際自然保護センターが設置されるところでもありますから、何かこの辺が一つの新しい、野鳥という視点の中で何かできないのかという気がするんです。

こういうふうに見ますと、例えば今、エコ文化とか、エコロジーというリサイクルという視点から考えますと、現在ある日野市のクリーンセンター、ここにただ清掃でそこで燃やして終わりではなくて、そこにそういう現実的な焼却する機能と、そしてそこにあるリサイクルの機能と、それに付随してそのリサイクルを市民の皆さんに深めて

いけるようなリサイクルプラザとか、そういうリサイクルの公園とか、そういうようなことを設置すれば、ここに大きなエコ文化とか、エコの一つの拠点になるようになってくるわけです。またスポーツゾーンとか、農業とか、農という一つの都市景観と、いうことの視点からも、市民農園とかガーデンパークとか、そういうふうな一つ一つの位置づけをもっと明確にしながら、それぞれの市内にそれぞれの地形とか市内の現状の状況に合わせて、それぞれの大きなテーマを設け、それを一つの核としながら、それをどうネットワーク化していくかということ、また新しい視点が出てきますし、そうすると市民の皆さんがそれぞれの選択しながら、自己の自由時間を自由にそこで学習したり、また遊ぶこともあるだろうし、家族でそろって、そこでコミュニケーションを深めることもできますし、そういうようなもう少し明確に具体化したものを今後つくっていく。それをネットワークする交通網も一つだろうし、また今までない今の現代人に欠けています歩く文化というのがあるんです。歩くという点、ジョギングをしている人も最近ふえてきましたけれど、歩く文化によってそういう視点を結んでいくとか、そういう大枠としての日野市の市内を整備、つくり上げていく。そうしますと、市民のそれぞれの人が多岐にわたるいろんな考え方とか、趣味とか、いろんなありますが、どこかそういう関連性も出てきます。そういうものの中で自由時間を活用できますから。

なにか自由時間といいますと、一面では日野市以外のレジャー施設に行くことが自由時間、というようなとらえ方も一面でありますけれど、それだけだといかに日野市市内の中で、その辺が自由時間を活用できるか。それが逆に言えば生涯学習の一環にもなるのかという気がするんです。生涯学習といいますと、何か一つの形が決まった、学習しなきゃいけないんだという非常にかたい枠にはまりますけれど、そうじゃなくて、学習というのはいろんな学習があります。ですからその学習ももう少し開きながら、新しい視点になってまちを整備していく。そしてそれぞれが独立しながら、全体として関連性を持って一つのまちができ上がっていく。これが都市像になると思うんです。そういうようなまちづくりというものが非常に大事だと思うんです。

今の日野市の体制の中では、そのようなまちづくりはまず不可能なんです。なぜかという、市長中心主義が大きなネックになっていますから、その辺をやはり市長自身も深く自覚していただきまして、早く市民と職員の皆さんと一緒にまちをつくらせていける、一緒になって新しい日野市をつくり上げていく、そのことが、住むことが喜びであり誇りであるまち、ということになるんじゃないかと思うんです。これにつきましても、日野市の行財政調査報告書、これは昭和60年でしたか、できているんですけど、

この中にも「住むことが喜びであり誇りあるまち」ということを、うたわれているわけです。だから、これをどう実現していくかというのは、私がさっき言った自由時間構想という中で、一つの方法としてこういう方法があるじゃないかということで、御提案申し上げさせてもらったんですけれど。それで市長自身も、この基本計画の中でも、冒頭の中でも市長自身が「住むことが喜びであり誇りであるまちを」ということをうたっているわけです。今は残念ながら日野市の中で、他市に誇れるものがあるのかと思うと、非常に寒い思いがするんですけれど……。

今、いろんな各市を見ますと、それぞれの市が個性化を求めているんです。都市間にも今、競争が始まっているんです。ですから、そういう都市間の競争の中に日野市がまた置いていかれないような行政施策というのを今後深めていただきたい。

例えば、日野市の行政調査報告書に見ますと、現在の行政改革について、3点にわたって言われているわけです。

一つは、地方自治の重要性を認識する。

2点目として、自治体がその運営に当たって一層市民意識を追求して行うために、開かれた状況をさらに進めていく。

第3点に、高度の技術を市の公務員が備えなきゃならない。市民意識の適切な吸収、これによる効果的な行政の成果を得ることが難しいことを確認する。いずれにしても真の市民自治を確立していくには、高度の知識に裏打ちされた冷徹な観察と、燃えるような市民の基本的な人権確立の決意である、こういうふうに言われているんです。なにか市長は、この辺、昭和60年に行政調査報告書が出されているんですけれど、それに逆行しちゃっているんです。ですからその中でやはり職員の皆様の英知を結集するしか方法がないわけです。ですから、そういうような行政スタイルをつくりながら、他市に誇れるようなまちを本当につくっていただきたいと強く市長にお願いしたいと思っているところです。

特に、出雲市の市長は「行政は最大のサービス産業だ」と言われているんです。なにか非常に新しい発想ですね。要するに市長によって職員に最初に話されたのは「市役所とは市民のお役に立つところである。最大のサービス産業である」ということを、ここで出雲市の市長が言われているんです。すばらしいですね。それで、今までの仕事に対する意識を変えようとして市長が随分訴えてきたわけです。

その中で「出雲市の中で一番よい会社はどこだ」ということを市民に尋ねたら、市民の方から「出雲市役所です」と答えていただくような市役所にしていきたいというのが、

この市長のお考えなんです。すごいですね。少しでもそういう方向になれるように、今後、日野市もいろんな角度から新発想、市長がさっき「新しい発想に立って考えていきたい」というような答弁がありましたけれど、そういう思いになるように努力していただきたいと思います。

いずれにしても、今後の新しいそれぞれの行政機関が、それぞれの行政において、他市に負けない、他市よりも誇れるまちにすべく英知を結集しながら、それぞれ自治体間の過当競争の時代に入ってしまったので、その過当競争に負けることがなく、新しい行政の中のリーダーシップがとれるような政策を展開していただきたいと思います。

特に、今後、一番大きな問題であります超高齢化が来ます。その超高齢化のときに、幾らお金をつぎ込んでも対応できない難しい大きな課題があるわけです。その課題を地域福祉と呼んで、厚生省も東京都も対応していこうということで、施策を組んでいるところでございます。その根本は、やっぱり地域のコミュニティーであり、また生涯教育で、その地域のふだんの中でそれぞれが連帯を図りながら、地域の方で人間関係ができていったときに高齢化社会になって、それぞれがお互いに助け合っていくということになるわけです。

ところが肝心な日野市は、その前提となる市民自治にしても、コミュニティーにしても、何らおこなっているわけです。その点を早急に整備していきませんと、このつけが大変なつけになって市民に振りかかってくるわけです。その辺を市長自身も十分肝に命じて、「おれには関係ない」と言わないで、これから21世紀は大変な時代ですから、市長が元気で長生きしてもらって、その結果を、やっぱり自分のやったことが正しかったとか、よかったのか悪かったのかというようなことで、明確に自己判断をしていただきたいという気がしてなりません。ともかく今後、日野市が他に誇れるような本当のまちになれるように、ひとつ市長を初め関係部課長さんの皆さんの団結によって、ひとつよろしく願います。

これをもちまして質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって21の2、余暇時代における「自由時間都市」の環境整備促進についての質問を終わります。

一般質問22の1、西平山区画整理と新駅開設について問うの通告質問者、谷 長一君の質問を許します。

〔6 番議員登壇〕

○6 番（谷 長一君） それでは質問をいたします。

西平山土地区画整理事業と新駅開設についてでございます。この西平山の区画整理事業というのは、この事業に入るとということが計画されまして、もう既に5年ぐらいいろではないかと思うわけでございます。その間、対象者は非常に多いわけでございますけれども、日野市の土地区画整理の関係者各位は、非常に情熱を込めまして、各地域を細かく説明会を開いて回った、それで理解をいただくように努力をしたということに對しまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

しかし、意見書等もたくさん出たようでございます。しかし、内容的には同じような傾向にあるというような話も伺っております。非常に大変であったということでございますけれども、年内には認可になるというような、過日の質問者に対する部長の答弁もあつたようでございます。いずれにいたしましても、このまちづくりというものは、やはり区画整理を通してでないと、なかなか困難であるということが言えるわけでございます。特に、このまちづくりについて、前に西平山土地区画整理事業、これは日野市という、このパンフを見ますと、まちづくりは安全で便利なまち、にぎわいと触れ合いのあるまち、豊かな自然と潤いのあるまち、ゆとりの感じられるまち、そんな快適でゆとりのあるまちの創造を目指して、区画整理事業が今まで、また現在も各所で行われているわけでございます。西平山土地区画整理事業も、同様な考えで進められていくのではないかと考えるわけでございます。

この西平山の区画整理は、豊田の南、土地区画整理事業に隣接する西側の方に位し、浅川に接して、さらには西の方へ行きますと八王子の行政区までということで、面積が約91.4ヘクタールということになっているようでございます。中を見ますと、一部は整理がされておりますけれども、他はほとんど未整備の地区で、その中に旧部落が点在しておる。また地形は、東西に崖線走り、台地と低地とに分類され、畑と田んぼに大別するということができるような地勢であるというようなことを、この事業計画書を見ますと、記載されておるのでございます。戦後、人の移動が大きく行われ、今ではこの西平山の区画整理の中にも、先ほど申しましたように住宅が連なっている箇所も何カ所かあるようでございます。しかし、道路ということになりますと、全く見るべき道路はないといつてもよろしいのではないかと、思うわけでございます。

そこで、当時の住民が、その利便性を考慮すると、考えてみると、どうしても区画整理という手法によって面的整備を行う必要があるということで、そのような声も出、さらに行政当局はそれにこたえるような形で説明会等も開かれ、現在に至っているのではないかと考えるところでございます。地形を見ますと、幸い当地はJR豊田駅に近く、

恵まれた立地条件にあるということであり、さらに今度は、道路等は国道3・3・2号線、それにまた隣接する3・4・24と3・4・25号線、さらにはJR豊田駅へのアクセス通り3・4・15号線、また周回する地区集散道に二つの路線も計画されているようでございます。そしてその道路は、その機能をさらに高めるために非常に綿密なる恐らく設計がなされているのではないかと、思う反面、さらに歩道橋等につきましては、道路はもちろんでございますけれども、安全性を高める設計が十分なされているものと考えられます。また、快適性を追求する計画的なまちづくりも、しっかり設計の中に取り入れられているのではないかと、考えるゆえんであります。

当地区は非常に浅川に近く、水資源に恵まれ、緑と清流を取り入れた住環境の整備も、低地では計画されているのではないかと、思うわけでございます。将来を見詰めますと、ますます高齢化が進む、そのような時代を迎えまして、コミュニケの施設等も適切な箇所に配置される設計になっているのではないかと、思うのでございます。快適でゆとりのあるまちづくり、西平山土地区画整理事業のパンフを見ますと、そのようなまちを目指しているということが書かれているわけでございます。道路、公園、緑地、上下水道、町並み、駅、駅前広場、生まれ変わる西平山等々と書かれているわけでございます。そのようなことを考えてみまして、土地区画整理事業はどういうふうになるのか。それと同時に、西平山土地区画整理事業の最も重要な課題でございます新駅の開設というのはどうなっているのかということにつきまして、質問をさせていただくわけでございます。

内容につきましては、浅川の清流を利用し、緑と水に恵まれた区画、または公園等を考えているのかどうか。

二つ目に、文化施設等建設予定地は確保されているのか。

三つとしまして、供給処理施設等はすべて地下に埋設されるというようになっているのかどうか。これは、上下水道、ガス、電気、電話等でございます。

四つ目は、都市計画道路3・3・2号線、その機能を活用しまして、その周辺の高層化を図る換地計画は立てられているのかどうか。

さらには、JR中央線新駅開設要請とその経過は、ということでございます。これらにつきましては、過日の議員の質問でも答弁がなされたようでございます。

六つ目は、新駅予定地の駅の面積です。

七つ目は、駅前広場の面積ということでございます。

八つ目は、駅広場に隣接する権利者の換地の方法等は、ということ質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 谷 長一君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） それでは、私の方から都市整備部の関係する内容につきまして、順次お答えを申し上げてまいります。

まず第1点目の、清流を利用し緑と水に恵まれた区画整理、ということでございます。

御承知のとおり、今、議員さんがお話しになられたとおり、この地区には用水関係、崖地、自然林、畑、田んぼ等の緑地が非常に多いわけでございます。そこで、この区画整理事業のテーマといたしましては、快適でゆとりのあるまちということを基本として、この事業を計画をいたしておるところでございます。この用水が現在、2本あるわけでございますけれども、これを現在の計画では一部、位置を変えまして、それで新しくこの水路を一系統を考えておるわけでございます。

ただし、もう一路線の用水でございます。これは川北用水といいまして、上流の方から来ている用水でございますけれども、これにつきましては、その大部分が緑地という形になっておりますので、これらの親水等も考えて、今後、十分検討の中で対応していきたいというふうに考えております。

また、公園につきましては、近隣公園を主体として、全体で8カ所、公園を計画いたしております。この近隣公園でございますけれども、面積が2万500平方メートルということで、この公園の中には親水の水路も計画をいたしております。この地域の住民に親しまれるような公園計画をいたしておるところでございます。

次に2点目の、文化施設の御質問でございます。地域のコミュニティーの核といたしまして、この地区のほぼ中央部分でございますけれども、現在、3号公園というのが計画をいたしております。これは面積が約4,400平方メートルぐらいの公園でございますけれども、この公園に隣接をいたしまして、複合文化施設の誘致をする可能な地域を計画をいたしておるわけでございます。今後、誘致等につきましては、また別途考慮していくということになるわけです。

3点目の供給施設でございます。当然、この道路全路線に上下水道ですね、これは都市ガス等につきましては埋設する計画でございます。その中で、電気、電話等につきましては、幹線道路、都市計画道路につきましては、できる限り今の地下埋設、要するにキャブシステム、これを導入していきたいというふうに考えておるところでございます。ただ、都市計画道路の中でも、このキャブを入れる場合は、歩道の幅員の問題が出てまいります。こういう技術的な面があるわけでございますので、そういうものも考慮しな

がらできるだけ導入していきたい、というふうに考えております。

次に、都市計画道路3・3・2号線の機能、高層化ということでございます。これは国道20号線の役割を持つわけでございますので、現道を業務的な土地利用をしていきたいというふうに考えておるわけです。幹線道路としてふさわしい、かつ高度な土地利用を図っていきたい。これは具体的には、高配置にあります住宅地に対するバッファゾーンの役割的なものにも充てていきたい、ということでございます。

次に、5点、6点目を除いて、7点目でございます。西豊田駅の駅前広場の面積でございますが、現在の計画では3,000平方メートルを計画をいたしております。今後、JRとの協議が整った段階で、駅前広場として都市計画の決定をしていきたい、ということでございます。

8点目の、駅前広場に隣接する権利者の換地のことでございますが、これは商業施設等の立地促進を図っていききたい、基本的にはそういうことでございます。この地区の中心商業地域として整備をする計画を持っておるわけでございます。具体的には、商業地を誘導するために今後、ではどうしたらいいかということで、地元の権利者と協議しながら、こういう案件については決定していく、ということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（大崎茂男君） 御質問の中の5点目、6点目、JR仮称西豊田駅の件でございます。お答えいたします。

この駅の新設につきましては、区画整理の進捗状況といいますか、計画の進みぐあい報告しながら、ぜひ設置の方向づけをしていただくよう、先月も今月も陳情しておるところでございます。しかし、前にも答弁いたしましたように、JR側としては財政的な面、あるいは地形といいますか、線形のこと等からまだ問題があるというようなこともありまして、前向きな回答には至っておらない状況でございます。

6点目の、新駅予定地の面積ということでございますが、駅の面積につきましては、まだ駅をどの部分にどんな形でつくるか、というようなところまでは話が入ってございませんので、面積等はわかりませんが、市の方で予備調査として、こんなふうにはできるんじゃないかというようなことでJRの方に提出してあります調査書によりますれば、一応あそこの部分、予定しておりますところは、両側をホームにするということですか、の駅で、駅舎は橋上駅を予定いたしておまして、駅舎そのものは約300平方メートルということでございます。ホームの長さ及び幅員につきましては、ホームの長さは210

メートル、幅につきましては4メートル50から5メートル50の幅で、現在のJRの軌道式地内でおさまるといような一つの案を提示しておるところでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 谷 長一君。

○6番（谷 長一君） それでは、何点かにつきまして再質問をさせていただきます。

特に土地利用計画なんですけれども、ただいまの部長の答弁によりますと、20号線の役割、これは沿道業務的であり、高度の土地利用を考えている、宅地のバッファゾーンだ、というようなことでございますけれども、やはり駅ということになりますと、これも駅と絡むわけでございますけれども、どうしても駅の乗降客というようなことを考えると、過日の部長の答弁のときに、JRは財政面並びに技術両面において難色を示している、というようなことも申されたわけでございます。そんなようなことを考えてみますと、どうしても土地の高度利用というのを図る必要性というのは、出てくるのではないかと考えるわけでございます。

新しい新駅をつくるといいますが、やはり今のような状態で、また少し家が張りついたとしても、豊田駅の乗降客が分散をする程度で、やはり片方が駅ができれば豊田の乗降客が減ってしまうんじゃないか、というようなことも多分に考えられるだろうと思うわけです。そのあたりを考慮してみますと、どうしても土地の利用計画というものをどのように持っていったらよろしいかということも、確かに考えなければならないと思うわけです。この土地利用計画等を見ますと、道路の持つ機能を考慮をし、他の地域より高度利用が図れるように整備する、というようなことになっております。確かに先ほど部長がおっしゃられた住宅地のバッファゾーンということになりますと、また別になりますけれども、そのあたりをお考えになって、何としても人口増を図っていたということが大切ではないか、と考えているものでございます。

あと一つは、8番の駅広に隣接する権利者の換地、これは何と申しますか、駅広とそれに続く駅前道路は、確かに地区としては新しい玄関口ということになり、歩道等は周囲の環境等も考えた設計が必要ではないか、と思うわけです。そこで、この駅広の位置というのはどのような形で決定するのかということなんですけれども、「こんなまちを目指したいと思います」というようなことで見ますと、新駅予定ということで、ここには一応載っているんですけれど、このパンフには載っているんです、区画整理の「快適でゆとりのあるまちづくり」というのに。それで、いわゆる都市計画決定の件になるわけでございますけれども、駅の位置が決まり次第、都市計画決定をする、ということに

なっているんですけれども、そのあたりを、もう1回、どのようになるのかということをお伺いいたします。

その2点について、お伺いいたします。

○議長（黒川重憲君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） まず再質問の第1点の、3・3・2号線の沿道の土地利用の件でございます。

今後、この事業が認可になりまして、それからその後、いろいろな地元との話し合いの中、この沿道の土地利用をどうするかということを含めて、用途の変更、こういうものを東京都と協議しながら行っていくわけでございます。その中で、具体的には、この事業の中での計画としては、業務的な土地利用を図っていきたい。

では、業務的な土地利用というのはどういうものかというのは、具体的には容積率の緩和であり、高度の緩和であるわけです。言いかえれば、大きな建物が建つような方向になってくる。それは、ひいては裏の街区のバッファゾーン的な役割になってくる、こういう形でこのまちの整備をしていきたい、というのが考え方でございます。

そこで、御質問の、人口の増ということでございますけれども、事業計画の中では、この地域は人口密度が将来的にはヘクタール当たり108人という計画の中で、事業が計画されておるわけでございますので、これを超えた極端なものはちょっとできないと思いますけれども、その沿道の中で高度利用され、または容積率も緩くなってくるわけでございますので、できればそういう中での住宅施策を取り入れていただければというふうな、今後、そういう誘導をしていくということになると思います。

駅前広場の決定の、具体的にはまだ都市計画決定という段階にはなっていないわけでございますので、これは先ほどもちょっとお話ししました、説明申し上げましたとおり、JRとの話が煮詰まり次第、基本的な都市計画の決定をしていくということでございます。

現時点で、本来はこの都市計画、この事業認可を得る前に、この地域の幹線としております都市施設、こういうものは都市計画の変更を行っているわけでございます。本来はこの時点で確定をしておれば、事業としては理想なわけでございますけれども、なかなかこういう事業はそうはいきませんものですから、事業の途中において、おのおのこういう、その都度対応していくということになるわけでございます。

ただ、その段階で、立地的なもの等があるわけでございますので、今の事業計画の中で計画しておるのは、3・3・2号線から駅前広場へ約18メートルの道路で一応つなぐ。

それで駅前広場として3,000平方メートルを一応計画しておく。これが話がつき次第、都市計画の決定をしていくという形でございます。

なお、換地とのいろんな問題があるわけですが、ここら辺につきましては、現時点でいろんなことを予測することは非常に危険性もありますので、現時点では、できるだけ早い時期に決定されることを、私の方は願っておるところでございます。

○議長（黒川重憲君） 谷 長一君。

○6番（谷 長一君） いわゆる土地利用計画ということは、事業計画書等を見ますと、非常に人口増を図るということは、地元と協議をしましても難しいという面もあるのではないか、と思うわけです。ただいま、説明によりますと、人口密度が108人、これは1ヘクタール当たりなっているということは、よくわかっておりますので、やはりそうではあるけれども、最大限の努力をしていただきたいということをお願いしておきます。

駅前広場の件でございますけれども、J Rと話が煮詰まり次第都市計画決定をするんだ、ということでございますけれども、確かに3・3・2号線から18メートル道路で広場でつながんだと。その広場は3,000平米あるということですが、非常に広場の取り方というのは、いろいろ難しいところがあるのではないかと思います。

例えば、日野駅の神明土地区画整理事業のときに、京王の土地というのを広場の中に換地をしたのではないかと記憶にあるんですが、やはり広場の権利というのは、日野市が、行政が握るような形で留保をしておいていただかないと、後日、問題を起こすようなことがあるのではないかと思いますけれども、そのあたりの考え方について、一言、お話を聞かせていただければ幸いです。いかがなものでしょう。

○議長（黒川重憲君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 要するに駅前広場に対する各、今はJ Rでございますけれども、昔は国鉄ということで、建国協定というのがございました。今は民鉄との協定が、それに準じた形で協定がございます。この中では、各企業者に一定の面積、これは6分の1ですか、昔は4分の1だったと思いますけれども、現在は民鉄になりまして6分の1だと思いましたが、その負担をさせることができる仕組みになっておるわけです。ただ、現実問題としては、なかなか負担を、用地的な、その場所にそういう用地があれば可能でございますけれども、現実には買ってまでという形はなかなか難しい。特にこの地域につきましては、請願駅という、駅前広場という性格もございますので、

それはなかなか難しいというふうに考えております。

もし仮に負担をいたした場合に、その土地の将来的な管理でございますけれども、これは現在、事業をしております高幡、豊田につきましてはJ R、それから京王の負担がおのおのございます。今後、管理協定という形を結んだ中で実際の管理、駅前広場の管理、運営の仕方を決めていくという形に、一般的には行うようなことになると思います。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 谷 長一君。

○6番（谷 長一君） ただいまの部長の答弁によりますと、非常に駅前の用地の負担等につきましては難しいんだと。これは過日の答弁のときも財政面等につきまして、J Rも難色を示している。それと同時に、いわゆるこれからはキヨスク等が営利を、結局、権利の関係で、今度はJ Rに還元するというようなことも考えられます。それで、やはりJ Rといえども株式会社ですから、非常にそれらの点につきましては、自治体に、行政側に対しまして多くの難問題等を投げかけてくるのではないかと、思うわけでございます。これは今のような経済状態であれば当然のことと思われれます。しっかりこの管理協定等も結びまして、後日、その広場は一部の株式会社にそのようなことが、専有されるようなことのないように、しっかりとひとつお願いをいたしたいと思います。

あと一つは、ちょっとこれは要望なんですけれども、埋蔵文化財の件なんです。段丘崖から、いわゆる昔は小さい円墳があったわけです。それで、この上は埋蔵文化財の宝蔵地ということになっておりまして、日野市の指定文化財ではありませんけれども、平山遺跡と平山古墳群の一部を形成しているとも言われているわけでございます。

そこで、今度は、地方自治体が指定した文化財の保全のため、国が財政援助を行うというようなこともあるようでございます。文化財の保全は、これまでいろいろ国、都道府県、さらには市町村等において指定がなされておりましたけれども、さらにそれらの保護を確実にしていくために、地域文化財の保護、助成ということも行われるようでございますので、その点につきましては、要望ではございますけれども、特に留意をしていただきたいということをお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって22の1、西平山区画整理と新駅開設について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後0時12分 休憩

午後2時34分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問23の1、多摩平団地の建て替え問題についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員登壇〕

○20番（鈴木美奈子君） それでは、多摩平団地の建て替え問題についての質問をさせていただきます。

公団住宅の賃貸住宅建てかえ事業の概要が具体的に表面化したのが、1985年10月22日付の朝日新聞紙上でございました。このとき、丸山公団総裁のインタビューの中で、これからの公団事業の柱について、かなり立地条件のよいところ、そして30年、40年代に建てた狭い賃貸住宅がたくさんある。これを高層化して各戸の面積を広げ、設備も近代化し、ストックの充実、設備を進めていく。そして年間1万戸を建設して、家賃は3倍くらいになる、こういうふうに表明したわけでございます。

当時、中曽根臨調行革で民間活力の活用が叫ばれ、公社、公団の民営化路線が推進されており、公団住宅も縮小民営化が出されておりましたが、これは建設省や公団の抵抗などもありまして、民営化が見送られました。そういう中で、公団の住宅供給事業を限定するとともに、家賃の値上げの強化と建てかえ事業が打ち出されたものでございます。そして名称も「住宅都市整備公団」となり、1986年度から昭和30年代に供給してきた賃貸住宅に対し、市街地住宅、通称「げたばき」と言っておりますが、この住宅を除いて16万戸すべて建てかえる、こういうことと決定したわけです。

そしてその理由は、一つには、敷地の適正な利用を図り、好立地を生かした職住近接の住宅を供給する。

二つには、居住水準の向上を図り良質な住宅を供給する、というものであります。

これは住都公団の言い分であり、その背景には臨調行革を受けたものでございました。公団住宅の古い設備の改善や狭さの解消は、居住者の強い要求でもあり、多摩平団地においても、そのための運動を長く続けて、今回の建てかえなどが、居住している人が安心して住んでいければそれでいいわけですが、公団の考え方は、居住している人の実態、こういうものの要望、こういうものにこたえているか、こういうふうに疑問にも思うわけでございます。住都公団法にも賃貸契約にも根拠にもないまま、建てかえ

が進められようとしております。

特に多摩平団地では、長く今のまま住み続けたいという人が、先月の6月に行いましたアンケート調査にも出ておりますように、今のままでいい、こういう方が56.9%、抜本的に見直す、25.1%、合計82%にもあらわれているわけでございます。公団が一方的に決めた団地を住民の意見を聞かないまま、一律的に公団が全面的に建てかえる、このことを強硬しようとしてきているわけでございます。そして建てかえ後の家賃は、今、入居している家賃の2倍から3倍という高家賃であるわけですから、どこの団地においても深刻な事態になってきております。高齢者の不安はますます増大し、既に建てかえに関して、89年の府中市の団地でお年寄りの自殺、90年では東村山市で老夫婦の無理心中ということが起きて、私はそのたびごとに、多摩平団地において決してこのようなことをさせてはならない、という思いでございました。

また、公団は、3年ごとに家賃の大幅引き上げを行い、一般の公共住宅には見られないような値上げの率で、ここでもまた高齢者や、あるいは低所得者が住んでいけない、こういう状況を生み出しているわけでございます。公団、建設省のやり方には居住者も怒り、全国の自治会に結集し、不当な家賃の値上げと建てかえなどでは、マスコミなども最近ではこの反対運動を取り上げたり、あるいは建てかえ問題などもテレビや、あるいは新聞などでも取り上げられるようになってきております。公団の高姿勢は、2年以内に建てかえに同意せよ、賃貸契約の解除に同意しなかったならば居住者との話し合いを一切拒否し、明け渡しの請求の裁判を起こしていることが、現にあるわけでございます。

今も東村山の久米川団地では、裁判が続けられております。多摩平団地でも、今までの公団の動きなどから、建てかえ指定が夏ごろに来るのではないかと、こういう予想のもとで、自治会としても、来たときの対策を立てるという意味から、建てかえ対策委員会をしばしば持ちながら、活動を今日まで続けてきているところでございます。

今回、平成4年度の建てかえ事業着手団地が、第1次分として7月7日に発表されました。多摩平は、今回は指定から外されましたけれども、7月のこの中で9団地、3,851戸、東京では足立区の西新井、葛飾区では金町団地、あとは神奈川とか大阪とか、こういう団地で、戸数が386戸とか110戸とか、小さな団地が指定されておりますが、大型の団地では多摩平のような2,800戸という建てかえは、全国的にも今までの建てかえではないわけでございます。住都公団も日野市の、特に革新市政の森田喜美男市長のもとで、十分、市の意向、そして団地住民の意向をつかみながら対応されてきているように

思います。

1991年度、平成3年度までに全国で69団地、3万1,131戸で事業を着手し、11団地、2,835戸について管理が開始し、入居されてきておるところでございます。当初、公団は、1万戸を建てかえる、こういう計画で、強気でしたが、実情は、年間7,000戸にとどまっております。建てかえ事業が、高層住宅など70年の償却年数で計画されて建てられたものが、まだ半分しか経過していない、こういうことが多摩平団地にも当てはまるわけでございます。そういう中で、当初やむなく同意せざるを得なかった住民たちも、自治会を中心に「住まいは人権である」、こういう立場で、建てかえ問題に取り組んでいることなどから、予定が下回ったものというふうに私は思っております。

それでは、これから具体的な質問に入りますので、御答弁の方、よろしくお願いをいたします。

第1問目は、住都公団の市への最近の動きについてでございます。ことしの春、東京支社長が森田喜美男市長のところに、多摩平団地の建てかえをしたいという、こういう申し出があり、市長の方より市の考え方が述べられ、それを検討するという事で、今日まで至っているというふうに聞いております。分譲は認めない、緑、木は残す、老人対策を、都市計画上のことなど、ということだそうでございますが、7月の指定が延ばされましたが、半年以上、市長と東京支社長がお会いした後、たっておりますので、公団から、その後の接触があるのではないかと思いますので、最近の動きについて、もしございましたら御答弁をお願いいたします。

2番目は、自治会の建てかえアンケートについての感想を述べていただきたいと思います。多摩平団地自治会では、ことしの6月、建てかえについてのアンケートをとり、年齢構成から住宅の形式、入居年度、建てかえ後の家賃、戻ってきたときにどれくらいの家賃であったならば住んでいけることができるかなど、割と具体的なことをとりました。2,800戸あった団地が、もう既に建てかえるということから、公団は空き家にしたまま400戸ぐらゐの空き家が目立って、本当にそれは防犯上も困るわけでございますけれども、そういう中で2,500通を配布し、1,497通、回答が寄せられております。59.9%の回収率で、また自由に意見を述べる、こういう欄も設けて、1,013名の方、67.7%の方がいろんな御意見を寄せてこられました。私は、建てかえ対策委員の一員として、このアンケートを見せていただくことができましたが、このアンケートの中には20代から70代まで、男女合わせて34名の声が載せられております。9月8日には、この資料を持って多摩平団地自治会長が企画財政部長のところにアンケートを届けたというふうに聞いて

ておりますので、多分、市長のところにもこのアンケートは届けられているというふうに思います。これについて、ぜひごらんになった感想を、森田喜美男市長と企画財政部長よりお聞かせください。

3番目は、市民のこうした声を市としてどのように取り上げ、住都公団に反映させていくのか、お聞かせいただきたいと思います。このアンケートの数字と生の声を、わずかですが、見せていただきました。自治会でも、残りのアンケート、毎月発行しておりますニュースに出していく、そしてみんなが同じ考えのもとで、建てかえを望む人もおりますし、また望まない人もいる、絶対困るという人、いろんな方たちがおりますので、この声を公平に全部載せていこうということでございます。私は、この問題では、この声をぜひ市の方としても十分につかみ、そしてまたアンケートだけでなく、どのようにして住民の声を市として聞いていくのか、建てかえをもしやる場合には、どう反映させていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

最後に、公団住宅自治会協議会は、全国の団地で今、国会請願署名を集めております。建てかえに関して、住み続けられる団地を、こういうことで集めておりますが、9月24日には国会にこの署名を、全国から集めた署名が、自民党から共産党まですべての会派の国会議員のところに請願をする、陳情する、こういうことになっております。この請願の中身、これも資料として企画財政部長のところに届けておいてございますが、1991年度の事業を着手した西経堂団地では、2DK、52平米、15万6,000円です。武蔵野緑町団地、2DK、52平米、13万6,000円、大阪東淀川団地、2DK、49平米、9万7,000円となっております。従前、居住者の生活実態を考慮しない負担となっており、また3年ごとの家賃の値上げとなっておりまして、今は負担も大きく、本当にこれが果たして公共の住宅と言えるかどうか、疑問に思います。

多摩平団地も大変、立地条件のいいところで、この武蔵野の13万6,000円以上、多摩平はもっと家賃が高くなるのではないかと、というふうに言われております。これはまだ公団が来ているわけじゃないですから、はっきりと言われないわけでございますけれども、私はぜひそういう中で、全国自治協がやりますこの署名、この署名は1991年の4月25日、衆議院、4月26日、参議院、ここの両建設委員会で公団住宅家賃値上げに関する集中審議が行われました。政府、公団に対する8項目の委員長要望を全会一致でまとめていただくことができ、私どもの上田耕一郎参議院議員も建設委員として、このことには取り組んでまいったわけでございます。これらを受けて、建てかえられても安心してまた住んでいける、また戻ってこられる家賃を、こういう制度を4項目として請願にま

とめられております。

その一つは、公団住宅の建てかえ後、家賃の設定に当たっては従前居住者の定住の権利と負担能力を考慮し、戻り入居と定住を保障する家賃制度をつくること。

二つ、公団住宅の建てかえを実施する団地において、公営住宅入居資格に該当する従前居住世帯に対し、公営住宅家賃制度を準用できる制度をつくること。

三つ、建てかえ事業の実施において、実施方法に柔軟性を持たせ、団地全体を画一的に建てかえるのではなく、居住者に控除と選択の余地を保障するとともに、あくまで入居者の理解と協力を得るよう努め——これは衆議院建設委員長の要望です——わずか2年間の期限内に合意しない居住者に対し、公団から裁判に持ち込む強引なやり方を改めさせること。

四つ、公団住宅の家賃設定のあり方について再検討し、都市勤労者が適切な負担で入居でき、住み続けられるよう賃貸住宅の高家賃化を抑制する抜本的方策をつくること。

大変、これからの多摩平団地にとっては、この四つの今、請願は、生きるか死ぬか、大げさに言うならば、私はそういうことだというふうに思います。家賃が高かったら、お年寄りも若い世帯も、戻ってこられないんです。ですからどうしても私は、この請願を国会でも採択していただき、革新の地方自治体で市長みずからがこの意見を総理大臣あるいは建設大臣、住都公団の方に出していくならば、大きな力になるというふうに思います。ふるさと多摩平を持っている子供たち、私事ですけれども、私の長女も結婚して都内に住んでおりますが、多摩平に戻ってくるときに、中央線の陸橋を渡ったときに山が見える、あの山並みを見たときに「ああ、日野に帰ってきたんだなということを思うよ」と、この間、言われたんです。なるほどと思いました。子供たちは本当にふるさとを持っております。大人も地域の中で友人をつくり、いい人間関係をつくって今日まで暮らしてきたわけです。草花の一つ一つにも愛着があり、そして私は、ここ数年、ウグイスが私の自宅のそばで毎朝鳴くんです。ウグイスといえば山でしか聞いたことがなかったんですけれども、やっぱり多摩平というところは緑が多いからウグイスも来るんだというふうに実感を行いました。そして私のささやかなベランダには、毎年幼虫が、ここで青い葉っぱを全部食べて育っているんです。本当にささやかなことですけれども、すべての人たちが「多摩平はとてもいいところだ。そして何よりも革新市政の日野に住み続けたい」、これがポイントです。ですから私は、市としてもぜひ団地住民の意欲をくみ取り、国に対しても支持していくよう働きかけをやっていただきたいと思います。

まず、この4点を質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） それでは、ただいまの質問の4点につきまして、逐次、答弁をしていきたいと思っております。

まず、1点目が、住宅公団の市への最近の動きについて、ということでございます。今、質問者の方からも、るるお話がございました。公団の方から平成3年、多摩平団地の建てかえ計画の策定調査に対する市への協力要請があったわけでございます。公団側から、基礎調査の内容の説明がなされました。もちろんこれは土地利用計画案の事前協議の相談を含んでの問題でございます。本年1月には、多摩平団地の建てかえ計画対策委員会、これを庁内チームの中で設置をしております。2月には公団側から市に計画説明が、公団側の一方的な計画の中での説明が行われました。その時点で、市としては、先ほども質問者の方からありましたとおり、支社長に対して、一つは、建てかえ後の住宅はすべて賃貸住宅であるということ、なお2点目につきましては、既存の樹木を保存する、ということでございます。3点目は、建てかえにかかわる高齢者を初めとする弱者に対する措置、具体的な方法を考えてほしい、という3点について検討する旨の申し入れをいたしました。その後、何回か公団と事務折衝等をしておりますが、現時点におきましては基本的な合意を得ておりません。今の現状につきましては、まだその3点の明確な合意を見ていないというのが実情でございます。

2点目につきましては、自治会の、建てかえに関連して居住者の方がアンケート調査をいたしたことを、資料としていただきました。それに対する感想をとということでございます。

建てかえの対策委員会での調査は、かなり、6月の期間でございましょうか、居住者のおののちに実施したように資料の中では読ませてもらいました。その主たる内容は、世帯主の年齢構成が60歳以上が42.5%というような、かなり高齢化になっている点、これについての建てかえについては約6割の方が、入居者の6割が基本的には反対している内容でございます。さらに、建てかえ後の家賃については、入居者全員が「高い」と回答していること、これは当然、現在の従前からの入居者の戻り入居ができなくなるというような不安でございます。こういった状況を踏まえたと、やはりあくまでも住んでいる方の意思を大切にしたい対応を図るべきだというふうに、私自身は感想としてお答えしておきます。

3点目につきましては、市民の声を市としてどのように取り上げているのか、というようなこと、あわせて公団に対する反映は、ということでございます。何回かお答えを

しているとおり、住民の意見を尊重して対応することはもちろんだ、というふうに認識しております。今後、基本的な合意がなされた上で、建てかえ計画が進んだ場合、第一に、やはり戻り入居のできない事態を招かないような方法、これを強く公団側に申し入れていきたいというふうに思っております。これには、当然、地元にも対策委員会ができておりますので、我々庁内のチームと合わせまして協議を進めながら、公団に対する対策あるいは要望をしていきたい、というふうに考えております。

最後の4点目でございます。安心して住み続けるというような内容の中での自治会協議会、あるいは国会請願の署名に関する問題でございます。この請願の趣旨につきましては、今、議員さんからも冒頭、話がございました。建てかえに伴う従前の居住者の戻り入居、よって定住するということの保障するということが第1点、あわせて家賃制度の確立、これは当然、高家賃化の抑制を求めるものだというふうに思っております。市としても、建てかえ後、戻り入居ができないということは絶対にあってはならない問題だというふうに思っております。既に公団側とは事務折衝の中では、高齢者等の弱者に対する救済措置、この辺を強く検討するように申し入れはしております。なお一層、重ねてこの対応をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 住宅都市整備公団という、今、名称になっておりますが、国の住宅政策を実施する大型の国策機関である、こういうことは我々も承知をしているところであります。そして、多摩平団地造成、入居が行われて、既に約30年を経過しているわけでありまして、その間、国民の生活事情あるいは住まいの事情、当時は相当評価された、いわゆる入居スペース、住まいのスペースが狭いということが今日の大きな現実の課題になっておる、それらを解消するために建てかえ計画が持たれるということは、当然の推移だろうというふうに考えております。

私がかかわりましたのは、東京支社長がおいでになって2回ほどお話を伺っております。日野市に最もかかわる、日野市の行政にかかわる課題といたしましては、いわゆる増戸という、戸数をふやす、現在の2,800に対して7割戸数をふやしたい。7割というのは約2,000戸でありますから、大変な開発になるということは、もう明らかであります。

そこで、原則的には、今日、国民の生活事情が都市の住宅の確保が困難である、あるいは高い、そして生活様式はかなり近代化しておるという状況の中では、建てかえとい

うことは容認しなければならない、というふうに言えると思っております。

それから、増戸ということが日野市の行政に大変影響の深いところでありまして、一般の開発企業に対しましては、いわゆる「住みよいまちづくり日野要綱」を適用して、細かな言葉で行政指導をやっておるわけでありまして、7割の増戸ということは、これはもう大変な、果たして学校の教室が足りるだろうか、ごみの処理はうまくいくだろうか、いろんなことで行政そのものに深いかかわりを持つわけでありまして、これから十分検討してまいりましょう、という考え方であります。

まだ、建てかえ計画があるということは、また公式に日野市にその建てかえ計画についてのごく大まかな申し出があったということは、前述の経過があるわけでありまして、より具体的な打ち合わせということについては、全くその後、前進がありません。増戸は認めましょうということ、そのかわり賃貸が原則であるという条件、環境といたしましては、日野市の都市計画に適應するということと言うまでもないことでありますし、もう一つは、見事な樹木があるわけでありまして、樹木を原則として切らない、減らさない、こういう範囲で設計をしてみてくださいということを求めています。

もう一つの大切な要件は、現在の入居者に万全の対策を講じてください。つまり家賃のこともありますし、戻り入居のこともありますし、福祉住宅あるいは老人住宅、いろいろ内容はありますが、それらにつきましては万全を期して、つまり泣く人がないように、困る人がないように、一つ一つ具体的な協議を整えてまいりましょう、こういう大まかな提言であり、当たり前のまた約束でもある、というふうに思っております。

その後、ことしの7月に、いわゆる関東地域の団地の建てかえ指定という作業が、行政作業だろうと思います、そういう指定行為が行われるというふうに聞いておりましたけれど、多摩平は該当いたしませんでした。つまり検討不十分ということだろうと思っております。したがって、今後、公式な話が来る都度、きちんとした、今申し上げましたような大きい原則を、日野市という立場で求めることはもちろんでありますし、それから建てかえ計画、それから増戸、それから地域の大事ですから、用途地域の見直しも必要となるだろう。特に高度化、間隔を広くとって環境をよくするには高度化を図らなければ増戸にはならないわけでありまして、話としては、14階ぐらいの建物が相当数設計をされている、設計の仕上がりがある、そのように受けとめております。より具体的な状況に総論並びに各論、だんだんと詰めていかなければ、着工するということは向こうもできないということは、よくおわかりだと思いますから、我々は日野市民を守

る、あるいは日野の行政を守る立場からの基本的な姿勢と、それから個々の住みかえでありますとか、福祉住宅でありますとか、そういうことにも細かく配慮をして、内容をきちんとした整ったものにしなければならない、こう考えております。

公団の側の言い分としては、十数年の長期の継続事業になるということであります。それから、1区、2区でしょうか、区域を分けて着工したいと。特に日野市の要望といえども、駅前環境の整備ということに対して、まず都市計画上の協議をいたしましょう、このようなことを、口頭ではありますが、申し出ておるという状況でありまして、多摩平の自治会でいろいろ細かな御心配のあることは承知をしておりますが、もっと基本的な問題を行政が市民にかわって協議を経た上で、入居者の方には必要な説明なり、交渉なりをやってください、何か市を越えて団地の自治会とかいうふうな団体と交渉なさることは順序ではありません、というふうに申し立てておる状況であります。

また、そういう手順でないと、日野市は開発指導の正当な手順を踏まないといけなことは、もうよくわかっておりますから、そのような手順が踏まれることを期待をし、だんだんと具体的な内容について必要な協議は進めていきたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） ただいま企画財政部長と市長の方から市の見解が述べられて、1問について、明確な合意はないということでございましたが、聞くところによりますと、最近、市長にもお会いになって、市の方が述べたことについて回答が寄せられた、というふうにも聞いておりますので、でもただいま市長の方から言われたことで大体わかりますが、私は分譲を認めさせないという、このことを最後までぜひ貫いてほしいと思うんです。

今まで、分譲を、団地の中で分譲をやらない方がいいといっても、公団の方はそれによってお金を浮かせるといいますか、そういう中で分譲住宅を認めてきて、それがかなりのところで進められておりましたけれども、最近のバブルの崩壊後、建てかえ後の戻り入居の中で、分譲を期待しない、こういうことが最近多くなっているんです。92年の3月28日のニューキーにも出ておりましたが、平成元年度では分譲住宅への入居が激減したというふうになっておりますが、最初のうちは家賃が10万、12万であるならば買った方がいいんじゃないか、そういうことで、分譲を買った方が得ということで、分譲にかなりの方たちが殺到いたしましたけれども、平成2年度以降は、首都圏の場合でも5,000万から7,000万なんです。こんな分譲は、幾ら何でも、私の家は買えないんで、よそのお家は買えるかもしれないけれども、これがやっぱり公共の土地ですから、こ

ういうことで一部の人だけが購入できるような、こういう分譲は、やっぱり最後まで貫いていただきたいというふうに思います、分譲をやらないということ。そういう意味で、また最後に確認の意味で、最後までこの分譲を認めないということで、意思を表明していただきたいというふうに思います。

それから、大変、市の方で高齢者の方たちに対しての温かい配慮がされているということ、私は大変評価できると思います。若い方たちも、確かに戻ってこられない家賃なんです。しかし、特に多摩平においては、高齢者が多くて、このアンケートの中にも70歳代の男性の言葉がありますので、ちょっと紹介させていただきますと「昭和33年以降、ついの住みかとして思い、御近所とも親しくなり、よい友人にも恵まれ、晩年を幸せに過ごしておりました。思いもかけず建てかえ問題が起こり、戸惑うばかりです。まだこのまま建てかえる必要はないと思えてなりません。公団からの一方的な押しつけ、個人の自由はまるでないみたい。従来、言われていた居住権はどうなっているのでしょうか。建てかえ後は、後で戻るにしてもお話にならない高家賃、年金生活でどうして食べていけるのでしょうか。公団では考えてもみないのでしょうか。それに、高齢者にとっての2回の移転は無理なことです。老人は死ねと言わぬばかりです」70歳代の男性です。

20歳の男性は、多摩平で生まれて、そしてここでずっと今、過ごしているということとか、緑は残してほしいとか、いろんな意見が、この34人の意見が述べられておりますが、私は本当にお年寄りの方たちがまた多摩平に戻ってこられるような、そういう団地に、建てかえるのであれば、意見をぜひ聞いていただきたいというふうに思うんです。

あしたは敬老の日です。市では既に敬老大会も終わって、ことしの敬老大会は車椅子の方がかなり見られて、これはいつもの敬老大会と違うな、というふうに思いました。やはり寝たきりゼロにしようという、こういうことを市でもおっしゃっておりますし、実践に移しているわけですが、安心して住み続けられるには、高家賃ではとても住み続けられませんし、家賃、それとお年寄りが入れる福祉住宅、老人住宅、老人だけがそこに入るとまたスラム化してしまいますので、1階にはお年寄りが住む、そして家賃の補充をする、こういうことで、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

それから、アンケートの感想については述べませんけれども、あと市民の声をどういうふうに生かすかということについては、多摩平団地としては自治会でこういうアンケートをとりました。そして3回にわたって、西、東、南の集会所で皆さんの意見を聞く会を持って、本当にここで活発な意見が出されたんです。私は1回しか、その場所には行っておりませんけれども、その中でも本当に切実な声が出ておりますので、市の方として

も説明、皆さんの意見を聞く会をぜひ持っていただきたいと思うんです。そして、その声をぜひ住都公団の方に生の声として、これは多摩平団地住民の声ですよということで、その声を住都公団の方にぶつけていただきたいというふうに思います。

今までの建てかえを行った団地では、革新の市政のところはちょっと違いますけれども、保守の市政のところでは、住民は全くもう横に置いておいて、市と住都公団が一緒になって計画を立てて、それがずっと市民に押しつけられる。こういうことの中で、日野市は本当に最初のうちからいろんな情報を多摩平自治会にも寄せていただいたり、私も「今どういうふうな状況になっていますか」とお聞きいたしますと、いろいろと教えていただいているわけです。そういう意味で、ぜひ私は、日野市を市民も信頼をしておりますし、建てかえがもしやられるようになれば、必ず多摩平の方が森田喜美男市長の姿勢を見て、そして住民を守ってくれる、先ほどの言葉の中にも、本当に一人ひとりに対する温かい気持ちが伝わってまいりました。

そういう意味で、私は再度質問いたしますが、7月か8月ごろ、住都公団の東京支社長が市長のところにお見えになったというふうに聞いておるんですけども、そのときは、先ほど三つ、市長の方から住都公団の方に言われたこの中身、きちんと守っていくという報告はされたのか、明確な合意はないということですけども、合意というのは最後にやるもので、その段階として東京支社長が、私が最初に言いました問題について、ちゃんとおっしゃったのかどうか、そこをもう一回確認と、それから多摩平団地の住民の皆さんの意見を聞く、その会を持ていただけるかどうか、その点について、お尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 住宅都市整備公団が国から課せられている大きな使命は、国民の需要に住宅政策をもってこたえる、ということのはずであります。そして、増戸というのは、戸数をふやしたいというのは、多摩平が比較的余裕があって、環境もいいわけですから、設計としては一番候補になりやすいということがあるだろうと思っています。したがって、増戸という政策を持ち込まれるわけですから、こちらもまた、日野市はもっと人口のふえてもいいという事情もないわけではありませんから、増戸は認めましょう、というふうにお答えをしております。したがって、増戸するには、まず都市計画上の行政とのあらゆる協議を経なければ成り立ちません。つまり、承認をするということになりません。

それから、都市計画という開発指導に対する指導要綱があるわけありますので、そ

の指導要綱は、要綱の上では、住宅都市整備公団であるとか、都営住宅であるとかという、いわゆる公営・公共住宅は、直接の該当には挙げられておりませんが、それ以上に大きい行政上のお互いが求め合う内容がある、というふうにお考えになっていただいて結構だと思います。都市計画道路そのものを動かす必要があるかどうかは、まだはっきりいたしません、少なくとも高度制限をある程度、緩和するとか、いろいろな指導要綱に該当させるべき事項が伴ってまいります。

したがって、日野市に了解を得る態度を整えてこない、そのこと自体が前進をしないということですから、本来の使命とする住宅供給の国策に対して、日野市にも十分、行政に対してこたえるという姿勢がなければ、現実にならないわけでありますから、どちらも正論を唱えつつ合意をすることは十分可能である、というふうに考えてよいだろうと思っています。

まだ大きな問題をそういう形で提起をし、多分、公団側でも検討をしておられるということだろうと思います。一つのまた大切な、いわゆる分譲マンションという発想は、多少、財政計画にもかかわるようでありますけれど、よその地域はいざ知らず、日野市ではその基本姿勢はきちっと貫いていかないと説得ができない、このように市民を説得するには当然な措置だろうというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） 住都公団の建てかえをやるには、必ず地方公共団体の長の意見を聞かなければならないという、公団の義務がございます。それに基づいて住都公団が市の方に来ていろいろと意見を言っていくわけですので、ぜひ多摩平団地の皆さんの意向を十分把握しながら建てかえを進めるのであれば、1人も本当に泣く人のないように、住宅というのは生存権の基盤でもあり、そして憲法に保障されております第13条に「すべて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利について公共の福祉に反しない限り立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」また、第14条では「すべての国民は法のもとで平等である」というふうに述べられております。

私は、日野市が本当に森田喜美男市長のもとで、今、計画が公団との間で行われていることを大変いい、もしこれが保守の市政になったらどうなるかしらという、本当に野党の方たちは申しわけないんですけども、そういう気持ちなんです。団地に住んでいる方も、森田喜美男市長だったら私たちのこともよくわかるし、ということもおっしゃっておりますので、ぜひ私は、公団が住民の皆さんを泣かせるようなことがあったら、市

が前面に立って守っていただく、そういうことで今度の事業を進めていただきたいと思います。

これで、多摩平団地の建てかえ問題についての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって23の1、多摩平団地の建て替え問題についての質問を終わります。

一般質問23の2、単身障害者の入れる住宅を建設せよの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君） 続きまして、単身障害者の入れる住宅を建設せよ、これは表題どおりでございます。

ことは国際障害者年の10年、そして最終年です。国連が1981年を国際障害者年として、全面参加と平等をテーマとして10年かけて実現していこう、そして世界の国々に呼びかけて、ことし10年も、もう10年たったかというふうに思いますが、この呼びかけは、障害者と家族と、そしてこの願いを実現する、こういうために本当に大きな力にもなりました。障害者基礎年金、特別障害者手当の創設など、重要な制度を改善させることができました。

しかし、ちょうどこの同じ時期に、臨調行革が始まって、政府の果たさなければならない、こういう責任がなかなか果たせない、そして障害者や家族や地域社会に、この負担が押しつけられてきたわけです。養護学校を卒業しても、4人に1人は進学をすることができない、働く場所もない、こういうことで、希望を持って卒業することもできませんでしたし、また、障害者の雇用促進等に関する法律、これによって、企業は労働者63人に1人の障害者を雇用しなければならない、こういう法律がありますのに、1,000人以上の大企業は、その80%以上が雇用率を守っていないんです。これは罰金を払えばいいということで、日本では1.5%からようやく1.6%になりましたが、フランス、旧西ドイツでは6%、イギリスでは3%という、こういう雇用率です。私は、ぜひこういう中で、もっと雇用の問題、そして障害者の基礎年金が受けられるようになって、月額、1級が7万5,617円、そして2級で6万492円、これでは障害を持っている方が1人では暮らしていけないんです。そして日常生活でも、1人で使えるような風呂場や、あるいはトイレ、台所や居間などを改造すれば費用もかかりますし、これに対するお金、あるいは道路や駅の道や、あるいは車椅子だと、とても障害者が外に出られない、こういういろんな困難な問題が今もあるわけです。

私は、なぜこの単身障害者の入れる住宅を確保、という質問をやったのかといいますと、ある日、障害を持っている青年からお電話をいただいたんです。この方は、今まで施設に入っていて、そしてそこから出て住宅で今1人で自立をしているんですけれども、ちょっとお名前と、障害のことを言うと名前がわかりますので省かさせていただきますけれども、ひまわり号と一緒に旅行に行ったりする障害者の仲間なんです。それで、いろんなお話をしたときに「単身の、1人の人が入れる住宅はないんですね」と言われたんです。私、そのとき本当に頭をたたかれたように思いました。そうだ、市営住宅には単身障害者でなくて家族の方たち、お子さんが障害があれば、そこに入れる。夫が障害があれば入れる。妻が障害があれば入れる。車椅子でも、盲人の方でもいろんな方たちが入れるんですけれども、その方は独身なんです。それで、ある施設に入っていたけれども、そこを出て自立をして出て、そして今、学校に通っているんです。当時、私も、今も厚生委員ですけれども「厚生委員をしている鈴木さんがわからないんですか」と言われて、私、本当に電話口で絶句いたしました。それから、絶対これは議会で取り上げなくちゃということで、今回この問題を、前回ちょっと都合がありまして質問できなかったものですから、今度の議会で取り上げさせていただきます。

障害者の方が地域の中で暮らしていけるには、住宅がなければ絶対にこれはだめです。そして、住宅確保のためには、国際障害者年の10年でかなり進んでおりますけれども、ホームヘルパーがいなければ24時間生活できない障害者もいますし、いろんな障害がありますので、この障害に合ったような住宅、車椅子だけでなく、いろんなそういう意味で、私は市営住宅にはやっぱりいろんな入れない。そうしたら、日野市は老人アパートができました。一般の勤労者住宅もできました。この一般勤労者住宅は、きょうもほかの自治体から、共産党の議員が、議会の参考資料にしたいので送っていただきたいということで、ファックスを送りましたけれども、こうして、いい制度をやれば全国から注目されるんです。ですから今度は私は、独身の青年、女性も含めて、1人でいる方が障害があっても地域の中で暮らしていける、そういう住宅を新しく建てなくても、先ほどのような借り上げ方式でもいいです、そしてそこにホームヘルパーをつければ必ず生活できるわけですから、そういう制度、あるいは建物、こういうものを建てていただきたいということで、表題どおりの質問でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 答弁いたします。

障害のあるなしにかかわらず、だれしも住みなれた地域で住み続けていきたいという

願いは強いわけでございます。また、生活の基盤は、何を置いても居住の安定ということが一番大事だと思います。特に障害者の場合は、日常生活や就労などに関しましては、さまざまなハンディキャップを持つ場合が多いわけでございます。生活圏が変わりますと、ますます生活上の支障が発生することにもなります。したがって、住みなれた地域で住み続けることがとりわけ重要であると考えます。

都営住宅あるいは市営住宅におきましては、これまでも高齢者世帯向け住宅、あるいはシルバーピア、車椅子使用者の住宅など整備が進められてきていますが、これから一層の整備を図り、量の拡大を図るとともに、さらに障害者等の多様なニーズに新たにこたえていくことが、これからの課題となっております。

また、ごく数少ない単身者の車椅子使用者向け住宅においては、独立した日常生活を送れるもの、と条件が付されていますが、これは現状での福祉との連携が十分とれない中、やむを得ない部分があるかもしれませんが、今後の21世紀に向けて障害者の居住確保に当たっては、福祉はもちろん保健医療との連携のもとでの整備が不可欠であると考えております。

市内における公営住宅の現状を見ますと、市営住宅における身体障害者向け、いわゆる車椅子住宅は、同居親族がいることが条件とされていますが、向川原、高幡団地で9戸、整備がなされております。また、現在、建てかえの計画が進められています高幡市営住宅においても、数戸の設置が予定されているところでございます。

一方、都営住宅におきましては、現在、建設が進められている柴町には6戸、また、近々建設されるところの落川、大坂上都営住宅においても、それぞれ6戸ずつの建設が予定されているところでございます。

しかし、御質問の単身住宅となりますと、現在の住宅施策の中では、そこまでのニーズに対応し切れない、政策的にも不十分といえますか、そのレベルに達していないのが実情ではないかと思っております。基本的には、住宅政策と福祉政策が連携した中で進めるべきではないかと考えますが、このような状況のもとでその実現を図っていくには、福祉政策でもって展開せざるを得ないのではないかと、というふうにも考えておるところでございます。障害者向け住宅となりますと、特殊な仕様、あるいは設備を必要とすることから、建設費が相当かさんでまいります。また、家賃、いわゆるそのような方の入居となりますと、家賃の公的負担の問題が避けて通れない。また、先ほど申し上げました建設費がかさむことから、やはり建設経費に対する低利な融資の施策、こういうものがなければならないと思っております。したがって、国あるいは東京都の制度の中

で実施できれば、と思っておるところでもございます。

今後の取り組みでございますけれども、昨年、建設省が制度化いたしました、いわゆる公共住宅の借り上げ事業、この中にも福祉住宅をも対象とされているようにも聞いております。また、特別地域の家賃制度、このような適用についても、果たしてこのような単身者住宅についても適用されるか、早速、研究していきたいというふうに考えております。

あわせて、障害者の単身者で、実際の住宅に困窮している方の実態も十分把握するように努めてまいります。

また、ただいま申し上げました市の単独事業施策として取り組む場合の可能性についても、今後、十分、検討を加えていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） ありがとうございます。

建設費がかさむということ、一般の住宅と違って障害者が入るには、それはいろいろと、お風呂場あるいは手すり、一般の住宅よりは私、お金がかかるのは当然だと思うんです。国の方がやるべきことをやらないから、自治体の持ち出し分になって、そしていつも住民と接点にいる市の方が大変苦勞しているわけです。

先ほど部長の方から、実態調査などということでございましたので、どれくらいいるか、希望があるかどうかという実態調査は、私は日野市の中に施設がたくさんございます。その施設に入っている方もアンケートをとるのが無理なのかとも思いますけれども、施設に入っている人で、ボランティアがいて住宅があれば自立できる、こういう方がいらっしゃるんです。だけれど、今、家もないしボランティアもつかないのでやむを得ず施設に入っている、こういう方もおりますので、余り日野市の方からそちらの施設について干渉するようなことになるといけませんけれども、日野市の障害者団体もたくさんありまして、団体もいろいろ会合も持っておりますので、そことのコンタクトをとっていただくことと、それから日野市にあります施設、そこの方たちのもし調査ができれば、やっていただきたいというふうに思います。

そのことが1点と、大体いつごろそれをやっていただくのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） ただいまの再質問につきまして、答弁いたします。

施設入所者については、やはり施設入所じゃなく、その地域で何とか自立、生活していききたいという御要望は非常に強いかと思いますが、現状を見てみますと、必ずしもそこまでの福祉の施策が整っておりません。そういうようなことで、万やむを得ず施設入所という場合も多いわけでございます。これは全国的に見てそういうことで、なかなかひとり自立して、もちろんホームヘルパーあるいはボランティアを利用してでも、本来なら地域社会で生活していくのがベターだと思いますが、なかなか現実的にはまだそこまで到達していないのが現状でございます。

施設入所者に対するアンケートというのは、ちょっと今ここで回答しかねる部分もございますが、その他の方たちについてのアンケート調査は、早速、調査に入っていきたいというふうに考えております。時期につきましては、何月ということとは言えませんが、近々実施したいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） それでは、ぜひ調査をしていただいて、単身障害者も入れる、そういう住宅をつくっていただきたいというふうに、まず研究の段階になるとと思いますが、ぜひお願いしたいと思います。

私は、きょう「新婦人新聞」というのを持ってきました。これは、新婦人が毎年ヨーロッパあるいはいろんなところで旅行しておりますが、9月10日号ですと「社会が老後を支え美しいお年寄りたち」ということで、福祉の国、スウェーデン、デンマークを訪ねてというところの中で、スウェーデンの首都、ストックホルムに入った第一印象ということで述べられているんです。本当にうらやましい、こういうまちができています。まちを、ハンディーを持つ人に優しいまちづくりということで、約40人の方がこのまちを訪れました。まちを見渡すと歩道の所々に車椅子の置き場が設けられ、地下鉄の駅にもエレベーターがある。市内で乗ったバスには、椅子を折りたたんでつくるベビーカーを置けるスペースが設けられ、スーパーのレジや通路はもちろんエスカレーターも段差がなく、車椅子やベビーカーでもそのまま利用できるようになっていました。ある条件が整えば、ハンディーはハンディーでなくなるというのが、この国の考え方です。今スウェーデンでは、お年寄りを初め、精神や身体の障害を持つ人たちが市民と同じように生活できる条件整備のための施策に力を入れています。新たに住宅を建設するときは、車椅子の通れる広さの入り口をつくることや、3階以上の建物にはエレベーター設置が義務づけられるなど、在宅の受け皿となるまちづくりが徹底されていきました。——こういうふうになって、これはもう長い歴史があるから、これは私は日本において、

今すぐやりなさいということは無理だと思うんです。でも、これから、93年の4月から、都道府県、市町村は在宅福祉の計画をつくることを義務づけられて、これから私たちはこのまちの中で、障害者もお年寄りも、どういうふうに地域の中で暮らしていけるかという、こういうことをつくっていきます。これに、ぜひ障害者や家族の声を反映させて、そして人権保障の視点に立った計画をつくる運動、これもやはり地域の中でやっていかなければならないというふうに思います。（「鈴木さん、スウェーデンは消費税が25%だよ」と呼ぶ者あり）

臨調行革のこの12年で、大変政府の方がお金をどんどん削ったために、障害者やお年寄りの方たちが大変苦勞しているんです。ですから、障害者の方たちが地域の中で暮らしていきたいともいけない、こういう状況です。

最後に、市長から答弁をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 単身障害者という言い方でございますけれど、ひとり暮らしのお年寄りという言い方がはっきり概念として成り立って、施策という形が少しずつ進みつつあります。確かに障害者の方々、単身という言い方よりは、やっぱりひとり暮らし障害者という考え方で福祉施策を整える必要があるというふうに、質問を通じてお問い合わせしたところでございました。

つまり制度として、行政の福祉施策として、今まで具体化していないということが一番の欠陥であります。確かにそういう需要があるということも社会には事実であるはずですから、何かもっと現実的に対応できる考え方を整えていきたい、このように今日のところはお答えしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） ありがとうございます。

私が言っております単身障害者というのは、若い方なんです。障害を持って、お年寄りの障害者の単身者も本当にふえてきておりますけれども、私が今回取り上げましたのは、若い方たちなんです。そういうことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。（「憲法に年齢の差別はしていない。お年寄りも若い人も大事だ」と呼ぶ者あり）憲法があるならば、憲法は市民の生活を守るべきです。国の方はそういうことをちっとも守らないで、そのためにどれほど臨調行革のもとで苦勞しているか、そのことは議員の皆様も御承知だと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（黒川重憲君） これをもって23の2、単身障害者の入れる住宅を建設せよの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時47分 休憩

午後4時18分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問24の1、老人訪問看護ステーション設置の見通しについての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員登壇〕

○19番（板垣正男君） 一般質問を行います。老人訪問看護ステーションの設置の見通しなどについて、市側の現在の準備状況などで伺ってまいりたいと思います。

昨年の6月、第2回定例議会でありましたが、訪問看護の充実と題しまして、やはり同じような内容の表題で質問を行った経過がございます。その際にも、現行の日野市が行っております訪問看護制度に、医療を加えた内容の充実等について提起しながら、市側の考えを伺ったものでございます。

今回、私が取り上げました老人訪問看護ステーションの発足は、法律に基づいて、市町村におけるこのステーションの設置が、ことしの4月から発足したわけでございますが、住民の方々の期待、要求も、少なからず私も伺ってまいりました。こうしたことなどを踏まえて、今回の質問に取り上げたわけでございます。

80年代に入りまして、臨調行革路線が推進されて、医療に対する攻撃や、さまざまな改悪が強まってきたことは、御承知のとおりであります。1981年の第2次臨時行政調査会の第1次答申では、受診抑制による医療費の適正化、医療保険の一元化、老人保健、医療の改正等を打ち出したわけですが、同じ年の6月に診療報酬改定は医療行為の丸め点数、いわゆる包括点数のことでありますが、この包括点数と、頻度による制限を図り、実質的な大幅な切り下げを行い、医療機関の経営にとって重大な影響と打撃を与えてきたわけでございます。

1982年8月、国会で老人保健法が成立いたしました。当時、自民、公明、民社、各党の賛成多数によって成立が図られたわけですが、翌年の2月、この老人保健法が

実施されまして、1984年10月には、健康保険の本人の2割負担、当面1割負担ということで、施行されたものでございました。そして1985年12月には、医療法の改悪によって、都道府県への地域医療計画の義務づけが行われました。いわゆるベッド規制が行われたものでございます。

1987年1月、老人保健法のさらなる改悪によって、自己負担の大幅引き上げと、矢継ぎ早医療保健制度の改悪が、厚生省や政府によって強行された経過がございます。

そして1987年、厚生省国民医療総合対策本部の中間報告が発表されました。中間報告の全体を貫く理念は、良質で効率的な医療であり、その土台をなす理論は、高齢化社会危機論にあったものでございます。日本の社会発展を支えてまいりました高齢者に対し、その数がふえたからといって危機感をあおめることは、決して我々は容認できるものではありません。

この中間報告の本質は、あくまで医療に対する国の負担を減らし、医療費抑制対策であり、医療の公共性を否定し、医療福祉を切り捨て、民活営利路線を推進しようという、そういう意図が見受けられたわけございまして、医療関係者初め多くの国民の皆さんから強い批判が上がったことは、言うまでもございません。

さらに1989年12月には、厚生省が高齢者保健福祉10カ年戦略を発表いたしました。いわゆるゴールドプランなるものでございますが、寝たきりゼロを目指すという問題を提起したわけでございます。

それを受けて90年6月には、老人福祉法等8法の改正が行われました。この審議に当たりました日本共産党の児玉健次衆議院議員は、90年6月、衆議院の社会労働委員会で、次のような点を指摘してまいりました。「これまで家族の負担、犠牲にゆだねられてまいりました在宅福祉を、この法改正によって一応法的に位置づける、老人や障害者の福祉決定の措置権を身近な市町村に移す、これは当然なことだと私は考えている」このように述べて「さらに臨時行政調査会の行政改革以来、福祉の分野における法的責任のあり方が厳しく問われている。一方、シルバー産業の形成による福祉サービスの商品化、市場化、そういう状況において、この法改正に関連して明らかにされなければならない問題が幾つかある」このように指摘をしております。

そして「在宅介護の強化が、病院からの老人や長期療養者の締め出しの社会的な受け皿になる、そのためということであれば、これはおよそ論外だ」と厳しく指摘した上で「あくまで多くの国民が今切実に願っている在宅福祉の充実を追求していく。それがこの法改正の国会審議の中で求められている」このように発言を行ってまいっている

わけでございます。

そして、その審議の中で、次のようなことなども指摘しております。

「在宅介護を家族の私的な介護に頼るのでなく、公的な介護として進める必要がある。その際に保健、医療、福祉の各分野の連携が極めて重要となっています。例えば、保健婦、看護婦、作業療法士、理学療法士などの職種の人たちが個々ばらばらでなく、あくまでチームプレーとして論議をしながら、一人ひとりのお年寄りの状況、家庭の実態に合わせて方針を立て、在宅介護を進めていく、これが必要ではないか」という指摘を行いました。この日本共産党の提起は、厚生省も受け入れることになりまして、いわゆる在宅介護チーム方式という形で予算化されてまいってきていることは、御承知のとおりであります。

このゴールドプランに示されました指針の目標水準というのが、一覧表になって出ているわけですが、施設の体制、在宅福祉を対象としたものなど、幾つかの項目にわたっておりますけれど、例えば、特別養護老人ホームの場合は、1988年度の定員が16万2,019人、到達目標、1999年、24万人、高齢人口の1%強を目標とする、というようなことを初めといたしまして、老人保健施設やケアハウス、ホームヘルパー、ショートステイ、デイサービス、在宅介護支援センター、機能訓練、老人訪問看護、そして訪問指導ということで、その目標が示されているものでございます。

私は、こうしたこの10年余の福祉や医療の一つの大きな変化の中で、地方自治体が法に基づく老人保健の福祉計画を、今、進めていることも承知しているわけですが、昨年の国会で老人保健法の改正が行われまして、ことし4月1日実施で既に始まっております老人訪問看護ステーションに絞って、以下、質問を行ってまいりたいと思います。

質問の1点目ですが、この老人訪問看護ステーション、4月1日実施を受けまして、全国的なものもわかれば教えていただきたいのでありますが、全都的にはどの程度発足あるいは準備の状況にあるか、ということをお願いしたいと思うわけであります。

2点目は、日野市の取り組みの準備状況、どの程度の準備が進められて、いつごろ発足の見通しにあるか、というようなことでございます。

3点目は、訪問内容の現行、日野市が行っております訪問看護事業との比較、どのような点で前進を見ているのか、あるいは問題点として指摘されるのか、等について伺いたいと思います。

4点目は、今後の日野市のステーションの設置数の展望をお聞かせいただきたいと思

います。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） ただいまの4点について御回答申し上げたいと思います。

まず、1点目の点でございますが、都内で3件、都下で1件が指定されている。その内容ですが、医療法人が3件で、医師会が1件。あと準備中の自治体については、現在まだ不明でございます。病院の付属機関として開設するか、または自治体または団体の医師会等が実施するのがよいか、というようなことがあろうかと思ひます。

それから、日野市においては、2番目でございますが、今、2番目、今後の体制等でございますけれども、訪問看護の担当医師が——現在、日野の担当医師が何回か会議を持って検討中である、ということをお伺いしております。医師会全員の理解と協力が、この実施にはとにかく必要ではないかというふうに考えております。過日の日野市の地域保健協議会でも、この話題が出たところでございます。

3番目でございますが、指定訪問看護制度、3番目では、市の現行の訪問看護と申されましたが、現行は訪問指導という名称で行っているわけでございますが、指定訪問看護制度は一部負担金がありまして、医師の指示により看護及び指導を実施するもので、回数は週2回までが原則、特別ひどい状態になれば別ですけれども、そういう状況のものでございます。

それから、今現在、市が行っております訪問指導につきましては、これは負担金はございません。そして月に1回ないし2回で、これは医師の指示がないものでございます。保健婦、看護婦が中心になって行きまして、リハビリ等の必要がある場合には、理学療法士を同伴させるというようなものでございます。

4番目でございますが、東京都では、今年度10カ所、それから平成12年までには100カ所の指定を考えている、というふうに発表されております。当市においても早期に発足されるように努力をしたいというふうに考えております。運営主体は医師会が実施で考えていきたい、というふうに考えているところでございます。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） あらましの説明がありました。この老人訪問看護ステーション、いわゆるステーションの役割というのは、私が詳しく申し上げるまでもないのでありますけれども、やはり法律に基づくこのステーションの設置は何を目的にするか、ということも明らかにしておかなければならないと思ひます。

例えば、厚生省の発表いたしました指針などによりますと、資料などによりますと、老人訪問看護事業は、要介護老人に対して生活の質の確保を重視、全体的な日常生活の動作や能力を維持、回復させる、それとともに家族及び外部からの支援により、住みなれた地域社会で、家庭療養できるようにしていく、という観点があるわけです。この観点を貫くということが大切と思うわけでございまして、今後の老人訪問看護ステーションの設置及び運営に当たっては、この目的を常に貫くことが大切だと考えるわけでございます。

それから、先ほど、サービスの実施者としては医師会で検討が行われている、という説明がございました。これは、医師会任せの問題なのか、あるいは自治体は一切関与しないか、ということになるわけでございますが、先ほど東京都で、既に認可のおりたところと、準備中は不明だということなのですが、この設置の4件あるうち、医療法人が3件ということでございます。必ずしも医師会が実施しなければならないということはないわけでございまして、厚生省の指針によりますと、地方自治体、医療法人、社会福祉法人、医師会、看護協会などで、知事の指定を受けたもの、というふうになっているわけです。ですから、地方自治体もこのステーションの設置については可能だ、ということになるわけでございまして、医師会の検討に任せているかのような先ほどの説明だったんですが、この市とのかかわりなどについて、再度、質問を行っておきたいと思えます。

○議長（黒川重憲君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 大変説明が不十分で、申しわけありません。

この事業には、当然これは昨年のお健法の改正に基づきまして、国が負担し、都が負担し、それから市も負担し、というような内容になっておりますが、この実際の運営に当たりますと、これは医者協力がなければいけないということが中心で、この件につきましても、医師会に話をやはりしてございまして、この中で、まずどういう体制でできるのかということを医師会の中で十分また協議をしていただき、これが病院の付属的機関にするか、または日社協のようなところの付属機関にするか、いろいろ方法はございますが、基本的には、とにかくそれぞれのたくさんのお医者さんを必要とするわけです。こんなことで医師会の基本的なお話を内部のものをしていただき、そしてそのまとめにつきましても、当然これは市が実施する体制で、市の協力体制を組むわけですけれども、今の状況というところで、今、医師会が打ち合わせをしている、このようにお話ししたところでございます。市も積極的に、できるだけ早く実現できるように、

地域保健協議会でも話したということは、そういうようなことが入っている、というふうに理解していただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 医師会の検討と、市の協力体制によって、この老人訪問看護ステーションの発足を一日も早く見たい、こう私どもも期待しているわけでございますが、きょうの説明では、開設の時期などはまだ明示されませんでした。まだ、きょうの時点ではそこまで説明できなかったのかもしれませんが、一日も早く開設の時期なども明示していただいて、努力を重ねていただきたいと思いますというわけでございます。

この老人訪問看護ステーションの役割は、どんなことを行うかということが、当然、話題になるわけでございまして、現行の日野市の訪問看護指導の内容ともかなり違う点もございますし、また似たような点もあるわけでございますが、最も大きな違いは、看護婦あるいは保健婦が直接、患者の看護を行うという点ではないでしょうか。現行の市の訪問看護は、それなりの役割もございまして、歴史的な経過などもございまして、看護婦自身が、あるいは保健婦自身が患者の看護をするということではなくて、家族に対する看護の指導を行うというのが中心になっていることとございます。それを一歩前進させる形で、訪問する看護婦や保健婦がみずから独立した形で、患者の看護をする、お世話する、こういうことに大きな特徴があらうかと思えます。これは、これまで全国的に地方自治体などを中心といたしました訪問看護制度などの特徴点をさらに充実させる形で、厚生省で今回の老人訪問看護ステーションの内容をつくったのではないかと、こう私どもは考えているわけでありまして、幾らかなりともその内容に前進面があるならば、積極的にそれを活用して住民の福祉や医療の向上のために大いに活用していくという、そういう観点が大切ではないかと考えるわけでございます。

先ほど申し上げましたように、医療法人あるいは医師会、社会福祉法人等々、このステーションの実施者は、幅広く可能性があるわけでありまして、中でも地方自治体が積極的なイニシアチブをとって事業の推進を図ることが、今、大切ではないかと思えます。

このステーションの内容に少し触れてみたいと思えますけれども、従業者の員数というのがございますが、保健婦、看護婦、准看護婦を含めて最低2.5人以上配置する、ということになっているんです。これ、2.5人というのはパートでもよい、というものが含まれるという意味のことではないかと思うんですけれども、最低の基準が示されております。そして、必要に応じて理学療法士と作業療法士を適当数配置する、ということになっ

ているわけであります。リハビリを重視した内容ともなっているわけでありまして、これは日野市などの現行制度から一歩、前進している面が感じ取れるわけでありまして、

ステーションを管理する者は専従かつ常勤でなければならない、このように規定されておりますが、保健婦、看護婦、准看護婦の員数は30人程度の患者、利用者を対象とする場合に、必要な最低限の員数として定められているものでございます。ですから、患者の数が多ということになれば、当然、従事する人の人数もそれに応じてふやすということも可能になっているわけでありまして、

そして、サービスの内容としては、週一、二回訪問して、介護に重点を置いた訪問看護サービスを行う、こういうふうに規定されております。月一、二回の訪問から、週一、二回の訪問へと、大きく回数がふえたわけでありまして、これはもう患者にとっては大変ありがたい話にもなるわけでありまして、そして、その内容も、看護婦や保健婦自身が医者の指示書に基づいて介護するということになるわけでありまして、具体的には病状観察、そして清拭、体をふいてあげる、あるいは床ずれなどの処置をすること、体位の交換、カテーテルなどの管理、リハビリテーション、食事・排泄の解除、家族に対する介護指導、などとされているわけでありまして、

訪問看護は、主治医の指示書の交付の日から1カ月以内に行うということになっておりまして、訪問看護の実施時間は、1回の訪問につき30分から1時間30分程度を標準にする、という内容のようでありまして、これは、もちろん介護を行うことのできる家庭の体制あつての上での話なんです。家庭に患者を見ることのできない場合は、この訪問看護、大変難しくなるわけでありまして、家庭介護ができるということの前提の上に立っての訪問看護になるわけでありまして、これ以前の問題がもしあるとするなら、それへの手当なども当然、福祉のサイドから考えていかなければならない、ということにもなるわけでありまして、

先ほど、部長の説明によりますと、設置する場合の施設費などの補助金は、東京都が行うことになっております。設置基準に基づきまして、補助することになっておりますが、運営費についての補助金がないというのは、これはどういう考え方なのか、後で部長に説明していただきたいと思うんです。私どもの知る範囲内では、運営がどのように、この採算ベースで行われるかというのが、大変重要なことでもあるわけでありまして、運営費に至る補助金がないというのは、どのような考えに基づくものか、1点、お聞かせしていただきたいと思っております。

さらに、国は、この老人ホーム看護ステーションを2000年までに全国5,000カ所つく

るという目標を立てております。東京では300から400と聞いておりますが、日野市では、将来計画、どの程度の設置数を考えておられるか、この2点、再度、質問を行ってまいりたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） まず1点目の、運営費の補助でございます。先ほどは、まず設立のことをお話ししたので、設立時の建設費関係の補助のことを申し上げましたが、運営費につきましても補助がございます。運営費の中には、これは料金を取ります、また老健法から点数が1回行くたびに250点、要するに2,500円ということがございます。それから個人の負担がその1割の250円というようなことになっておりますが、そのほかに運営費としては、国では10分の2を補助する。東京都では10分の0.5、そのほかにも若干の補助の内容はございます。これは老健法の49条、50条のところで、その点が載っているわけでありまして、運営につきましてもそういう内容がございます。

それから、市では将来、何カ所を予定しているかというような御質問でございますが、この件につきましては、まず最初に市にどこへ一つ設けるか、どうするかということを検討していきたいというふうに考えている段階でございます。今、幾つが望ましいかというようなことにつきまして、ちょっとお答えできません。これはつくったそのときの規模や何かによりまして、どのくらいの人を対象にやるかによって、またこの件数、箇所も決まってくるわけですが、先ほど申し上げましたように、東京都で予定しているものの中にこれは組み込むわけでありまして、東京都で平成12年までに100カ所ということになっております。そのうち日野は、その中に幾つを入れるかというようなことを、今後いろいろの関係を含めて福祉部とも協議し、その状況によって医師会とも協議しながら、開設数につきましては決めていきたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 運営費については、国、都、それぞれ補助率は違いますが、助成があるということがわかりました。

それから、目標の設置箇所であります、国は5,000カ所だといっているんです。200

0年までに5,000カ所をつくる、こういうふうに言っておりますから、人口割合などから見ますと、日野市も大体5カ所か6カ所ぐらいの設置数になるのかという計算になるかと思うんですが、現段階、なかなか先の見通しがまだ立たないということでございますが、これはサービスを行う側も、サービスを受ける側も、やはり身近なところにあるということが一つの大きな条件といたしますか、いい関係を保つ上で、それが必要なのではないかと思います。国の施策よりも都道府県、都道府県の施策よりも市町村に置くという、その考え方が、やはり住民と密着した福祉や医療をさらに充実させるという、そういう観点から行われているものと考えerわけであります。より、きめの細かな施策が展開される上でも、このステーションの設置数をふやすということが、どうしても私は必要ではないかと思います。また、地域によっては高齢者の分布状況も違うわけでありますから、それに応じた設置数を検討するということになってまいるのはないかと思ひます。なお、今後、状況に応じて市側の積極的なイニシアチブを私は期待しておきたいと思ひます。

最後になりましたが、市長に、この老人訪問看護ステーションの位置づけと、今後の設置に当たっての考えを伺っておきたいと思ひます。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 来年を期して老人保健福祉計画という、自治体としての実施計画を樹立することが義務づけられているということを承知しております。その中で位置づけをするのが妥当だろう、というふうには思っておるわけでありますが、今はもう、いわゆる健康行政として行います老健法の範囲で国の政策が組まれておりますので、そのあたりをどう理解をすれば機能を果たすことができるだろうかということに、まだ結論を持ち得ていないという状況であります。

本来は、やっぱり老人福祉行政の一環の中で、また保険問題、あるいはリハビリ問題を位置づけるべきではないだろうか、というふうに考えておるところでありまして、今のところ余り明確な方向づけができていないということで、まことに取り組みの不十分ということを自覚せざるを得ないように受けとめております。

たまたま今、国の敬老の日というふうな日どりのことも、年間行事あるいは週間行事として存在するわけでありまして、昨日、NHK番組で東京都の区部、あるいは関西の方の小都市で行われている老人福祉の行政の取り組みの実態を、見聞することができました。つまり、我々の頭には理念としてはあっても、まだ実施し得ていない。また、やる気があれば、なるほどここまでやれるんだなということを、つくづく教えられた感じ

でございます。

体制づくりも、またスタッフとしての人材も必要要件でもありますので、関係機関あるいは医師会等も十分協議を急いで、具体的な施策の展開ができる、そのようなことを明らかにしていきたい、こう考えておるところでございます。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） ことし4月から発足いたしました老人訪問看護ステーション、全国的には、ことしの5月12日現在で87件の申請が出ておりますし、7月20日現在で36の施設が開設を行って、ステーションとしての活動を行っているそうでございます。厚生省の示しました当初年度の目標に到達するかどうかは、まだわかりませんが、36施設の活動によって、この老人訪問看護ステーションの役割は徐々に高まってまいってきているという、こうした実践例も報告されております。訪問を受けました患者からの反応、また実際、看護婦みずからが患者宅を訪れて介護を行うということに、看護職の新しい分野を切り開くということなども加わりまして、今、注目をされてまいってきているわけでございます。市側の今後の積極的な対応を求めまして、市民の福祉医療への要求にこたえていただきたい。このことを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって24の1、老人訪問看護ステーション設置の見通しについての質問を終わります。

一般質問24の2、市立総合病院に在宅患者を診る、往診科を新設されたいの通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君） 市立総合病院に在宅患者を診る、往診科を新設されたいということで、改めて1項目起こして、今回の質問に至ったわけでございますが、私が先ほど質問いたしました訪問看護制度の問題とも深く結びついていることではないか、と判断しているわけでございます。医師が直接、患者宅に出かけて往診や治療をするということと、訪問看護を行っていることとは若干、違いがあるわけでありますが、しかし、この医療と福祉や保健が密接に結びつくということは、本当に大切なことではないか、このように考えているわけでございます。

昨年、第2回定例議会、6月議会で私が訪問看護の充実問題で質問を行った際にも、訪問の看護プラス医療をいろいろと市側に提起した経過がございます。これは、患者の病状が急速に変化する場合、あるいは病状が固定して、その固定したことがまた病気を進行させるというようなことなど、在宅の老人にとっては、医療の問題と切り離すことのできない実態にあるからでございます。

現在、日野市では、市立病院は往診は行っておりません。患者が退院いたしますと、あとは患者が市立病院に再度、診察に見えるとか、あるいは治療を受けに来る、ということのみになっているわけございまして、病院側から、医師の側から、在宅の患者に往診や治療に出かけるということがないわけございまして、これは、私は、もともと自治体病院というのはどうあるべきかというところから、この問題の論議が始まなければならないと考えているわけございしますが、なかなか全体の合意を得ながら、住民や市民の求める往診、治療といったことが、行動になかなかできない、あるいは病院まで出かけることができない老人患者を診るということが困難ではないかと、また考えているわけございまして。しかし、そのままでいいのだろうかという疑問も、私も従来から持っておりますので、この際、病院事務長の見解や市長の見解も伺っておきたいと思っております。

1969年、自治体病院経営研究会という団体がございまして、自治体病院の使命と役割について、次のようにまとめたものがございまして、ごく一部でございまして、紹介しておきたいと思っております。

「自治体病院の本来の使命は、当該地域住民の医療を確保し、あわせて医師の実地教育、医療従事者の教育、医学・医術の進歩のための研究、住民の健康保持のための公衆衛生活動を行うことによって、地域住民の福祉の増進に資することにある」こう基本的な見解を述べているわけございまして。

こういうことから、私もいろいろと考えてみましたり、資料を参考にさせていただいたりしてまいりました。また、関係者の意見なども聞く機会もあったわけでありまして、自治体病院のポイントは幾つかあるかと思っておりますけれど、次のような点が最も尊重され、また基本となっていなければならないのではないかと考えているものでございまして。

その一つに、市民の人権を保障し、国民、市民は最高の医療を受ける権利を持っているんだということを、病院関係者あるいは自治体の理事者など、明確に持つことが必要ではないか、ということでもあります。

二つ目には、患者を迎える病院から、患者、住民の中で日常的に活動する病院へと脱皮できるかどうかということございまして。

3点目には、地域医師会との連携や強化を強めるということございまして。

4点目には、医療福祉公衆衛生の連携強化、具体的には、民間施設や保健所等々の日常的な連携なども必要でございまして。そして、高度の医療機器、施設を備えるということも当然でございまして。1990年の12月に、東京都の職員組合、いわゆる都職労が都立病

院白書を発表いたしました。都立病院の今後の課題に五つの提言を行っておりますけれども、この最初にまとめた項目が、弱者の立場に立ち切る都立病院、都民参加、民主的な病院の運営、民主的な効率化、3番目に、高機能病院のレベルを維持しつつ患者サイドの施設の改善や国際水準の医療と看護の達成等々まとめておるわけございまして、これらはいずれも患者の立場、あるいは患者の医療を受けることのできるという、この権利を尊重をするということは、最も基本に置かれている点でございまして。そして私も、改めて自治体病院というのは、患者を迎える病院から、いかにして患者や住民の中で日常的に活動のできる病院に脱皮するか、ということが大きな課題になっているんだということ、知ることができたわけございまして。

高齢になりますと、自分の体を家の中で動かすということさえも困難になってくるわけでありまして、病気であれば、なおそのことが一層困難になってくるわけでありまして。家族の手をかりて、車で病院まで診察に出かけるという光景は、日常、私たちは幾らでも目にしているわけございまして、こうした家族などの介護は、いつでも、そしてどんなときでも行えるとは限らないわけございまして、病院自身が患者宅に出かける、このことは今、私は強く求められている自治体病院の一つの側面ではないか、と考えているわけございまして。

病院では、一体こうした患者への対応でどのような論議が行われているかは、わかりません。また設置者の市長も、どのようにお考えか、後で見解を伺いたいところでありますが、今日、福祉、医療、保健の結びついた総合的な老人保健施設や対策が求められているときだけに、この市立病院の役割は一層重要になっているものと考えているわけでありまして。

そこで、具体的に質問を行ってまいりたいと思っております。

一つは、市立病院の入院、老人の入院患者の最近の入院日数は平均何日ぐらいになっているのか。例えば、これが5年前、10年前等の比較で、説明をしていただきたいと思いますわけございまして。

2点目は、在宅患者がふえているのではないかと印象を私は持っているんですが、市立病院に入院したことがある人や、あるいは往診に、まあ受診に見えられた患者が、在宅で、いわゆる在宅患者になっている、こういう実態はどの程度掌握されているか、御説明いただきたいと思います。

3点目には、在宅、入院を問わず現在の最も進んだ医療のレベル、市立病院で行われる最高の診察や治療を行えるような体制になっているかどうか、ということござい

す。入院されれば、それは受けられるはずのことになるわけでありますが、在宅患者にはどのような対応が考えられるか、往診が行われていないわけでありますから、一切それらについては対応ができないということではなくて、今後の市立病院建てかえ等の視野に入れながら、病院側の考え方をお聞かせしていただきたいと思います。

以上、3点について質問をいたします。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君） 1点目の、病院におけます常時入院患者最近の入院日数でございますけれども、平成4年の4月から6月にかけて3カ月でございますけれども、19.6日でございます。ちなみに全体では16日前後でございますけれども、ただ、5年先と申しますと、これは年齢的には調べておりませんけれども、一応平均在日数は、61年は18.8日、62年は18.3、63年は18.0の平均入院在日数でございます。

2点目の、病院としての在宅患者の実態はどうか、という御質問でございますけれども、病院としては把握はしておりませんけれども、ただ、先ほどの入院日数のときの実態を見ますと、平成4年の4月から6月にかけて、老人の占める入院率は23.2%、これ、平成3年度の同時期を見ますと3.4%増加となっているわけでございます。この4月から6月にかけて、当病院に入院した老人患者は119人おまして、その中で101人が退院したわけであります。退院したものの、治療を終えたものの、やはり引き続き症状固定と申しましょうか、症状安定と申しましょうか、そういった入院治療を含めまして、看護や介護が必要とする老人患者がふえていることは推定されているところで、そういった意味で、先ほど来から御質問のあります老人訪問看護ステーションというのは、病院として必要性は認識しているところであります。

また、3点目につきまして、御質問の、病院としての高度医療あるいは往診診療を受けるようにできる体制はどうか、という御質問でございます。病院といたしましては、救急医療体制あるいは、あわせまして高度医療、特殊な部門を取り入れた努力をしているところでございますけれども、今後、一層努力し、新しい病院構想の中にも、やはり病院としての特色を持たせた病院にしていきたいと考えているところであります。

ただ、今現在、年々日々、外来患者がふえる中において、これを今の体制では往診科というのは非常に無理である、ということはいえようかと思います。公立病院が医療のすべて充足するということは、当然ながら不可能な部分がございます。そんなことも考えまして、むしろ地域の医療機関との密接な連携を保ちながら、必要があると思いますので、例えば入院は病院へ、また往診は開業医へという機能分担の役割を果たすこと

が、一つの可能性あるんじゃないか。この訪問看護ステーションが病院に併設という考えもございますけれども、むしろ開業医と病院などの地域の医療分担について、市長の諮問機関でございます地域医療保健協議会を柱といたしまして、地域医療のなすべき、あるべき姿について模索すべき時期に来ているのではなかろうか、と思うところであります。

今後、病院といたしましては、もちろん地域医療、あるいはハビリ、高度特別医療を中心といたしまして、こうした病院としての役割を積極的に果たすことですが、当然としながら開業医との結びつき、相互の利便効果を伴う有機的な機能分担によりまして、開業医と病院との役割をお互いに果たしながら病院としての役割を果たしていきたい、こう思っております。

また、平成4年4月でございますけれども、老人診療報酬の改定がございました。この中に、読み上げますと、いわゆるかかりつけ医師の機能の確立というふうになっております。当然、在宅で寝たきり老人と介護をする家庭から、往診や訪問診療してくれる医師がなかなか見つけにくい。私自身、病院の院長もいますが、訪問看護の重要性でございます。しかし、定期往診も最も重要であるという意味から、先ほどの訪問看護ステーションの必要性もありますし、また、いわゆる開業医が積極的に寝たきり老人の訪問診療を行いまして、福祉サービスとの橋渡しを評価するというような、老人主治医科と申しますか、そういったような寝たきり老人在宅総合診療科というものを創設せよというような、老人診療報酬改定にうたっているところでございます。

こうした中においての病院としてのあるべき姿は今後模索しながら、ただいま御指摘のとおり私どもの病院においての往診にするか、あるいは会に任すかということは、地域医療保健協議会を通じまして、今後の課題としていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 推計といたしましては、在宅患者、ふえているのではないかと、今の部長の説明がございました。しかし、これはなかなか実態の調査、把握は難しいようでございますが、私はいろんな市の機構などを通じまして、調査は不可能ではないと考えているわけでございます。

例えば、在宅寝たきり訪問看護指導の昨年度の対象者は213人となっておりますが、これは、この訪問看護指導の施策が充実すると、だんだん対象者がふえてくるということなどもございますし、初期の段階では、なかなか患者の求めに応ずることができなかつ

たということなどもあったわけでございます。それが応じられるようになりますと、やはり市民の中には、本当に在宅医療を求める人たちや老人が多いのに、私自身も驚かされるわけでございますが、現にそうした声を私も聞いているわけでございます。どの部門で調査を進めるかは、市側の検討にまっこといたしまして、ぜひこうしたことなどを調査しながら、在宅患者への要望にこたえる体制をとっていただきたいと思うわけでございます。

老人訪問看護ステーションの市立病院への併設ということも、これはできるわけでございますので、今後の検討にまきたいと思うわけでございますが、病院のあり方については、今後、地域医療協議会などで大いに論議を行っていただきたい、このように要望しておきたいと思うわけでございます。いわゆる役割分担ということが言われまして、開業医の医師、市立病院の果たす役割の分担がいろいろと強調されているようでございます。それはもちろん同一の医療を行うということではなくていいわけございまして、それぞれの特徴ある立場で役割分担を果たすということが、また重要なことでもあるわけでございます。

しかし、それだけで、余りにも専門化してしまうというようなことは、本当に地域の病院、自治体病院として、その役割は全うすることができるのだろうか、こういう疑問もなきにしもあらずでございまして、役割分担で急性期患者を扱うということと、もう一面、地域のこうした患者、住民、市民などの要望にこたえた医療のあり方というの、今後、切り開くことも私は大事なことでないか、このように考えるわけでございます。

つい最近でありますけれど「本当の長寿社会を求めて」という本を出版されました大熊一夫、大熊由起子、両氏のお書きになりましたこの本の中に「ゴールドプランの先を走る」ということで、広島県の御調町公立病院長、山口昇さんとのインタビューが紹介されているものがございます。以前、私も、この御調町の医療活動の一部を御紹介させていただいたことがあるわけでございますが、この中で、この御調町の医療活動の実践の優れた点などが幾つか紹介されているわけであります。

山口昇院長率いる公立みづき病院が1979年以来、訪問看護や訪問リハビリを積極的に進めたおかげで、「寝たきり」は最盛期の3分の1にまで減った、このように前置きがあるわけでございます。「この町は、既に国のゴールドプランの基準も越えている。まさに日本一のモデルの一つだ」このように著者は述べてございます。そして、いろいろ細かくこの御調町の経験の紹介があるわけでございますが、この中で、やはり特徴的なことでございますが「病院医療を出前する」というのがございます。こういうふうに書

かれてあるんです。——これまでの病院というのは、患者さんがやってくるのを待って治療をする、治療が中心の病院でした。それに対して私どもは治療だけでなく、治療の前後、いわゆる健康づくり、さらに保健活動、保健から後のアフターケア、福祉までもやろうという「包括医療の実践」の理念を持っております——自治体病院のあり方として、包括医療を理念として持っているというのが、この病院の院長の大きな特徴じゃないでしょうか。病院事務長も、恐らくこうしたことを既に研究されていることと思いますが、私もこの包括医療を病院経営の中心的な理念として持って、そして実践の医療活動を行っているということが、今日のみづき公立病院の大きな特徴、全国的にも紹介されるような医療、保健、そして福祉を一体のものとした活動が評価されてまいってきたものとするわけでございます。

「寝たきり」を何とか防止したい。そのために看護やリハビリを家の中まで持っていく。お寿司屋さんの出前のように、病院医療を家庭の中まで出前しよう、ということで、この十数年来、在宅ケアを推進してきた——というわけでございます。

そして、この公立みづき総合病院の使命と特性ということで、項目別に紹介されてありますが、その一つの理念、包括医療の実践を挙げているんです。役割分担なんて、どこにもこの病院の場合、出ないんですよ。市立病院が悪いといっているんじゃないんですよ。この病院の場合の例として、そのように言っている。役割分担ではなくて、包括的な医療を行うんだということを強調されているわけであります。そして住民のための病院づくりを心がけているということや、高度医療の供給、広域診療圏等々、幾つかあるわけでございますが、不採算医療の実施というのもあるんです。それから医療機関との相互連携とか、在宅ケアの推進等々ございまして、訪問看護ステーションも既に実施しているんです。本当に国の先に行くようなことを行っていることでございます。

そして、地元の医師会との連携や協力体制も、非常によく行われているということも紹介されておりますし、医師会も在宅ケアに参加しています。従来から往診は行っていましたが、数年前からは開業医が主治医の場合には開業医から連絡があり、その指示で病院や健康管理センターのスタッフが訪問看護や訪問リハビリを行っています、ということで、これは開業医との連携がこのようにして行われていることを紹介された一つでもあります。そして、訪問看護には、理学療法士、作業療法士が看護婦や保健婦と一体となって、毎日その訪問看護に当たっている、こういうことを紹介しているわけでございます。

山口昇院長の言葉として幾つか紹介されておりますが、後でまたぜひこうしたことな

ども参考にいただきまして、市立病院の今後のあり方についての論議の一つの考え方をごらんになっていただきたい、このように考えるわけでございます。

そこで市長に伺いたいのでありますが、まず市立病院の設置者として、市立病院というのは本当にどういう存在なんだろうという、この理念を聞かせていただきたいということと、具体的には、今後の建てかえ等の問題も視野に入れた、往診のできる診療体制というものが必要ではないか、こう私は考えているわけですが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 公立病院といわず開業医の医療施設等すべて、品物ではありませんが、医療事業に対して十分な供給体制があるということが、地域の医療計画として必要な基準であろう、というふうに思っております。

自治体は、公立病院を持つことが義務設置ではありませんが、自治体の発展の経過と度合いによって、持つ自治体、持たない自治体、現実にはいろいろな形があります。開業医さん、あるいは公立病院といわず、いずれも患者さんに対して積極的な医療サービスを行うということは、ごく理念としては当然だということに言えるわけですが、今日の医療体制は、なかなかそういう形を満たしていないということも、また、厳しい現実の状況があります。

日野市の市立病院は、多摩平団地という大きな団地がつくられて、人口が急増したにもかかわらず、医療機関が乏しい。医療機能が存在しないということの住民要望、あるいは当時の行政の判断によって、公立の形で小さな診療機関、病院を発足させた、こういう経過であります。

私がいつもお答えをいたしますように、一たび持ったからには、それをより充実をさせて機能性を高めていくというのが行政側の仕事であって、その仕事を発揮するにも地域の医師会等の協力関係が極めて重要な要件である、というふうにお答えをしてきたように思っております。

とりわけ日野市の公立病院の場合は、今日の地域の医療体制として病床の数が貧弱であること、あるいは建物が老朽化して、その内容の施設や機能が市民から大きく新しい形の病院が要求をされておるということ、これらの状況に伴いまして、いろんな試行の中で、現在の運営の状況にまで到達し得ているということでもありますけれど、原理原則論から言えば、その距離は極めて遠いと言わざるを得ないように思います。少しでも機能を高めることによって、いわゆる市民の医療事業に対して的確に供給できる能力を持

つ、地域の医療機関のまたリーダーとなって、地元の開業医さん等の診療機関とともに、ある程度の役割分担をしながら、なるべく完全を目指すということが、なし得る行政手段だというふうに考えております。

そういう立場から考えますと、極めてまだ不完全、未熟な状態であると言わざるを得ないと思っておりますけれど、国の地域保健計画というふうな予期しなかった行政も介在いたしまして、建てかえがかなりおくれておる、こういうことに責任を感じております。したがって、許される範囲で現在の病床数で、とりあえず将来の十分発展をなし得る条件を見通した中で、建てかえに取り組みたい。これが、今、検討をこらしつつある四丁目3番地に対する建てかえ計画であります。まだ、計画としてはいろいろな条件を調整していかなければならない面も多々あるわけでありまして、時間もある程度必要だと思っておりますけれど、一定の方向づけはしていかなければならない、こう考えております。

比較に出されました広島県の御調町、あるいは東北の沢内村などは、つまり過疎地帯の非常に医療に乏しい公立病院として、その役割のまた大きさ、そしてまた院長の大きな理念と指導力、これらがもたらした特筆すべき現状ではある、というふうに思うわけでありまして、都市の、特に日野市の事情とはかなり状況は違うわけですが、理念そのものは病院として、つまり住民に奉仕する、本来の地方自治のあり方として、往診もできるし、あるいはもっと積極的な役割を果たすということも望ましいことは事実であります。

しかし、現実的に考えますと、往診のシステムというのは、これは病院も通じてということではありますが、また市立病院に私はこれまで往診をしたという、数は少ないかもしれませんが、実績もあるように承知しておりますので、状況に応じてできないことはない。特に科目を設けなくても、それぐらいな、もし暇があれば、それぐらいな医療こそ望ましいと言いたいわけであります。現実にはなかなかそのようにはいっていないだろうと思っております。院長にもよく意図を伝えまして、全体のリーダーシップがとれて、しかも将来展望をはっきりと具体化し、現実の市民要望にこたえていく、こういう基本姿勢を我々とともに、開設者とともに進めていきたい、このようにお答えをしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 私は、今回、広島県のみつぎ公立病院の事例を一つの例として引用させていただきました。かつ、議会で沢内村の病院医療経営の問題についても、触

れたことがございます。確かに町や村、日野市とは事情が違ふことは、これは当然なこととございますが、その中で、どうしてああいうふうな医療行為、あるいは福祉や保健等々、結びついた包括的な医療が行われるのだろうかということは、人口の多少にかかわらず共通したものがやっぱりあるのではないかと私は思うんです。その優れた点を、やはり我々の病院経営の中にもどう生かすかという謙虚な気持ちで、これらの事例を見ていくことが私は必要ではないか、このように考えて、きょう、その一例を紹介させていただいたわけでございます。

市長の考え方も、きょう伺ったわけでありますが、今後なお一層、市立病院が本当に日野市民、日野の住民から優れた医療活動を行っているという、そういう評価を受けるような医療活動ができますように御期待申し上げまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって24の2、市立総合病院に在宅患者を診る、往診科を新設されたいの質問を終わります。

一般質問24の3、自治体の非核平和運動の推進について——国際非核自治体会議に関して——の通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君） 市の広報で、この11月に神奈川県で非核自治体の世界的な会議が行われるという案内がございます。第6回目でございますが、国際非核自治体会議が行われるということでございます。この内容については、詳しく私もは存じていないわけでございますが、この際にぜひ質問を行って、御説明をいただきたいと思うわけでございます。

大会の目的、その内容です、どんな内容で行われるかということや、日野市のその会議への出席が行われるんだらうと思いますが、どんな考え方を持ってこの会議に臨まれる予定になっているか、ということが2点目でございますが、3点目の質問で、市民の参加は可能なかどうかということです。一般市民の参加には、参加費が必要なかどうか分かりませんが、それらのことを含めて、希望すれば参加できるかどうか。

以上、3点について質問を行います。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答え申し上げます。

11月4日から8日まで5日間、横浜国際平和会議場で、第6回国際非核自治体会議が開催されるわけでございます。アジアでは初めての開催国となるわけでございます。

その目的でございますけれども、この会は非核宣言都市を中心にして、地域の住民を核による破滅から守り、核のない平和な世界を創造していくための会議だと、うた

われております。会議の大きな目的は、4点ございます。

1点目は、核兵器の廃絶に向けた世論形成、2点目は、核兵器の開発、生産に関する活動不参加、核兵器追加を許さないこと、三つ目は、地域住民を核兵器の脅威から守ること、四つ目は、恒久平和を実現する、というのが会議の大きなテーマになっております。

今回の横浜で行われますメインテーマは、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を目指して、というのがメインテーマでございます、その中に6分科会があるわけでございます。そこで、日野市の役割としては、非核宣言自治体都市の役員市でございます。市長が開会のときの、日本非核宣言自治体協議会主催のレセプションのホスト役をしなきゃいけません。それから、今言いました6分科会の中の分科会の副議長として参加しなきゃいけません。どの分科会に参加するかは、まだちょっとわかってございませんけれども、そういう役目を果たします。それから、その他出席者は、この分科会に参加して討議をする、というふうな概略になっております。詳細については、まだ実行委員会、これは神奈川県が実行委員会の事務所を持っていますけれども、まだ詳細については、これから通知がある予定でございます。

それから、参加者の件でございますけれども、市長を初め自治体職員も出ると思います。それから議員さんも参加することになると思います。そのほかに、平和運動に熱心な市民の方の参加を募る予定でございます。これにつきましては、10月1日号の広報をもって市民にお知らせして、募集をする予定になっております。予算としては、約15名から20名の参加費の予算措置はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 概要について説明がございましたので、ほぼわかったものでございますが、全体で参加者がどのくらいになるのかは御説明がなかったのでありますけれども、例えば、第5回目の非核自治体国際会議が2年前の11月に、イギリスのグラスゴー市で開催されておりますね。この際には、23カ国で約400名が参加した、このように記録されておりますけれども、それに近い参加国と参加者が見込まれる、このように考えてよろしいのではないかと思います。しかし、日本の国内で行われるということでもありますので、国内の参加者がもっとふえますと、これを大幅に上回る参加者になるということも予想されます。

今の説明によりますと、市民の参加も可能なようでございますし、10月1日付の広報

も拝見しながら、参加できれば議員のほか、あるいは平和運動に携わっている方々も恐らく応募をされると思うんですが、ぜひそういう参加の可能性を大いに広げていただきたい、このように思います。

ことしの8月、原水爆禁止世界大会が広島で行われましたが、竹ノ上議員が参加をした際に、会場の入り口で、川崎市が発行しております「川崎平和ノート」というのを買ってきまして、私もこれを拝見させていただいているわけであります。川崎の平和市の市庁の一部に、こういう平和ノートをつくって、非核自治体のさまざまな施策を経年の著して、また世界のこうした運動を紹介して詳しく述べているんです。これを市民にわかりやすい身近なところに配布して、いつでもこれが見られるようにしているという例でございます。ぜひ、これなどを参考にしまして、この国際会議を契機にいたしまして、日野の平和施策を一層充実されるようにお願いをしておきたいと思っております。

この世界の非核自治体国際会議というのは、第1回目がイギリスのマンチェスター市で行われているんです。このマンチェスター市というのは、非核自治体国際会議の事務局が行われている市でございます。第1回目の会議は1984年に行われました。第2回目が1985年のスペインのクルッドパーク市、そして第3回目がイタリアのベネチア、第4回がアメリカのユージン市、第5回目が、先ほど申し上げましたようにイギリスのグラスゴー市で、それぞれ開催されて、ことし日本で第6回目が開かれるということになっているものでございます。

この非核都市宣言を行っている日本の都市、また世界でどのくらいの数になっているかということも、この川崎の平和ノートにちゃんと書いてあるんです。市の方もちゃんと知っていると思うんですけれど、念のため私の方から紹介しますと、1982年、ニューヨークで開催された第2回国連軍縮特別総会を契機に、日本国内ずっと広がったんです。1981年末までには八つの自治体でこの都市宣言を行っていたにとどまっていたのでありますが、それ以降、1990年11月までで1,551の自治体を数えるまでになったんです。面積で言えば、全国で50%が非核自治体になったということなんです。そういう宣言を行った都市の面積になった。人口で見れば、日本人の住む人の74%が、この非核都市宣言の住民となってきたということです。

そして、世界では1980年以降、イギリス、当時の西ドイツ、あるいはオランダ等々、世界にずっと広まりました。これが1990年3月現在で4,419の自治体で宣言を行うほど広がっているんです。これはもう私もこの数字を見まして、大変勇気づけられまして、これは大いにこの非核自治体宣言の都市をもっともっとふやして、そして世界のすべて

のところから核兵器を廃絶する、こういう運動に広めていかなければならない、このように痛感したわけでございます。

日野市の非核都市宣言は、ちょうど今から10年前、1982年10月8日に議決されたんです。この記念すべき10周年を間もなく控えまして、この世界の会議で市長が分科会で副議長を務めるということなどの重責もございまして、また市民の参加なども可能でありますから、大きな一つの節目といたしまして、この10周年を記念して国際会議をぜひ成功させるという立場で市長も頑張っていたいただきたい、このように思います。

時間もございませんので、一言だけ市長から、その決意のほどだけ伺っておきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 国内の非核自治体宣言を行った、いわゆる自治体は、もう今、読み上げられたとおりでありまして、我々は国内のこのエネルギーをもっと世界に発展させるために、国際非核自治体というような会議を外国でも開かれているということを承知しておりましたので、国内で国際会議を開くことに努力しようということを申し合わせてまいりました。ちょうど、ことし、そのことを実現するきっかけが整ったわけがありますが、これはたまたま会長市が神奈川県藤沢市がやっておるものですから、神奈川県にそのことをいろいろな形で要請をされ、県知事が、いわゆる県を挙げて開催都市を引き受けようと。その結果が、神奈川県全自治体（時間切れ）

○議長（黒川重憲君） これをもって24の3、自治体の非核平和運動の推進について——国際非核自治体会議に関して——の質問を終わります。

これより議案第100号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第100号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、定年退職者等の退職手当の支給割合を改めるため、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林 修君） それでは、議案第100号、日野市職員の退職手当支給条例

の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

本条例は、ただいま提案理由にもございましたように、定年退職の場合の退職手当の支給率を引き下げるために改正をお願いするものでございます。

2 ページ、3 ページをお開き願いたいと思います。第5条関係の改正でございますが、今回、支給率を引き下げますのは、勤続期間が21年以上の定年退職にかかわる部分でありまして、その各号ごと引き下げを行うとともに、現行、短縮条例で最高支給月数が68カ月となっておりますものを62.7カ月とするものでございます。

次に、付則関係でございます。まず、施行期日でございますが、この改正条例につきましては、平成5年4月1日とするものでございます。

また、経過措置でございますが、支給率の削減に伴う退職手当の激減緩和を措置としまして、付則、別表を定めておりますように、3カ年の経過措置を設け、段階的に削減を行うよう規定しております。

6 ページ、7 ページに新旧対照表がついておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

なお、お手元に、先ほど退職手当改定資料をお届けさせていただいておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 委員会に付託をされますので、資料をお願いをしてみます。

多摩各地区の自治体で高額退職金、国からも是正指導を受けていたわけです。数年で、これから国並み62.7カ月に軟着陸させようという、条例の改正案の内容で、これはひとつ真剣に検討したいと思います。職員組合との合意が得られれば、今議会に追加でこの議案を出すということが、議会運営委員会などで表明をされておりました。職員組合との間で、どのような合意がなされたのか、協定のようなものが何か結ばれたのか、まず、その存在の有無をお聞かせをいただき、行われていれば、その写しをいただきたいというふうに思います。提出を願いたいと思います。その点、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答えいたします。

組合との合意は、口頭ではしております。ですけれど、まだ正式に結んでおりませんが、約4点か5点ばかり、合意内容がありますので、この文書に――メモって

る形で、文書化してお手元にお届けしたいと思います。後ほどお届けいたします。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） それは、総務委員会ないしは、またこの議会に対して出されるものですので、その折に見せていただきたいと思いますけれども、ここで、一つお聞きしたいのは、先般、育児休業法の成立を受けて、育児休業に関する条例が、完全週休2日制の実施のために必要な条例の改正案とともに出されました。このときにも私、申し上げたんですが、実際に法律の中では、育児休業中は無休である、給料は支払われない、ということがはっきり法律に明文化されているにもかかわらず、この規定が互助会に対して市がお金を今まで以上に支出をすることによって、引き続き従来と同じような形で、実態は支給を行うということになっているわけです。

今回も、職員の方には多少痛みを伴うことでありますので、この互助会に対する市の給付の中に、何か退職金がらみの、今は口頭だとおっしゃっておりますが、組合との間で何か約束事が今回あるのかどうか、その点、後で見ればわかることでしょうか、その点についてだけ、本会議場でひとつ先にお答えいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） それでは、ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

組合と、この問題について協議を重ねてくる過程の中で、これは6月以降、三多摩の各市が全体としてこの退職手当の国並みは正という方向で、取り組んでまいってきているわけですが、6月で先行した市もございすし、それから9月段階で提案をする市も数市ございすし、12月におくれてやるというようなところもございすけれども、全体として、今、三多摩全体がそういう方向で動いているわけですが、その中の一つの方向としまして、私どもも基本的には組合とそういうことで合意はしているわけですが、それは職員の福利厚生事業の充実、改善については努めていく、ということでございます。これについては、今までも国の人事院勧告あるいは東京都の人事委員会の勧告、その他の中でも職員の福利厚生については計画的に進めなさいということが、絶えず今までも強調をされてきておりました。そういったことも受けまして、方向として、職員の福利厚生事業の充実には努めていく。ただ、その内容につきましては、いろいろございすので、これについては、ある時間をかけて当然、検討していかなければならない。

特に互助会の場合には、会費をそれぞれの会員が払っているわけですが、事業の規模によっては会費の値上げをしなければならないという問題も当然伴いますの

で、そうなりますと互助会として、それぞれしかるべき評議委員会なり何なり、そういうものを積み重ねていかないといけませんので、これについては時間をかけて、その内容の充実については時間をかけて検討していこう、こういう基本的な形で合意しております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 私、今お答えいただいたことで、疑惑が深まったといえますか、福利厚生に今後とも努めていくということは、何も互助会の設置目的、あるいはこれまでの事業の経緯からして、当然そのことについて話し合いが持たれ、さらに今後ともお互い努力しようということで、これはあっていいわけです。

今、提案をされている退職金の支給率の是正について、今回、組合との間で交わされた合意の中に、この互助会にかかわることがあるのか、ということを知っているわけです。今後、話し合いの中で出てくるとか、出てこないとかおっしゃると、ちゃんともう出てくることを予定しているようなふうに取りられる。取ることが可能です。そこだけ、ちょっと、まず資料を配られる前にここではっきりしておいてください、ということを私はお聞きしているわけです。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） 私が今お答えしましたとおり、組合との間での合意事項というのは、福利厚生事業の充実について今後努めていこうと。

これについては、一応、経過措置が平成8年まで通減方式で62.7カ月到達することによって、全体の経過をしていますので、平成8年までにそういった方向については検討して方向を確立をしよう、ということでございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） ですから、退職金の今回の是正と互助会の事業とは、余り関係ないと思うんです、実際は。本当は絡めちゃいけないと思うんですが……。

合意の中に、何か互助会を通して、例えば育児休業法に基づく規定が、今、日野市は守っていませんね、破っていますよね、はっきり。そういうことがまたあるのではないかと、というふうな危惧も持たれるから私はお聞きしているわけです。退職金と互助会の事業、今後の福利厚生の充実、向上については関係ありませんとは、言えないんですか。あるんですか。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） 福利厚生事業の充実というのは、職員の実際の勤務、仕事を勤務している中で、職員の生活全体にかかわる問題として、今までも福利厚生事業の充実ということは、一つの課題として今までもやってきているわけで、今回の退職金の問題にかかわっても、退職金は退職金として引き下げていく。これは、これなんです。ですから、それを直接福利厚生事業って、ではどういう形で何円、どのような形で充当をするという、そういう問題ではなしに、福利厚生全体を将来にわたって充実をしていこう、こういうことでの合意でございますので、何といえますか、今おっしゃったような、例えばこのために退職手当の引き下げのために、例えば幾らを補てんをするとか、そういうことではございません。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） そうおっしゃると、私もそうかなとも思うんですが、今後の話し合いの中で出てくることを含みとして合意がなされているということであれば、問題だというふうに思うんです。

これから平成3年度の決算の審査が、特別委員会が設置をされ、そこで行われるわけですが、皆様も御承知のように、職員互助会の会費を128%、平成3年度に伸びたんです。考えられない数字の伸び率なんです。今まで、平成2年度までは会費分の大体1.2倍、市が交付をしていました。自治省の指導などでは、職員の方の納める会費と同額程度を市が交付金として出すのは適当だろうという、一つの基準があります。しかし、日野市は1.2倍出しておりましたので、会費以上を出していたわけです。ところが今度、平成3年度、私たち議案審査の中では余りこの点については議論はしなかったわけですが、会費の3倍出しているんです。他市のいろいろ状況を見ますと、職員互助会、あるところもあれば、ないところもある。この職員互助会が上手に使われているくらいが非常に濃厚です。

だから、余りにも職員互助会の会費よりも市が出す持ち出し分がここで高いので、当然、会費の値上げというのが出てこない、この互助会の存在自体が、また退職金は引き下げたけれども、今度は別の問題を生み出すという可能性があるわけです。だから今、助役は、会費の見直しということを言われたということだろう、というふうに私は推測するわけですが、退職金の今回の是正と互助会というのは、本来、別に議論しなきゃいけないですね、これは。福利厚生のこととは。それが今回の組合との話し合いの中では、関連づけて何か合意がなされたんですか。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） 福利厚生事業も、職員の生活条件全体としての条件を引き上げていくという役割を持っているわけで、広い意味で言いますと、職員の福利厚生事業というのは、必ずしも、いわゆる互助会組織を使ってやる事業だけではございません。直接、市が行うものも当然ございますけれども、ただ、実態としては、福利厚生事業団体をつくって、それぞれ各市ともそれに対応するというのが大部分でございます。

私どもは、東京都あるいは23区、その他東京全体の各市の、そういう福利厚生事業全体の水準等も見た上で、現在の状況になってきているわけですが、そういったものを全体として私どもとしては、これは単年度でどうこうできるというものでない、そういう部分も含んでおりますので、ある長期展望を持って計画的にその充実の方向について確立をしていく必要がある。そのために、やはり時間をかけて検討しなきゃならぬということで、私どもとしては何年か時間をかけて、その方向を確立をするということでの、大筋の合意をしている、こういうことでございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） それは今回は退職金の是正と関連があるんですか、その今後検討していくという、互助会の事業の内容は。互助会の事業ということは適切でないかもわかりませんね。職員の福利厚生事業と、今回の退職金の引き下げ、率の是正は、関連があるんですか。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） 先ほども申しているように、職員の生活条件全体としては、福利厚生事業の充実というのは引き上げるということでございますので、そういう意味では関連が全くないということではございません。これは、ただ、これを機会にその問題についての方向性について、改めて確認をしたというふうに御理解いただければいいんじゃないかと思います。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） ちょっと、その合意の内容を文書で見ないとわからないんですが、各市の職員互助会の会費と負担の割合を一覧表で見ますと、日野よりももっと突出している自治体もあるんですが、日野市は少ない方じゃない。八王子などは、互助会がないんですよ。大体、今、会費をちょっと上回るぐらいの額から、かなり上回っているなというところもあるんですが、今回、日野は3倍以上、平成3年度で先ほど申し上げましたように2倍以上、一度にどんと伸ばしたわけです。ですからそのバランスは著しく崩れているわけですが、なにか退職金は是正をして国並みに持っていくけれども、し

かした互助会を通して補てんを行うというようなことがありますと、結局、もとは一緒ですからね。互助会から出ても、市から退職金として出しても、市がたまたま支給ルートを変えたというだけで、もとは同じですから、一向に是正されなかったということにも、場合によってはなる可能性もあるのではないか、というふうに考えたわけです。

市長は、組合との間でそういう話し合いを持たれたということ、何か承知していることはありますか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 特にありません。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 資料の提出をまって、また今回の是正の手順、それからその内容を委員会で資料などをもとに十分、審議をしていただきたい。私どもも議会の立場で、その審議に加わっていくわけですが、ただ形だけの何か、表面だけの是正ということでは市民を欺くことになりますので、この点、十分、委員会での審議が行われるよう希望いたします。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第100号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第101号、平成4年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第101号、平成4年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成4年度日野市の下水道事業特別会計の補正予算（第2号）であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ2億3,330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億3,500万円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） それでは、議案第101号、平成4年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明を申し上げます。

国の総合経済対策の一環といたしまして、東京都から、この9月4日でございます、国庫の補助対象事業の前倒しの要請がございました。この要請を受けまして、今回のこの補正をお願いするものでございます。歳入歳出それぞれ2億3,330万円を追加するものでございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして、内容を御説明申し上げたいと思います。

8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。歳入のうち国庫補助金でございますが、これは基本額の2分の1を増額補正するものでございます。都補助金につきましては、同じく基本額の3%。それから単独分につきましては、単独の対象事業に対して2.5%の補助ということになっておるものでございます。

次に、10ページ、11ページでございます。市債でございます。下水道債でございますけれども、これは記載のとおり、それぞれのルールに基づきまして計算された金額でございます。

歳出でございます。12、13ページでございます。公共下水道費の工事請負費でございます。浅川処理区管渠埋設工事。この箇所でございますけれども、団地名で申しますと、第一武蔵台、それから三井台、この一帯の工事を行いたい。距離といたしましては、2,333メートルの管渠の敷設をしていきたいということでございます。

3ページに戻っていただきたいと思いますけれども、第2表の地方債の補正でございます。これは、限度額を27億3,000万から28億8,650万円に限度額の補正をするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。小川友一君。

○7番（小川友一助君） 今、市長が退席しておりますので、市長に質問したいと思うんですけれども、出席していただいてから質問したいと思うんですけれど、どうでしょう。

○議長（黒川重憲君） 部長ではだめですか。

○7番（小川友一助君） 補正の組み方について異議がありますので、市長にお答えい

たいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） しばらくお待ちください。——どうぞ。

○7番（小川友一助君） 当初、今議会の初日でも、補正の組み方について何点か質問させていただきました。現段階で、今議会での95号議案の中に、同じような下水道の追加補正がありました、4億7,000万。単純に、きょう本会議場にきまして、また補正か、というふうな感じを抱いたわけであります。今回の補正は、依存財源が国庫補助金ということで理解はできる場所でありますけれども、ここ数年間、今の予算執行の中で、追加補正を何となく使って、何となく足りなくなる、何となく補正をする、そしてまた何となく思いつきで補正をして、また不用に戻しちゃったり、いろいろな形で無計画の中に予算執行が行われているような感が強くてたまりません。

そこで、私は市長に1点だけお聞きをしたいんですけれども、基本的に予算執行する中で、当初予算の計画がしっかりしていれば、今回、提案されたみたいに、依存財源が東京都とか国とかのもので、これは仕方がないという事業は別として、もう少し慎重に、そしてまた計画的に予算執行をしていただきたいと思います。

そこで、今、この件は別として、前段でも私は述べたのですけれども、補正の組み方についてのもう少ししっかりした形の中での予算執行を、これからしていただきたいというふうにお聞きをしたいんですけれども、その辺、市長、どうお考えか、まず1点お聞きします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今回の件は例外に属するという事で、私どもも少々奇異に感じたわけですが、前倒しの前倒し、国の予算もまだできていないのに執行せよ、こういうことでありますので、ちょうど下水道事業に取り組んでおるさなかでもありますし、能力のある限り予算化をし、執行させていただきたい、こういう次第でございます。

それと、一般論として、御指摘のとおり、補正予算は当初予算の計上に十分、検討を込めて、補正を行わない形も望ましいというふうには言えると思っております。しかしながら、年間の推移の中で引っかかりになっておった問題を解決をして、執行が可能になるというようなことも往々あることでありますし、また、事業を繰り上げるような形で、なるべく早目に補正を行い、執行をさせていただくということが、市民生活に寄与できるということも当然あるわけでございますので、そのような一定の御指摘の基本原則、また、補正という応用の原則と申しましうか、そういうことで市民生活になるべ

く具体的に寄与していくということは、可能なことだというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 補正に関しては、法例上の規制等はないということは理解していますけれども、やみくも補正をしていくということは、財政運営上、一貫性がない、行政として一貫性がないということを露呈していることだし、しっかりした基本計画がないということを示しているようなものだと思ふんです。これから、その辺を十分、留意して対応していただきたいということをお願いしておきます。

それと、公共下水道の処理場の供用開始に伴って、後日、詳細の質問をしたいと思いますが、前段で1点だけ、お聞きをします。

今の執行体制の中で、これから下水道の維持管理をしていく中で、現体制で十分対応できているか、いないか、この点にお答え願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 当面の普及事業は可能だ、というふうに考えております。将来の維持管理上の問題もございしますので、状況に応じて適切な体制づくりも改めなければならない、これはもう言うまでもございせん。今のところはそう考えております。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） そうしましたら、後日ゆっくりと、この問題に取り組みたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第101号、平成4年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより請願第4－11号、学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と減額措置撤廃、除外された費用の復元を求める陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第4－11号の常任委

員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において文教委員会に付託いたします。

これより請願第4－12号、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理と新たな広域処分場建設計画に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第4－12号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。9月16日から始まります常任・特別委員会は、お手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は9月29日、火曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後6時22分 散会

9月29日 火曜日 (第7日)

平成4年
第3回定例会 日野市議会会議録 (第30号)

9月29日 火曜日 (第7日)

出席議員 (30名)

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
7番	小川友一君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	小山良悟君
25番	高橋徳次君	26番	古賀俊昭君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橋達雄君	書記	山田二郎君
書記	斉藤令吉君	書記	鈴木俊之君

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 小野口純子君

議事日程

平成4年9月29日（火）
午前10時開議

（訂正）

日程第1 議案第92号日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例の制定の訂正について

（議案審査報告）

（総務委員会）

日程第2 議案第100号 日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

（総務・文教・厚生・建設）

日程第3	議案第93号	平成4年度日野市一般会計補正予算（第2号） （文教委員会）
日程第4	議案第91号	日野市立教育センター設置条例の制定について
日程第5	議案第92号	日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例の制定のについて （厚生委員会）
日程第6	議案第96号	平成4年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号） （建設委員会）
日程第7	議案第94号	平成4年度日野市土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
日程第8	議案第95号	平成4年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9	議案第101号	平成4年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第98号	日野都市計画事業土地地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
日程第11	議案第99号	町区域の設定について （一般会計決算特別委員会）
日程第12	議案第83号	平成3年度日野市一般会計決算の認定について （特別会計決算特別委員会）
日程第13	議案第84号	平成3年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第14	議案第85号	平成3年度日野市土地地区画整理事業特別会計決算の認定について
日程第15	議案第86号	平成3年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について
日程第16	議案第87号	平成3年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について

日程第 17 議案 第 88 号 平成 3 年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について

日程第 18 議案 第 89 号 平成 3 年度日野市老人保健特別会計決算の認定について

日程第 19 議案 第 90 号 平成 3 年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について

(取り下げ) (厚生委員会)

日程第 20 請願 第 3-29 号 東京都青少年の健全な育成に関する条例の早期改正についての陳情

(建設委員会)

日程第 21 請願 第 3-31 号 都住宅供給公社による仮称「コーシャハイム神明三丁目住宅」の建設に反対し計画の撤回を求める請願

(継続審査) (総務委員会)

日程第 22 請願 第 3-11 号 日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願

日程第 23 請願 第 3-12 号 拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情

日程第 24 請願 第 4-1 号 米軍横田基地及び米軍関係施設の返還を求める陳情

日程第 25 請願 第 4-2 号 横田基地における米軍空母艦載機飛行訓練の中止を求める陳情

日程第 26 請願 第 4-3 号 労働時間短縮についての陳情

日程第 27 請願 第 4-7 号 請負工事の議会の議決に付すべき金額の引上げについての陳情

日程第 28 請願 第 4-9 号 旭が丘地区に駐在所の設置を求める請願

(文教委員会)

日程第 29 請願 第 4-8 号 七ツ塚・日奉氏館址周辺保存の陳情

日程第 30 請願 第 4-11 号 学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と減額措置撤廃、除外された費用の復元を求める陳情

(厚生委員会)

日程第 31 請願 第 2-24 号 「(仮称)浅川公会堂建設」に関する請願

日程第 32 請願 第 2-25 号 中ホール建設に関する請願

日程第 33 請願 第 3-17 号 日野市市民多目的ホール新設に関する請願

日程第 34 請願 第 4-5 号 日野市立総合病院を多摩平地域に建て替えることに関する陳情

日程第 35 請願 第 4-12 号 日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理と新たな広域処分場建設計画に関する陳情

(建設委員会)

日程第 36 請願 第 2-4 号 京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願

日程第 37 請願 第 2-28 号 大坂上二丁目の「(仮称)日野マンション」の建設計画に関する請願

日程第 38 請願 第 3-4 号 区画整理の諸点についてご配慮下さいの請願

日程第 39 請願 第 3-5 号 まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願

日程第 40 請願 第 3-19 号 高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願

日程第 41 請願 第 3-33 号 山崩れの再発防止ならびに恒久的な水の処置に関する請願

日程第 42 請願 第 3-34 号 団地からの雨水流出防止と隣接山林の樹木についての請願

日程第 43 請願 第 4-10 号 多摩川自治会内の建築許可に関する請願

(継続審査議決)

日程第 44 議会運営委員会の継続審査議決に関する件

日程第 45 下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第 46 スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第 47 交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第 48 市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

(請願上程)

日程第 49 請願 第 4-13 号 義歯診療報酬の引き上げを求める意見書採択に関する請願

日程第 50 請願 第 4-14 号 義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育
費国庫負担制度の維持に関する陳情

(議案上程)

日程第 51 議員提出議案 第13号 看護婦確保法の制定等に関する意見書

日程第 52 議員提出議案 第14号 安心して飲める水道水の水質基準見直しについて
の意見書

日程第 53 議員提出議案 第15号 首都高速道路延長に関する意見書

日程第 54 議員提出議案 第16号 J R 中央線三鷹～立川間高架化・複々線事業の促
進に関する決議

日程第 55 議員提出議案 第17号 第11次道路整備 5 箇年計画の拡大に関する意見書

日程第 56 議員提出議案 第18号 佐川急便疑惑の全容解明と企業・団体献金の全面
禁止を求める意見書

日程第 57 議員提出議案 第19号 「国連・障害者の十年」最終年に当たっての意見
書

日程第 58 議員提出議案 第20号 健康保険で良い義歯が作れるよう抜本的な改善を
求める意見書

(緊急質問)

追加日程第 1 唐突な森田市長の中華人民共和国海淀区との都市
提携提案の疑義について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第12及び追加日程第 1 まで

午前10時48分 開議

○議長(黒川重憲君) 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

これより日程第 1、議案第92号、日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例の制定の訂正の
件を議題といたします。

理事者から訂正理由の説明を求めます。砂川助役。

〔砂川助役 登壇〕

○助役(砂川雄一君) 議案第92号、日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例の制定の訂正
について。

既に本定例会に提案し、御審議をいただいております本条例案の条文の一部を、お手
元に配付した別紙のとおり訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(黒川重憲君) お諮りいたします。ただいま議題となっております本件につい
ては、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒川重憲君) 御異議ないものと認めます。よって日程第 1、議案第92号、日
野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例の制定の訂正の件は、これを承認することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒川重憲君) 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午後 4 時32分 再開

○議長(黒川重憲君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思い
ますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒川重憲君) 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに
決しました。

お諮りいたします。唐突な森田市長の中華人民共和国海淀区との都市提携提案の疑義
についての件につき、古賀俊昭君から緊急質問の通告があります。所定の賛成者があ
りますので、この際、緊急質問を日程に追加し先議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって古賀俊昭君の緊急質問を日程に追加し、発言を許すことに決しました。

古賀俊昭君の発言を許します。

〔26番議員 登壇〕

○26番（古賀俊昭君） 大変、議事日程が立て込んでいる中での緊急質問であります。皆様の御理解をいただいておりますので、要領よく緊急質問いたします。

質問の要旨にも書いておきましたように、国際交流の一環としての友好都市提携については、きちんとした一定の手順を踏んで行すべきだというのが、私の考え方ですので、その前提をよく踏まえていただき、お答えをいただきたいと存じます。

市長に対して、職員や市民の意見をよく聞くべきだ、といわれて久しいわけがあります。そして、その言葉が決して誤りでなかったことを、今回、見事に証明してくれたのが、中華人民共和国北京市海淀区との都市間提携についての今定例会初日、9月7日に行われた市長による行政報告でありました。きょうは、奇しくも日中国交が開始することを定めた、日中共同声明に調印してからちょうど20周年を迎える、その当日であります。

ことし、市長の頭の中で、日中友好促進ムードに便乗して、何らかの点数稼ぎをしたいとの思惑が、あれこれ錯綜したであろうことは、容易に想像がつきます。仮にそれを是としても、今度の友好提携の進め方には、市長は何を一体考えているのかと、首をかしげたくなるわけがあります。

誤解のないように断っておきますが、私は日中友好推進については全く異存がないのでありまして、問うているのは、進め方、その手順、手続についてであります。もし、このままこの件が今までどおりに市長と一議員だけの手によって進められたとすれば、その結果は、日中の地方自治体レベルでの関係進展には必ずしも寄与しない、そのことは目に見えているのであります。一切を市民にも議会にも内密にして国際交流の一環と称しての友好都市提携を進めることを異常と考えないのなら、その感覚こそ異常であります。

そこで、先ほど申し上げました前提を踏まえて、まず質問を行います。

私どもに配付をされました、土方議員の質問に端を発した提供資料によりますと、今回の5泊6日の日程が全く配られていないのであります。行政報告によりますと「本市

と北京市海淀区との友好提携について」として、本年4月より谷長一市議会議員が訪中された機会に託し云々とあり、今回、佐藤智春収入役と長谷川企画財政部長を派遣したということで、今回の日程については細かいことは全く触れられておりませんし、私どもに配付をされた資料の中にも見ることはできません。5泊6日だということを聞いてはいるわけですが、何月何日から、どのような日程で、中国に職員を派遣をしたのか、その点をまずお答えをいただきたいと存じます。

それから、行政報告の中には、海淀区長、胡昭廣氏より友好提携を期待する旨の応答がありました、ということが書かれております。これは市長の報告であります。しかし、その海淀区区長からの文書というのは、私どもの手元にはございません。こういった文書が配付をされていないわけですので、その文書があれば、これを見せていただきたい。

次、今回の中国訪問に当たっては、谷長一市議会議員が職員と一緒に中国を訪問いたしました。これは、いかなる資格で谷議員は訪中をしたのか。この点、私どもに配付をされた資料には、4月15日の時点では「青少年の相互交流を可能にする友好提携を期待しております。谷長一氏に一任いたします」親友の谷長一氏に一任をする、と書いてあります。つまり、市長が一任をしているわけでありまして。後になって触れてもいいわけでありまして、そのほかにも、ことしの8月30日に海淀区長にあてた市長の文書では「当市より谷議員に同行し、左記の職員2名を派遣いたします」こうなっております。この場合の谷議員の資格、立場はどのようになっていたのか、この点をお答えをいただきたいと存じます。

そして、これが一番、私ども市長に聞きたい点でもあります。今回の行政報告が行われるまで、私たちは中国北京市の海淀区との間で友好提携についての話が進められているということを、全く知らなかったわけでありまして。4月15日に、先ほど申しましたとおり、既に市長は議員の1人にその件を依頼をして、事を開始をしているわけでありまして、私は少なくとも国際親善、国際交流の一環としてこういった友好都市の提携を結ぶということであれば、当然、議会に対しても、あるいは何らかの形で市民に対しても、事前にこの件の報告をし、あるいは意見求める、そのような場を持つべきであったと思います。なぜ一切を内密にして、この件について市長は事を進めたのか。私は、せめて議長にだけは報告してあると思っていたんですが、黒川議長にお聞きしましたら、全く9月議会が始まるまで一切聞いていなかった、あずかり知らなかった、というお答えでありました。この件について、その理由をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、今回の職員2名については、費用がもちろん公費から一部出ているわけですが、これは平成4年の総務費、海外研修負担金から出されております。予算審議の段階では、3人分の職員研修費として225万円、1人当たり75万円が計上され、職員を海外研修に派遣をする、ということでありました。しかし、今回のこの海外研修と称して計上された予算を使っての職員の派遣については、これは研修ということに当てるのではなく、むしろ友好都市提携を目的とした事務折衝という、職務遂行としての性格が強いのではないかと、いうふうに思います。この点について、この費用負担について、今後、どのように考えて予算を消化していくのか。この海外研修負担金についての考え方を、当初予算の審議段階とは全く異なっているわけでありますので、この点についても、あわせてお聞かせをいただきたい。

また、これも一つ、肝腎なことだと思いますが、市長の考え、つまり日野市側の考える、この日中の両都市の提携の目的は一体何なのか、ということであります。この点についても、まずお答えをいただき、これらのお答えを前提に、再質問をいたします。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 緊急質問という形で、私が今議会の初めの日に行いました行政報告の内容について質問をいただくということは、特に疑義というふうに言われている事柄には、ちょっと異論があるわけでありますが、事を、行政の事柄になるべく議会と事前のコンタクトをとって、情報をよく知っていただくということの必要性につきましては、日常、御指摘もいただいておりますし、また、適切な方法を考えたいというふうに日ごろ思っておるものであります。全員協議会とか、会派の御連絡のような機会を、今後は努めて持ちたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

さて、質問の内容につきましてのお答えであります。行政報告で非常に簡潔な表現でお伝えしておるわけでありますので、その間に、より緻密な、また現段階に至るまでの経過報告も、機会を見てするのが当然でございますので、この際、お答えの中で御理解をいただける機会というふうに考えておるところでございます。

今までのところ、どちらかといいますと、非公式的な水面下の連絡をとって、ある程度の意思交換を図るという期間でございましたので、行政報告として打ち出しますと、唐突だといわれるゆえんは、やむを得ないとはいいいながら、今、申し上げたとおりでございます。

そこで、5泊6日の旅行日程につきましての職員の研修旅行を兼ねた職務を、また委

託を、職務を持った出張でもございますので、その点につきましては、後ほど担当部長がお答えをし、また資料で御提出をさせていただきたい、こう思っております。

そもそもの事の起こりは、私は、行政報告で申し上げておりますとおり、かねて国際交流の意義の高まりつつある今日、古くから文化交流にかかわりの深い中国の首都、北京近郊の自治体と友好提携のことを発想してまいりました、というふうに申し上げております。そして、たまたま北京で、この際に、北京市にも地位のある中国の友人、鞏長金さんに韓旋をお願いしたというふうに、御報告をしております。

この鞏長金さんという方は、これは過去の経歴は、日本の陸軍士官学校を優秀な成績で卒業されて、中国で指導的な立場におられた。そして終戦後、北京外国語学校の、外国語師範学校の日本語教師として勤めておられ、現在は73歳の年齢でもありますので、講師としてお勤めになる、こういうことであります。

それから、その鞏長金さんは、これは日野市の住民でいらっしゃいます、今は亡くなりましたが、谷雅知さんとも大変、懇意な間柄の方であった。10年ぐらい前になると思いますけれど、日野市にもおいでになって、そして市庁舎にもお迎えをし、一定の国際交流のお話をしたという経過はございました。

そして、その方がたまたま北京に在住でおられ、ちょうど海淀区に近い地域に居住をして、お住まいもあり、また職務をお持ちになる、こういうことでありまして、たまたま谷長一議員も私も北京に行く都度、訪れて、交流を温めてまいったという過去がございます。

それで、谷議員さんに託したという表現をしておるわけでありまして、谷議員さんは個人的な立場で旅行をされる、それに書信を託したというのが、最初の動機の発端でもございます。そして向こうにお伝えをして、鞏長金さんが北京市当局、それから海淀区当局と、ある程度の事前交渉を担当していただきまして、それから向こうの意思をお伺いをしたという、そういう経過になると思っております。

それに伴いまして、友好提携の発想について、将来どういう形で取り結ぶかを、これからの課題として交渉をしてみたい、ということでもございました。その交渉といえましょうか、端緒のごあいさつの役目を託して出張させたのが、佐藤智春収入役、並びに長谷川暢男企画財政部長、こういう市の最高の幹部に託して、ある程度の情報並びに状況の打診を行った、こういうことであります。

旅行に伴います公費負担金の考え方につきましては、具体的なことは事務担当からお答えするといまして、職員研修という、議会と相伴って一昨年から予算をいただい

ております。その予算の執行の一部分ということになるわけでありますが、北京に参りまして、また北京から御当人も多少、自由行動ができる、こういう日程の取り方であり、研修と、それから出張を兼ねた、こういう関係の旅費の支出になっているというふうに思っております。

それから、今までの行動は、言うなれば水面下のある程度のお考えを探ると申しましょうか、それに伴って一応、応答をしていただきましたので、今回から議会で報告をして、表の交渉に進めていく、こういうことでございまして、なにか水面下でもう決定的な約束をしたなんということは全くないわけであります。

提携の目的というのは、言うまでもなく北京は東京と相対比できるそれぞれの首都であります。両国の首都であります。そして東京都は、北京特別市と、北京市と友好提携をしております。私もその関係の行政の幹部の旅に、多摩の市長の1人として参加をした、こういう経過もございまして。それを同じレベルで、同じレベルというよりも、似たレベルで、つまり東京都の日野市という、また北京市の海淀区という、ちょっと向この規模を日野に、おきかえたわけでありますが、面積が十数倍あり、それから人口が8倍ぐらいあるということなものですから、ちょっと意外ではございましたけれど、向こうでも積極的に受け入れたい、こういう御意向のあることは確認できたわけでありまして。

特に現在の中国は、文化交流あるいは市民が青少年の直接旅行をし合って触れ合いの機会をつくるということが、現実にも他市でも行われておる状況もございまして、私は日中友好20周年を記する一つの自治体レベルの交流のきっかけになるのではなかろうか、というふうには期待しておるわけでありまして。

なにか議会に、確かに情報をお知らせ申し上げるのが唐突という感じになったという点には、反省をいたしております。しかしながら、まだ水面下の、ただ谷さんという個人を介して、また輩長金さんという知人を介して伺ってまいったということでございまして、特に疑義があるというふうな段階になっておるということではございません。（「水面下ですべき内容ではありませんよ」と呼ぶ者あり）質問には、疑義は、当たっていないと思っております。

事務的な状況につきましては担当からお答えをし、また、御質問があれば私からお答えをするということで、進行させていただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） 1点目の日程について、私の方からお答えさせていただき

ます。

佐藤収入役、長谷川企画財政部長から、北京市の海淀区訪問視察の報告が正式に出しております。必要ならば、これは議会にお出ししてもいいと思っておりますけれども、そこに日程もちゃんと出て——予定と日程があります。それに基づいて御報告させていただきたいと思っております。

8月30日、午前10時、成田を出発しまして、午後2時に北京に到着しております。その日は北京で過ごしました。31日でございますけれども、午前中から海淀区庁にて会談をしております。この日も北京で宿泊しております。9月1日でございますけれども、この日も北京で、北京大学、また体育館等を視察をしまして、午後になりまして西安へ出発しております。9月1日は西安で宿泊しております。9月2日でございますけれども、この日は終日、西安の歴史的な場所を視察しております。9月3日でございますけれども、この日も大体、西安の市庁舎とか、市内の民衆市場等を見学いたしまして、夕方になりまして西安から北京に帰ってまいりまして、この日は北京で宿泊しました。そして9月4日、この日は北京の土地開発産業地域を視察しまして、区長、副区長さん、ほか幹部の方と会談しまして、午後3時の北京発の飛行機で午後8時、成田へ帰ってきております。5泊6日の、これが日程でございます。

それから、この2人の職員の海外研修負担金のことでございまして、負担金から支出したのは、航空運賃と宿泊料でございます。それから旅費から支給しましたのは、日当と支度金でございます。その合計が、2人で65万8,155円となっております。

概略ですけど、以上でございます。

私の手元にありますのは、資料1として、8月1日、北京の海淀区常務副区長、王紀平さんから市長あてに要請文、これが要請文であると思っております。招待状ですね。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 市長に対して、まず、もう一度お聞きをいたしますが、なにか緊急質問を私がしていることをとらえて、この場をかりて説明をしていく、今後、全協等で話をしていきたい、ということですけど、もし私が、またあるいは前の土方議員が質問をしなれば、この内容というのは全く市民や議会はわからなかったわけです。この場をかしてなんて。私がここはお願いした場ですから、ちゃっかりそういうことで、なにかこれからはもう水面下ではなくなったということで、今までも問題がないようにおっしゃっているんですが、この点は納得できませんね。

4月から始まった話であれば、当然、6月の議会もありましたし、特に、まちとまちが国際間の交流を進めていこうということで、話をこれから成就させたいということで、議会の意見ぐらいはせめて聞く、あるいは一議員がそれに1枚かんでいるということを、市長は承知しているわけですから、せめて海外に市長の意を受けていく議員がいれば、議長ぐらいにはまず報告しておくべきじゃないんですか。これをしゃあしゃあと「何も疑義は当たらない」と言われたんでは、市長の考えておられる民主主義とか、それから憲法の理念というのは一体どういうものかということを、また言わざるを得ないわけです。

市長にもう一度お尋ねをいたしますが、日野市の考える提携の目的は何かということ、文化交流ということの一つ挙げて、今お答えになったんですが、文化交流に主眼を置いて交流をしたいということで、今後もその考えで進めていくつもりなのか。

それから、議会に対してなぜ一言も、特に議長に対しても報告あるいは連絡をしなかったかということについては、水面下であったから構わない、というお考えなんです、ちょっとそれは私、無理があると思うんです。これからお見合いをして、仲よくお付き合いもしましょうという、そういう話は、ある時点では、そのきっかけは何か個人的なことかも知れません。しかし公費を使ってその折衝をするということになれば、当然、議会に対して、あるいは議長に何かの報告を、代表者会議等でも行うべきだと思うんです。この点、もう一度、触れていただきたいと思います。

それから、行政報告の中にあります、海淀区長から応答があった、ということが書いてあるんです。しかし、私たちに配られている文書、今、総務部長がおっしゃったのは、海淀区副区長の文書ですね。助役が文書を出したのと、市長が出したのでは、受けとめ方が違うと思うんです。向こうの行政体の、行政区の、それぞれ区長、副区長という役割については私はわかりませんよ、わかりませんけれど、市長が海淀区長から文書ももらった、応答があったという行政報告を議会に対して行い、皆さんはそれを聞いたわけなんです。しかし、配られた文書は、日野で言えば助役に当たる人の文書じゃないかと思うんです。これ、間違えたのかどうなのか。ないのならない、あるならば、それを出していただきたい。これは非常に大事なことです。

それから、谷議員は個人として今回、参加をし、市長の意を受けて北京に行ったということになっているわけですが、最初に申し上げましたとおり、市長の意を受けて一任をされて、まず北京に行っていますよね。それから、その後も、向こうからのこの副区長の文書にも「職員並びに谷長一先生の3人の方々を我々の区に派遣されるということ

ですが云々」ということで、3人1組と考えて向こうも応対をしている。また市長が出した、先ほど触れました文書でも「当市より谷議員に同行し、左記の職員2名を派遣する」ということで、谷議員に2人の職員は付添っていったということになっているわけです。これは、当然、公費で出すべきじゃないんですかね。仮にお金持ちの人でも、私費で、あなたはお金を持っているから行きなさいというのは、これは無茶苦茶な話です。そんなことは関係ないんです。市長の意を受けて、市長の考え方を帯して、まちとまちをこれから一緒に文化交流などをする、そういうために派遣をするということですから、これは当然、公費でやるべきじゃないんでしょうか。この点について、ひとつお答えをいただきたい。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 文書といいますが、書信であります、4月のところに私費旅行として谷議員さんが北京に旅行をされ、その際に旧知である、これは谷さんにも旧知に当たり、私にも旧知に当たるわけですが、たまたま鞆長金さんにお会いになるということでございましたので、文書を託して、鞆長金さんあてに文書を託した、これが第1回の市長名の文書であります。

そして、鞆長金さん、その後、恐らく半年ぐらいかけて北京市側の御当局に、日野市の意向に対して事務折衝をしていただいた。そして、今、資料を差し上げております8月14日付でしょうか、文書をちょうだいした。副区長さんということですが、私も区長さんの代理として、特に日野市の関係について責任を持たれた方だろう、このように考えております。

それから御質問は……（「谷議員はどういう名分で行ったんですか」と呼ぶ者あり）谷議員さんは、何回も申し上げましたとおり、個人的なお立場で中国旅行を何回もしておられるそうでありまして、今回も2回目の、職員に案内役のような立場を行っていただいたということにつきましては、まさにこれもまた御好意の範囲でありまして、私費旅行でおいでになったということでありまして。

事柄には、とかくそういう、どなたから口をきいていただいたり、あっせんをしていただいたりという役柄が伴うわけでありまして、そのことを特に北京市では、鞆長金さんを相手をお願いをして、そうして向こうの御当局との折衝の役をしていただいた、こういうことでありまして、たまたまその行動が谷議員さんの御好意にすぎたという点では、公費という扱いもあり得たかもしれませんが、感謝をしておるところでございます。（「目的をもう一度」と呼ぶ者あり）

友好提携にはいろいろの仕方がありまして、向こうでもまだ、これからの課題にしようというふうに扱われておるようであります。当面は、私どもの考えますのは、青少年の、ヨーロッパやアメリカには日野市の平和事業の一環として派遣をしておるわけですが、中国もそのコースに加えたらいかがなものだろうか、という程度のことを考えております。

向こうとしましては、将来は、ある意味での経済関係のあっせんもしてほしいというようなこともあります。日野市にはそういう現在は立場もございませんので、専ら青少年並びに市民の方々に中国に行っていただく機会をつくって、そして、航空機は北京に常に直接飛ぶわけでありまして、中国内旅行は北京市からまたそれぞれに出発をされるということになりますので、北京市との友好提携という形があれば、大変、便利ではないかというふうには思っております。まだ、そのところまでは向こうと意見交換を十分経ておりません。つまり、今回このような機会を経て、より一步、前進することができれば、それがこれからの友好交流の方向づけになるだろう、というふうには考えております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 市長、しかし、我々に説明をするということで、今回、行政報告がなされて、我々も初めてこういった水面下、市長の言うところの水面下の動きがあったということで、びっくりしたわけです。海淀区の区長から、友好提携を期待する旨の応答があった、あるいはまた、ほかの文章にも、海淀区の責任者の貴職より区長あての文書にも応答いただいた、と書いてあるんですけど、実際は、この区長からの文書というのはないんでしょう、日野市には。あるんですか。市長は、助役名では文書を出していないわけです。お互いに長と長の、文書の何か交換というものを、私は普通あるのではないと思うんですが、それはあるんですか、ないんですか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） それは、今後、公式に形を整えて、行くとすればそういうことになる、こういうことでありまして、今までのところは事前の事務折衝というふうに御理解いただければよろしいんじゃないかと思っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） では市長、そう書くべきじゃないんですか。これには、あったように書いてあるんですよ、市長の行政報告に。だから、そういう資料を見たいと思って、今お聞きしているわけです。なかったんですね、それでは。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 既に差し上げておる資料で私は十分、その間の双方の文書往来は御理解いただける、こんなふうに思っておるわけでありまして、今の私のお答えする資料としては、これ以上のものはありません。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） それじゃ、この文章は、行政報告は間違いがあったということになりますね。海淀区長からの応答はなかったんですね。副区長からの応答があったんでしょう。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 海淀区当局ということで、私どもは理解をしております。したがって、応答はあったというふうに、間違いではない、と思っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 市長は、固有名詞を挙げて、海淀区長、胡昭庵氏より応答があった、と書いてあるわけです。そういう文書はないわけですね。副区長からの文書をもって、そのように判断するんですか。

では市長は、自分で出す文書は全部助役名で出せばいいんですよ。これは間違いでしょう。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

今、御質問がございましたように、海淀区の区長の胡昭庵氏名による文書はございません。お手元に差し上げてございます1992年8月1日付で北京市海淀区副区長、王紀平氏からの文書はございます。この文書の中に「我々の代表海淀区区長、胡昭庵氏及び海淀区人民政府は心から歓迎の意を表し」という文言がございますので、市長はこの行政報告の中で、区長の応答があった、というふうにお書きになったかと思います。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） それは、私は中国がそういう国際的な慣例があって文書を出すときは、トップの文書は出さないということになっているという説明があれば、わかりますよ。実際は、日野市でわかりやすく言えば、助役のこれは文書ですね。だったら、そのように書けばいいじゃないですか。

そのような疑問といえますか、不自然さについては、この行政報告を書くときに、また読み上げるときに、何もお感じにならなかったんですか。きちんとしたこと、大事だ

と思うんです、こういう国際間のつき合いをする場合の手続として。全く問題ないというふうに考えていますか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 問題がないと思っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 私は、問題があると思います。そういう国際慣例があるという説明や、あるいはそういうことを証明する何かが我々に説明ない限りは、この行政報告は記述に誤りがあった、事実と反する記述があるということに、どう考えてもなるじゃないですか。正確にやはり報告しなければいけない。私たちには全く知らされていなかったことですからね。

それと、これからちょっと日程のことに触れてみたいと思うんですが、5泊6日、これだけ大事な水面下の動きをずっとしてきて、ここで向こうと具体的な話し合いをしたということですが、実際に向こうと折衝をした日にちというの何日になるのか。日程からどのように判断すればいいのか。西安は海淀区から遠く離れておりますので、西安に行ったということは、どのように解説なさるか。これも公費なのか、西安行き、どうですか。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答えいたします。

北京の区と正式に会談を持って接触しているのは、先ほど申し上げましたけれど8月30日、向こうへ着きまして、海淀区の職員と調整日程をなさっております。

それから、先ほど言いましたように31日は、区長において会談を行いました。

9月1日も、向こうの、海淀区の職員が同行して視察をし、また区長、副区長が幹部の人と会談を、懇談を行っております。そして、この9月1日の夕方に西安に着いております。

2日は、丸々一日、歴史的な、歴史博物館とか、その他のところを見学しております。

3日も、日中は、さっきも言いましたけれども、西安市の市長とか、市内の民衆市場とかを見学しまして、夕方に北京に帰ってまいりました。

そして4日は、夕方まで海淀区の職員の御案内で地域を視察し、それから区長と幹部の方と会談をして、夕方の北京発の成田着の飛行機で帰ってきたという内容でございます。

西安の中の宿泊、それから航空運賃、その他は自費負担ということで処理しております。

。（「何でそこを自費負担にするの」と呼ぶ者あり）

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 今回の市長のやり方というのは、我々、到底、常識では納得できない、考えられないやり方というふうに、私は思うんです。5泊6日で日程を組んで、行きと帰り、航空運賃は公費で出している。実際に海淀区と折衝したのは大体、約2日間ということになりますね、31日と、9月1日半日、それから最後の4日の半日ということで。残りの、9月1日の午後から3日いっぱいまで西安に3人は行っている。これは全部私費だということで、もともと私費の人もいますけれど、収入役と長谷川部長は、先ほど総務部長は視察とおっしゃったんですよね、西安を視察したと。何でこれ私費で負担しなきゃいけないんですか。海外研修費として組んだお金を使って行くのに、途中に私費部分が入るとというのは、こういうのは非常に紛らわしいんじゃないですか。研修あるいは視察として行くなれば、行って、帰ってくるまで、普通、公費ですよ。自分で奥さんや子供に何かお土産でも買うというんだったら、これは別です。それ以外は、普通は公費で賄うのが当たり前のやり方じゃないんでしょうか。この点も非常におかしいです。

完璧に視察の目的は達成したんですか、今回。お二人が、合計3人なんですけれどね。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 委託した任務は、立派に達成して帰っております。

それから、その旅行云々のことですが、これも私は、つまり制度の職員研修の部分と、それから海外旅費の部分との計算の合算で実施するのが妥当だっただろう、そのように今まで思っておりました。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） それじゃ、今回、使用した費用は個人で負担した部分があるんです。3日間を個人で負担しているんです。西安のホテルは2泊しているんです。2泊とも、これ、私費なんでしょう。こういう日程というのは、おかしいんじゃないのかな。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答えします。

先ほどちょっと、宿泊も私費だと言いましたが、これは間違いがございまして、宿泊分については全部公費負担でございます。それで、航空運賃、通訳、それから市内を見物するための車代、そういうものを私費だということでございます。1人約8万円の自

己負担がかかったということでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 本来ですと、海外研修というのは、職員が海外に出て見識を広める、海外でのさまざまな経験を日野市の行政に生かすために派遣をされて行くわけです。一部、この研修費を使って行った今回の予算の消化は、予算の支出が、私費が間にあったり、航空運賃は私費で、宿泊費が公費、どういう日程を一体組んだのかと、大変不思議です。

しかも、私費で行って1円も公費を使わなかった、例えば谷議員なんかの場合には、送り迎えは公用車でやっているということですね。庁用車というのは公費で運行されているわけです。それに私費で旅行する人をまた乗せるというのは、どういうことですか。だから私は、本来、市長の意を受けて、市長の代理として行くならば、当然、公費だと思うんです。この点は全く問題なかったというふうに、市長は今でもお考えなのか。日野市を代表して行く人ですよ。間に私費負担があったり、どういうこれは視察だったのか、あるいは職務遂行としての範囲の仕事だったのか。この点は、問題なかったとお考えですか。

では、もし私財はないが、そういう両者の間に入って頑張るやろうという人がいた場合は、どうするんですか。市長のかわりに行ったんですよ。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 谷議員さんの場合は、全く御好意に甘えたということであります。

職員のことにつきましては、公費で行くのが建前である、というふうに考えております。

それから、成田にまで同行したというふうなことにつきましては、同じコースでありますから、車に同乗していただくというのは一つの儀礼である、というふうに思っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 市長は、公費で全部やったというふうにお考えになっているかとしれませんけれど、西安に行ったときには公費じゃないんですよ、航空運賃が私費で、ポケットマネーなんです。そういう日程の組み方でよかったんですか、ということを私は聞いているわけです。

今回の海外研修の負担金というのは、5泊6日の日程を組んだら組んだで、その中で公費をいかに充てていくか、どういう日程を組むか、ということを考えるべきじゃないんですか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私もそう思っております。全コース公費で、その公費の内容が、海外出張の旅費と海外研修の旅費と適切に合算をしてきちっとさせなさい、このように指示をしたように覚えております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） しかし、事実は全く違うわけで、5泊6日の中に西安に行った航空運賃、それから施設の見学等でポケットマネーを使ったということが、今、報告されているわけですから。市長は、そういうことは私は考えていないとおっしゃっても、事実はそうだったわけです。目的がはっきりしないから、こういうことが起きるんじゃないですか。手順をきちんと踏まないから。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 目的は極めて明確でございますが、旅費の支出の仕方に、もう一遍検討を要するものがあれば、そのようにしたい、こう考えてお答えしておきたいと思えます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） それから、市長の名代として、今まで水面下のことが行われて、ここで発表するということは、水面下でなくなったわけです。市長のかわりで行くということになれば、助役が行くべきじゃないんですか。助役、2人いるんですよ、日野市は。何のために助役が2人いるか。市長のやはり片腕として、日野市を代表して、市長が行けないということで行くのであれば、もう水面下でなくなったわけですから、発表したんでしょう、秘密が解けたわけでしょう。派遣をするんだったら、今度、助役が行くのが普通じゃないでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今後は、そういたします。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 反省をやはり大人は素直にすべきでして、以後、改めるからということだけでは、私は無責任だというふうに思うんですが、今までのやりとりの中で、今回の一連の5泊6日の友好都市提携の件についての全容は、ある程度おわかりいただ

○26番（古賀俊昭君） 長谷川企画財政部長は、日野市の大蔵大臣と経済企画庁長官と一緒にしたような、大変偉い方ですよ。そういうことをやっていないということですか、今おっしゃったことは。大事じゃないんですか、こういう、お互いどういう目的でおつき合いをまず始めるか。

ちなみに、私が申し上げましたように、4月15日に市長が谷議員に託した文書の中にも「青少年の相互交流を可能にする友好提携を期待しております」ということになっていて、しかもその後の市長の文章、これは8月30日、半年後にも同じように「青少年交流云々」ということを言っているわけです。ところが向こうからは、8月に来た市長の青少年交流という目的を踏まえて、向こうは返事を書いたと思うんです、先方はお書きになったと思います。それには「青少年」というのは出てこないんじゃないですか。経済というのは、あちこちにありますが。この点は、どういう市長は合意ができたというふうに報告を受けて、判断したんですか。これは大事なことじゃないですか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 提携都市間の交流ということにつきましては、いろんなレベルでそれぞれの思惑があるかもしれません。

東京と北京市レベルの交流は、専らそれぞれの首長、あるいは議会の議員の方々、そういう範囲の交流が相互に、隔年相互に行われておる、こういう状況であります。東京都では、青年の船をもって中国に青少年を、都民の青少年を募集して、友好の実を上げておられる。

自治体間という関係では、そういうことがおのずからの限度でありまして、国情によって、今、中国当局は解放成長路線がとられておるということでもありますから、向こうには、また別の意欲があるかもしれません。それは向こうの努力にまつわけでありまして、自治体交流というのは、おのずからの住民本位の交流ということが前提になる。それから上の発展は、これはそれぞれの両市の特色によって現実の交流があり得るだろうということでもありますから、双方の意見に食い違いということは、今のところはないと思っています。基本的な合意はできた、というふうに申し上げておるゆえんは、そこです。また、その範囲で我々は交流するということですから、そのことが国際間に大きい不信感をつくるなんていうことは、全く御懸念に及ばないというふうにお考えください。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 私、大いに懸念をして今お聞きをしているわけで、市長とそこ

の考え方は違いますね。

完全に合意を得たというのは、何について合意を得たんですか、それでは。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 青少年交流というような形のよしみをつくりましょうという、そのような関連が多いです。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） そういう話があったんですか、収入役。

○議長（黒川重憲君） 収入役。

○収入役（佐藤智春君） 私から、ちょっと御説明申し上げますと、区長を初め副区長、あるいは各局のそれぞれの責任者の方からいろいろお話を伺いまして、今問題になっておりますところの内容をお話し申し上げますと、文化教育関係者、この責任者の方とお話し申し上げております。その中に、私もメモってございますので、ちょっとそれをひも解いてみますと、この中では、いろいろ向こうで内情をお話ししておりますけれども、日野市とのかかわり合いにつきましては、日野市の教育関係者とぜひ話し合いをしたい、これが1点でございます。

そのほかに、小学生あるいは中学生の友好交流を進めたい。先生も派遣をして、ぜひ日野市の方の先生方とお話をしたい、このようなことを申しておりました。

体育委員会の主任の方ともお話し申し上げたわけでございますけれども、その中では、やはりいろいろの話がございまして、海淀区はサッカーが非常に強いんだというような話がございまして、ぜひ日野市のサッカーチームを迎えて親善試合をしてみたい、このような話もございまして、市長の言っていることがやはり以上のようなことから（「収入役、いいです。わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 収入役、それは教育関係者と話しすれば、向こうは自分その分野だから、そういう話をしますよ。向こうの大将が書いている文章が、最もねらいとする主眼が述べられているものですから、それが柱になるわけです。個別に教育関係者と会えば、青少年の交流のことだって、それは出てくるでしょう。しかし、まず前提となる、何のためにまずおつき合いをしたいのかということに、ずれがあるのではないかとということで、私はお聞きしているわけです。

よしんば何か一致をしたとしても、これは当然こういう議論を議会でやったり、それから市民のいろんな立場で国際交流をやっている人たちの意見を聞いた上で、それから

向こうと折衝をして、いろいろ食い違いがあるけれども、しかしお互い合意できる点はある、経済協力も向こうは希望しているけれども、青少年の交流についても一定の理解を示した、皆さんの考えておられるとおりの友好提携の道が進めると言うという話を、本来であれば議会や、そういった有識者にすべきです。初めて我々が今ここで、議会が質問をして、こういったことがわかってきたわけです。こんな手続はとくにやっていないんじゃないかなかったですよ。

ちなみに、先般の一般質問で土方議員も取り上げましたが、普通、国際間のいわゆる姉妹都市、友好都市提携のようなことを考えた場合には、それなりの準備期間を置くものなんです。いろいろな方の意見をまず聞く。何か共通するまちの性格がないか、あるいは産業の面でそういったことがないか、検討をして、それからだんだん結論を出していくわけです。

府中市の場合には、ウィーンと姉妹都市を提携するに当たって、姉妹都市協議会という機関に市長が諮問をする。そして平成元年の4月に姉妹都市協議会から市長に答申がある。文教委員会でそれを検討したり、審議をする。何回かやるわけです。それから市長の側、いわゆる理事者側、市側からも代表を選び、議会からも代表者が参加をする調査団、使節団でもいいんです、そういう人が派遣をされる。そしてその結果を、また全員協議会などで検討して、一定の手続を踏んだ上で、平成4年の8月に文教委員会で、府中市の場合は結論を出しております。友好都市の提携について結論を出すまでに3年余かかっているわけです。こういう手順を踏むべきではないか。

たまたま一個人が知っていた、知り合いの人がいて、その人と自分も知っているからということで始めたのでは、個人の好みや恣意では困る。私がもし、だれか知っている人がいて「市長、あのまちと仲よくしたらいいよ」ということになったら、一々取り上げなきゃいけないんじゃないですか。広くおつき合いすることは構わないことですから。やはり、みんなのまず意見を聞いて、考え方、どういう面でのおつき合いをしていこうか、市長が大好きな平和何とかでもいいですよ。ここで突然、市民はおろか議長も知らないことが発表される。これはおかしいんじゃないですか。私は、そのことが一つ大きな問題だと言っているんですよ。そういう無理をするから、私費で行ってもらったり、私の費用が一部入って、紛れ込んだり、ある方の好意にすがって、その方には公費は出さずに行ってもらったなどという、日野市を代表して行く方に、市長の意向を受けて職員2人を連れていく人が、好意だといってくれたからといって旅費は出ませんでしたなんていう、こんな話は、普通考えられないです。しゃあしゃあとそういう発想が出て

くるところに、いかにも森田市長らしいところがあると言えるんですけど、私はそういうやり方をすべきじゃないと思います。

日野市は、今、姉妹都市、アメリカのレッドランズと結んでいますね。このときも、昭和37年7月に、立川でレッドランズ市の総務局長夫妻が来庁して、町長や町議会議長と懇談をして、大体1年間かかっていろんな折衝を行った結果、昭和38年、正国務さんが議長のときに臨時議会を開いて、姉妹都市提携を議決をしている。それまで、いろんなやりとりが公式にあるわけです。広報の136号に紹介記事を書いたり、お互いに交流をする。広報にも何回か書いています。それから、レッドランズ市の出身者を招いてパーティーを開いたりもして、そういう交流の積み重ねの上に日野市も姉妹都市を結んで、今日、レッドランズ市としてのおつき合いをしているわけです。府中の場合は3年近くかかっていますが、日野市の場合には1年近くかかっている。オープンにやっているわけです。水面下でやるようなことじゃないんじゃないですか、これは。過去の例は参考になりませんか。私は、市民とともに考える発想というものが大切だと思います。市長独自の考え、一議員の考えで、公を代表するような形で行動してもらおうということは、非常に危険が多い。

市長は、来年、市長選挙ですよ。たまたま市長の好みでどうのこうのということじゃ、困るでしょう。やはりみんなの意見を聞いて、いろんな方の発想をもとに「日野市はアメリカのレッドランズとも姉妹都市を結んでいるけれども、しかし、今回、中国のこういうまちと、ある方のこういう縁があって結びたいんだ、皆さん御意見をひとつお聞かせいただきたい」と、どこかでそれをやればいいじゃないですか。やればよかったんですよ。水面下でやらなくちゃいけないような事業ですか、これ。民主主義の手続、民主的な手法というのは、皆さんのまず意見を聞くところから始まるんじゃないんですか。自分だけの意見から始まるんですか。お互いに、他のまちと仲よくしようという点については、みな共通して持っているわけですから、それを共通基盤に、どことおつき合いをするかということは、まず広範な意見を聞くべきだと私は思います。

どうでしょう。府中市の例や、過去の日野市が姉妹都市を結んだ場合の、こういった手順というのは、間違っていますか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 縁を探すということは、何らかの方法で行わなければならぬわけでありまして、一番、中国との交流関係で、似合いという関係の両国の自治体、ちょっと規模は違うわけでありまして、首都の中の近郊都市である、それから学術

に、文化に、発展を目指しておる状況である、ということの関係を確認し得たということとでありますから、これから必要な手順は、だんだんと進めていくということが、今御指摘の順序に当たるものだというふうに思っております。独断で、なにか御縁を決定的なものにしたということではございませんので、この良縁をできるだけ相互理解の中で、また市民のいろいろな形の、アジアの諸国との平和交流の中の一つの大きいきっかけとして、この取り組みを正常に具体化をしていきたい、こういう願望を持っておりますので、今回を機会にその手順を、どのような経路が必要だということをいろいろと御指導等もいただきながら進めてまいりたい、このようにお答えをしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 市長、今までのことは、それでは全く市長のやった方法が唯一、正しいというふうにお考えですか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 正しいとか、正しくないということじゃありません。その前、前段の、要するに国際平和交流をしたい、その中国の一番基礎である窓口の適当な相手を、今、模索し得たということですから、これからの整った、また正常な取り組みで進めていくというのが、これからの行政実務の展開だというふうに私は考えております。従来の手だても十分参考にしながら、他市の例等も十分参考にしながらやっていきたい、これはもう言うまでもございません。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） これから参考にしながら、ということかも知れませんが、もう参考すべき点のほとんど終わっているんです。もう市長が全部やってしまっているんですよ。

私は、友好提携都市を結ぶことは大いに結構だと思っています。しかし、先ほどから何回も言いますように、やはり進め方というものがあるんです。私は、細かいことを、では聞きますけれど、市長はそれだけ自信をお持ちなら……。

例えば、市長の行政報告の中にあります「北京市にも地位のある中国の友人、鞏長金さんにあっせんをお願いしたところ」ということになっています。どんな地位のある方ですか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） かつてのお知り合いであるということと、先ほど述べたとおりです、日野市にもおいでになった。

それから、北京市では、北京外国語師範学校日本語科の教授である、こういう地位をお持ちである、ということとあります。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） その地位のある中国の友人に、あっせんをお願いしたということとで、それはわかりましたよ。

しかし、我々がこれを読んだだけでは、全くわかりません。聞かれたから初めて皆さんも、それに答える市長の話聞いてわかるわけです。間に立つ人が、一体どのだれか、どんな仕事をしている人か、どういう地位にある人か、どういう責任を果たすべき人なのか、ということがわからなければ、仲介している人に十分、信頼をすることもできないし、期待をすることもできないわけでしょう。当然そういうことも、こういう現職で、どこかの大学の先生でやってくれる人がいるから、その方をお願いをしていると、本来はそういうことこそ事前に話すべきなんですよ。今、私が聞いたから、なるほどこの人は今そんなことをなさっている方か、ということが皆さんわかる。どこのだれかもわからないような人と、市長は知っているかも知れませんよ、しかし、事は日野市がやる事業ですからね、これは。どんな立場の方が仲介をしているのかということは、非常に大事なことです。

ではもう一つ、市長、聞きますけれど、レッドランズの市長は何というお名前ですか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 現在の市長の名前は、存じません。毎年、クリスマスカードを送るとか、そういうおつき合いはしているわけですが、もう一方に青少年、高校生を班をつくってお送りしている、こういう基本的な交流はございます。それからレッドランズ協会という市民レベルの交流団体も続いていることは御存じのとおりであります。

いろいろ御質問いただくのは結構なんですけれど、友好提携を模索する段階の、ごく入り口のところにきっかけをつくったということですから、これから十分の手順を経て、そうして市民の納得をしていただける、そういう手だてを講じ、一番私はいい御縁であったというふうには考えてはおりますけれど、そのよさをより確かめてみたい、このように申し上げておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 今、両都市が調印をして議会で議決をした国際親善都市連名にも日野は加盟しているわけですが、既に日野市の場合には、日野市とレッドランズ市の

間で姉妹都市提携がなされている。

先方のレッドランズからは、昭和57年にレッドランズ市の市長が日野市を訪問しております。しかし、森田市長はレッドランズ市を公式訪問したことは、一度もないわけです。中国とアメリカ、それぞれおつき合いするのは、もちろん結構なことではありますが、既に昭和38年以来のおつき合いのある市に対して、一度も訪問をしないのに、先に、ことしの秋には、なにか中国、この海淀区を訪れるという予定も、もう既に決定しているようなことを私どもは聞くんです。物事の順序からすれば、これはおかしい。が、やはり国際的なおつき合いをする場合には、特に中国人の考え方は、古い友人を大事にする、井戸を掘った人の恩を忘れてはいけないとか、そういう国の方とおつき合いをしたいというのですから、市長のなさっていることは、ちょっとなじまないんじゃないかというふうに思うんです。今まで親戚づき合い、兄弟づき合いをしたレッドランズ市の市長の名前は存じませんということを、堂々とおっしゃる。まあ、場合によっては友達の名前を思いだせないことはあるかも知れませんが、端から知らないというんじゃ、これは大変失礼でなんととも……。

私も昭和三十七、八年からつき合っている方が、もし今でもつき合っていれば、その方の名前、恐らく忘れないと思います。砂川助役、前田助役は、御存じですか、レッドランズ市の市長の名前。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） レッドランズ市の市長さん、あるいは他の幹部の職員の方のお名前は、残念ながら存じ上げておりません。

○議長（黒川重憲君） 前田助役。

○助役（前田雅夫君） 私も承知をしておりません。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 私たちに配られる文書の中にも、そういったものはまず最近、見られませんしね。今回は、海淀区の区長さんの名前、私たち覚えましたね、これで。

市長のやっていることについて、私はいろいろな角度から今、話をしましたが、事ほどさように、あんまり底の深いものじゃないという気がするんです。今までおつき合いしている市の代表者の名前がわからない。「たしかこういうお名前だったんじゃないですか」あるいは「ちょっと忘れましたが、たしかこういう方だったというように記憶しております」程度は何か出てこないと、大変失礼な気がいたします。

それで、一度も公式訪問しておられない。今、これから中国と仲よくするのは私も大

いに結構だと考えますし、もちろん賛成しますが、物の順序として、昭和37年以来おつき合いがあるわけですから、まあ姉妹都市提携の調印をして、今日に至っております。何か機会をとらえて、レッドランズ市を公式訪問されることも、私はできたのではないかなと思うんです。こちらは宿題を果たさずして、消化をしないで、今度は別の方に手を延ばす。なにか子供がチョコレートを食べたら、次アイスクリームを食いかけて、また何かに手をつけるようなことがあっちゃ、いけない。

レッドランズ市との姉妹都市提携が行われて長く、もう時間は、年月、経過をしておりますが、公式訪問なさるお考えは全くないのかどうか、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私の先輩の歴代市長、レッドランズ市を公式訪問された市長は、1人もおいでになりません。私どもの都市間の友好提携というのは、そういう形のこと大切ではありますが、なるべく市民にその機会を提供をする、こういうおつき合いを今後も発展させたいと思っておるわけでありまして、なにか、市長が行かなければ礼に欠けているというふうには、考える必要もないと思っております。むしろ市民レベルで交流をするというところに、平和を目指す国際交流が、言うべき姿ではなかろうか、このように考えております。（「市長、違うよ。トップ同士の信頼関係がなくて、何でも市民ができるの」と呼ぶ者あり）

したがいまして、今後、機会があれば御指摘のとりの機会を得たいという願いは持っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 口では何とでも言えるわけで、しかし市長の姿勢というものは、ここにもあらわれていると思うんです。既に姉妹都市として御縁のあったレッドランズ市にも私は当然、20年間あったんですから、幾ら忙しい、夏休みをとれない市長でも、20年の間に何日か行く機会は、私はあったと思います。できるだけ市民に行ってもらいたい、それは当たり前のことでね、友好都市を結んでいるんですから、できるだけ多くの市民が交流することは望ましい。

前の人が行っていないからおれも行かない、こういうことをおっしゃる。まあ若い。市長もまだ若いところがある。私はしかし、やはり機会があれば行っていただくのが一番いいと思います。

ちなみに、レッドランズ市の市長の名前はチャールズ・デミジャン市長というお名前です。総務部長、御存じでしたか……市の職員は、市長が知らなければ幹部職員が知っ

ているわけない。市長の姿勢は、そのまま職員に伝わります。覚えなくていい名前だったんでしょう、日野市では。しかし大変、失礼になると思いますので、せめて姉妹都市提携をしている相手の市の市長さんのお名前ぐらひは、いつも日本国憲法をポケットに入れていっしょるんですから、その端にでもレッドランズ市の市長の名前をちょっと書いておく。覚えずらかったら書いておけば、そのうちに覚えますよ。20年かかったら、どんな人でも覚えますよ。ひとつ、参考にさせていただきたいと思います。

私は、これからの作業として、もう一度、海淀区との提携の目的をお互いに話し合う、そういう場を今後、市が持つためにも、とりあえず市の国際交流や国際親善に携わっている人たちの意見や、議会の話を聞くべきだと思います。それから話をスタートさせるのがいいと思います。この点、一度、白紙に戻すというと市長も意地があるでしょうけれど。実際に手順を踏んだ結果が、海淀区の皆さんと、これから親しく、仲よくやっていこうということであればそれはいいと思うんですが、しかしそれにはやはり手順が今まで正当にとられていなかった。手続がちょっと市長の独断専横に走ったということで、ここでもう一度、白紙に戻すような何か形をとって、議会や市民の意見を聞いて、その上でこの話を今後、具体化していくべきではないかと思います。最後に、その点の市長の考え方を聞いておきます。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） いろいろ至らない点もあったように、反省もいたしております。これから十分、手順を経て、また議会の皆さんにも御了解をいただいて必要な手順を進め、正確な将来展望を持って取り組んでいきたい、こう考えて、お答えをしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 中国の海淀区との友好提携が進むということに、結果としてそうなるしまえば、私はそれを歓迎して、評価もしたいと思うんですが、やはり民主主義は手続、手順、これが大事なんです。独裁者じゃないんですからね。「おれがいいと思ったんだから、おまえたち、この結果を素直に受け入れろ」これじゃ困る。

少なくとも、今後はこれの予算が今度計上されますね、何らかの形で。今回は特定の方の知り合いで、こういう人がいたということですけど、中国ならば、例えば日中友好協会の日野支部なんていう看板が、日野市内にありますよ。市長を一生懸命応援している人が、そういう組織の長をなさっています。日中友好協会という、れっきとしただれでも知っている組織が、日野市にはあるんです。これは全く無視をする。中国と今度

どこかの市を選んで提携を図っていきたいということならば、そういう組織もあるんですから、当然、話を聞いてもいいんじゃないですか。何か、水面下でやらなければ話が進まない、いかにも市長らしいですね、ここは。

今後、市長は、苦し紛れに、その場を取り繕うお話は今あったんですが、海淀区と結果的には提携をしてもいいということになれば、これは何かの縁だったんでしょう、いいと思いますが、一たん白紙に戻すべきです。もう一回、振り出しに戻るべきですよ。それで、私は多少、先走りをしてここまで話を進めましたけれども、こういう目的を持って友好都市の契りを結びたいということで、振り出し、ゼロに戻るということについては、いかがですか。その方が早いんじゃないですか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） この機会を、情報としてお届けをしたという機会でもございますので、もう一遍、正しい路線をたどりながら、正常な友好関係の結べる手順を進めて取り組んでいきたい、こういうふうにお答えをしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 白紙に戻すという言葉は、私が使ったのであって、市長は別の表現でもいいんですよ、市長独特の言い回しというのがあるでしょう。議会の議長も知らなかったというのは、まずいんです。もう一度原点に返ってとか、振り出しに戻ってとか、何かそういう表現は出てきませんか。その方が議会の方としては、理解を示しやすいと思うんです。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 原点に返って、なるべく原則に沿ってやっていこうということについては、全く異論はございません。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 私が考えている意味と、多少、かなりの乖離があるというふうに思いますが、後は議会側の見識にかかっているということです。議会もこけにされて、へらへら笑っているわけにもいかない。友好都市は、我々大いに、できるだけ多くの自治体と国際間のおつき合いをするということで進めていくべきだと思いますが、市長の独断や、市長だけの意向、あるいは一個人としての議員の立場だけで、進めるべきではない。これを日野市として話を進める場合には、議会に対しても経過を追って話をする。

それから、お互い、提携の目的についても開きがあるということは、これ、はっきり今わかっているんですよ。こういうことについても識者の意見を求める、そういうこ

とを私は考えていただきたいというふうに思います。

例えば、レッドランズの場合には、日野市はナシの生産地で、果物の生産をするまちだ、レッドランズはオレンジ、お互いにおいしいフルーツを産業としてつくっている、生産している、栽培しているということから、共通の御縁だなということになり、姉妹都市の提携が進められた。まず、その点が非常に開きがあると思いますので、市長が今答えた、原点とかそういうこと、提携の目的、そういったことも含めて、ぜひ意見を聞く場を、私はつくっていただきたいと思います。

権力者というのは、反省することを忘れたら絶対だめなんです。とかく反省しなくなるんですよ。ですから、これでいいんだ、おれの考えでやるという、そういうお考えに私はもう啞然としました、最初。最後は何とか落ち着くところに落ち着いたという気がします、今後は手順を追っていききたいということですから、私はこれで大体終わりにしたいと思います。

今回のこういった件で、海淀区との友好提携の問題、いわゆる部分的な日野市の今、問題としてではなく、ここに森田市長の行政運営の問題が潜んでいると思うんです、今回のようなことに関して言えば。ですから、そういった市長の行政運営のあり方についても問いかけたものだ、という受けとめ方を私はしてもらいたいというふうに思います。何も議会が、議会がといて、私たちは、嵩にかかって市長に難題を持ちかけるようなことは、全く考えていないわけです。我々も市民から選ばれて出てきているわけですから、議会に対していろんな意見を聞くということは、本来、まず最初になさるべきだと思うんです。その点、大変残念でありました。市長は、市民や議会を甘く見ていたということにはならないと思いますが、今後、こういった緊急質問が行われることのないよう、また一般質問でも取り上げられて、市長の行政運営について非難が集中することのないように、ぜひ気をつけて今後取り組んでいただきたいと思います。

私は、このまま行けば、市長は恥ずべき行為を行ったということになる。ぜひ、反省をしてもらいたいと思うんです。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） よくわかりました。これからは努めて民主的はもちろんのこと、市民によく理解をしていただける行政を展開させていただく、これが私の仕事だというふうに申し上げておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 今回のことを振り返ってみますと、行政運営の市長らしい一つ

の部分が見えたというふうに思うんですが、いろんな面で問題がありました。それは、今回の職員の、本来は海外研修費として組まれている、3人分として予算が議会に説明をされ、平成4年度、可決をしているわけですが、職員2名が、この、よくわからない性格の、視察でもない海外研修に出発をし、しかも私費で飛行機に乗って西安に出かけた。もし、航空機事故や、中国で列車の事故があったりしますね、そういう国際的なトラブルが発生した場合に、もし私費で移動をしている最中の事故であったりした場合には、一体こういう私的行為に対して公務災害の補償なんかはどうか、という問題も出てくるんじゃないですか。そこもまずかったと思います。

それから、本来は、これは負担金として計上すべきではなくて、やはり旅費として、ちゃんと性格づけをすべきだというふうに思います。しかも、海外研修負担金は、52万円、今回使われたわけですね。実際は225万円、1人75万円で計上されているわけですから、効果的に日程をつくり、それから視察地を選んで、大体そういう予算で行うべきですよ、研修を。本来は職員研修ですから、職員の方が自分が研究をしたいテーマ、見たい課題、そういったものを市長や幹部職員の方が職員から聞いて、そして「では、おまえ行ってこい」ということで、研修の事業を組むべきですよ。そのための予算だというふうに思うんです。今後、旅費として計上していくということを、私は提案をしておきます。

しかも、先ほど触れましたように、私は今後、懸念されることを今申し上げておりますので、聞いておいていただきたいと思うんですが、市長は、昨年、この予算を使ってヨーロッパに行きました。福祉部長を伴って福祉の視察ということで、出かけたわけです。なにか聞くところによりますと、今度は海淀区に市長自身がこの予算を使って出かけるという、なにか、もう段取りがあるようですね。話し合われているということも仄聞をいたします。

職員の海外研修費を2年間続けて市長が使うというのは、これもおかしいです。市長は、むしろ派遣をする側なんですよ。きちんと目的意識を持って海外研修に行きたい人を、海外研修推進委員会というところがあって、そこで職員を選ぶわけでしょう。自分は2年続けて選ばせるというのは、これはどう考えてもおかしい。（「収入役だっておかしいんだよ。職員研修で三役が行くのは、もともとおかしいんだよ」と呼ぶ者あり）この海外研修推進委員会は、助役、収入役、教育長、総務部長、企画財政部長、職員課長で構成して、助役が主催しているわけですね。助役は、2年続けて市長を指名しますか。ちょっと、最後に聞いておきます。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） なにか、ただいまのお話では、市長が海淀区に出かけるのは既にもう決まっているかのようなお話もございますけれど、まだ現在は、その点については白紙でございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） これは、あくまで職員の海外研修ということで、3名分、議会で可決をいたしました。市長が2年連続して出かけるということは、我々は毛頭予想していないことです。ほかの旅費での支出も可能でしょうけれど、この負担金については、今後ぜひ、職員の海外研修のあり方とともに、よく見直しを行っていただきたい。このことをお願いをしておきます。

最後に、日本と中国、先ほど最初に申し上げましたとおり、国交開始20周年ということをお願いをしました。そのことに触れて、最後にちょっと結んでおきたいと思います。我が国は聖徳太子の隋への国書及び大化改新における天皇の称号の確定など、7世紀以来、中華思想に基づく大陸の体制、つまり朝貢冊封体制からの国家的独立を貫いて今日に至っております。

例えば、明朝皇帝から日本国王の冊封を受けて臣属した足利義満は、国家の独立自尊を毀損した国賊として、国史上一貫して否定的評価が下されてきました。長い日本と中国との間には、こういう歴史もあるわけであります。今後、将来に向けて、長い友好的な関係を、きちんとした市民の理解、あるいは議会の支持に基づいて結んでいただく、また、そういう締結を期待をして、この質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって緊急質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後6時20分 休憩

午後8時47分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第100号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（板垣正男君） 議案第100号につきましての総務委員会の審査結果について、御報告いたします。

これは、日野市職員の退職手当の現行支給率68カ月を62.7カ月に引き下げるというものでございます。

当委員会では、関係部長の説明を受けた後、質疑に入りました。その改定のねらいは何か、退職金の将来像のモデルはあるか、あるいは、退職手当引き下げに伴う特昇措置が他市の例であるか、といったような質疑が交わされました。

さらに、日野市の給与体系を国並みに是正する考えがあるか、互助会への交付金の増加はどのような理由によって平成3年度以降ふえたか、等々の質疑が行われました。

さらに、互助会への交付金の支給については、違法性の疑いがあるのではないか、いうような指摘もございました。

慎重審議の結果、全会一致、本議案に対して可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほど、お願い申し上げたいと思います。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。沢田研二君。

○1番（沢田研二君） 今、委員長の方から報告があったんですけれども、1点だけ、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

そのときの資料かというふうに思いますが、「退職手当条例の改定にかかわる市職員との合意事項」という資料が配付されておりましたけれども、これは委員会の中で配付された資料ということで、よろしいわけですか。

○議長（黒川重憲君） 総務委員長。

○総務委員長（板垣正男君） これは、たしか条例の提案のあった際に、本会議場で質疑にあったものに基づいて提出されたものでありますが、委員会の審査の際にも、委員会に配られました。

○議長（黒川重憲君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） それでは、この中で、特に今、報告の中では詳細は割愛して触れられなかったんですが、特に1番から5番まであるわけなんです、その中の4番目に、永年勤続特別昇給を行うというのが4番目にございます。それから5番目には、福利厚生事業についても検討、改善、充実を図るという、二つの項目があるんですけれども、特にこの4番目の、永年勤続特別昇給を行うということについては、どの程度の

論議をされたのか。

それから、総合的な労働条例といいたいでしょうか、そういう観点からすれば、福利厚生
の充実というのは、当然、勤労していく上では大事なことで、これはこれで必要な
ことだとは思いますが、ただ、退職条例の改定ということに絡めて福利厚生事
業云々ということになると、一般的な退職条例を引き下げるといいたいでしょうか、改定を
するということとの絡みからすると、何かしっくりしないんですが、その辺の論議は、
どの程度あったんでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 総務委員長。

○総務委員長（板垣正男君） 市職員組合との合意事項の4番目、永年勤続特別昇給を
行うという項目であります。これについての質疑もありました。市側の説明によりま
すと、退職年齢に……退職年度が21年以上の勤続の場合は1号俸を特昇する、というも
のでございます。さらに25年以上の勤続の場合は、退職年度1年前に1号特昇する、こ
ういう内容のものでございます。

さらに、これは、他市の例などがあるか、というような質疑もございまして、この6
月に武蔵野市、府中市で退職金の引き下げを行いましたけれど、その際にも組合側との
合意が、この内容でなされているということを初めといたしまして、日野市の場合もそ
うなんです。この9月、さらに12月等で改定が見込まれている各市で、組合との交渉
の中で、この特昇がいずれも組合との合意の中に含まれている、という説明でございま
した。

自治労の一つの方針として、この退職金の引き下げに伴う交渉項目の中に、セットと
してこの合意事項を含めて市側との交渉に臨んでいるというのが各市の実態だ、こうい
うことでございました。

それから、合意事項の5番目、平成8年までの間に職員の福利厚生の事業について、
検討、改善、充実を図る、ということですが、近年、国や自治省、あるいは東京
都など、自治体職員のライフプランの推進計画について指導を強めてきている、その
内容の充実を具体化するようというので、指導があるそうでございますが、そうし
たものに基づきまして、この5番目の福利厚生の事業についての検討、改善、充実とい
うものが組合との間に協議された、ということではございまして、その内容の一つとして、
リフレッシュ事業、職員のリフレッシュ事業をもっともっと充実させる必要があるんだ
ということや、高齢職員の健康管理を強化するという、3点目に、職員会館の建設
を行ってほしい、というようなことなどがあるそうです。そして4番目に、退職後の人

材活用を進めてほしいということなどが、内容としてあるそうでございますが、これは
平成8年までの期間、組合との協議を今後さらに詰めるという形になっているそうで
ございまして、まだ具体化には至っていないということでございました。

大体、あらましそのような質疑と説明がございました。

○議長（黒川重憲君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） ありがとうございます。

まだ、永年勤続特別昇給でございますけれども、いろんな意味を含めて、労働条件を
確保するということについては、何ら問題はないわけですが、ただ、ここで改定
をしている目的というのが、国並みの退職金ということを目的にしてやられているわけ
です。そういたしますと、こういうような扱いが他市においても行われつつある、ある
いは、中にはもう行っているところもあるということではあるんですけれども、その一
般市民から見ますと、例えば一般民間企業であっても、勤続何十年かの累積の中で、例
えば成績優秀者であれば、退職金の中で調整してプラスアルファするという、そういう
制度はあるんですけれども、ここでは、内容をよくまだわかりませんが、一律に
勤続何年なら1号俸をプラスするというふうに受けとめられるわけなんです。果たし
てそういうのは過去において、国鉄が退職金といいたいでしょうか、そういうもので年金の
ときにそれをやって大変大きな問題を引きずってきているということは、つい何年前
の段階でも大きな社会問題になってきている経過もあるわけですし、そういったことは、
国でもそれに類したことがされているのかどうか。表面的な62.7カ月という形ではあ
っても、国もそういうことに類した形でプラスアルファというのが現実に行われている
のかどうか。その辺は、委員長というよりはむしろ総務部長になるんでしょうか、もしお
わかりになれば、お聞かせいただきたいと思います。

5番目の福利厚生に関係してなんですが、先ほど申し上げたように、いろんな意味で
の労働条件の改善ということ事態は何ら問題ないわけでは、ぜひ働きがいという観点
からすれば、そういうことを大いに話し合いをして、行っていただいて結構かと思うん
ですが、ただ、やはり退職金の条例改定という中で、あえてこれを持ち込めますと、
退職金を国並みに改定した、その資金の中でこういうことをやるんだといわんばかりの
取り引きになっちゃいますので、これも市民側からすると非常に不信感を抱く内容にな
りかねないわけなんです。この2点について、総務委員長ではなくて、市の方のしか
るべき担当者から回答いただければありがたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 総務委員長。

○総務委員長（板垣正男君）　ただいま質問ありました件につきまして、質疑が若干ありましたので、市の担当者から答える前に、委員会の審査で触れた点についてお答えしておきたいと思います。

この5番目の福利厚生の実充についての件は、やはり同じような質疑がなされているんです。退職金の引き下げによって浮いた財政をそっくり福利厚生費用に充てるのか、という質疑もありましたが、組合との交渉の中では、市側はそういう説明はしていない、これはあくまで一般的に福利厚生の実充を図るということであって、退職金に減額のその財源を、同じ額そっくり充てるという意味では決してない、という説明がございました。

それから、特昇の問題についてでありますけれど、これは退職金の支給率68カ月から62.7カ月に引き下げるということは、これは職員にとっては大きな支給でのマイナスになるわけです。ですから、その経過措置もとられておりますけれど、一種の激減緩和というような意味で特昇を取り入れている、ということでもございました。それから、これはあくまでも自治労の一つの方針として、日野市だけではなくて、各市の交渉の中で、引き下げを合意するかわりといいたしましょうか、その引き下げを合意することと同じように、特昇を市側との、東京側との合意事項にしているということで、日野市としてもこれをのんで特昇というものも考えていかなきゃいけないんじゃないか、ということの判断に立つものだということでもございました。

なお、国がこの特昇制度があるかどうかということについては、委員会でも質疑がございましたので、総務部長から答弁させてもらうようにしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　砂川助役。

○助役（砂川雄一君）　お答えをいたします。

特別昇給措置につきまして、特に国として特別昇給制度があるかどうかということですが、国には、特別昇給制度というのがございまして、これは運用されておりますが、定年による退職時の特別昇給というのもございます。詳しい内容は、今、私、御説明できませんが、制度としてはございます。

福利厚生事業についての御質問もございましたけれども、今、総務委員長の方からも審議の内容が御説明ございましたけれども、これは調定の際も質疑があったわけですが、人事院あるいは東京都の人事委員会の給与に関する勧告の中でも、職員の福利厚生事業の実充ということについては、今までもずっと指摘がされてきていました。ですから、そういう意味では、職員の労働条件、生活条件にかかわる問題として、この

福利厚生の問題が取り上げられている。自治省の方でも、平成3年に地方公務員にかかわるライフプラン推進計画策定についてということで、地方公共団体が積極的にそうした職員の福利厚生事業に取り組むように、それぞれ計画を立てて実行しなさい、ということでの通達も出ているわけでございます。

したがいまして、確かに広い意味で職員の勤務条件とか生活条件に、この福利厚生事業はかかわっているわけですから、そういう意味で、退職手当も含めまして、全体としての職員の生活条件にはかかわってくるわけでございますが、直接それじゃ、例えば退職手当の引き下げに伴いまして、それで浮いた財源を直接そこにすべて投入をするという問題じゃございませんで、少なくとも福利厚生事業の場合には、1年目、2年目ですぐに何かある一定の金額になって職員にはね返るというよりも、20年、30年という長いスパンで、全体としての職員の勤務条件なり生活条件なり、その福利厚生面でも充実を図っていくということが、一つとのねらいでございまして、そうした意味で、大きくはそういう意味で退職手当問題、あるいは給与の問題を含めて、福利厚生の問題も、職員のそういう勤務条件、生活条件にかかわってくるという理解でございまして、組合の方としては、今までもそうでございますけれども、そのときどきの労使間のいろんな協議事項の中で、直接かかわる問題についてのもちろん合意事項もございまして、それと並行して、日常要求としていろいろ出されてきている問題についても、そういう機会にあわせて、例えば今後改善方について継続して協議をしていこう、というようなことで常に出されてくる問題もございまして、今回の場合は特に福利厚生の問題がそういう意味で一つの課題となって、ただ、これについては十分に煮詰めるまだ時間的余裕がないので、大筋として改善をするという方向については確認をした、こういうことでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　ありがとうございました。

福利厚生、いろいろ絡めて改善をしていくということは、これは大事なことです。それはそれで進めていいと思うんですが、ただ、こういう退職金の月数を引き下げるという状況の中で、こういうものを表へ出してきますと、非常に誤解を招く可能性もあるんじゃないかという気も、そういった意味で指摘もさせていただきました。

4番目の件なんです。先ほど総務委員長の方が、激減緩和策の一つとして21年、25年でのこういう扱いだというような、ちょっと意味で、受けとめたんですが、それはそ

ういう答弁があつてのことだとは思いますが、ソフトランディングするためにこういう措置をとるといふことは、逆に言えば、どっかの時点で、では戻すのかということになっていきますので、果たしてそういう意味合いを本当に持っているのかという疑問は残ります。

ただ、今の助役からの説明を聞きますと、国も似たりよつたりのそういう扱いもしているんだ、というようなことでの答弁がありますので、これについては、今、いろんな市議会がこの問題について取り組みをしているところでございますので、またそちらの方も様子見をしたいとは思いますが、最後、これは一言だけで結構なんです、大体どこの市も同じような扱いのもとにこの条例が改定されている、ということで理解をしていいのかどうか。それだけ、最後に回答いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 総務委員長。

○総務委員長（板垣正男君） 市側の答弁は、そのようなことであります。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 私が本条例改正案が提案されましたときに、日野市職員互助会の事業の中で、退職手当の是正され、目減りする分については、補てんをする約束がされているのではないかと、ということで指摘をいたしました。市長は、絶対そんなことはない、という発言をしたわけですが、委員会の中でもやりとりがあったということでありますので、委員会の審議の結果を今、委員長からお聞きして、大体私自身、整理をして、理解をしたところで。

しかし、この職員組合との合意事項という、この文書については、果たしてこれが本物なのかどうかということ、私ちょっとここで聞きたいんです。お互いの代表する人の署名、捺印がない。だれがつくった文書か、さっぱりわからない。普通、合意というのは、合意した人同士が名前を書いて判を押す、これが普通の合意の書類だというふうに思うんです。そういう書類があるんじゃないかと思いますが、委員長はそういうふうにお考えになりませんか。

○議長（黒川重憲君） 総務委員長。

○総務委員長（板垣正男君） 委員会での質疑は、そういうことはありませんでした。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） では、委員長はうかつにもそういうことにお気づきにならなかったようですが、私は、議会に資料として配付をされた文書、しかも退職手当についての合意事項ということでありますので、双方が何らかの形で日付を入れて、名前を書いて、

職員組合委員長だれそれ、助役になるのか市長になるのかわかりませんが、そういうものをつくるのが普通じゃないかと思うんですが、そういう文書は存在しないんですか。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） この前、上程の際にも質問があつて、それで「まだ合意文書はできていません、ただ合意の内容については資料としてお渡しできます」ということで差し上げたのが、この合意事項という資料でございます。

この件については、そういう形で、今、御質問がございましたような形での合意文書はつくられておりません、まだ。ただ、これはいずれつくらなければならないと思っておりますが、ただ、組合との交渉事項の中では、今までもそうですが、必ず、例えば合意をしたという場合に、すべてについて合意文書ができているとは限らないんです。今までも、文書の形にしていらないものもございます。ただ、本件については、私どもとしては（「それじゃ、やみ取り引きというんだよ」と呼ぶ者あり）合意の形での文書は作成をしたいというふうに考えておりますが、現在のところではまだできておりません。

というのは、これについての折衝の話し合いにかなり時間がかかりまして、9月10日ぐらいまでかかっておりました。それからずっと議会に入っておりますので、その後、組合とこの問題についての接触をしておりませんので、まだそういう形で、今御指摘いただいたような形での合意文書に至っていない、ということです。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） それじゃ、この条例は本来、継続審査にすべきだったと私は思います。率だけはとりあえず国並みに是正をするということで、これだけ通つてしまえば、後の対応ということは、これからお互いがじっくり考えて、お互い不利にならないようにやっつけようということが、十分考えられますね。

日野市職員互助会の一番偉い方、責任者はどなたですか。委員長、御存じだったらお答えください。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答えいたします。

互助会の会長は、砂川助役でございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 砂川会長にお聞きをいたしますが、職員互助会の福利厚生事業の中に、厚生事業それから共済給付事業というのがありますね。その中で、平成4年度の退職餞別金ということで、金額は1万円から15万円ということで、勤続年数に応じて

出されることになっております。この金額は、平成4年度、予算書にそうになっているんですから、変わらないというふうに理解をしていいですね。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） 平成4年度については、変わりません。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） それでは、私は、今、沢田議員の方からも幾つかの疑問点が指摘されたわけですが、委員会の中でやりとりがあったことで、結論が出たこととですから、ここでひとつはっきりさせておきたいことだけを、記録の中にきちんと記しておきたいと思うんですが、平成8年度までの間に退職手当の支給月数が削減されて、その目減りした分については、職員互助会の給付事業の中で補てんはしないんですね、この点どうですか。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） 今、御質問をいただきましたような趣旨で、直接的な補てんということはございません。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 間接的な補てんを考えているんですか。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） 福利厚生事業というのが、大きな意味では、先ほどもちょっと御説明申し上げたように、職員の勤労条件や生活条件にかかわってくるものでございますから、ですから長いスパンで、20年とか30年とかいう期間で考えましたときには、全体としてはそういう条件の改善には役立っていくという形で、福利厚生事業については位置づけて我々も考えています。

例えば、国の人事院だとか東京都の人事委員会が、例えば給与の問題に関して勧告をする際に、あわせて福利厚生事業の充実ということも勧告したり、あるいは報告をしたりしているわけでございますが、そういう意味では、大きな意味で、そういった条件の改善には役立っているというふうには理解をしてもらいたい。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 私は、ですからこの現在の支給金額の退職手当については、実質的な引き下げはないということが前提になって、この支給率の見直しが行われたというふうに受けとめるんです。そうじゃないというふうにおっしゃりたいようなんですけれど、しかし、いろんな言い回しを使って、この合意事項の5番目が絶大な威力を今後

発揮することが、直接は支給しないとか、そういうことばかり私は裏返して読めば、そういうことに聞こえるわけです。

この合意文書というものは、今後、お互い詰めて、署名、捺印するんですか。その点、その時点でどういうものになるのか、私、注目したいと思うんです。合意文書を、本来であれば、この退職手当条例を提出するに当たって「きちんとお互い、こういう約束をしました」ということを添えて、資料として出すべきだと思うんです。これ、だれかがつくった、何かメモ紙とも言えるし、気まぐれにワープロで打ったら、こういうものは、すぐだれだってつくれるわけですよ。市長、どうぞお答えください。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） ただいま砂川助役が議会に御答弁申し上げておるとおりの内容の範囲で締結をする、ということになるわけであります。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） ということは、組合の文書を見ますと、現在の退職手当の支給の水準は最低限確保する、というふうに書いてありますよね。率は下がっても、何かほかに仕掛けがあるということですよ。これはもう来年になってみれば、大体わかってくる。ですから本来であれば、議会はこれを継続審査にするのが、私は、議会として賢明だったんじゃないかなという気が、今はいたします。別にこれ、今引き下げにしないで、今ここで可決しないで、これがもし行くとすれば、来年は支給割合はむしろ今より高いわけですから、職員の皆さんの方が得するわけです。何も急いでやる必要はない。ちゃんと合意ができてやって、もし長引けば退職する人は一向に被害を被らないわけです。実害はない。なぜ急いだんだ。

退職金を日野市も、これから向こう3年間の経過措置をとって、平成8年度には国並みに是正しますよという、そのポーズが欲しかったわけでしょう。ポーズをとりたかったわけでしょう。

今回の互助会の財源を見ても、会費は大体2,250万、給料の1,000分の4ということに決められております。市の交付金は平成3年度からどんと上がった、ということをお願いしました。平成4年度は7,224万円、すごい金額がここで市から出されるわけです。このバランスが崩れてきている。この点の見直しも同時に行うというようなことも、おっしゃっていましたがね。会費の見直しも検討する、というようなことをおっしゃっていたんですが、それは合意事項の中に全然出てきませんね。そこまでは互助会のことだから触れない、ということかも知れませんが、互助会というものがトンネル会

社に使われることがあっちゃ、いけないんです。先ほどの質問にもありましたように、表面上は是正をしたということになるけれども、実際は組合の文書を、市職ニュースを読むと「最低限は確保をする」と書いてあるんです。この点のからくりが何かあるんじゃないかというふうに、議会とすれば、別に疑うわけじゃありませんけれど、考えて慎重に審議することが、やはり求められていると思うんです。

もう一度、もうお聞きしませんけれど、互助会を通して給付をされる退職餞別金は、今後、平成4年度はそれでは増額されるんですか。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） 平成4年度については、変えません。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 私は、平成4年度は変えないという答弁は聞いたんです、先ほど。平成4年度以降、これはどうですか。会長。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） 先ほどから申し上げておりますように、福利厚生事業の改善について今後検討していこうということで、大筋の合意をしているわけです。その中には、先ほど総務部長の方からも報告がありましたように、幾つかの項目が、そのテーブルにのっております。例えば、退職前後の職員の健康管理に関する問題であるとか、あるいは、特に組合の方が一つ重点にしておりますリフレッシュ事業に関する問題であるとか、あるいは、職員会館と申しますか、職員の厚生会館の計画化の問題だとか、あるいは定年退職後の人材活用に関する問題だとか、あるいはその他の継続事業の改善に関する問題だとか、そういったような問題が協議の中でテーブルにはのりました。ただ、いずれにしろ、これらについては、全体として改善の方向に向かって今後、協議をしていこう。協議をするについて、今までもいろいろ労使間ではいろんな形で、ではこの問題については今後協議する、という形での合意をした場合でも、なかなか期限を切らないと協議が進まないというようなこともあるので、一応この減額措置が終了する平成8年度をめどにして、そういった問題についての煮詰めをやっていこう、こういう大筋の合意をしたということでございますので、そういった中で、我々としても今後、必要な検討はしていきたいというふうに考えているわけです。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 私は、総務委員会で全員の皆さんが、最終的には、いろいろ議論をなされた後に可決すべきものというふうに決したということでありますので、その

意向を尊重したいというふうに思います。

ただ、見せかけだけの是正ということであれば、最初からやらない方がいい。堂々と、日野はこのまま行くだということでやった方が、よっぽど森田市長らしいんですよ。

退職餞別金の金額、あるいは職員研修旅行に対する補助金、これも2万円出ているんです、1人当たり全員に。この事業が退職手当の削減を受けて、さまざまな名目で、ここで急に膨らんできている。こういう現金の給付を伴うものが、ある面では給与的な性格を持っているわけです。だから直接やらないといっても、互助会を通せば、間接的にやったんだから直接じゃないということで、幾らでも申し開きができる。そういう懸念を私は持つわけです。会費の見直し、それからそういったごまかし、見せかけだけの是正というようなことにならないよう、十分に私たち議会も見守っていきたいと思いますし、互助会の本来の目的も、そんななにか姑息なことを、せこいことをやるのが事業の目的であっちゃいけないわけです。そういうことをひとつ指摘をしておきたいと思えます。

なお、合意事項については、だれが合意したかもわからない文書で、ああ、こんなものが合意されたのかという、思う方がどちらかといえば人がいいんです。よすぎる。だれが一体合意をしたのか、当事者の名前もなければ印も押してない。これで合意しました。しかも今後平成8年までの間に、お互い話し合って検討、改善をしていきます。全くまあ、ふざけているというか、議会も良識的というか、私からすれば若干不満が残るところですが、砂川会長がしっかりやるということですから、私に対してうそをついていないでしょう、どうですか。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） 答弁したとおりでございます。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第100号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第93号、平成4年度日野市一般会計補正予算（第2号）の件を議題とい

たします。

本件については4常任委員会に分割付託いたしましてしておりますので、順次審査報告をお願いします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（板垣正男君） 総務委員会に付託されました歳入全般、歳出のうち総務費、諸支出金、第2表、債務負担行為補正についての審査結果について御報告いたしたいと思います。

歳入全般、8億680万6,000円の補正額であります。歳出のうちの総務費、9,574万4,000円の補正であります。諸支出金は、1億4,846万円の補正であります。債務負担行為は、駒形公園築堤護岸工事委託、限度額が7,500万円でございます。

特別地域賃貸住宅家賃収入に関連いたしまして、今後このような住宅の建設等については、財政負担の裏づけなども考慮し、今後、計画的な設置を見通すべきではないか、というような質疑がございました。

慎重審査の結果、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に、文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長 登壇〕

○文教委員長（天野輝男君） 文教委員会に付託されました議案審査報告でございます。

議案第93号、平成4年度日野市一般会計補正予算第2号、歳出のうち教育費について担当部長より説明を受け、慎重審査の結果、全会一致、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。小川友一君。

○7番（小川友一君） 文教委員会に付託されました教育費の中の林間施設費、大成荘経費の件に関して、十分な審議をなされたとは思いますが、二、三点、質問をさせていただきますと思います。

先般の議会で、大成荘の改築工事ということで、12億8,235万円、工期が平成3年6月29日から平成5年3月31日までという形で、オリエンタル建設株式会社が工事を請け

負って進捗しているということであります。

今回のこの補正を見まして、大成荘の経費、3,145万5,000円、その中で、ほとんど管理の運営委託料が3,110万7,000円ということで計上されているんですけども、もう1点、この大成荘の落成式の式典の経費が、また補正で出ているわけですけども、一般的に、こういうふうな事業は多少おくれることはあっても、工期からいったら随分早いわけですけども、早くできたことに関しては、これは結構なことだと思うんですけども、そこで何点か質問をしたいと思うんです。

当然、今回、補正を出してきたということであれば、12月議会、まあ今の9月議会で出されたわけですから、当然この大成荘の落成式典はことしいばい、12月議会の前ぐらいには落成式をするのではないかなと思うんです。もし来年度であれば、12月の補正でもいいわけですから、ということになると、この落成式の日時はいつごろ計画されているのか。これ、経費を計上しているわけですから、当然、計画があると思うんです。

また、大成荘のオープンは、今、こういうふうな管理運営で補正が出てきたということは、もうある程度の近い将来、オープンがなされると思うんです。その時期は大体いつごろなのか。

それから三つ目に、この大成荘の管理はどこがやるのか。どういうふうな形ですのか。もし、ある程度の業者が選定されているとすれば、委託業者の決定はいつごろ行うのか。

以上、5点、そういうふうな質問がありましたでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 文教委員長。

○文教委員長（小川友一君） この質問に対しては、私も大成荘の条例の中で多少出てまいりまして、時間がなくなりまして、一般会計で補正での委員会で、この部分について、余り討議されませんものでしたから、この部分については担当部長の方から説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） お答え申し上げます。

まず、工期の件でございますが、平成5年3月31日となっておりますが、非常に天候等にも恵まれまして、工期が早まって12月末を目途に完成の見込みというふうなことを、建設部の方から聞きました。それに従いまして、冬のスキーの期間に何とか市民の利用に供したい、このように考えまして、1月に入りまして備品の搬入等終了次第、オープンをいたしたい、このように考えております。したがって、歳入でも見積もってご

ございますとおり、1月20日オープンというようなことで歳入を見込んだ次第でございます。

大成荘の管理でございますが、条例の提案のときにも御説明申し上げましたとおり、企業公社に管理を委託するわけでございますが、さらに企業公社の方では、直接管理をする会社を選定するわけでございます。これにつきましては、企業公社の方をお願いするわけでございまして、この条例あるいは予算が可決されました次第、企業公社の方にそのような手続をお願いしたい、このように考えております。

式典につきましては、1月20日オープンというようなことで考えておりますので、社会教育部の方では、1月15日、成人の日の行事がございまして、その成人の日の行事が終わった後、20日までの間にできればというふうなことで設定したいというふうに、今、準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 今、説明をいただいたわけですが、私、工事が早くできて、よりよいものができて、市民が喜んでそういうふうな施設を使っていただくことは、これは結構なことだと思うんです。公共施設をつくることに対しては、結構積極的に市長は進めるんですけれども、施設そのものの管理運営の面を、総体的に目的を持って今まで取り組んでいないように私は思うんです。

関連して、昨年7月20日に日野山荘がオープンしました。もう、かれこれ1年がたつわけですが、今、現状、日野山荘がどういうふうな状況かということで、何点か、ちょっと質問したいと思うんです。当然この日野山荘の管理委託も、今これからオープンしようとしている大成荘と同じ企業公社に委託する、というふうに話だったんです。日野山荘も企業公社が委託して管理運営に当たっている。とすれば、この企業公社に管理委託をしている内容は、どういうふうなものを委託しているのか。大成荘ではなくて、今オープンしている日野山荘の件です。現状で、今現在の日野山荘の管理上に問題点があることをわかっているのか、問題点はないというふうなお考えなのか。問題点があるとすれば、お聞かせ願いたい。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 企業公社に委託してありまして、まず料金の取り扱い等につきましては、企業公社の職員が現地に派遣されてございます。それ以外の宿泊に

かかる全般のことにつきましては、企業公社が業者の方にまたさらに委託をしている、というのが現状でございます。

それで、問題点ということでございますが、以前、御指摘もあったケースでございますが、委託を受けました業者の宿泊が、非常に施設がそういうものがないというようなことで、狭いところにいるというような問題があって、業者の従業員の定着が問題点がある、というようなことがございました。

今回、この8月に現地に、近くに元山荘といいますか、そういうものに使っていたものを、今回、企業公社の方でお借りしまして、6室ほどついているものを借りまして、そこに従業員が移って生活できるようにというふうなことで、その問題点の解消が図られたところでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） もう少し、部長であつたら現状を把握して答弁していただきたいところです。

もう私は、具体的にはよくわかりませんが、いろいろ関係したり、そこに泊まった方とか、いろんな方からいろんな問題点を提起されているわけですが、基本的には、今、部長の方から答弁いただいたとおり、企業公社がピンはねしてほかの業者に委託しているわけだよな、早い話が。要するに、市民サービスを十分に考えた中でやっているかどうかということは、自分たちが管理はしていないわけですから、料金を集めに行くだけだから、わからないんです。

1点、何百万かけて、要するに今、新しいメディアの宿泊名簿の管理をする機械を設置してある。それを使いこなせる人がいない。それが、なにかほっばらかしというのか、使えない状況になっている。宿泊した人が、自分で布団を出したり入れたりして、たまには布団がなかったりすることがあるらしいんだね。私、管理人に聞いたら、こんなことを言っている。「人がいないから余りサービスができないんですよ」こういうふうなことを言っているらしいんです。これはやっぱし、幾ら施設をつくったとしても、以後の管理運営をしっかりとできないようじゃ、これ、しょうがないと思うんです。

それで、今度の大成荘ですよ。普通、来年の3月31日までの工期のものを、またその企業公社に委託するというんでしょう。これ、できるんですか、こんな状況で。要するに、日野山荘がもう1年たって、そんな状況なわけです。私は、この日野山荘のオープンだって、やっぱし問題点があったんでないかと思うんです、その管理運営上で。もう

少ししっかりした、財政負担をどうするのか、管理をどうするのかということをはっきりして、これはオープンするのが当然なことだと思うんです、そういうような施設。

私が今述べたような、日野山荘の件で、部長は私のことが間違っているというのがあったら、言っていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 今までの運営の中で、布団の敷かなかった件、そういうようなことを私たちも直接伺ってしまして、向こうの常務とか、そういう方々を呼んで、そのことについての指摘、こういうことをやっていないという実情であるのでやるように、というようにことを企業公社を通して、お話しした件がございます。御指摘の部分で、そういう点では、議員さんがおっしゃっていると同じに思っております。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） そういうふうなことは耳にしているんじゃないかと思うんです。それで、今回、この補正が出された大成荘の委託料、それから式典、私は、もう少ししっかりして管理運営上どうするのかと、もう少ししっかりした中でオープンすべきだと思うんです。何でこれ急ぐんですか、そんなに。何で急ぐのか、わかんないんだね。市長選なんて声も出ていますけれど、オープンした後の財政負担がどうなのか、経費がどうなのか、管理をどうしていくのか、要するに委託が企業公社であったら、企業公社の先がどこがやるのか。

日野山荘の部分で、また戻って申しわけないんですが、日野山荘で、企業公社へ市が出資して、企業公社は委託会社へのどのぐらい支払っているんですか。管理運営上、十分なお金を与えているのであれば、これはいけないね、業者が。多分、十分な支出がされていないんだと思うんです。企業公社がいっぱい取っちゃって、本当の委託業者にしっかりした支出がされていないんじゃないですか。その変、金額、わかっていますか。

○議長（黒川重憲君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） お答えいたします。

企業公社に対しては、私ども生活課の方から委託料を支払っているんですが、今、金額はちょっとここで持ちがなくて、正確につかめませんが、業者からの見積もり、そういうものを企業公社で徴しまして、そしてそれによりまして企業公社でその契約をしている、というふうに伺っているところでございます。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） はっきりした金額がわからないということであれば、後日、文

書で結構ですが、出していただきたい。

それで、今回の大成荘のオープンに対して、今、市長、私と部長とのやりとりの中で、今現在、日野山荘ですら、そんな状態なんだ、1年もたつて。これからオープンするのに、1月20日ですか、どうやって管理運営上のことをやっていくんですか。どういうふうになっているか、市長、ちょっと説明してください。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） それぞれの主幹部長がお答えをしておりであります。また、御指摘をいただいております点でも、つまり適切を欠くという部分があるとすれば、それらをより機能的に正確にして、経営に十分、また市民サービスに支障のない、そういう状況をつくり出すために必要な措置はとらなきゃならないと思っております。大体、やれるという見通しで取り組んでおるといふふうに聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 市長、とてもいい答弁をしてくれど、私は公共施設だけじゃなくて、いろんな事業が市長は単発的なんだ、やり方が。これをやっちゃった後はわからない。後はしっかり計画がない。それで皆さん、市民の人がやってるからといえば「ああ長い間とてもよくやっているな」というけれど、内容は全然ないんだね。

私は、こういうふうな公共施設の管理運営というものは、施設をつくる時よりも大事だと思うんです。施設をつくった後にどのような財政負担があるのか、どういうふうに運営していくのかというのは、重要なことなんです。つくって、市民が使わない施設をつくったって何もならない。市民が喜んで使ってもらえる施設をつくるためには、以後の管理運営が一番大切なんです。

そういった意味から、日野山荘のオープンも多少は時期が早かったかもしれない。これから、こういうふうな施設は、市長、ゆっくりと何カ月かたって、以後の管理運営をどういうふうな業者に、どういうふうに委託していくのか、企業公社が直接行ってやるならいいけれども、何をやってるかわからないわけですから、その辺を十分留意して、これからのこういうふうな施設の管理運営を心がけていただきたい。これをお願いしたい。

私はこの問題だけじゃなくて、全体の、要するに行政の施設、公共施設の管理運営の件を、次の12月議会で一般質問をしたいと思っておりますので、関連でやっていきますので、十分留意していただきたい。

どうもありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に、厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第93号、平成4年度日野市一般会計補正予算（第2号）、歳出のうち、民生費、衛生費、消防費についてであります。順次、御報告申し上げます。

まず、民生費でございますけれども、社会福祉と児童福祉に2,944万6,000円が計上されました。

主な質疑としましては、福祉を語る女性の集い全国集会、今回、補正が組まれたんですが、今後、当初予算を組んでもらえるのか、という質問に対して「来年度から組みます」という答弁がございました。

次に、日野台一丁目地区広場の用地購入費、幾らだったのか。「5億8,000万円、1,406平米」という答弁がございました。

3番目が、児童館の4週8休制に伴い、雇用する臨時職員の手当等是他市と比べてどうなのか、という質問に対して「遜色はない」このような答弁でございました。

特に意見はございませんでした。

次に、衛生費でございます。衛生費は、清掃費に2,666万3,000円が計上されまして、主な質疑としましては、ごみ減量を全体的にどう考えているのかということがございまして、これに対して答弁としては「目標数値を掲げるのは簡単であるけれども、現状のごみの出され方を見ると課題が多い。大変難しい問題である。すなわち、ごみというのは、つくる、売る、買うというプロセスを経て出される。その後始末はすべて自治体が行わなければならない。処理能力にも限界があって非常に難しい。事業所に処理をお願いするとか、あるいは法的に何か規制を設けるとか、さらには組織体制の整備をするとか、こういったことが考えられるけれども、早急にこれらの点に検討を加えていきます」という答弁がございました。

次に、空き缶プレス機、今回、700万ばかり出して購入するんですけども、このねらいはどこにあるのか。これに対しては「ごみは分類すればするほど資源になる。今、分類されていないスチールを資源化しようということである。また、処理場へ持ってい

くごみを減らすためでもある」という答弁がございました。

意見としましては、本格的な資源確保の時代、それにふさわしい体制づくりを進めてほしい、さらに、全体のごみ減量について具体的な手だて、考え方が見えない、ペースはわかるけれども、全く迫力がない、それと、予算を有効に使うためにはもっとしっかりしたルートづくりを考えていただきたい、また、急いでつくるべきである、こういう意見がございました。

消防費につきましては、1,626万円が計上されましたけれども、特に質疑、意見はございませんでした。

以上、慎重審議の結果、議案第93号は全会一致、可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願いします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　1点だけ伺います、ごく簡単に。

この本会議場の説明のときに、クリーンセンターの厚生ホールの解体の関係で1,691万とったところ、729万5,000円増額。これについては、PCパイルの引き抜きだという説明がありました。この点については、何らの説明もございませんでしたが、委員会の中で、特段に質疑、その他なかったのかどうか、この点について伺います。

○議長（黒川重憲君）　厚生委員長。

○21番（奥住日出男君）　若干やりとりがありましたけれども、環境部長の方に詳しく答えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　お答えいたします。

本会議場でも、この点については御質問が出まして、お答えいたしました。そのことにつきまして、同じような御説明を委員会でもさせていただきました。重ねていたしますと、1,691万円の当初予算に対しまして、729万5,000円ということで、2,420万5,000円になります。これにつきましては、当初、パイルの引き抜きにつきまして、当初の予算では算定の基礎に入れませんでしたが、流域下水道の方と協議いたしましたところ、第3次処理施設をつくるという予定が将来あるので、抜いてほしいというような回答がございまして、ここで補正をお願いし、抜いているものでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　異論を唱えるわけではありませんけれども、ホールの解体のとき

にそういったパイルそのものというのは、当然、打ち込まれたことは承知をしていたと思うんです。後からわかったということじゃなくて、もともと発想とすれば、上だけを壊して、そのまま更地になった状態で向こうへ引き渡す。たまたま協議をしたから、その問題が出てきた。ここに大きな問題点があると思うんです。黙ってやっていれば、そのまま更地にした状態で、729万5,000円出さなくてよかった。

もし、協議でもするとすれば、こんなものは最初から協議して、パイルがあったものはわかっているわけですから、最初の段階でどうなんだという交渉があっただけでいい。あくまでこの解体工事だけを見た最初の段階の予算設定のまずさ、こういうふうに思われます。委員会あたりでは、そこら辺を若干、ついてもらえたのかという感じで質問しました。

以上で終わります。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に、建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　議案第93号、一般会計補正予算第2号の建設委員会に付託されました歳出のうちの農業費、商工費、土木費について審査報告を申し上げます。

提案された農業費の補正は、22万4,000円の減額であります。3目、農業振興費の中の四つ目の経費として、振興対策経費というのがありますが、この中の地域米消費拡大対策事業補助金、当初予算80万円が、28%削減の都方針に従って、22万4,000円の減額というものであります。

次に、商工費の補正は、2,669万4,000円であります。2目の商工振興費の中の商工業助成経費が増額補正されています。修繕費と消耗品費の需用費と、折りたたみテーブルの備品購入費は、いずれも多摩平中央商店街のリサイクルショップに関するものであり、ふやす店舗の修繕費用とイベント用に必要なものの購入費用であります。

商工業助成経費の補正のうちの2,585万5,000円は、商店街活性化推進事業補助金であります。これは日野台商店会のシンボルタワー2基と、街路灯38基に対するものであります。

土木費の補正は、全体で4億1,084万9,000円であります。道路橋梁費、河川費、都市計画費、住宅費の四つの項にわたって、それぞれ補正が提案されています。道路橋梁費

の項は、橋梁維持経費としての工事請負費、万願寺歩道橋高欄樹脂板設置工事360万円があります。これは安全対策として、アクリル板を補てんするものです。

河川費の項では、河川維持管理経費の南平用水10号水路整備測量委託料100万円があり、これは流れが悪い現状を改善するための調査を行うものだ、という説明がありました。

都市計画費の項では、下水道事業特別会計繰出金3億1,235万9,000円のほかに、公園整備経費として、委託料と工事請負費で3件が示されています。駒形公園築堤護岸工事、ハイキングコース南平口連絡路整備工事、立日橋通り緑地整備工事で、それぞれ図面が配付され、その位置が説明されています。

住宅費の項は、日野市借上公共賃貸住宅経費で、市民住宅「柏荘」の借上料が計上されています。単価12万1,000円を18戸、5ヵ月分で、1,089万円であります。

以上の提案説明に対し、質疑、意見が、多摩平リサイクルショップ関係に集中いたしました。とりわけ11月29日に沼津市から卸し業者がここにやってきて、沼津の海産物を産地直送の形式で提供するという商店街活性化を目的としたイベントを開くということに関心が寄せられました。

このイベントは心配ないのか、余ったものはどうするのか、保健所の許可はどうなのか、経営主体はどこなのか、イベントはほかに考えてないのか、などの質疑がなされ、これに対し「腐敗等の心配はない。地元の保健所に伺うことにしたい。経営主体は先方であるが、主催は市である。まず手始めとして11月29日実施したい。その状況を見て進めたいが、その後、月1回ぐらいいを期待している」というような答弁がなされました。

このことに対する意見として、役所のやることにしてはさうだ、やるべきことをやって保健所の許可を受けるべきだ、産直の必要に疑問を持つ、商店街の活性化は商店自身の問題なので、市がこのようにやることに疑問だ、このようなイベントの実施の検討には、商店会会長も参加させるべきだ、効果は薄いと思う、実施に当たっては保健所に相談することだ、万全を尽くして執行してほしい、だめならやめることだ、安全面にくれぐれも気をつけてほしい、などがありました。このほか、商店街繁栄が目的なのだが、そのリサイクルセンターは大繁盛したというのが、実態はどうなのか、の質疑には「商店の客はふえている」という答えがなされています。

また、当初予算の見積りもののやり方についての質疑があり、これについては「店舗の2階部分を除いて2,060円、3,090円の2種類で借りることができたので間に合った」と

いう答弁がありました。

リサイクルショップ以外のものとして、万願寺歩道橋補てんについて、アクリル板での危険はないのか、の質疑がありました。これに対して「アクリル板は加工されたもので10年ぐらいいはもつものであり、縦型に設置するので大丈夫だ」という答えがありました。

以上、長時間をかけての審議を経て、採決の結果、全会一致、補正予算第2号、農業費、商工費、土木費は原案どおり可決と決した次第であります。御審議をお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第93号、平成4年度日野市一般会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第91号、日野市立教育センター設置条例の制定の件を議題といたします。

委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第92号、日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例の制定の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長 登壇〕

○文教委員長（天野輝男君） 議案第92号、日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例の制定について。担当部長より、日野市林間施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正するものと説明があり、第1の目的から13条委員までの説明がありました。

交付の日から起算して6ヵ月を超えない範囲内において教育委員会が規則を定める日から施行する、以上の説明があり、慎重審査の結果、全会一致、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第92号、日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第96号、平成4年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君） 厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第96号、平成4年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。委員会としましては、慎重審議の結果、特に質疑、意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第96号、平成4年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第94号、平成4年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（一ノ瀬 隆君） 議案第94号、平成4年度日野市土地画整理事業特別会計補正予算第1号についての建設委員会の審査報告を申し上げます。

4,000万円の補正であります。

歳入は、国庫補助金と都の補助金で、歳出は豊田南区画整理の建物移転補償料であります。補助対象になったので、その1棟を移転させるものであります。

質疑、意見はなく、全会一致可決と決した次第であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第94号、平成4年度日野市土地画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第95号、平成4年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第101号、平成4年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（一ノ瀬 隆君） 議案第95号と101号、平成4年度日野市下水道事業特別会計補正予算の第1号と第2号は、建設委員会でも一括して審議いたしました。

審査報告を申し上げます。

第1号の補正額は、4億7,006万3,000円であります。歳入の補正は、一般会計繰入金と繰越金のほかに、下水道使用料として528万3,000円が計上されています。これは、浅川処理場11月1日、八王子処理場11月16日供用開始で進められているので、コミブラ2

カ所、740世帯の切りかえができて、使用料が新たに入ってくるというものです。この2カ所とは、日鉦団地と、多摩南が丘であります。

歳出の補正の主なものとしては、水洗化促進経費として、下水道供用開始に伴い、1万5,000世帯の該当者にパンフレットを郵送する郵送料の262万5,000円、水洗便所改造資金を低利であっせんするための資金融資預託金、50万円ずつ17行に預ける850万円が計上されています。万願寺地区160ヘクタールの公共下水道台帳作成業務委託料、2,283万3,000円、1トン38円で計算され、都に支出する流域下水道維持管理負担金3,367万6,000円、12月に多摩平処理場が切りかえられることによる処理場清掃業務委託料が3,140万円、浅川処理区の管渠埋設工事の2億300万円、多摩平処理場関連の下水道償還元金2億1,942万5,000円と、下水道償還利子の6,451万5,000円の減額などが主なものです。

続いて、第2号の補正額は、2億3,330万円であります。8月28日に閣議決定がなされて、9月4日の公共事業の前倒しを行えという都からの指示のもとに組んだ補正であります。地方債補正によつての1億5,650万円の市債と、国庫補助金、都補助金により浅川処理区管渠埋設工事の平成5年度予定である第一武蔵野台、三井台を繰り上げ実施するものであります。

以上の第1号、第2号の補正予算の説明に対して、三つの質疑がありました。

その1は、5億近い補正となっているが、それはなぜなのか、使用開始の時期もわかっていなし、なぜ当初予算に組めなかったのか、これに対しての答弁は「処理場の稼働時期のはっきりしたこの時点で組んだ。市の財政総額の関係もあった」

質疑のその2は、仮設トイレ借上料に関連して、多摩平処理場の取り壊しの道筋は、この答弁としては「ことし12月早々切りかえる。その後、1カ月間、処理水を流す。それから清掃をして年度いっぱいかかるだろう」

質疑のその3は、下水道が完備すると雑排水も流れず、川に水がなくなってしまうがどうするつもりか。答弁は「年間通水を考えなくてはならないし、観光水利権の継続の追求、遊水の調査などを行っていきます」というものでした。

以上の審議を経て採決の結果、95号、101号ともに全会一致可決と決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第95号、平成4年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第101号、平成4年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第98号、日野都市計画事業土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結、議案第99号、町区域の設定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（一ノ瀬 隆君） 議案第98号と第99号の建設委員会の審査報告を申し上げます。

まず、議案第98号、日野都市計画事業土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを報告いたします。

日野市と東京都新都市建設公社との間で締結している土地区画整理事業の業務委託の協定の第2条に、区画整理地区として、西平山地区と東町地区の二つを加えるものであります。西平山地区は12月に事業計画の決定を行うものであり、東町地区は既に9月18日、事業計画の決定がなされていることが説明されました。

質疑、意見なく、全会一致可決と決しましたので御報告いたします。

次に、議案第99号、町区域の設定についてを報告いたします。

大字三沢を中心として83ヘクタールを三沢一丁目から三沢四丁目までとした町名地番整理を行い、平成4年11月24日から施行するというものです。

資料1、三沢地区町名地番整理概要、資料2、三沢地区町名地番整理区域図、資料3、日野市全体の町名地番整理実施区域図、資料4、浅川以南の町割り区域計画図が配付され、審議に供されました。この設定に当たっては、自治会の意見を聞き決定した旨が説明されました。

また、既に議決されている程久保一丁目について、地番整理が完了したことも報告されました。

質疑として、町名地番整理の要件とは何か。その答えは「基本的に日野市全体を順次実施するものである」ということであります。

次に、三沢一丁目から四丁目に入らなかった、残された大字三沢の住民の納得を得たかの問いに対して「そのような自治会の理解を得た」との答えがありました。

また、新しい三沢四丁目、南平一丁目、程久保七、八丁目などに囲まれた残された地域、三井台自治会はどうするのかの問いには「今後、住民の声を主体に話し合いを持ち決めていく」との答えがありました。

以上の審議を経て採決の結果、全会一致、可決と決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第98号、日野都市計画事業土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結、議案第99号、町区域の設定の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後10時12分 休憩

午後11時47分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第83号、平成3年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。一般会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計決算特別委員長 登壇〕

○一般会計決算特別委員長（馬場繁夫君） 平成3年度一般会計決算特別委員会の審査の経過概要と結果について、御報告申し上げます。

本特別委員会での審査は、次のような原則に立って行われました。

第1として、予算に対しての行政効果が十分に上がったのか。

第2として、会計経理の過誤がなかったのか。

第3として、違法的な支出がなかったのか。

第4として、財産の管理状況は適正に行われたか。

以上4点の原則に立ち、審査が行われました。これらの中での指摘事項は、現在進行中の予算執行や、平成5年度予算編成に十分反映させることを期待しております。

まず、9月18日の第1日目としましては、正副委員長を選出後、審査方法及び審査日程を協議し、議案83号、平成3年度日野市一般会計決算の審議に入りました。

初めに、歳入の決算額448億8,595万7,990円の内容説明があり、その後、4名の委員から11件の質疑が行われました。主な質疑は、次のとおりであります。

税の不納欠損について。市営住宅の収入未済分は4年度で収入が見込めるのか、また、衛生手数料の収入未済に対する対応について。生活つなぎ資金の収入未済分に対する対応について。市営住宅手数料と墓地手数料について。

以上が、歳入全般の決議の審査状況であります。

次に、歳出の決算額、441億7,014万7,225円と、翌年度繰越額6億8,942万8,765円を、あわせて審議に入りました。

まず、9月18日には、歳出のうち議会費、総務費、民生費の歳出の内容説明があり、その後、6名の委員から22件の質疑がありました。主な質疑は、次のとおりであります。

朝鮮人学校児童生徒保護者補助金の内容について。市内連絡バス運行補助金について。平成5年度へかけての財政状況及び見通しについて。基本構想懇談会が行われなかった理由について。

以上であります。

民生費の1名の委員の質疑まで終了し、残りの7名の委員は2日目に審議を行うことで、第1日目の審査を終了いたしました。

続いて、9月21日、二日目の審査状況でございますが、一日目の民生費の残りの質疑から入りました。民生費に対しては、一日の質疑を除きまして7名、21件の質疑が行われました。主な質疑は、次のとおりであります。

生活保護者が医者にかかる場合の手続について。新規事業でやり残した事業についての理由について。痴呆性老人の実態について。（仮称）多摩川苑福祉ゾーン関係経費について。青少年育成活動補助金について。老人保健増進事業について。

以上、民生費の主な質疑であります。

次に、衛生費、労働費の質疑に入り、担当部課長に決算内容の説明が行われて、続きまして6名の委員より15件の質疑が出されました。主な質疑は次のとおりであります。

公害対策経費について。日の出町谷戸沢処分場について。可燃ごみ、不燃ごみ収集運搬委託について。再雇用職員の賃金について。パート労働法について。

以上が、衛生費、労働費に対する主な質疑の内容であります。

続きまして、農業費、商工費、土木費、消防費の審議に入りました。まず、各担当部長より決算の内容説明がありまして、これら決算に対しまして6名の委員より13件の質疑がなされました。主な質疑は、次のとおりであります。

学校給食費における地元野菜の使用状況について。商工振興費について。商工会イベント補助について。道路用地購入費について。公園管理費について。

以上が、農業費、商工費、土木費、消防費の主な質疑でございます。

ここまで、二日目の審議を終了いたしまして、続きまして三日目の最終日の審査状況を報告いたします。

最終日には、教育費、公債費、諸支出金、予備費の決算内容の説明を各担当部長より説明を受けました。続いて審議に入りまして、5名の委員より17件の質疑がありました。

主な質疑の内容であります。学校給食のミルクの残が多いと聞きますが、学年集会後などに飲ませるなどの検討をされているか。小・中学校の空き教室の統廃合について。市立幼稚園の経営状況の悪化に対し、市はどのように対応しているのかについて。予備費の充当に対する考え方について。

以上が、三日目に当たる款別の審査状況でありましたが、決算全体に及ぶ総括質疑は6名の委員より9件にわたりまして行われました。主な質疑は次のとおりであります。

金婚式のカップル招待事業について。予備費充当の緊急性について。起震車の運用に関する要綱について。高幡保育園用地の賃借契約について。借上公共賃貸住宅制度について。来年度予算編成について。

以上で、平成3年度一般会計決算特別委員会の審査を終了いたしました。

決算への意見は、今回の本会議場に各会派代表によりまして行うことを決定し、委員会を休憩して審査に入り、議案第83号、平成3年度日野市一般会計決算を賛成多数で原案どおりに認定すべきものと決した次第であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。小川友一君。

○7番（小川友一君） 今、委員長の方から詳細の報告を受けたわけでありまして、教育費の中の学校保健給食費の目の中で、脊柱側彎検診の集団検診の件で、何らかの質疑がなされたかどうか、お伺いしたいと思うんですけど、もし、なされてないとしたら何点か質問したいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 一般会計決算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（馬場繁夫君） ただいまの質問につきましては、委員会の中で特に質疑はございませんでしたので、担当部長の方に説明を求めます。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） それでは、脊柱側彎症の集団検診の件で、何件か質問したいと思うんですけども、よろしいですか。

まず、この検診が、検診を始めるに当たって、どういうふうな経過があって始めたのか。要するに、厚生省の指導とか、学校保健法に基づいた中で始めたのか、その始めた経過と時期をお願いしたい。

もう1点、検診結果で、病名が側彎症ではないかとして認められた児童の人数は、どの程度、過去いらっしゃるのか。

検診対象者に児童全員なのか。要するに、検診をするのは児童全員に、小学校の5年生と中学の1年生を対象にということなんですけれども、全員なのかということと、これは半強制的なのか、受けなくてはいけないものなのか、それが3点。

もう1点、保護者にあてた検診のお知らせの中に、部分的に御協力をしてください、というふうな言葉で締めくくられているわけでありまして、このお知らせの文章を見ますと、5年生と1年生が受けますという形で、何となく強制的なのか、受けたかったら受けなさいといっているのか、ちょっとこの意味合いがわからなかったもので、その質問をしたわけなんですけれども、以上、4点をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合

により会期を9月30日まで、1日間延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会期は9月30日まで1日間延長することに決しました。

お諮りいたします。9月30日の会議は、議事の都合により特に午前0時に繰り上げて開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって9月30日の会議時間は午前0時に繰り上げることに決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は、明日の日程といたします。明日の本会議は午前0時より開議いたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後0時0分 延会

9月30日 水曜日 (第8日)

平成4年
第3回定例会 日野市議会会議録 (第31号)

9月30日 水曜日 (第8日)

出席議員 (30名)

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
7番	小川友一君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	小山良悟君
25番	高橋徳次君	26番	古賀俊昭君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	斉藤令吉君	書記	鈴木俊之君

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 小野口純子君

議事日程

平成4年9月30日(水)
午前10時開議

(議案審査報告)

日程第1議案第83号	(一般会計決算特別委員会) 平成3年度日野市一般会計決算の認定について
日程第2議案第84号	(特別会計決算特別委員会) 平成3年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第3議案第85号	平成3年度日野市土地区画整理事業特別会計決算

の認定について

日程第4議案第86号	平成3年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について
日程第5議案第87号	平成3年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について
日程第6議案第88号	平成3年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について
日程第7議案第89号	平成3年度日野市老人保健特別会計決算の認定について
日程第8議案第90号	平成3年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について (厚生委員会)
(取り下げ)	
日程第9請願第3-29号	東京都青少年の健全な育成に関する条例の早期改正についての陳情 (建設委員会)
日程第10請願第3-31号	都住宅供給公社による仮称「コーシャハイム神明三丁目住宅」の建設に反対し計画の撤回を求める請願 (総務委員会)
(継続審査)	
日程第11請願第3-11号	日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願
日程第12請願第3-12号	拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情
日程第13請願第4-1号	米軍横田基地及び米軍関係施設の返還を求める陳情
日程第14請願第4-2号	横田基地における米軍空母艦載機飛行訓練の中止を求める陳情
日程第15請願第4-3号	労働時間短縮についての陳情
日程第16請願第4-7号	請負工事の議会の議決に付すべき金額の引上げについての陳情
日程第17請願第4-9号	旭が丘地区に駐在所の設置を求める請願

(文教委員会)

- 日程第 18 請願 第 4-8 号 セツ塚・日奉氏館址周辺保存の陳情
日程第 19 請願 第 4-11 号 学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの
義務教育費国庫負担制度の堅持と減額措置撤廃、
除外された費用の復元を求める陳情

(厚生委員会)

- 日程第 20 請願 第 2-24 号 「(仮称)浅川公会堂建設」に関する請願
日程第 21 請願 第 2-25 号 中ホール建設に関する請願
日程第 22 請願 第 3-17 号 日野市市民多目的ホール新設に関する請願
日程第 23 請願 第 4-5 号 日野市立総合病院を多摩平地域に建て替えること
に関する陳情
日程第 24 請願 第 4-12 号 日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理と新
たな広域処分場建設計画に関する陳情

(建設委員会)

- 日程第 25 請願 第 2-4 号 京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請
願
日程第 26 請願 第 2-28 号 大坂上二丁目の「(仮称)日野マンション」の建
設計画に関する請願
日程第 27 請願 第 3-4 号 区画整理の諸点についてご配慮下さいの請願
日程第 28 請願 第 3-5 号 まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願
日程第 29 請願 第 3-19 号 高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を
求める請願
日程第 30 請願 第 3-33 号 山崩れの再発防止ならびに恒久的な水の処置に関
する請願
日程第 31 請願 第 3-34 号 団地からの雨水流出防止と隣接山林の樹木につい
ての請願
日程第 32 請願 第 4-10 号 多摩川自治会内の建築許可に関する請願

(継続審査議決)

- 日程第 33 議会運営委員会の継続審査議決に関する件
日程第 34 下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第 35 スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

- 日程第 36 交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

- 日程第 37 市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

(請願上程)

- 日程第 38 請願 第 4-13 号 義歯診療報酬の引き上げを求める意見書採択に関
する請願

- 日程第 39 請願 第 4-14 号 義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育
費国庫負担制度の維持に関する陳情

(議案上程)

- 日程第 40 議員提出議案 第13号 看護婦確保法の制定等に関する意見書
日程第 41 議員提出議案 第14号 安心して飲める水道水の水質基準見直しについ
ての意見書
日程第 42 議員提出議案 第15号 首都高速道路延長に関する意見書
日程第 43 議員提出議案 第16号 J R 中央線三鷹～立川間高架化・複々線事業の促
進に関する決議
日程第 44 議員提出議案 第17号 第11次道路整備 5 箇年計画の拡大に関する意見書
日程第 45 議員提出議案 第18号 佐川急便疑惑の全容解明と企業・団体献金の全面
禁止を求める意見書
日程第 46 議員提出議案 第19号 「国連・障害者の十年」最終年に当たっての意見
書
(撤回)
日程第 47 議員提出議案 第20号 健康保険で良い義歯が作れるよう抜本的な改善を
求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第47まで

○議長（黒川重憲君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

質疑を続けます。答弁をお願いします。学校教育部長。

○学校教育部長（糸川 滋君） 御質問にお答え申し上げます。

最初の、この検診を始めたのはいつか、ということでございます。これは本決算のありました平成3年度、これが初めてこの検査を行った年度でございます。

経過ということでございますが、申しわけございません、特につまびらかな経過を持っておりませんが、この検査は学校保健法施行規則に言う、言わば定期検診の検査項目の一つという位置づけにおいて、なされておるものでございます。同規則の4条3号に、脊柱及び胸部の異常の有無というような検査項目がございます。また、6条の規定では、検査というものは行われなければならない、という形になっておりますところから、特に最後の御質問の強制とかという点につきましては、強制あるいは任意ということになしに、学校側といたしまして行わなければならない項目の一つというとらえ方でおるものでございます。

また、受診の状況でございますが、この検査は1次、2次、3次と、3段階になっておるものでございます。

まず、第1次検査でございますが、これはモアレ検査というものでございまして、言わば特殊な光学写真機で撮影いたしますと、体の凹凸によりまして、言わば地図で言う等高線のようにしま模様ができます。その模様によりまして異常を発見していくというようなものでございます。これが第1次検査のモアレ撮影でございます。

この1次検査を受けまして異常が認められた場合、2次検診に行くわけでございますが、その際につきましては、定線量のX線撮影をいたすものでございます。これは立位の全脊柱という範囲にわたっての撮影でございます。この検査によりまして、なお異常を認めたものについては3次検査を行うわけです。この3次検査の内容は、直接、X線の撮影ということになっております。

それでは、受診者数と、その異常数というものを申し上げます。

申しおくれましたが、この検査の対象は、小学生にありましては5年生、中学校におきましては1年生ということでございます。

小学校の受診者数は1,661名でございます。対象学年児童数のほぼ全員が行っておるものでございます。そのうち2次検査を要するものとしたしましての実数は41名、パー

セントでいきますと2.47%ということになります。

また、中学生につきましては、1,729名の受診に対しまして2次検査を要するものとして89名、パーセントで5.15%に及んでおります。

次に、2次検査の受診者でございますが、小学生におきましては40名——先ほど1次での異常を認めたのは41名でございましたが、受診者は40名。そのうち異常と認められるものは19名。これは1次の受診者に対しては、この19名は1.14%に当たるわけでございます。この異常の中での内訳でございますが、精密検査を要すると判断の出ましたものは3名でございます。あとの16名につきましては、次年度の再検という範囲でございました。

次に、中学校でございます。1次で89名の要定線量者が出ましたが、実際、受診いたしましたのは87名。そのうち異常と認められたものは28名。1次の受診者に対しては1.62%でございます。これにつきましても、内訳としまして要精密検査というものは13名。パーセントにしまして0.75%。次年度再検というものは15名、0.87%という状況でございます。

また、3次検査でございます。小学校5年生でございますが、先ほどの要精密検査の3名が受診しておりまして、異常が2名ということでございます。全体でのパーセントとしましては0.12%。そのうち、これも二つに分かれまして、専門の整形外科医のもとで3ないし6カ月にもう一度検査を受けることが必要なものと、それと専門の整形外科医のもとで1年後にもう一度審査を受けることが必要なもの、というふうに分かれまして、それぞれ1名ずつということになります。

中学生の方でございますが、11名の3次検査の受診者がございます。そのうち異常者というのは全員の11名、全体の0.64%でございます。これらの11名は、先ほど申し上げました3ないし6カ月後に再検査を受ける、専門医の検査を受けるということの結果でございます。

なお、これは対象学年によります数値を申し上げましたが、そのほか他学年の中で、校医あるいは養護教諭によりまして、目による診察、あるいは触診による検査によりまして異常を認められましたものがございます。これは、先ほどの数値とは別に、小学生は83名の者で、中学生においては7名の者が指摘されております。

2次検査は、小学生81名受けまして20名の異常がございます。中学生は6名受けまして、うち1名異常ということでございます。

3次検査にわたって所見が出ましたものは小学校では3名でございまして、そのうち

異常が2というような状況でございます。

また、他学年につきましては、大ざっぱではございますが、以上のような状況でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） ありがとうございます。ちょっと質問の趣旨の部分だけで回答は結構ですので、言われたことだけ答えていただきたいと思います。

今、説明をいただいた中で、まず前段では、学校保健法の施行法に基づいてこれを始めた、というふうなことでありますけれども、要するにこのモアレ検診、今現在、日本はX線撮影の集団検診をしすぎだという形で、WHOの方から、もう1972年ですか、そういうふうな指摘がなされて、今回、来年度から小・中学校のX線集団検診を廃止の意向に、厚生省も意向を傾いてきた、決定された、という状況の中で、胸部のX線撮影よりは、より以上にX線を浴びた中で、児童に検診をするというふうなことであります。

といいますのは、胸部の場合には胸で、ここだけですけれども、脊柱側彎の場合には首のこのところから第5腰椎というんですか、そこまでを検査しないとわからないというふうなことなんです。そういった意味から、こういうふうな集団検診をすることは大変よいことだと思うんですけれども、それによって生じる障害、大人の方だったら何でもない。しかし子供、要するに幼児だ、事によって大人以上に障害が出るケースがあるというふうに、専門家の方からお聞きしました。

先般、チェルノブイリの方でも、大人の方は大した弊害が出ていないけれども、子供、幼児に関しては白血病とか、がんとかが非常に発生率が高いというふうな、実証もされている中で、これを始めるに当たって、そういうふうな晩発障害を生じるおそれがあるというふうなことを十分考えた中でこれをやったのか、まずそれをお答え願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 学校教育部長。

○学校教育部長（糸川 滋君） お答えいたします。

この第1次検査におきます内容のモアレ検査でございますが、これにつきましては、特に専門家からつまびらかに聞きただしたわけではございませんが、これはX線のように放射線ではないというふうに聞いているものでございます。御質問あるいは御指摘のように、確かに放射線被曝ということについては大変な問題でございますので、これについては十分、今後においても注意を払っていかねばならない、というふうに考え

るものでございます。

今、御指摘を踏まえまして、今後におきまして十分その点、精査する中で、しかるべく改善すべきところがあれば改善してまいりたい、というふうに考えておるものでございます。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 今、部長の方から、このモアレに関しては、弊害がないというふうな説明をいただいた中でこの検診を始めている、というお話でしたんですけれども、そういうふうな学術的なものというのは持った中でやる……お話を伺った形で始めたのか、そういうふうな立証がなされた中で、そういうふうなことを取り入れたのか、お答え願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 学校教育部長。

○学校教育部長（糸川 滋君） お答えいたします。

その点につきましては、大変、担当部長として申しわけございませんが、そこまでの経緯あるいは事実関係を調査しておりません。先ほど申し上げましたとおり、早速ながらその点について、より精査してみたい、そのように考えます。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） この種の病気は、法定伝染病とか集団生活をする中で、他人の方にうつすとか、そういうふうな種のものではないわけでありまして、今の社会の状況から見て、こういうふうなものを取り入れて検診していく中では、その辺の、要するに今このデータを見ますと、1,660人いた中でですよ、2.4%の方が発見された。

また、中学校では5.15%がそういうふうな可能性があるということで、集団検診によって新たに病気がわかって、早い処置をとることができたということは、認めるところでありますけれども、この検診をすることによって、モアレそのものが絶対、体に影響を与えないということであれば、これはいいことでありますけれども、もしもそうでない場合、これはやることよりも、検診をすることによって、健康な方に与える影響の方が、比率からいってどうしても高くなると思うんです。そういった意味で、これからこういうふうな検診をするときに、もう少しそういうふうなことをしっかりと立証した中で集団検診に挑んでいただきたい、こういうふうに思うわけです。

基本的に、これからの高齢化社会の中でも、要するに寝たきり老人になったらどうしようじゃなくて、寝たきり老人にならないようにしよう、というふうな行政指導が必要だと思うんです。私も、こういうふうな側彎症はこういうふうな病気だということで、

まだ学術的にも、これがどういうふうに治せるかということは、まだ医学界、大学の中でもわかってない状況だそうです。

そういった意味で、こういうふうな検診をする場合には、十分その辺を留意した中でやっていただきたいということと、それと、こういうふうな側彎症にならないような、要するに学校当局、行政当局としての指導、これはもう何がいいのかといえば、栄養のバランスを良くする、それから適度な運動をすればいい、十分睡眠をとればいい、ということが、こういうふうな側彎症の予防になるということでもありますから、やたらめったらそういうふうな検診をして、弊害を与えるよりは、やっぱりそういうふうなしっかりした指導をしていく、ならないように指導をしていく、というふうなことも考えた中で対応していくべきだというふうに思うんですけれども、これ、もし弊害が出て、晩発症状が、何が出るということはわかんないらしいですね、学術的には。放射線を当てたらがんになるか、何になるかということは、すぐ出ないからわからない。だけれど、いつか何かの形で晩発障害が出るというふうなことです。ですから女の人なんか、胸部撮影だって腹のところを隠して、子供ができなくなっちゃうというんで腹を隠してレントゲン撮るわけでしょう。そのぐらいいろいろな弊害が出るようなことから、これからは十分こういうふうなものを留意した中でやっていただきたい。

今、私が違った形で行政指導をしていくべきだということに対して、教育長、どういうふうに思います。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） お答えいたします。

今、部長の方から答弁いたしましたように、このモアレ検査というのにつきましては、今言ったレントゲンと性格を異にしていって、放射線を浴びるという状況が、第1次検査の中ではほとんどないということで、養護教諭並びに各学校の校医さんの方で、いろいろ検討した中で、側彎症検査という形の中で取り入れてきた。今お話しのありましたような問題も、これから先、この検査を続けることによって障害が起きてくるということがありますと、これはもう本当に大変なことでございますので、さらに各学校医並びに養護教諭等とも十分連絡をとった上で対策を立てていきたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 部長も教育長も、余り弊害がない、というふうな見解ですけれども、大学病院の先生なんかは弊害があるといっているんだよね。ですから、ちょっとその辺で意見が違うところがあるんですけれども、やっぱり単純に弊害はないんですよと

言われたからやるというんじゃなくて、しっかりしたデータの中で、弊害はないということが立証されればそれでいいと思いますけれども、もう少し細かいデータを集めて検討していただきたい。

こういうものをやることよりも、私の最後に言った、そういうふうな行政指導を違った形で、ならないようにする、宮沢議員からも——私は知らなかったんですけども、宮沢議員からもこの件は質問されて、いろいろあったらしいですけれども、要するにならないようにする行政指導をしていくべきだと思うんです。机が、背が高いのにこういうふうになっていたらいけないとか、そういうふうなものも改善していきながら、行政として、要するにならないような事前の策を講じる、そういうふうなことはどうですか。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） お答えいたします。

養護部会等でも、再三、子供の成長の度合いと、現在使っている椅子あるいは机の高さ、そういうものにつまましては、いろんな角度で検討して、その子供の発達に応じた椅子や机の高さというものを対応して授業が行われるように、そういう点や何かの調査等もやっておりますし、また、栄養関係の問題等につつましても、学校ごとにそれぞれ学校保健会的なものをもちまして、栄養士、校医、さらに養護教諭、こういう方々でいろいろ対策を立てながら対応しております。これからも子供の姿勢というものの、こういうものにつつまして、十分事前の指導、そういうものが行われるような状況に持っていくよう、努力してまいりたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 当面、ことしの検査日が平成4年10月13日から30日、13日の1時30分からということになっていけば、もうすぐ来月の中旬になるわけですが、その間、十分調査していただきたいということと、予防接種等も強制的ではない形で、保護者の方から「その検診はしていただかなくても結構であります」というふうなことがあった場合に「いや、これはいけません。保健法の中で受けなくてはならないということになっているんですから、受けてください」という対応をするのか、その辺の確認を1点だけしておきます。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 学校保健法という法に基づきまして、教育委員会の方は児童生徒の健康診断等をやっておりますけれど、最近、確かに厚生省の方から、いろいろレントゲン検査等についての通達等も出てきておりますし、そういうものに沿って指導は

もちろんしていきたい。

さらに、健康診断という形で、よく日本脳炎の検査等のときにも起きたわけですが、強制的に行うというような形ではなく、その辺は、また専門の校医さん等とも話を十分行った上で対応していく、こういうふうに指導してまいりたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） それでは、何点かについて、お伺いをしたいと思います。

まず、民生費関係でございますけれども、ページで115ページの一番上の方に、老人ホーム関係の決算内容が記載をされています。養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、同じく浅川苑ということで、これ、三つのホームだけで6億円近い予算といたしますか、費用が費やされているわけでございます。

お伺いしたいのは、それぞれこのホームに、改めてといえましょうか、今入っている人数がどれぐらいで、その入っている人数は統計でも出ているわけなんです、一応その確認と、あわせて、本当は入居したいんだけど、現在あるホームが既に満杯のために入居できないという方も、当然、数多くおられるんじゃないかと思います。特にその非入居の方々に対してのいろんな補助といえましょうか、入れた方はラッキーであるけれども、しかし入れない方には何ら手が施されていないということであれば、例えば市営住宅の入居の問題とか、公営住宅等の入居と同じように、非常にアンバランスが生じてくるんじゃないかという懸念がありますので、そのあたりについて、まず1点目、お伺いをしたいと思います。

同じく民生費の中で、ページでいきますと127ページになりますでしょうか、この中で、備考の中の地区センター関係でございます。⑱のところに冷房機62台が、平成3年度で設置をされました。各地区センターで大変喜ばれているわけですが、たしか平成4年度は湯沸かし器の設置ということで、冷房器そのものは消えているわけですが、御存じのとおり、あるいはこれまでも指摘があったかと思いますが、冷房器も大きなセンターの中に1個だけという設置の状況では、まだまだ中途半端といえましょうか、非常に、特に暑い夏場など苦勞している部分が多いわけですが、新たに平成5年度の予算を検討する段階にもありますので、その辺は次年度、平成5年度においての、冷房器に対しての増設予定などは、この平成3年度の実績を絡めて検討をされているのかどうか、ということについてお伺いをしたいと思います。

それから、衛生費に飛びますが、ページにしまして169ページの中の備考の4のところ、資源回収事業ということで、奨励費が約1,400万強使用されております。これはリサイクルということの観点からしますと、非常に大きな効果をあらわしている、というふうに思うわけですが、ある意味では、1,400万強の投資がリサイクルされ、あるいは分別されることによって、今、現状のクリーンセンターのいろんな意味での節減にどの程度効果をあらわしているのか。1,400万かけることによって、焼却炉の稼働とか、あるいはそちらの方の焼却に対して、非常に効果が上がっているものなのかどうか、その辺の兼ね合いを1点お伺いしたい。

関連をしまして、ページではその次のページになるかもしれませんが、日野市の場合は約8割前後がダストボックスでの収集がされているというふうに思います。これは、よく、より細かく分別をするためにはボックス収集というのは非常に問題なんだというようなことが、いろんなところから指摘をされているところかと思えます。しかし一方では、ボックス収集は非常に便利なんで、今設置されていないところも、ぜひ、どうしてうちの地域はボックスを設置しないんだ、という声も、生の声としてあるというように思います。

そういった、行政側としては非常にある意味でのジレンマもあることかと思えますけれども、要は、日野の中でも、一つの行政区の中で両方を手がけているということで、本当にボックス収集をすることのデメリットとメリット、あるいは袋収集することのメリット、デメリットが、同じ中で両方やっているわけですから比較できるわけですが、同じような規模で、例えば近隣他市と見たとき、日野市はボックス収集をより多くやっているがために、よそよりもごみが多いのか、少ないのか。あと、ボックス収集を今まで1回を2回にしたところ、そういうふうな収集回数を上げたことは、かえってごみをふやすことではないかという、精神的な、ごみの研究といいたいでしょうか、取り組みされているグループ等からの指摘もあるわけですが、その辺の実態がどういうことになっているのか、そのことについてお伺いをしたいと思います。

幾つか関連するんで、まとめてあれしたいと思うんですが、労働関係、それから農業関係、商工関係を含めてなんですが、以前にも指摘をさせていただいたことがあるんですが、例えば労働費関係の職員数は3名、農業関係が8名ということでございます。果たしてこの程度の人で本当に、こういう都市といいたいでしょうか、勤労者のまちといわれる中で、対応できているのかどうかということの疑問がございます。その辺について、改めてお伺いをしたい。

同じく農業関係で言いますと、農業振興も含めまして、例えば183ページにありますような産業まつりだとか、あるいは農産物の即売事業補助金、学校給食助成金等、いろいろやられております。これは、過去一、二年前をさかのぼったときの予算との兼ね合いを見ますと、産業まつり等については170万弱は230万にふやしたり、あるいは即売会については、これはもう同じような80万が80万でしょうか、それから学校給食補助については、平成元年度あたりは補助がなかったのが、現在は20万というような形で、部分的にはふえております。しかし、この程度、もともとの額がもともとでしたので、ふやしたとは言いながら、本当にこの程度の補助できちっと運営されているのかどうか、という疑問がございます。この点について、お伺いをしたいと思います。

同じようなことが、やはり商工関係でもございます。187ページから189ページにかけてですが、例えば、商店会のイベント補助、これは平成元年度当時はなかったものが、今はたしか1グループ30万ぐらいで17団体ぐらいに補助されている、というように記憶をしておりますが、こういったものは新たに前進をしているもの、それから産業まつり、観光協会への補助金、こういったものも、かなり増額をされている部分でございます。

しかし、一方、商工会に対しての補助金というのが1,000万円、これは何年間か据え置かれているように思います。その他、ふるさと日野まつりだとか、そういったところもまちのいわゆる活性化を行うべきそういった事業に対しては、余りてこ入れがされていないというのが、以前から指摘もさせていただいているんですが、こういうふうな形で決算の折に、過去の数字と比較をしたとき、相変わらずだなというようなことを感じます。新しい年度の予算を検討する段階でもありますので、あえてその辺の実態を見て、いや、これで十分な配慮がされている、というような受けとめがあるのかどうか、その辺を含めてお伺いをしたいと思います。

土木費関係でございます。199ページの放置自転車に関係する部分でございます。いろんな形で努力をされて、このページだけでも放置自転車対策として一千数百万、対策費が使われております。しかし、現状は、どこの駅もこの放置自転車が相当、迷惑駐車になっているのも事実でございます。追いかけてこの感じはするわけですが、しかし、ある程度ターゲットを絞って、特にひどい駅については、集中的に何時間かだけ対策をするということではなくて、多少の費用はかかっても、1カ月なり2カ月なり徹底して対策をしていかないと、なかなかこういうものは対策されていかないんじゃないか、というふうに思うわけなんですが、そのあたりについても考え方をもう一度、説明願え

ればと思います。

最後に、体育関係、教育費なんです、ページで287ページ、この中の⑨の下段の方に、体育協会補助金というのがございます。160万の補助金が出されております。これは相当数の体育協会加盟種目があるというふうに思うわけなんです、これもさかのぼって調べてみますと、恐らく10年近くこの金額で置かれっ放しになっているんじゃないのか、というふうに思います。よく、日野市のスポーツ振興に対しての行政配慮が不足をしているんじゃないか、ということをしていろんなところから聞くわけなんです、こういうところの補助金一つを見ても、明らかにそのことが言えるんじゃないか、というような気がいたします。この160万に対しての見解と、それから今後こういうものを大幅に見直しをしていく、というような考えがあるのかどうか。

以上について、ちょっと項目が多いもんですから、できれば簡潔に御説明いただければありがたいというふうに思います。かなり中身が細かい部分もありますので、委員長には大変だろうと思いますので、担当部長の方からの回答で結構でございます。よろしく。

○議長（黒川重憲君） 特別会計決算特別委員長。

○特別会計決算特別委員長（馬場繁夫君） ただいま大きく分けて6点の質問でございます。

まず、第1点目としましての老人ホーム関係については、特に質疑がなかった記憶でありますので、担当部長の方で説明をお願いします。

2点目の地区センターにつきましては、地区センターのトイレの関係の質疑がありまして、その中で、平成4年度については湯沸かし器の設置をするというふうな趣旨の説明がございました。また、冷房についての62台云々も、たしか質問があったように記憶しているんですけど、細かい部分についてはメモがありませんので、これについても担当部長の方からの答弁をお願いいたします。

3点目の質問で、奨励費については、特に質問がございましたので、担当部長、お願いいたします。

それに関連しましてダストボックス関係につきましては、特にこの関連の質問としましては、不燃ごみの収集について週1回から2回に収集が平成3年度から変わってきた。それにつきまして、ボックスを減らすことができなかった、というような質疑はされましたが、今回、質問者の趣旨の質疑はございませんでしたので、これも担当部長の方からお願いいたします。

4点目の労働費、農業費、または農業振興、それから商店街等の補助金云々についても、たしか記憶ではございませんので、これも担当部長の方からの答弁をお願いいたします。

5点目の土木費の放置自転車対策についても質問がございましたので、これも担当部長、お願いいたします。

6点目の教育費の体育協会の補助金等についても、特に質問がございましたので、これについても、ひとつ担当部の方でお願いいたします。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 部長から簡潔に答弁をお願いします。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 養護老人ホームの入所者でございますけれども、14施設、51名でございます。特別養護老人ホームにつきましては、37施設、116人。特別養護老人ホーム浅川苑につきましては、47名でございます。

それから、待機者、いわゆる入所できない中でのアンバランスの関係でございますが、これにつきましては、施設の整備の未整備ということで、今後、整備の拡大を図っていく必要が十分ございます。

また、これからの福祉につきましては、やはり施設サービスでなく、在宅サービスを基本といいますか、優先させていかなければならないということで、特に待機者等につきましては、ホームヘルプサービス、あるいはデイホーム、ショートステイ、これらの3本柱の在宅サービスで現在、取り組んでいるところでございます。

待機者でございますが、養護ホームの希望の待機者、22名でございます。特養ホームの待機者、98名でございます。この中には、在宅37名、病院53名、その他8人というふうな内訳がございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 2点目から、また途中ちょっと一部入っておりますので、生活文化部関係について御説明申し上げます。

大変恐縮ですが、細かい部分については決算委員会で課長が細部のことを用意していただんですが、もしわからない部分がありましたら容赦いただきたいと思います。

まず、地区センターの冷房機の関係でございます。地区センターの数よりも多く、62台が今回、つけてございます。地区センターによりましては、2カ所または3カ所、または一つ大きい部屋につきましては、冷房する能力の計算によりまして2台設置等が含

まれたもので、62台という数になっておるところでございます。

それから、今後も、新しい地区センターを今回、改築または新築が今年度、4館ございました。これらにつきましては、ほとんどの部屋に冷房ができるように設置をいたしているところですが、今後につきましても、また意欲的に検討していきたいというふうに思っております。

労働費の職員または農業関係の職員、3人また8名の件で、これでよいかという件でございます。ただいまのところ、現在の人員を有効に使いながら頑張っている、というのが実情でございます。

産業祭とか即売会、学校給食の補助、これらの補助金についての問題、またはイベントの補助、観光協会の補助というようなことで、徐々にふえているもの、または観光協会のように、そのまま据え置かれているもの、それぞれありますが、それぞれの事業に当たりまして意見を伺い、要望をも受けた中で、この予算を要求し、またお認めいただいている経緯がございます。今現在は、私どもも努力をさらに重ねる部分につきましては、今後も努力をして検討してまいりたいというふうに思っておりますが、今はこの予算の範囲のものを最大限に生かして活用している、という状況でございます。

○議長（黒川重憲君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） 衛生費について、お答えいたします。

まず、奨励費関係、1,400万の件でございますが、効果といたしましては、紙あるいは衣類、空き缶、金属類、空きびん類、トータルいたしまして2,805トン、平成3年度の実績でございます。

次に、ダストボックスでございますけれども、日野市のごみの収集形態につきましては、過去長い間の経歴の中から、現在の方法が出てきております。ちなみに申しますと、可燃ごみにつきましては、昭和39年当時はポリバケツ、不燃ごみにつきましては、コンクリート容器というようなもので、収集をしておりました。それらが昭和44年に、まずダストボックスの採用を決定いたしまして、現在の方法にきているということでございます。

現在、ダストボックスのメリットということでございますけれども、これは、まず安全性の問題、つまり収集の作業の安全性、それから能率性、それから衛生面、これらの点で大変優れているということが言えるかと思えます。それから市民の側から見ますれば、ダストボックスは地域、大変清潔に管理ができるというような部分、それからいつでも出せるという、そのプラスの面もあらうかと思えます。袋収集が2割ということで

ございますけれども、やはりダストボックスは道路に常時設置いたしますので、交通の面、あるいは今度はそれらの安全面を考えなければなりませんし、道路の狭隘部分、あるいは家が点在している部分につきましては、袋収集でやらせていただいているというのが現状でございます。そのメリット、デメリットにつきましては、以上申し上げましたことがすべてであらうか、このように思います。

それから、不燃ごみを1回を2回にして、ごみがふえないかということでございますが、これらにつきましては、平成2年から平成3年にかけての伸び率でいきますと、過去の伸び率よりも大変下がっておりますということが言えますので、特に回数をふやしたことによって、ごみがふえているということは言えませんが、はっきり申し上げられると思います。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 放置自転車の問題につきましては、御指摘のとおり、各駅非常に日常の資金投下あるいは労力にもかかわらず、なかなか抜本解決ができない悩みがございます。御指摘のように、ひどい駅については集中的にやったらどうかという、その御意見ももっともでありますし、所感としては、抜本的には駐輪場の確保、さらに誘導柵の徹底、そしてこの駐輪場の移動措置、これを3本柱で努力をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 体育協会の補助金でございますが、ただいま体育協会に加盟している団体は21団体でございます。160万の補助金につきましては、ここ数年、据え置いておりますが、新たに加盟したいというふうな申し出のスポーツ団体、あるいはあるわけでございますが、それらの新しく加盟する団体等の増加等を兼ね合いを見まして、増額できるかどうかは今後、検討していきたい、このように考えます。

○議長（黒川重憲君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） ありがとうございます。

再質問したいこと、たくさんございますけれども、問題提起をさせていただいて、平成5年度の予算もぼつぼつ検討されている時期だろうというふうに思いますので、ただいま幾つか指摘させていただいた部分を十分、考慮いただくということで、再質問はしませんので、ひとつ、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。執印真智子君。

〔2番議員　登壇〕

○2番（執印真智子君）　無党派生活者ネットワークとして、平成3年度決算に認定の立場で意見を述べさせていただきます。

先日の3日間の決算特別委員会の審議、監査委員の審査意見書を通しまして、平成3年度の予算執行がおおむね適正であったと判断をいたします。市長を初め職員の皆様の日々の御努力には敬意を表するところです。その上で、来るべき高齢社会とノーマライゼーションのまちづくり、また地球規模の環境問題に向けて、来年度の予算編成にぜひ反映させていただきたく、生活者の視点で6点、意見を述べさせていただきます。

まず1点目は、高齢者福祉についてです。平成2年度のシルバーピア事業を初めとして、家賃助成など、さまざま高齢者についての施策が進められております。大変結構なことであると思いますが、中身についての充実、きめ細かな対応をお願いしたいと感じる次第です。

その中の一つが、シルバーピアの集会室の活用についてです。高齢になってから一つのアパートに移り住み、それぞれのライフスタイルを維持しながら暮らすシルバーピアですから、個人の自由は当然、保障されなければならないと思いますが、せっかく設けられております集会室ですので、居住者同士のつながり、または地域とのつながりが、うまく図られるような活動を提案していただきたいと思いますと考えております。

2点目は、障害者の自立のための施策についてです。平成3年度は、精神薄弱者生活寮として、こばと寮が新設され、大変評価できる点だと思います。4人の定員のところ、現在は3人が入居されているということですが、さらにこういった施設をふやしていただきたいと考えます。また、精神薄弱者だけではなく、自立を願っている多くの障害者の方たちのために、障害の程度に見合って生活できるように、自立のための介助のシステムづくりや住宅政策を進めていただきたいと思います。

3点目としては、学童クラブについてです。日野市は、各学校に学童クラブがあり、働く親は安心して仕事に専念してこられました。これまでの施策については大変評価できると思います。本年9月12日より週5日制が始まった中、どうしても土曜日に子供を学童クラブに預けなければならない父母、または保護者は、土曜の閉所については大変

不安を感じております。ゆくゆくは日曜日と同じように閉所の方向だとしても、段階的な対策として、現在困っている子供たちを切り捨てることのないよう十分に話し合いを持ちながら、今後の対応を決めていただきたいと思いますと考えます。

4点目として、都市農業育成並びに食の安全についてです。生産緑地法が改正され、ますます厳しくなった状況の中ではありますが、都市農業は、もはや営んでいらっしゃる方々だけでなく、我々都市住民にとって、なくてはならない空間、命の糧、心の糧となりました。日野市は、地元野菜を学校給食に取り入れるということで、全国的にも注目をされております。年々、実施校もふえているようですが、品目や量をふやすなど、中身の充実をさらにもお願いしたいと思います。日野市では、地元野菜の使用のみならず、学校給食で輸入野菜、輸入果物は使用しない旨、留意していただいております、日ごろの御努力に深く感謝しております。

私は、ことしの2月、横浜の植物防疫所を訪れる機会を得ました。そこの担当の方のお話ですと、平成3年度の秋は野菜が高騰したので、海外から輸入された野菜も随分ふえたとのことでした。キャベツ、ブロッコリー、レタスなどが輸入され、虫が見つければ青酸ガスで燻蒸された後、店頭に並ぶということです。私が行ったときも、燻蒸倉庫にはメキシコ産のアスパラガスが山のように積み上げられておりました。ガットのウルグアイラウンドによりハーモニゼーション、つまり各国の食品安全基準の平準化も進められようとしております。それによって農業の基準も事実上、緩められるということが起こってくると思います。市民、国民の健康は危機にさらされています。その中で、市民に見えるところでつくられている地元野菜は重要です。そしてそれを学校給食や老人給食、また市民の食卓に乗せていくことは、そのまま市民の健康を守ることにつながっていきます。平成5年度も都市農業の育成に力を注いでいただくとともに、生活課が行っております食の安全に関する施策もさらに積極的に進めていただきたいと思います。

5点目として、学校教育の中の命を守る教育についてです。平成3年12月に一般質問で提案させていただきました着衣泳については、昨年度の小学校1校、中学校1校実施から、小学校7校、中学校1校への実施になったことを御報告いただきました。実施校の一つである南平小学校の報告によりますと、やはり服を着て水に入ってみる実体験は必要だとの、担当の先生の所感です。川の多い日野市ですので、さらに実施校をふやし、内容の充実を進めていただきたいと思いますと考えるところです。

最後に、ごみについての施策であります。ごみ行政、ごみ減量に携わっている職員の皆様には、心より感謝しております。

さて、平成3年度は、不燃物の2回収集が始まった年です。決算委員会でも指摘させていただきましたが、予算の説明のときに大きく掲げておりましたオレンジボックスの個数を減らすということは、6,000万円の予算を上乗せしても、また実施後1年半たちましても実現していないということです。そのために予算をふやさせてくださいという御説明でありながら、それが進まなかったということは、行政の責任であります。結果としては市民の税金を使って、ごみから市民の目をそらせてしまったということであり、目の出町の第二処分場の件でさまざまな問題が起きている中、ごみ行政として大きな後退であったと言わざるを得ません。確かに、生産、流通、廃棄の流れの中で、最後の処分を自治体が行わなければならないというのは不合理です。メーカーが売らんかなでつくり上げたごみを、多額の費用をかけて処分しなければならない行政の負担は大きいと思います。行政としても、もともとは市民が出したごみではないかという気持ちも、当然わいてくると思います。しかし、その中で、処分に携わる行政が、心ある市民と手をつなぎ合って、地球の将来を見て、このごみ問題に当たらなければならないというのが、とりあえずの現実であります。

よく市長は「市役所は市民運動の事務局だ」とおっしゃいますが、本来、市民運動の事務局というのは、遠い将来を見据えて、何が本当に日野市や地球環境のためかを考え、活動する市民、たとえそれが一握りでも、積極的に問題を解決しようとしている市民を応援することだと思います。今後のごみ問題については、思いのある職員の方々の意見と、市民運動を長年この市内で進めてきた市民のやる気を十分に尊重していただいて、施策を進められることを強く要望いたします。

さらに、清掃条例を全面改正する検討の過程で、リサイクルに携わってきました市民や業者の意見を反映させることも要望いたします。また、来年度に向けてリサイクル課の新設と職員の増員は、絶対に必要だと考えます。ぜひ市長の決断をお願いいたします。

以上、平成3年度決算の認定と、来年度に向けての意見を申し上げて、無党派生活者ネットワークとしての意見を終わります。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。

〔5番議員 登壇〕

○5番（旗野行雄君） 自由クラブを代表しまして、平成3年度一般会計決算の審査について、意見を申し上げたいと思います。しばらくの間、おつき合いのほどをお願いしたいと思います。

まず、結論から申し上げておきます。認定に賛成ということでございます。決算審査

については、委員長からの発言の中にもありましたけれども、ポイントとして、まず計数に誤りがないか、これが一つの見方です。

それから、自治法等の関係諸法令に違反はないか、これが2番目です。

いま一つは、予算が所期の目的に沿って執行されているか、これらということがよく言われています。これらは監査委員の意見書の中にもそう書かれています。

最初の、計数に誤りがないかどうかということは我々の審査能力以上でありまして、これは監査委員が十分に監査されたことと思います。

2点目、3点目について、三日間、審査をしたわけですが、これについて多少問題点があるのではないかという立場から、これから何点か意見を申し上げたいと思うわけがあります。（「朝までやってみろ」と呼ぶ者あり）朝まではなりませんから、ひとつ安心してください。

審査意見書の中に、これは御両人の監査委員の御意見なんです、この3点に、こういう文章が書かれております。地方自治法2条13項及び14項の規定の趣旨に基づいて適正に処理された、こう書いてあるわけでありまして。どういうことを言っているのかということで、地方自治法の該当項目を調べてみました。この13項というのは、地方公共団体はその事務を処理するに当たって、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない、こう書いてあるわけです。

14項は、地方公共団体は常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない、こういうことなんです。

監査委員の御意見では、この13条、これは経済原則と、よく言われますけれど、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない、この趣旨に沿った運営がなされているということと、規模の適正化については、まず問題ないであろうという趣旨の文章が記載されておるわけでありましてけれども、ちょっとこれは、ほめ過ぎではないかというような、私は感じがなきにしもあらずであります。

ところで、今、バブル経済の崩壊とか、あるいはそれ以後の経済不況ということが言われておる中で、63年度決算については、非常に財政当局も苦勞されたんじゃないか、こんなふうに考えるわけでありましてけれども、歳出を、市民サービスをそう低下するわけにはいかないということで、最終的には基金の繰入金を増額したということで対応をしたわけですが、どんなふうになっているんであろうかと、ざっと調べてみました。

歳入面では、これは億単位の数字ですけれども、まず、利子割交付金が5億3,000万

ばかり減額になっております。国庫支出金が5億円以上減額という、これは歳入面の大きな減少です。

一方、増額されたのは何かというと、市税が約10億、増額になっております。あと財産収入、これが4億2,000万何がし、昨年比増額。それから、あとが問題の基金繰入金ですが、これは16億ばかりふえております。

結局、市税収入のふえた分と利子割交付金あるいは国庫支出金が減った分と、ほぼ見合う数字で、あとの予算規模の、決算規模の伸び約十六、七億は財政収入の増額、あるいは基金繰入金をふやした、去年よりも16億何がしふやしたということで、帳じりを合わせているわけです。

ただし、市債発行が昨年比約3億7,000万減額されておるわけですから、差し引き、言わば過去の蓄積を食いつぶした数字が約16億ばかり、これで処理した、こういうことが言えるわけで、財政が危険信号だとは言わないまでも、まずは警戒信号ぐらいが出たと見てもいいんじゃないかというふうに、私は判断するわけであります。

以下、ここに27市の決算が出そろっております、この決算状況資料というのが監査事務局へ行くとあるわけですが、それを借りてきまして、市民1人当たりの決算額の比較という、これは資料なんです、それを土台にして問題点を何点か指摘してみたいと思います。

まず、今申し上げた基金ですが、これが大体どのぐらいあるだろうか。これは普通会計についての数字であります。普通会計というのは、一般会計に区画整理会計、特別会計です、それから下水道関係のうちの都市下水路関係、これを合算した数字、あとの特別会計については除外されておりますから、100%財政状況をあらわしているとは言いませんけれど、普通、財政分析をするにつきましては、普通会計の数字が用いられますので、それについて今回、発言したいと思います。

これは、市民1人当たりの資料のわけですが、今、日野の市民1人当たりに幾らという数字に直しますと、基金の積立金が約8万8,000円あるんです。これは、類似都市というのがあるんですけれども、この類似都市というのは人口13万から23万の中で、3次産業従事者の率が60%以上、こういう都市を、これは4の5という枠で類似都市といっているわけですが、全国に六十幾市あるわけですが、27市のうち武蔵野、三鷹、立川、小平、調布、府中、日野がそれに該当するわけですので、その市との比較で、ひとつ検討してみたいと思います。

8万8,000円という数字は、これは府中はどういうわけか基金が少ないんです。6万5,

000という数字ですが、他市はもっとはるかに多いわけです。

一方、地方債の状況はどうなっているかといいますと、これはマイナスの試算ですが、日野が約普通会計においては14万5,000という数字、差し引きますと市民の借金が1人当たり5万7,000という数字になります。

ただし、今、日野の地方債残高は、下水道債を入れると394億円という数字なんです。これから基金積立を差し引きますと、1人当たり市民が15万円の借金をしょっているという、こういう数字が出ているわけです。今、この幾年かは、そう急激に景気回復は望まれないかと思えます。市長も一般会計の決算の中で、ここ幾年かは基金の繰り出しで対応するより仕方ないだろう、こういうような発言でしたけれども、ここ幾年か、将来、この基金の繰り出しで対応せざるを得ないのではないか、というふうに判断されるわけであります。

類似都市と比較して財政規模はどうなっているであろうかということですが、日野は、これも1人当たりに直して約30万ですが、小平がほぼ似た数字なんです。ところが、立川、武蔵野、府中というところは、5割増し。市民1人当たり四十四、五万の予算規模だということのようであります。これは大きいほどいいとは必ずしも言い切れないかもしれませんが、市民サービスはその予算規模に比較するということは、まずまず言えるのではないかと、こんなふうに考えております。

日野は、よく、財政的に豊かだということを言われておりますけれども、地方税の歳入は市民1人当たりどのぐらいあるか、こういう数字も出ておりますけれども、7市のうちでは最低なんです。小平と肩を並べて、約17万という数字が出ています。これは、他市が、武蔵野はよく富裕市だといわれておりますが、1人当たり27万円です。こういう数字のようであります。これは一般会計の決算特別委員会の中でも言われた数字ですが、よく財政力指数という数字がありますね。これは財政の健全性を示す指数だとよく言われておりますけれども、これも類似都市の平均が1.369という数字なんですけれども、日野は1.251、多少下がりがましてね、ということは、6市のうちでやはり最低に近いという数字のようであります。ちょっと、そんなことないはずだと思って、よく調べましたが、本当なんです。

あるいは、経常収支比率という数字ですが、これは財政の弾力性を示す数字だといわれておりますけれども、これも7市中、5位だ。経常収支比率が一番いいのは調布の62.

何がしという数字ですが、日野は74.6。平均にしましても74.1ですから、平均より以下だということが言えると思います。

ついでに市民税、住民税が1人当たりどうなっているか。これは、市民税だけを取り出してみますと、1人当たり10万8,000円ということになります。これも7市中、最低だという数字です。個人市民税だけ取り出してみても、7市中、6位という数字。よく、日野の法人市民税の収入が住民税の収入より多いといわれておりますけれども、それも、そうは言い切れないようであります。市民1人当たりの数字を出してみますと、日野は19万円で7市中、4位。一番多いのは、立川市の37万円という数字が出ております。これについては、これだけにとどめておきます。

あと、歳出の目的別について、簡単に申し上げますけれども、議会費は0.8%という、構成比です。構成比は約1%以内におさまればいいんだと普通言われておりますけれども、まずまずの数字ではないか。これは財政規模との兼ね合いもありますけれども、府中はこれが0.5%だそうです。総務費については、これも27市中、1人当たりの数字が最低だ、3万9,000円がしという数字が出ております。一番多いところは武蔵野市の7万7,000円です。これは総務費というのは、内容がいろいろありまして複雑ですので、どっちが多いのか、内容をよく見てみないと、この数字が果たしていい、悪いということとは、ちょっとはかり兼ねるわけであります。

あと、民生費、これは社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、あとは生活扶助費、こういう内容でありますけれども、これも金額的には27市中、最低なんです。これ、びっくりしたんですけれども、6万という数字が出ております。一番多いのが、立川市が約10万です。そして構成比も20.5%ですが、これも下の方から数える方が早いという数字になっております。これは、あと老人福祉費がどのぐらいか、児童福祉費がどのぐらいかという点まで検討すればいいんですが、これは資料にありませんので、残念ながら検討することができませんでした。

あと、さっき沢田議員からお話がありました商工費、これは日野はやはり極端に少ないんです。一番多いのが立川、これが3,269円という数字が出ております。日野市が1,300円ですから。あと、小平が1,000円という、利子が非常に小額の商工費しか持っていない。あとは全部2,000円台です。なにか、商業振興をいま少し何とか図らないと、立川あるいは八王子、都内まで行く人もあるでしょう。あるいはニュータウンへ行く人もあるでしょう。今は生活半径が非常に広がったわけですから、日野市の産業の活性化という点からいっても、この数字は問題がありはしないか、こういう感じがするわけあります。

あと、旅費についても、これはまあまあの数字のようであります。

教育費についても、これは7市中、1人当たりの数字は4万1,000円、高いところで10万。あるいは7万6,000円とかいう数字もありますけれども、これはそのときの事情によって単年度だけ取り出してみても、ちょっと意味がないので、この辺はどうだということだけ指摘するにとどめておきます。

あと、性質別の比較があるわけですが、人件費がどうなっているであろうかということですが、日野市が市民1人当たり人件費が6万3,418円という数字で、これは、まず金額的には7市中ちょうど中間だという数字であります。構成比が21.4%だということは、これはやはり27市中、一番高い数字だと。

それから、このうちでは職員の人件費はどのぐらいにかかっているかということですが、金額的にはさほど問題にならないんですけれども、構成比から言うと、これが16.1%、これも最高の数字のようであります。

あと、義務的経費という数字があります。これは、では義務的経費というのはどういう数字かということ、今の人件費に扶助費と——人件費、扶助費、公債費を足した数字です。これが日野市が構成比が35.7%という数字が出ております。余り義務的経費が多いということは、いい傾向じゃないんです。これも7市中、最高の数字です。低いところでは、府中市が21.5%、日野市の35.7%に対して21.5%という数字であります。いまちょっと詳しい数字があるんですが、これについては省略しておきます。

あと、いま一つ、消費的経費という数字があるわけです。これはどういうのを指しますかということ、人件費、物件費、維持補修費、扶助費の合計したものです。消費的経費は、生産的経費に対立する言葉でありますので、これが多いということは、構成比が多いということは余りはめられたことではないわけですが、これは消費的経費が日野の場合には半分以上が消費的経費だ、55.3%ですから。少ないところで府中市ですか、43%ぐらいの数字、約十二、三%の差があるわけあります。

逆に、それじゃ投資的経費、これはどういう数字か、これが構成比で見ますと最低なんです。約26%。投資的経費が26%しかない、こういうことであります。これも府中は実に48%も投資的経費だ、こういう数字も出ております。これは小平と比べて最低の部類だ。あと立川も35%ぐらい。武蔵野は同じくその線で36%。三鷹も34%。何がしの数字。調布がちょっと少なくして約30%、こういう数字を示しているわけあります。

余り時間をかけるのも申しわけないですから、以上にとどめておきますけれども、二、三日前の新聞をごらんになったかと思えますけれども、厚生省の発表の「日本の将来人口の推計」というのが出ておりました。26日ですから、3日前の新聞です。どんなこと

が書いてあるかという、今、若年者、つまり15歳未満の人口がどのくらい比率的にあるか、そして65歳以上の老年人口がどうなっているのかということを、2025年というから、約33年先の予測までしているわけです。その中で、今、大体、人類史上、ずっとある学者の調べたところによると、幼年人口が3割、65歳以上が8%から10%ぐらい、あとは15歳から60歳以上の稼働人口だ、こういう数字がずっと今までできていたわけですが、今、このままでいくと、これはほぼ間違いのない数字でありますけれども、高齢人口が幼年人口を上回るのが、あと5年先の1997年だそうです。歴史始まって以来の現象ではないか、こういうふうなことが書かれております。この数字は絶対に間違いのない、ほぼ間違いのない数字だ、恐らくこうなるというふうに思います。そして人口のピークはどうかという、2011年には1億3,000万ということで、それ以後、減少傾向に入るんだと。

それだけ申し上げましたけれど、あと100年たつと日本の人口は9,400万人になってしまふんじゃないか。いや、しまふんじゃないかじゃなくて、今の傾向からいくと9,400万人になるんだ、こういうことも言われておりました。そして2025年には、今までで高齢者比率が25.4%だという推計、これは去年の推計ですが、ことは25.8%になると。人数にして3,151万人から3,242万人になるんだ、こういうように訂正されました。これは一番この原因は、よく特殊出生率ということが言われておりますけれども、昨年、1990年の特殊出生率が1.53だ、こういう数字がはじき出されたわけです。これは、よく1.53ショックというふうな表現をする人もおりますけれども、非常に出生率が低下してきたわけです。これは先進諸国に、日本ばかりでないけれども、どこでもある現象のようでもありますけれども、非常に将来、困る事態が、社会保障を初めいろいろのことで起きるんじゃないか。

いま一つ、今の経済情勢を見ても、景気が急速にいろいろの面から見て回復するとも思われぬ。これも学者の説によると、人類がずっと長い間、年間0.2%ぐらいのGNPの伸び率で来たのだという数字が、はじき出されております。それと40年生きて、8%ですよ。だって今の1年の高度経済成長のときの成長率だということが考えられるわけです。

こういうことで、日野市の将来の財政状況も、ここ幾年かは非常に厳しい対応を迫られるのではないかとこのように判断しても、ほぼ間違いはないんじゃないかというふうに思われます。ぜひ問題点を十分検討されて、将来に備えていただきたい、このことを要望して意見いたします。

どうも長時間、ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前1時30分 休憩

午前1時58分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見を続けます。佐藤洋二君。

〔9番議員 登壇〕

○9番（佐藤洋二君） それでは、日本社会党市民連合を代表しまして、平成3年度一般会計決算報告を認定する立場をまず明らかにしまして、歳出を中心に主な施策の成果について、意見を申し上げたいと思います。

まず、生きる喜びをつくり出す健康と福祉のまち、であります。

ことしも恒例の敬老大会が開催され、市内にお住まいのたくさんのお年寄りの方々が、元気な姿で参加されました。今、日野市には70歳以上のお年寄りが9,142名おられるようであります。高齢化社会の現実が、このように数字の上で現象面的に明らかにされ、さらにこの高齢化の進行は急テンポで進んでいくといわれており、もはや高齢化社会という表現はふさわしくなく、高齢社会と表現することの方が正しいのではないのでしょうか。

このように新しい状況を迎えた今、高齢社会の問題は、ただ単に医療、保健だけの問題ではありません。労働、経済、住宅、文化、地域環境などなどの広い分野にまたがっており、間もなく到来する4人に1人の高齢社会を展望し、新しいアイデアと知識を出し合って推進していくことが必要であり、とられております。

昭和62年度に建設省及び厚生省により創設されたシルバーハウジング・プロジェクト制度と、日野市が計画、策定しました「日野市地域高齢者住宅計画」に基づき、高齢者の生活と居住の安定を図ることを目的としたシルバーハウジング・プロジェクト推進計画を策定したことは、大きな意味を持つものであり、成果として大きく評価ができます。

また、高齢者世帯の居住の安定と、公共・公営住宅との家賃のバランスを配慮した高齢者民間住宅家賃助成は、住居や生活に困窮しておられるお年寄りに、生きる喜びをつくり出す事業であります。さらに内容の充実に向け、御努力をお願いいたします。

また、福祉関係の総合的な施設構成、施設配置、及び全体的な形態イメージづくりを目的とした仮称、日野市多摩川苑福祉ゾーン計画整備構想調査を作成し、基礎資料を得たことは、今後の課題としての問題点が明確になり、評価できます。

次に、学童クラブについてであります。学校から帰っても両親は共働きで、家庭にはだれもいない。また、核家族家庭、おじいちゃん、おばあちゃんもいない、そんな家庭が多く見受けられます。調査の結果でも、専業主婦は年々減少の傾向にあり、他方、女性の社会進出はふえる一方であります。学童クラブは、そんな家庭の子供さん、小学校1年生から3年生までありますけれども、下校時から17時まで預かって、保護、育成してくれます。1小学校区学童クラブを基本として準備を進めてきておりましたが、高幡台小学童クラブの新設により、目標とする20施設に到達することができました。これで学童クラブは革新市政19年の間で、15施設をつくったことになります。学校週5日制を迎えた今、学童クラブへの期待がいよいよ高まってきています。学童クラブのあらゆる面での改善、見直しをお願いをいたします。

また、精神薄弱者生活寮、こばと寮、生活保健センターでの機能訓練事業を開設、実施することになりました。障害を持つ人たちへの日常生活の援護、及び指導、また本人たちの交流や集団活動等により、孤立感の解消と社会参加への認識を高め、生きる喜びを知ることに結びついていくものと確信をします。同じような障害を持つ方は、まだまだたくさんおられます。革新市政の力で、1人でも多くの方が日に当たることのできるように、大きな期待を寄せます。

市立病院について、若干、触れます。建物の狹隘化、施設・設備の老朽化により、医療機能、患者サービス等に限界が来ており、部分的補修で対応し切れなくなっている現状をかんがみ、今年度も市立総合病院建設基金を10億積み立て、前年度分の10億と合わせ20億にしました。また、現状の病院対策の中で、超音波診断装置を設置、間接鏡医療装置の動員も行い、医療機能の向上を図りました。病院建てかえ問題については、これまで議会で何度ともなく議論がされてきておりますが、市立病院としての役割、機能をきちんと位置づけ、財政負担、診療機能の向上と、将来展望が図られることなどを基本にしまして、今後、進めていっていただきたい、こう思います。

続いて、豊かな人間性を育てる教育と文化のまちについて、であります。

本年度、第三小学校大規模改造、七生中学校屋内運動場大規模改造、中学校パソコン設置などなど、学校教育施設の整備化が推進され、教育環境は一層充実されました。

また、学校給食が親の強い要望がありながらも実施できない自治体、埼玉県昭和町に

見られるような給食廃止論に象徴されるように、学校給食がさまざまな角度から問題になっている昨今、中学校給食施設整備計画の中に、最後となっていた平山中学校の食堂が完成をしました。これによりすべての中学校に食堂を備えた給食施設が完備されたことになります。これまでの冷え切った画一的な給食センター方式から、校内で調理する自校方式へと一歩進んだ日野市が、さらにそれを一歩進めて、給食は教室でなく、設備、環境の整った食堂で、が実現したわけであります。これは、父母、生徒の要望にこたえたものでありますけれども、給食の未実施自治体あるいはセンター方式自治体にとって、日野市は先進自治体として一つの目標になるのではないのでしょうか。

次に、日野山荘について触れます。市民が気楽に、低廉な料金で利用できる宿泊施設としての乗鞍高原日野山荘が1年1カ月の工期をかけ、昨年オープンしました。週休2日制の着実な普及と、今年度よりスタートした学校週5日制の導入にマッチした、いわゆる余暇時代に対応した、この市民保養施設は、自然と雄大な景観に恵まれた立地条件でもあり、沼津海の家とともに、今後、広く市民に利用されるものと思われます。

スポーツの面でも、幾つかの成果が見られます。万全でないとしても、多目的広場として開設した浅川スポーツ広場、余暇時代にふさわしく、多くの市民の方、特に若人を中心として利用されており、市民の健康保持、体力増進に寄与しているものと思われます。

また、第四中学校野外運動場の照明設備が設置されました。市内8中学中、5中学に照明設備が整備をされたことになります。日中は家事や労働、土・日等の休日は家庭サービス、骨休みなど、余暇時代に到来にもかかわらず自由な時間を持てない人たちにとって、スポーツ・レク活動の場の確保、拡大するための身近な体育施設として、大きな意義があります。このように、学校教育、文化、スポーツ施設充実の基本理念は、市民の権利を実現し、文化生活を豊かにするため、教育、文化、スポーツなどの施設を充実し、教育、文化の民主的発展を図るという、革新市政発足時の七つの基本構想の一つが、19年経過した今でも、休むことなく延々と引き継がれているということの証左であります。専用野球場を中心に、さらに文化・スポーツ施設の充実をお願いするものであります。

3点目の、自然と調和する安全、快適なまち、についてであります。

市内の駐車場不足により、道路にはおびただしい違法駐車車両が放置されており、道路混雑も日常化しております。そのため、都市活動に大きな支障を与えていると同時に、事故の発生原因や車上荒らしなど、環境悪化に拍車をかけております。これらのことを解消するためには、都市交通の支える公共交通の整備や駐車場の整備を積極的に推進を

していかなければなりません。日野市が今回作成しました公共駐車場整備計画は、公共駐車場整備の基本方針と整備計画を骨子としたもので、評価できるものであります。特に車社会の中で、商店街にとって駐車場は、言わば活性化の核として大きな期待が寄せられており、一日も早い完成を強く要望をいたします。放置自転車対策にも真剣に取り組まれていることが理解できます。

先ごろ開通しました万願寺歩道橋の近くに、約600台駐輪できる高幡不動駅北第四駐輪場が開設でき、駅北側の放置自転車がほぼなくなるという、ねらいどおりの結果を得ております。また、日野駅近くに780台を収容するという大きな駐輪場の工事に着手しており、駐車場対策も軌道に乗っているといえます。

市内連絡バス運行事業については、今年度、新たに2路線が交通不便地域を解消するため、運行することができました。地元の方々は大変喜んでおられると思います。新路線実現に向け、御尽力されました関係者に心から敬意を表します。さらに新路線の実現、あるいは増便、待合所設置など、バス利用者から出ております幾つかの要望の実現に向け、御努力をお願いいたします。

下水道事業であります。公共下水道は、公衆衛生の水準を高めるとともに、多摩川、浅川の清流を取り戻して住みよいまちづくりを進める上で、最も基本的な都市施設でありますけれども、今年度も順調に進んでおります。川原付団地市営住宅の建てかえ工事が完了しました。この建てかえによって、市営住宅保有戸数は、三多摩の27市中の3番目に位置することになり、27市全体の市営住宅数を100としたときに、日野市は11.4%となります。このことは、高く評価できます。市営住宅を中高層へ建てかえることは、単に住宅の更新だけでなく、都市の防災化、都市の有効活用、住環境の整備改善、居住水準の向上の面からも必要なことであり、今後も積極的な建てかえを要望します。その際、高齢者住宅、母子世帯住宅、障害者用住宅の建設に特段の御配慮をお願いいたします。

最後になりますけれども、参加と連帯でつくる市民の自治のまちについてであります。サンダル履きで気軽に利用できる市民自治の場、これが地区センターであります。今年度は新井地区センターと金子橋地区センターが新築され、また大和田地区センターと旭が丘地区センターの全面改築を行うことによって、利用者への利便を図りました。また、和室の冷房化も全館設備され、快適に利用できるようになりました。今、地区センターは57館ありますが、地区センター58館目になるかもしれない請願も採択されております。ぜひ実現できるようお願いいたします。

以上、いろいろ申し述べてまいりましたが、ぜひ来年度予算の中に生かしていただけるよう申し添え、1991年平成3年度一般会計決算報告に対する賛成の意見とします。

○議長（黒川重憲君） 宮沢清子君。

〔12番議員 登壇〕

○12番（宮沢清子君） 公明党を代表いたしまして、平成3年度一般会計決算に対しまして、認定の立場から意見を申し上げたいと思います。

歳入決算額は448億5,957万990円で、収入から見ますと、予算額446億1,406万円に対しまして100.6%となっております。前年度決算額と比較しますと、15億9,311万2,000円の増加であります。歳入の56.4%を占める市税は、前年度比3.7%の増収となっております。その伸び率は低下をしてきております。個人市民税が、所得及び譲渡所得の伸びにより9億9,108万円で、7.4%の伸びを示しておるのに対しまして、法人税は企業収益の悪化等により15.3%の減収となり、厳しい状況になっております。国庫支出金14%の減であります。また、都の支出金も2.6%の減で、普通建設事業費の減などを主な要員として、ともに減少してきております。

歳出決算額におきましては、441億7,014万7,225円で、執行率は99.0%です。前年度と比較いたしますと、16億9,549万9,695円の増加となっております。市債の発行額は5億3,150万円で、前年度と比較しますと3億7,430万円の減少となっております。公債費比率は5.9%であります。平成2年度市債残高といたしまして、90億580万円で、将来の財政事情の中で市債に対する依存度の見直しを長期的展望に立たせまして、計画的な財政運用を図られますよう希望するところであります。

日野市監査委員は、市長から提出をされました決算書とその関係書類に基づき、諸会計の帳票、証書類と照合されて、予算の執行の適否、及び年度事業実績を確認いたし、地方自治法及び計数等の誤りなどの審査を行い、平成3年度決算を適正に表示していることが認められると、審査結果を出されているところであります。これに対しまして、議会での決算審査は、もう一つ別の視点で、市民のために実行されておられるのか、日野市の基本計画に基づき、市長の所信表明など政策的な側面も含めまして、審査をいたすところであります。決算は、新年度の予算編成にも生かされていくものと考えます。その意味から、行政の課題と諸問題点について、数点、指摘をさせていただきます。

さきにも申し述べましたが、公債比率は昨年度より好転したとは思いますが、経済収支比率が前年度より後退し、基金からの繰入金による財源確保は増加している状況にあります。バブル経済崩壊後、不況が社会問題化しており、経済不況が単なる有効需用不

況ではなく、いままでにない複合不況といわれてきております。将来的にも好材料は少なく、不透明で予測のつかないとも言われておるところであります。また、急速な高齢化社会への移行により懸念されますことは、経済活動の低下による税収の鈍化、また高齢化社会における社会環境整備等における財源不足の問題と、さらには法人市民税の割合が高い日野市では、特に確かなビジョンに基づいた第3次基本構想、基本計画を策定していただき、その基本計画に基づく中・短期の財政運用を図り、基金につきましては、安易に取り崩すことなく、その目的に沿った基金の運用を図っていただきたいと思います。基本計画、実施計画と、財政運用に基づく政策の展開できる市政を確立していただくをお願いいたします。

平成3年度、報告されておりますところの（仮称）日野多摩川苑福祉ゾーン計画整備構想調査報告書によりますと、介護施設、老人保健施設、総合福祉センター、老人福祉施設を中核施設として、基本テーマであるところの福祉公園構想で構成されていますが、福祉ゾーン計画は高齢者の一極集中化ではないかと考えます。21世紀には4人に1人が65歳以上の高齢者となりますので、ただ単に与える福祉から、個々人が自立をし、生きがいを持ち得る個人尊重への福祉へと変転するとともに、新時代に沿った整備を強く要望するものであります。

不燃ごみ収集を週1回から2回にふやすことについては、当初の予算説明では、都市美観と、懸案でありましたところの交通安全上の問題からも、ボックスの戸数を減らすことによって、市内2,401カ所、2,576個のオレンジボックスの週2回の収集がスタートしたはずであります。結果的には1個も減らすことができず、まことに残念であり、行政における事業への取り組みの甘さを指摘せざるを得ません。また、日の出町谷戸沢の最終処分場は、平成7年度途中に満杯になってしまうことから、第二処分場建設計画との絡みで、種々の問題が指摘されております。各自治体内で処理できない状況下では、リサイクル市民団体だけに頼るのではなく、ごみリサイクル、資源化に行政が本格的に取り組まなければなりません。おこなっている日野市のリサイクルを高めるために、リサイクル都市を目指して、庁内の組織体制を早急に整備され、市民と行政と回収業者と三位一体となった協力で、リサイクルの計画を策定していただきたいと思います。

その一つの案といたしまして、既に提言をいたしておりますところの回収ステーション方式による4分別収集と、中間施設、リサイクルプラザ、循環型都市公園であります。プラザ公園の3要素からなるリサイクル総合センターの設置、及びリサイクル資源組合、リサイクル運営協議会の設置等により、リサイクル都市を目指していくべきだと考えま

す。

日野市借上公共賃貸住宅につきましては、公共住宅用地の確保が厳しさを増す中で、建設省が昨年度から国庫補助事業として導入をされ、共同住宅を建設しようとする地主と自治体の間であらかじめの借上契約を結び、建築の際に国と地方自治体がそれぞれ3分の1を補助して、契約期間を20年間とするものです。この事業に関しましては、公明党といたしましても、一般質問等を行い、予算要望もお願いしたところでもあります。全国に先駆けての制度であり、一定の評価はいたすところですが、市営住宅の代替住宅であるならば、市営住宅条例に沿って、この要綱を設置して、その要綱に沿った運営を図るべきだと思います。また、全体計画を策定されて、今後なお一層の取り組みをしていただきたく希望いたします。

日野市立高幡保育園の用地を土地賃貸契約書に基づき、借地使用しておりますが、賃貸借期間が3カ年間で、承諾に基づき延長することができるようになっていっているとはいえ、市立高幡保育園は昭和36年4月1日に開設をされ、昭和56年11月1日に全面改築をしたところでありますが、地権者との土地賃貸借契約は、公共の施設としての用地でありますから、借地借家法に基づいた一定の期間を設定して契約すべきだと考えますので、今後、慎重な対応をしていただきたいことを要望いたします。

小・中学校の給食については、学習指導要領において、給食指導は「学校行事」等、及び「学級指導（特別活動）」に位置づけられていましたが、平成元年の改定においても学級活動として特別活動に位置づけられてまいりました。また、学習指導要領の総則で、健康教育の一環としての実践的、総合的な給食指導が求められておるところです。より質の高い食器具を使用して、日野市立の全校全児童生徒が、より豊かな食事の場となり、よりよい食習慣、食事のマナーを身に着けるための基礎的条件となりますので、そのきめ細かな改善と努力をお願いしたいところです。

また、食物アレルギーの児童生徒の指導も、適切にお願いしたいところです。

さらには、カフェテリア方式などの選択メニューの採用や、給食と弁当の選択方式等、御検討をお願いいたします。

以上、意見を申し述べましたが、平成3年度、主要な施策の成果といたしまして、その報告書がございますが、公明党といたしましても、一般質問や予算要望をさせていただきまして、一つ一つの提案が施策の成果として如実にあらわれておるものもございますので、このことにつきましては、理事者並びに関係部局の皆様にご感謝申し上げます。

以上、公明党を代表いたしまして、意見とさせていただきます。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

〔15番議員 登壇〕

○15番（土方尚功君） 日野市議会自由民主党を代表いたしまして、平成3年度一般会計決算について意見を述べます。

振り返れば、理事者にとって平成3年は大変な年であったと思われます。年度当初では、歳入に係る都市計画税にかかる市税条例の一部を改正する条例が、議員の良識により他市との均衡を図るとともに、市民の税負担軽減を図る立場で、修正可決、日野市青年の森あずみ荘設置条例の修正可決、一般会計予算については、（仮称）浅川公会堂建設関係費と防災情報センター用地取得関係費を、現状の問題解決後に補正計上すべきと歯どめをかけ、公明党さんとともに予備費に組み入れた修正可決となりました。

第2回定例会においては、多摩平支所にかかる日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例は否決、日野市乗鞍高原あずみ荘設置条例の一部を改正する条例の修正可決、補正予算第1号は、日野山荘の関係での修正可決がされました。

第3回定例会においては、幼児教育センター設置条例の一部を改正する条例が否決となり、補正予算第2号は、豊田駅北口市有地暫定利用計画調査委託料の関係において、検討不十分な点と、職員の英知を出して活用を図るべきだとの観点から、修正可決となりました。

第4回定例会においては、議会を長期欠席した教育長の陳謝が行われ、条例においては、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の修正可決、補正予算第3号においても、リサイクル事業の関係で修正可決となりました。

その後、平成4年度第1回定例会においては、補正予算第5号においては、修正まで至らなかったものの、商工費のリサイクル事業費関係で、理事者側において訂正が行われました。このことは、実質修正に値するものであり、年度途中で新規事業を起こし、事業がうまくいかないため年度途中に減額をし、決算上あらわれないよう画策したもののあらわれであります。このときは、年度末の関係から、当初に予算化し事業が実施できなくて不用となったものが、30項目にも及んでおります。この中には、清流監視指導員謝礼、緑の実態調査検討委員謝礼などと、緑と清流をうたう市長の根本にもかかわる事業の未実施が含まれております。ほかにも大きな減額要素として、事業費に対する取り組み不足から実施時期がおくれて不用額となっている点が見受けられます。土木費の道路新設改良費のうち、公有財産購入費では、当初予算1億円、補正1号にて6,480万

円を増額し、9,400万円の減額など、この例であります。

以上のように、条例において2件の否決、3件の修正可決があり、予算においては毎回といってよいほどの修正可決でありました。これらの要員は、それぞれに市長の独断性、思いつき、行政対応のまずさに尽きると思われます。

決算審査の中で明らかになった事柄、指摘事項は多岐にわたりますが、次の点を強く指摘します。

まず、橋梁新設改良費、これは繰越明許費として9,595万9,000円を、万願寺歩道橋新設工事委託料として繰り越したものであります。このことは、平成2年3月定例会において、その4、工事委託契約として、工期、平成3年3月30日、1億1,888万6,000円での締結の承認をし、10月1日に建設省と契約したものであります。その後、第4回定例会において契約の一部変更があり、1億7,197万2,000円の契約となりました。このときの説明によれば、8月に1億7,197万2,000円の通知が建設省の方からあり、市の予算が1億1,900万円のため、予算より5,300万円の不足を来していたが、工期等の問題から、市の予算の残額で契約を結び、12月中に変更契約を結び、工事の発注をするとのことでした。一方、第3回定例会において不足額の5,846万9,000円を補正しております。

平成3年に入り、第1回定例会において2回目の契約の一部変更により、業者への発注時期がおくれたため、契約工期を平成3年7月31日までと変更いたしました。よって、繰越明許として補正予算第5号の中で承認をし、あわせ第2回定例会において市長より、平成2年度日野市繰越明許費の繰越額について、地方自治法施行令146条第2項の規定により、計算書並びに金額とが確定、との報告を受けているものであります。しかし、決算書によれば、8,413万3,000円を委託料とし、不用額1,182万7,000円となっております。このことは、繰越明許という年次をまたがること、関係省庁への委託事業といえども、さきの経過からしても不明朗と言わざるを得ません。

（仮称）浅川公会堂の基本計画についても、同様に繰越明許された部分ですが、懇談会の動向などからして、無理のある委託と支出であったと思われるところですが、残念ながら調査不足からこの点には触れませんが、当初予算で修正が加えられた予備費にかかる指摘を行います。

例年のとおり3,000万円の予備費に、防災情報センター関係で11億799万5,000円、（仮称）浅川公会堂の関係で1億円の歯どめのかかった財源としての予備費であったところ、防災関係はその対策も図られ、良とするところですが、公会堂の件については、懇談会の解散後は何らの積極的な対応も図らず、放置していたと言わざるを得ません。

事もあるに、この歯どめのかかった予備費を平山京王緑地関係と退職手当に充当してしまっただことが判明しました。平山京王緑地は、諸般の事情があったといえ、平成2年3月に市が寄付を受けたものであり、管理は市が行うものであります。その予算の手当でもせず放置し、管理の一環といえる草刈り作業委託料として、10月31日、1,138万1,000円の充当、支払いは平成4年2月28日、1,107万2,500円、また防災工事として、平成4年2月17日、1,736万6,000円の充当、支払いは平成4年5月19日、1,699万5,000円となっています。それぞれ当初予算で手当てができずとも補正予算で対応すべきであり、怠慢と言わざるを得ません。

また、退職手当については、3月補正第5号にて大きく1億1,496万円の増額をしているにもかかわらず、3,691万円を3月31日付で充当しております。このことは、二、三月に退職申し出があった4人分との説明であります。予見をされることは十分可能でありますし、また内容からすれば、3月31日付、補正の専決処分にも付しても何ら否とすることではないものです。これらから2月17日の時点で1億円を割り込み、3月末残額が4,628万2,000円となったものです。基礎となる3,000万円の使途は、緊急措置用として市長にゆだねられているところですが、1億円は公会堂にかかるものとして目的を明らかにし、予備費としたものです。公会堂問題については、年度末まで努力を重ねるべきであります。さきにも述べたように、行政の怠慢や先見性のなさから発生したもので、到底、緊急性のある措置とは認めることができません。

監査委員は、会計技術的見地から監査を行い、計数的には良としたところですが、我々議会人としては、監査委員の意見は当然のことと受けとめるとともに、今、一部ではありますが、指摘をした部分、また前段で申し上げた全般の流れなどから、市長の行政執行に対し、政治的、道義的責任を強く問うものであります。

以上のようなことから、日野市議会自由民主党を代表して、平成3年度一般会計決算認定に反対する意見といたします。良識のある議員の賛同方をお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

〔21番議員 登壇〕

○21番（奥住日出男君） 市民クラブを代表しまして、平成3年度一般会計決算を認定する立場から、簡単に意見を述べさせていただきます。

私ども市民クラブは、これまで限られた財源の効率的、計画的な運用を基本に、諸施策の推進を要望し、市民生活の改善、向上をチェックしてまいりました。

平成3年度の決算は、執行部側からの主要な施策の成果についての報告、さらには監

査委員の意見書等により、予算の執行が適正に処理され、諸事業も基本計画、実施計画と関連して、おおむね所期の目的が達成されたことを確認いたしました。市長以下、職員の努力に敬意を表したいと存じます。

しかしながら、時代を考えますと、もっと積極的に、そしてきめ細かに事業を推進していただきたいと思う点もございますので、3点について指摘をさせていただき、一層の努力をお願いしたいと思います。

3点のうち2点については、今日的課題の一つでございます高齢者施策についてでございます。

まず1点は、高齢者施策については、当市もいろいろ事業を計画、実施してきておりまして、市民から喜ばれ、他市からも問われることも多々ございます。しかし、現状に甘えることなく、時代を読むことも大切です。

（仮称）日野市多摩川苑福祉ゾーン計画について、イメージプランが示されました。事業の早期実施をお願いしたいと思いますが、用途地域指定変更等、課題があると説明されました。この土地の活用につきましては、昨年、特別養護老人ホームの建設を緊急課題であり、最優先事業と位置づけた時点で、既に問題点のクリアーについては、当然、検討されたはずだと思います。積極的に施策について検討した結果、いち早くイメージプランができ上がったということであれば結構でございますけれども、人口の高齢化が急速に進むことを考え、また現在、特養老人ホームの待機者が98名いる、これらのことを考えますと、なお一層の努力をお願いしたいと考えております。さらに積極的に推進を要望しておきます。

2点目は、財源確保、効率的運用という面から、老人健康増進事業について意見を述べたいと思います。

この事業につきましては、実態をもっと分析していただいて、新しい時代におけるあるべき姿を検討していただきたい、こういう点でございます。喜ばれているから実施するという観点から、一歩進めて、困っているから実施するのだというのが、新しい時代における福祉のあり方ではないかと考えます。所得制限、限度額の設定、あるいは年齢層の引き上げ等々、検討課題はたくさんあると思います。きめ細かな行政の推進をお願いしたいと思います。

最後の、3点目でございます。日野市行財政改革に関する基本方針の推進についてでございます。監査委員からも指摘をされておりますが、本年6月初めに係長職と係長相当の職員に対し、残業時間に応じた時間外勤務手当を支給せず、かわりに係長職手当を

一律支給している点を、東京都より、改善するよう指導を受けておりますけれども、昭和62年2月に作成された日野市行財政改革に関する基本方針の推進事項の一つに、給与の適正化があります。その中で、給料については、職務の内容、責任に応じた職務給の導入を図り、諸手当については、合理性に欠ける手当は廃止する、このようにうたわれております。都の指導を無視するということは、労基法を無視することにつながります。早急に適切な是正をお願いしたいと思います。

以上、3点について指摘をさせていただきましたけれども、より一層の御努力をさらに、切にお願いをしまして、市民クラブの意見とさせていただきます。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

〔29番議員 登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君） 1991年、平成3年度日野市一般会計決算の認定に当たりまして、日本共産党市議会議員団を代表し、可決の立場を表明して意見を申し上げたいと思います。

全般的にあって、革新市政5期目、その政策実現の目標に対し、その第3年度に当たったわけでございますが、ふさわしい成果を上げた決算内容と言えます。

財政状況についても、健全の範囲での運営がなされております。

主要な施策の成果については、決算書及びその別冊、主要な施策の成果・基金の運用状況に、197ページにわたりまして、日野市みずからが発表をされております。詳細については、その別冊などに任せて、省略をいたしたいと思います。全体的に、率直に評価できる成果であるということが言えると思います。

歳入の中での留意点を1点、申し上げます。大企業主要25社の法人税割分の落ち込みでございます。平成2年度は、市税収入に占める25社の法人市民税、均等割分を除きまして、24億4,400万円でございます。これは、市税全体の9.3%を占めていたわけでございます。ところが、平成3年度は、18億9,900万円となりまして、市税全体の6.9%ということになったわけでございます。

ここで、配慮すべきことは、大企業には徴税の点でも厳しく見る、中小企業については優しく見る、ということが必要であるというふうに思います。大企業には税制上の優遇措置がふんだんになされております。また、政府による支援活動が行われております。今年度も政府により、公共事業を独占する大企業有利の公共投資の政策が、政府によって行われました。

また、金利負担についても、バブル投機集団にプラスになるような不公平なそういう

制度によって、大企業には政府等の援助があるわけでございます。こういう点を考え、今後、日野市の財源を安定していくために、大企業に対する適正な課税について、種々、研究をしていくことが必要であるというふうに思います。

反対に、中小企業に対しては、税制上の配慮とともに、融資制度のさらなる改善、拡大、仕事の供給、こういうことを日野市自身も力を尽くしていただくとともに、政府や都に、その立場から要求をしていただきたいと思うものでございます。

歳出の面で、若干の点を申し上げたいと思います。

健康と福祉をめぐる政策について、でございます。住宅政策については、高齢者への住宅政策の確定と、その実施が大きく進んだ年でございます。あわせて、多摩川苑福祉ゾーンの計画等が進んでまいりました。また、これらが公的な住宅の政策、民間住宅、こういう点で、政策がスタートしたわけでございますが、これが本年度に至っては、借上公共賃貸住宅、あるいはまた栄町の高齢者サービスセンターの住宅の計画等へと、発展をいたしてまいっております。御承知のとおり、日野市のこれらの住宅政策は、全国的にも注目を浴びる先進的なものでございます。この政策をさらに一層、次年度へと発展をさせていただくよう、強く期待を申し上げる次第でございます。

次に、学童クラブでございますが、これも20カ所の目標を総達成をいたしました。他の行政諸団体に比べ、革新市政ならではの画期的な到達点であるというふうに言えます。さらなる充実を期待する次第でございます。

また、こばと寮、生活寮のスタートが実現をいたしました。長年の願いである精神薄弱者の方々を初め、難しい課題に挑戦をして実現したものとして、貴重な成果であると思います。これからさらに、ますますふえていく、親亡き後の障害者を守る、こういう政策への発展として、この生活寮の施策をさらに一層伸ばしていただきたいと思う次第でございます。

また、市立病院の積立、20億円も大きなものがございます。市民の地域医療充実への期待として、大きなものがありますので、この点での政策を促進をしていただきたいと思います。

そのほか、生活・保健センター内での機能訓練の実施も、今後の政策的発展として貴重なものであったと言えると思います。

次に、教育と文化の点でございます。すべての中学校に、食堂方式による自校給食の制度が確立をいたしました。これも全国注目の成果であります。さらに一層メニューの豊富な給食、いろいろな形でさらなる発展の方向で前進をしていただくことをお願いを

申し上げる次第です。

これと関連をいたしまして、平成3年度ではございませんが、給食に関連して、本年度、三沢第小と第6小学校に生ごみ分解消滅機というものが設置をされました。市議会の中でも、これらに危惧の念を示す向きもございましたけれども、三沢台小等、現地の声を聞きますと、大変な歓迎でございます。このようなさまざまな点でユニークな政策も、今後とも実行していただくよう要望をしておくものでございます。ごみの処理、あるいは肥料への活用、また労働者の労働条件の向上など、一石二鳥にも三鳥にもなる、この機械の設置であったというふうに評価をしたい思います

また、小・中学校の大規模改修も積極的に進められ、児童、教職員、父母から喜ばれております。

また、日野山荘の完成、そして大成荘、13億円余の予算を見込んでスタートをして、間もなく落成を迎えるところになってきております。市民の感想は、大多数が日野山荘についても好評として歓迎をされております。管理・運営の点、サービスの点について申し上げるならば、本来なら、このような施設も市の職員によって完全な管理とサービスが貫徹をされるべきであると思います。しかし、諸般の事情で民間委託を行う、こういう状況の中では、現在の社会状況の中で、いろいろの不便な点も、あるいは出てまいっております。こういう点を今後、改善をしていただくことは、申し上げておきたいと思えます。

また、そのほか中学校の照明設備が5校に到達をいたしました。浅川のスポーツ広場も実現をいたしております。着々と勤労者、市民のスポーツ政策についても今後、充実をさせていただきたいと願うものでございます。

次に、まちづくりの点でございます。緑地信託が18件、6万1,206平方メートルに及んだ年でございました。また、緑地用地取得も8,910平米を実施したわけでございます。この二つの点は、引き続き発展中でございますけれども、これも全国の中では進んだ施策であると思います。さらなる充実によって日野市の緑を守り抜いていただきたい、こう要望する次第でございます。

また、区画整理についても一言申し上げておきます。18の地区で区画整理を行うというまちは、そうざらにはないと思います。この中で、地主さんたちによる積極的な組合施工の申し入れも相次ぐなど、より一層の住民合意と、借地・借家人等の要望も生かした区画整理として、振興を図っていただきたいと思うわけでございます。また、緑と清流を保つ、こういうまちづくりの点からも、配慮ある区画整理であってほしいという点

を、つけ加えておきたいと思えます。

下水道建設についても、約80億円を投資して、本年度、供給開始に向けまして、積極的な工事が行われた年でございました。今後とも清流を実現し、日野市の環境衛生を向上させるために、この点での引き続きの努力をお願いをしたいと思えます。

次に、川原付市営住宅でございますが、これも建てかえ4棟91戸が完成を見た年でございます。市民がその居住環境のよさに、歓迎をしているところでございますので、今後とも公共住宅の建設についても、弱者の配慮も含めて促進をしていただきたいと思います。

これと関連して、多摩平の建てかえ問題に対する市の態度を、高く評価をしておきたいと思えます。先日、日本共産党を初め自民党、公明党、社会党、民社党、各代表をお呼びいたしまして、全国公団住宅の居住者の代表者による全国集会がございました。この中で、多摩平団地自治会の会長さんが発言をして、満場の注目を浴びた点がございます。それは、日野市においては、建てかえするに当たっても市長自身が、あるいは市当局が、住民合意を前提とする、高齢者への配慮を前提とする、緑を保存することを前提とする、日野市のまちづくり計画を阻害しない設計を望む、これを強く公団に提示をしている、このことが市民本位の建てかえという方向での進行に大きな支えになっているということが、報告があったわけでございます。このような事例は全国にもまれであるようでございますので、そういうまちづくりの考え方、このことを日野市が今後とも続けていかれるように、心から要望をいたします。

産業の関係でございます。商店街のイベント補助金などが実施をされました。今、地元商店街が困難な状況を迎えているとき、地元商店の振興策として貴重なものであり、市の補助金を市民や消費者に還元しようとする、商店街のさまざまな努力がありました。ささやかではございますけれども、こういう点の配慮も今後きめ細かくお願いをしたいと思えます。

また、日野市勤労者互助会の10周年がございました。これが521事業者を2,527名に発展をいたしました。が、中小業者従業員の声を聞きますと、市行政に対する親密感を増すなど、プラスの面がございます。これらの点についても、今後、配慮ある行政を望む次第でございます。

また、市民自治、平和事業についても、一言触れておきます。地区センターが57カ所に到達をいたしました。そして既存のセンターの改善も行われてまいりました。より一層、この面での力を注いでいただくようお願いをいたします。

平和事業についてでございます。日野市も全国の先進非核自治体として、施策が進んでまいっております。しかし、規模は違いますけれども、川崎市などの例を見ますと、平和事業予算は毎年、5億円、6億円に達しております。川崎市が先ごろ建設をいたしました平和祈念館は20億円の総工費で、見事なものができ、市民から歓迎をされ、活用をされているということでございます。日野市がさらに非核自治体の国際会議でも招集するぐらいの意気込みで、平和事業をさらに一層進めていただくように、お願いを申し上げます。

次に、若干の要望点を申し上げます。リサイクル事業についてでございます。ごみ減量、リサイクル、この点については、地球環境を守る、この観点から、新鮮な角度で今後とも積極的に取り組んでいただきたい。その点で、留意する点は、大企業のごみの問題でございます。大企業が排出するごみが近年、そのパーセントが大きくふえてきていることは、東京都が発表した数字にも出ております。こういう点で、全面的なごみ減量、リサイクル政策を実施していただきたいという点を申し上げておきたいと思います。

駐車場の問題でございます。主要駅前3地区については、計画がスタートをいたしました。これからは居住地、団地等に対する駐車場対策を進めていただきたいと思います。

次に、ミニバスの点でございます。これも京王帝都電鉄が行っているミニバス事業は、日野市のみでございます。日野市らしい、言わば革新市政らしい政策として、市民が大歓迎をいたしております。これから先、日野台路線、三沢、倉沢路線等につきましても、その回数をふやす増発について、全力を尽くしてもらいたい。また、新設の計画が出されているところの促進をしていただきたいと思います。また、市役所連絡便についても、回数をふやしていただくよう特段の努力をお願いをしておく次第です。

次に、学校関係のことでございます。図書室における指導員の配置によりまして、児童を初め教職員、父母から強く歓迎をされ、好評の制度が今行われておりますが、これも日野が全国に誇る施策でございます。これをさらに小規模校のプールにおける指導員の充実、平山台小以外にもそういう似たような環境のところがございしますので、次の予算化では実施をしていただきたい。

また、修学旅行に、あるいは移動教室に看護婦のつき添い、これを実現をしていただきたいということを、要望をしておきたいと思います。

そして、今、請願等も出ております、よい入れ歯を健康保険でできるような施策、これについても、地方自治体としてできる努力に取り組んでいただきたい。

眼内レンズについても、日野市が先鞭をつけた自治体の一つとして頑張っていただ

きました。この点についても御努力を希望するものでございます。さらなる点につきましては、日本共産党市議団より例年のごとく予算要望書を提出をいたしますので、来年度予算化をお願いを申し上げます。

最後に、決算委員会の質疑におきまして論じられました二つの点について、意見を申し上げます。

一つは、憲法25条に関する論議でございます。市長が長寿国日本の原因の一つとして、憲法第25条を挙げられたわけでございます。私は、そのほかに憲法前文、憲法第9条もつけ加えたいと思うわけでございます。決算委員会におきましては、これは憲法25条のためではない、日本の経済成長があったから長寿国になったというような趣旨の発言などがございました。しかし、この経済成長も含めて考えてみるならば、市長の指摘が国民の最も強く感じる立場、指摘ではないか、というふうに私も同感でございます。

憲法前文には、御承知のとおり、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないよう、戦争の放棄を決意をしております。

また、第9条におきましては、国権の発動たる戦争を放棄する趣旨がうたわれているわけでございます。

そして憲法25条においては、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」

日本国民はアメリカやソ連などと違ひまして、戦争によって死ぬ人が戦後1人もいない。この現実をつくり上げてきました。これはほかならぬ日本国憲法の条文によって保障された国の政策あるいは制度、こういう中で今の環境ができ上がってきたことは、多くの学者が指摘をしているところでもあります。

また、決算委員会の中では、核兵器廃絶についても、今、核兵器の縮小が行われているのは経済上の理由にある、という意見があったわけでございます。しかし、私はそういうふうに見るのでは、世界の歴史や日本の歴史を正しく見て、我々が希望を持って市議会活動や政党活動、こういうことをしていくことができないのではないかというふうに思うわけでございます。世界の歴史などを見ましても、例えば、この地動説というのが現実のもの、真理のものとなるには、数百年かかったではありませんか。コペルニクスが1543年に地動説を唱えて、これを支持したガリレイは1642年に亡くなっておりま

すけれども、当時、宗教裁判にかけられて追放を社会からされました。しかし、350年後の現在、このガリレイの説も名誉回復がなされたわけであります。こういうふうにし

て、すべての真理、あるいは福祉や平和、こういうものは長い世界の歴史、運動によって実現をしてきているというふうに言えます。

民俗の独立についても、1945年には51カ国しか独立国はありませんでした。しかし、今、国連には175の国が独立して加盟をしているわけであります。

また、国民主権、国民が主人公の歴史についても、20世紀の初めには共和国制度、こういう国はアメリカ、スイスなどごく一部の国でありましたが、現在では共和国が147カ国になりまして、君主国はごく一部として残っているにすぎない状況であります。

これらは、すべて民俗の戦い、国民の戦いによって、運動によって実現をしてきたものであり、そういう意味から憲法を守る運動、あるいは核兵器廃絶の運動、ますます必要になってきている。こういう立場で、日野市が市民の心、要求をくみ取って、今後、行政上に生かしていただきたいというふうに思うわけでございます。

その点で、私が感動したのは、ことしの原水爆禁止世界大会と、平和祈念行事の式典などの出来事でございます。政府は、アメリカの国防の第一の優先として核抑止力、これを守る立場を表明をし、アメリカのこの立場によるグローバルパートナーシップに基づいて協力をする、という姿勢であります。しかし、広島市長、長崎市長は、祈念式典において堂々とあいさつをされたわけでございます。核抑止論は、広島市では絶対に容認をできない、長崎市長も同じ立場を表明されました。一刻も早い20世紀内に核兵器ゼロ、この実現を訴えられたわけでございます。こういう運動こそが、私たち市民の福祉や生活を守っていけることに直結をしているものと思います。そういう立場で物事を見て、今後も日野市が進んでいただくようお願いを申し上げます。

もう一つの点は、高齢者に対する見方の問題でございます。高齢者は弱者ではないか、というような見方の質疑について、議論が行われました。これに対して市長は、弱者というふうに一面的に決めつけるのは間違いではないか、高齢者の存在価値を大きく確信を持って答弁などをされておりましたが、このごろの社会状況を見るにつけ、市長のこの高齢者に対する位置づけ、これは今後の市政の発展にとっても大事な見方であると思いますので、ぜひそういう方々のエネルギーを生かした今後の市政をぜひ重視してやっていただきたいと思うわけでございます。

先日、市内で「これからの日野市をどうするか」という市民団体の会合があったそうでございます。そこで、最後に立ち上がりました89歳の、市民運動を今も元気にやっていらっしゃる方が「もし皆さんが推薦をいたすならば私は来年の市長選挙に立候補をしてもいい」というので、集会参加者の皆さんから拍手があったというのでございます。

こういうふうに、日野の市民の皆さんは本当に、高齢者の方も元気で未来を目指して頑張っているというふうにお見受けをいたします。

日野市は、森田市長を中心にして革新市政として全国から注目を浴びる施策を次々と実施をし、また、維持し、守り、発展をさせてきております。今の日野の革新市政というのは、私ども日野市民のみならず、日本中からととってもいいような、そういう注目を浴びて、大切な市政として評価をされておりますので、ますます一層、森田市長を先頭に、日野市職員の皆さんが一丸となって日野の革新市政を充実、発展させていただくように願うものでございます。

ちなみに、市町村の首長の年齢などをちょっと調べてみました。鹿児島県伊集院町の蓑輪さんという町長さんは86歳で5期目、元気で活躍中でございます。また、和歌山県の岩出町は、林町長が85歳で7期目で奮闘中だということでございます。栃木県那須町の益子町長は83歳、4期目、東京の葛飾区の区長さんは82歳で4期目、群馬県の伊勢崎市の市長さんは82歳で6期目、そして近くでは清瀬市の渋谷市長さんは79歳で9期目で頑張っておられるわけでございます。こういう点を見ても、日野市が、森田市長がさらに一層頑張って市政の中で重要な役割を果たしていただきたい、こう願う市民も非常に多数でございますので、それらの市民の期待にこたえていただくよう、再度希望をいたしまして、日本共産党市議団の意見を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君） これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（黒川重憲君） 挙手多数であります。よって議案第83号、平成3年度日野市一般会計決算の認定の件は認定されました。

これより議案第84号、平成3年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第85号、平成3年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第86号、平成3年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第87号、平成3年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第88号、平成3年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第89号、平成3年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第90号、平成3年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

特別会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計決算特別委員長 登壇〕

○特別会計決算特別委員長（高橋 徹君） それでは、平成3年度特別会計決算特別委員会の審査の経過と、その結果について報告を申し上げます。

特別会計決算特別委員会は、9月24日付託されておりました7議案、七つの特別会計決算について審査を行いました。

それでは、各会計審査に出されました質疑、意見を簡単に申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

なお、各特別会計決算の決算額などの羅列は、前例によりまして報告を省略させていただきます。

議案第84号、平成3年度日野市国民健康保険特別会計は、3名の議員より質疑が行われました。

主な質疑を報告申し上げます。助産費と育児手当の位置づけについて。国保運営協議会での国保料金の値上げについて。

また、意見として、人間ドックの早期実現について、との発言がありました。

採決の結果、議案第84号、平成3年度日野市国民健康保険特別会計決算は、全会一致で承認されました。

次に、議案第85号、平成3年度日野市土地区画整理事業特別会計決算は、6名の委員より質疑が行われました。

主な質疑でございます。西平山区画整理の業務委託について。保留地処分の現状と課題について。神明上区画整理事業の清算金について。日野駅前まちづくり調査委託について。高幡地区区画整理事業の中で、踏切の進捗並び進行状況について。第二助役就任後のまちづくりに関するプロジェクトについて。

意見として、市民要望を踏まえた区画整理事業を考えてほしい、との発言がありました。

採決の結果、議案第85号、平成3年度日野市土地区画整理事業特別会計決算は、全会一致で承認されました。

次に、議案第86号、平成3年度日野市下水道事業特別会計は、1名の委員より質疑が行われました。

主な質疑は、市の宅内配管は市内業者が行うと思うが、19指定業者で間に合うか。下

水道法22条2項の解釈について。

以上の質疑があり、意見は特になく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第87号、平成3年度日野市立総合病院事業会計は、5名の委員より質疑が行われました。

主な質疑を報告申し上げます。医業収益の入院並びに外来収益の傾向について。正看と准看が同待遇のようであるが、他の効率病院と比較してどうか。医業外収益の他会計補助金の内訳について。入院患者が減っているのに占床率を高める検討をなぜしないのか。平成4年度より薬価基準の引き下げがされ建値制になり、薬価差益が得られなくなり、医療技術費が加算されるようになっていくが、どのような対応策を講じているのか。患者に対する収益費用年度比較表は入院、外来別につくるべきではないか。人件費削減のために職務給の導入をすべきと思うが、どう考えているか。

また、意見として、病院の諸問題についての検討委員会が院内でつくられていることが、検討事項ごとに期限をつけて行い整理されることを要望する、指摘された事項を一つ一つ改善していくように要望する、との発言がありました。

採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第88号、平成3年度日野市受託水道事業特別会計決算は、特段、質疑、意見等もなく、採決の結果、全会一致で認定されました。

議案第89号、平成3年度日野市老人保健特別会計は、2名の委員より質疑が行われました。

主な質疑は、老人性白内障に対する眼内レンズ補助の経費を他の事業に活用する考えはないか、医療給付費のうち特別養護老人ホームに入所している人に関する経費は幾らか、特別養護老人ホームの入所待機者は何名いるか。

意見は特になく、採決の結果、議案第89号は全会一致、認定されました。

次に、議案第90号、平成3年度日野市老人入院共済事業特別会計は、2名の委員より質疑が行われました。

主な質疑は、老人入院看護料の貸付制度の手直しを考えているか、特に入院日数の長い人への給付方法について改善の検討をされてきたか。

意見は特になく、採決の結果、議案第90号は全会一致、認定されました。

以上で7議案の特別会計決算の審査報告を申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

これより本7件について採決いたします。本7件に対する委員長報告は認定であります。本7件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第84号、平成3年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第85号、平成3年度日野市土地地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第86号、平成3年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第87号、平成3年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第88号、平成3年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第89号、平成3年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第90号、平成3年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件は認定されました。

これより請願第3-29号、東京都青少年の健全な育成に関する条例の早期改正についての陳情の件を議題といたします。

本件については請願者より、委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、厚生委員長より報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君） 請願第3-29号、東京都青少年の健全な育成に関する条例の早期改正についての陳情であります。

本請願は、平成3年12月13日の定例会におきまして、本委員会に付託されたものでありまして、日野母の会、会長、川平亨様ほか1名の方から出された陳情でございますけれども、ただいま議長の方から紹介がございましたように、平成4年9月2日、川平亨様より取り下げの願いが議長あてに提出されました。

当委員会としましては、この取り下げを承認することに決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） ただいまの委員長の報告のとおりこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって請願第3-29号、東京都青少年の健全な育成に関する条例の早期改正についての陳情の件は取り下げることになりました。

これより請願第3-31号、都住宅供給公社による仮称「コーシャハイム神明三丁目住

宅」の建設に反対し計画の撤回を求める請願の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、建設委員長より報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（一ノ瀬 隆君） 都住宅供給公社による仮称「コーシャハイム神明三丁目住宅」の建設に反対し計画の撤回を求める請願につきましては、前期委員会から審査してきたところでありますが、このほど請願者を中心とした地域住民と住宅供給公社との話し合いが円満に解決し、建設の運びとなりました。このたび、この請願の請願者より、請願を取り下げたいとの申し出がありました。

委員会で審議の結果、全会一致、取り下げを承認することに決しましたので御報告いたします。

○議長（黒川重憲君） ただいまの委員長の報告のとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって請願第3-31号、都住宅供給公社による仮称「コーシャハイム神明三丁目住宅」の建設に反対し計画の撤回を求める請願の件は取り下げることになりました。

これより請願第3-11号、日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願、請願第3-12号、拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情、請願第4-1号、米軍横田基地及び米軍関係施設の返還を求める陳情、請願第4-2号、横田基地における米軍空母艦載機飛行訓練の中止を求める陳情、請願第4-3号、労働時間短縮についての陳情、請願第4-7号、請負工事の議会の議決に付すべき金額の引上げについての陳情、請願第4-9号、旭が丘地区に駐在所の設置を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本7件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第4－8号、七ツ塚・日奉氏館址周辺保存の陳情、請願第4－11号、学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と減額措置撤廃、除外された費用の復元を求める陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本2件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第2－24号、「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願、請願第2－25号、中ホール建設に関する請願、請願第3－17号、日野市市民多目的ホール新設に関する請願、請願第4－5号、日野市立総合病院を多摩平地域に建て替えることに関する陳情、請願第4－12号、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理と新たな広域処分場建設計画に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本5件については、厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中

の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第2－4号、京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願、請願第2－28号、大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願、請願第3－4号、区画整理の諸点についてご配慮下さいの請願、請願第3－5号、まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願、請願第3－19号、高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願、請願第3－33号、山崩れの再発防止ならびに恒久的な水の処置に関する請願、請願第3－34号、団地からの雨水流出防止と隣接山林の樹木についての請願、請願第4－10号、多摩川自治会内の建築許可に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本8件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第33、議会運営委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、議会の効率的な運営等に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第34、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第35、スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化施設対策特別委員長より、スポーツ・文化施設に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第36、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より、交通に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第37、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より、市立病院等に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第4－13号、義歯診療報酬の引き上げを求める意見書採択に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第4－13号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において厚生委員会に付託をいたします。

お諮りいたします。請願第4－13号は、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第4－14号、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第4－14号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第4－14号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議員提出議案第13号、看護婦確保法の制定等に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○21番（奥住日出男君） 議案第13号、看護婦確保法の制定等に関する意見書でございます。

案文につきましては、お手元に配付してあります要旨のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第13号、看護婦確保法の制定等に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第14号、安心して飲める水道水の水質基準見直しについての意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○21番（奥住日出男君） 議員提出議案第14号、安心して飲める水道水の水質基準見直しについての意見書でございます。

案文につきましては、お手元に配付してあります要旨のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第14号、安心して飲める水道水の水質基準見直しについての意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第15号、首都高速道路延長に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○27番（市川資信君） 議員提出議案第15号、首都高速道路延長に関する意見書、案文につきましては、お手元に配付しております要旨のとおりでございます。よろしく御賛同のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第15号、首都高速道路延長に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第16号、J R中央線三鷹～立川間高架化・複々線事業の促進に関する決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○27番（市川資信君） 議員提出議案第16号、J R中央線三鷹～立川間高架化・複々線事業の促進に関する決議、案文についてはお手元に配付されているとおりです。よろしく御賛同のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第16号、J R中央線三鷹～立川間高架化・複々線事業の促進に関する決議の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第17号、第11次道路整備5箇年計画の拡大に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○27番（市川資信君） 議員提出議案第17号、第11次道路整備5箇年計画の拡大に関する意見書、案文につきましては、お手元に配付されております要旨のとおりでございます。よろしく御賛同のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（黒川重憲君） 挙手多数であります。よって議員提出議案第17号、第11次道路整備5箇年計画の拡大に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第18号、佐川急便疑惑の全容解明と企業・団体献金の全面禁止を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○29番（竹ノ上武俊君） 佐川急便疑惑の全容解明と企業・団体献金の全面禁止を求める意見書の提案を申し上げます。

案文については、お手元にお届けをしてございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（黒川重憲君） 挙手多数であります。よって議員提出議案第18号、佐川急便疑惑の全容解明と企業・団体献金の全面禁止を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第19号、「国連・障害者の十年」最終年に当たっての意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○19番（板垣正男君） 議員提出議案第19号、「国連・障害者の十年」最終年に当たっての意見書であります。

案文については、お手元に配付されたとおりでございます。よろしく御審議をいただきまして、全員御賛成いただきますよう、お願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第19号、「国連・障害者の十年」最終年に当たっての意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第20号、健康保険で良い義歯が作れるよう抜本的な改善を求める意見書の件を議題といたします。

本件については、ただいま提出者の鈴木美奈子君より撤回したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第20号、健康保険で良い義歯が作れるよう抜本的な改善を求める意見書の撤回の件は、これを承認することに決しました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって平成4年第3回日野市議会定例会を閉会いたします。

午前3時43分 閉会

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長 黒 川 重 憲

署 名 議 員 執 印 真 智 子

署 名 議 員 田 原 茂

